

平成21年8月31日
国土交通省

平成20年度政策チェックアップ評価書

○政策目標(アウトカム)	業績目標								重要政策 I II III IV V	ページ
	○施策目標(評価の単位)	初期値 (年度)	平成20年度実績			前年度評価	目標値 (年度)			
			実績値 (年度)	評価						
○業績指標※赤字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標										

○ 横断的な政策目標

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備															
39 総合的な国土形成を推進する															
I193	211 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数:①国土数値情報ダウンロードサービス、②位置参照情報ダウンロードサービス、③オルソ化空中写真ダウンロードシステム)	①	33万件	平成18年度	81万件	平成20年度	A-2	A-2	現状維持又は増加	平成20年度以降毎年	*				554
		②	20万件	平成18年度	9万件	平成20年度	A-3	C-2	現状維持又は増加	平成20年度以降毎年	*				556
		③	4万件	平成18年度	23万件	平成20年度	A-2	A-2	現状維持又は増加	平成20年度以降毎年	*				
I194	212 国土の利用、整備及び保全に関する国民意識の醸成(国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数)		2,964,457件	平成19年度	3,914,847件	平成20年度	A-2	A-2	現状維持又は増加	平成20年度以降毎年	*				559
I195	213 テレワーク人口比率		約10%	平成17年度	約15%	平成20年度	A-2	C-2	維持	平成22年度	*	*			561
I196	214 大都市圏の整備推進に関する指標(①緑被率(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)、③帰宅支援者数(首都圏)、④公共交通利用トリップ数(首都圏))	①	34%	平成18年度	34%	平成18年度	C-3	C-2	維持	平成22年度	*				
		②	38,491kg/1日	平成16年度	38,396kg/1日	平成17年度	C-2	C-2	35,885kg/1日	平成22年度	*				
		③	約1,370万人	平成18年度	約1,370万人	平成18年度	C-2	C-2	半減	平成23年度	*				
		④	約105万トリップ	平成10年度	約105万トリップ	平成10年度	C-3	C-2	維持	平成20年度	*				
40 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する															
I197	215 電子国土Webシステムを利用する団体の数		33団体	平成15年度	2,492団体	平成20年度	A-3	A-2	2,000団体	平成20年度	*				568
I198	216 電子基準点の観測データの欠測率		0.71%	平成16年度	0.37%	平成20年度	A-2	A-2	1%未満	平成20年度	*				570
I199	217 基礎地図情報の整備率		0%	平成18年度	82%	平成20年度	A-2	新規	100%	平成23年度	*	*			572
41 離島等の振興を図る															
I199	218 離島地域等における交流・定住人口拡大施策の実施数		404施策	平成18年度	493施策	平成20年度	A-2	A-2	510施策	平成23年度	*				577
I200	219 離島地域の総人口		452千人	平成16年度	435千人	平成18年度	C-2	C-2	402千人以上	平成23年度	*				579
I201	220 奄美群島の総人口		126千人	平成18年度	122千人	平成20年度	B-1	A-1	123千人以上	平成20年度	*				581
I202	221 小笠原村の総人口		2.3千人	平成18年度	2.3千人	平成20年度	B-1	B-1	2.5千人以上	平成20年度	*				583
42 北海道総合開発を推進する															
I203	222 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加		-	-	14.6%	平成20年度	A-2	A-2	8%以上(農業着手前との差)	平成24年度	*				585
I204	223 北海道における水産物取扱いのうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合		12%	平成16年度	16%	平成20年度	A-2	B-2	概ね26%	平成23年度	*				589
I205	224 道外からの観光入込客数		635万人	平成17年度	628万人	平成20年度	B-3	A-2	900万人	平成24年度	*	*			591
I206	225 道外からの観光入込客のうち外国人の数		51万人	平成17年度	69万人	平成20年度	C-2	A-2	110万人	平成24年度	*	*			593
I207	226 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)		3.10百万円/人	平成17年度	3,438百万円/人	平成19年度	A-2	A-2	3.10百万円/人以上	平成24年度	*	*			595
I208	227 育成林であり水土保全林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合		61.7%	平成18年度	60.1%	平成20年度	B-2	C-2	62.9%	平成24年度	*	*			597
		新	228 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)		22,867人	平成19年度	24,262人	平成20年度	A-2	新規	31,000人	平成24年度	*	*	
I210	229 ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合		0.23%	平成17年度	1.53%	平成20年度	A-2	A-2	0.47%以上	平成24年度	*				601
11 ICTの活用及び技術研究開発の推進															
43 技術研究開発を推進する															
I211	230 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合		-	-	100%	平成20年度	A-2	A-2	80%	平成19年度以降毎年	*				603
44 情報化を推進する															
I212	231 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数		2件	平成19年度	3件	平成20年度	A-2	A-2	限りなくゼロ	平成20年度	*	*			609
I213	232 公共交通における情報サービスの情報化達成率		約60%	平成18年度	86%	平成20年度	A-2	A-2	約80%	平成23年度	*	*			611
12 国際協力、連携等の推進															
45 国際協力、連携等を推進する															
I214	233 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数		116件	平成18年度	118件	平成20年度	A-2	B-2	121件	平成23年度	*				615
I215	234 建設関係職種における受入研修生数に占める技能実習への移行申請者数の割合		80%	平成18年	112%	平成20年	A-3	新規	90%	平成24年	*				617
13 官庁施設の利便性、安全性等の向上															
46 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する															
I215	235 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(①耐震対策、②バリアフリー化、③環境への配慮、④総合)	①	64%	平成17年度	75%	平成20年度	A-2	A-2	85%	平成23年度	*	*			
		②	5%	平成18年度	14%	平成20年度	A-2	A-2	41%	平成23年度	*	*			
		③	14%	平成18年度	22%	平成20年度	A-2	A-2	35%	平成23年度	*	*			
		④	4%	平成18年度	10%	平成20年度	A-2	A-2	28%	平成23年度	*	*			
I216	236 保全状態の良好な官庁施設の割合等(①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準等の策定事項数)	①	71%	平成18年度	79.3%	平成20年度	A-2	A-2	80%	平成23年度	*	*			622
		②	3事項	平成18年度	16事項	平成20年度	A-2	A-2	25事項	平成23年度	*	*			629

成果重視事業(モデル事業)

○政策目標(アウトカム)	業績目標								重要政策 I II III IV V	ページ					
	○施策目標(評価の単位)	初期値 (年度)	平成20年度実績			前年度評価	目標値 (年度)								
			実績値 (年度)	評価											
3 地球環境の保全															
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う															
5	1 自動車分野のCO ₂ 排出量評価プログラムの構築(CO ₂ 排出量予測の誤差)		-	-	10%以内	平成20年度	A-3	C-2	10%以下	平成20年度	*				628
		安全で安心できる交通の確保、治安、生活安全の確保													
14	2 自動車事故の情報収集の強化と情報分析システムの構築事業(①自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数の増加、②自動車事故報告書作成時間の短縮)	①	3,680件	平成16年	5,280件	平成20年	A-3	A-2	6,000件	平成20年	*				630
		②	60分	平成16年	30分	平成20年	A-3	A-2	30分	平成20年	*				
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護															
34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する															
3	宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業(①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度)	①	2.7%	平成19年度	12.6%	平成20年度	C-2	C-2	大臣免許業者30%	平成21年度	*				632
		②	1.3%	平成19年度	2.1%	平成20年度	C-2	C-2	知事免許業者10%	平成21年度	*				
		②	78%	平成19年度	85%	平成20年度	A-2	A-2	50%	平成21年度	*				

○暮らし・環境

政策目標 1

少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標 1

居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。

業績指標

1	最低居住面積水準未満率
2	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国、②大都市圏）

【評価結果の概要】

（必要性）

高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯が、世帯人数及びその特性に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模等を備えた住宅を確保できるよう、良質な住宅の取得と賃貸住宅の供給を促進する必要がある。また、特に大都市部の賃貸住宅を中心に、ファミリー向けに適した規模の住宅が不足しており、子育てしやすい社会の実現のため、良質なファミリー向け住宅の供給を促進する必要がある。

（有効性）

最低居住面積水準未達率及び子育て世帯における誘導居住面積水準達成率ともに、過去の実績値が平成15年の調査結果のみであり、業績指標の動向が把握できないため、有効性について判断は困難であるが、既存ストックの有効活用を図りつつ、公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用やストック間の柔軟な利活用等を円滑に行うための仕組みづくりを進めている。また、ライフスタイルや世帯人数等に応じた居住ニーズが適切に実現されるために、深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されない住宅の供給支援等を行っている。

（効率性）

既存の住宅・建築物を活用した公的賃貸住宅の供給の促進や、高齢者等の住み替え等の推進等、既存ストックの有効活用を図りつつ、効率的に施策を実施していると評価できる。

（総合的評価）

業績指標は、5年に1度の住宅・土地統計調査に基づくものであり、過去の実績値は平成15年の調査結果のみであるため、傾向は判断できない。引き続き予算・税制・金融等の支援により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。

（反映の方向性）

住生活基本計画（全国計画）に基づき、予算・税制・金融等の支援により、現在の施策を引き続き着実に実施し、良質な住宅の取得と賃貸住宅の供給を促進する。

業績指標 1

最低居住面積水準未達率

評価

C-1	目標値：概ね0% (平成22年) 実績値：4.6% (平成15年) 初期値：4.6% (平成15年)
-----	--

(指標の定義)

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未達の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)

※A：最低居住面積未達世帯数 B：主世帯総数

注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要

- (1) 単身者 25㎡
- (2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

(目標設定の考え方・根拠)

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準として、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。

(外部要因)

世帯構成の変化等

(他の関係主体)

民間賃貸住宅事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月19日閣議決定)

【閣決(重点)】

なし

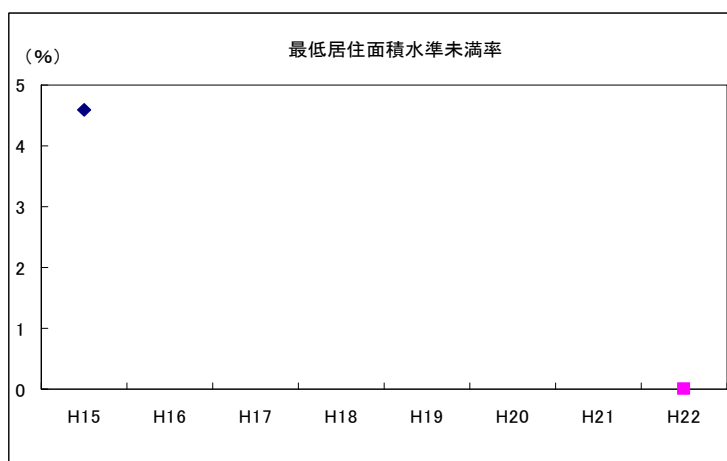
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値	(暦年)					
	H15	H16	H17	H18	H19	H20
	4.6%	—	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給の促進。
- ・独立行政法人都市再生機構(UＲ)による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給の促進。
 予算額：都市再生機構185億円の内数(平成20年度国費)
- ・住宅ローン減税や給与所得者が使用者から住宅資金の貸付等を受けた場合の特例措置、住宅取得資金の贈与税の特例措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務等による、良

質な持家の取得の促進。

- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進。
- ・子育て世帯等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援するあんしん賃貸支援事業を推進。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯の入居を円滑化。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進
- ・特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸屋住宅に係る特例措置（固定資産税）
特定市街化区域農地の所有者等が当該土地を転用して賃貸住宅を新築した場合に当該土地及び当該賃貸住宅に係る固定資産税を軽減。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

本業績指標に係る状況を把握するには、5年に1度行われる住宅・土地統計調査の結果が必要となるが、直近の調査結果は平成17年3月末に公表された平成15年調査によるものである。平成20年調査結果の確報値の公表を受けて、本業績指標の分析・把握が可能となるのは、平成22年春頃になる予定であるため、現時点で把握できない。

(事務事業の実施状況)

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。（平成20年度実績値：15,429戸）
- ・地域住宅交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。（平成20年度実績：2,474戸）
- ・独立行政法人都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進した（平成20年度計画戸数：780戸）。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進した。（平成20年度実績：99戸）
- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務により、良質な持家の取得を促進した（平成20年度実績：38,561戸）。
- ・UR賃貸住宅における居住の安定のための出資金制度を創設し、都市再生機構の賃貸住宅のストック再編に伴う家賃の上昇が、低所得の入居者の居住の安定に影響を与えないよう、低所得の入居者の家賃負担の増加を抑制した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、前述のとおり、過去の実績値が平成15年度の数値しかなく、傾向が判断できないこと、また、平成21年度に新規の施策を実施することからC-1と評価した。引き続き住生活基本計画（全国計画）に基づき、予算・税制・金融等の支援により、良質な住宅の取得と賃貸住宅の供給を促進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・地域の活性化のために、地方公共団体が自ら所有する住宅・建築物を改良し供給するタイプを地域優良賃貸住宅に追加する。
- ・高齢者が安全に移動するための一定のバリアフリー性能を備えた賃貸住宅の整備に要する費用等について、新たに地域優良賃貸住宅（高齢者型）として地域住宅交付金の基幹事業の助成対象に追加する。
- ・既存住宅を改良し、地域優良賃貸住宅（高齢者型）を供給する場合の加齢対応構造等の基準を緩和する。
- ・「安心住空間創出プロジェクト」において、地域に必要とされる社会福祉施設等の整備を促進するため、既設公営住宅等の除却費及び入居者の移転費等を地域住宅交付金の基幹事業の助成対象に追加する。
- ・公営住宅等のストックを円滑かつ効率的に更新（建替え・改修）するため、長寿命化のための計画策定費や改善費等を、公営住宅等ストック総合改善事業の助成対象に追加する。
- ・民間資金・ノウハウやストックを活かした公営住宅の供給を促進するため、民間事業者が建設した住宅を一定期間経過後、地方公共団体に譲渡することを約した上で、それまでの間、地方公共団体が借上げ公営住宅として借り上げる場合の建設時点における整備費に係る助成対象の拡充等を行う。
- ・借上げ公営住宅の供給を促進するため、既存民間住宅の一部を借り上げて公営住宅とする場合に他の住宅との衡平確保等の観点から、近傍同種家賃の額の算定方法を見直す。
- ・UR賃貸住宅における居住の安定のための出資金の拡充。
- ・中堅勤労者等における無理のない負担での住宅取得を支援するため、住宅ローン減税について延長・拡充を行うとともに、個人住民税からの控除制度を導入する。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業において、買取型の融資率上限を10割への引上げや、融資対象となる諸費

用に建築確認申請費用等を追加するなどの拡充を実施する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課 (課長 中井川 誠)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室 (室長 瀬口 芳広)

住宅局住宅総合整備課 (課長 本東 信)

土地・水資源局土地政策課土地企画調整室 (室長 清瀬 和彦)

業績指標 2

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国、②大都市圏)

評価

①	C-1	目標値：50% (平成22年) 実績値：42% (平成15年) 初期値：42% (平成15年)
②	C-1	目標値：45% (平成22年) 実績値：37% (平成15年) 初期値：37% (平成15年)

(指標の定義)

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B)

①※A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数

②※A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数

注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

注2 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 55㎡

②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡

(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 40㎡

②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

(目標設定の考え方・根拠)

平成15年度時点において、全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、引き続き半数の子育て世帯が誘導居住面積水準を達成することを目標とし、住生活基本計画で設定されている目標値(全国：50%(H22)、大都市圏：50%(H27))をもとにH22の目標値を決定。

(外部要因)

世帯構成の変化等

(他の関係主体)

民間賃貸事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月19日閣議決定)

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

なし

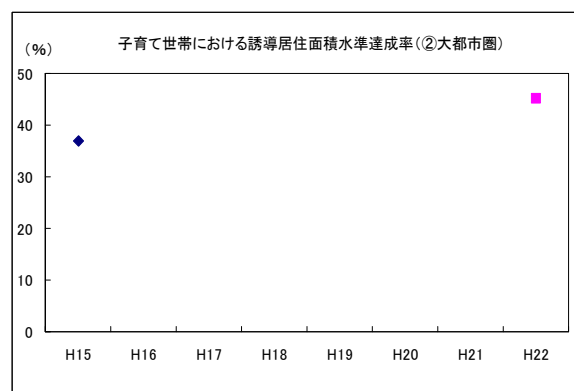
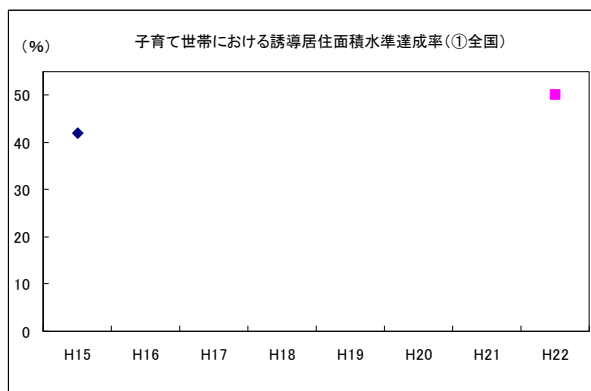
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(暦年)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
①	42%	—	—	—	—	—
②	37%	—	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・独立行政法人都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度による、良質な賃貸住宅の供給の促進。
予算額：都市再生機構185億円の内数(平成20年度国費)
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進。
- ・子育て世帯等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援するあんしん賃貸支援事業を推進。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯の入居を円滑化。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進。

関連する事務事業の概要

- ・住宅ローン減税や給与所得者が使用者から住宅資金の貸付等を受けた場合の特例措置、住宅取得資金の贈与税の特例措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務等による、良質な持家の取得の促進。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税・個人住民税・法人税）
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に課税長期譲渡所得所得金額2,000万円以下の部分について軽減税率を適用。
- ・特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸屋住宅に係る特例措置（固定資産税）
特定市街化区域農地の所有者等が当該土地を転用して賃貸住宅を新築した場合に当該土地及び当該賃貸住宅に係る固定資産税を軽減。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

本業績指標に係る状況を把握するには、5年に1度行われる住宅・土地統計調査の結果が必要となるが、直近の調査結果は平成17年3月末に公表された平成15年調査によるものである。平成20年調査結果の確報値の公表を受けて、本業績指標の分析・把握が可能となるのは、平成22年春頃になる予定であるため、現時点で把握できない。

(事務事業の実施状況)

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務により、良質な持家の取得を促進した（平成20年度実績：38,561戸）。
- ・独立行政法人都市再生機構による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進した（平成20年度計画戸数：780戸）。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住替え等を促進した。（平成20年度実績：99戸）
- ・地域住宅交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。（平成20年度実績：2,474戸）

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、前述のとおり、全国値は過去の実績値が平成15年の42%しかなく、傾向が判断できないこと、また、平成21年度に新規の施策を実施することからC-1と評価した。

また、大都市圏においては、平成27年度までに半数の世帯が誘導居住面積水準を満たすことを目標に、平成22年度の目標値を設定しているところ、全国値と同様に過去の実績値が平成15年の37%しかなく、傾向が判断できないこと、また、平成21年度に新規の施策を実施することから、C-1と評価した。

引き続き住生活基本計画（全国計画）に基づき、予算・税制・金融等の支援により、良質な住宅と賃貸住宅の供給を促進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・地域の活性化のために、地方公共団体が自ら所有する住宅・建築物を改良し供給するタイプを地域優良賃貸住宅に追加する。
- ・「安心住空間創出プロジェクト」において、地域に必要とされる社会福祉施設等の整備を促進するため、既設公営住宅等の除却費及び入居者の移転費等を地域住宅交付金の基幹事業の助成対象に追加する。
- ・公営住宅等のストックを円滑かつ効率的に更新（建替え・改修）するため、長寿化のための計画策定費や改善費等を、公営住宅等ストック総合改善事業の助成対象に追加する。
- ・民間資金・ノウハウやストックを活かした公営住宅の供給を促進するため、民間事業者が建設した住宅を一定

期間経過後、地方公共団体に譲渡することを約した上で、それまでの間、地方公共団体が借上げ公営住宅として借り上げる場合の建設時点における整備費に係る助成対象の拡充等を行う。

- ・借上げ公営住宅の供給を促進するため、既存民間住宅の一部を借り上げて公営住宅とする場合に他の住宅との衡平確保等の観点から、近傍同種家賃の額の算定方法を見直す。
- ・中堅勤労者等における無理のない負担での住宅取得を支援するため、住宅ローン減税について延長・拡充を行うとともに、個人住民税からの控除制度を導入する。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業において、買取型の融資率上限を10割への引上げや、融資対象となる諸費用に建築確認申請費用等を追加するなどの拡充を実施する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）

住宅局住宅総合整備課（課長 本東 信）

土地・水資源局土地政策課土地企画調整室（室長 清瀬 和彦）

○暮らし・環境

政策目標 1

少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標 2

住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。

業績指標

3	住宅の利活用期間（①滅失住宅の平均築後年数、②住宅の滅失率）
4	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合
5	既存住宅の流通シェア
6	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合
7	新築住宅における住宅性能表示の実施率

【評価結果の概要】

（必要性）

国民の居住ニーズの多様化や、住宅ストックが量的に充足する一方での人口・世帯減少社会の到来、さらに環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化といった様々な課題への対応が求められる中、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、良質な住宅ストックを将来世代へ承継させるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場を整備することが必要である。

（有効性）

良質な住宅ストックを将来世代へ承継させることができ、かつ国民が安心して住宅を選択できる市場環境の実現のためには、居住者の安全・安心にも繋がる適切なリフォームや計画的修繕の促進による質の向上、住宅の性能や維持管理状況及び取引価格といった情報の提供の充実、さらには良質な住宅ストックの取得支援等を行うことが求められる。これらに資する施策の実施により、当該施策目標を構成する業績指標のうち、住宅の利活用期間、既存住宅の流通シェア及び25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合が順調に推移しているため、冒頭に述べた市場環境の実現に向けて効果的に行われたと評価できる。

（効率性）

住宅ストックに係る質の向上の促進や性能・維持管理面に対する不安の解消、既存住宅の取引時における価格等情報提供の充実、その他既存住宅の取引活性化に資する関係制度の改善や充実等、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境の整備に向けた課題を的確に踏まえつつ、こうした課題に応えるための施策を効率的に講じているところである。例えば、住宅履歴情報の整備、簡易な住宅評価手法の開発、インターネットを通じた不動産取引情報の提供等、相対的にコストのかからない手法を用いて実施する等、効率的に行っていると評価できる。

（総合的評価）

業績指標の中には、その評価の際に必要となる住宅・土地統計調査等の結果が5年に一度しか得られず、平成20年度の実績を把握できないものもあることから一概には評価し難いものの、着実に進展している指標も見られる。今後も、新たな施策や、既存の取組の拡充などを適宜検討しつつ、総合的な施策を引き続き推進する必要がある。

（反映の方向性）

住生活基本計画（全国計画）に基づき、これまで取り組んできた施策について、内容の拡充等も検討しつつ引き続き取り組み、住宅の市場環境整備を推進する。

業績指標 3

住宅の利活用期間 (①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率)

評価

①減失住宅の平均築後年数 A-1	①目標値：約35年(平成22年) 実績値：約30年(平成15年) 初期値：約30年(平成15年)
②住宅の減失率 A-1	②目標値：約7.5%(平成17~22年) 実績値：約8%(平成10~15年) 初期値：約8%(平成10~15年)

(指標の定義)

- ① 減失住宅の平均築後年数…減失住宅の築後年数の平均 ($\sum(N \times y) / \sum N$)
- ② 住宅の減失率…過去5年間に減失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合 ($\sum N / S$)
- ※N：過去5年間に減失した住宅戸数(建築時期区分別)
- ※y：経過年数(建築時期区分別)
- ※S：期間当初の住宅総戸数

(目標設定の考え方・根拠)

住宅の利活用期間の状況を示す指標として設定。①②共に、「住生活基本計画(全国計画)」(平成18年9月19日閣議決定)で設定している目標値(①約40年(平成27年)、②約7%(平成22~27年))を基に、平成22年の目標値を設定。

(外部要因)

資金調達可能額の動向

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月19日閣議決定)

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

なし

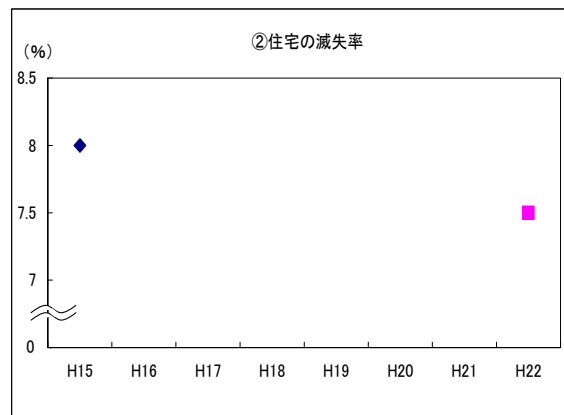
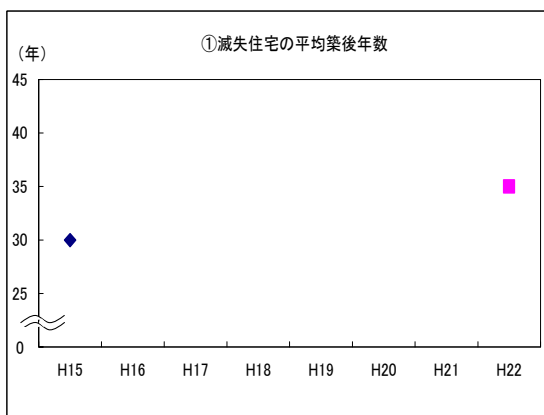
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(暦年)

H15	H16	H17	H18	H19	H20
①約30年	①-	①-	①-	①-	①-
②約8.0%	②-	②-	②-	②-	②-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく措置
長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針を定めるとともに、長期優良住宅の認定基準等関連の政省令等を整備。

- 超長期住宅先導的モデル事業（平成21年度より、「長期優良住宅等推進事業」へ名称を変更）の実施
「いいものをつくってきちんと手入れして長く大切に使う」というストック型社会における住宅のあり方について、具体的内容をモデルの形で広く国民に提示し、技術の進展に資するとともに普及啓発を図るため、モデル事業の整備費等に対し助成。
予算額：住宅市街地環境整備事業費（平成21年度より、「住宅・建築物市場環境整備事業費」へ名称を変更）180億円のうち、130億円（平成20年度）
- 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進。
予算額：住宅市場整備推進事業 4億円（平成20年度）
- 住宅の長寿命化に対応した住宅ローンの開発
住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの開発を促進する観点から、住宅金融支援機構の証券化支援業務について、超長期の償還期間の設定が可能となるよう措置（従来：35年→50年）。
- 超長期住宅推進環境整備事業（平成21年度より、「長期優良住宅等推進環境整備事業」へ名称を変更）の実施
長期優良住宅等を推進する環境整備のための担い手の育成、ビジネスモデルの構築を図るため、住替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等へ助成。
予算額：超長期住宅推進環境整備事業費（平成21年度より、「長期優良住宅等推進環境整備事業費」へ名称を変更）4億円（平成20年度）
- 優良住宅取得支援制度
一定以上の省エネ性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性のいずれかの性能が優れた優良な住宅の取得を、住宅金融支援機構が金利の引き下げにより支援する制度。
出資金：700億円（平成20年度）
- 既存住宅の融資限度の見直し（改修費用の上乗せ）
住宅金融支援機構の証券化支援業務について、既存住宅購入と併せてリフォームを行う場合の融資限度額の見直しを行い、既存住宅取得時におけるリフォームを促進。
- 簡易な住宅評価手法の開発
既存住宅の流通の円滑化を図る観点から、既存住宅について、経年劣化の状況等を簡易に評価する手法について検討。
- 指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供
消費者による相場観の把握等を支援する観点から、指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引価格情報を活用し、インターネットを通じて提供。
予算額：不動産取引情報提供システムの拡充に関する調査検討業務事業費 500万円（平成20年度）
- 土地総合情報システムの運用
個別の不動産取引情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ上で提供。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 4.3億円（平成20年度）
- 価格査定マニュアルの策定と普及促進
宅建業者が、不動産の価格査定の根拠として活用できるよう価格査定マニュアルを策定するとともに、既存住宅の質やリフォームなどの維持管理状況を適切に価格査定に反映できるよう適宜改定を実施。
- 住宅の長寿命化を促進する税制上の特例措置の創設
耐久性、耐震性及び可変性等を備える質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、一定の基準に適合する認定を受けた計画に係る長期優良住宅に対する税制上の特例措置を創設。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

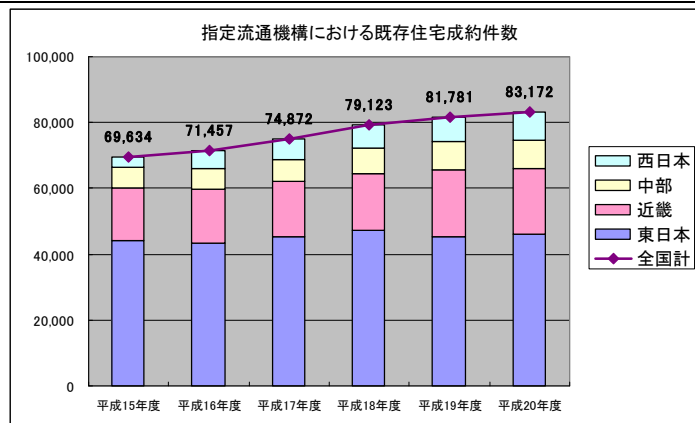
目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

本業績指標に係る状況を把握するには、5年に一度行われる住宅・土地統計調査の結果が必要となるが、直近の調査結果は平成17年3月末に公表された平成15年調査によるものである。平成20年調査結果の確報値の公表を受けて、本業績指標の分析・把握が可能となるのは、平成22年春頃になる予定であるため、現時点で把握できない。

一方、指定流通機構（レインズ）における既存住宅の成約件数（平成15年度は約7万件。これは平成15年住宅・土地統計調査より推計した全既存住宅流通戸数約17.5万件的のうち、約4割に相当）の推移をみると、平成15年度以降、着実に拡大傾向にあり、直近においても、平成19年度が約8.2万件弱に対し、平成20年度は約8.3万件強と僅かではあるが増加している。

このことから、既存住宅が滅失されず新たな所有者の下で更に利活用される戸数が増加しているものと考えられるため、当指標についても順調に推移しているものと推測できる。



(事務事業の実施状況)

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（公布：平成20年12月5日）の施行（平成21年6月4日）に向け、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針を定めるとともに、長期優良住宅の認定基準等関連の政省令等を整備。
- ・平成20年度税制改正において、認定を受けた長期優良住宅にかかる不動産取得税、固定資産税、登録免許税について、一般の住宅に比べさらに軽減する特例措置を創設。
- ・超長期住宅先導的モデル事業について、2回の公募を実施し、計88件のモデル事業を採択。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進。
- ・住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの開発を促進する観点から、住宅金融支援機構の証券化支援業務について、超長期の償還期間の設定が可能となるよう措置（従来：35年→50年）。
- ・超長期住宅推進環境整備事業について、住替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等へ助成。
- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、既存住宅の場合に、省エネ性、バリアフリー性についての要件を緩和。
- ・平成14年8月に既存住宅へも対象を拡大した住宅性能表示制度の一層の普及を図るとともに、既存住宅の経年劣化等の状況を簡易に評価する手法を検討。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援業務について、既存住宅購入と併せてリフォームを行う場合、購入費の最大10割（従前：9割）まで融資率の引き上げを実施。
- ・指定流通機構（レインズ）の保有する個別の不動産取引情報の提供について、情報量の拡大や機能性向上等、システムの拡充方策を検討。
- ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格等の情報提供について、Jリート等、既に公開されている取引価格等の情報を一体的に取り込み、提供情報を充実。
- ・戸建住宅の価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、マニュアルの改訂を検討。
- ・マンションみらいネットについて、フラット35との連携等により、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。
- ・不動産統合サイト運営協議会及び幹事会にて、不動産統合サイト活性化に向けた具体的検討を進め、不動産流通近代化センターを中心としたプロジェクトチームが不動産統合サイトのリニューアル開発を推進。
- ・既存住宅の流通を促進するための仕組みや、消費者が安心してリフォームを行えるようにするための仕組みについて調査審議を行うため、平成21年2月、社会資本整備審議会住宅地分科会において、既存住宅・リフォーム部会を設置。
- ・社会資本整備審議会産業分科会不動産部会において、重要事項説明制度の見直しを中心に、購入者等に対するより適確な情報提供のあり方、「告知書」・「インスペクション」の活用等による既存住宅流通市場の活性化のための方策等について検討。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当指標に係る平成20年度の実績は正確には把握することができないものの、指定流通機構（レインズ）における既存住宅の成約件数の推移を踏まえると、既存住宅流通市場の規模は拡大傾向にあり、減失されず新たな所有者の下で更に利活用される既存住宅の戸数も増加していると考えられることから、住宅の利活用期間も順調に推移しているものと推測される。また、今後も質の高い住宅の供給や流通の促進に向け、これまでの施策の拡充や新たな措置を講じることとしているため、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・平成21年度税制改正において、長期優良住宅の取得促進のための住宅ローン減税を拡充するとともに、投資減税型措置を創設。

- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、金利優遇期間を10年へ延長（従前：5年）。さらに、長期優良住宅等の性能の特に優れた住宅については、補正予算で20年へ延長。
 - ・指定流通機構（レインズ）の保有する不動産取引情報の提供システムの改修を検討。
 - ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格等の情報について、取り込んだ情報を基にした取引価格指数の整備等、新たな利活用方策を検討。
 - ・既存マンションの価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、マニュアルの改訂を検討。
 - ・不動産統合サイトについては、平成21年4月にリニューアルを実施。引き続きコンテンツ拡充の方策を検討するとともに、その普及と利用を促進する。
 - ・社会資本整備審議会住宅宅地分科会既存住宅・リフォーム部会、及び産業分科会不動産部会において、既存住宅の流通の促進策等について検討。
- （平成22年度以降）
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）
 関係課：総合政策局不動産課（課長 海堀 安喜）
 土地・水資源局土地市場課（課長 田村 計）
 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）
 住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）
 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 伊藤 明子）
 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 山崎 房長）

業績指標 4

リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

評価

C-1	目標値：3.9%（平成22年） 実績値：2.4%（平成11～15年平均値） 初期値：2.4%（平成11～15年平均値）
-----	---

（指標の定義）

過去5年間の1年あたりのリフォーム実施戸数を当該5年間の最終年の住宅ストック戸数で除したものの。(A/B)

※A：リフォーム実施戸数（年間） B：住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

（目標設定の考え方・根拠）

リフォームの実施状況を示す指標として、「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月19日閣議決定）で設定している目標値（5%（平成27年））を基に、平成22年の目標値を設定。

（外部要因）

資金調達可能額の動向

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

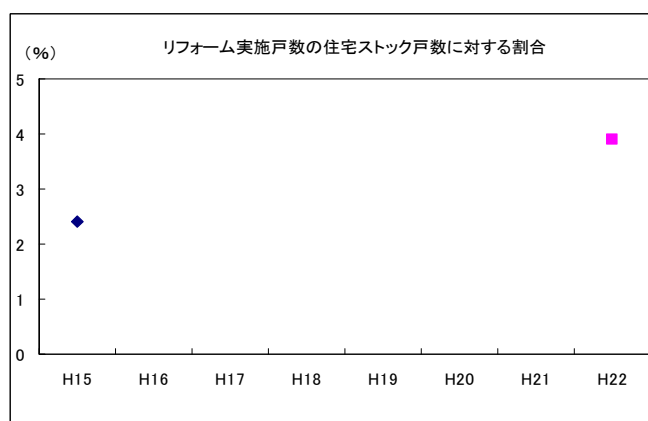
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(暦年)
H15	H16	H17	H18	H19	H20
2.4%	—	—	—	—	—

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

- 優良住宅取得支援制度
一定以上の省エネ性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性のいずれかの性能が優れた優良な住宅の取得を、住宅金融支援機構が金利の引き下げにより支援する制度。
出資金：700億円（平成20年度）
- 既存住宅の融資限度の見直し（改修費用の上乗せ）
住宅金融支援機構の証券化支援業務について、既存住宅購入と併せてリフォームを行う場合の融資限度額の見直しを行い、既存住宅取得時におけるリフォームを促進。
- 高齢者向け返済特例制度

収入の少ない高齢者が、持ち家のバリアフリーリフォーム等に要する資金の融資を受けられるよう、生存時は毎月利息のみを返済し、元金は死亡時に一括返済するという制度。

○住宅・建築物耐震改修等事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行なう制度。

予算額：住宅・建築物耐震改修等事業費 170億円（平成20年度）

○住宅に係る省エネ改修促進税制（所得税、固定資産税）

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、平成20年度税制改正において、既存住宅について一定の省エネ改修を行った場合に、所得税及び固定資産税の特例措置を創設。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

本業績指標に係る状況を把握するには、5年に一度行われる住宅・土地統計調査の結果が必要となるが、直近の調査結果は平成17年3月末に公表された平成15年調査によるものである。平成20年調査結果の確報値の公表を受けて、本業績指標の分析・把握が可能となるのは、平成22年春頃になる予定であるため、現時点で把握できない。

（事務事業の実施状況）

- ・住宅金融支援機構の証券化支援業務について、既存住宅購入と併せてリフォームを行う場合に、購入費の最大10割（従前：9割）まで融資率の引き上げを行い、既存住宅取得時におけるリフォームを促進。
- ・消費者が安心してリフォーム事業者を選択し、適切な工事を実施できる環境整備が各地において図られるよう、リフォームに係る技術的知見の提供や専門家派遣等の活動を支援。
- ・円滑な住宅流通や計画的な維持管理、災害や事故の際の迅速な対応等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる住宅履歴情報の蓄積・活用の仕組みの整備とその普及を推進。
- ・住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度（リフォーム（バリアフリー、耐震改修）費用に係る死亡時一括償還型融資）について、融資対象の追加（マンション専有・共用部分）や融資限度額の引き上げ（従前500万円→1,000万円）等を実施。
- ・住宅・建築物耐震改修等事業において、一定の収入以下の世帯の住宅について地域要件・建物要件の撤廃や、補助率の引き上げ等を実施。また、特に倒壊の危険性が高い住宅・建築物の耐震改修に係る助成を拡充することにより、住宅・建築物の耐震化を緊急的に促進。
- ・平成20年度税制改正において、省エネ改修を行った場合の所得税及び固定資産税の特例措置を新たに講じ、省エネに資するリフォームを促進。
- ・家庭部門・業務部門のCO₂排出量が増加傾向にあるなか、住宅・建築物における省CO₂対策を強力に推進するため、先進的かつ効果的な省CO₂技術が導入された住宅・建築物のモデルプロジェクトに対する補助制度を創設。
- ・平成19年度に創設されたバリアフリー改修促進税制の活用により、住宅のバリアフリー改修を促進。
- ・既存住宅の流通を促進するための仕組みや、消費者が安心してリフォームを行えるようにするための仕組みについて調査審議を行うため、平成21年2月、社会資本整備審議会住宅宅地分科会において、既存住宅・リフォーム部会を設置。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合について、直近の実績値は平成11年から15年の平均値しかなく、平成20年の実績値は平成22年春頃に総務省より公表されるため、把握できないが、これまでの施策の拡充や、新たな措置を講じることとしているため、C-1と評価した。

今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・平成21年度税制改正において、バリアフリー・省エネ改修に係る投資型減税措置を創設するとともに、従前のバリアフリー及び省エネ改修促進税制（ローン型）の適用期限を5年延長。さらに、住宅の耐震改修促進税制については、適用期限を5年延長するほか、要件の緩和等を実施。
- ・住宅・建築物耐震改修等事業について、それぞれ個別に実施していた同事業とアスベスト対策事業を廃止し、一体的な制度として、「住宅・建築物安全ストック形成事業」を創設するとともに、従前の事業の内容を拡充。
- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、金利優遇期間を10年へ延長（従前：5年）。さらに、長期優良住宅等の性能の特に優れた住宅については、補正予算で20年へ延長。
- ・民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージについて、住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の適用対象となるよう拡充。
- ・社会資本整備審議会住宅宅地分科会既存住宅・リフォーム部会において、リフォーム市場の整備のための方策等について検討。

(平成22年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課 (課長 中井川 誠)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室 (室長 瀬口 芳広)

住宅局住宅生産課 (課長 橋本 公博)

住宅局建築指導課建築物防災対策室 (室長 杉藤 崇)

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 伊藤 明子)

業績指標 5
既存住宅の流通シェア

評価

A-1	目標値：19%（平成22年） 実績値：13%（平成15年） 初期値：13%（平成15年）
-----	--

(指標の定義)

全住宅流通戸数に占める既存住宅の流通戸数の割合（ $A / (A + B)$ ）

※A：既存住宅の流通戸数（年間） B：新築戸数（年間）

(目標設定の考え方・根拠)

「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月19日閣議決定）で設定している既存住宅の流通シェアの目標値（23%（平成27年））を基に、平成22年の目標値を設定。

(外部要因)

地価・住宅価格の下落、市場の金利動向及び資金調達可能額の動向

(他の関係主体)

住宅建設業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

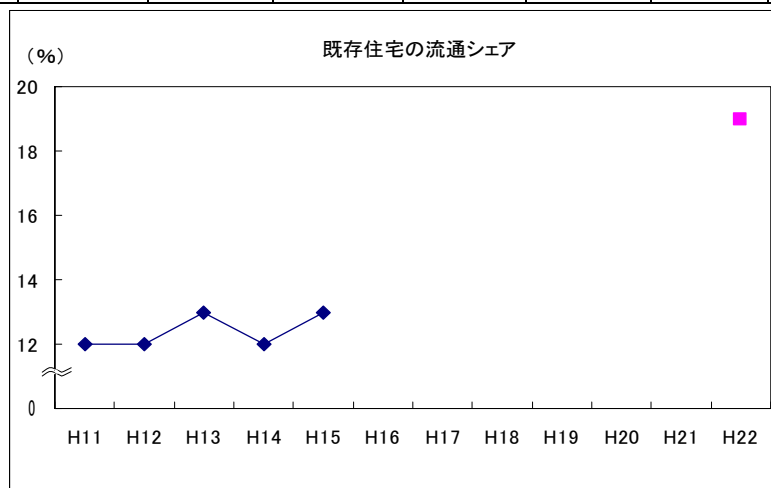
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値									(暦年)
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
12%	12%	13%	12%	13%	—	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 優良住宅取得支援制度
一定以上の省エネ性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性のいずれかの性能が優れた優良な住宅の取得を、住宅金融支援機構が金利の引き下げにより支援する制度。
出資金：700億円（平成20年度）
- 既存住宅の融資限度の見直し（改修費用の上乗せ）
住宅金融支援機構の証券化支援業務について、既存住宅購入と併せてリフォームを行う場合の融資限度額の見直しを行い、既存住宅取得時におけるリフォームを促進。
- 簡易な住宅評価手法の開発
既存住宅の流通の円滑化を図る観点から、既存住宅について、経年劣化の状況等を簡易に評価する手法について検討。

- 指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供
消費者による相場観の把握等を支援する観点から、指定流通機構（レイズ）が保有する不動産取引価格情報を活用し、インターネットを通じて提供。
予算額：不動産取引情報提供システムの拡充に関する調査検討業務事業費 500万円（平成20年度）
- 土地総合情報システムの運用
個別の不動産取引情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ上で提供。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 4.3億円（平成20年度）
- 価格査定マニュアルの策定と普及促進
宅建業者が不動産の価格査定の根拠として活用できるよう、価格査定マニュアルを策定するとともに、既存住宅の質やリフォームなどの維持管理状況等を適切に価格査定に反映できるよう適宜改定を実施。
- 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進。
予算額：住宅市場整備推進事業 4億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

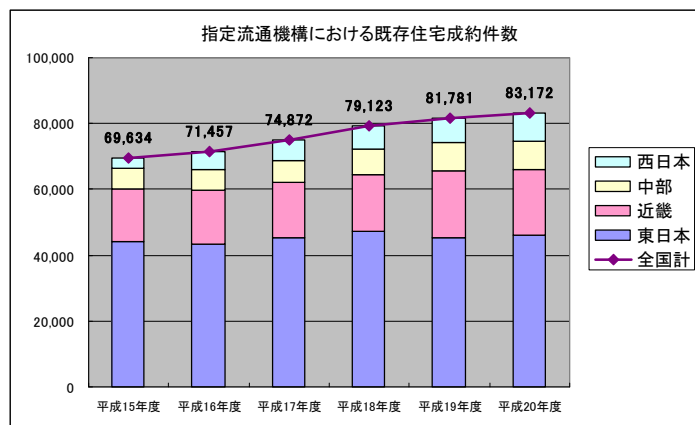
（指標の動向）

本業績指標に係る状況を把握するには、5年に一度行われる住宅・土地統計調査の結果が必要となるが、直近の調査結果は平成17年3月末に公表された平成15年調査によるものである。平成20年調査結果の確報値の公表を受けて、本業績指標の分析・把握が可能となるのは、平成22年春頃になる予定であるため、現時点で把握できない。

一方、指定流通機構（レイズ）における既存住宅の成約件数（平成15年度は約7万件。これは平成15年住宅・土地統計調査より推計した全既存住宅流通戸数約17.5万件的のうち、約4割に相当）の推移をみると、平成15年度以降、着実に拡大傾向にあり、直近においても、平成19年度が約8.2万件弱に対し、平成20年度は約8.3万件強と僅かではあるが増加している（前年度比+1.7%）。

また、同じく既存住宅の流通シェアの算出に影響する新築の着工総数の推移をみると、平成19年度は約103.6万戸、平成20年度は約103.9万戸とほぼ横ばいであり（前年度比+0.3%）、同シェアを増加させる方向に推移している。

以上より、当指標については順調に推移しているものと推測できる。



（事務事業の実施状況）

- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、既存住宅の場合に、省エネ性、バリアフリー性についての要件を緩和。
- ・平成14年8月に既存住宅へも対象を拡大した住宅性能表示制度の一層の普及を図るとともに、既存住宅の経年劣化等の状況を簡易に評価する手法を検討。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援業務について、既存住宅購入と併せてリフォームを行う場合、購入費の最大10割（従前：9割）まで融資率の引き上げを実施。
- ・指定流通機構（レイズ）の保有する個別の不動産取引情報の提供について、情報量の拡大や機能性向上等、システムの拡充方策を検討。
- ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格等の情報提供について、Jリート等、既に公開されている取引価格等の情報を一体的に取り込み、提供情報を充実。
- ・戸建住宅の価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、マニュアルの改訂を検討。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進。

- ・マンションみらいネットについて、フラット35との連携等により、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。
- ・不動産統合サイト運営協議会及び幹事会にて、不動産統合サイト活性化に向けた具体的検討を進め、不動産流通近代化センターを中心としたプロジェクトチームが不動産統合サイトのリニューアル開発を推進。
- ・既存住宅の流通を促進するための仕組みや、消費者が安心してリフォームを行えるようにするための仕組みについて調査審議を行うため、平成21年2月、社会資本整備審議会住宅宅地分科会において、既存住宅・リフォーム部会を設置。
- ・社会資本整備審議会産業分科会不動産部会において、重要事項説明制度の見直しを中心に、購入者等に対するより適確な情報提供のあり方、「告知書」・「インスペクション」の活用等による既存住宅流通市場の活性化のための方策等について検討。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当指標に係る平成20年度の実績は正確には把握することができないものの、指定流通機構（レインズ）における既存住宅の成約件数を踏まえると、既存住宅流通市場の規模は拡大傾向にあり、当指標は順調に推移しているものと推測される。

また、今後も消費者が安心して既存住宅の取引を行うことができる市場環境の実現や、良質な住宅の取得促進に向け、これまでの施策の拡充や新たな措置を講じることとしているため、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、金利優遇期間を10年へ延長（従前：5年）。さらに、長期優良住宅等の性能の特に優れた住宅については、補正予算で20年へ延長。
- ・指定流通機構（レインズ）の保有する不動産取引情報の提供システムの改修を検討。
- ・土地総合情報システムによる不動産の個別の取引価格等の情報について、取り込んだ情報を基にした取引価格指数の整備等、新たな利活用方策を検討。
- ・既存マンションの価格査定マニュアルについて、住宅の質及び管理状況に係る評価の必要性や、市場動向等を見据えつつ、マニュアルの改訂を検討。
- ・不動産統合サイトについては、平成21年4月にリニューアルを実施。引き続きコンテンツ拡充の方策を検討するとともに、その普及と利用を促進する。
- ・社会資本整備審議会住宅宅地分科会既存住宅・リフォーム部会、及び同審議会産業分科会不動産部会において、既存住宅の流通の促進策等について検討。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）
 関係課：総合政策局不動産課（課長 海堀 安喜）
 土地・水資源局土地市場課（課長 田村 計）
 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）
 住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）
 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 山崎 房長）

業績指標 6

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合

評価

A-1	目標値：38%（平成22年度） 実績値：37%（平成20年度） 初期値：20%（平成15年度）
-----	---

(指標の定義)

計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合。(B/A)

※A=5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数、B=Aのうち計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数)

(目標設定の考え方・根拠)

住宅ストックの1割以上を占める分譲マンションについては、共用部分を共同で維持管理することから、適時・適切に大規模修繕工事を実施するためには、予め適切な長期修繕計画を定めるとともに、これに基づく修繕費用の積立が不可欠であり、ストックの有効活用の状況を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値(50%(H27))をもとにH22の目標値を設定。

(外部要因)

資金調達可能額の動向

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

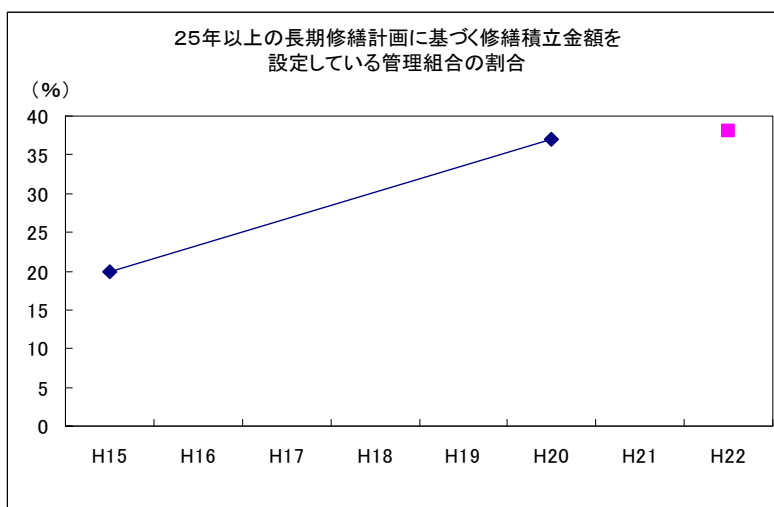
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
-	-	-	-	37%

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

○適切なマンションの長期修繕計画の策定のための仕組みづくり

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要であり、経年による劣化に対応するため、適切な長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立ててお

くことが必要であるため、長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表。

○長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの普及、セミナー等を実施。

関連する事務事業の概要

- ・管理組合の円滑な運営、適切な修繕の実施等を推進するため、居住者の間で定めるべき基本的ルールである管理規約の標準モデルであるマンション標準管理規約の普及。
- ・マンションの維持・管理のため「何を」「どのような点に」留意すべきかを定めたマンション管理標準指針の普及。
- ・管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、平成20年度の実績値は、15年度の20%から37%となり、目標に向けて指標は着実に伸びており、目標値の38%に向けて順調である。

(事務事業の実施状況)

長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として、「長期修繕計画標準様式」と長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン」を策定。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は37%であり、平成15年度の初期値から着実に普及促進が図られていることから、A-2と評価した。

適切な長期修繕計画の作成の推進を図るため、以下の施策を推進する。

長期修繕計画標準様式、長期修繕計画ガイドライン及び同コメントの普及。

マンション標準管理規約の普及。

マンション管理標準指針の普及。

管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・マンション等安心居住推進事業を創設し、マンションの維持管理・再生について、ソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象にモデル的に支援するとともに、その成果を活用して啓発を図る。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 中井川 誠)

関係課：住宅局市街地建築課マンション政策室(室長 山崎 房長)

業績指標 7

新築住宅における住宅性能表示の実施率

評価

B-1	目標値： 50 % (平成22年度) 実績値： 19.3 % (平成20年度) 初期値： 16 % (平成17年度)
-----	--

(指標の定義)

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、住宅品確法に基づく住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数の割合。（A/B）

A：住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数、B：年間の新設住宅着工戸数

注）「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、耐震、省エネルギー、バリアフリーなどの住宅の基本的な性能について、公正・中立な第三者機関が評価を行い、評価書を交付する制度。

(目標設定の考え方・根拠)

住宅を安心して選択できるための住宅の質に関する情報の提供状況を示す指標として設定。

新設住宅着工戸数（フロー）に対して、半数以上の住宅が住宅性能表示制度の評価を受け、性能が表示される住宅となることを目標とする。

(外部要因)

住宅・不動産市場

(他の関係主体)

住宅供給事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

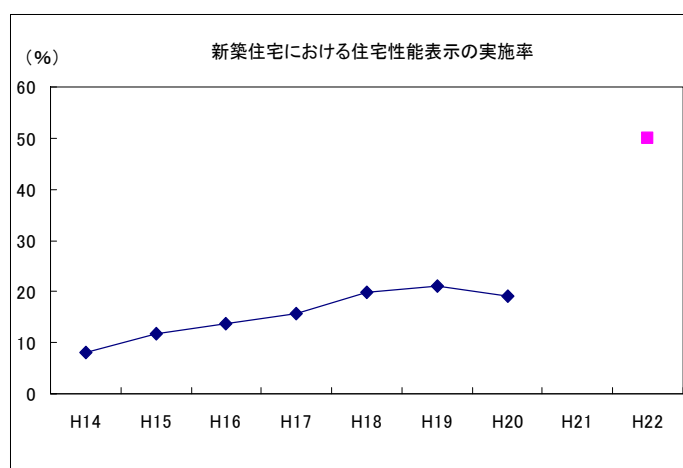
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
8.2%	11.7%	13.7%	15.6%	19.9%	21.0%	19.3%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①住宅性能表示制度については、住宅性能に関する消費者ニーズを的確に捉えた制度の充実に向け、技術面・制度面より検討を実施。（予算額 5,412百万円の内数）
- ②インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、制度の普及を促進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度の実績値は、19年度の21.0%から19.3%となり、目標に向けやや指標を下回った。目標値の50%に向けて、今後一層の取組みが必要な状況。
- ・住宅の利用関係別に普及状況を分析すると、分譲マンションでは6割に達している一方で、持ち家では1割強となっているなど住宅の属性により、普及状況に偏りがみられる。
- ・(財)住宅生産振興財団が実施した、総合住宅展示場の来場者に対する調査における住宅性能表示制度の認知度は5割程度となっている。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度は、省エネルギー法の改正に伴い、温熱環境に関すること等について、評価方法基準の改正を行った。
- ・また、一定の等級を満たした住宅に対する地震保険料の優遇や、住宅金融支援機構の証券化支援業務における金利の引下げの実施により制度利用の促進が図られた。
- ・平成20年度は住生活月間(10月)等の機会に、インターネットや新聞・雑誌、パンフレット等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、住宅性能表示制度の普及を促進した。
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下、「長期優良住宅法」という。)が平成20年12月5日に公布され、施行に向けて長期優良住宅の認定基準等を解説するための講習会を行った。
- ・平成20年4月1日に、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下、「住宅瑕疵担保履行法」という。)を一部施行し、住宅瑕疵担保責任保険法人として5法人を指定した。また、同法の円滑な施行を確保するため、事業者等に対する講習会の実施等の周知・普及を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の業績値は19.3%であり、前年度よりもやや低下した。
- ・平成20年度からの景気の急激な悪化により、住宅・不動産市場を取り巻く環境は厳しい状況にあり、平成20年度の実績が特異なものである可能性がある。
- ・これまでの推移では目標年度に目標値を達成できない可能性はあるものの、「経済危機対策」においても、住宅の省エネ化、長寿化への取組がなされているところであり、平成21年度は省エネルギー法の改正、長期優良住宅法の施行など住宅の性能向上に資する制度の施行により住宅の性能を示す本制度の活用が見込まれることからB-1と評価した。
- ・平成21年度以降においても住生活基本計画に基づき、引き続き住宅性能表示制度の普及についての一層の取組が必要な状況である。
- ・消費者や住宅生産者等利用者にとって、わかりやすく、使いやすい制度とするためには、住宅全般に対するニーズに加え、住宅の属性ごとの利用者のニーズについても把握することが重要であり、これらを踏まえ、引き続き制度の改善を検討する必要がある。
- ・住宅の取得に関心のある者に対して、必ずしも十分に制度が認知されていないため、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を図る必要がある。
- ・住宅瑕疵担保履行法を円滑に施行するため、事業者に対し住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置について周知・普及するとともに、住宅の発注者等に対し住宅を発注等する際の留意点等を周知・普及する必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・住生活基本計画に基づき、住宅性能表示制度の普及についての一層の取組が必要な状況であることから、平成20年度から引き続き、より住宅性能に関する消費者ニーズを的確に捉えた制度の充実に向け、制度・基準の見直しに着手。
- ・長期優良住宅の認定基準において住宅性能表示制度の評価方法基準が引用されていることから、長期優良住宅法の普及を図る中で住宅性能表示制度の普及・促進を図る。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅生産課(課長 橋本 公博)

○暮らし・環境

政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 3

総合的なバリアフリー化を推進する

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。

業績指標

8	主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積
9	公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）
10	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数（①低床バス車両、②ノンステップバス車両、③福祉タクシー）
11	バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機）
12	交通アドバイザー会議における意見への対応件数
13	ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数
14	園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（①園路及び広場、②駐車場、③便所）
15	バリアフリー化された路外駐車場の割合
16	高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）
17	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率
18	不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
19	ICカードが導入されたバス車両数

【評価結果の概要】

(必要性)

本施策は、高齢者、障害者等に配慮された社会を実現するものであり、高い公益性を有するものであるとともに、本格的な高齢化社会に対応するための緊急性を有しているものであり、政府(国)が主体となり自らの責務として実施する必要がある(バリアフリー新法において、国は移動等円滑化を促進するため、必要な資金の確保、教育活動、広報活動、その他の措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されている)。したがって、ユニバーサル社会の実現に向けて、高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等の各施策講じることが必要である。

(有効性)

ユニバーサル社会の実現のための施策目標の達成に向け、各業績指標に基づく事業等は概ね順調かつ着実に進捗しているところであり、また、バリアフリー新法に基づき市町村が作成する基本構想は、平成13年度末では15市町村において15の基本構想が策定されていたものが、平成21年3月末日現在では252市町村において326の基本構想が策定されており、順調かつ着実に増加しているところである。従って、ユニバーサル社会の実現に向けた各施策について有効に実施されたと評価できる。

(効率性)

バリアフリー新法に基づいた個々の施設整備と併せ、基本構想策定促進施策や「心のバリアフリー(一般国民一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深めること)」施策を行い、ハード対策のバリアフリーの効果をより一層高める等、一体的・総合的なバリアフリー化を推進し、低コストで有効性を高める取組みを行っている。また、直接公共交通機関の利用者からニーズの把握を行うことにより、効率的な施策への反映に努めた。従って、本施策目標の施策について、効率的に実施できたと評価できる。

(総合的評価)

ユニバーサル社会の実現のための施策目標の達成に向け、各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移しているところである。引き続き、バリアフリー新法に基づいた、公共交通機関、道路、都市公園、路外駐車場、建築物等の個々の施設・設備のバリアフリー化及び一体的・総合的なバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関の利用者のニーズの把握と施策への反映に努めていく必要がある。

(反映の方向性)

- ・より一層の一体的・総合的なバリアフリー化施策等の推進
- ・より一層の個々の対象施設・設備等のバリアフリー化等の推進
- ・公共交通利用者ニーズを踏まえた施策の推進

業績指標 8

主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積

評 価

A-2	目標値：約 70,000ha (平成24年度) 実績値：55,412ha (平成20年度) 初期値：50,997ha (平成19年度)
-----	---

(指標の定義)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)第25条第1項に基づき作成された基本構想において設定された重点整備地区の総面積

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー化の進捗率については施設単体ごと(鉄道駅、道路、建築物等)の目標はあるものの、それらの一体的・総合的な整備によって地域における面的なバリアフリー化がどの程度進捗しているかを示す指標が存在していなかったところである。

本指標は、バリアフリー新法第25条に基づき市町村が作成する基本構想において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に行うものとして設定された重点整備地区の総面積に一定の目標値を設定することにより、地域における面的なバリアフリー化の進捗を促すものである。

具体的には、70,000haを目標値として設定する。これは、特定旅客施設のある市町村については、バリアフリー新法施行前の実績に基づき将来予測を行い63,000haを、バリアフリー新法により基本構想を作成することが可能となった特定旅客施設のない市町村については、基本構想作成予定等調査(平成19年9月)における作成予定の150市町村が平成24年度までにすべて作成するものとして7,500haを見込み、これらを合算したものである。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

市町村(基本構想において重点整備地区を設定)

施設設置管理者(公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等)

(重要政策)

【施政方針】

- 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- 経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)
- 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)
- 経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日閣議決定)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)

【閣決(重点)】

- 社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章に記述あり」

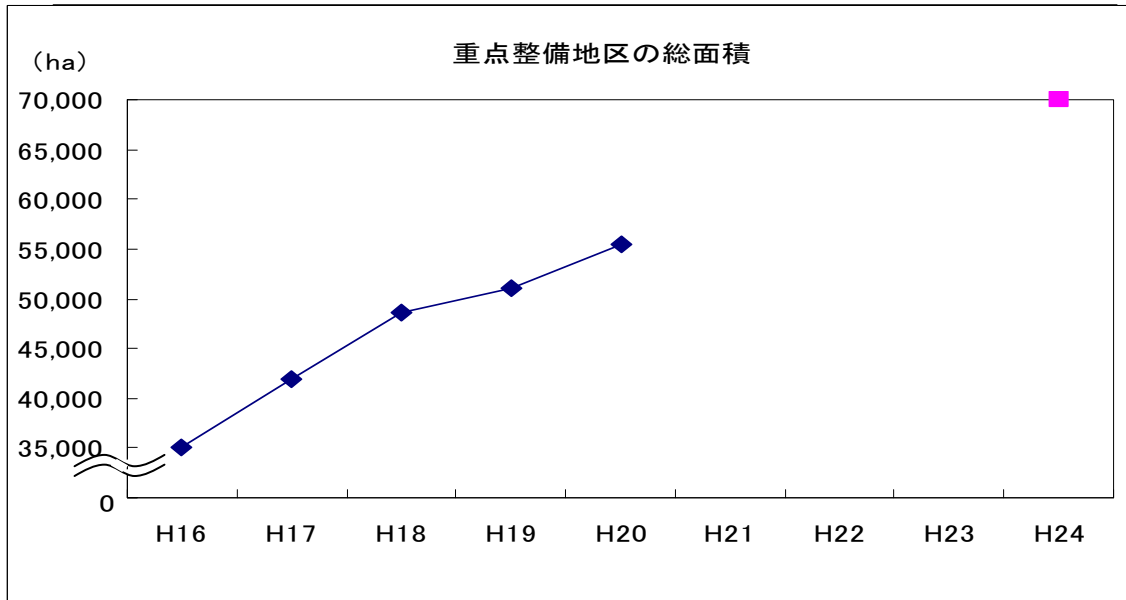
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
35,057ha	41,959ha	48,663ha	50,997ha	55,412ha	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.9 億円（平成20年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- ・バリアフリー新法に基づく基本構想の策定等に対する支援及び基本構想等に基づいて行う動く通路・スロープ等の整備や不特定多数の者が利用する認定特定建築物におけるエレベーター等の施設の整備等に対する支援を実施する。
予算額：バリアフリー環境整備促進事業 20,656 百万円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

重点整備地区の総面積については、平成16年度から平成20年度にかけての5年間で、年度平均の増加は50,000 haであり、そのトレンドを延長すると、目標年度において十分目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

バリアフリー新法に基づく基本構想において設定される重点整備地区の総面積の拡大を図り、主要な駅などを中心とした連続したバリアフリー化を促進するため、基本構想作成ガイドブックの作成、バリアフリープロモーターの派遣などの基本構想の作成に対する支援により、基本構想の作成を促進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年3月末現在252市町村により326基本構想が作成されている。重点整備地区の総面積は、平成20年度末において55,412 haと順調に推移している。基本構想を未作成の市町村が1,500程度あることから、引き続き、基本構想作成ハンドブック等の情報提供等を通じて、基本構想の作成の一層の促進を図ることにより、目標に掲げた重点整備地区の面積の増加が進むと考えられるため、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

基本構想作成における優良事例の収集や、基本構想を変更・作成することを考えている市町村においてケーススタディを実施することを内容とするバリアフリー新法に対応した基本構想の変更・作成促進事業を実施する。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）

関係課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

業績指標 9

公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）

評 価	
①特定道路におけるバリアフリー化率 A-2	①目標値：約75%（平成24年度） 実績値：約58%（平成20年度暫定値） 初期値：51%（平成19年度）
②段差解消をした旅客施設の割合 B-1	②目標値：100%（平成22年度） 実績値：67.5%（平成19年度） 初期値：67.5%（平成19年度）
③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合 A-1	③目標値：100%（平成22年度） 実績値：90.9%（平成19年度） 初期値：90.9%（平成19年度）
④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 A-1	④目標値：約5割（平成22年度） 実績値：44%（平成19年度） 初期値：44%（平成19年度）

（指標の定義）

①特定道路におけるバリアフリー化率

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に規定する特定道路（注）のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」の構造を満たす道路の割合。

特定道路におけるバリアフリー化率＝

特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長 ÷ 特定道路の道路延長

（注）特定道路：

駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの（延長約1,700km）

②段差解消をした旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（公共交通移動等円滑化基準）第4条（エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消）を満たしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

公共交通移動等円滑化基準第4条（エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消）を満たす旅客施設数

÷ 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設数

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条（視覚障害者誘導用ブロックの設置）を満たしたものの割合。

視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合＝

公共交通移動等円滑化基準第9条（視覚障害者誘導用ブロックの設置）を満たす旅客施設数

÷ 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設数

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準（注2）に適合するものの割合。

（注1）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

（注2）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

÷ 特別特定建築物の総ストック数

（目標設定の考え方・根拠）

①特定道路におけるバリアフリー化率

概ね10年後（平成29年度末）までに、バリアフリー新法に規定する特定道路において、バリアフリー化を概成させることを目指し、5ヶ年後の平成24年度末までに整備率を約75%にすることを目標とする。

②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（基本方針）において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
基本方針における平成22年までの目標（約50%）を設定している。

（外部要因）
②旅客施設の構造等
④経済状況等による新規建築物着工数等

（他の関係主体）
①②③地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
④建築事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

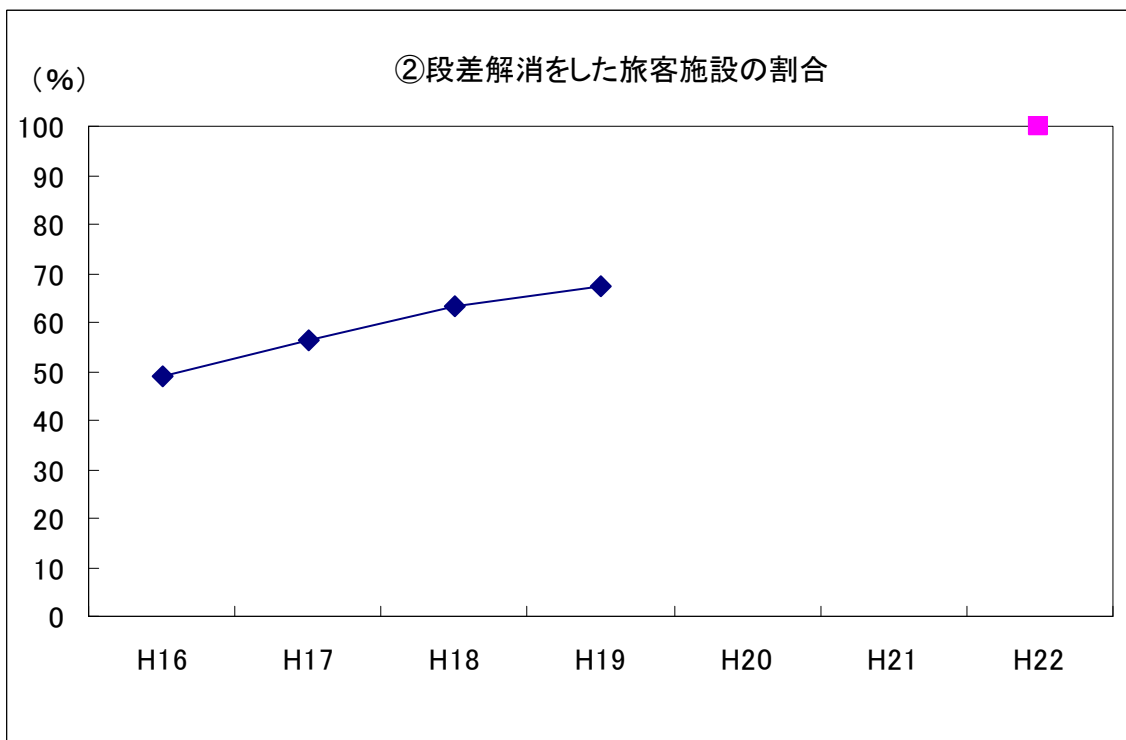
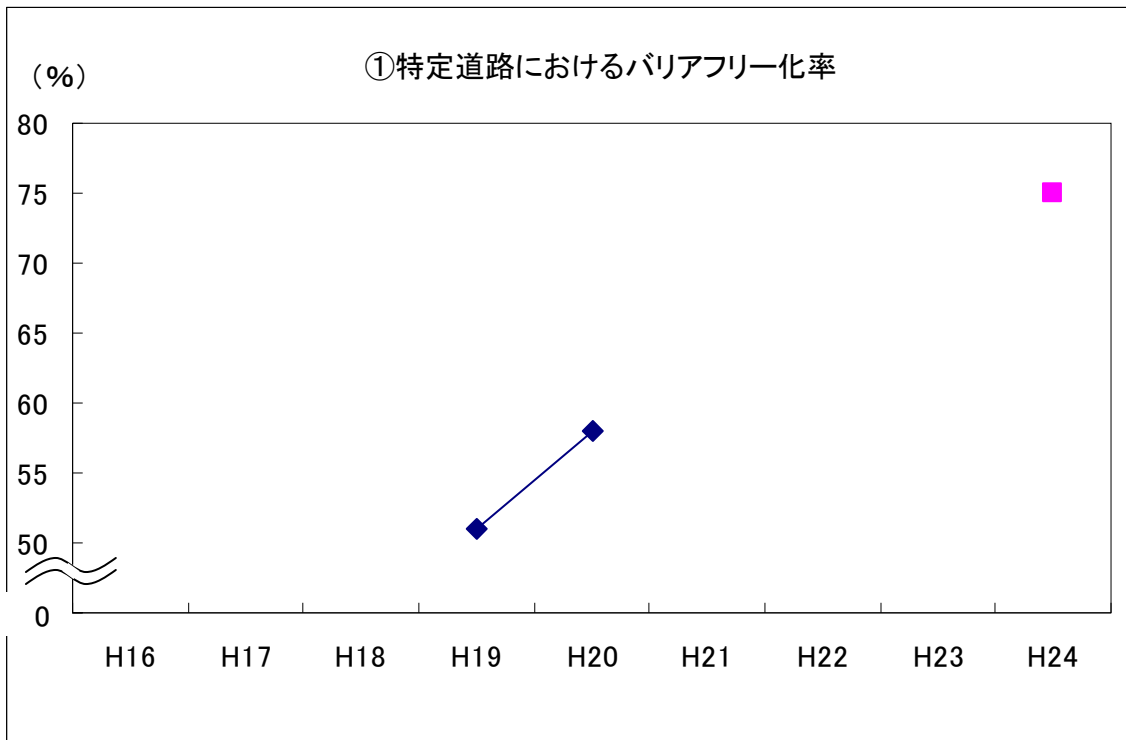
【閣議決定】
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

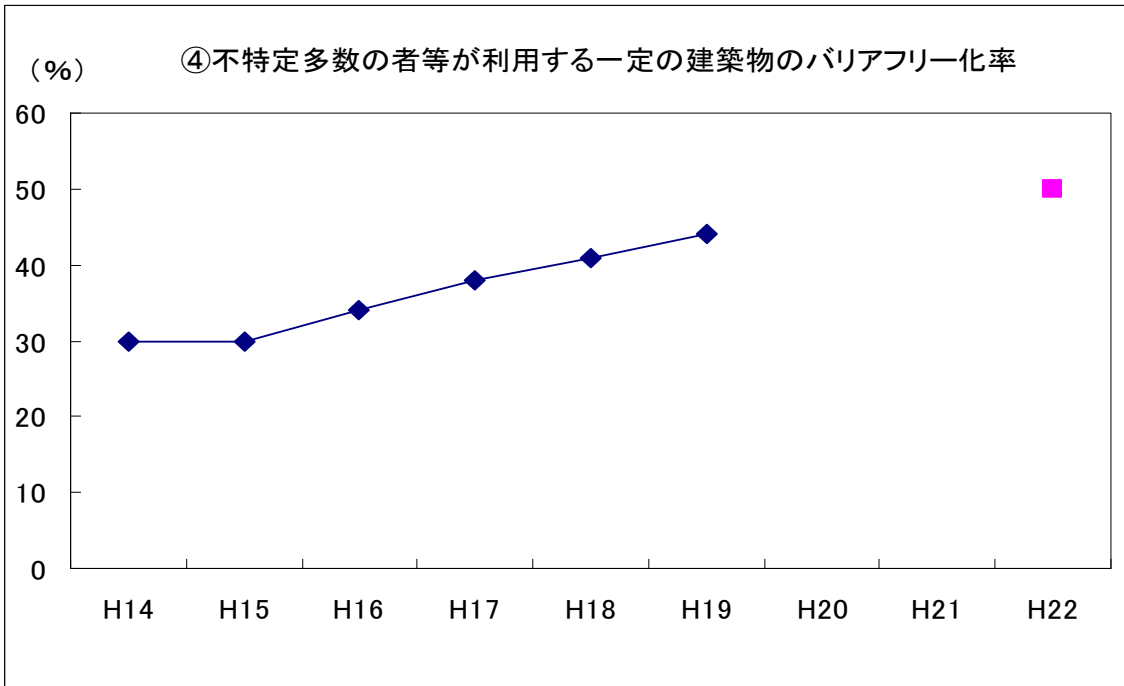
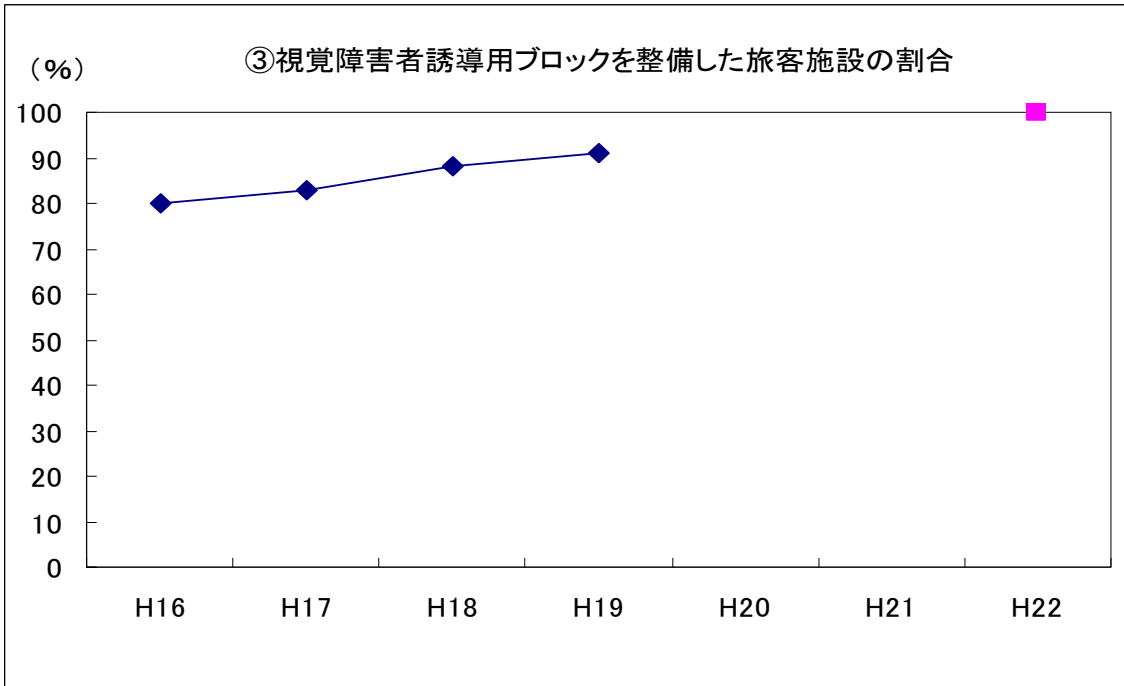
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記述あり」

【本部決定】
なし

【政府・与党申合】
なし

過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	51%	58%	
過去の実績値（②段差解消をした旅客施設の割合）					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
48.9%	56.5%	63.1%	67.5%	集計中	
過去の実績値（③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合）					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
80.1%	82.8%	88.3%	90.9%	集計中	
過去の実績値（④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
34%	38%	41%	44%	集計中	





事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・ 歩行空間のバリアフリー化の整備 (◎)
 多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。
 予算額：8,230億円の内数(平成20年度)
- ・ 旅客施設のバリアフリー化の推進 (◎)
 補助・税制・融資制度などの支援措置により、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港等の旅客施設のバリアフリー化を推進。
 予算額：鉄軌道駅におけるバリアフリー化の推進 87.1億円 (平成20年度)
 バスターミナルにおけるバリアフリー化 14.2億円の内数(平成20年度)
 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化 2,279.5億円の内数(平成20年度)
 空港のバリアフリー化 232.5億円の内数(平成20年度)
- ・ 建築物のバリアフリー化の推進 (◎)
 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡(公衆便所は50㎡)以上のものを新築等する際の段差解消等のバリアフリー化を推進。
 予算額：バリアフリー環境整備促進事業 206億円(平成20年度、市街地再開発事業等の内数)
- ・ 官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)
 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイ

レの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、手すり、スロープ視覚障害者誘導ブロック、車いす使用者用便所、自動ドア、エレベーター等の改修を実施する。

予算額：官庁営繕費 231億円の内数（平成20年度）

・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進（◎）

バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.9億円（平成20年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

・交通バリアフリー設備の特別償却制度（所得税、法人税）

高齢者・障害者等が鉄道駅、路面電車、バス及び航空機を安全かつ容易に利用できるようにするため、これらの施設に係る特定設備を取得した場合の特別償却制度

減収見込額 29百万円（鉄道）、2,063百万円（航空）（平成20年度）

・駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る特例措置（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

高齢者・障害者等が鉄道駅を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄道駅に係る特定設備を取得した場合の特例措置

減収見込額 8百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①特定道路におけるバリアフリー化率

・平成20年度末における特定道路におけるバリアフリー化率が約58%と平成19年度から約7%増加しており、トレンドを勘案すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

②段差解消をした旅客施設の割合

・平成20年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、段差解消をした旅客施設の割合については、平成16年度から平成20年度までの実績値は48.9%、56.5%、63.1%、67.5%となっており、整備が進んではいるものの、トレンドからすると目標年度に目標値を達成するには、より一層の整備率の伸びが必要となっている。新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が進みにくい駅もあるが、このような整備困難駅について、今後、目標達成に向け、さらなる取組の強化が求められる。なお、交通バリアフリー法の施行以前より積極的にバリアフリー化に取り組んでいたために、法施行前に整備されたエレベーターにガラス窓がはめ込まれていない等、実質的に段差解消はなされているが、公共交通移動等円滑化基準に適合していないというケースも多く見られる。

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

・平成20年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合については、平成16年度から平成19年度までの実績値が80.1%、82.8%、88.3%、90.9%となっている。事業者によっては輸送人員の伸び悩み等の経営的な不安要素はあるものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗してきている。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

・2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、建築物移動等円滑化基準を満たす割合については、平成14年度は3割に満たなかったが、平成14年（旧ハートビル法改正）に、2,000㎡以上の特別特定建築物の新築等をする際に建築物移動等円滑化基準への適合義務が課されたこと等により、平成19年度には44%に達し、着実に施策の効果が現れており、平成20年度においても、2,000㎡以上の新築等が行われる特別特定建築物全てが新たに基準を満たすこととなるため、目標（平成22年度：約5割）は達成される見通しである。

（事務事業の実施状況）

①特定道路におけるバリアフリー化率

・多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の策定が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。

②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

・旅客施設のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助・税制・融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。輸送人員の減少に伴い、今後公共交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用及びバリアフリー新法における基本構想の作成促進などの施策を推進することを通じて旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。

・バリアフリー新法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成21年3月末現在252市町村により326基本構想が作成されている。引き続き、事業者や市町村に対する補助・税制・融資等の支援措置及び基本構想作成ハンドブック等の情報提供等を通じて、基本構想の作成の一層の促進を図ることにより、目標に掲げた旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。

- ④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
- ・建築物のバリアフリー化については、平成14年（旧ハートビル法改正）に2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられ、バリアフリー新法においても引き続き確かな運用が行われている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①特定道路におけるバリアフリー化率
- ・特定道路におけるバリアフリー化率については、順調に推移していたため、「A」と評価した。引き続き、平成24年度の目標値の達成に向け、特定道路におけるバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。
- ②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
- ・目標達成に向けて平成19年度までの指標が順調に推移している旅客施設（ブロック）については、「A」と評価した。一方、旅客施設（段差）については、一定の伸びは示しているが、目標の達成に向けて整備困難駅の存在等の問題がある。目標の達成のためにはこのような問題を解決することにより、より一層の整備率の伸びが必要となるため、「B」と評価した。
 - ・従来は、建築物や旅客施設等個々の施設や車両等を対象としてバリアフリー化を進めてきたが、このような施設等を含んだ一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化が課題であった。こうした課題に対応するため制定されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関（旅客施設・車両等）、建築物、路外駐車場、都市公園、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進しているところ。今後も、併せて補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、より一層旅客施設・歩行空間のバリアフリー化に努めていく。また、特に旅客施設の段差解消については、今後整備困難な駅について関係者と連携しつつ取組を強化していくことを予定している。以上を踏まえ、旅客施設（段差）、旅客施設（ブロック）のそれぞれの業績指標について「1」（施策の改善等の方向性を提示）と位置付けることとした。
- ④建築物
- ・平成19年度までの指標が順調に推移している建築物のバリアフリー化については、「A」と評価した。
 - ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法が施行された。このバリアフリー新法で、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
 - ・平成19年11月に、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
 - ・平成20年度末には、建築主向けのガイドラインを策定したところ。今後、これをもとに、上記設計標準による設計者に対する啓発だけでなく、建築主に対しても啓発に努めることとしている。
 - ・以上を踏まえ、「1」（施策の改善等の方向性を提示）と位置付けることとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・基本構想作成における優良事例の収集や、基本構想を変更・作成することを考えている市町村においてケーススタディを実施することを内容とするバリアフリー新法に対応した基本構想の変更・作成促進事業を実施する。
- ・旅客施設の段差解消について、今後整備困難な駅について関係者と連携しつつ取組を強化。
- ・関係会議等を通じ、制度の周知・PR等に努め、更なるバリアフリー化の普及、推進に努める。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）
 道路局地方道・環境課 道路交通安全対策室（室長 小口 浩）
 住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）
 大臣官房官庁営繕部計画課（課長 鬼沢 浩志）

関係課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）
 大臣官房官庁営繕部整備課（課長 鈴木 千輝）
 鉄道局鉄道業務政策課（課長 堀家 久靖）
 鉄道局技術企画課（課長 北村 不二夫）
 自動車交通局総務課企画室（室長 村田 茂樹）
 海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）
 港湾局技術企画課技術監理室（室長 大脇 崇）
 航空局空港部空港政策課（課長 奥田 哲也）

業績指標 10

低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数（①低床バス車両、②ノンステップバス車両、③福祉タクシー）

評価

①低床バス車両	B-2	目標値：65% (平成22年度) 実績値：37.5% (平成19年度) 初期値：27.8% (平成17年度)
②ノンステップバス車両	A-2	目標値：30% (平成22年度) 実績値：20.3% (平成19年度) 初期値：14.8% (平成17年度)
③福祉タクシー	B-2	目標値：18,000台 (平成22年度) 実績値：10,514台 (平成19年度) 初期値：8,504台 (平成17年度)

(指標の定義)

- ・低床バス 床面高さ65センチメートル以下の車両。
- ・ノンステップバス 乗降口に階段のない車両。
- ・福祉タクシー 公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。

(目標設定の考え方・根拠)

低床バス及びノンステップバスについては、バリアフリー新法に基づく基本方針において、平成27年までに原則として総車両数約60,000台のすべてについて低床化された車両に代替すること、また、平成22年までに総車両数の約30%に当たる約18,000台についてノンステップバスとすること、福祉タクシーについては平成22年までに約18,000台を導入することを目標としていることから、これを踏まえて目標値を設定している。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

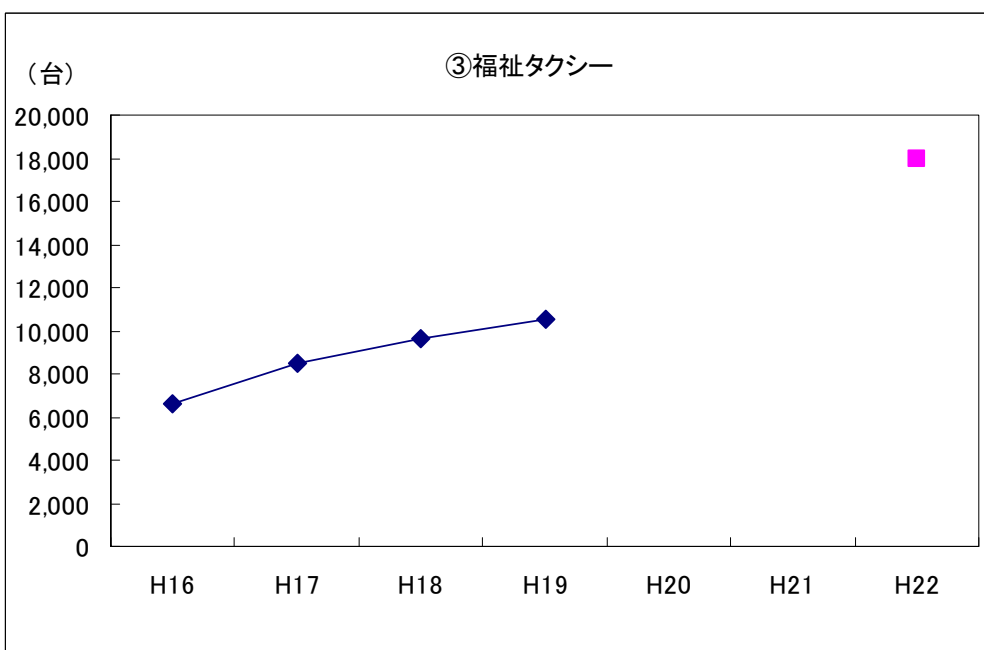
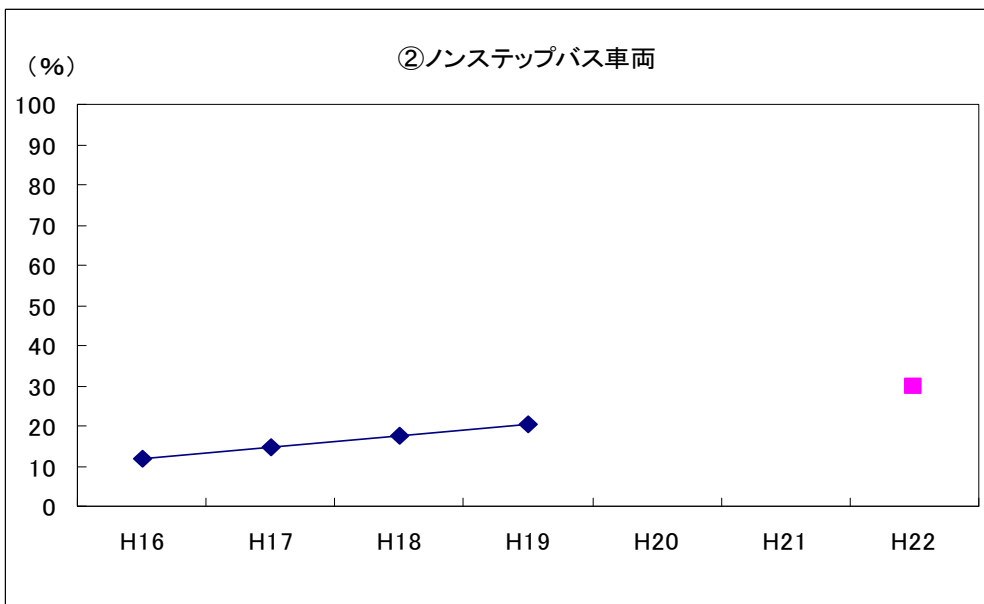
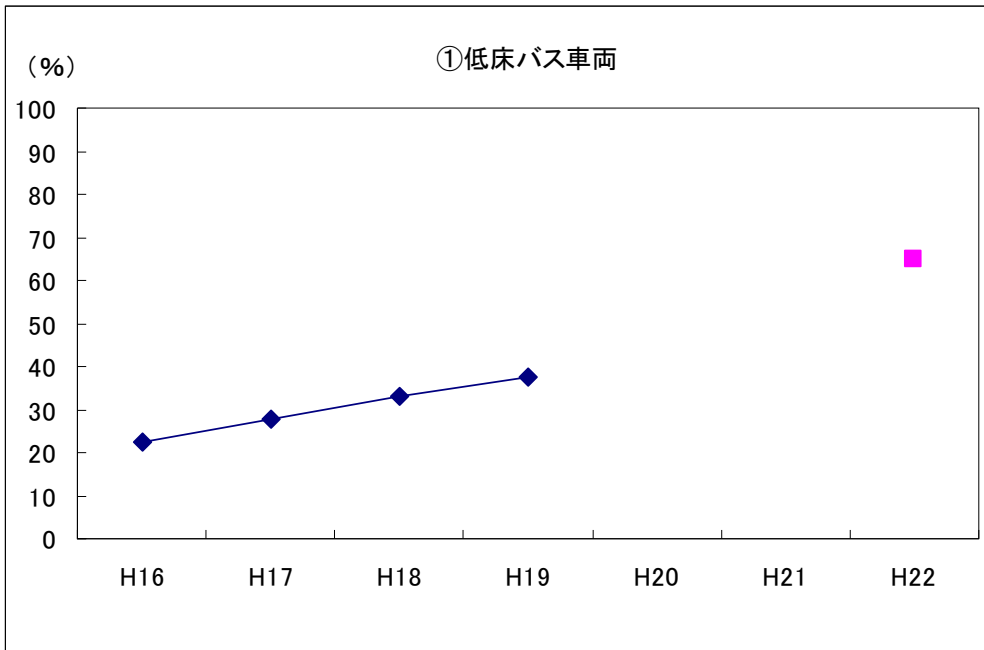
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値（①低床バス車両）					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
22.6%	27.8%	33.1%	37.5%	集計中	
過去の実績値（②ノンステップバス車両）					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
12.0%	14.8%	17.7%	20.3%	集計中	
過去の実績値（③福祉タクシー）					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
6,614台	8,504台	9,651台	10,514台	集計中	

※低床バス、ノンステップバスについては、H12からH17までは旧交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準適合車両の割合、H18以降はバリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準適合車両の割合。



主な事務事業の概要

- ・車両等のバリアフリー化の推進
補助・税制・融資制度などの支援措置により、ノンステップバスの導入等、車両等のバリアフリー化を推進。
予算額：ノンステップバス等の導入の促進 33.5億円（平成20年度）
- ・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用
高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。
- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進
バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新たな制度に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.9億円（平成20年度）
- ・交通バリアフリー設備の特別償却制度（所得税、法人税）
高齢者・障害者等が鉄道駅、路面電車、バス及びタクシー車両を安全かつ容易に利用できるようにするため、これらの施設に係る特定設備を取得した場合の特別償却制度
減収見込額 368百万円（平成19年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・低床バス、ノンステップバス車両、福祉タクシーについては、平成20年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、平成16年度から平成18年度までの実績値は低床バス車両の導入割合について22.6%、27.8%、33.1%、37.5%、ノンステップバスの導入割合について12.0%、14.8%、17.7%、20.3%、福祉タクシーの導入台数は6,614台、8,504台、9,651台、10,514台となっている。輸送人員の減少に伴い、公共交通事業者においては長期的には減収減益が懸念される中、バリアフリーに対する投資については堅実に推移している。

（事務事業の実施状況）

- ・低床バス、ノンステップバス車両のバリアフリー化及び福祉タクシーの導入については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助・税制・融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。
- ・輸送人員の減少に伴い、今後公共交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用及びバリアフリー新法における基本構想の策定促進などの施策の推進に加え、既存の車両の買い替えが進むことにより、バス車両等のバリアフリー化等が進むと考えられる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・目標達成に向けて平成19年度までの指標が順調に推移し、また平成20年度及び平成21年度の補助制度においては、補正予算が認められるなど導入車両の増加が見込まれるノンステップバスについては、「A」と評価した。一方で、低床バス及び福祉タクシーは、輸送人員の減少に伴い、公共交通事業者においては長期的には減収減益が懸念される中、バリアフリーに対する投資については着実に推移しているものの、現在のトレンドにおいては目標を達成できないと判断されることから、「B」と評価した。
- ・従来は、建築物や旅客施設等個々の施設や車両等を対象としてバリアフリー化を進めてきたが、このような施設等を含んだ一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化が課題であった。こうした課題に対応するため制定されたバリアフリー新法（平成18年12月施行）に基づき、公共交通機関（旅客施設・車両等）、建築物、路外駐車場、都市公園、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進しているところ。また、公共交通移動等円滑化基準の内容を踏まえ、公共交通機関の旅客施設・車両等の望ましい整備内容等を示す「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」を策定し、平成19年7月に公表した。今後も補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。また、③の業績指標については、これらに加え、平成20年より、地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方に関する調査を行っている。以上を踏まえ、①、②、③の業績指標について「2」と位置付けることとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）
自動車交通局旅客課（課長 石崎 仁志）

業績指標 11

バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合 (①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機)

評価

①鉄軌道車両	A-2	目標値：50% (平成22年度) 実績値：26.5% (平成19年度) 初期値：— (32.1%) (平成17年度)
②旅客船	B-2	目標値：50% (平成22年度) 実績値：16.4% (平成20年度) 初期値：8.0% (平成17年度)
③航空機	A-2	目標値：65% (平成22年度) 実績値：59.9% (平成19年度) 初期値：47.0% (平成17年度)

※ () の数値については「過去の実績値」欄を参照

(指標の定義)

- ・鉄軌道車両
公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条に掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。
- ・旅客船
公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条に掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。
- ・航空機
公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条に掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。
(分子) = 上記基準に適合する①車両数、②隻数、③機数
(分母) = ①総車両数、②総隻数、③総機数
※旅客船の分母の総隻数は、公共交通移動等円滑化基準(以下、基準とする)第61条第2項と基準附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く。

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー新法に基づく基本方針において、鉄軌道車両については総車両数の約50%、旅客船については平成22年までに総隻数の約50%、航空機については総機数の約65%を、それぞれ平成22年までに移動等円滑化することを目標としていることから、同様の目標値を設定している。
なお、下記鉄軌道車両の過去の実績値における括弧内の実績値は、旧基準に照らした場合の数値。バリアフリー新法に基づく基準において基準強化(車両内の扉等への文字及び点字表示の追加等)を行った。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)
- ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)
- ・経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日閣議決定)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

なし

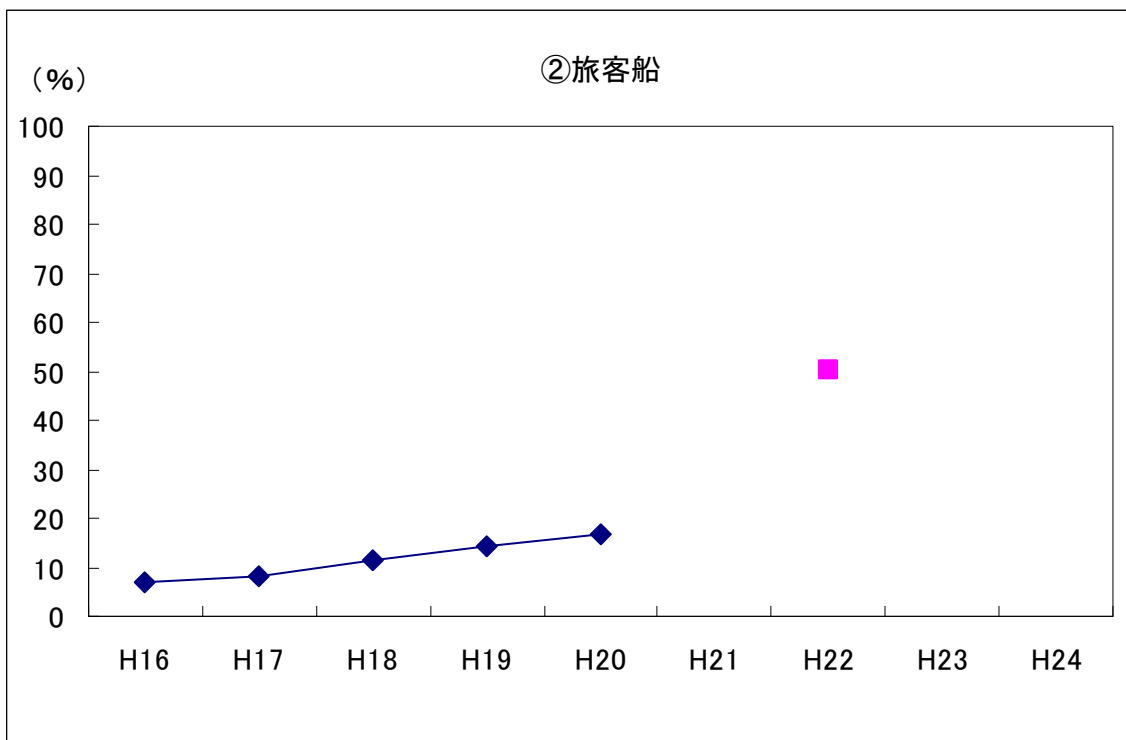
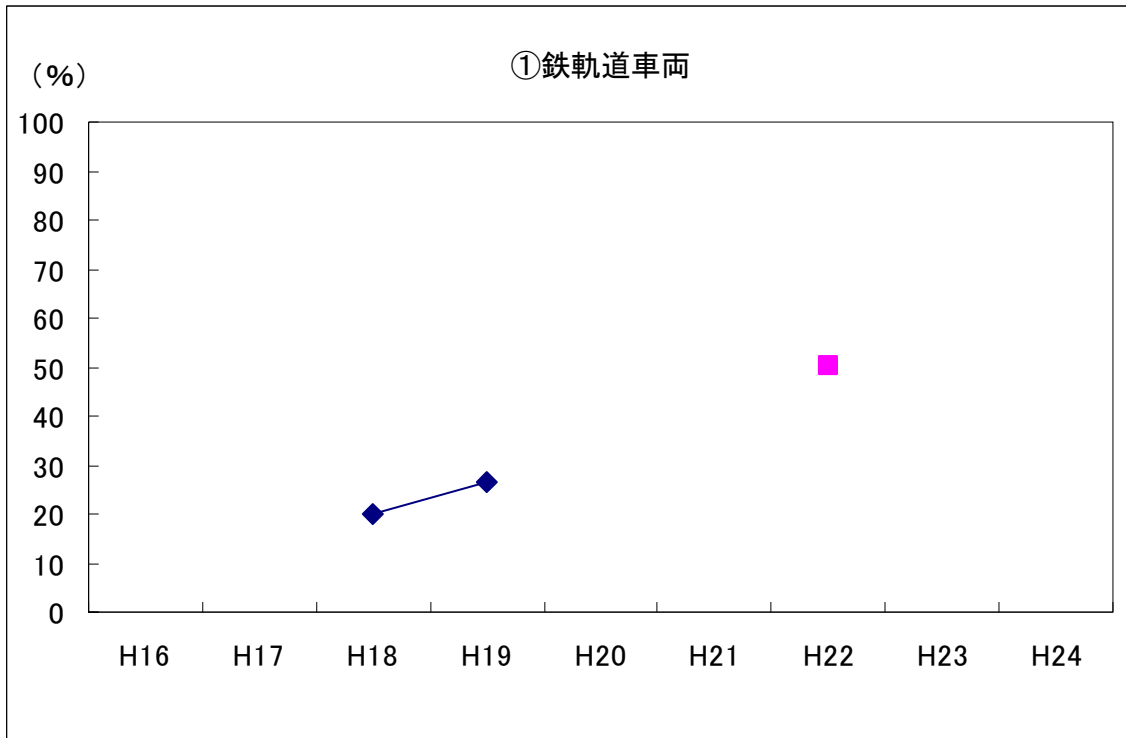
【政府・与党申合】

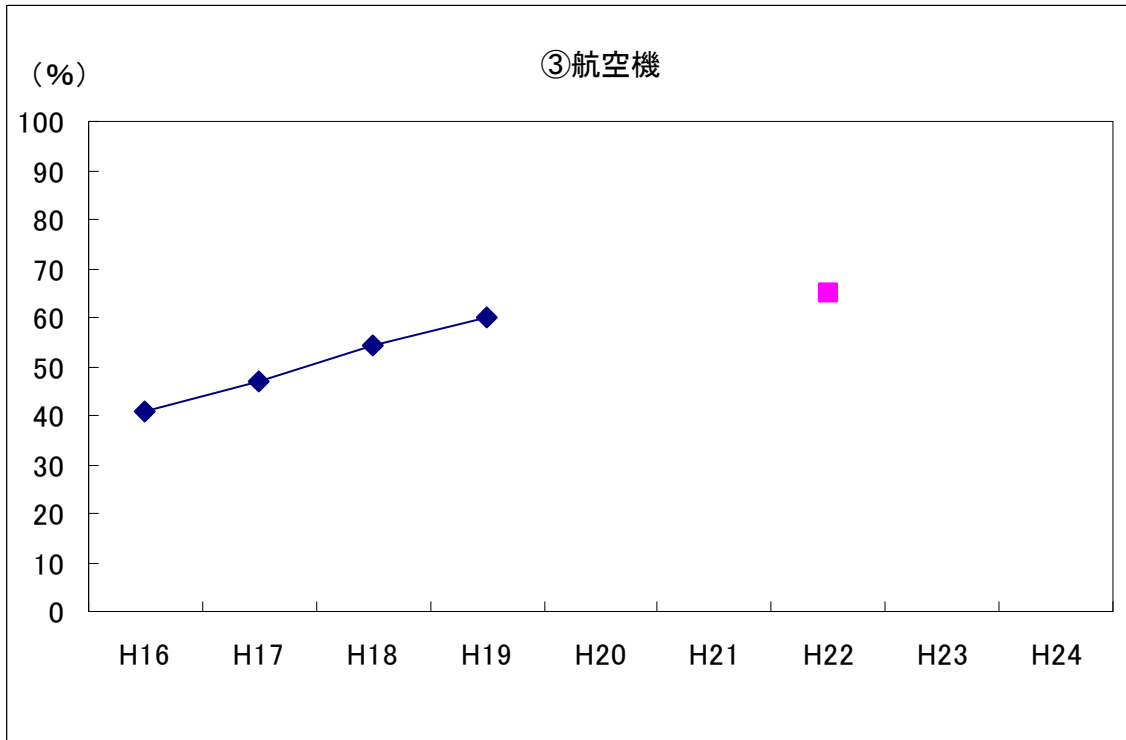
なし

過去の実績値 (①鉄軌道車両)					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
(27.9%)	(32.1%)	20.0% (41.8%)	26.5% (47.5%)	集計中	
過去の実績値 (②旅客船)					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
7.0%	8.0%	11.5%	14.1%	16.4%	

過去の実績値 (③航空機)				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
40.7%	47.0%	54.4%	59.9%	集計中

※鉄軌道車両の括弧内の実績値は、旧基準に照らした場合の数値。バリアフリー新法に基づく基準において基準強化(車両内の扉等への文字及び点字表示の追加等)を行った。





事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・離島航路補助金（バリアフリー化建造費補助）の活用
 離島航路に就航する船舶のバリアフリー化を図るため、補助航路に就航する船舶の代替建造または改造工事にあたって、バリアフリー化に係る工事費に対する一部補助を実施。
 予算額：離島航路整備費補助 0.1 億円（平成20年度）
- ・LRTシステムの整備
 高齢者、身体障害者等の移動制約者の円滑な移動に寄与するLRTシステムの整備等に対し補助する。
 予算額：LRTシステムの整備 5.2 億円（平成20年度）
- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進
 バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新たな制度に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
 予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.9 億円（平成20年度）
- ・交通バリアフリー設備の特別償却制度（所得税、法人税）
 高齢者・障害者等が鉄道駅、路面電車、バス、タクシー車両及び航空機を安全かつ容易に利用できるようにするため、これらの施設に係る特定設備を取得した場合の特別償却制度
 減収見込額 29百万円（鉄道）、2,063百万円（航空）（平成20年度）
- ・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）
 高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置
 減収見込額 7百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成20年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況について正確な判断はできないが、平成16年度から平成19年度までの実績値は、旅客船の割合については7.0%、8.0%、11.5%、14.1%となっており、航空機の割合については40.7%、47.0%、54.4%、59.9%となっている。鉄軌道車両の割合について、平成18年度の実績値は20.0%となったが、これは鉄軌道車両の適合基準について、バリアフリー新法に基づく基準において基準強化（車両内の扉等への文字及び点字表示の追加等）を行ったことによるものであり、旧基準に照らせば、平成16年度から平成19年度までの実績値は、27.9%、32.1%、41.8%、47.5%である。
- ・鉄軌道車両のバリアフリー化に対する投資については、堅実に推移しており、着実に実績値が伸びるものと考え

られる。

- ・旅客船については、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷していることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。今後は、船齢15年以上の船舶を中心に代替建造が進むなかで、引き続き、旅客船事業者にはバリアフリー化の働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで、バリアフリー船への代替が進むものと考えられ、目標に向けて実績値は伸びるものと考えられる。
- ・航空機についても、実績値を着実に伸ばしてきており、今後も航空機の代替が進むなかで、引き続き航空事業者に対して働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで着実に実績値が伸びるものと考えられる。

(事務事業の実施状況)

- ・鉄軌道車両、旅客船及び航空機のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。輸送人員の減少に伴い、今後公共交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用等に加え、既存の車両等の買い替えが進むことにより、鉄軌道車両、旅客船、航空機のバリアフリー化が進むと考えられる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・目標達成に向けて平成18年度までの指標が順調に推移している航空機については、「A」と評価した。また、鉄軌道車両については、バリアフリー新法に基づく新基準における強化(車両内の扉等への文字及び点字表示の追加等)後においてもバリアフリー化の進展が見受けられ、今後も順調な推移が見込まれることから、「A」と評価した。一方で、旅客船については、近年の景気の低迷等による旅客船事業の不振及び原油価格高騰等の影響による費用負担増等により、使用船舶の新造・代替建造が低迷しており、バリアフリー化が進んでいないことから、「B」と評価した。
- ・従来は、建築物や旅客施設等個々の施設や車両等を対象としてバリアフリー化を進めてきたが、このような施設等を含んだ一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化が課題であった。こうした課題に対応するため制定されたバリアフリー新法(平成18年12月施行)に基づき、公共交通機関(旅客施設・車両等)、建築物、路外駐車場、都市公園、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進しているところ。今後も補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。以上を踏まえ、それぞれの業績指標について、「2」と位置付けることとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・離島航路構造改革支援制度の活用
平成21年3月に離島航路補助制度改善検討会「最終報告」で取りまとめられた離島航路構造改革支援制度を活用し、船舶の代替建造を図り、旅客船のバリアフリー化を推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局安心生活政策課(課長 小滝 晃)
関係課：鉄道局鉄道業務政策課(課長 堀家 久靖)
鉄道局技術企画課(課長 北村 不二夫)
海事局内航課(課長 蝦名 邦晴)
航空局監理部航空事業課(課長 篠原 康弘)

業績指標 12

交通アドバイザー会議における意見への対応件数

評価

A-3	目標値：44件（毎年度） 実績値：107件（平成20年度） 初期値：121件（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

交通アドバイザー会議（※）におけるアドバイザーからの意見に対し、国が行う施策又は地方自治体、公共交通事業者等が行う取組（以下「施策等」という。）について、現行施策等の見直し・改善を行うこと又は新規施策等を講じること等（以下「改善等」という。）により、交通消費者のニーズを充足する対応が行われたと判断される件数。

毎年各運輸局等が公表する交通消費者行政レポート等において掲載される、各支局開催の会議のアドバイザーの意見に対する対応件数をもって、本業績指標の対応件数とする。

※公共交通機関の利用者から選任された交通アドバイザーからの利用者の視点に立った意見を把握し、公共交通機関が提供するサービスの改善や国土交通省の公共交通における利便性向上施策へ反映させるための情報収集体制を強化することを目的として、運輸支局において開催されている会議

（目標設定の考え方・根拠）

交通アドバイザー会議における業績指標を設定するにあたっては、アドバイザーの意見に対する対応は会議開催件数に比例して行われることが望ましいこと、平成14年度から平成18年度の過去5年間における会議開催件数の平均が約44件であること等に鑑み、アドバイザーからの意見に対して、施策等の改善等を行っているものと判断される対応件数を業績指標として設定するとともに、過去5年間の会議開催件数の平均である44件と同数の対応件数を目標値として設定し、当該件数を毎年度維持することとする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

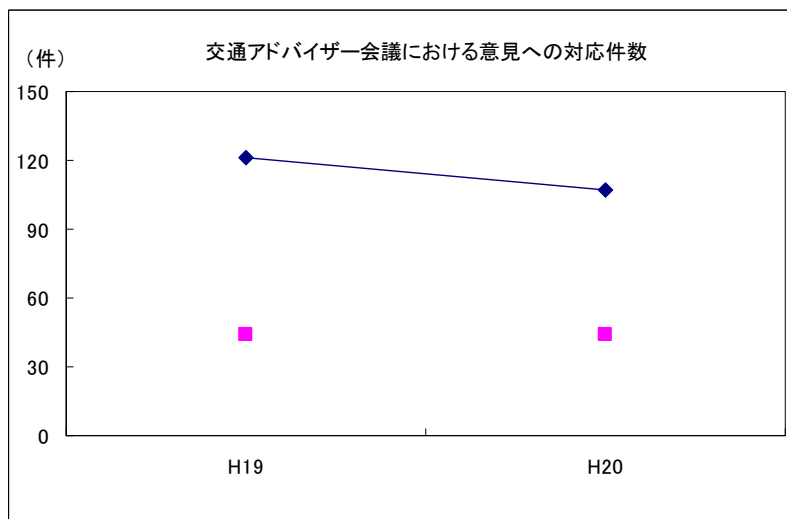
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	121件	107件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・交通アドバイザー制度の運営

公共交通機関の利用者の利便の増進を図るため、公共交通に関する利用者のニーズ、公共交通機関の提供するサービス改善に資する利用者の意向、国土交通省の行う公共交通機関の利用者利便の増進に関する施策全般に対する事項について意見交換等を行う交通アドバイザー会議を地方運輸局運輸支局（各都道府県単位）において運営し、利用者のニーズ等を的確に把握する。

また、交通に関連する行政相談として寄せられた中で、利用者の利便等に密接に関連するような施策への反映の余地のある事案を選定、把握し、その内容を交通アドバイザー会議において関係部局、関係事業者等へ示し、改善を促す。

予算額：交通アドバイザー制度の運営 1. 8百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値については、現在集計中であるが、会議の開催は例年並みに44回行っているため、目標値の達成が見込まれる。なお、平成19年度における実績値は121件と目標値を達成した。

（事務事業の実施状況）

交通アドバイザー会議については、毎年度各運輸支局にて開催し、国土交通省・地方自治体・公共交通事業者等へのフィードバックを行っており、利用者ニーズの直接的な把握と施策への反映に有効な手段として不可欠なものとなっているところ。今後も、公共交通機関の利用者から選任された交通アドバイザーからの利用者の視点に立った意見を把握し、公共交通機関が提供するサービスの改善や国土交通省の公共交通における利便性向上施策へ反映させるための情報収集体制を強化することによって、公共交通の利便性の向上に資するものと考えられる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・毎年度の目標達成に向け、交通アドバイザー会議について毎年度適切に開催し、利用者ニーズの把握に努めているところであり、平成19年度の意見への対応件数の実績値については121件と目標を達成したところであり、平成20年度においても同様の結果が見込まれることから、「A」と評価した。

・当該会議については、公共交通機関の利用者から選任された交通アドバイザーからの利用者の視点に立った意見を把握し、公共交通機関が提供するサービスの改善や国土交通省の公共交通における利便性向上施策へ反映させるための情報収集体制を強化するものであり、今後も公共交通の利便性の向上に資するものとして有効な手段であると考えられる。その一方で、当該会議において寄せられる意見については、交通機関のバリアフリー整備に関するものが多くを占めているという現状があり、それらについてはバリアフリー新法に基づくスパイラルアップを目的としたバリアフリーネットワーク会議において吸い上げる方がより迅速かつ適切な対応を期待できることからバリアフリーネットワーク会議において対応することとし、交通アドバイザー会議は廃止することとなった。以上を踏まえ、当該業績指標について「3」と位置付けることとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

アドバイザー会議を廃止

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）

業績指標 13

ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数

評 価

A-2	目標値：約50,000人（平成24年度） 実績値：30,381人（平成20年度） 初期値：24,043人（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

「心のバリアフリー」の促進のためのバリアフリー教室の参加人数の累計

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー新法第2章において、国・地方公共団体・施設設置管理者等・国民の責務を規定し、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める「心のバリアフリー」を促しているため、駅などの施設で、車いすや特殊な装置によって高齢者や障害者などの負担を疑似体験するバリアフリー教室の参加人数の累計を目標値とする。

具体的には、平成24年度までの累計50,000人を目標値とする。過去数年におけるバリアフリー教室への参加人数は、年間約4,000～6,000人であり、増加傾向にある。したがって、今後5年間で6,000人ずつの参加を見込むこととし、目標を $24,000 + 6,000 \times 5 = 54,000 \approx 50,000$ と設定している。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記述あり」

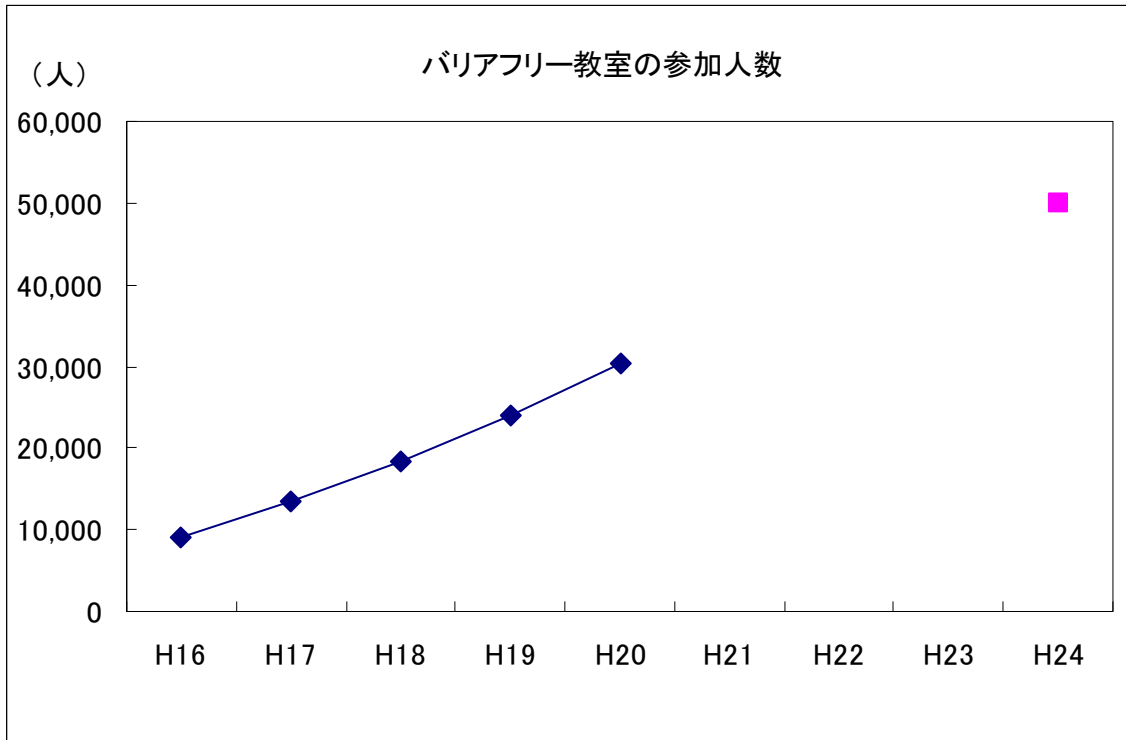
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
9,059人	13,348人	18,301人	24,043人	30,381人



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.9億円（平成20年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

（事務事業の実施状況）
バリアフリーに関する一般国民の理解を深めるため、身近な生活空間におけるバリアフリー点検や、高齢者、障害者等の疑似体験・介助体験をする機会を提供するための「バリアフリー教室」を開催している。例年、地方支分部局が中心となり全国各地で実施されており、参加人数についても順調に増加しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度までの指標が順調に推移しており、「A」と評価した。
- ・今後も、パンフレットの作成・周知を行うことによりノウハウの全国レベルでの共有を行っただけで、引き続き地方支分部局が中心となり、全国各地でバリアフリー教室の実施のための取組を進めていくことから、「2」と位置付けることとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）
地域でバリアフリーを内容とした学習の取組を子供向けに実践する方々を広く対象として取組事例や実施のポイントを紹介するバリアフリー教室パンフレットの作成・周知を行う。

（平成22年度以降）
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）

業績指標 14

園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（①園路及び広場、②駐車場、③便所）

評 価

①園路及び広場 A-1	①目標値：約5割（平成24年度） 実績値：約45%（平成20年度） 初期値：約44%（平成19年度）
②駐車場 A-1	②目標値：約35%（平成22年度） 実績値：約36%（平成20年度） 初期値：約32%（平成18年度）
③便所 A-1	③目標値：約30%（平成22年度） 実績値：約29%（平成20年度） 初期値：約25%（平成18年度）

（指標の定義）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）に基づき、特定公園施設（注1）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注2）に適合した都市公園の割合。

（注1）バリアフリー新法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注2）「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で定める特定公園施設の新設、増設、改築を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

- ①（分子）＝都市公園移動等円滑化基準に適合した園路及び広場が設置された都市公園の箇所数
（分母）＝園路及び広場が設置された都市公園の箇所数
- ②（分子）＝都市公園移動等円滑化基準に適合した駐車場が設置された都市公園の箇所数
（分母）＝駐車場が設置された都市公園の箇所数
- ③（分子）＝都市公園移動等円滑化基準に適合した便所が設置された都市公園の箇所数
（分母）＝便所が設置された都市公園の箇所数

（目標設定の考え方・根拠）

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに園路及び広場約45%、駐車場約35%、便所約30%を移動等円滑化することとしており、②駐車場及び③便所については、基本方針を踏まえた目標年度及び目標値を設定しているところ。一方、①園路及び広場については、社会資本整備重点計画の指標として位置づけており、社会資本整備重点計画の計画期間（H20-H24）に合わせ、平成24年までに全体の半分である約5割達成することを目標としている。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「移動等円滑化の促進に関する基本方針に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

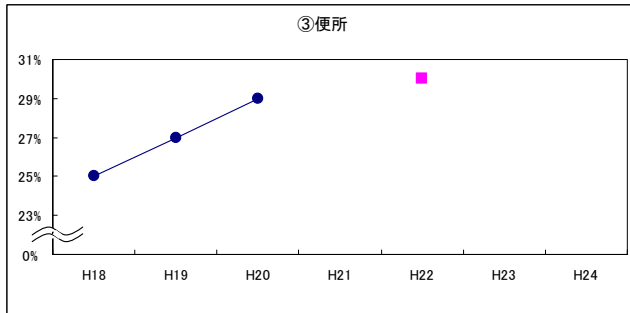
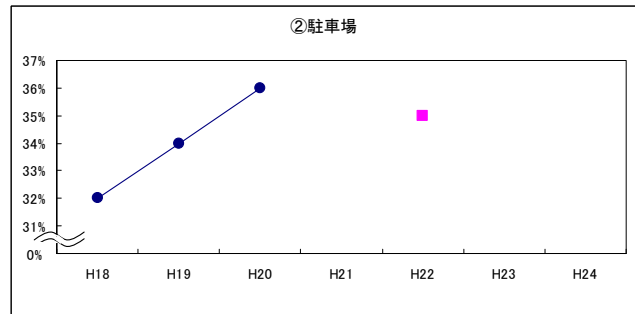
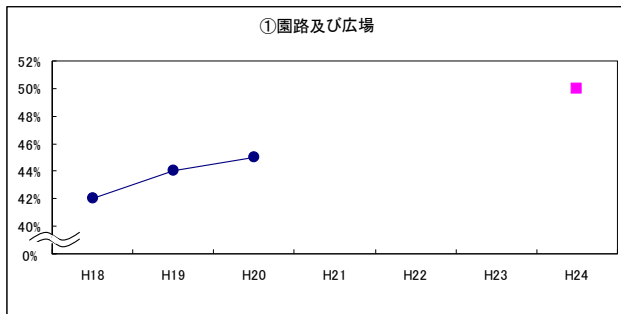
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値	(年度)		
	H18	H19	H20
園路及び広場	約42%	約44%	約45%
駐車場	約32%	約34%	約36%
便所	約25%	約27%	約29%



事務事業の概要
主な事務事業の概要

○都市公園バリアフリー化緊急支援事業による支援の実施 (◎)
 都市公園のバリアフリー化に課題があり、社会資本整備重点計画期間（平成20年度～平成24年度）における都市公園のバリアフリー化の目標を統合補助事業計画に定めた市町村に対して、都市公園等統合補助事業において、複数の都市公園におけるバリアフリー化のための施設整備を、一人当たり公園面積にかかわらず一括採択することにより緊急に支援する。
 予算額：都市公園事業費補助 37,721百万円の内数（平成20年度）
 （注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は、園路及び広場が約45%、駐車場が約36%、便所が約29%であり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園バリアフリー支援事業を含めた都市公園整備に対する補助事業により支援を実施した。また、各地方公共団体に対して担当者会議等の場において、都市公園のバリアフリー化に対して周知を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移している。今後も緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、平成21年度はバリアフリー化緊急支援事業を拡充した都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、都市公園のバリアフリー化に係る支援をより一層充実していくことから、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

○都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援実施

平成21年度以降は、都市公園におけるバリアフリー化を緊急かつ計画的に推進するため、都市公園バリアフリー化緊急支援事業を拡充した都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により、地方公共団体の取組みを引き続き支援する。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

業績指標 15

バリアフリー化された路外駐車場の割合

評価

A-2	目標値：約50%（平成24年度） 実績値：37%（平成20年度） 初期値：33%（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）に基づき、特定路外駐車場（注1）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注2）に適合した路外駐車場の割合。

（注1）駐車用の供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注2）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」で定める特定路外駐車場の設置を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー新法に基づくバリアフリー化の推移により、平成16年度末（22%）から平成19年度末（33%（H19））までと同様のトレンドが今後も維持されるとして目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

路外駐車場管理者

(重要政策)

【施政方針】

第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

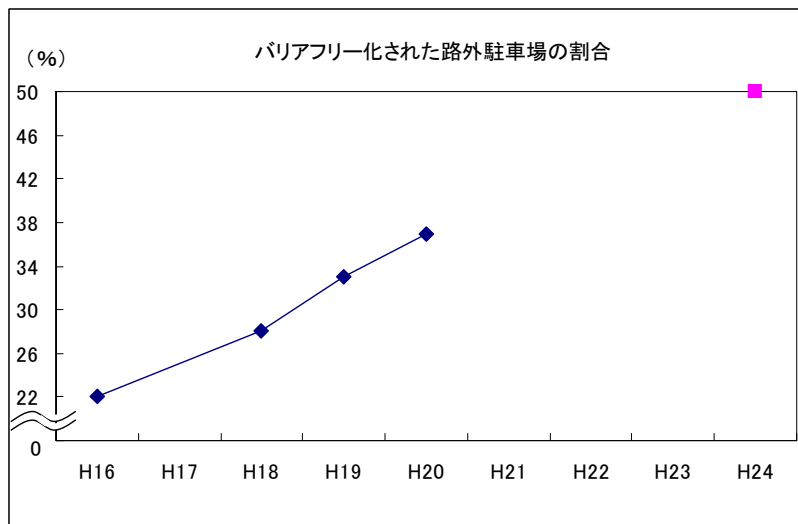
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
22%	—	28%	33%	37%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○路外駐車場のバリアフリー化の推進
「バリアフリー新法」を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度については約37%となっており、前年度比+4%と順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

「バリアフリー新法」の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・引き続き、「バリアフリー新法」の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)

業績指標 16

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）

評価

①一定のバリアフリー化 C-1	目標値：56%（平成22年） 実績値：29%（平成15年） 初期値：29%（平成15年）
②高度のバリアフリー化 C-1	目標値：17%（平成22年） 実績値：6.7%（平成15年） 初期値：6.7%（平成15年）

（指標の定義）

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定又は高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合

①一定のバリアフリー化率（A/B）

②高度のバリアフリー化率（a/B）

※A：65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※a：65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※B：65歳以上の者が居住する住宅戸数

注 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

注 高度のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」「段差のない屋内」「車椅子が通行可能な廊下等の幅」のいずれにも該当。

（目標設定の考え方・根拠）

高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画（全国計画）」）で設定している目標値（一定：75%（H27）、高度：25%（H27））をもとに目標値を設定。

（外部要因）

新規住宅着工数、リフォーム件数等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

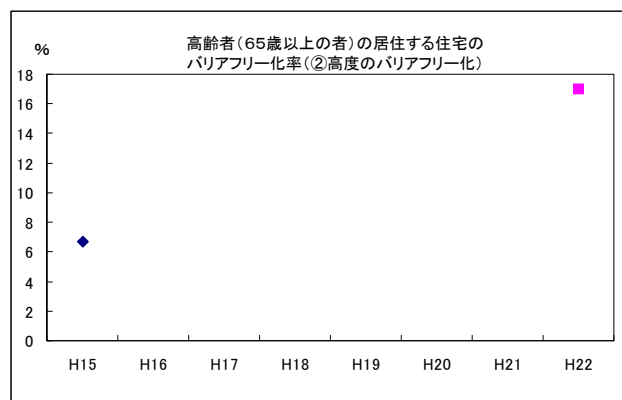
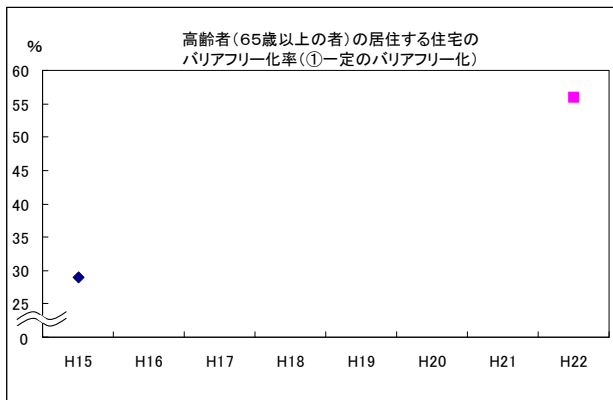
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

（暦年）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
①	29%	—	—	—	—	—
②	6.7%	—	—	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○住宅のバリアフリー化の推進

- ・ 新規に整備する公共賃貸住宅について、バリアフリーを標準仕様として供給し、また、既設の公共賃貸住宅についてもバリアフリー改修を促進する。
予算額：2,118.14億円（平成20年度）の内数
- ・ 安心住空間創出プロジェクトにより、公的賃貸住宅団地の建て替えに際しバリアフリー化を推進するとともに、地域の福祉拠点として再整備する取組みを支援する。
予算額：2,292.46億円（平成20年度）の内数
- ・ 地域住宅交付金等により、民間事業者等によるバリアフリー化された高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進する。
予算額：2,118.14億円（平成20年度）の内数
- ・ 住宅のバリアフリー改修促進税制により、高齢者等が居住する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、所得税及び固定資産税を軽減する。
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー等の性能に優れた住宅に対し、住宅ローン金利を引下げる。
予算額：700億円（平成20年度）の内数
- ・ 住宅金融支援機構の賃貸住宅融資により、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施する。
- ・ 住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム融資を行う。
- ・ リフォーム相談窓口の設置等による相談体制の強化・充実、リフォネット登録事業者の拡充等により、安心して適切なリフォームを実施できるよう環境整備を総合的に推進する。
予算額：2億円（平成20年度）の内数

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・ 本業績指標に係る状況を把握するには、5年に一度行われる住宅・土地統計調査の結果が必要となるが、直近の調査結果は平成17年3月末に公表された平成15年調査によるものである。平成20年調査結果の確報値の公表を受けて、本業績指標の分析・把握が可能となるのは、平成22年春頃になる予定であるため、現時点で把握できない。

（事務事業の実施状況）

○住宅のバリアフリー化

- ・ 新規に整備する公共賃貸住宅について、バリアフリーを標準仕様として供給し、また、既設の公共賃貸住宅についてもバリアフリー改修を促進した。
- ・ 安心住空間創出プロジェクトにより、公的賃貸住宅団地の建て替えに際しバリアフリー化を推進するとともに、地域の福祉拠点として再整備する取組みを支援した。
- ・ 地域優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等が供給する高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して、整備費の助成、地方公共団体による家賃減額の支援等を行い、良質な民間賃貸住宅の供給を促進した。
- ・ 特に、医療法人が地域優良賃貸住宅を供給する際の地域住宅交付金による支援を拡充し、医療法人による地域優良賃貸住宅の供給を促進した。
- ・ 高齢者等が居住する住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、所得税及び固定資産税を軽減する特例措置を講じ、住宅のバリアフリー改修を促進した。
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制により、所得税、法人税及び固定資産税を軽減する特例措置を講じ、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進した。
- ・ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー等の性能に優れた住宅に対し住宅ローン金利を引下げ、取得の促進を図った。
- ・ 住宅金融支援機構の賃貸住宅融資により、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・ 住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム融資を行った。
- ・ リフォーム相談窓口の設置等による相談体制の強化・充実、リフォネット登録事業者の拡充等により、安心して適切なリフォームを実施できるよう環境整備を総合的に推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 実績値が平成15年の数値しかなく、傾向が判断できないこと、また、平成21年度に新規の施策を実施することからC-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・地域の活性化のために、地方公共団体が自ら所有する住宅・建築物を改良し供給するタイプを地域優良賃貸住宅に追加する。
- ・高齢者が安全に移動するための一定のバリアフリー性能を備えた賃貸住宅の整備に要する費用等について、新たに地域優良賃貸住宅（高齢者型）として地域住宅交付金の基幹事業の助成対象に追加する。
- ・既存住宅を改良し、地域優良賃貸住宅（高齢者型）を供給する場合の加齢対応構造等の基準を緩和する。
- ・高齢者の居住の安定確保のためのモデル的な取組みに対する支援事業を創設する。
- ・平成21年度税制改正において、借入金がなくとも一定のバリアフリー改修工事等のリフォームを行った場合、一定額を所得税額から控除する新たな減税措置を創設する。
- ・住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度について、金利優遇期間を当初5年間から当初10年間に延長する拡充を行う。
- ・住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供するバリアフリー改修等の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージを支援する。
- ・既存の建築物において耐震改修等と合わせて実施されるバリアフリー改修に対して支援を行う。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）

住宅局住宅総合整備課（課長 本東 信）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 岡崎 敦夫）

住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）

住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

業績指標 17

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

評価

C-1	目標値：19%（平成22年） 実績値：10%（平成15年） 初期値：10%（平成15年）
-----	--

(指標の定義)

道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数を共同住宅の総戸数で除したもの(A/B)

※A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数 B：共同住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）について、住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画（全国計画）」）で設定している目標値（25%（H27））をもとにH22の目標値を設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

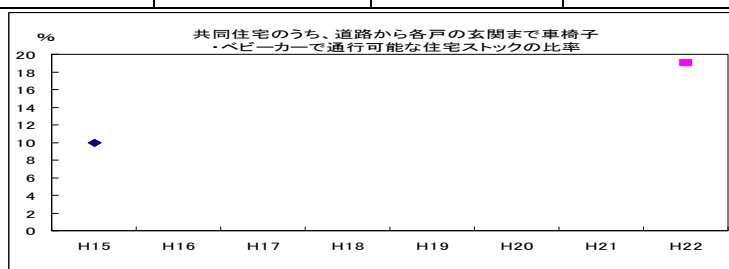
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(暦年)

H15	H16	H17	H18	H19	H20
10%	—	—	—	—	—

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

○共同住宅の共用部分におけるユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 新規に整備する公共賃貸住宅について、バリアフリーを標準仕様として供給し、また、既設の公共賃貸住宅についてもバリアフリー改修を促進する。
予算額：2,118.14億円（平成20年度）の内数
- ・ 安心住空間創出プロジェクトにより、公的賃貸住宅団地の建て替えに際しバリアフリー化を推進するとともに、地域の福祉拠点として再整備する取組みを支援する。
予算額：2,292.46億円（平成20年度）の内数
- ・ 地域住宅交付金等により、民間事業者等によるバリアフリー化された高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進する。
予算額：2,118.14億円（平成20年度）の内数
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー等の性能に優れた住宅に対し、住宅ローン金利を引下げる。
予算額：700億円（平成20年度）の内数
- ・ 住宅金融支援機構の賃貸住宅融資により、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要資金に対

<p>する融資を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施する。 ・ リフォーム相談窓口の設置等による相談体制の強化・充実、リフォネット登録事業者の拡充等により、安心して適切なリフォームを実施できるよう環境整備を総合的に推進する。 <p>予算額：2億円（平成20年度）の内数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準（注1）に適合するよう努力義務を課している。 <p>（注1）：出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設の構造及び配置に関する基準</p>
--

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

<p>（指標の動向）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業績指標に係る状況を把握するには、5年に一度行われる住宅・土地統計調査の結果が必要となるが、直近の調査結果は平成17年3月末に公表された平成15年調査によるものである。平成20年調査結果の確報値の公表を受けて、本業績指標の分析・把握が可能となるのは、平成22年春頃になる予定であるため、現時点では把握できない。 <p>（事務事業の実施状況）</p> <p>○共同住宅の共用部分におけるユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に整備する公共賃貸住宅について、バリアフリーを標準仕様として供給し、また、既設の公共賃貸住宅についてもバリアフリー改修を促進した。 ・ 安心住空間創出プロジェクトにより、公的賃貸住宅団地の建て替えに際しバリアフリー化を推進するとともに、地域の福祉拠点として再整備する取組みを支援した。 ・ 地域優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等が供給する高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して、整備費の助成等を行った。 ・ 特に、医療法人が地域優良賃貸住宅を供給する際の地域住宅交付金による支援を拡充し、医療法人による地域優良賃貸住宅の供給を促進した。 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー等の性能に優れた住宅に対し、住宅ローン金利を引下げた。 ・ 住宅金融支援機構の賃貸住宅融資により、バリアフリー対応がなされた賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。 ・ マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施した。 ・ リフォーム相談窓口の設置等による相談体制の強化・充実、リフォネット登録事業者の拡充等により、安心して適切なリフォームを実施できるよう環境整備を総合的に推進した。 ・ 共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務を課している。
--

課題の特定と今後の取組みの方向性

<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績値が平成15年の数値しかなく、傾向が判断できないこと、また、平成21年度に新規の施策を実施することからC-1と評価した。
--

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

<p>（平成21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活性化のために、地方公共団体が自ら所有する住宅・建築物を改良し供給するタイプを地域優良賃貸住宅に追加する。 ・ 高齢者が安全に移動するための一定のバリアフリー性能を備えた賃貸住宅の整備に要する費用等について、新たに地域優良賃貸住宅（高齢者型）として地域住宅交付金の基幹事業の助成対象に追加する。 ・ 既存住宅を改良し、地域優良賃貸住宅（高齢者型）を供給する場合の加齢対応構造等の基準を緩和する。 ・ 既存の建築物において耐震改修等と合わせて実施されるバリアフリー改修に対して支援を行う。 <p>（平成22年度以降）</p> <p>なし</p>

担当課等（担当課長名等）

<p>担当課：住宅局住宅政策課（課長 中井川 誠）</p> <p>関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）</p> <p>住宅局住宅総合整備課（課長 本東 信）</p> <p>住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 岡崎 敦夫）</p> <p>住宅局住宅生産課（課長 橋本 公博）</p> <p>住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）</p> <p>住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）</p>
--

業績指標 18

不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合

評価

B-1	目標値：30%（平成20年度） 実績値：14%（平成19年度） 初期値：12%（平成15年度）
-----	---

（指標の定義）

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）のフローのうち、バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準（注2）に適合するものの割合（A/B）。

（注1） 病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

（注2） 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する誘導的基準

※ A：建築物移動等円滑化誘導基準に適合する、床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

B：床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

（目標設定の考え方・根拠）

これまでの取組と平成14年（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）改正）からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成20年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標を設定している。

（外部要因）

経済状況等による新規建築物着工数等

（他の関係主体）

建築事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（平成18年2月28日閣議決定）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

【閣決（重点）】

なし

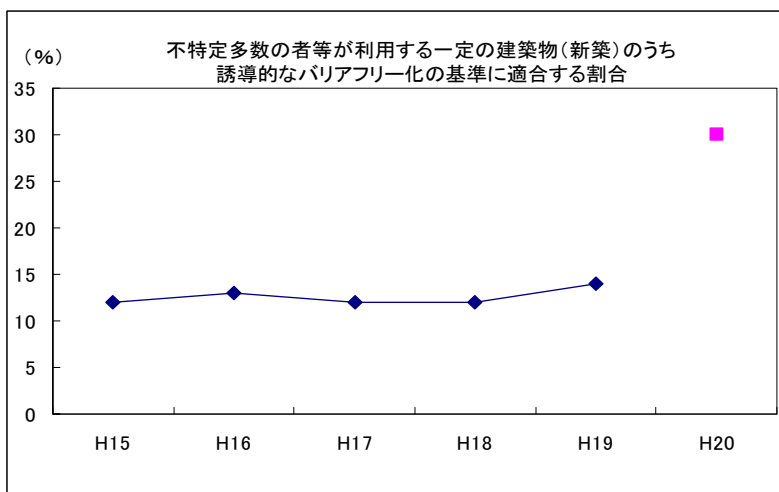
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）	
H15	H16	H17	H18	H19	H20	
12%	13%	12%	12%	14%		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく義務付け及び支援措置
百貨店、劇場、老人ホーム等の多数の者（高齢者や障害者等も含む）が利用する建築物について、段差解消等のバリアフリー化を推進し、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対して容積率の算定の特例、表示制度の導入等の他、税制上の特例措置、低利融資制度、補助等の各種支援を措置。
予算額：バリアフリー環境整備促進事業 206億円（平成20年度、市街地再開発事業等の内数）
- ・官庁施設のバリアフリー化の推進
窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導ブロック、車いす使用者用便所、自動ドア、エレベーター等の改修を実施する。
予算額：官庁営繕費 231億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の割合については、業績指標である棟数ベースでは横ばいであるが、面積ベースではフロー全体の約4割を占めており、規模の大きな建築物の誘導的なバリアフリー化は着実に進んでいる。

（事務事業の実施状況）

- ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たす認定特定建築物に対する支援措置を通じて施策の実施を図っており、累積認定件数は平成14年（2,272件）から平成19年（3,993件）へと着実に増加している。今後、バリアフリー新法における基本構想の策定が進むに従い、引き続き実施する各支援措置と併せて、整備の進捗が図られると考えられる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合は、2,000㎡以上の特別特定建築物のフロー（年間約3,000棟）に対し、面積ベースでは認定特定建築物が全体の約4割を占めるものの、業績指標である棟数ベースでは、現時点で横ばい（12%～14%）であることから、「B」と評価した。
- ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法が施行された。このバリアフリー新法において、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
- ・平成19年度には、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す設計者向け「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
- ・平成20年度末には、建築主向けのガイドラインを策定したところ。今後、これをもとに、上記設計標準による設計者に対する啓発だけでなく、建築主に対するより幅広い理解を図ることで一層のバリアフリー化を促進することとしている。
- ・以上を踏まえ、「1」（施策の改善等の方向性を提示）と位置付けることとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

関係会議等を通じ、制度の周知・PR等に努め、更なるバリアフリー化の普及、推進に努める。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）
大臣官房官庁営繕部計画課（課長 鬼沢 浩志）
関係課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）
大臣官房官庁営繕部整備課（課長 鈴木 千輝）

業績指標 19

ICカードが導入されたバス車両数

評価

A-3	目標値：26,000車両（平成23年度） 実績値：19,506車両（平成19年度） 初期値：4,610車両（平成17年度）
-----	---

(指標の定義)

ICカードが導入された乗合バスの車両数

(目標設定の考え方・根拠)

近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

バス事業者（事業主体）、地方自治体（協調補助）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

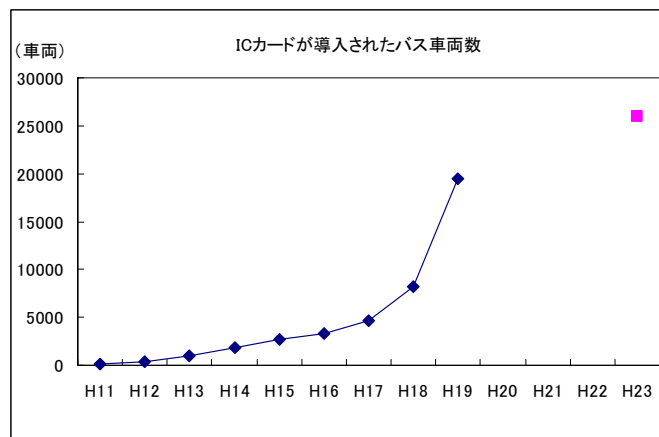
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
3,360車両	4,610車両	8,264車両	19,506車両	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

バスと鉄道相互に利用可能な共通ICカードシステムの導入費用の一部を補助する。

- バス・鉄道相互の共通ICカードシステムの整備（公共交通移動円滑化事業全体14.2億円の内数） 予算額2億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成20年度は公共交通移動円滑化事業としてバス・鉄道相互の共通ICカードシステムの整備に32事業者1,953台の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

ICカードが導入されたバス車両数の実績値は平成19年度に19,506車両に達し、目標値26,000車両の達成に向けて順調に推移しているが、公共交通移動円滑化事業におけるバス・鉄道相互の共通ICカードシステム整備に係る補助は平成21年度から地域公共交通活性化・再生総合事業に移管したため、A-3と評価し、指標も廃止する。

バスの利便性向上への取り組みは積極的に推進しているところであるが、バス利用者数は、昭和43年度をピークに減少傾向にある。近年利用者数は下げ止まりの状況ではあるが、バス停の環境、バス待ちのイライラ、情報提供のあり方など、利用者が感じているバス交通への不満は解消すべき課題として残っている。

そこで、ICカードシステムの導入費用の補助については、単独事業のみならず他の取り組みと複合的に組み合わせることによりバスの利便性向上を実現するため、地域公共交通活性化・再生総合事業に移管した。今後はこの枠組みを活用する等、地域ごとのニーズに応じたバス・鉄道相互の共通ICカードシステムの導入も含めたバス事業のサービス向上のための総合的な取り組みを支援することにより、利用者にとって魅力ある安全で安心なバスサービスの提供を可能とする環境整備に取り組んでいく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局総務課企画室(室長 村田 茂樹)

○暮らし・環境

政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 4

海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する

良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止指導、放置座礁艇対策、閉鎖性海域における水環境の改善、豊かで美しい自然環境や生活環境の保全・再生・創出、浚渫土砂等を有効活用した効率的な海岸侵食対策、及び廃棄物海面処分場の計画的な整備等を推進する。

業績指標

20	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
21	水辺の再生の割合（海岸）
22	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数
23	湿地・干潟の再生の割合（港湾）
24	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数
25	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

【評価結果の概要】

（必要性）

本施策は、良好な海域環境の創出を実現するために、海洋汚染の防止対策、自然環境の保全・再生・創出、廃棄物を受け入れる海洋処分場の整備等を推進するものである。

過去の開発等により失われた自然環境の再生など、良好な海域環境の保全・再生・創出は短期間で進められるものばかりではない。また、海上災害等により、ひとたび油流出事故等が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすことから、海洋汚染の防止については、継続的に取り組んでいく必要がある。

よって、平成20年度も、本施策を継続していく必要があった。

（有効性）

良好な海洋・沿岸域環境の保全・再生・創出、廃棄物海面処分場の確保に向け各種施策を実施してきたところであり、例えば、干潟を再生した箇所においては水質が改善し、多様な生物の生息が確認されるなど、施策の効果がみられる。侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。また、廃棄物埋立護岸の整備などの対策を実施することで、廃棄物海面処分場の計画的な確保に繋がっており、一部の業績指標を除き、A評価となっており、これまで実施してきた取り組みは有効であったと評価できる。

（効率性）

良好な海洋・沿岸域環境の再生のため、海岸侵食対策、干潟の造成等の事業を実施する際に、浚渫土砂を有効活用するなど効率的に事業を実施している。また、リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、実証実験を行うなど、さらなる事業の効率化に向けた取り組みを実施している。

（総合的評価）

海洋・沿岸域における生物多様性の確保や環境負荷の低減、良好な海洋・沿岸域環境の保全・再生・創出などに向け、着実に取り組みが進められているといえる。今後も引き続き、海洋汚染防止指導、放置座礁艇対策、閉鎖性海域における水環境の改善、湿地・干潟・水辺といった自然環境の保全・再生・創出、浚渫土砂等を有効活用した効率的な海岸侵食対策、及び廃棄物海面処分場の計画的な整備等を推進する。

（反映の方向性）

- ・ 海洋汚染防止に向けた各種取り組みの一層の推進
- ・ 良好な自然環境の保全・再生・創出に向けた各種取り組みの一層の推進
- ・ 効率的な土砂管理対策による砂浜の創出の推進
- ・ 港湾における廃棄物海面処分場の計画的な確保の推進

業績指標 20

我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数

評価

A-2	目標値：0件（平成19年度以降毎年度） 実績値：0件（平成20年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

ナホトカ号油流出事故（平成9年1月2日）規模以上の被害を及ぼす海洋汚染・海上災害の件数

(目標設定の考え方・根拠)

ナホトカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

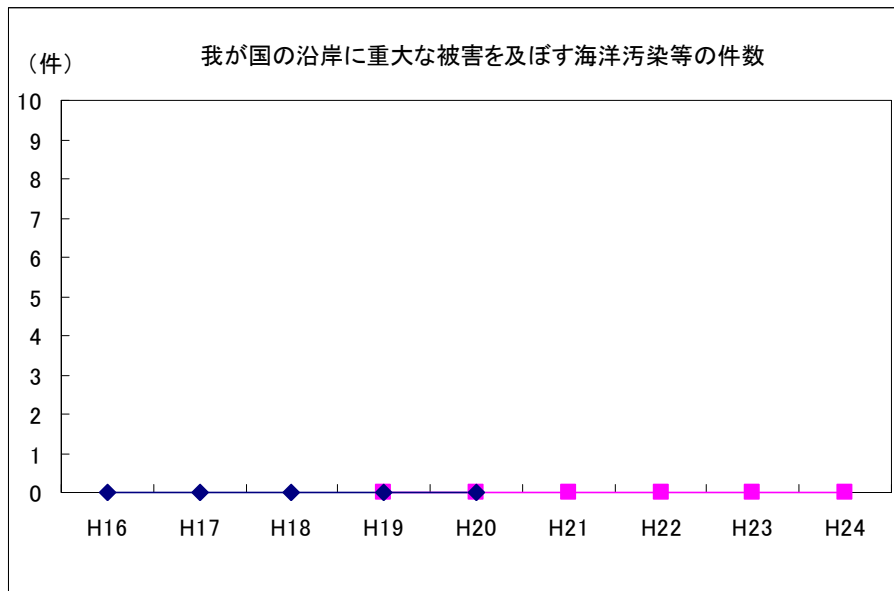
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・海洋汚染防止指導
海防法の周知徹底、船舶からの海洋汚染防止を巡る国際的な動向についての情報提供・意見交換等を行う。
予算額998千円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

海洋汚染防止指導事業の継続的な実施の結果、海運関係者等の間に海洋汚染防止に対する意識が浸透し、平成19年度に引続き平成20年度も0で移行しており、順調であると推測される。

(事務事業の実施状況)

平成20年度は、北海道、四国及び北陸信越各運輸局の3ヶ所において、海洋汚染防止指導・講習会を開催。延べ約300名の海運関係者等が参加し、活発な意見交換が行われた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の「0」を達成している一方、引き続き関係者等への海洋汚染防止指導を行い、今後も当該目標値を達成し続けていく必要があるため、A-2と評価した。

特に、船舶からのSO_x、NO_x等の排出による大気汚染対策やCO₂排出による地球温暖化対策、バラスト水を通じた有害水生生物の移動による生態系破壊対策等、国際海事機関（IMO）での議論の動向及びそれに伴う国内法令改正等の動きについては、平成20年度の講習会でも受講者から質問の多かった部分であり、また、平成21年度はIMOにおける条約改正に対応した法律改正が予定されていることから、海洋汚染防止に係る国際動向を踏まえた国内法令の改正状況に関する情報提供を重点的に行い、関係者への海洋汚染防止に対する意識の更なる浸透を図っていく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

海洋汚染防止指導のための資料の製本を自ら行うこととすることによる、海洋汚染防止指導事務費の削減。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局海洋政策課（課長 天谷 直昭）

業績指標 2 1

水辺の再生の割合（海岸）

評 価

A-2	目標値：約4割（平成24年度） 実績値：約23%（平成20年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺（河岸延長：1,270km）や海岸侵食によって失われた砂浜（砂浜延長：460km）のうち復元・再生する割合

水辺の再生の割合（海岸）＝①／②

①：復元・再生した河岸や砂浜の延長

②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全（3. 戦略2③）
豊かな水辺づくり（3. 戦略6③）
- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
河川・湿原など（第2部第1章第8節）
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
海域の利用と保全（第2部第6章第5節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

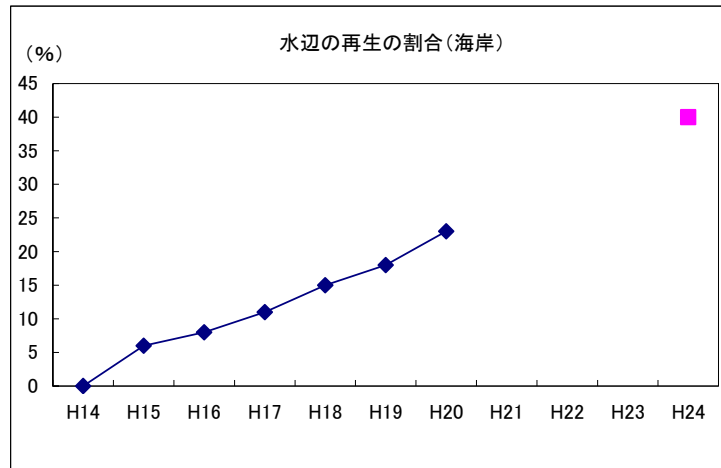
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約0%	約6%	約8%	約11%	約15%	約18%	約23%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①自然再生、多自然川づくり等 (◎)
河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。
河川等事業費 11, 206 億円 (平成 20 年度) の内数
- ②渚の創生事業 (◎)
海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所への余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。
海岸事業費 1, 081 億円 (平成 20 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 20 年度の実績値は約 23% であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・平成 14 年度から自然再生事業を創設し、重点的に取り組んでいるところであり、着実に事業の進捗が図られてきた。
- ・海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。

(事務事業の実施状況)

- ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川 (東京都)、木曾川 (三重県) 等で実施
- ・渚の創生事業を鹿嶋海岸 (茨城県)、伏木富山港海岸 (富山県) を含む 8 箇所等で実施

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。
- ・今後とも以下の取り組みを継続する。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。
- ・米代川 (秋田県) 等において、災害に対する安全性を向上しつつ、自然河岸への再生をより一層推進している。
- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)
 港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)
 関係課：河川局河川環境課 (課長 中嶋 章雅)

業績指標 2 2

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数

評 価

A-2	目標値：0 隻（平成 2 3 年度） 実績値：0 隻（平成 2 0 年度） 初期値：0 隻（平成 1 9 年度）
-----	--

（指標の定義）

我が国に入港しようとする国際総トン数 1 0 0 トン以上の外航船舶（タンカーを除く。以下、同じ。）が我が国の領海又は排他的経済水域において油流出を伴う事故を起こした場合の当該外航船舶の船主責任保険の未加入隻数（なお、タンカーについては、国際条約に基づく基金による損害賠償保障制度が確立されていることから、本指標からは除いている。）

（目標設定の考え方・根拠）

我が国に入港しようとする国際総トン数 1 0 0 トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正に基づき、平成 1 7 年 3 月以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は 0 隻であることから、次年度以降も保険未加入数 0 隻を目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

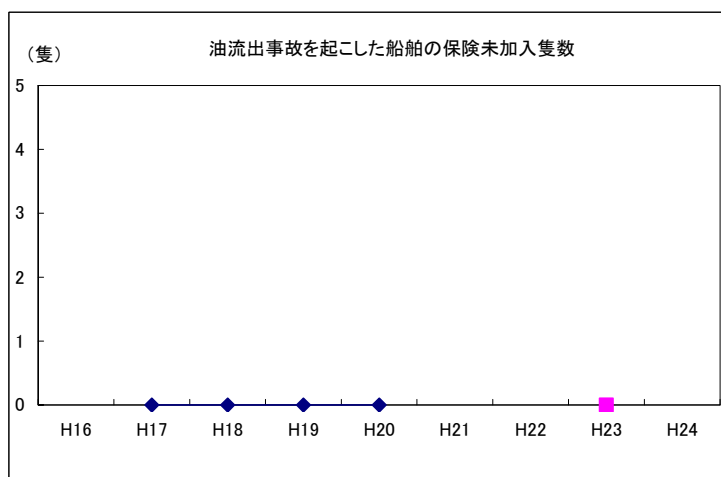
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	—
0 隻	0 隻	0 隻	0 隻	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○放置座礁船対策

「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する 1 0 0 トン以上の外航船舶の船舶所有者等に、油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入を徹底させる。

予算額：8 6 百万円（平成 2 0 年度）

関連する事務事業の概要

○外国船舶油等防除対策費補助金
やむを得ず地方公共団体が外国船舶の座礁等による排出油の防除等を行った場合に、当該防除等費用の一部について支援措置を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度については、油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数は0隻であり、順調である。

(事務事業の実施状況)

「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、入港船舶の船長等からの事前通報等により保険加入の有無を確認するとともに、無保険船に対しては必要に応じ保険加入命令等を発出することにより、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の徹底を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は0隻であり、A-2と評価した。これは、船舶油濁損害賠償保障法に基づく、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の義務付けが、船舶所有者等に十分浸透しているものと考えられる。

しかし、ひとたび無保険船による座礁等の事故が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすとともに、油防除等に莫大な費用を要することから、引き続き放置座礁船対策を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

当該事業のうち損害賠償保障制度のあり方の検討の調査について終了。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 海事局総務課危機管理室(室長 吉田晶子)

業績指標 23

湿地・干潟の再生の割合（港湾）

評価

B-2	目標値：約3割（平成24年度） 実績値：約2割（平成20年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha（湿地3,000ha、干潟4,000ha）のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha（湿地47ha、干潟1,459ha）を再生。

平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha（湿地600ha、干潟70ha）を再生する。

$$(1,506\text{ha} + 670\text{ha}) / 7,000\text{ha} = 0.31 = \text{約}3\text{割}$$

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第三次環境基本計画（平成18年4月7日）
閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生。（第3章戦略6③）
- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します（第2部第1章9節）
失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。（第2部第1章第8節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）
浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。（第2部2（1））

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

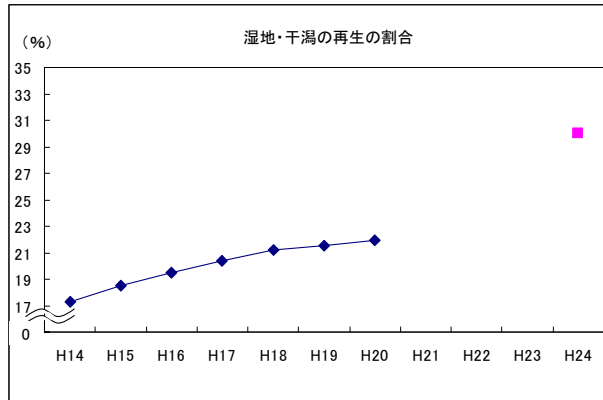
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
19.5%	20.4%	21.2%	21.5%	22.0%



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①河川における湿地・干潟の再生 (◎)
 河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。
 予算額：河川事業費等 11,206 億円の内数（平成 20 年度）
 - ②港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出 (◎)
 港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。
 予算額：港湾整備事業費 3,926 億円の内数（平成 20 年度）
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
 平成 24 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低いものの、自然再生事業等の実施により、平成 14 年度から平成 20 年度までに約 5% の進捗が図られており、湿地・干潟の再生割合は着実に増加している。
- (事務事業の実施状況)
 堺泉北港（大阪府）、広島港（広島県）等にて干潟の再生を行っている。またリサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾において現地実証実験、モニタリングを行っている。
 平成 14 年度から自然再生事業を創設し、松浦川（佐賀県）、釧路川（北海道）等にて湿地の再生を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、事業完了時点において湿地・干潟再生面積を計上する当該指標の現時点の進捗率はやや低いものの、当初の見込みどおり、今後の取組により湿地・干潟の再生割合が着実に増加され、目標達成が見込まれることから B-2 と評価し、引き続き自然再生事業等を推進していく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成 21 年度)
 なし
- (平成 22 年度以降)
 なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）
 関係課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

業績指標 2 4

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

評価

A - 2	目標値：約 7 年（平成 2 4 年度） 実績値：約 7 年（平成 2 0 年度） 初期値：約 6 年（平成 1 9 年度）
-------	--

（指標の定義）

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

（目標設定の考え方・根拠）

一般廃棄物に関して、内陸部における処分場の確保が困難になってきていることから、海面処分場への依存度が高くなっている。そのため、内陸部における処分場だけでは対応できない廃棄物等を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れていく必要がある。また、港湾整備において発生する浚渫土砂を計画的に処分していく必要がある。このようなことから、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要がある。

海面処分場について、平成 1 9 年度に整備中の事業に加えて、新規整備などの対策を講じない場合、海面処分場の全国平均した残余年数は平成 1 9 年度において約 6 年のところが、平成 2 4 年度には約 4 年になってしまう。また、通常、海面処分場の整備着工から廃棄物の受け入れ開始までに平均で約 7 年の年数が必要である。よって、廃棄物処分の困難な状況を回避するため、海面処分場を計画的に整備し、残余年数を概ね 7 年以上確保する必要があるため、目標値を約 7 年と設定した。

（外部要因）

内陸部においては廃棄物の最終処分場の確保が困難になってきている。

（他の関係主体）

環境省（廃棄物行政を所管）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・循環型社会形成推進基本計画（平成 2 0 年 3 月 2 5 日 閣議決定）

また、最終処分場などについては、残余容量の予測を行いつつ、引き続きその整備や埋立て容量の再生の検討を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を超えた広域的な対応を推進します。（第 5 章 第 2 節 5 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

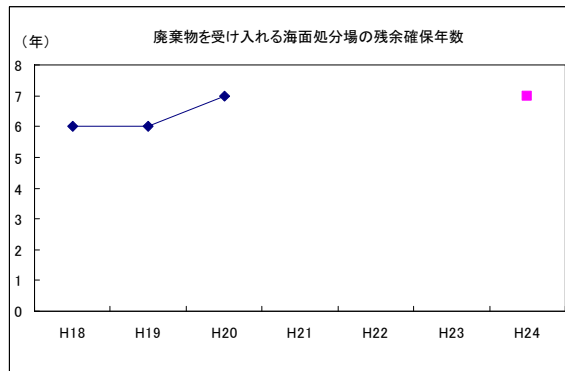
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
—	—	約 6 年	約 6 年	約 7 年



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・廃棄物海面処分場の整備

大都市圏を中心に、内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾空間の秩序ある利用を行うため、物流等の港湾利用との調整を図り、廃棄物海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾において

は近畿2府4県175市町村（平成21年3月現在）を対象とした広域処理場の整備を推進する。

＜廃棄物埋立護岸＞
事業費：約 211億円（平成20年度）

＜広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理場の整備＞
事業費：約 49億円（平成20年度）

- ・循環型社会の形成推進のための港湾法等の改正
港湾法等を平成19年6月に改正し廃棄物埋立護岸等の整備にかかる国の負担割合を引き上げた。これにより、計画的な海面処分場の確保を図る。
- ・廃棄物海面処分場の延命化
減量化された廃棄物を受け入れるとともに、首都圏で発生する建設発生土を海上輸送により全国の港湾等で利用する等、首都圏の海面処分場の延命化を図る。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は目標値を達成しており、トレンドが継続すれば目標年度において目標値を達成すると考えられることから、評価はA-2とした。引き続き、廃棄物埋立護岸の整備を行い、目標の達成にむけ事業を実施する。

（事務事業の実施状況）

平成20年度は全国17港及び大阪湾において、廃棄物埋立護岸の整備を行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

平成21年度は、全国18港及び大阪湾において、廃棄物埋立護岸の整備を行うなど、今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）

業績指標 25

三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

評 価

A-2	目標値：約45%（平成24年度） 実績値：約41%（平成20年度） 初期値：約40%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域（3,100ha）のうち、改善した割合。（底質改善を実施した面積）／（底質改善が必要な区域の面積）

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標として、平成19年度までに1,252ha（深掘跡埋め戻し500ha、覆砂等752ha）を改善。

平成24年度までに約45%の区域を改善することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに130ha（深掘跡埋め戻し80ha、覆砂等50ha）を改善する。

$$(1,252\text{ha} + 130\text{ha}) / 3,100\text{ha} = 0.446 = \text{約}45\%$$

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第三次環境基本計画（平成18年4月7日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

閉鎖性水域の水質汚濁対策の推進。（第3章戦略6③）

- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、深掘跡の埋め戻しを推進します。（第2部第1章9節）

汚染の著しい海域などにおいて、覆砂を行うことにより、海域における水質浄化対策を実施していきます。（第2部第1章9節）

- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）

内湾等の閉鎖性海域において、赤潮や貧酸素水塊の発生により生物の生息・生育環境が悪化している。水環境の改善を図るため、覆砂等による底質改善を総合的・計画的に推進する。（第2部2（2））

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

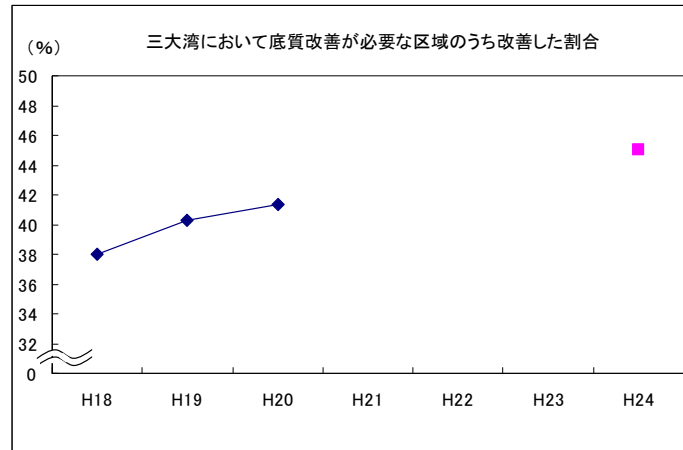
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	38.0%	40.3%	41.4%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○港湾空間における自然環境の保全・再生及び創出 (◎)

港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施。

予算額：港湾整備事業費 3,926 億円の内数 (平成 20 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

深掘跡の埋め戻し、覆砂等の取組により、底質改善された割合は着実に増加している。平成 20 年度までに 1,286ha を改善した。平成 19 年度から平成 20 年度まで 1.1% 改善しており、このトレンドだと目標達成が可能となる。

(事務事業の実施状況)

平成 20 年度においては、東京湾、伊勢湾において、港湾整備により発生する浚渫土砂を活用した深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施した。また、大阪湾においては、浚渫土砂を活用した深掘跡の埋め戻しの実施について、関係者間で検討しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現在のトレンドが継続すれば目標を達成するため A-2 と評価した。平成 24 年度の目標達成に向け、引き続き深掘跡の埋め戻し、覆砂等を推進していく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局国際・環境課 (課長 塩崎 正孝)

○暮らし・環境

政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 5

快適な道路環境等を創造する

環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。

業績指標

26	建設機械から排出される Nox・PM の削減量
27	市街地の幹線道路の無電柱化率
28	クリーンエネルギー自動車の普及台数

【評価結果の概要】

（必要性）

近年、地球温暖化問題など環境問題に対する国民の関心は急速に高まっている。自動車交通に伴う排出ガス、騒音等による沿道環境問題に対して、特に大都市圏において環境基準を達成出来ていない箇所が見られ、こうした箇所で早期に環境改善を図る必要がある。また、美しい自然や景観、文化芸術への国民の関心が高まっている中、環境基準のみならず、ゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある資源の創造等、地域住民や沿道等と一体となった環境問題への対応が必要である。

（有効性）

安全で快適な道路空間の形成等のため、電柱や電線類が特に支障となる箇所で無電柱化を推進している。さらに魅力ある都市空間の形成に向け、中心市街地における土地区画整理事業等の市街地整備を推進しているところである。また、地域資源を活かした美しい道路景観の形成を図り、地域活性化や観光振興を推進している。さらに幹線道路の沿道環境の早期改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策と合わせて、低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置等を推進するとともに、騒音や大気質の状況が、環境基準を大幅に上回っている箇所については、関係機関と連携して、重点的な対策を推進している。各業績指標とも概ね着実に推移していることから本施策が施策目標達成に有効であると評価できる。

（効率性）

自動車税のグリーン化や低公害車に係る自動車取得税の特例措置など、低公害車の普及促進に係る税制を活用し、大気汚染防止を図っているところであるが、効率性については判断できない。また、建設機械から排出されるNOx、PMの削減については、近年排出ガス低減に特に優れた技術が商品化されつつあり、これらの技術の普及促進を図ることでさらに効率的に排出ガスの排出量を低減することが可能であることから、普及促進に向けた具体的な手法等について検討しているところである。また、無電柱化については、地方公共団体の財政状況や地域の道路事情を踏まえると、さらに効率的な整備を実施する余地があることから、コスト縮減等の新たな手法等を検討しているところである。

（総合的評価）

快適な道路環境等の創造に向け、各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移しているところである。さらなる快適な道路環境等の創造のため、引き続き、環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を推進していく。

（反映の方向性）

- ・ 建設機械について、排出ガス低減に係る新たな技術導入の検討
- ・ 電線類の地中化について、コスト縮減等の新たな手法等の検討
- ・ 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の減免措置の実施

業績指標 26

建設機械から排出されるNOx・PMの削減量

評価

① PM A-2 ② NOx A-2	目標値：①PM3.5千t削減、②NOx74.0千t削減 (平成23年度) 実績値：①PM0.7千t削減、②NOx15.9千t削減 (集計中)(平成20年度) 初期値：①PM0.3千t削減、②NOx8.3千t削減 (推定値)(平成18年度)
-----------------------	--

(指標の定義)

平成23年度(目標年次)までの6年間において、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(以下「オフロード法」という。平成18年4月施行、10月規制開始)の基準に適合した公道を走行しない建設機械(以下「オフロード建設機械」という。)の普及によって削減された平成23年度における年間のNOx・PM排出ガス削減寄与量(平成17年度比)。

(目標設定の考え方・根拠)

「NOx・PMの年間排出削減量」:

現在、自動車等からの排出ガスが大気汚染の原因の1つとして大きな問題となっており、健康への影響が懸念される窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)については、早急な削減が必要であると考え。特に今後自動車全体に占めるオフロード建設機械のNOx、PMの寄与割合が増加すると考えられることから、オフロード建設機械の排出ガスの削減を目標とする。

なお目標設定であるNOx・PMの年間排出削減量については、オフロード建設機械の普及台数(a)と1台当たりの排出ガス削減量(b)の積により計算される。

(a) 建設機械動向調査より、過去4年間(平成14~17年度)において年間約3.6万台が排出ガス規制を満たしたオフロード建設機械に更新されていることからオフロード法施行後6年間で21.6万台普及とした。

(b) オフロード法による排出ガス規制値と第一次排出ガス対策型建設機械指定制度の排出ガス基準(平成3年開始)との差を1台及び1時間当たりの排出ガス削減量とした。

(外部要因)

建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

なし

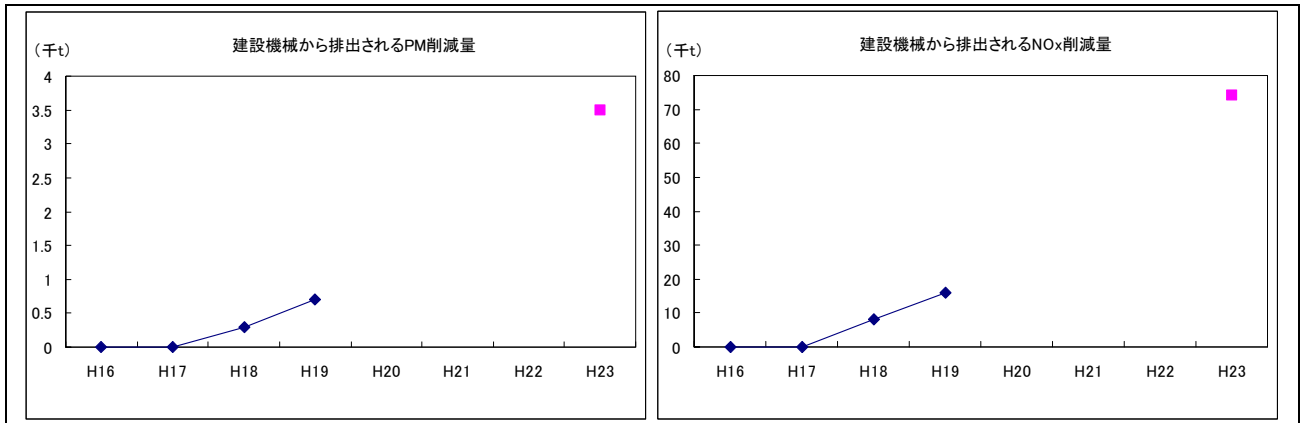
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値①			(年度)	
H18	H19	H20		
0.3千t削減 (推定値)	0.7千t削減	(集計中)		

過去の実績値②			(年度)	
H18	H19	H20		
8.3千t削減 (推定値)	15.9千t削減	(集計中)		

※調査が奇数年のみ実施であるため、偶数年の実績値は、建設機械の台数を前後年度から補完して削減量を推定する。なお初期値である平成18年度実績値は、平成17、19年度の建設機械の台数から削減量を推定した。



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・排出ガス規制の円滑な施行及び建設機械に対する排出ガス対策による、建設機械から排出されるNOx・PMの削減

オフロード法の基準に適合した特定原動機の型式指定や車体の型式届出等に係る事務、および基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。また更なる環境改善に向けた次期基準値が中央環境審議会第9次答申（平成20年1月）において示され、平成26年までに海外基準に比して同等以上である当該基準を2段階で導入することとしているが、そのために必要となる新たな技術要素の導入に対応した法改正等を視野に入れた検討を行った。

予算額 23,696千円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調」

指標に係る基礎データである建設機械の保有台数については、「建設機械動向調査（経済産業省・国土交通省）」による数値を参照している。しかし本調査は2年毎に実施するものであるため、調査が実施されていない平成18年度の実績値については、前後年度の保有台数の補完値を用いた。また同様の理由から平成20年度の実績値については、集計中としている。なお平成19年度までの実績値については、目標年間稼働時間に対して、①約0.5t/h、②約10.2t/hが削減されており、平成18年度から平成19年度の実績による目標削減量に対する進捗率は①20%、②22%となった。これは平成19年度の建設機械の総台数が平成17年度に比べ約4%減少したことに加え、オフロード法による規制が、一部出力帯から漸次その適用範囲を拡充するものであることから、目標達成に向けた進捗となっていない。しかし平成20年10月より全ての出力帯で規制が開始されるため、今後急激に普及が進むと想定される。

以上のことから、目標の達成に向けて順調であると推測される。

(事務事業の実施状況)

排出ガス規制の円滑な施行及び適正な建設機械の利用方法等に関する普及啓発を通じた建設機械の排出ガス対策を推進することで更なる大気環境の改善を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標の目標値は平成23年度における①3.5千t、②74.0千tであり、また平成18年度に開始されたオフロード法による排出ガス規制においては、平成20年10月より、全ての対象出力帯で規制が開始されるため、今後急激に普及が進むことが想定される。このことからともにA-2と評価した。

なお、更なる環境改善に向け次期基準値が中央環境審議会第9次答申（平成20年1月）において示されており、平成26年までに海外基準に比して同等以上である当該基準を、2段階で導入することとしている。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

更なる環境改善に向けた次期基準値が平成20年1月に示されており、平成26年までに海外基準に比して同等以上である当該基準を2段階で導入することとしているが、新たな基準においては、現状の技術だけでは達成が難しいため、新たな技術要素の導入が不可欠であり、これらの新たな技術に対応した法改正等を検討していく。

(平成21年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設施工企画課施工環境技術推進室（室長 森 吉尚）

業績指標 27

市街地の幹線道路の無電柱化率

評価

A-1	目標値：13.2%（平成20年度） 実績値：13.2%（平成20年度暫定値） 初期値：12.7%（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

市街地(※1)の幹線道路(※2)のうち、電柱、電線類のない延長の割合

※1 都市計画法における市街化区域、及び市街化区域が定められていない人口10万人以上の都市における用途地域

※2 国道および都道府県道

(目標設定の考え方・根拠)

無電柱化の整備進捗状況に関する道路管理者への調査結果を基に目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・電線管理者（電気、通信、CATV等）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

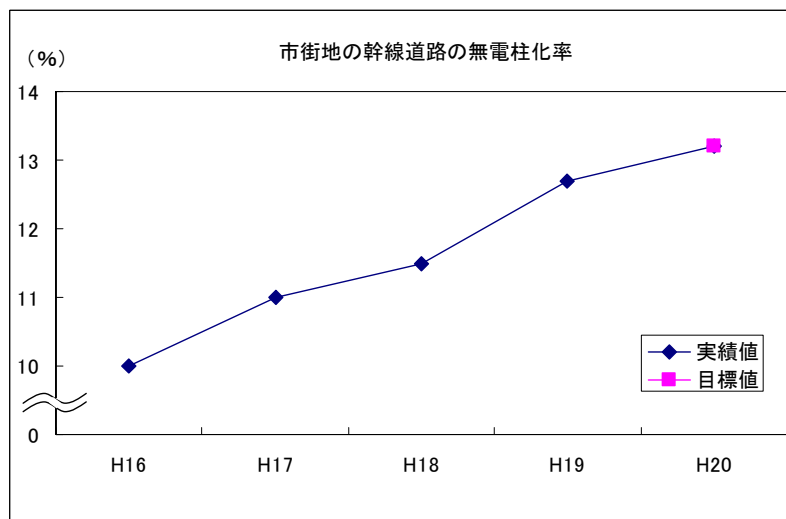
【本部決定】

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日）

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
10%	11%	12%	12.7%	13.2%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

電線類の地中化

・電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。

予算額：3,769億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成19年度実績値12.7%に対し、平成20年度実績値は13.2%と1年間で0.5%向上しており、暫定値ではあるが、概ね目標値を達成した。

（事務事業の実施状況）

平成20年度末までに、全国の市街地において約7,700kmの延長を整備。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成19年度実績値12.7%から平成20年度実績値13.2%と向上しており、目標値13.2%を達成している。

今後は、地方公共団体の財政状況や地域の道路事情から、

- ・歩道のない狭隘な道路等、地域の実状に応じ、軒下・裏配線等の多様な無電柱化手法を積極的に活用。
- ・軒下・裏配線に対する支援、住民参加型の計画策定の費用に対する支援。

などコスト縮減等の新たな手法等を検討することが必要である。

以上から、今回の評価としてはA-1と評価した。

なお、本指標については、次期無電柱化計画の策定等を踏まえ、今後検討。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

現在（平成21年度6月時）、次期の「無電柱化推進計画」について、コスト縮減等の手法を含め、関係省庁と連携しながら検討を実施。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局地方道・環境課道路交通安全対策室（室長 小口 浩）

関係課：道路局国道・防災課（課長 深澤 淳志）

業績指標 28

クリーンエネルギー自動車の普及台数

評 価

A-2	目標値：69万台以上（平成22年度） 実績値：62万台（平成20年度） 初期値：51万台（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

大気汚染防止及び地球温暖化防止に資する、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車、水素・燃料電池自動車、ディーゼル代替LPガス自動車、天然ガス自動車、電気自動車）の普及台数。

（目標設定の考え方・根拠）

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日改定）において規定された目標。

（外部要因）

経済情勢・エネルギー価格

（他の関係主体）

経済産業省

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

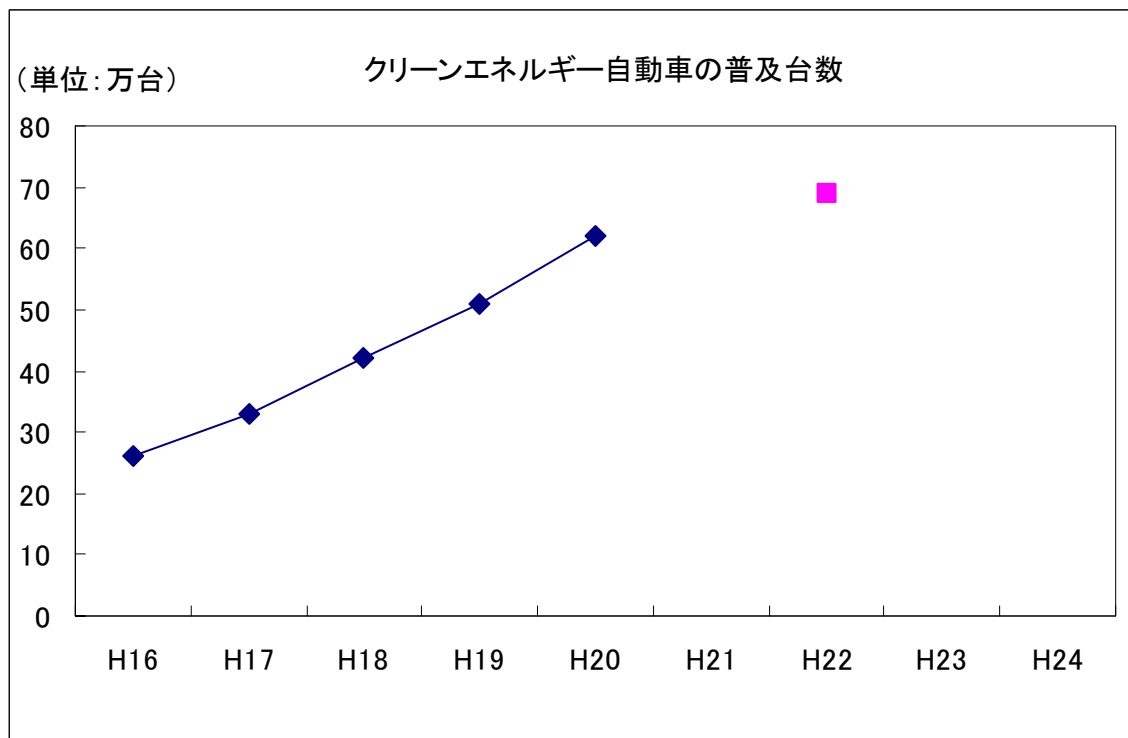
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
26万台	33万台	42万台	51万台	62万台	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 低公害車の開発・普及促進事業（事業費 3億円（平成20年度））
- 低公害車等普及促進対策費補助金（事業費 17億円（平成20年度））
- 自動車税のグリーン化
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、一定の排ガス性能を満たすCNG自動車並びに排ガス及び燃費性能に優れた自動車に対して自動車税の税率を最大で概ね50%軽減する一方、新車新規登録から一定年数以上を経過した自動車に対しては税率を概ね10%重課。
- 低公害車に係る自動車取得税の特例措置
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、一定の排出ガス性能を満たすCNG自動車及び一定の排出ガス及び燃費性能を満たすハイブリッド自動車に係る自動車取得税の税率を最大で2.7%軽減。
減収見込額 45億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

クリーンエネルギー自動車の普及台数については、過去の実績値の推移を考慮すると順調に推移していくものと推察される。

（事務事業の実施状況）

- ・ 環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発し、実際の事業で使用する走行試験等を実施している。
- ・ トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNGバス・トラック等の導入に対する支援を実施している。
- ・ 環境性能に優れた自動車への買換・購入需要を促進するため、自動車税のグリーン化や自動車取得税等の低公害車特例を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、過去の実績値の推移から考慮すると順調に推移していくと推察されることから、A-2と評価した。

今後は引き続き、事業を進めていくこととする。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

自動車重量税・自動車取得税の減免措置を行う。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局技術安全部環境課（課長 小田 曜作）

○暮らし・環境

政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 6

水資源の確保、水源地域活性化等を推進する

安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。

業績指標

29	渇水影響度
30	世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数
31	地下水採取目標量の達成率
32	水源地域整備計画の完了の割合

【評価結果の概要】

（必要性）

安全・安心な水資源の確保や水源地域の活性化等を推進するため、水資源開発基本計画に基づく事業や水源地域整備計画に定められる各事業、地盤沈下防止等対策要綱地域における地下水採取目標量を達成するための施策等の着実な実施が求められている。また、水に関する国連ミレニアム目標達成のためには、世界各国の取り組みが必要不可欠であり、今後とも世界の水資源問題に関する国際会議等への参加を推進する必要がある。

（有効性）

平成20年度における各業績指標は概ね順調であり、各施策が有効に機能している。

水資源開発施設の整備の着実な実施や、水源地域整備計画に定められた各事業（道路、土地改良、簡易水道、下水道等）の円滑な推進による2ダムの水源地域整備計画の完了、法律、条例等による地下水取水規制及び水源の表流水への計画的な転換等の取組は、安全・安心な水資源の確保を図るための水資源の需給ギャップの縮小や水源地域の保全・活性化、地盤沈下の沈静化等に有効に機能してきたと評価できる。

また、国連「水と衛生に関する諮問委員会」の東京での開催・出席や「第5回世界水フォーラム」への出席による各国への情報発信、最新の動向（情報）の収集は、水資源問題への手がかりとして極めて有効であり、特にユネスコが第5回世界水フォーラムで発表した「河川流域における総合水資源管理ガイドライン」の作成を支援するなど国連ミレニアム目標達成に向け有効に機能している。

（効率性）

本施策は、法律に基づく水資源開発基本計画や水源地域整備計画、地盤沈下防止等関係閣僚会議において決定された「地盤沈下防止等対策要綱」により、関係機関等との連携や調整を図りつつ計画的、効率的な実施を図ることとしている。

平成20年度においては、水資源開発基本計画に基づく水資源開発施設の整備を総合的なコストの縮減等を行い効率的に実施し、一部施設の完了により需給ギャップの縮小を図るとともに、水源地域整備計画による基盤整備等の実施に関する連絡調整を、限られた人員及び予算で効率的に行い、2つの水源地域でダム竣工前に水源地域整備計画に定められた事業を完了させ、水源地域の保全・活性化を図った。また、地盤沈下の沈静化のため対象地域における推進協議会を開催するなど、限られた予算で水資源の確保や水源地域の活性化等のための諸施策は概ね目標値の達成に向けて順調に進んでおり、これまでの各種取組が効率的であると評価できる。

また、世界の水資源問題に関する国際会議等の参加については、情報収集・発信としてより有効な国際会議を優先的に選択し、必要最小限の人数でより多くの国際会議に出席するなど、効率的に実施することが出来たと評価できる。

（総合的評価）

水資源開発基本計画に基づく水資源開発施設の整備では、新たに整備された施設が水資源の需給ギャップの縮小に寄与するとともに、水源地域の整備では計画に定められた各事業の円滑な推進により水源地域整備計画を2ダムで完了した。また、地盤沈下防止等対策要綱に基づく地下水採取量等の現況把握、調査・解析等の諸施策の積極的な推進により各種施策が有効に機能してきたものと評価できる。

また、国連「水と衛生に関する諮問委員会」、「第5回世界水フォーラム」等への出席による各国への情報発信・収集等は、国連ミレニアム目標達成に向け有効に機能している。なお、世界的な水資源問題への対応では、日中韓の三カ国で水に関する閣僚会議の開催を検討することが合意されるなど新たな動きも進んでいる。

安全・安心な水資源の確保や水源地域の活性化等のための諸施策は目標の達成に向け概ね順調な推移を示しているが、今後も引き続き目標達成のための諸施策を着実に実施する必要がある。

（反映の方向性）

- ・ 国土審議会水資源分科会調査企画部会における水資源の総合的なマネジメントの検討
- ・ 地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議の開催
- ・ 水源地域整備計画の着実な促進、各事業の関係者等との合意形成等
- ・ アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）を通じたアジア・モンスーン地域に適した水資源管理の発信
- ・ 「河川流域における総合水資源管理のためのガイドライン」の普及
- ・ 世界の水資源政策担当部局との政策交流の推進

業績指標 29

渇水影響度

評 価

B-2

目標値：5,300日・%（平成23年時点の過去5年平均）
 実績値：12,079日・%（平成20年）
 初期値：6,900日・%（平成18年時点の過去10年平均）

（指標の定義）

渇水による影響を、取水制限率と取水制限日数との積で表す（単位：日・%）

（目標設定の考え方・根拠）

業績指標として、特に国民生活に対する影響を考慮し、全国の一級水系における水道用水の取水制限を対象とした。ただし、渇水は気象条件に大きく左右されることから、評価時点の年次だけで評価するのではなく、過去10年間程度の平均値で評価することが適当と考えられる。このため、業績目標の初期値は、平成9年から平成18年までの10年間の実績の平均値とした。目標値については、業績目標の上限が5年であることに鑑み、目標年次である平成23年時点における過去5年間（平成19年～平成23年）の平均値で評価することとした。

（外部要因）

気象条件、特に著しい少雨。水資源開発施設整備の進捗等

（他の関係主体）

厚生労働省
 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

水資源開発基本計画（利根川・荒川水系（平成20年7月4日）、豊川水系（平成18年2月17日）、木曾川水系（平成16年6月15日）、淀川水系（平成21年4月17日）、吉野川水系（平成14年2月15日）、筑後川水系（平成17年4月15日））

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

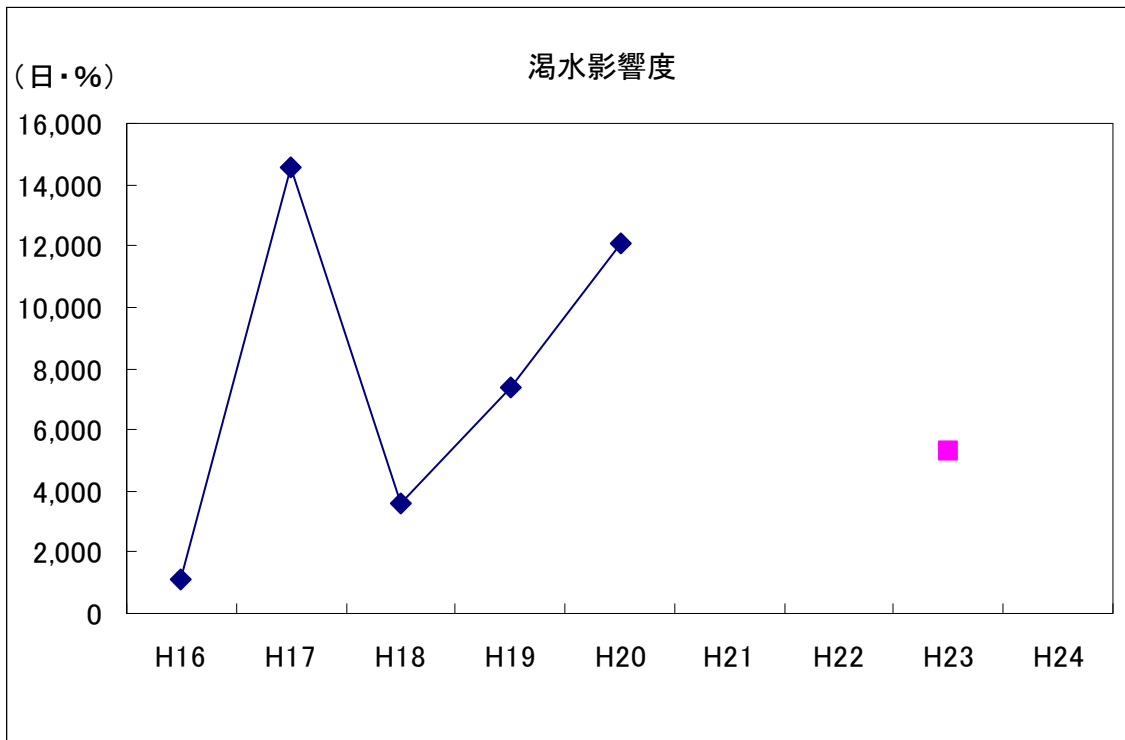
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

（暦年）

H16	H17	H18	H19	H20
1,090日・%	14,595日・%	3,605日・%	7,373日・%	12,079日・%



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ① 水資源開発基本計画（フルプラン）の着実な進捗
 水利用の安定性の確保、施設の計画的な更新・改築、新たなニーズへの対応等の観点からフルプランを策定し、それに位置付けられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策により、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する。
 予算額 0. 80 億円（平成 20 年度）
- ② 独立行政法人水資源機構事業の推進
 ダム等建設事業及び用水路等建設事業を推進するとともに、管理業務等を実施する。
 予算額 456. 62 億円（平成 20 年度）
- ③ 気候変動等、水資源供給の安定性低下に対処する施策の推進
 地球温暖化等の気候変動による、河川流況の変化や湖沼、ダム湖における利水障害をもたらす水質変化、沿岸域を中心とした地下水の塩水化など、将来における我が国の水資源の「量」及び「質」への影響について、予測、検討を行う。
 予算額 0. 27 億円（平成 20 年度）
- ④ 水需給の安定性確保のための施策の推進
 近年の異常渇水や震災時・事故時、若しくは水質に関わるリスクを回避・軽減するため、危機管理上の対応策について、効果と経済性を考慮した検討を行う。また、限られた水資源の有効活用を図るための需要・供給の両面の総合的水資源マネジメント手法を検討する。
 予算額 0. 17 億円（平成 20 年度）
- ⑤ 流域における水循環の健全化に向けた総合的取組みの推進
 健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて、地域や流域で健全な水循環系構築に向けた施策を促進するための手法を検討し、「流域における水循環健全化計画（仮称）」策定に向けた取組み等を行う。
 予算額 0. 32 億円（平成 20 年度）
- ⑥ 水の有効利用の推進
 水の合理的な利用及び節水型社会の構築を促進、支援することを目的として、雑用水利用の堅実な普及、長期的な継続利用を図る。そのため、雑用水利用施設の更新性、維持管理に着目した基礎調査、支援策の検討を実施するとともに、環境面での社会貢献度を検証するなど、多様な観点から雑用水利用施設の導入による効果を整理し、更なる普及促進を図る。
 予算額 0. 11 億円（平成 20 年度）
- ⑦ 水の週間行事等の実施等
 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、「水の日（8月1日）」及び「水の週間（8月1日～7日）」等の関連行事等を実施し普及啓発を推進する。
 予算額 0. 11 億円（平成 20 年度）

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「指標は平成19年から平成23年までの5年間の平均値で評価するものである。指標の一部となる平成19年、平成20年の実績値は、目標達成に向けた成果を示していない。」

また、平成20年時点の過去5年平均値は、7,748日・%となり、目標値(5,300日・%)及び初期値(6,900日・%)を上回った。

この主な理由として、平成16年から平成20年の5年間のうち平成17年、平成19年、平成20年の3年が記録的な少雨に見舞われ、四国地方を中心に取水制限に至った地域が多くなったことによるものである。

渇水は、気象条件に大きく左右されることから、本施策の業績指標は複数年で総合的に評価し、今後も水資源開発施設を着実に整備するとともに、水の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進など行っていくことが重要である。

(事務事業の実施状況)

平成20年度には、独立行政法人水資源機構事業457億円をもって、水資源開発施設の整備及び管理を行う他、水資源に関する啓発活動等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

渇水影響度は、気象条件に大きく左右されることから、目標年度までの複数年で総合的に評価すべきである。目標の達成状況は、外部要因が大きく影響したため平成20年時点の過去5年間平均値が目標値を上回った。一方で、水資源開発施設の整備が着実に進捗しており、平成21年以降には、平成20年度に整備されたダム等の水資源開発施設が業績目標の達成に寄与することからB-2と評価した。

水資源開発基本計画等に基づき事業を実施してきた結果、水資源の需給ギャップが縮小するなど、これまでの施策が有効に機能してきたものと評価できるが、近年の少雨化傾向の中で水資源開発施設の供給可能量が低下し安定的な水供給が実現できていないため、引き続き水資源開発施設の整備を着実に実施していく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

水資源開発施設の老朽化等を背景とした事故リスク、水質リスク、震災時の供給能力低下等の課題や、気候変動に伴う水資源への深刻な影響への懸念に対応するための総合水資源管理の制度の構築の検討を実施する。

(平成22年度以降)

気候変動が水資源へ及ぼす影響についての調査検討、既存水資源施設の有効活用についての検討に一定の成果が得られてきたことから、平成21年度をもって廃止とする。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・水資源局水資源部水資源計画課(課長 矢野 久志)

業績指標 30

世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数

評価

A-2	目標値：13件（平成23年度） 実績値：11件（平成20年度） 初期値：9件（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

水に関する国連ミレニアム目標（「2015年までに安全な飲料水を利用できない人口（約11億人）の割合を半減させる」）達成に資するために行われた世界の水資源問題に関する国際会議等開催数及び参加件数

（目標設定の考え方・根拠）

国連ミレニアム目標達成のためは、世界各国の取り組みが不可欠である。

かつ、これらの取り組みを我が国がリードしていく観点から、①我が国が国際会議等を開催し、また、各種国際会議等に参加し、日本国政府として、②方針の提示、③各種文書等への提言等の盛り込み、④意見交換の場での理解促進、⑤プレゼンテーション等の実施による啓発・普及等を図ることが国連ミレニアム目標の達成に資することから、これらの取り組み総数を政府方針に基づき5年後に1.5倍とする。

（外部要因）

国連関係機関等における水に関する国際会議開催数の減少

（他の関係主体）

関係省（外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

（重要政策）

【施政方針】

第165回国会安倍内閣総理大臣所信表明演説（平成18年9月29日）

「今後5年以内に、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指します。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

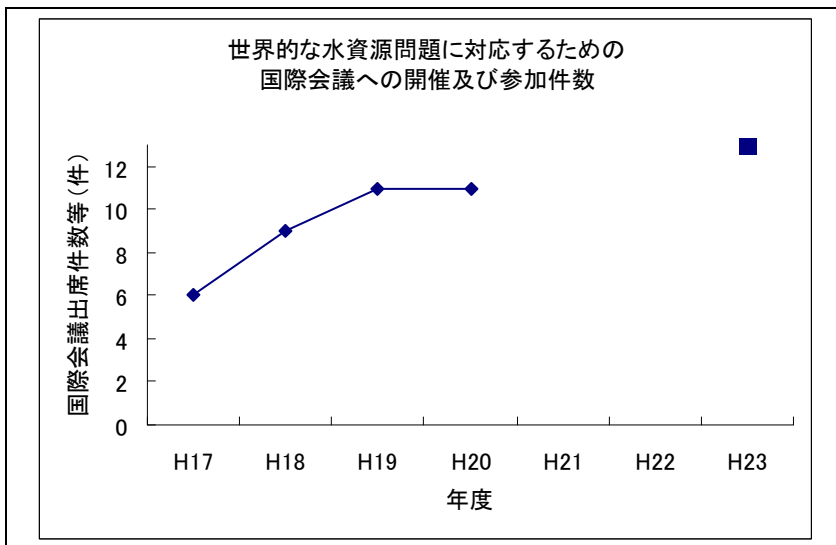
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
—	6件	9件	11件	11件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

世界的な水資源問題を踏まえた我が国の対応に関する施策の推進

国際的な水資源問題に関する我が国の国際協力の展開方向を検討すると同時に、特に先進主要国からの情報を活用しつつ、我が国の新たな水資源施策のあり方につき検討を行う。
予算額0.47億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調」

・3年目となるH20の実績は前年度と同値であるが、基準年からは伸びを示し、目標に向かっている。

（事務事業の実施状況）

・国連「水と衛生に関する諮問委員会」第10回会合を東京で開催し出席するとともに、トルコで開催された水に関する世界最大の国際会議である「第5回世界水フォーラム」に出席。

・その他の国際会議等開催及び参加実績は以下のとおり。

○2008年ストックホルム世界水週間（平成20年8月18～22日：スウェーデン・ストックホルム）

○第8回アジア・太平洋持続可能な消費生産活動に関する国際会議（平成20年9月18, 19日：フィリピン・セブ）

○国連「水と衛生に関する諮問会議」第11回会合（平成20年11月17～19日：サウジアラビア・リヤド）

○第23回日中水資源交流会議（平成21年11月26～28日：日本・東京）

○OECD持続可能な開発グローバルフォーラム「水と衛生への負担可能なアクセスを確実にする持続可能なファイナンス」（平成20年12月1, 2日：フランス・パリ）

○「第5回世界水フォーラム閣僚級会合調整会議」第2回会合（平成20年12月4, 5日：スイス・ジュネーブ）

○G8水と衛生に関する専門家会合（平成20年12月16, 17日：日本・北海道）

○「第5回世界水フォーラム閣僚級会合調整会議」第3回会合（平成21年1月21～23日：イタリア・ローマ）

○「第5回世界水フォーラム閣僚級会合調整会議」第4回会合（平成21年3月3, 4日：フランス・パリ）

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は昨年度と同値であるが、日中韓の三カ国で水に関する閣僚会議の開催を検討することが合意されるなど、新たな動きも進んでいることから、今後も引き続き現在の施策を維持するとしてA-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・日中韓閣僚級会合の開催に向けた検討

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・水資源局水資源部水資源計画課（課長 矢野 久志）

関係課：都市・地域整備局下水道部下水道企画課（課長 田辺 義貴）

河川局河川計画課（課長 池内 幸司）

業績指標 3 1

地下水採取目標量の達成率

評 価

A-2	目標値：100%（平成21年度） 実績値：89.1%（平成19年度） 初期値：85.1%（平成16年度）
-----	--

(指標の定義)

地盤沈下防止等対策要綱地域（濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部）における地下水採取目標量の達成率

(目標設定の考え方・根拠)

地盤沈下に伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、昭和60年4月に濃尾平野及び筑後・佐賀平野、平成3年11月に関東平野北部の各地域で「地盤沈下防止等対策要綱」が決定された。要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取目標量を定めている。当該地下水採取目標量は平成16年度に見直し期限を迎え、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」において、要綱の取り組みを継続し概ね5年毎に評価検討を行うことを申し合わせた。

以上のことから、要綱の見直しを行った平成16年度を目標値設定年次、次回評価検討を行う平成21年度を目標年次とした上で、対象地域毎に要綱で定められている地下水採取の年間目標量（濃尾平野は2.7億 m^3 、筑後・佐賀平野は0.09億 m^3 、関東平野北部は4.8億 m^3 ）の合計値である7.59億 m^3 を下回った場合を100%として目標値を設定する。

(外部要因)

降水量の減少等による短期的・局所的な地下水採取

(他の関係主体)

関係府省（内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

地方公共団体（要綱地域内）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

濃尾平野及び筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年4月26日閣議決定）

関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱（平成3年11月29日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

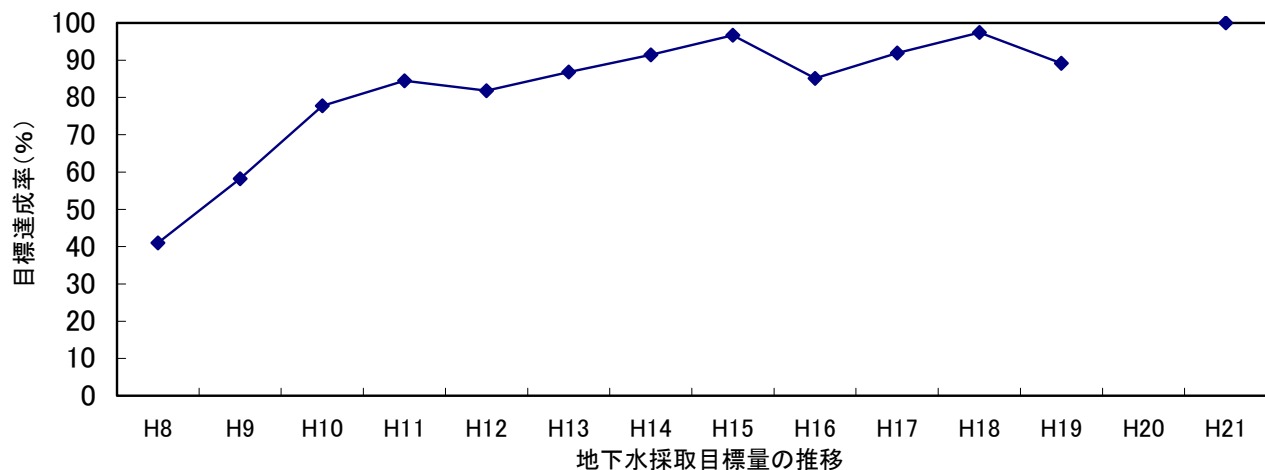
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
41.0%	58.2%	77.8%	84.5%	81.8%	86.8%	91.4%	96.7%	85.1%	91.9%	97.4%	89.1%	調査中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

安心・安全な地下水の保全・利用に向けた取り組みの推進 予算額：44百万円（H20年度）
濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部について、地盤沈下防止等対策要綱に基づき、現況把握、調査・解析等の諸施策の積極的推進を図る。特に、平成21年度に予定している地盤沈下防止等対策要綱の再評価に向け、適正な地下水採取量の検討、地盤沈下防止等対策事業等の評価、今後の取り組みの方向性について検討する。
また、地下水は水循環系の中で目に見えないことから、表流水に比べて扱い方が難しく、地域ごとに地下水の賦存量が異なるとともに、一度汚染されると回復に長時間を要する。このため、水循環系における地下水メカニズムを調査・検討し、科学的に地下水利用量の限界性を明らかにするなど安全・安心な地下水の保全・利用のあり方を検討する。さらに、大規模地震災害時に身近な水源である地下水を有効に活用する手法について調査・検討を行い、水に関する危機管理対策の充実を図る。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調である」

平成19年度の地下水採取量の達成率は89.1%となり、初期値（85.1%）を上回ったものの、目標値（100%）及び平成18年度実績（97.4%）を下回った。

この主な理由として、地下水採取量は、降雨の影響に大きく作用され、平成19年度は平年を下回る降雨の影響により地下水採取量が一時的に増加し、達成率が低下した。

地下水採取目標量の達成に向け、各地域で行われている施策は順調に進捗しており、目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

対象地域における施策の円滑な実施を図るために、濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域で地盤沈下防止等対策要綱推進協議会を開催した。主な議題は次のとおり。

- ・地盤沈下及び地下水位の状況
 - ・地下水採取の状況
 - ・地盤沈下による被害の実態
 - ・地盤沈下防止等対策の実施状況
 - ・地下水の適正利用及び地盤沈下防止等対策の推進のために必要な事項
- さらに、「地盤沈下防止等対策要綱の実施状況」をとりまとめた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平年を下回る降雨の影響で平成19年度の達成率が一時的に低下した。

平成19年度は、初期値である平成16年度に比べ降雨量が少なく、目標達成に厳しい条件であったが、平成16年度に比べ平成19年度実績値は向上しており、施策の実施効果により業績指標は着実な進捗を見せていると判断できることからA-2と評価した。

今後は、地下水の保全と活用のため、観測所毎の管理水位の設定、地下水情報の共有や監視体制の確立など地下水保全管理方策を構築していく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・水資源局水資源部水資源政策課（課長 西川 智）

業績指標 3 2

水源地域整備計画の完了の割合

評 価

A-2	目標値：70%（平成23年度） 実績値：63%（平成20年度） 初期値：57%（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

分母を平成18年度までに策定済みの水源地域整備計画数(89)、分子をそのうち整備計画に位置づけられた整備事業が完了済みの計画の数とした割合。

(目標設定の考え方・根拠)

ダム等の建設促進を図るため、ダム建設により影響を受ける地域の再建が重要であるので、水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画に定められる各事業の着実な推進が望まれる。

目標設定に関しては、今後5年後まで過去の実績値の推移と同様の実績に積み上げを図るものとして平成23年度に70%と設定した。

(外部要因)

ダム事業等自体の進捗、地元の経済・社会状況の変化

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

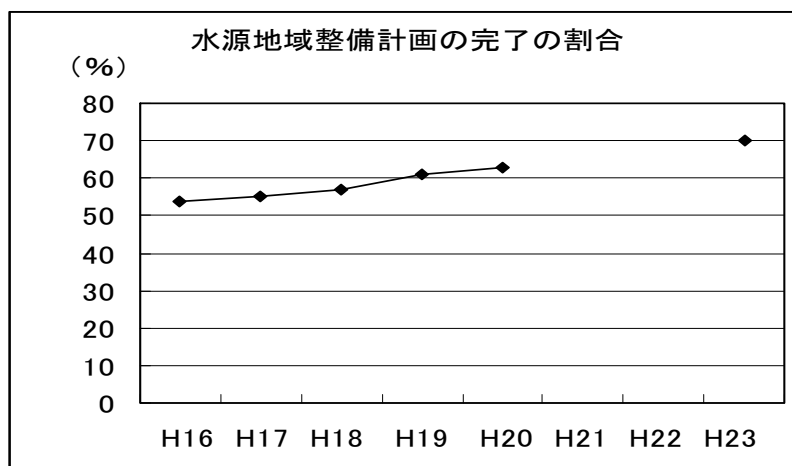
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
54%	55%	57%	61%	63%

**事務事業の概要****主な事務事業の概要**

水源地域の活性化の推進

①水源地域の生活環境及び産業基盤を整備し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法に基づくダム等の指定、水源地域整備計画の決定、整備事業の円滑な推進等、同法の適切な運用を図る。

予算額 0.1億円（平成20年度）

②上下流一体となった潤いと活力のある水源地域の実現を目指し、水源地域とダムの恩恵を受ける下流域との一体的な流域連携の推進による水源地域の活性化方策について調査・検討を実施する。

予算額 0.72億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調に進歩している。平成20年度において、水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画に定められる各事業が円滑に推進された結果、当別ダム（北海道）、福富ダム（広島県）の2つのダムの水源地域整備計画が完了し、業績目標の実績値が初期値の57%から63%に向上した。

平成23年度の目標値に照らし、この進捗率は順当である。

(事務事業の実施状況)

平成20年度は、平取ダム（北海道平取町）、徳山ダム（岐阜県揖斐川町）、川上ダム（三重県伊賀市）の地元自治体に水源地域対策アドバイザー派遣事業のアドバイザー派遣を行い、水源地域整備計画の促進に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度の業績目標の目標値は70%で、平成20年度においては着実に目標値に向かって向上したことからA-2と判断した。ダム事業に伴う水源地域対策整備計画は、長期間にわたる事業であるので、今後とも円滑に事業が実施され、目標値設定年次における目標値を確保できるよう、しっかりと各事業の関係者、地域関係者の理解を得るべく、当課の各種施策を引き続き推進していくことが必要。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

水源地域の活性化、自立のためには、住民の生活の糧になる地域産品の生産販売や観光の振興が必要である。全国の水源地域が共同で産品やサービスの提供をプロモーションする仕組みを検討し、水源地域の活性化の支援を行う。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・水資源局水資源部水源地域対策課（課長 齊藤一雅）

○暮らし・環境

政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 7

良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する

都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。

業績指標

3 3	歩いていける身近なみどりのネットワーク率
3 4	1人当たり都市公園等面積
3 5	都市域における水と緑の公的空間確保量
3 6	全国民に対する国営公園の利用者数の割合

【評価結果の概要】

（必要性）

都市公園、緑地保全その他公共施設空間の緑化については、これまで都市における緑とオープンスペースの確保等の観点から事業を推進してきたところであるが、生物多様性の保全や地球温暖化防止への貢献、安全な国土の再構築や個性と魅力ある生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術への欲求の高まりなどへ適切に対応するため、本施策のより一層発展したあり方を検討していく必要がある。

（有効性）

本施策を推進していく手段として、都市公園の整備、道路、港湾、空港周辺地域での緑化や市街地に隣接する山麓斜面等でのグリーンベルトの整備・保全、下水道施設の緑化等を推進するほか、国営公園の整備・管理、緑地保全制度の的確な運用による緑地の保全、建築物の屋上や壁面を含む民間建築敷地内の緑化等を支援してきた。これらにより、指標値は順調に推移しており、良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等の推進に向け、有効性の高い施策展開が図れたといえる。

（効率性）

施策のさらなる効率的な推進を図るため、都市公園をはじめとした公有地や民有緑地等の整備・保全・管理を多様な主体の参加・連携により推進するための総合的な施策等を推進した結果、平成20年度予算額は平成19年度と比較して減少している一方で、指標値は前年度と同様又はそれ以上の伸びを示しており、良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等の推進に向け、効率性の高い施策展開を図れたといえる。

（総合的評価）

良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する施策目標の達成に向けて、その具体的措置として、道路・河川等との事業間連携、官民協働による効率的・効果的な都市公園の整備、緑地保全等を推進してきたが、目標年度における施策目標の達成に向けて順調に推移していることを踏まえて、今後とも本施策の実施内容を確実に推進していく必要がある。

（反映の方向性）

- ・ より一層の一体的・総合的な都市公園、緑地保全その他公共施設空間の緑化等の推進
- ・ 多様な主体の参加・連携の推進
- ・ 各種事業の連携・調整の強化

業績指標 33

歩いていける身近なみどりのネットワーク率

評価

A-2	目標値：約7割（平成24年度） 実績値：約67%（平成20年度） 初期値：約66%（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

市街地において、都市住民の徒歩圏（注1）内に様々な規模の公園・緑地（都市公園以外を含む）（注2）のネットワークが体系的に整備されている状態（注3）（分母）を100%とした場合の実際の整備率（分子）

（注1）都市住民にとって、日常生活上最低限必要とされる学校、店舗、公園等のコミュニティ施設が備わり、主な交通手段が徒歩となる日常生活空間の単位。住区に相当し、概ね1km²が標準的な範囲となる。

（注2）○小規模な公園・緑地（標準面積0.25ha）
 →街区公園、市民緑地、児童遊園、条例設置公園、広場公園、緑道 等
 ○中規模な公園・緑地（標準面積2ha）
 →近隣公園、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林 等
 ○大規模な公園・緑地（標準面積4ha以上）

→地区公園、総合公園、運動公園、国民公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、広域公園、レクリエーション都市、国営公園、緩衝緑地等

（注3）1住区当たりの整備水準として、街区公園を含む小規模な公園緑地が4箇所、近隣公園を含む中規模な緑地が1箇所、地区公園を含む大規模な公園緑地が0.25箇所整備されている状態。

（目標設定の考え方・根拠）

少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、現況値との勘案により平成24年度の目標値約7割を設定している。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進」

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【本部決定】

なし

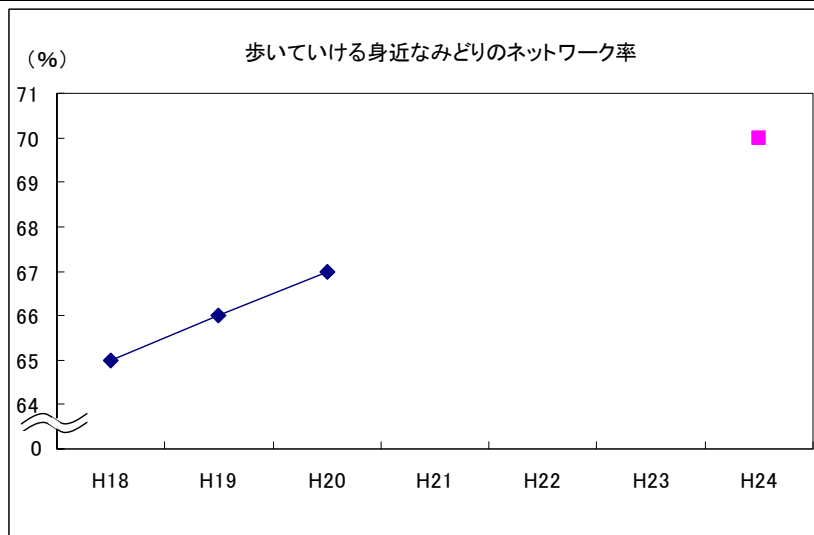
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
—	—	約65%	約66%	約67%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○住区基幹公園の整備
住区基幹公園の整備を推進することにより、都市の緑を保全・創出し、良好な住環境の形成を図る。
予算額：都市公園事業費補助 約377億円（平成20年度）の内数

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は約67%となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

都市公園事業費補助や緑化重点地区整備事業等により、市街地における都市公園整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は約67%となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。
- ・歩いていける範囲の身近な公園については、第3次生物多様性国家戦略（H19）においても、目指すべき方向性として、日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいを確保することとされていることから、平成21年度以降も引き続き都市公園等の整備を推進していく必要があるため、A-2と評価した。
- ・既成市街地が多く、重点的な整備を必要としているにもかかわらず用地確保が困難なために整備が進んでいない地域において、都市公園等の整備を効率的かつ積極的に推進するため、都市公園の区域を立体的に定めることができる立体都市公園制度や借地方式による都市公園整備の推進も図っていく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

業績指標 34

1人あたり都市公園等面積

評価

A-1	目標値：10.3㎡/人（平成24年度） 実績値：9.6㎡/人（平成20年度） 初期値：9.4㎡/人（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

都市計画区域内とカントリーパーク（都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園）の存する市町村の一人当たりの都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積。

（目標設定の考え方・根拠）

緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を2.0㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園の今後の整備予定量から目標値を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」
- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」

【閣決（重点）】

なし

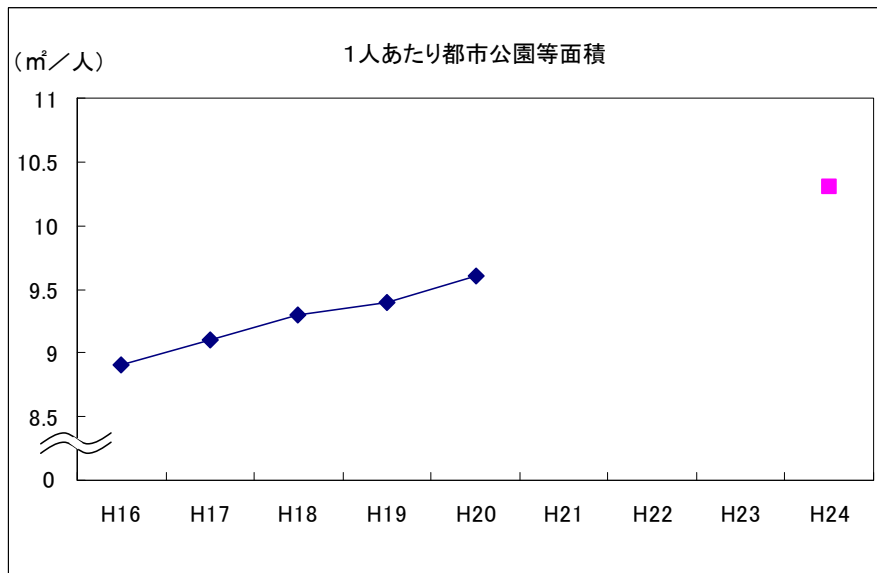
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
8.9㎡/人	9.1㎡/人	9.3㎡/人	9.4㎡/人	9.6㎡/人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営昭和記念公園等の着実な整備を推進している。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点である国営東京臨海広域防災公園の整備を促進している。

予算額：国営公園整備費 約231億円(平成20年度国費)

②都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：都市公園事業費補助 約377億円(平成20年度国費)

関連する事務事業の概要

①緑地環境整備総合支援事業の推進

都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開等の多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の実績値は約9.6㎡/人となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営備北丘陵公園(広島県)等17公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、緑地環境整備総合支援事業により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は約9.6㎡/人となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。
- ・都市の緑を確保していく上で、都市公園の整備は必要不可欠であり、平成21年度は緑地環境整備総合支援事業の拡充等により都市公園の整備をより一層推進していくため、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・緑地環境整備総合支援事業について、対象都市を追加し、要素事業として吸収源対策公園緑地事業を追加することにより、総合的な公園緑地の保全・創出のための取り組みを推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課(課長 小林 昭)

業績指標 35

都市域における水と緑の公的空間確保量

評価

A-1	目標値：平成19年度比約1割増（平成24年度） 実績値：平成19年度比約1%増（平成20年度） 初期値：約13.1㎡/人（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものの。

<分母>都市域人口（人）

<分子>都市域の永続的自然環境面積※（㎡）

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

（目標設定の考え方・根拠）

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園、特別緑地保全地区等の今後の整備予定量から目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第3次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日閣議決定）「第2部 7節都市 2 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」
- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」
- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）「「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）「緑地の保全や都市緑化等の推進」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

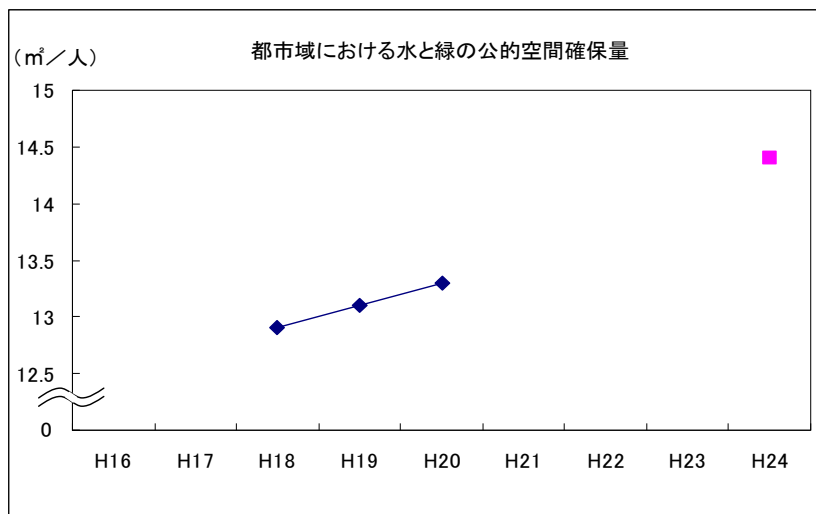
【本部決定】

- ・地方再生戦略（平成19年11月地域活性化統合本部決定）「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	12.9㎡/人	13.1㎡/人	平成19年度比 約1%増	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①国営公園の整備 (◎)
 わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営昭和記念公園等の着実な整備を推進している。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点である国営東京臨海広域防災公園の整備を促進している。
 予算額：国営公園整備費 約231億円（平成20年度国費）
- ②都市公園等整備事業に対する補助 (◎)
 地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。
 予算額：都市公園事業費補助 約377億円（平成20年度国費）
- ③古都及び緑地保全事業の推進 (◎)
 古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
 予算額：古都及び緑地保全事業費補助 約47億円（平成20年度国費）
- ④特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）
 相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ⑤相続税評価額の特例措置（相続税）
 特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ⑥地価税に係る非課税措置（地価税）
 特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
- ⑦市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
 市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑧特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）
 特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑨特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）
 特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑩特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）
 特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑪市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）
 市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑫認定緑化施設に係る課税の特例措置（固定資産税）
 緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。
- ⑬生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）
 農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑭生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
 生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑮贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
 贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。
- ⑯市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
 特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

関連する事務事業の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業の推進 (◎)
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。
- ②道路緑化の推進 (◎)
良好な景観を形成し、CO₂の吸収など環境への負荷を軽減するため、良質な緑の道路空間を構築するべく、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を積極的に進める。
- ③河川における水際の緑化 (◎)
河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生や多自然川づくりにより、水と緑の豊かな空間を確保する。
- ④急傾斜地における緑を生かした斜面对策 (◎)
山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進する。
- ⑤港湾環境整備事業の推進 (◎)
港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。
- ⑥空港周辺緑地整備事業の推進 (◎)
特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備する。
- ⑦下水道施設の緑化等の推進 (◎)
下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を積極的に進める。
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の実績値は平成19年度比約1%増となるが、平成21年度に緑地環境整備総合支援事業を拡充することにより、今後実績値のより一層の上昇が見込まれることから、目標値の達成に向けて順調に推移しているといえる。

(事務事業の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営みちのく杜の湖畔公園（宮城県）等17公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、古都及び緑地保全事業、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を推進した。
- ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川、木曾川等で実施。
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進。
- ・平成20年度に港湾緑地の整備を全国約60港で実施した。
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は平成19年度比約1%増となるが、平成21年度に緑地環境整備総合支援事業を拡充することにより、今後実績値のより一層の上昇が見込まれることから、目標値の達成に向けて順調に推移しているといえる。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、平成21年度は緑地環境整備総合支援事業の拡充等を通して、公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要があることから、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・緑地環境整備総合支援事業について、対象都市を追加し、要素事業として吸収源対策公園緑地事業を追加することにより、総合的な公園緑地の保全・創出のための取り組みを推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）
 関係課：道路局地方道・環境課道路環境調査室（室長 菊池 春海）
 河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）
 河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）
 港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）
 航空局空港部環境・地域振興課（課長 横田 真二）
 都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 佐々木 一英）

業績指標 36

全国民に対する国営公園の利用者数の割合

評価

A-1	目標値：全国民の 3.5人に1人が利用（平成24年度） 実績値：全国民の 3.8人に1人が利用（平成20年度） 初期値：全国民の 4.0人に1人が利用（平成19年度）
-----	---

(指標の定義)

国民の国営公園の利用頻度（〇人に1人が利用）

<分母>全国人口

<分子>国営公園の年間総利用者数

(目標設定の考え方・根拠)

国営公園の整備の進捗と相関するように入場者数の増加が図られてきており、計画的な整備及び効率的な管理を推進することにより、長期的にはより多くの国民に利用されることを目指しており、今後の整備計画から平成24年度の目標値「3.5人に1人」を設定している。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（連携事業者）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・ 観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

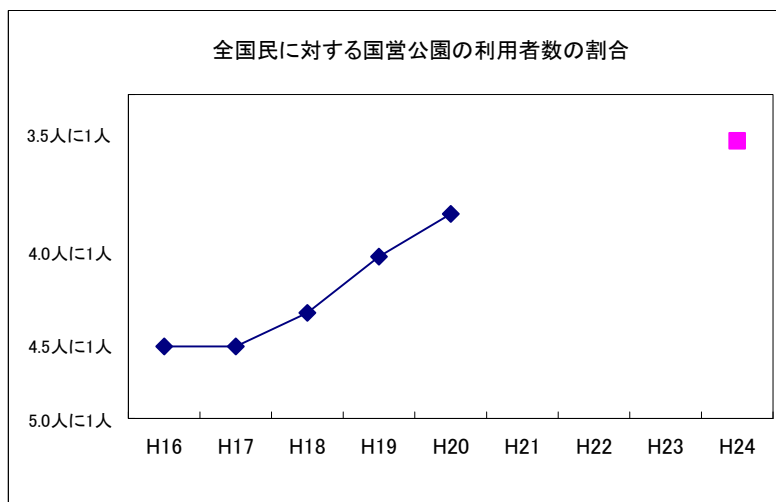
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
4.5人 に1人	4.5人 に1人	4.3人 に1人	4.0人 に1人	3.8人 に1人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営常陸海浜公園（茨城県）等の着実な整備を推進している。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点である国営東京臨海広域防災公園（東京都）の整備を促進している。

予算額：国営公園整備費 約231億円（平成20年度）

②国営公園の管理

供用中の16公園について適正な維持管理を行っている。

予算額：国営公園維持管理費 約115億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成20年度の国営公園の利用者数は、供用中の16公園全体で約3,300万人であったことから、全国民に対する国営公園の利用者数の割合は、国民の3.8人に1人となり、順調であると推測される。
- ・平成19年度に開園した国営木曾三川公園（愛知県、三重県、岐阜県）のフラワーパーク江南、平成20年度に開園した国営備北丘陵公園（広島県）のみのりの里等により、順調に進捗したものと考えられる。

（事務事業の実施状況）

- ・国営常陸海浜公園など17公園の整備等を推進した。
- ・供用中の16公園について適正な維持管理を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は平成20年度で3.8人に1人と目標値の達成に向け順調に進捗していると推測される。
- ・平成21年度においても、従来の維持管理を継続しつつ、新規供用等新しい取組に着手することから、A-1と評価した。
- ・地域住民のレクリエーションや憩いの場としての引き続き着実な整備及び維持管理を行い、積極的な広報やイベント開催を通じ、更なる利用促進を図る。

平成21年度以降における新規の取組み

（平成21年度）

○国営東京臨海広域防災公園（東京都）の新規供用に向けた整備

首都圏で大規模な地震災害等が発生したときの広域的な指令機能を受け持つヘッドクォーターとなり、平常時には防災に関する学習・訓練・情報発信などの拠点として機能する基幹的な広域防災拠点である国営東京臨海広域防災公園について、平成22年の新規供用に向け整備を進める。

（平成22年度以降）

○海の中道海浜公園（福岡県）における環境共生の森の整備

北部九州地域における環境学習フィールドの核として、ボランティアや小学生が地域にあった自然の森を一から創り育てながら、自然環境と人との関わりなどについて体験し、学ぶことができる環境共生の森の整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

○暮らし・環境

政策目標 2

良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 8

良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する

自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。

業績指標

37	生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地
38	汚水処理人口普及率
39	下水道処理人口普及率
40	良好な水環境創出のための高度処理実施率
41	合流式下水道改善率
42	下水路バイオマスリサイクル率
43	水辺の再生の割合（河川）
44	湿地・干潟の再生の割合
45	河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域）
46	自然体験活動拠点数
47	地域に開かれたダム、ダム湖活用者数
48	都市空間形成河川整備率
49	かわまちづくり整備自治体数

【評価結果の概要】

（必要性）

「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月閣議決定）にて「低炭素社会」、「循環型社会」又は「自然共生社会」の構築の必要性について記載されたところであり、また、高齢化に伴う人口構造の変化や地球温暖化に伴う自然環境の変化することが想定されることから、今後とも当該施策を着実に実行していく必要がある。

（有効性）

当該施策を推進していく手段として、自然再生事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を中心に展開してきた。自然再生事業は平成14年度から実施しており、自然再生した水辺・湿地等の割合は着実に進んできている。緑地環境整備総合支援事業についても、平成16年度より公園・緑地の整備等、多様な手法により良好な自然環境を適正に保全・創出してきている。下水道事業については、計画的かつ効率的に、未普及地域の解消、下水道の高度処理化、合流式下水道の改善、下水汚泥の資源・エネルギー利用が進められており、当該施策を有効に推進している。都市水環境整備事業については、新世代下水道支援事業制度等により、着実に都市の水環境の向上に寄与している。上記の取組を進めた結果、各業績指標の実績値は目標値の達成に向けて進捗を示しており、当該施策を達成するための各事務事業が有効であると評価できる。

（効率性）

第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）等、水環境改善に積極的な地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となった水環境改善施策等に取り組むことで、各種事業の連携・調整が図られ、効率的に施策を推進することができた。また、効果の高い事業や対策への重点化等を実施することにより、効率的な施策の推進が図られた。

当該施策を達成するための各事務事業は、これらを含めた総合的な対策を実施しており、効率的であると評価できる。

（総合的評価）

良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進するための具体的措置として、自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、緑地環境整備総合支援事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施してきたところ。その効果については着実に進んでおり、多くの業績指標が目標値の達成に向けて順調に推移しており、今後ともより効果を発揮する事業や対策への重点化等の実施により、効果的・効率的な対策を実施する必要がある。

（反映の方向性）

- ・ より効果を発揮する事業や対策への重点化等の実施
- ・ 各種事業の連携・調整の強化

業績指標 37

生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地

評価

A-1	目標値：平成19年度の値からさらに2,200ha増 (平成24年度) 実績値：平成19年度の値からさらに約400ha増 (平成20年度) 初期値：約2,800ha増(平成19年度)
-----	--

(指標の定義)

都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然環境を

- ・都市公園の整備により保全・創出
- ・特別緑地保全地区等の指定により保全
- ・港湾緑地により創出

することにより平成19年度以降新たに制度的に担保する面積

(目標設定の考え方・根拠)

過去のトレンド及び特別緑地保全地区の指定等を含めた今後の保全・創出予定量から目標を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月27日閣議決定)「第2部 7節都市 2 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

【閣決(重点)】

なし

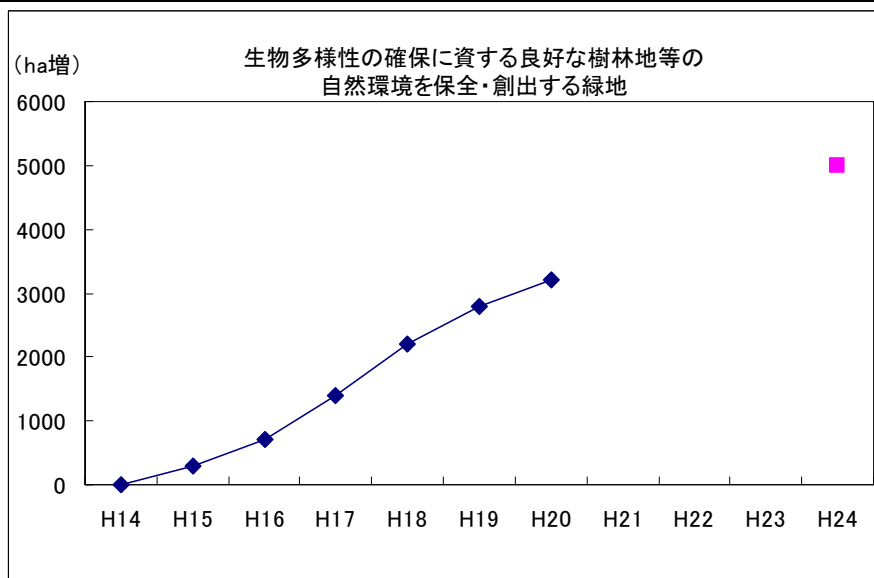
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
平成14年度比 約700ha増	平成14年度比 約1,400ha増	平成14年度比 約2,200ha増	平成14年度比 約2,800ha増	平成19年度比 約400ha増 (平成14年度比 約3,200ha増)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開等の多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。
予算額：緑地環境整備総合支援事業費補助 約53億円の内数(平成20年度国費)
- ②特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）
相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ③相続税評価額の特例措置（相続税）
特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ④地価税に係る非課税措置（地価税）
特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
- ⑤市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑥特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑦特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑧特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑨市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）
市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑩認定緑化施設に係る課税の特例措置（固定資産税）
緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。
- ⑪生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）
農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑫生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑬贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。
- ⑭市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

関連する事務事業の概要

- ①自然再生緑地整備事業の推進
埋立造成地や工場等からの大規模な土地利用転換地など自然的な環境を積極的に創出すべき地域において樹林地や湿地、干潟の再生創出など生物多様性の確保に資する良好な緑地の整備を推進する。
- ②緑地保全事業の推進
緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
- ③港湾環境整備事業の推進
港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度実績値は平成19年度比約400ha増となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

- ・都市公園事業費補助により地方公共団体による自然再生緑地整備への支援を行った。
- ・平成20年度は港湾緑地の整備を全国約60港で実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度実績値は、平成19年度比約400ha増となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。
- ・平成21年度以降についても、都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然的環境を確保するため、公園・緑地を整備するとともに、港湾空間における良好な環境実現のため、港湾緑地の計画的な整備を進める必要がある。
- ・平成21年度は、緑地環境整備総合支援事業の拡充等を通じて、生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地の整備を推進していくため、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・緑地環境整備総合支援事業について、対象都市を追加し、要素事業として吸収源対策公園緑地事業を追加することにより、総合的な公園緑地の保全・創出のための取り組みを推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課(課長 小林 昭)

関係課：港湾局国際・環境課(課長 塩崎 正孝)

業績指標 38
 汚水処理人口普及率

評価

A-1	目標値：約93%（平成24年度） 実績値：約84%（平成19年度） 初期値：約84%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

総人口に対して、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口の割合。

（分母）総人口

（分子）下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口

（目標設定の考え方・根拠）

下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設に係る整備目標値を重ね合わせて、目標値を設定している。

（外部要因）

技術開発の動向、地元の調整状況等

（他の関係主体）

- ・農林水産省（農業集落排水事業等を所管）
- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

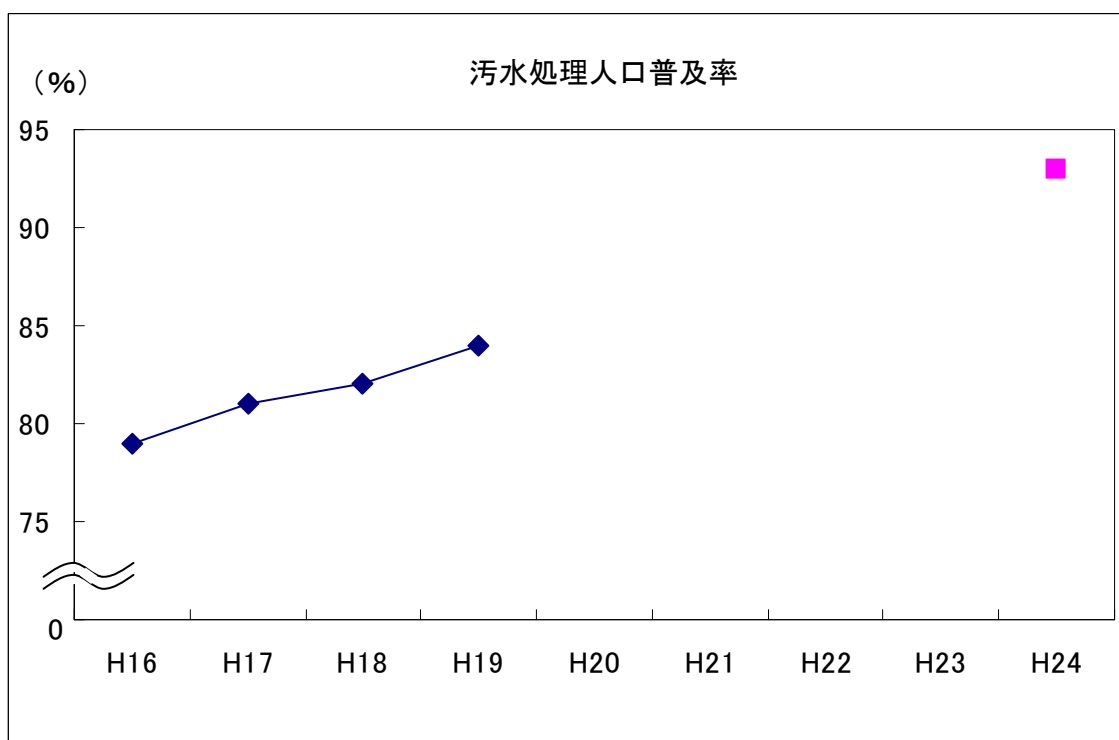
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
79%	81%	82%	84%	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 汚水処理施設の整備 (◎)
 - ・ 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
 - ・ 下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額 6,620億円の内数(平成20年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 汚水処理人口普及率の平成20年度の実績値は集計中であるが、平成19年度の実績値は83.7%で、前年度から1.3%上昇しており、順調な進捗が図られている。
- ・ 普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは16都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は67.6%にとどまっている。

(事務事業の実施状況)

- ・ 下水道の普及が遅れている中小市町村等における普及を促進するため、これらの地域において下水道管きよの整備や処理場の整備など、下水道の整備を推進した。
- ・ 地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設(公共下水道、集落排水施設、浄化槽)を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
- ・ 平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を發出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
- ・ さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
- ・ 平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・ 業績指標は着実に進捗しているが、目標達成に向け、さらなる進捗が必要。人口減少、高齢化の進展や厳しい財政事情の中で施設の整備が遅れている未普及地域の解消を図るため、平成21年度において人口の集中している地区を重点的に整備する下水道未普及解消重点支援制度の創設等の新たな取組みを行っていくことからA-1と評価した。
- ・ 人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 平成21年度に未普及解消重点支援制度を創設し、社会情勢の変化を踏まえ下水道計画の見直しをした上で、人口の集中している地区を対象に汚水に係る管きよの補助対象範囲を拡充することにより、概ね10年以内に未普及解消を図り、下水道の普及率の地域間格差の是正を推進することとする。

(平成22年度以降)

- ・ なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

業績指標 39

下水道処理人口普及率

評価

A-1

目標値：約78%（平成24年度）
 実績値：約72%（平成19年度）
 初期値：約72%（平成19年度）

(指標の定義)

総人口に対して下水道を利用できる人口の割合。

(分母) 総人口

(分子) 下水道を利用できる人口

(目標設定の考え方・根拠)

人口の集中する地区等については、概ね10年間で整備を概成することを目指し、その他の地区については、実施予定の整備量により、目標値を設定。

(外部要因)

技術開発の動向、地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）

「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

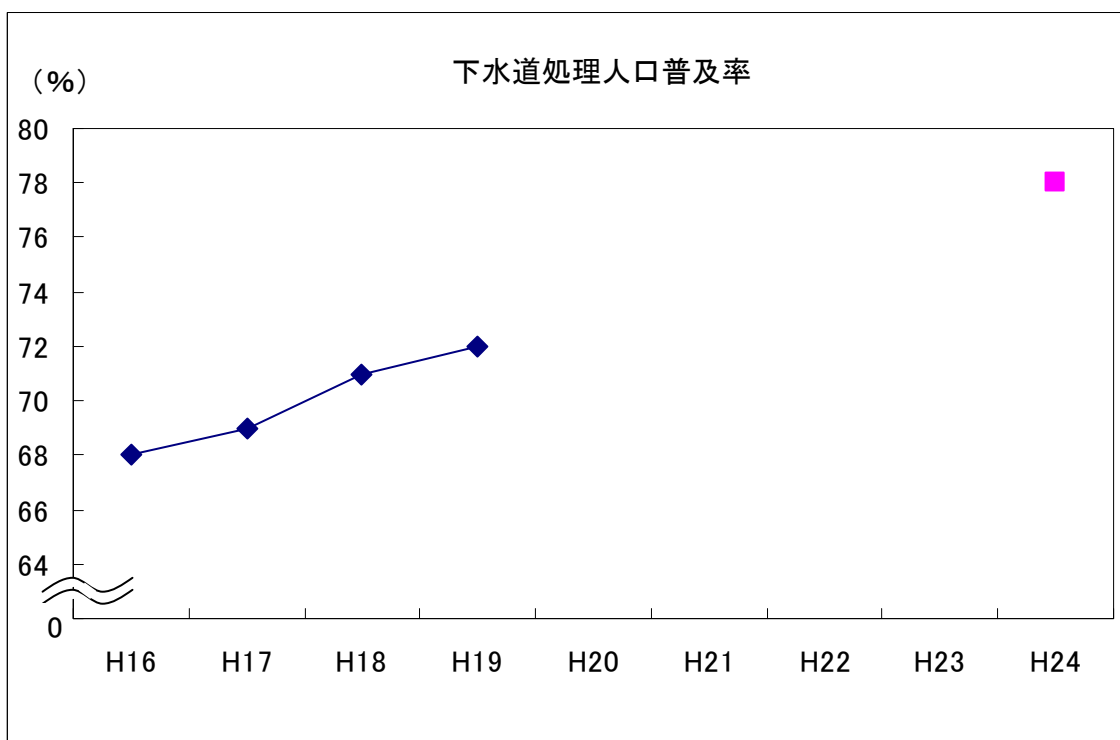
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
68%	69%	71%	72%	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道の整備
 - ・効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
 - ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額 6,620億円の内数(平成20年度国費)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・下水道処理人口普及率の平成20年度の実績値は集計中であるが、平成19年度の実績値は71.7%で、前年度から1.2%上昇しており、順調な進捗が図られている。
- ・しかしながら、下水道の普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、下水道処理人口普及率が全国平均を超えているのは14都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における下水道処理人口普及率は42.7%にとどまっている。

(事務事業の実施状況)

- ・下水道の普及が遅れている中小市町村等における普及を促進するため、これらの地域において下水道管きよの整備や処理場の整備など、下水道の整備を推進した。
- ・地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設(公共下水道、集落排水施設、浄化槽)を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
- ・平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を發出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
- ・さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
- ・平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は着実に進捗しているが、目標達成に向け、さらなる進捗が必要。人口減少、高齢化の進展や厳しい財政事情の中で施設の整備が遅れている未普及地域の解消を図るため、平成21年度において人口の集中している地区を重点的に整備する下水道未普及解消重点支援制度の創設等の新たな取組みを行っていくことからA-1と評価した。
- ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・平成21年度に未普及解消重点支援制度を創設し、社会情勢の変化を踏まえ下水道計画の見直しをした上で、人口の集中している地区を対象に汚水に係る管きよの補助対象範囲を拡充することにより、概ね10年以内に未普及解消を図り、下水道の普及率の地域間格差の是正を推進することとする。

(平成22年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

業績指標 40

良好な水環境創出のための高度処理実施率

評価

C-1	目標値：約30%（平成24年度） 実績値：約25%（平成19年度） 初期値：約25%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

（分子）必要な高度処理が実施されている区域内の人口

（分母）富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口

（目標設定の考え方・根拠）

高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて目標を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯（水辺エコトーン）におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

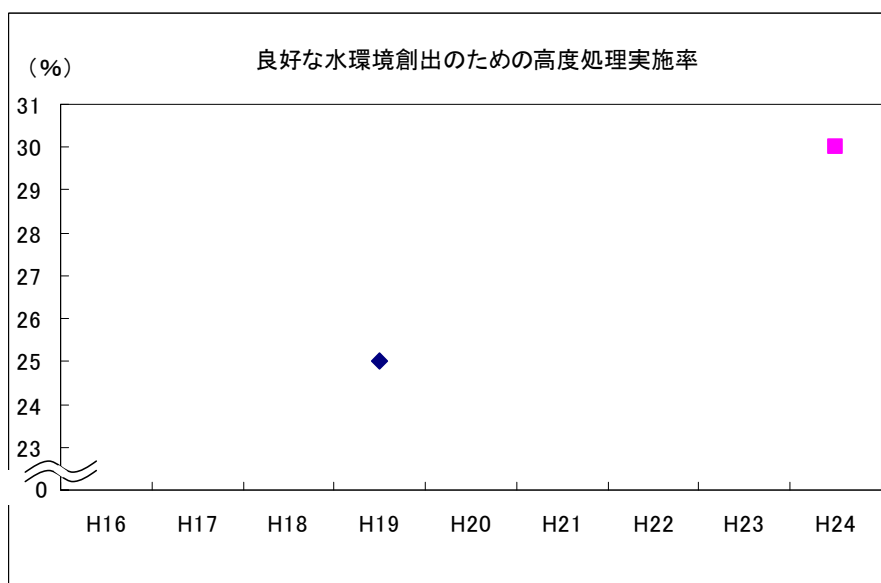
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)	
H15	H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	—	25%	(集計中)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 高度処理の普及促進 (◎)
 - ・ 高度処理の施設の整備により高度処理の普及を促進するため、高度処理を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 - ・ 予算額 6, 620 億円の内数 (平成 20 年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 高度処理実施率の平成 20 年度の実績値は集計中である。

(事務事業の実施状況)

- ・ 三大湾、指定湖沼等における水質環境基準の達成に向けて、これらの地域において高度処理施設の整備を推進した。
- ・ 平成 20 年度に高度処理の定義の見直しを行い、適切な高度処理の実施を推進した。
- ・ 平成 20 年 6 月の事務連絡「処理方法の考え方について」により、新設・増設・改築時における高度処理の導入に加え、改築の時期に達していない施設においても段階的な高度処理を導入するよう地方公共団体に依頼した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・ 高度処理人口普及率は順調に上昇しているため、高度処理実施率についても順調な上昇が見込まれる。段階的の高度処理の推進など、高度処理の普及・実施に寄与する取組みを行っているが、高度処理実施率は平成 20 年度より設定した指標であるため、その進捗については判断できないため、C-1 と評価した。
- ・ 引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

- ・ 段階的の高度処理を認可に位置づける際の計画放流水質の考え方を示すことで、積極的な高度処理の導入を推進することとする。また、高度処理を位置づけた流総計画策定時の高度処理共同負担制度の適用可能性の検討などの取り組みを行い、高度処理の導入の推進を図る。

(平成 22 年度以降)

- ・ なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部流域管理官 (流域管理官 佐々木 一英)

業績指標 4 1
合流式下水道改善率

評価

A - 1	目標値：約 63%（平成 24 年度） 実績値：約 25%（平成 19 年度） 初期値：約 25%（平成 19 年度）
-------	---

(指標の定義)

分母：合流式下水道（注 1）により整備されている区域の面積

分子：雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が分流式下水道（注 2）並以下（注 3）までに改善されている区域の面積の割合。

（注 1）家庭などからの排水と雨水を同一の管きょ系統で排除する方式の下水道のこと。雨天時に管きょや処理場の能力を超える量の水は、未処理の状態でも河川に放流させるといった問題がある。

（注 2）家庭などからの排水と雨水を別々の管きょ系統で排除する方式の下水道のこと。

（注 3）合流式下水道の処理区を分流式下水道に置き換えた場合において排出する年間総汚濁負荷量と同程度以下になること

(目標設定の考え方・根拠)

下水道法施行令に基づき、合流式下水道区域面積が一定規模未満の全ての都市地域（170 都市）においては平成 25 年度までに、その他の大都市地域（21 都市）においては平成 35 年度までに改善対策を完了することとしている。この目標達成に向けて必要な整備量から、目標値を算出して設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 21 世紀環境立国戦略（平成 19 年 6 月 1 日）

「水質の面では、人間活動に伴う汚濁負荷を水域の自然の浄化作用を期待できるレベルまで抑えるため、都市内河川を始めとする都市域を取り巻く水域の水質改善対策の推進を図る。」

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 5 章に記載あり」

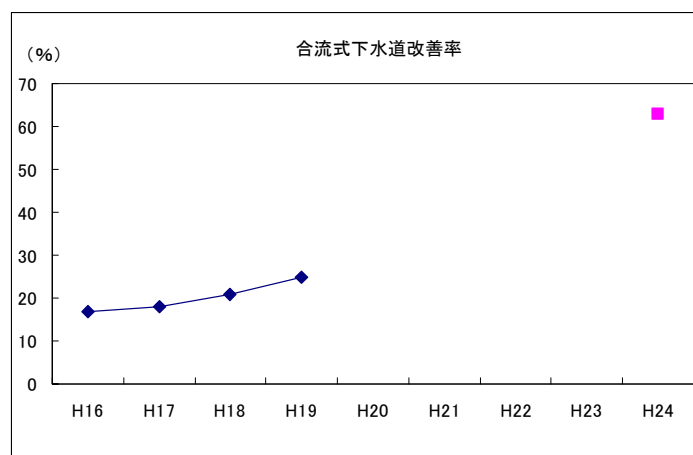
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)	
H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	
15%	17%	18%	21%	25%	(集計中)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 合流式下水道の改善 (◎)
合流式下水道の改善を図るため、雨水吐口の改良や滞水池の設置、遮集管の整備等を促進し、合流式下水道の改善済み面積を増加させるため、地方公共団体が行う合流式下水道改善事業に対して補助を行う。
予算額 6,620億円の内数(平成20年度国費)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・合流式下水道改善率の平成20年度の実績値は集計中(8月末公表予定)であるが、平成19年度の実績値は25%で、平成18年度から4%上昇し整備が進捗している。これまでの上昇率では目標値約65%(平成24年度)には到達しない状況となっている。
- ・しかし、平成19年度より3年以内に平成25年度を超えない範囲で計画期間5年間以内の「合流式下水道改善計画」を作成するよう合流式下水道緊急改善事業実施要領の一部を改正するとともに、より効率的、効果的に緊急改善計画の見直しを行う際の手引きを作成し、支援していくこととしており、今後はさらに整備率が上昇する見込みである。

(事務事業の実施状況)

- ・平成19年度に合流式下水道緊急改善事業の拡充を行い、確実な改善対策の完了を図るため、制度期間の延伸や評価制度の導入等を行った。
- ・平成19年度より合流式下水道の改善状況の進捗状況を4段階に分け公表している。
- ・平成20年3月に「効率的な合流式下水道改善計画策定の手引き(案)」を策定し、改善計画の策定を支援することにより、計画的・効率的な合流式下水道の改善対策実施を促進した。
- ・合流式下水道の改善事業を、計画的・緊急的に実施すべく、合流式下水道緊急改善計画に基づく事業に対して重点的に補助を行った。
- ・平成20年度には下水道水環境保全効果向上支援制度を創設し、地方公共団体が、合流区域における分流化に伴い必要となる排水設備の改造等を補助対象に追加した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・合流式下水道改善状況の調査結果(平成19年度末)によると、順調に事業実施している都市や既に分流式下水道並を達成している都市及び新技術の導入や適切な対策手法の選定で目標を達成できる都市は、191の自治体のうち115都市と約6割を占めている一方、目標達成が困難と思われる都市は76都市あり、約4割を占めている。
 - ・中小都市においては平成25年度、大都市においては平成35年度までに合流式下水道を改善することを政令で定めており※、「効率的な合流式下水道改善計画策定の手引き(案)」を活用し、改善対策の低コスト化、スピリット21(民間主導による技術開発プロジェクト)などの新技術の導入を図るとともに、合流式下水道緊急改善事業や下水道水環境保全効果向上支援制度等の活用により、効率的・効果的に改善対策を推進することとしている。そのため、今後は業績指標は急速にのびていくことが期待されることから、A-1と評価した。
- ※ 下水道法(昭和33年法律第79号)第7条及び第8条に基づく同法施行令第5条の5第6号及び第6条第2項において、雨水吐に係る構造の基準、雨水の影響が大きい時の放流水の水質の技術上の基準を定め、経過措置の期間内(原則平成25年度まで、処理区域面積が大きい場合には平成35年度まで)の改善対策の完了を義務づけている。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・合流式下水道の改善状況の進捗状況を4段階に分け公表するとともに、合流式下水道緊急改善計画策定の支援及び進行管理を行い平成21年度中に策定を完了させることとする。

(平成22年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課:都市・地域整備局下水道部流域管理官(流域管理官 佐々木一英)

業績指標 4 2
下水道バイオマスリサイクル率

評価

C-1	目標値：約 39% (平成 24 年度) 実績値： 23% (平成 18 年度) 初期値：約 23% (平成 18 年度)
-----	---

(指標の定義)
 分母：最終利用または処分される下水汚泥中の有機物の量
 分子：下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された量

(目標設定の考え方・根拠)
 現状程度の緑農地利用と京都議定書目標達成計画の「下水道における省エネ・新エネ対策の推進」で定められた下水汚泥のエネルギー利用率の達成を見込んで目標を設定。

(外部要因)
 技術開発の動向

(他の関係主体)
 地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
 ・第 166 回国会 施政方針演説 (平成 19 年 1 月 26 日)
 「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策を加速します。乗用車の燃費基準を 2015 年までに 2 割以上改善し、世界で最も厳しい水準とするとともに、バイオ燃料の利用率を高めるための工程表を策定します。」

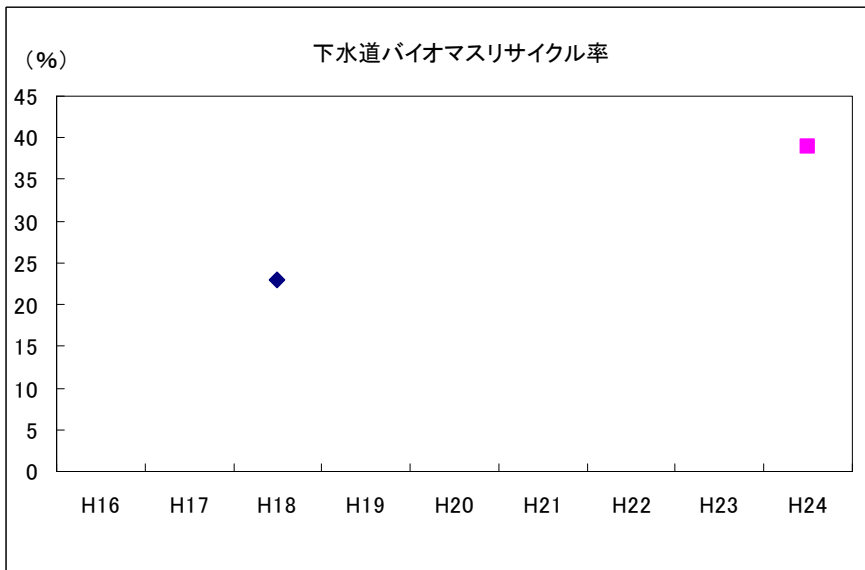
【閣議決定】
 ・21 世紀環境立国戦略 (平成 19 年 6 月 1 日)
 「新エネルギー (バイオマス熱利用・太陽光発電等) の導入の加速化に向けた施策の強化」
 ・経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)
 「バイオマスの利用・供給等を進める」

【閣決 (重点)】
 ・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 5 章に記載あり」

【本部決定】
 なし

【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	23%	—	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水汚泥の再資源化と広域処理の推進
下水道の普及に伴い発生量が増大する下水汚泥について、適正な処理処分と再資源化を図るため、地方公共団体が行う汚泥の再資源化施設の整備等に対して補助を行う。
予算額 6,620億円の内の数（平成20年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 下水道バイオマスリサイクル率は平成18年度から算出されていること、また平成19年度および平成20年度の実績値は集計中であることから、その動向については判断できない。一方、下水汚泥のバイオマスリサイクルを含む平成18年度の下水汚泥全体のリサイクル率は、74%と前年度から4%上昇しており、下水汚泥全体のリサイクルは順調な進捗が図られている。
- ・ 産業廃棄物の最終処分場の残余年数は依然として非常に厳しい状況にあり、今後更なる汚泥の減量化、再生利用に加え、地球温暖化対策の推進も踏まえたエネルギー利用の推進が不可欠である。

(事務事業の実施状況)

- ・ 産学官の適切や役割分担のもと、総合的・重点的に下水汚泥のリサイクルについての技術開発を進める「L O T U S P r o j e c t（下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト）」等により、下水汚泥の資源化等に係る技術開発及び新技術の円滑な導入を推進した。
- ・ 平成20年度に民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度を創設し、下水汚泥等の循環利用に関する計画の策定、同計画に基づきP F I手法等により民間事業者が資源化を前提とした下水汚泥等の処理施設を建設する際に、公共団体を通して補助を行う等により、民間企業の有するノウハウを最大限活用した下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進する等、下水道バイオマスの利用を推進した。
- ・ 平成20年度に「下水道における地球温暖化防止対策検討委員会」を設置し、今後の下水道分野の地球温暖化防止対策に関する取組みの方向性を議論するとともに、「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」の改訂を行い、下水汚泥等の資源・エネルギー利用を含めた計画的な地球温暖化対策を推進した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・ 平成21年度以降は、平成20年度に改訂した「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」に基づき地方公共団体に対して下水汚泥バイオマスリサイクルを含めた計画的な地球温暖化対策を促すとともに、民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度や新世代下水道支援事業制度未利用エネルギー活用型等により、地方公共団体における取組みを支援していくことから、C-1と評価した。
- ・ 下水道だけでなく他分野・他事業と連携し、地域に資源・エネルギーを供給することや、下水汚泥以外のバイオマスとまとめて活用・再生するなど、関係主体と連携・協働した取組みを推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 平成20年度に改訂を行った「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」により、下水汚泥等の資源・エネルギー利用を含めた下水道における計画的な地球温暖化対策を推進することとする。
- ・ 民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度や新世代下水道支援事業制度未利用エネルギー活用型等により、地方公共団体における取組みを支援していくこととする。

(平成22年度以降)

- ・ 新世代下水道支援事業制度未利用エネルギー活用型を拡充し、新規制度を創設する予定である。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道企画課（課長 田辺 義貴）

業績指標 4 3

水辺の再生の割合（河川）

評 価

A-2	目標値：約4割（平成24年度） 実績値：約23%（平成20年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺（河岸延長：1,270km）や海岸侵食によって失われた砂浜（砂浜延長：460km）のうち復元・再生する割合

水辺の再生の割合＝①／②

①：復元・再生した河岸や砂浜の延長

②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全（3. 戦略2③）
豊かな水辺づくり（3. 戦略6③）
- ・ 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
河川・湿原など（第2部第1章第8節）
沿岸・海洋（第2部第1章第9節）
- ・ 海洋基本計画（平成20年3月18日）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・ 国土形成計画（平成20年7月4日）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
海域の利用と保全（第2部第6章第5節）
- ・ 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

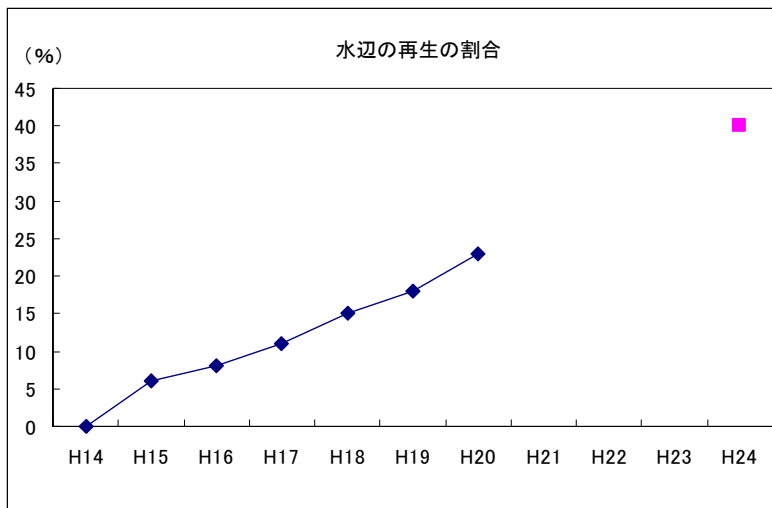
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約0%	約6%	約8%	約11%	約15%	約18%	約23%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

① 自然再生、多自然川づくり等 (◎)

河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。

予算額：河川等事業費 11,206 億円の内数 (平成 20 年度)

② 渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費 1,081 億円の内数 (平成 20 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 20 年度の実績値は約 2.3% であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・平成 14 年度から自然再生事業を創設し、重点的に取り組んでいるところであり、着実に事業の進捗が図られてきた。
- ・海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。

(事務事業の実施状況)

- ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川 (東京都)、木曾川 (三重県) 等で実施
- ・渚の創生事業を鹿嶋海岸 (茨城県)、伏木富山港海岸 (富山県) を含む 8 箇所で開催

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。
- ・今後とも以下の取り組みを継続する。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。
- ・米代川 (秋田県) 等において、災害に対する安全性を向上しつつ、自然河岸への再生をより一層推進している。
- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課 (課長 中嶋 章雅)
 関係課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)
 港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

業績指標 4 4

湿地・干潟の再生の割合（河川）

評 価

B-2	目標値：約3割（平成24年度） 実績値：約2割（平成20年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha（湿地3,000ha、干潟4,000ha）のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

湿地・干潟の再生の割合＝①／②

①：復元・再生した湿地・干潟の面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で回復可能な面積

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha（湿地47ha、干潟1,459ha）を再生。

平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha（湿地600ha、干潟70ha）を再生する。

$(1,506\text{ha} + 670\text{ha}) / 7,000\text{ha} = 0.31 = \text{約}3\text{割}$ 。

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第三次環境基本計画（平成18年4月7日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫源における湿地の再生。（第3章戦略6③）

- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します（第2部第1章9節）

失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。（第2部第1章第8節）

- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）

浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。（第2部2（1））

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

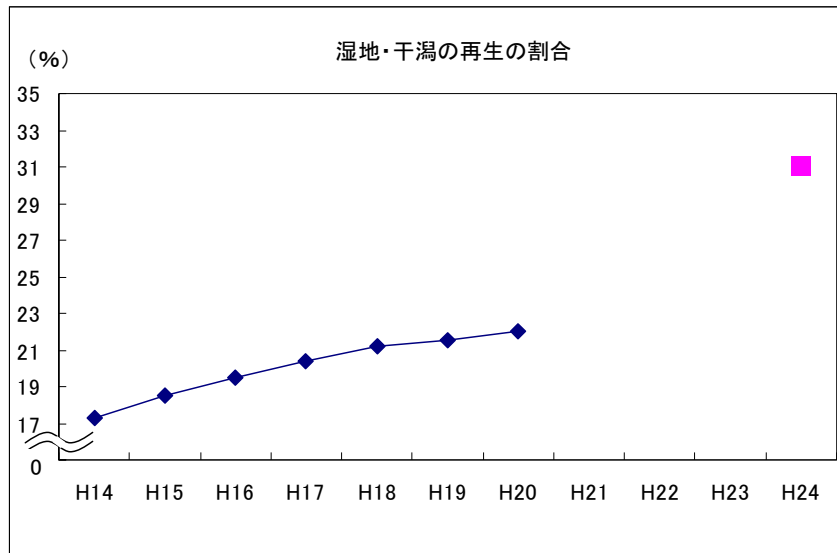
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
20%	20%	21%	22%	22%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①河川における湿地・干潟の再生 (◎)
 河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。
 予算額：河川等事業費 11,206 億円の内数（平成 20 年度）
 - ②港湾・海域における海浜・干潟等の保全・再生・創出 (◎)
 港湾において、浚渫土砂等を活用した海浜・干潟等を整備。
 予算額：港湾整備事業費 3,926 億円の内数（平成 20 年度）
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、今後の実績値の急上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

堺泉北港（大阪府）、尾道糸崎港（広島県）等にて干潟の再生を行っているところ。リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾において現地実証実験施設を整備し、モニタリングを行っている。

平成 14 年度から自然再生事業を創設し、松浦川（佐賀県）、釧路川（北海道）等にて湿地の再生を行っているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は大きな伸びがなかったものの、引き続き自然再生事業等を推進していくため、B-2とした。
- ・現在、大規模な湿地再生として自然再生推進法に位置づけられている釧路湿原の施策が継続中であり、その進捗とともに業績指標がのびるものであるため、現在の施策を維持するものである。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）
 関係課：港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）

業績指標 4 5

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率（①河川、②湖沼、③閉鎖性海域）

評 価

			①目標値：約 7 5 %（平成 2 4 年度） 実績値：約 7 2 %（平成 2 0 年度） 初期値：約 7 1 %（平成 1 9 年度）
①	河川	A - 1	②目標値：約 5 9 %（平成 2 4 年度） 実績値：約 5 5 %（平成 2 0 年度） 初期値：約 5 5 %（平成 1 9 年度）
②	湖沼	B - 1	③目標値：約 7 4 %（平成 2 4 年度） 実績値：約 7 2 %（平成 2 0 年度） 初期値：約 7 1 %（平成 1 9 年度）
③	閉鎖性海域	A - 1	

（指標の定義）

対象とする水域に係る流域内で発生する汚濁負荷量に対する河川事業及び下水道事業で削減した負荷量の割合から流域内の水質改善を示す指標。

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率＝①／②

①：対象とする水域（注）に係る流域内で河川事業及び下水道事業により削減した汚濁負荷量

②：対象とする水域（注）に係る流域内の家庭、事業場等の各汚濁負荷発生源から排出される負荷量等を発生汚濁負荷量として算定

（注）対象とする水域は、河川は水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾である。

（目標設定の考え方・根拠）

将来値の算定は、各流域の流域別下水道整備総合計画（流総計画）、湖沼水質保全計画、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）で定められている目標、東京湾再生計画等の海の再生に関する目標を基に算定している。

（外部要因）

技術開発、地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・ 2 1 世紀環境立国戦略（平成 1 9 年 6 月 1 日）「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯（水辺エコトーン）におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」

【閣決（重点）】

・ 社会資本整備重点計画（平成 2 1 年 3 月 3 1 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

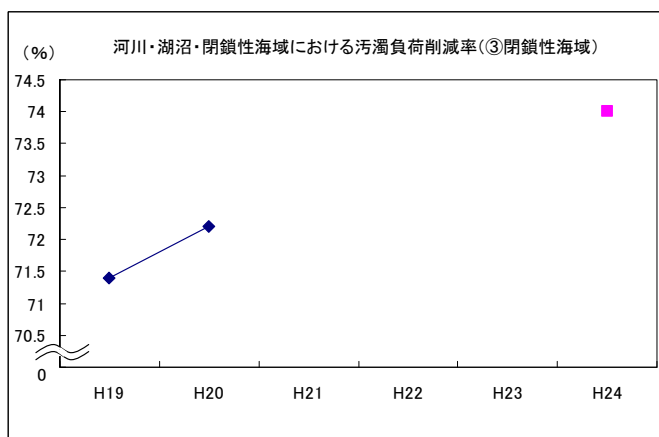
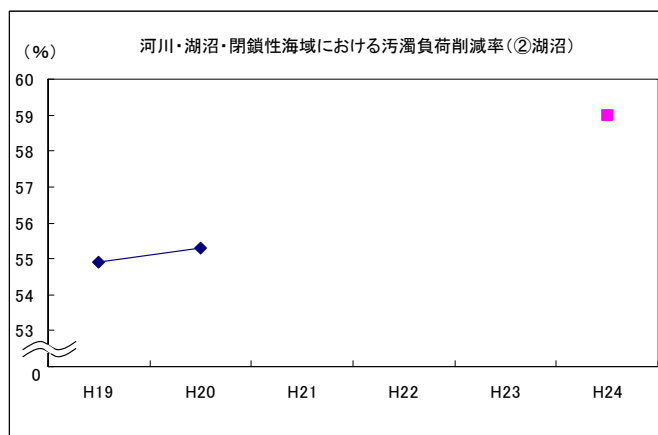
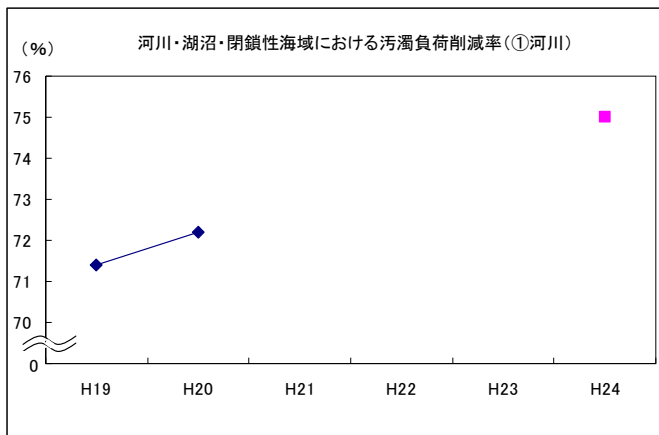
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値	(年度)					
	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
①河川	①-	①-	①-	①-	①約 7 1 %	①約 7 2 %
②湖沼	②-	②-	②-	②-	②約 5 5 %	②約 5 5 %
③閉鎖性海域	③-	③-	③-	③-	③約 7 1 %	③約 7 2 %



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 浄化事業の実施 (◎)
 - ・河川において浄化浚渫や浄化施設等の設置を進め、水環境改善を実現する。
 予算額：河川等事業費11,206億円の内数(平成20年度)
- 下水道による河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減 (◎)
 - ・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減を図るため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 予算額：下水道事業費補助等6,620億円の内数(平成20年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・関係機関及び流域自治体とも連携し、水環境改善事業を推進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
 - ・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率は増加傾向を示している。
- (事務事業の実施状況)
 - ・平成20年度に公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大し、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質環境基準の達成に向けて、下水道施設の整備を推進した。
 - ・平成20年度に新世代下水道支援事業制度を拡充して下水道水環境保全効果向上支援制度を創設し、接続率の向上を図った。
 - ・平成20年4月に「市街地のノンポイント対策に関する手引き(案)」の改訂を行い、河川・湖沼・閉鎖性海域におけるノンポイントからの汚濁負荷量削減を推進した。
 - ・平成20年度は大和川(大阪府)、震ヶ浦(茨城県)等、水環境が著しく悪化している河川や湖沼を対象に重点的に浄化対策を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率は増加傾向にあり、河川・閉鎖性海域においては目標値に向けて着実に進展しているが、湖沼においてはトレンドを下回っている。平成21年度においては、下水道未普及解消重点支援制度を創設する等、下水道事業による水質保全・向上や美しい水環境の創造を図るための新たな取組みを検討していくこと、また水環境改善事業を引き続き実施することから、河川・閉鎖性海域においてはA-1、湖沼においてはB-1と評価した。
- ・引き続き、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必

要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・平成21年度に下水道未普及解消重点支援制度を創設し、下水道の普及が遅れている市町村等を中心に下水道の普及を図ること、また水環境改善事業を推進することにより、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を促進することとする。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

都市・地域整備局下水道部流域管理官(流域管理官 佐々木 一英)

業績指標 4 6

自然体験活動拠点数

評 価

A-1	目標値：約 5 5 0 箇所（平成 2 4 年度） 実績値：4 4 9 箇所（平成 2 0 年度） 初期値：4 2 8 箇所（平成 1 9 年度）
-----	---

（指標の定義）

「自然体験活動拠点数」は、水辺の楽校プロジェクト、「子どもの水辺」再発見プロジェクト、いきいき海の子浜づくり事業の登録箇所数の合計値。

（目標設定の考え方・根拠）

過去 5 年間における自然体験活動拠点数の整備箇所数のトレンド（平成 1 9 年度は平成 1 4 年度に比べ 1 2 4 箇所増加）から 5 年後の目標値を約 5 5 0 箇所とする。

（外部要因）

- ・地元の自然体験活動に対する意識の向上
- ・環境教育の動向

（他の関係主体）

- ・文部科学省（「子どもの水辺」再発見プロジェクトを所管）
- ・環境省（「子どもの水辺」再発見プロジェクトを所管）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

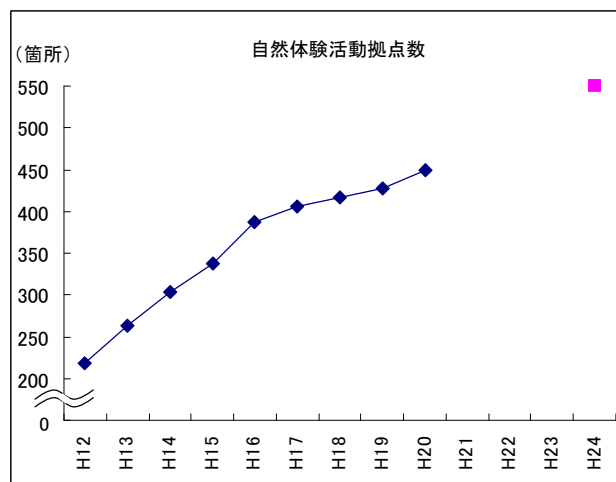
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値								(年度)
H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
2 1 8 箇所	2 6 3 箇所	3 0 4 箇所	3 3 8 箇所	3 8 7 箇所	4 0 6 箇所	4 1 6 箇所	4 2 8 箇所	4 4 9 箇所



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①環境学習・自然体験活動の推進

- ・子どもの水辺再発見プロジェクトの推進

身近な水辺において子どもたちの環境学習や自然体験活動を推進するため、文部科学省、国土交通省、環境省の連携プロジェクトとして、平成 1 1 年度に開始している。

教育委員会、河川管理者に加え地域の市民団体等が連携して、「子どもの水辺協議会」を設置し、体験活動の場としてふさわしい水辺（「子どもの水辺」）における活動の充実を図る。

また、「子どもの水辺サポートセンター」(平成14年7月に(財)河川環境管理財団内に設置)において、「子どもの水辺」の登録受付、活動に必要な資機材(ライフジャケット等)の貸出、水辺での活動をコーディネートできる市民団体等の人材の紹介等の支援体制を整備している。

②自然体験を支援する水辺の整備

- ・水辺の楽校プロジェクト
子どもの水辺再発見プロジェクトにおいて、水辺整備が必要な場合においては子どもたちが安全に自然とふれあえるよう河岸や遊歩道の整備等を行う。
予算額：河川等事業費 13,367億円の内数(平成20年度)
- ・いきいき海の子浜づくり事業
海岸保全施設の整備にあわせて、良好な海辺の自然環境を利用し、青少年等が、豊かな情緒を形成する場としての利用しやすい海岸づくりを行う。
予算額：海岸事業費 1,081億円の内数(平成20年度)

関連する事務事業の概要

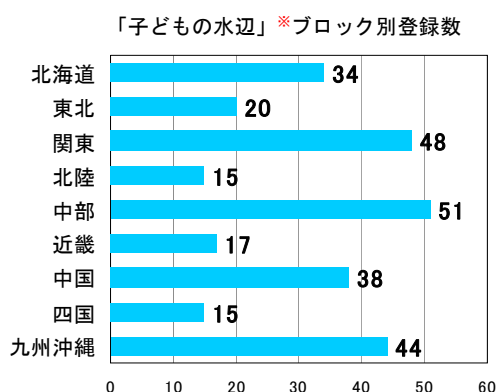
該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度までの自然体験拠点数実績値は449箇所达到了。活動拠点数は毎年増加しており、順調に施策が進捗しているといえる。
- ・活動拠点数の増加については、平成14年度に「子どもの水辺」の登録に際して制度を拡充したことにより、登録箇所数が着実に伸び、「子どもの水辺サポートセンター」の設置及び体験活動への支援体制の整備の効果が十分あったと考えられるが、子どもの水辺登録数に地域別(ブロック別)に偏りが見られることから、より一層の制度のPR、浸透が必要であると考えられる。
- ・併せて、自然体験活動拠点を継続的に活用してもらうための取り組みも必要である。



※指標は水辺の楽校プロジェクト、「子どもの水辺」再発見プロジェクト、いきいき海の子浜づくり事業の登録数であるが、グラフは子どもの水辺の登録数のみを示している。

(事務事業の実施状況)

- ・「子どもの水辺」再発見プロジェクトについては、平成14年度に制度を拡充したことにより、着実に登録数が伸びており、制度の効果が十分あったものと考えられる。
- ・一方、総体的には効果がでていないものの、地域別(ブロック別)では登録数に偏りがあることから、地域でのばらつきを是正するために、全国を各ブロックに分けた中で、情報発信等各種支援方策の検討をするとともに、関係機関等と連携しつつ、水辺の活動をサポートする指導者を育成し、その指導者を核としたより一層の環境学習、自然体験活動の推進を図る必要がある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は自然体験拠点数が毎年確実に伸びており、目標に向かって着実に実施できている。ただし、今後、「子どもの水辺」再発見プロジェクトについては「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図りながら、さらに推進していく必要がある。
- ・上記で分析したように、地域でのばらつきを是正するために全国を各ブロックに分けた中で、情報発信、指導者育成等各種支援方策の検討を行うとともに、今後もより一層の環境学習、自然体験活動の推進・普及のため、ブロック単位、都道府県単位の連絡会議を実施し、地域のニーズにあったハード・ソフト対策を支援することにより、自然体験活動拠点登録箇所数を増やしていくとともに、継続した活動が実施されるようフォローアップ等を行う。
- ・上記より、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

業績指標 4 7

地域に開かれたダム、ダム湖活用者数

評 価

B - 1	目標値：約 1, 6 8 0 万人（平成 2 4 年度） 実績値： 1, 3 9 1 万人（平成 1 8 年度） 初期値： 1, 3 9 1 万人（平成 1 8 年度）
-------	--

（指標の定義）

- ・直轄及び水資源機構が管理するダム及びダム湖周辺施設の年間利用者数。

（目標設定の考え方・根拠）

- ・ダムを活かした水源地域の活性化を促進するため、平成 1 3 年度に創設した「水源地域ビジョン」（注）を全国の直轄及び水資源機構の管理ダムで順次策定しているところである。
 （注）「水源地域ビジョン」とは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定する水源地域活性化のための行動計画。（平成 1 3 年度より新規に策定）
- ・国土交通省では、直轄及び水資源機構の管理ダムにおいて、平成 3 年度から 3 年毎に散策、スポーツ、水遊び等のダム及びダム湖周辺の利用実態を調査する「ダム湖利用実態調査」を実施しており、平成 1 8 年度調査結果をもとに「水源地域ビジョン」の策定状況を加味して分析し、目標年度である平成 2 4 年度における全国（直轄及び水資源機構管理）の管理ダムの年間利用者数を推定。

（外部要因）

- ・ダム所在地等の地元との調整等
- ・国民の余暇の過ごし方等の状況

（他の関係主体）

- ・ダム所在地及び流域の地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

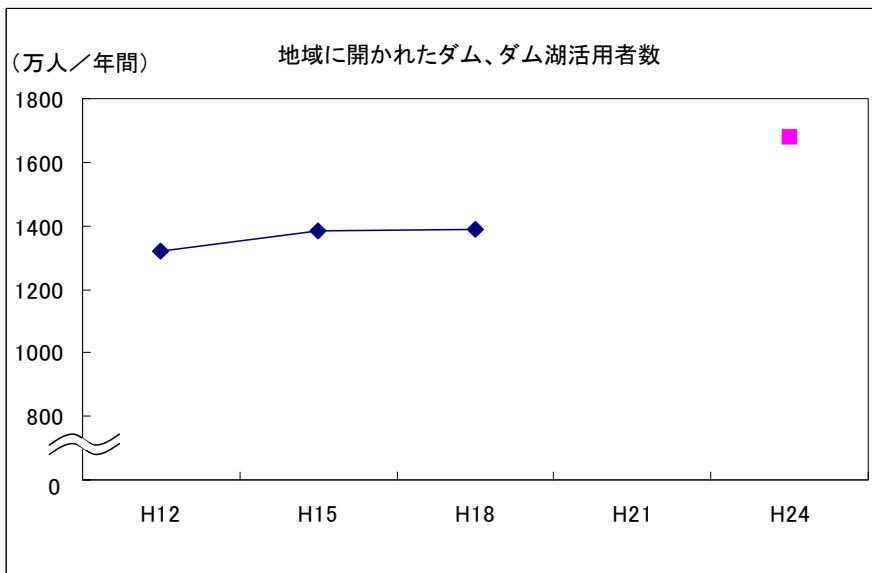
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値			（年度）
H 1 2	H 1 5	H 1 8	
1, 3 2 0 万人	1, 3 8 5 万人	1, 3 9 1 万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・ダム湖周辺整備の推進
河岸整備、河岸緑化、管理用道路等の整備を行い、ダム湖周辺の適正な利用を誘導する。
- ・ダム周辺整備の利活用、上下流交流の推進
「水源地域ビジョン」を推進し、ダム周辺施設の利活用、上下流交流を推進しダム湖の利用者数の増大を図る。
予算額：河川等事業費11,206億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・ダム利用実態調査を平成3年度から3年毎に実施。
- ・平成18年度実績値は、平成15年度実績値に比べて微増している。

（事務事業の実施状況）

- ・平成20年度までに103ダムで「水源地域ビジョン」を策定しており、今後も既設ダム及び建設ダムにおいて「水源地域ビジョン」の策定を推進する。また、ダム湖周辺環境整備事業のため、直轄総合水系環境整備事業河川利用推進事業を平成20年度に8ダムで実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・平成18年度実績値は、平成15年度実績値に比べて微増している。これは、平成18年度が平成15年度に比べ洪水が多かったこと等のため微増だったと考えられる。なお、平成19年度から水源地域の活性化を目的とした簡易パンフレット（ダムカード）の作成配布の取り組みを行い、また平成21年度より水系環境整備事業地域連携事業を創設し、今後、水源地域の魅力をさらに高めることを目的とした新たな取り組みや施策を行っていくことからB-1とする。
- ・今後とも継続して水源地域と連携して「水源地域ビジョン」を策定し、推進する。また、ダム湖周辺環境整備を推進する。
- ・水源地域ビジョンを着実に推進することにより、ダム周辺施設等の利用の促進を図っていく。
- ・ダムを中心とした観光の促進による水源地域活性化等を図る森・水ツーリズムの検討を行う。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・河川・ダム湖周辺の魅力をさらに高めるため、平成21年度より水系環境整備事業地域連携事業を創設し、水源地域活性化等を図っていく。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

業績指標 48

都市空間形成河川整備率

評価

A-1

目標値：約40%（平成24年度）
 実績値：約39%（平成20年度）
 初期値：約38%（平成19年度）

(指標の定義)

人口が5万人以上の都市において市街化区域内を流れる河川延長のうち、周辺のまちと一体となり良好な河畔を確保した河川延長の割合。

都市空間形成河川整備率=①/②

①：周辺の街並みや景観と調和した河川整備や緩傾斜堤防等の良好な河畔を確保した河川延長

②：人口が5万人以上の都市において、市街化区域内を流れる河川延長（約12,000km）

(目標設定の考え方・根拠)

過去10年の良好な水辺空間（周辺の街並みや景観と調和した整備を行った区間、水辺で憩えるよう配慮した区間、緩傾斜堤防等）の整備延長のトレンドから5年後の目標値を算定。

(外部要因)

沿川の開発状況

(他の関係主体)

地方公共団体（河川管理者）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

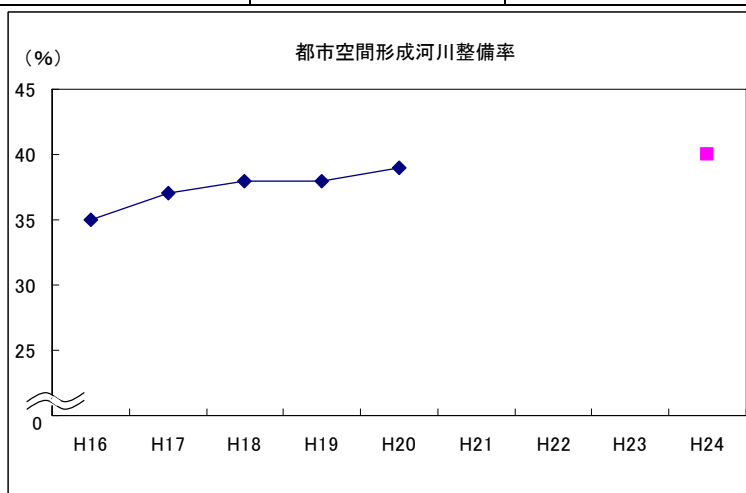
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
約35%	約37%	約38%	約38%	約39%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

市街地における親水性のある河川整備

良好な水辺の整備を進め、うるおいと安らぎのある都市空間の創出を実現する。

予算額：河川事業費6,572億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度の実績は、昨年度実績から約1% (約100km) 進捗し、約39%である。
- ・河川や水辺をまちづくりや観光の核として、河川空間を活用した舟運、オープンカフェ、イベント等を展開し都市の賑わいを創出するために河川管理者が地域の自治体や住民等と積極的に協力する取り組みを図っているところであり、整備前の協議調整中の事業を勘案すると少しずつではあるものの、着実に進んでいる。

(事務事業の実施状況)

- ・河川の緑化を推進するため、昭和60年代から堤防に桜等を植樹する桜つつみの整備や地域及び河川の特性を活かした交流ネットワークの構築、その交流拠点の整備を行う水辺プラザ等、水辺で憩えるよう配慮した多種多様なモデル事業を推進してきたが、一定期間が経過したことから制度を点検し、「かわまちづくり支援制度(平成21年度創設)」へと整理統合した。
- ・河川改修事業の実施にあたっては、引き続き多自然川づくり、周辺の街並みや景観と調和した整備を行うよう配慮している。
- ・良好な河川整備に合わせ、河川敷地占用許可準則の特例措置(社会実験)として道頓堀川(大阪府)等での「民間によるオープンカフェ等」による、河川敷地の活用を推進している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は目標値に向けた成果を示しており、今後のさらなる進捗のため、引き続き、桜つつみ、水辺プラザ等、水辺で憩えるよう配慮した事業を推進する。沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するため、沿川のまちづくり計画と一体となった総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度(平成21年度創設)」を用いて、地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を図っていくことで進捗が期待できるため、A-1と評価した。
- ・事業の実施効果は、着実に発揮されているが、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するために今後も関係機関と一体となって、重点的に水辺整備事業を実施する必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・平成21年4月1日に「かわまちづくり支援制度」を創設し、従来のモデル事業を整理統合し、新たにソフト施策も併せた制度として、地域の創意工夫を尊重し、地域との連携を強化しつつ水辺空間とまち空間の融合を図り、かわまちづくりや観光等の総合的な視点に立った良好な空間形成を一層積極的に推進していく。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

関係課：河川局治水課(課長 細見 寛)

業績指標 49

かわまちづくり整備自治体数

評価

A-1

目標値： 29市（平成24年度）
 実績値： 8市（平成20年度）
 初期値： 4市（平成19年度）

(指標の定義)

かわまちづくりに登録された河川を有し、計画に位置付けられた整備を概成させた自治体数

(目標設定の考え方・根拠)

人口20万人以上の都市（政令指定都市、中核市、特例市等）のうち、かわまちづくりに登録され地域活性化に資するモデル的な水辺拠点を有する都市29市を指標の対象として設定。

(外部要因)

まちづくりの地元調整状況、事業進捗状況等

(他の関係主体)

地方公共団体、まちづくり事業団体、区画整理事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

【本部決定】

なし

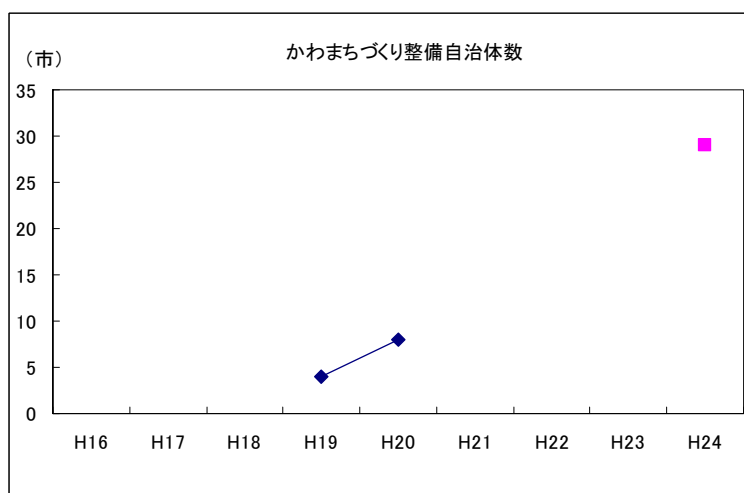
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
—	—	—	4市	8市



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○市街地における地方公共団体や地元住民と連携した川づくり (◎)

地域の個性やニーズに対応した、にぎわいのある河畔空間の創出を目指し、ソフト・ハード両面からまちづくりと一体となった河川整備を推進する。

予算額：河川事業費6,572億円の内数（平成20年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成20年度の実績は、4市増えて8市であった。
- ・ 河川や水辺をまちづくりや観光の核として、河川空間を活用した舟運、オープンカフェ、イベント等を展開し都市の賑わいを創出するために河川管理者が地域の自治体や住民等と積極的に協力する取り組みを図っているところであり、整備前の協議調整中の事業を勘案すると少しずつではあるものの、着実に進んでいる。

(事務事業の実施状況)

- ・ 地域活性化等の観点から、イベント施設やオープンカフェの設置等、水辺空間を生かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より占用許可準則の特例措置として、社会実験を実施している。(道頓堀川(大阪府)、京橋川等(広島市)等での「民間によるオープンカフェ等」)
- ・ 「かわまちづくり支援制度(平成21年度創設)」においては、地方公共団体が大臣管理区間、指定区間を一括で申請、利活用計画や維持管理計画を含めて、計画を策定する。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・ 業績指標は目標値に向けた成果を示しており、今後のさらなる進捗のため、沿川のまちと一体となり良好な河畔を確保するための総合的な支援策である「かわまちづくり支援制度」を平成21年度より新たに創設することで、これを用いた地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を推進していくことから、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 平成21年4月1日に「かわまちづくり支援制度」を創設し、従来のモデル事業を整理統合し、新たにソフト施策も併せた制度として、地域の創意工夫を尊重し、地域との連携を強化しつつ水辺空間とまち空間の融合を図り、かわまちづくりや観光等の総合的な視点に立った良好な空間形成を一層積極的に推進していく。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

関係課：河川局治水課(課長 細見 寛)

○暮らし・環境

政策目標 3

地球環境の保全

施策目標 9

地球温暖化防止等の環境の保全を行う

地球温暖化対策を初めとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。

業績指標

50	特定輸送事業者の省エネ改善率
51	国土交通分野におけるCDM承認累積件数
52	環境ポータルサイトへのアクセス件数
53	建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材（再資源化等率）、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土）
54	住宅、建築物の省エネルギー化（①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、②新築住宅における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率、③一定の新築建築物における次世代省エネ基準（平成11年基準）達成率）
55	重量車の平均燃費向上率（平成14年度比）
56	陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類の数
57	モーダルシフトに関する指標（①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量（自動車での輸送が容易な貨物（雑貨）量）
58	地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数

【評価結果の概要】

（必要性）

現在、我々の社会が抱える共通の課題として、「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」等、人類の生存基盤に関わる地球規模の環境問題がある。これら地球環境問題の解決には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を実現するための取組を、持続可能な社会の構築に向けて、総合的に展開していくことが不可欠である。特に、地球温暖化対策については、京都議定書の目標達成に向けて、取組を一層強化する必要がある。

（有効性）

環境対策は施策の効果が出るまで比較的長い時間を要することや、世界同時不況の影響等から、例外の指標もあるが、大部分の業績指標については概ね順調かつ着実に推移しているところであり、従って、国土交通分野における環境負荷の低減のため、環境政策・省エネルギー政策については、有効に実施されたと評価できる。

（効率性）

地球環境問題の解決に当たっては、環境と経済・社会を統合的に向上させるとともに、政策課題が分野横断的で多岐にわたることから、単発的な取組では効果的に対応することが困難である。そのため、総合性・連携性に重点を置いて、国土交通省の幅広い施策を戦略的に実施することによって重点化して費用を抑えながらも、上記で述べた有効性を示していることから、効率的に実施できたと評価できる。

（総合的評価）

近年地球温暖化や資源の枯渇、生態系の破壊など地球環境問題は深刻化してきている。温室効果ガス排出量の削減については今年6月に、2020年に2005年比15%削減を目標とする中期目標が発表され、年末には京都議定書に続く2013年以降の国際的枠組みが決定される予定となっており、また、来年には名古屋にて生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催される予定となっている。これらを背景として、国民の環境に対する意識が非常に高まっており、国土交通省においても積極的に環境政策を推進しているところである。

（反映の方向性）

基本的には、現在の施策を引き続き着実に実施するとともに、国際的な議論等の外部情勢も踏まえつつ、的確に対応していく。また、現時点で評価を判断できないものについては、今後効果の把握に努める。

業績指標 50

特定輸送事業者の省エネ改善率

評価

A-2	目標値：前年度比-1%（平成19年度以降毎年度） 実績値：貨物輸送事業者 -2.35%（平成20年度） 旅客輸送事業者 +0.53%（平成20年度） 航空輸送事業者 -1.54%（平成20年度） 初期値：-
-----	---

(指標の定義)

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者（特定輸送事業者）のエネルギー使用に係る原単位

※ エネルギー使用に係る原単位：エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

(目標設定の考え方・根拠)

京都議定書の6%削減目標の達成を実現するために、改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者にエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることを目標とし、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけている。

(外部要因)

- ・記録的猛暑の影響による、空調（冷房）設備の使用量増加
- ・利用者の減少による実車率の低下

(他の関係主体)

各輸送事業者、荷主

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

【閣決（重点）】

なし

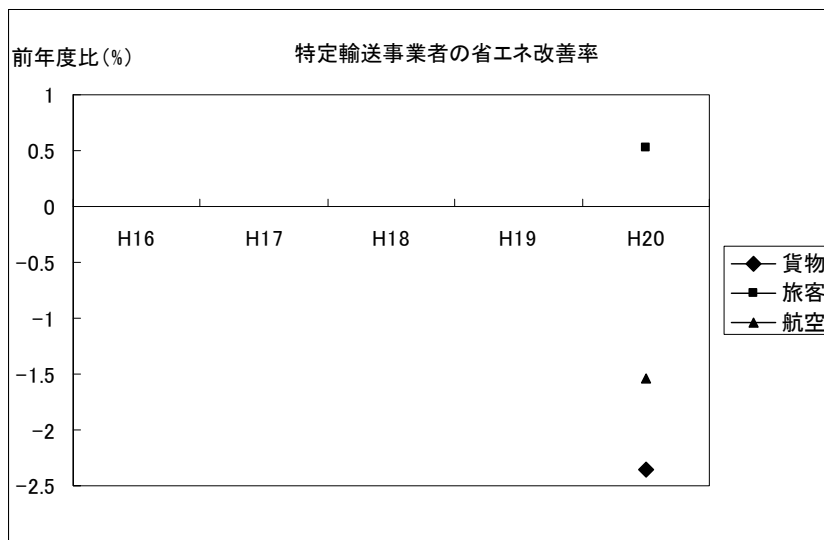
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
-	-	-	-	貨物輸送事業 -2.35% 旅客輸送事業者 +0.53% 航空輸送事業者 -1.54%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

輸送部門における省エネ対策の普及・促進のため、各事業者の省エネ対策責任者の育成、事業者への指導・助言や事業者の省エネ対策の取組みに係る点検を実施（輸送部門における省エネ対策の普及・促進）。
予算額 11百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標である省エネ改善率は今年度初めて算出でき、旅客輸送事業者については目標達成できなかったものの、貨物輸送事業者及び航空輸送事業者については目標達成できた。なお、省エネ改善率の算出については、貨物・旅客・航空の3モードにより原単位が異なるため、モード毎に分けて実績値を算出している。

（事務事業の実施状況）

地方運輸局において、各事業者の省エネ対策責任者の育成のための省エネフォーラム・セミナーの開催、問合せ事業者への指導・助言、事業者の省エネ対策の取組み状況のヒアリングや現場視察などの点検を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、旅客輸送事業者については目標達成できなかったものの、貨物輸送事業者及び航空輸送事業者については目標達成しているため、A-2と判断した。

20年度に提出されたエネルギー使用量等の定期報告書のデータを基に、ベストプラクティス事例等を整理し公表することにより、特定輸送事業者の省エネに対する取組の一層の促進を図る。また、毎年度提出される中長期計画及び定期報告の内容を分析するとともに、エネルギーの使用の更なる合理化に向け、立入検査も含めた事業者に対する指導を必要に応じて行っていく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局環境政策課（課長 大塚 洋）

業績指標 5 1

国土交通分野におけるCDM承認累積件数

評価

A-2	目標値：15件（平成23年度） 実績値：7件（平成20年度） 初期値：3件（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

国土交通分野におけるCDM（クリーン開発メカニズム）の日本国政府承認件数の累積値

CDM: 途上国における排出削減事業又は吸収源事業によって生じた排出削減量又は吸収量を当該事業に貢献した先進国等の事業参加者が京都議定書第12条3に規定する「認証された排出削減量」として獲得できる仕組み。

(目標設定の考え方・根拠)

・ 目標設定の考え方

国土交通分野におけるCDM推進に関する取組みをさらに強化し、今後、現在の伸び率を加速させていくことを前提に目標値を設定。

・ 根拠

京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定（平成20年3月28日全部改定））

(外部要因)

京都議定書次期枠組みの動向

(他の関係主体)

関係府省庁、各事業者、相手国政府、国連（CDM理事会）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

【閣決（重点）】

なし

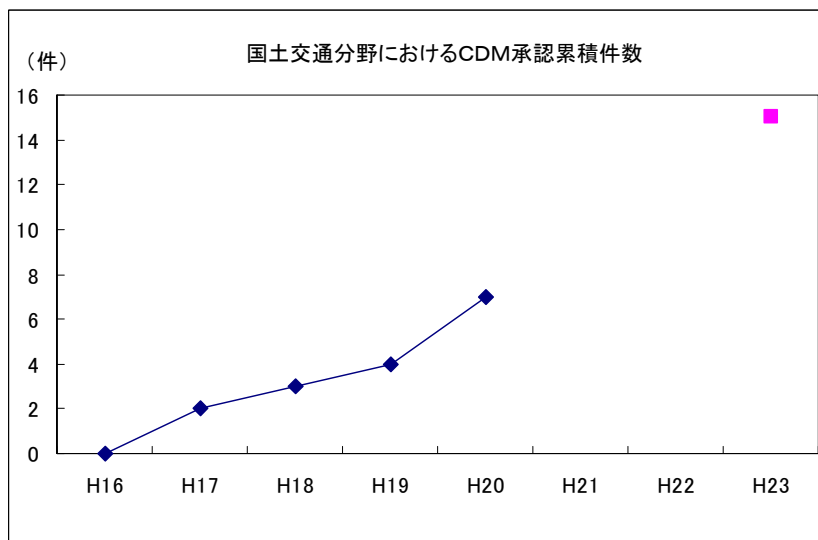
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H20
0件	2件	3件	4件	7件	7件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

海外プロジェクトにおける我が国のCO₂排出削減に資する事業（CDM）の形成促進調査
国際約束である京都議定書の温室効果ガス6%削減目標達成を誠実に実行するため、我が国建設産業の海外展開を推進することをもって、住宅・社会資本整備分野におけるCDM（クリーン開発メカニズム）事業の本格的活用を図るもの。
予算額 13百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度までの実績値は7件であり、19年度以前と比較するとやや順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

CDM国際セミナーをインドネシアで実施し、CDM活用状況等に関する情報を交換しCDMの推進・活用に向けた相互理解を促進するとともに、日本とインドネシア間の建設業者等によるビジネスマッチングを実施することで、インドネシアにおける有望なCDM案件の形成を図った（平成20年度）。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は国土交通分野におけるCDMの政府承認件数であり、実績値は目標達成に向けた成果を示しており、引き続き当該施策を推進するためA-2とした。しかし、CDMの実施は投資からクレジット取得（回収）までの期間が長いことや、国連のCDM理事会で採択されないリスクがあること等から、事業者等の新規参加が伸び悩んでいることが課題である。

今後も取組を強化するとともに、地場建設業の持つ独自の環境技術の活用を図る。また、国土交通省や有識者による事業のアドバイスや評価の実施、国際会議の場を活用した国際的な理解促進、途上国や国内事業者に対するセミナーの実施など、事業促進に向けた環境を整備していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局環境政策課（課長 大塚 洋）
総合政策局国際建設市場室（大臣官房参事官 林 俊行）
総合政策局国際建設推進室（国際建設管理官 名波 義昭）

業績指標 52

環境ポータルサイトへのアクセス件数

評価

B-2	目標値：1万件/月（年度平均）（平成23年度） 実績値：平均約1,529件/月（年度平均）（平成20年度） 初期値：平均約5,478件/月（年度平均）（平成19年度）
-----	---

(指標の定義)

1ヶ月あたりの環境ポータルサイト (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/index.html>) へのアクセス数（年度平均）

(目標設定の考え方・根拠)

環境ポータルサイトにおいて、環境に関するパンフレット、報告書、統計等の情報を提供する。環境に関する国民の意識を高めるため、環境ポータルサイトへのアクセス数を月平均1万件以上にすることを目標とする。

(外部要因)

国土交通省ホームページのリニューアル（平成20年7月）

情報通信技術の変化

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

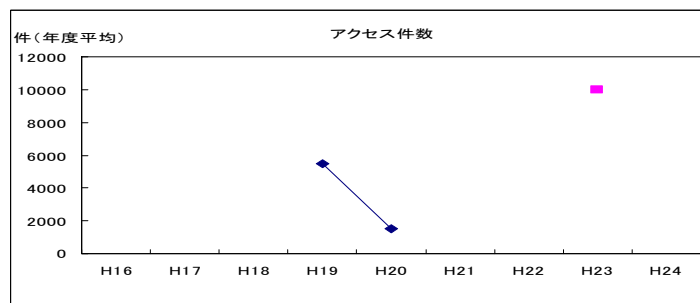
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
-	-	-	平均約5,478件	平均約1,529件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

環境ポータルサイトにおいて、環境に関するパンフレット、報告書、統計等の情報を提供する。

- ① 交通エコロジー教室の開催 予算額 12百万円（平成20年度、以下同じ）
各地方運輸局において、各地域における交通分野の環境トピック等をそれぞれの地域住民に対して情報提供することを内容とする交通エコロジー教室を開催する。
- ② 環境保全推進広報活動 予算額 2百万円
交通の環境対策を解説したパンフレット等を作成し、関係業界等に配布することで、環境改善に向けた取組みが多方面で推進されるよう、普及啓発を行う。
- ③ アスベスト、フロン類対策の情報提供 予算額 10百万円
アスベスト、フロン類対策について、問題点の抽出や冊子等の作成による情報提供を行う。
- ④ 効果的なヒートアイランド対策の推進 予算額 24百万円
効果的なヒートアイランド対策の推進のため、シミュレーション等を行い、総合的な対策指針について検討を

行う。

- ⑤ 環境報告書の建設業等への導入促進 予算額 26百万円

ガイドラインの作成等により、環境報告書の中小建設業者等への導入促進を図る。

- ⑥ 賃貸不動産における省エネ意識啓発 予算額 7百万円

賃貸不動産における省エネ対策に向けた合意形成の手法や費用分担、メリット分配のスキーム等について検討し、省エネ意識の啓発を行う。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

昨年度より件数が減少し、目標達成に向けた動向を示していない。

(事務事業の実施状況)

- ・環境ポータルサイトにおいて、環境に関するパンフレット、報告書、統計等の情報を提供している。
- ・全国において、車に頼らない賢い交通の使い方を学ぶ親子教室、交通環境家計簿のつけ方教室、鉄道会社の電車車庫の見学などの交通エコロジー教室を開催した。
- ・アスベスト対策については、現場におけるアスベスト建材の識別資料等の情報提供を行った。
- ・ヒートアイランド対策の推進のため、総合的な対策指針の作成に係る検討を行った。
- ・環境報告書の中小建設業者等への導入促進を図るため、制度の検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前年度を下回っており、目標達成に向けた成果を示していない。目標値が達成できるよう、今後も引き続き施策を実施していくことが必要である。また、国土交通分野における環境負荷の低減のための取り組みについて、環境ポータルサイトを通じてわかりやすく情報発信できるよう更なる検討を行っていくことが必要である。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・環境的に持続可能な交通（E S T）の普及展開
平成16年度から平成18年度までのE S Tモデル事業で実施した具体的施策とその成果について、分析、検証を行い、E S Tデータベースを構築し、効果的なE S Tの取組み方について情報発信していく。
- ・自然と共生する社会資本形成の促進
社会資本分野における自然共生に関する先進的な取組の総合的な調査等を実施し、その成果を国内外に向けて広く発信することにより、自然共生型の社会資本形成を促進する。
- ・温室効果ガス削減に関する新たな環境事業モデルの創出

民間事業者等による先進的な温室効果ガス削減努力を掘り起こし、人や企業の行動原理の変革につながる取組を広める。

(平成21年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局環境政策課（課長 大塚 洋）

業績指標 53

建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材（再資源化等率）、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土）

評価

① A-2	目標値：98%以上 ※1) (平成24年度) 実績値：98.6% ※1) (平成17年度) 初期値：98.6% ※1) (平成17年度)
② A-2	目標値：98%以上 ※1) (平成24年度) 実績値：98.1% ※1) (平成17年度) 初期値：98.1% ※1) (平成17年度)
③ A-2	目標値：77% ※1) (95%以上 ※2)) (平成24年度) 実績値：68.2% ※1) (90.7% ※2)) (平成17年度) 初期値：68.2% ※1) (90.7% ※2)) (平成17年度)
④ A-2	目標値：82% ※2) (平成24年度) 実績値：74.5% ※2) (平成17年度) 初期値：74.5% ※2) (平成17年度)
⑤ C-2	目標値：平成17年度排出量に対して30%削減 (平成24年度) 実績値：平成17年度排出量に対して0%削減 (平成17年度) 初期値：292.8万トン(0%) (平成17年度)
⑥ B-1	目標値：87% (平成24年度) 実績値：80.1% (平成17年度) 初期値：80.1% (平成17年度)
	※1) 再資源化率 ※2) 再資源化・縮減率

(指標の定義)

再資源化・縮減率：排出量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率

建設発生土の有効利用率：土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率（ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む）

対象品目：（上から順に）アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土

- ① (分子) = アスファルト・コンクリート塊の再使用量および再生利用量の合計
(分母) = アスファルト・コンクリート塊の排出量
- ② (分子) = コンクリート塊の再使用量及び再生利用量の合計
(分母) = コンクリート塊の排出量
- ③ (分子) = 建設発生木材の再使用量、再生利用量、熱回収量および焼却による減量化量の合計
(分母) = 建設発生木材の排出量
- ④ (分子) = 建設汚泥の再使用量、再生利用量、脱水等の減量化量の合計
(分母) = 建設汚泥の排出量
- ⑤ (分子) = 当該年の建設混合廃棄物の排出量と平成17年度の建設混合廃棄物量の差
(分母) = 平成17年度の建設混合廃棄物の排出量
- ⑥ (分子) = 土砂利用のうち土質改良を含む建設発生土利用量
(分母) = 土砂利用量

(目標設定の考え方・根拠)

建設工事に伴い発生する建設副産物のリサイクル率を指標として設定する。

平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において、各品目における平成24年度の目標値を定めている。

(外部要因)

再資源化施設の処理能力等

(他の関係主体)

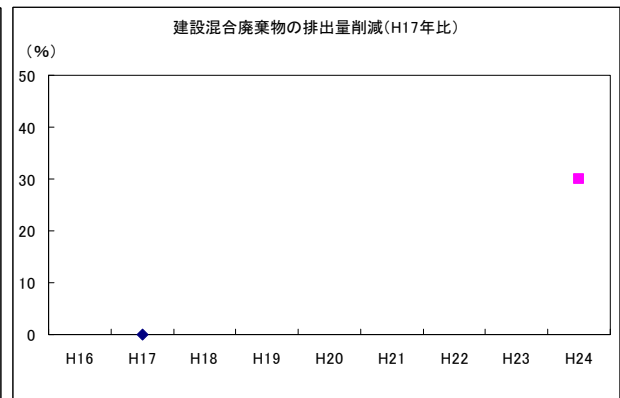
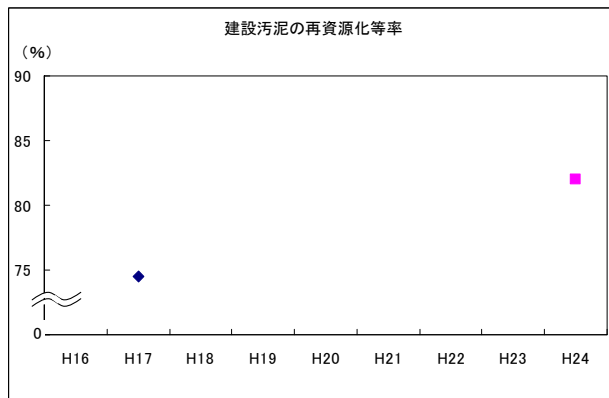
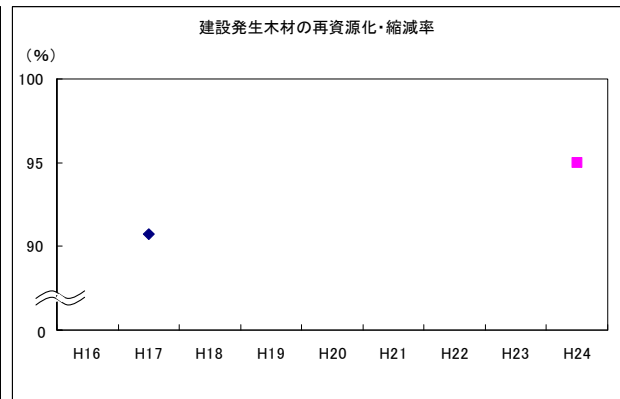
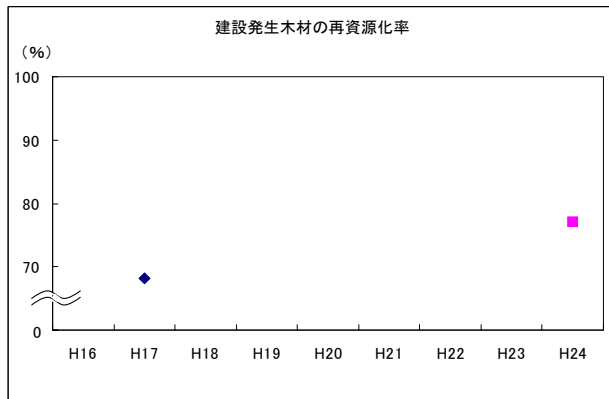
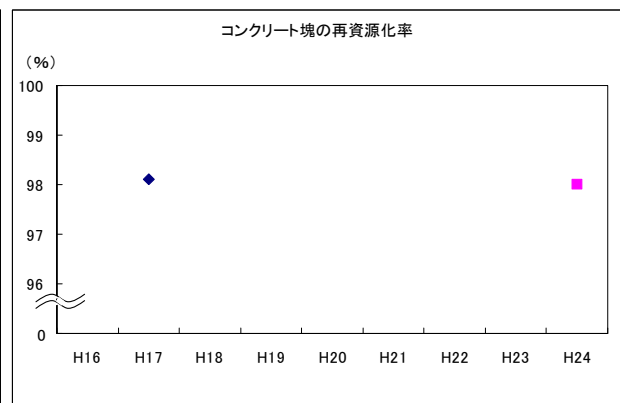
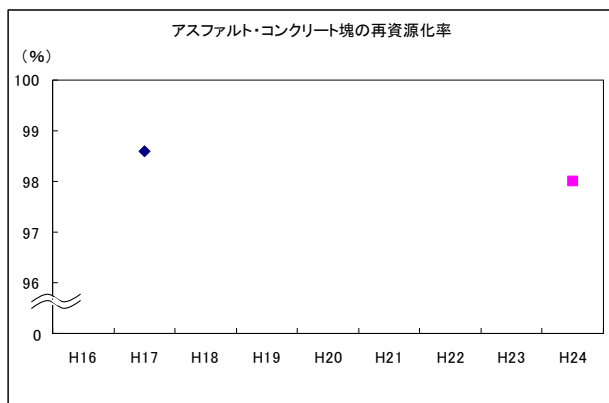
他府省庁（事業主体）、地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

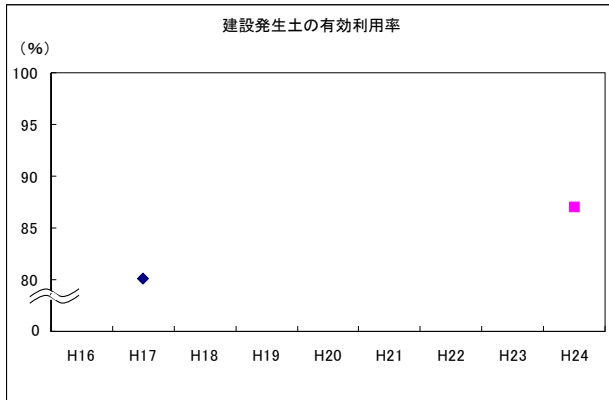
(重要政策)

【施政方針】

なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値					(年度)
	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
①	—	98.6% ※1)	—	—	—
②	—	98.1% ※1)	—	—	—
③	—	68.2% ※1) (90.7%※2))	—	—	—
④	—	74.5% ※2)	—	—	—
⑤	—	0%	—	—	—
⑥	—	80.1%	—	—	—





事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・建設リサイクル法等の検討調査
建設リサイクルのより一層の推進を図るため、建設リサイクル法の点検及び建設リサイクル推進に係る方策についての検討結果を踏まえ、建設リサイクルにおける建設資材等の取扱いに関する調査検討を行った。
地球温暖化防止対策費 22,869千円(平成20年度)
- ・建設分野における循環型社会構築のための検討調査
建設廃棄物について工事現場からの発生抑制等を促進するための検討を行った。
地球温暖化防止対策費 21,902千円(平成20年度)
- ・資源再生化設備等の特別償却(所得税・法人税)
建設混合廃棄物選別装置を取得して事業の用に供した場合に、初年度において取得額の14%の特別償却を認めるもの。
減収見込額 0.3億円(平成20年度)
- ・廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例(固定資産税)
建設混合廃棄物選別装置を取得して事業の用に供した場合に、取得後3年間、通常の課税標準となるべき価格の4分の3の額に軽減するもの。
減収見込額 0.1億円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・アスファルト・コンクリート塊はH17年度時点で98%以上の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドからほぼ同水準を維持できるものと考えられ、順調である。
- ・コンクリート塊はH17年度時点で98%以上の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドからほぼ同水準を維持できるものと考えられ、順調である。
- ・建設発生木材の再資源化率については平成24年度目標に向けて過去の実績値によるトレンドから判断すると順調である。
- ・建設汚泥については、平成24年度目標に向けて過去の実績値によるトレンドから判断すると順調である。
- ・建設混合廃棄物については平成17年度比で目標を示しており、平成17年度以降の実績値がないため判断できない。(建設副産物実態調査の頻度が3年に1回程度のため)
- ・建設発生土については、平成24年度目標に向けて過去の実績値によるトレンドから判断すると順調ではない。

(事務事業の実施状況)

- ・建設リサイクル法に基づく特定建設資材に関する再資源化の義務づけにより、法律の対象となっているコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については効果が出ている。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊についてはリサイクル推進計画2008に従って、今後とも高い再資源化率の維持を目指す。建設発生木材については再資源化率の向上を図る。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊については、既に平成17年度時点で平成24年度目標値を達成し、建設発生木材については、平成24年度目標に向けて過去の実績値によるトレンドから順調に推移しているものと考えられることから、A-2と評価した。
- ・建設汚泥については、平成24年度目標を達成していないものの、目標達成に向け順調に推移していることからA-2と評価した。
- ・建設混合廃棄物については、平成17年度以降の実績値がないことからC-2と評価した。
- ・建設発生土については、平成17年度の実績が平成24年度目標までの乖離も大きいことから、B-1と評価した。建設発生土の公共工事間での有効利用は従前より行われているが、民間工事由来の建設発生土を公共工事でも有効利用することについては、調整にあたっての時間的ゆとりが十分でない中で、調整先選定にあたっての公平性の確保、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保などの問題が解決されていないため、なかなか進まないのが現状であり、これら課題の解決が今後必要である。

- ・アスファルト・コンクリート塊については、排水性舗装の再利用や繰り返し再生された劣化アスファルトの再生利用について研究する。
- ・コンクリート塊については、コンクリート塊の再生骨材を用いたコンクリートの品質管理等の課題について検討を行う。
- ・建設発生木材については、木材チップのマテリアルリサイクルが優先されるように啓発する。
- ・建設汚泥については、建設汚泥再生品の品質基準の検討を行う。
- ・建設混合廃棄物については、分別・再資源化状況、最終処分の実態の把握を行う。
- ・建設発生土については、需給動向の把握を行い、需給バランスの改善方策を検討する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

建設分野における循環型社会形成推進経費の平成22年度予算要求額を21年度示達額から縮減を図った。

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局事業総括調整官(事業総括調整官 平井 秀輝)

関係課：大臣官房公共事業調査室(室長 長田 信)

大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室(室長 永島 潮)

総合政策局建設業課(課長 谷脇 暁)

都市・地域整備局公園緑地・景観課(課長 小林 昭)

河川局治水課(課長 細見 寛)

河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

河川局砂防部保全課(課長 森山 裕二)

河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)

道路局国道・防災課(課長 深澤 淳志)

港湾局技術企画課(課長 吉永 清人)

航空局空港部技術企画課(課長 戸田 和彦)

業績指標 54

住宅、建築物の省エネルギー化(①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率、③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)

評価

①住宅ストック A-1	目標値：31% (平成22年度) 実績値：18% (平成15年度) 初期値：18% (平成15年度)
②新築住宅 A-1	目標値：66% (平成22年度) 実績値：36% (平成19年度) 初期値：32% (平成16年度)
③一定の新築建築物 A-1	目標値：85% (平成22年度) 実績値：87% (平成18年度) 初期値：74% (平成16年度)

(指標の定義)

- ①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率
一定の省エネルギー対策(全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること。)を講じた住宅ストックの比率。
- ②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率
当該年度の新築着工住宅のうち、省エネルギー法※に基づく省エネ基準(次世代省エネ基準)に適合しているものの割合。
・省エネ基準：住宅におけるエネルギーの使用の合理化のために建築主の努力義務として定める「住宅の建築主等の判断の基準」等。昭和55年に制定した後、平成4年及び平成11年に基準の改正・強化を行っており、平成11年のものを「次世代省エネ基準」と呼んでいる。
※「省エネルギー法」：エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率
当該年度に着工された新築建築物(非住宅・2,000㎡以上)のうち、「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合。
・判断の基準：省エネルギー法に建築物の断熱化、設備の効率的利用に関して努力義務として定める建築主の判断の基準

(目標設定の考え方・根拠)

- ①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率
・住生活基本計画(一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストック比率について平成27年度40%達成)と整合をとりながら目標年次を変えて設定。
- ②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率
・京都議定書目標達成計画に掲げている目標値(新築着工に占める次世代省エネルギー基準の達成割合：2010年度66%)を設定。
- ③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率
・京都議定書目標達成計画に掲げている目標値(新築着工に占める省エネルギー法に基づく建築主の判断基準の達成割合：2010年度85%)を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

- ①～③建築主等(事業主体等)

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)
- ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)
- ・住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月19日)

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

なし

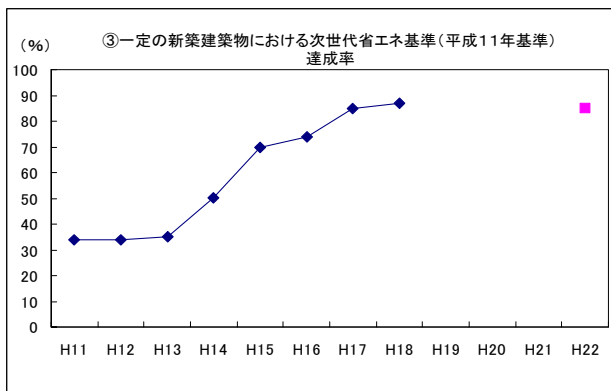
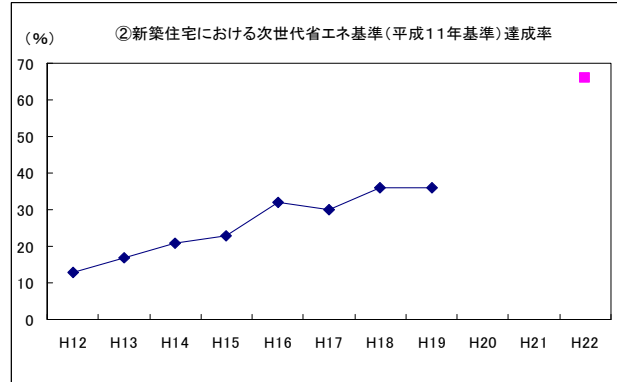
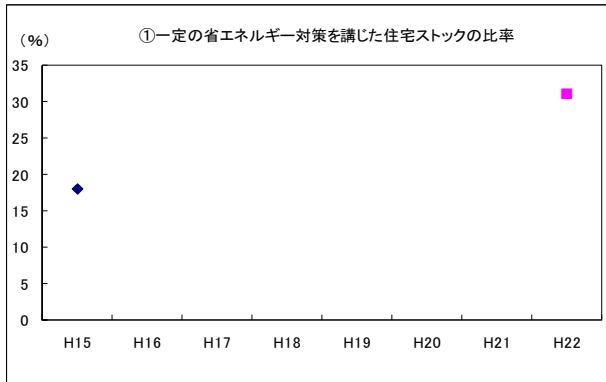
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値										(年度)
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
①					18%	—	—	—	—	—
②		13%	17%	21%	23%	32%	30%	36%	36%	—
③	34%	34%	35%	50%	70%	74%	85%	87%	—	—

※②住宅性能評価を受けた住宅のうち、平成11年省エネ基準に適合している住宅の戸数の割合。

※③当該年度に建築確認された建築物(2,000㎡以上)のうち、平成11年省エネ基準に適合している建築物の床面積の割合



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①住宅関係 (◎)

- ・省エネルギー法による住宅の省エネ措置の努力義務等
- ・省エネ措置等を講じた住宅に対する融資、補助等による支援

②建築物関係 (◎)

- ・省エネルギー法による建築物の省エネ措置の努力義務等
- ・省エネ措置を講じた建築物に対する融資、補助等による支援
- ・官庁施設のグリーン化の推進

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

①住宅関係 (◎)

- ・省エネルギー法に基づき、建築主等に対し基準に基づく省エネ措置の努力義務を課している。
- ・改正省エネ法に基づき、一定規模以上の住宅の建築・大規模改修時等の省エネルギー措置の届出義務付け等を実施。(平成18年4月施行)
- ・大規模な住宅に係る担保措置の強化や、一定の中小規模の住宅を省エネ措置の届出義務の対象に追加、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅の省エネ性能の向上を促す措置の導入等をするため省エネルギー法を改正した。(平成21年4月(一部平成22年4月)施行)
- ・省エネ措置等を講じた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の証券化ローンの枠組みを活用して金利引下げを実施。
- ・公共住宅等の省エネ措置の支援
- ・住宅性能表示制度の普及推進
- ・建築物総合環境性能表示システム(CASBE)の開発・普及
- ・民間事業者等による先導的技術開発の支援

②建築物関係 (◎)

- ・改正省エネ法を施行し、特定建築物(非住宅・2,000㎡以上)の新築・増改築時の省エネルギー措置の届

出の義務化を柱とする改正省エネ法を施行。(平成15年4月施行)

- ・省エネルギー法に基づき、「判断の基準」を定め、建築主に対し同基準に基づく省エネルギー措置の努力義務を課す。平成15年2月に改正した「判断の基準」を施行、用途区分の追加、中小規模の建築物向けのわかりやすい仕様基準の追加を行っている。(平成15年4月施行)
- ・改正省エネルギー法に基づき、一定規模以上の建築物の大規模改修時等の省エネルギー措置の届出義務付け等を実施。(平成18年4月施行)
- ・大規模な住宅に係る担保措置の強化や一定の中小規模の住宅を省エネ措置の届出義務の対象に追加等をするため省エネルギー法を改正した。(平成21年4月(一部平成22年4月)施行)
- ・一定の省エネ設備を取得し、事業の用に供した場合の所得税等の優遇。

- ・グリーン庁舎の整備
- ・グリーン診断・改修の推進
- ・既存官庁施設の適正な運用管理の徹底

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率
 - ・住宅・土地統計調査を利用しているため、毎年把握できるものではないが、新築住宅の省エネルギー化率の上昇は、一定の省エネルギー対策を講じた住宅のストックの比率の上昇につながるため順調に向上していると思われる。
- ②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率
 - ・住宅性能表示制度を利用した住宅の省エネ基準適合率は、平成12年度13.4%から平成19年度約36%と概ね順調に向上している。
- ③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率
 - ・建築物の省エネ基準適合率は、平成16年度74%から平成18年度87%となっており、建築物の次世代省エネ基準適合率は順調に向上している。

(事務事業の実施状況)

- ①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率
 - ・省エネルギー法に基づき、建築主等に対し基準に基づく省エネ措置の努力義務を課している。
- ②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率
 - ・次世代省エネ基準に適合する住宅の建設に対し、証券化ローンの枠組みを活用した金利引下げを実施。(平成20年度 証券化ローンの枠組みを活用した金利引下げ戸数20,168件の内数)
 - ・省エネルギー性能を含む住宅の性能について分かりやすく表示する制度(住宅性能表示制度)の普及を推進。(平成20年度:新築住宅戸数199,903戸(速報値))
 - ・平成19年度に実施した政策アセスメント(平成20年度概算予算要求)である「住宅・建築物に係る省エネ規制強化の実効性の確保」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成20年度の実績値は現在集計中であるため、集計後に評価を行う。
- ③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率
 - ・平成14年6月に省エネルギー法が改正され、特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出が義務づけられた(平成15年4月施行)。
 - ・上記法改正による省エネ意識の向上等により平成15年度以降の実績値において、大きく向上。

課題の特定と今後の取組みの方向性

ストック・住宅・建築物ともに業績指標が概ね順調に向上していることから、引き続き現在の施策を継続するとともに、平成20年度以降においては、改正省エネルギー法(平成20年5月30日公布)の的確な執行、住宅の省エネ改修促進税制等の税制による支援、省CO₂技術が導入されたモデルプロジェクトに対する補助事業による支援等の対策を新たに講じることから、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

住宅に係る省エネ改修促進税制の創設
エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長及び拡充
住宅・建築物「省CO₂推進モデル事業」の創設
中小事業者等による住宅・建築物に係わる省エネ対策の強化

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課:住宅局住宅生産課(課長 橋本 公博)
住宅局建築指導課(課長 金井 昭典)
関係課:官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室(室長 永島 潮)

業績指標 55

重量車の平均燃費向上率（平成14年度比）

評価

C-2	目標値：7%（平成22年度） 実績値：0%（平成14年度） 初期値：0%（平成14年度）
-----	--

（指標の定義）

重量車（トラック・バス等）が1リットルの燃料で走行することができる距離の平均が、基準年度（省エネ法に基づくトップランナー方式による燃費基準（現在商品化されている自動車のうち最も燃費性能が優れている自動車をベースに、技術開発の将来の見通し等を踏まえて策定した燃費基準）が設定された際の基準年度）である平成14年度に対してどれだけ向上したかを表す指標。

（目標設定の考え方・根拠）

省エネ法に基づくトップランナー方式による重量車の燃費基準は、平成27年度を目標年度とし、基準年度である平成14年度から12%燃費が向上するものとして設定された。このため、平成14年度から平成27年度にかけて重量車の平均燃費向上率が目標となる12%に向けて順調に推移した場合を考慮し、平成22年度の目標値を7%と設定した。

（外部要因）

重量車の区分（トラック・バス等の車種、車両総重量クラス等）別の出荷台数比率

（他の関係主体）

経済産業省（省エネ法の機械器具に係る措置のうち、自動車については経済産業省と国土交通省の共管）

（重要政策）

【施政方針】

第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「乗用車の燃費基準を2015年までに2割以上改善し、世界で最も厳しい水準とする」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

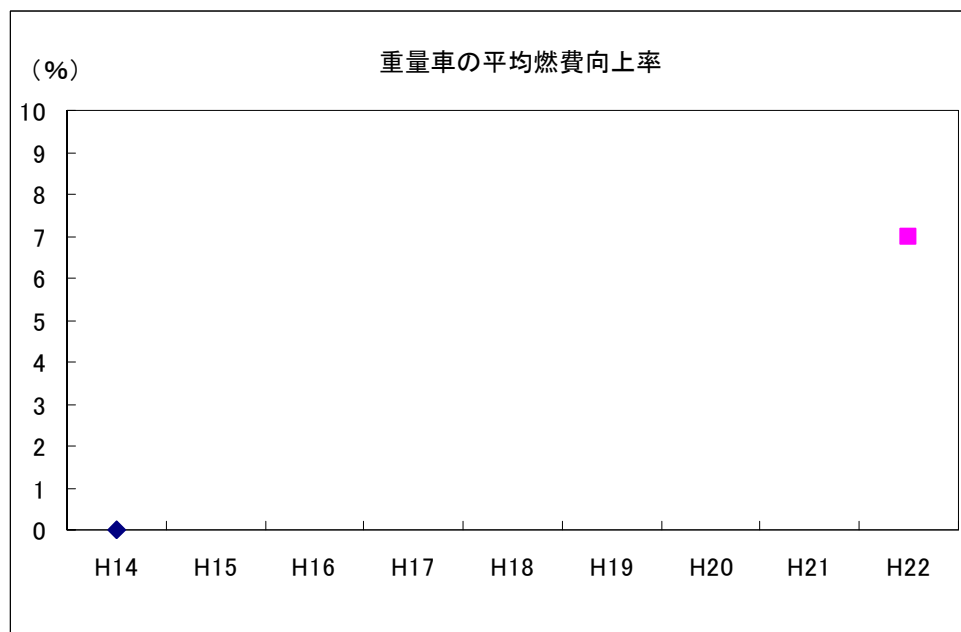
なし

過去の実績値

（年度）

H16	H17	H18	H19	H20
—	—	—	—	集計中（※）

（※平成21年8月を目途に集計完了予定。（現在、メーカーから順次平成20年度の実績が提出されているところ。）



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・燃費基準の達成状況を把握し、必要に応じて新たな燃費基準を設定することで、燃費性能の優れた重量車の普及を促進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「判断できない」

- ・重量車の燃費基準は平成18年に施行されたばかりであり、全対象車に燃費の表示が行われるのは平成19年9月以降であるため、指標の実績値の集計及び動向の判断については平成20年度分から可能となる。(なお、平成20年度分のデータは、平成21年8月を目途に集計完了予定。)
- ・しかしながら、燃費基準の目標年度(平成27年度)を前倒しして、早くも燃費基準を達成した重量車が開発・販売されていることから、重量車の燃費向上は順調に推移しているものと推察される。
- ・これは、省エネ法に基づく燃費基準が設定され、その達成に向けて、燃費性能の高い重量車の普及が進んでいることによるものと考えられる。

(事務事業の実施状況)

- ・国内向け出荷される重量車の燃費値の調査を実施し、燃費基準の達成状況を把握するよう努めている。
- ・重量車の燃費に関する情報を国土交通省HP上で公表し、燃費性能の優れた重量車にステッカーを貼付する等により、自動車ユーザーの燃費性能に関する意識を高め、燃費性能が高い重量車の普及を促進するよう努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は「重量車の平均燃費向上率(平成14年度比)」であり、実績値は、全対象車に燃費の表示が行われた後の平成20年度分より集計予定であることからC-2と評価した。
- ・今後は、引き続き燃費基準の達成状況を把握するよう、重量車の燃費値の調査を実施し、施策の評価を進めていくこととする。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局技術安全部環境課(課長 小田 曜作)

業績指標 56

陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類の数

評価

C-2	目標値：4種類（平成23年度） 実績値：0種類（平成20年度） 初期値：0種類（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

船舶の種類毎に検討されている陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類の数

（目標設定の考え方・根拠）

停泊中の船舶に環境負荷の少ない陸上電源を供給することにより、CO₂の削減を図ることができる。しかしながら、各港での独自規格の乱立により、各港に寄港する船舶による陸上電源設備の利用を困難にすることが懸念されているため、陸上電源使用のための共通規格の策定を行う必要がある。また、全ての船種の船舶に同一の標準を適用させることはできないため、船舶の種類毎（旅客船、コンテナ船、タンカー、バルクキャリア）に標準化する必要がある。多くの船舶の種類について標準化することにより、陸上電源設備の導入を促進することができる。

（外部要因）

- ・当初予見し得なかった知見及び新技術等の出現
- ・IMO（国際海事機関）、ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）の審議状況

（他の関係主体）

・IMO（国際海事機関：船舶の技術基準を所管） ・ISO（国際標準化機構：陸上電源設備について電気以外に関する規格を所管） ・IEC（国際電気標準会議：陸上電源設備について電気に関する規格を所管）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

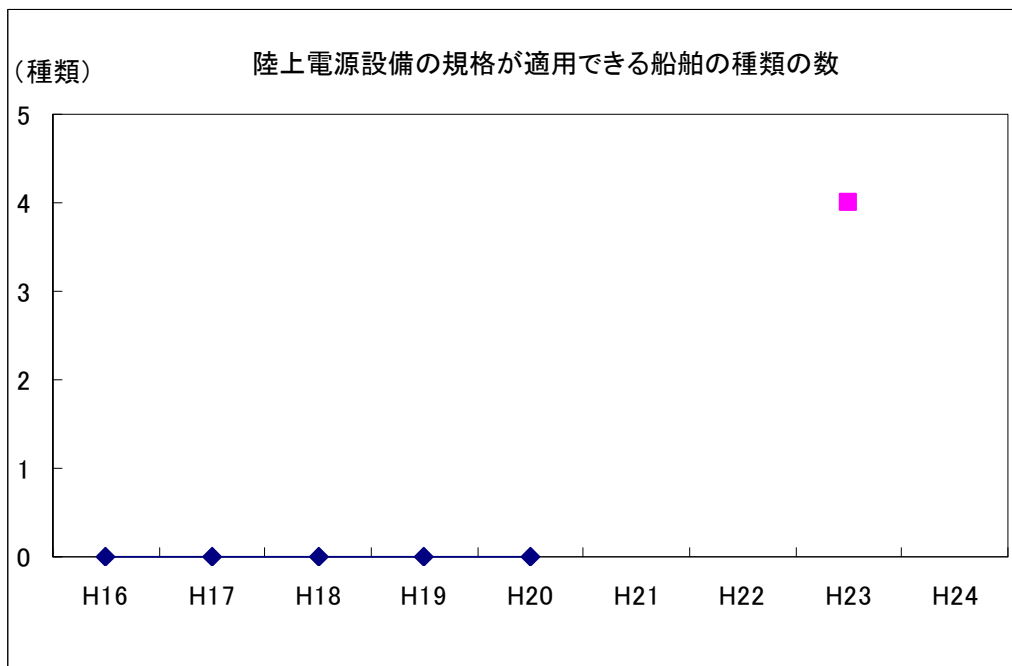
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	H20
0種類	0種類	0種類	0種類	0種類	0種類



事務事業の概要

主な事務事業の概要

我が国からISO（国際標準化機構）及びIEC（国際電気標準会議）に対する意見提案及び専門家の派遣によって規格の策定に貢献しているとともに、審議状況の情報収集を行っている。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度に規格の基礎部分について、ISO（国際標準化機構）とIEC（国際電気標準会議）の間で意見の調整が行われ、平成21年中に規格が公表される予定であるが、当初予定より規格化作業は遅れており、目標とする平成23年度中に4種類の船舶の規格が策定できるか否か判断できない。

（事務事業の実施状況）

我が国からISO（国際標準化機構）及びIEC（国際電気標準会議）に対する意見提案及び専門家の派遣によって規格の策定に貢献しているとともに、審議状況の情報収集を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

ISO（国際標準化機構）は、計画的に規格化作業を進めているが、ISO（国際標準化機構）とIEC（国際電気標準会議）の間の調整の遅れにより、目標を達成できるか判断が難しいため「C」と評価した。これまでの取組のとおり、ISO（国際標準化機構）及びIEC（国際電気標準会議）の両組織に意見提案及び専門家の派遣を行うことにより、引き続き規格化作業を進めるとともに、審議状況の情報収集を行うこととするため、「2」（現在の施策を維持）としているが、特に両組織間の関係に注意する必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成21年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局安全基準課（課長 ~~秋田~~ 務久保田 秀夫）

業績指標 57

モーダルシフトに関する指標 (①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量 (自動車での輸送が容易な貨物 (雑貨) 量))

評価

①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量 B-2	目標値：① 32億トンキロ増 (平成22年度) ② 312億トンキロ (平成22年度)
②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量 (自動車での輸送が容易な貨物 (雑貨) 量) B-2	実績値：① 16億トンキロ増 (平成20年度) ② 287億トンキロ (平成20年度)
	初期値：① 21億トンキロ増 (平成18年度) ② 301億トンキロ (平成18年度)

(指標の定義)

トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量 (トンキロ) およびトラックから海上輸送に転換することで増加する海上輸送量 (トンキロ)

(目標設定の考え方・根拠)

自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道・海運へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成22年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して32億トンキロ増加させ、また、平成22年度における施策を実施しない場合の海上輸送量を258億トンキロと推定し、施策を実施することによって54億トンキロ増加させ、312億トンキロにするという目標値を設定。(京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり)

(外部要因)

自然災害等による変動

(他の関係主体)

物流事業者 (鉄道事業者、海運事業者含む) 等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画 (平成20年3月28日全部改定)

「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。(第3章第2節1.(1))」

【閣決 (重点)】

なし

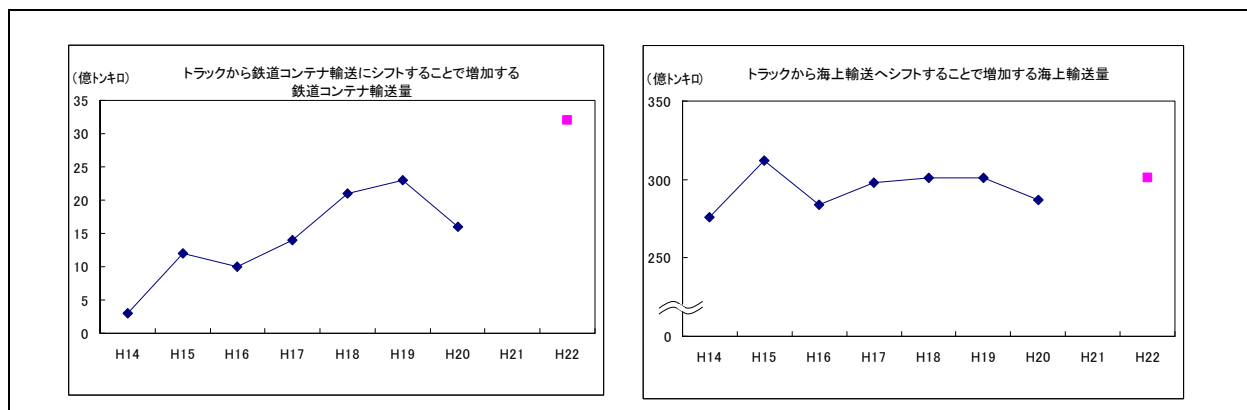
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
① 10億トンキロ	① 14億トンキロ	① 21億トンキロ	① 23億トンキロ	① 16億トンキロ	
② 284億トンキロ	② 298億トンキロ	② 301億トンキロ	② 301億トンキロ	② 287億トンキロ	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①荷主・物流事業者の自主的な取組の推進
- ・グリーン物流パートナーシップ会議
経済産業省と連携を図り、荷主や物流事業者といった立場を超えて互いに協働・連携することにより効果的なCO2排出量削減を図るため、「グリーン物流パートナーシップ会議」を運営する。また、当会議で認定された普及事業に対し、事業費の一部を支援するほか、優良事例・先進事例の広報活動などを行う。
予算額：39.8億円（平成18年度）
36.0億円（平成19年度）
22.0億円（平成20年度）
- ②鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進
- ・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業
コンテナ列車の長編成化を図る上で制約要因となっていた変電設備の増強や待避線延伸等の工事を実施し、平成19年3月に完成した。
予算額：2.0億円（平成18年度）
 - ・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業
山陽線に引き続き、九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を行う（平成22年度完成予定）。
予算額：0.4億円（平成19年度）
予算額：2.9億円（平成20年度）
 - ・エコレールマークの普及
鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。
- ③内航海運の競争力の強化
- ・複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備（◎）
国及び港湾管理者等が複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルを整備することにより定時性・安定性を高め、国内海上輸送の利用を促進する。
予算額：105.1億円（平成18年度）
112.7億円（平成19年度）
135.8億円（平成20年度）
 - ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進
海上輸送を一定程度利用するモーダルシフト貢献企業を選定し、当該企業にエコシップマークの使用を認める等の活用により船を利用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップモーダルシフト事業」を実施する。
 - ・共有建造制度によるモーダルシフト船等の建造の促進
平成17年度から船舶共有建造制度を活用してスーパーエコシップを建造する場合において船舶使用料減免を行うために必要な経費を鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して出資することにより、モーダルシフト船等の建造を促進する。
予算額：40.0億円（平成18年度）
39.5億円（平成19年度）
79.5億円（平成20年度）うち補正予算40.0億円
 - ・高度船舶安全管理システムの実用化
平成13年度から4年間、陸上からの支援による主機関の状態診断や故障予知等を行う革新的な安全管理技術「高度船舶安全管理システム」の研究開発を実施。本システムの構築により、船舶の安全性・信頼性の向上、機関部作業の軽減、機関保守整備の合理化等、本システムの普及に向けた環境整備に取り組む。
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①については、平成20年度上半期までは目標達成に向け、順調に推移していたところであるが、下半期は世界同時不況の影響を受け、輸送量が大幅に落ち込んだため、前年度より7億トンキロ減少した。
- ②については、平成20年度上半期までは目標達成に向け、順調に推移していたところであるが、下半期は世界同時不況の影響を受け、輸送量が大幅に落ち込んだため、前年度より14億トンキロ減少した。

(施策の実施状況)

- ①荷主・物流事業者の自主的な取組の推進
- ・グリーン物流パートナーシップ会議
平成20年度は新たに普及事業48件、ソフト支援事業13件、計61件を認定した。（うちモーダルシフトに関する事業は14件）
- ②鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

- ・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業
平成19年3月に山陽線鉄道貨物輸送力増強事業が完成し、コンテナ列車の長編成化が実現した。
 - ・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業
九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を進めている。
 - ・エコレールマークの普及
平成20年度までに、エコレールマークの商品32件(37品目)、取組企業50件を認定した。今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。
- ③内航海運の競争力の強化
- ・複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点整備
平成19年度においては、東京港[中央防波堤内側地区]等において、増加する内貿RORO貨物や船舶の大型化に対応するため、複合一貫輸送ターミナルの整備を推進した。
 - ・改正内航海運業法の適切な運用
平成17年度より、参入規制の緩和等を内容とする改正内航海運業法を施行し、意欲ある事業者の事業展開の多様化、円滑化及び新規参入を促している。(平成20年度新規参入事業者数：41事業者)
 - ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進
平成20年度に「エコシップモーダルシフト事業」の第1回認定事業者を決定した。(認定事業者：荷主12者、物流事業者13者)。
 - ・共有建造制度によるモーダルシフト船等の建造の促進
平成20年度においては、共有建造制度によりスーパーエコシップ8隻(19,508総トン)の建造を決定した。
 - ・高度船舶安全管理システムの実用化
現在、「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」において当該システムに係る乗組み制度の検討を行うとともに、機関保守整備の合理化の検討を行うなど、本システムの普及に向けた環境整備に取り組んでいる。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標について、鉄道コンテナ輸送量は、平成20年度は上半期までは目標達成に向け、順調に推移していたところであるが、下半期は世界同時不況の影響を受け、輸送量が大幅に落ち込み、前年度より減少したが、北九州・福岡間の鉄道貨物輸送力増強事業等の効果により、目標達成を図ることから、B-2と評価した。海上輸送量は、平成20年度は上半期までは目標達成に向け、順調に推移していたところであるが、下半期は世界同時不況の影響を受け、輸送量が大幅に落ち込み、前年度より減少したが、引き続き各施策の着実な進捗を図っていくことにより、目標達成を図ることから、B-2と評価した。
- ・モーダルシフトは、地球温暖化対策のほか、省エネルギーや労働力不足への対応策として非常に有効であるため、施策を改善しつつ進める必要があり、今後も、物流分野のCO2排出量削減に向けて関係方面の連携強化を図り、裾野の広い取組を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

- (平成21年度)
なし
- (平成22年度以降)
なし

担当課等(担当課長名等)

- 担当課：政策統括官付参事官(物流政策)室(参事官 山口 勝弘)
関係課：鉄道局総務課貨物鉄道政策室(室長 堀 真之助)
海事局総務課企画室(室長 五十嵐 徹人)
港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

業績指標 58

地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数

評価

A-2	目標値：30都市（平成24年度） 実績値：15都市（平成20年度） 初期値：3都市（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に係る計画を策定し、対策に取り組んでいる都市数。本指標は、京都議定書目標達成計画の見直し（H20.3.28閣議決定）において新たに位置づけられ、積極的に進めていくべき「街区・地区レベルにおける対策」の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国の環境対策の着実な推進に資するものである。

（目標設定の考え方・根拠）

京都議定書の第1約束期間内（H20～H24年度）において、先導的都市環境形成促進事業等を活用し、包括的な都市環境対策に取り組むことが予想される都市数から設定。

（外部要因）

地元との調整等

（他の関係主体）

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者

（重要政策）

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）「一刻も早く、国際社会の協力の下に、全地球規模で、温室効果ガスの削減に取り組んでいかなければなりません。」

【閣議決定】

改訂京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「街区レベルや地区レベルでの面的な対策を導入することにより低炭素型都市の構築を推進する。」

【閣決（重点）】

なし

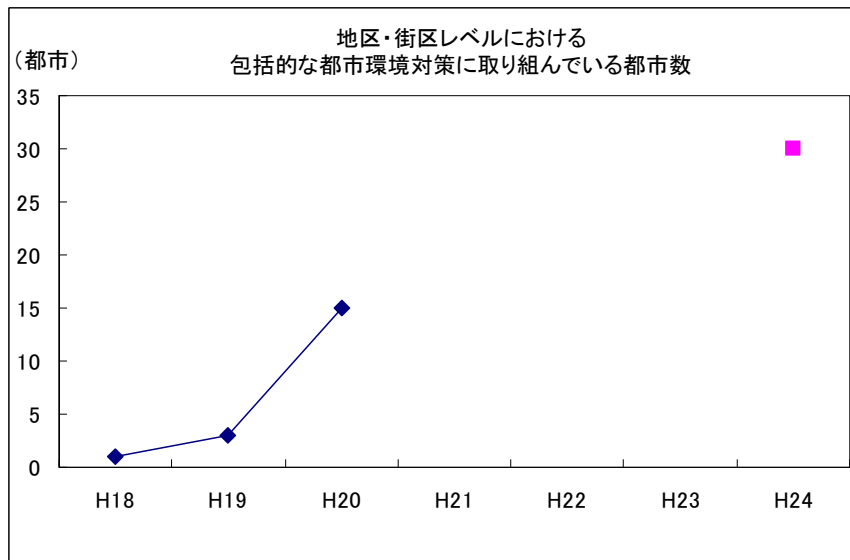
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	1都市	3都市	15都市	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 先導的都市環境形成促進事業の創設
集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に推進するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する支援を行う。
予算額 3 億円（平成 20 年度）

関連する事務事業の概要

- エコまちネットワーク整備事業の推進
多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域又は国土交通大臣が認定した先導的都市環境形成計画を策定した地区において、都市開発と一体的に環境負荷の削減対策を行うことにより、効果的・効率的に都市環境の改善を図る。
予算額：3 億円（平成 20 年度）
- 都市交通システム整備事業
徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。
予算額：24 億円の内数（平成 20 年度）
- 緑地環境整備総合支援事業
三大都市圏に存する都市等、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、「緑の基本計画」又は「景観計画」に基づき設定された対象区域内で行う都市公園事業、古都保存事業、緑地保全事業、市民緑地等整備事業について、統合補助事業により総合的に支援し、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進する。
予算額 54.6 億円の内数（平成 20 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 20 年度までの実績値は 15 都市であり、前年度比で 12 都市増加している。目標に向けてトレンドを上回るペースで順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

地方公共団体等を対象としたセミナー等の機会を活用して、先導的都市環境形成促進事業による都市環境対策の普及の取組を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標の実績値は、目標達成に向けた成果を示しており、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2 と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

平成 21 年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成 21 年度）

平成 21 年度より、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、より効率的かつ効果的な都市環境対策を推進するため、都市レベルの計画策定の支援の充実を図るとともに、新たに低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を創設し、自転車利用環境整備のための調査を実施する。

（平成 22 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局市街地整備課（課長 松田 秀夫）
都市・地域整備局街路交通施設課（課長 松井 直人）
都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

○安 全

政策目標 4

水害等災害による被害の軽減

施策目標 10

自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する

自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の充実が必要である。防災情報等の精度向上及び情報伝達体制の充実を目指して各々の業績指標を設定している。

業績指標

59	一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数
60	台風中心位置予報の精度
61	地震発生から地震津波情報発表までの時間
62	内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数
63	防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数

【評価結果の概要】

（必要性）

我が国では、地震による強い揺れや近海の地震による大津波がただちに来襲して、甚大な被害を被ってきた。「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では、地震発生から早いところで3～4分で奥尻島に津波が到達したほか、近い将来に発生するとされている宮城県沖地震、東海地震、東南海・南海地震等による大津波により、海岸沿いの都市が津波災害に見舞われる恐れが指摘されている。津波による被害を軽減するためには、事前対策もさることながら、発災直後からの救援救助活動や住民の避難が重要であり、それを支援・促進する地震津波情報の迅速で正確な発表が不可欠である。また、我が国には、台風が年間平均10.8個接近し、2.6個上陸している。台風による被害を軽減するためには、台風情報による早めの防災対応が有効であり、台風中心位置の予報精度を改善が求められている。このように、自然災害による被害を軽減するためには、精度の高い防災情報を確実かつ迅速に防災機関等へ提供することが求められており、防災情報の一層の精度向上を図るとともに、情報伝達体制の充実に努める必要がある。

（有効性）

「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では、地震発生から津波警報発表まで5分かかっており、この時間を短縮することが津波による被害の軽減のための課題であった。平成20年度の地震発生から地震津波情報発表までの時間は平成17年度に比べ10%程度改善し3.9分となり（業績指標61）、目標に向けて順調に進んでいる。この他の業績指標もA評価としており、防災情報の精度向上と伝達体制の充実に向けた成果を示している。

（効率性）

精度の高い防災情報の確実かつ迅速な防災機関等への提供に当たっては、システムや回線の高速化などによって、施策の実施にあたっての効率性の向上に取り組んでいる。例えば、平成20年度の地震発生から地震津波情報発表までの時間を短縮するための予算額については、平成19年度より約8.8億円増加しているが、大規模災害時にも安定した地震津波情報を提供することは、大規模地震時の津波による人的被害等を考えると投資以上の効果がある。このことから、効率的な取組みであると評価した。

（総合的評価）

業績指標の実績値は、各業績指標とともに目標に向けた成果を示している。自然災害は年ごとの変動も大きいいため、今後とも着実な施策の実施が必要である。

なお、防災情報は精度向上とともに、その種類やデータ量が増加しているため、情報の受け手にそれぞれの情報が持つ意味が十分には理解されていない側面がある。

（反映の方向性）

引き続き、防災情報の精度向上及び伝達体制の充実を進めるとともに、今後は、災害の場面に応じて発せられる各種防災情報が有効に活用される方策を検討する必要がある。

業績指標 59

一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数

評価

A-2	目標値：40%（平成23年度） 実績値：17%（平成20年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県（259事務所）のうち、光ファイバと接続し、マイクロ回線で自動的にバックアップされている事務所及び都道府県の割合

（目標設定の考え方・根拠）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、拠点の重要性や現時点での予算等を勘案し、平成23年度末の目標値を設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（都道府県）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

防災基本計画

【閣決（重点）】

なし

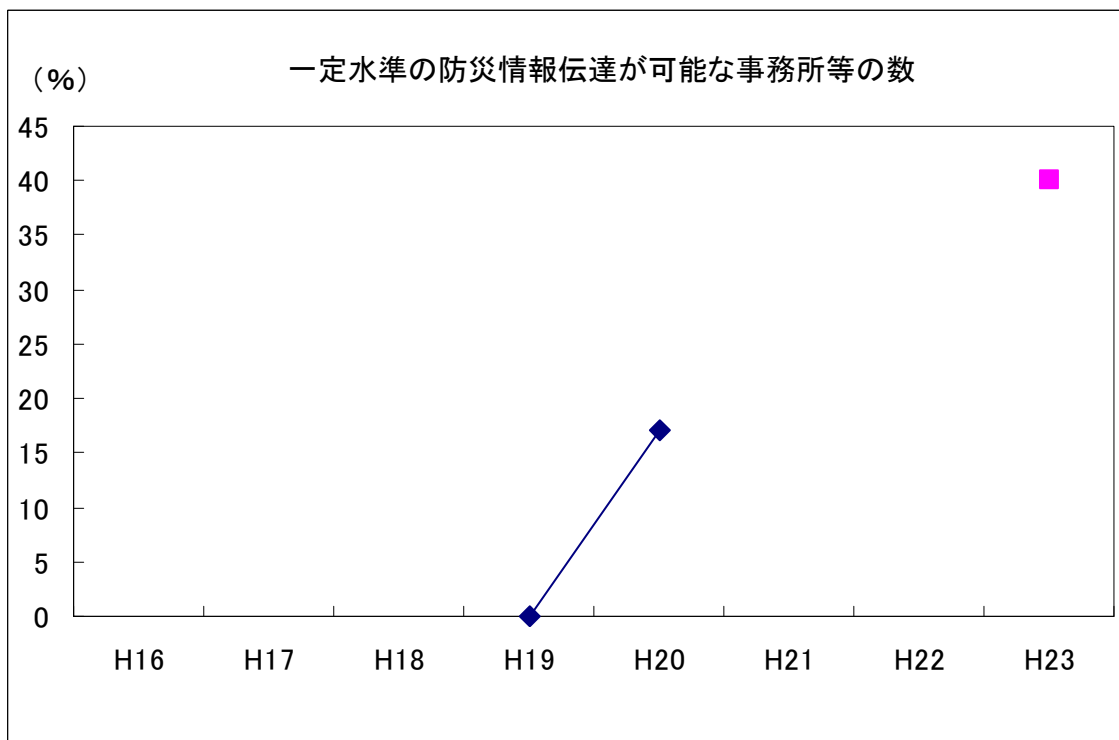
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	0%	17%	



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

国土管理情報通信基盤の整備計画策定経費 予算額0.07億円(平成20年度)
一定水準の防災情報伝達を行うための検討を実施

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

平成20年度の実績値については17%(43事務所)と進捗は順調であることから、A-2評価とした。

(事務事業の実施状況)

平成20年度に当該指標に資する検討業務を実施。目標達成に向けて必要な検討を推進している。

課題の特定と今後の取組の方向性

引き続き、目標に向けた検討を推進するとともに、指標の進捗を図る。

平成21年度以降における新規の取組**(平成21年)**

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：大臣官房技術調査課電気通信室(室長 二階堂 義則)

業績指標 60
台風中心位置予報の精度

評価

A-1	目標値：260 km (平成22年) 実績値：289 km (平成20年) 初期値：323 km (平成17年)
-----	--

(指標の定義)

台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測情報の基本である台風中心位置予報をはじめとした気象情報の充実が必要である。このため、72時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を当該年を含む過去3年間で平均した値の改善を図る。

(目標設定の考え方・根拠)

平成17年までの過去3年間における予報誤差の平均は323 kmである。新たな数値予報技術の開発等により、5年間(平成22年)で約20%の改善目標(同平均260 km)が適切と判断。

(外部要因)

自然変動

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

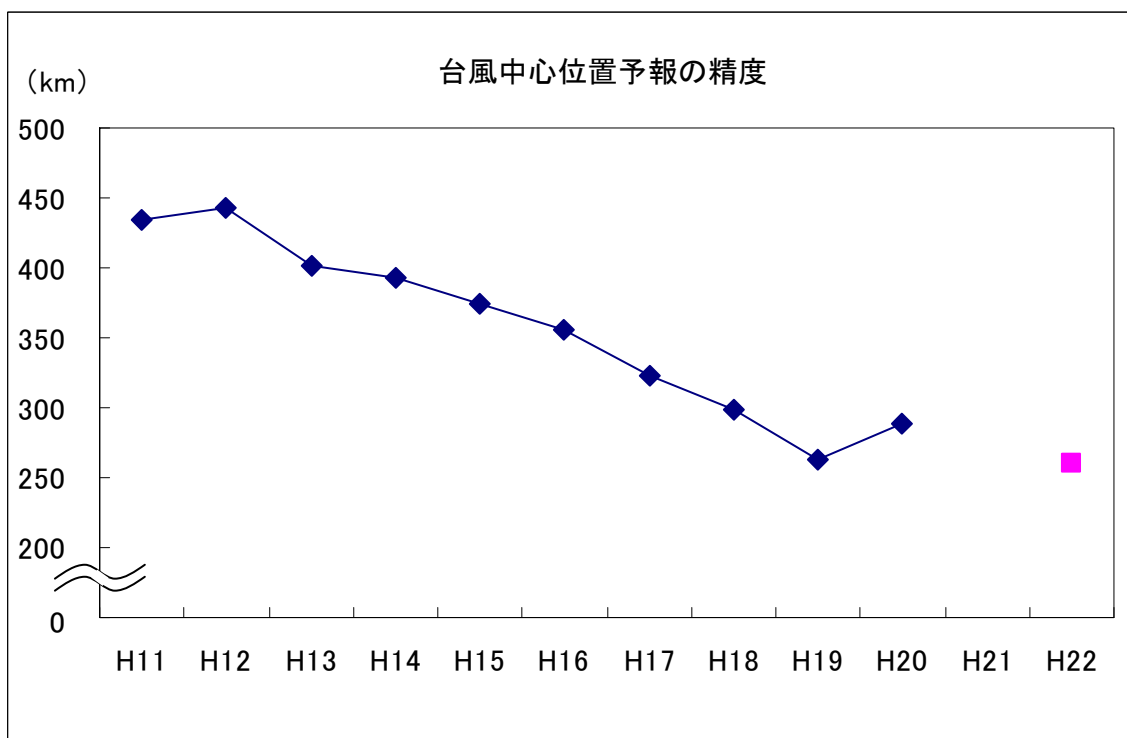
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値									(暦年)
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
435 km	443 km	401 km	393 km	374 km	356 km	323 km	299 km	263 km	289 km

(実績値は過去3年の平均)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用
気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報、台風予報などの精度を向上させる。
予算額： 9.2億円（H20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

台風の発生数や発生位置・強度など、年ごとの台風の特性により台風予報の難易度が異なるため、本指標は当該年を含む前3年間の平均誤差としている。平成20年度の実績値が昨年度の指標より悪化しているものの、指標の平成17年以後の改善傾向を見れば技術開発による精度向上の中長期的な傾向から目標年に目標値を達成すると見込まれる。

平成19年より指標が悪化したのは、平成20年に発生した22個の台風のうち、6号と22号の2つの台風の予報誤差が特に他の20個の台風の平均誤差296km（単年度）に比べて大きかったこと（6号の予報誤差は544km、22号は608km）が影響している。予報誤差が大きくなる典型的な事例として、台風が進路を変えるタイミングを適確に予想できない場合が挙げられるが、上記の2つの台風はこの事例であった。

（事務事業の実施状況）

平成18年3月にスーパーコンピュータを更新し、これを情報処理基盤として、観測データを取り込む手法の高度化や数値予報モデルの改善等、台風予報精度向上に資する施策を計画的に実施している。

平成20年2月に数値予報の予測の確からしさを見積もる台風アンサンブル数値予報の運用を開始した。また、平成20年5月より台風進路予報の予報円を縮小する改善を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成22年までの5年間で台風中心位置予報の精度を約20%改善するという目標に対し、平成20年度の実績値が昨年度の指標より悪化しているものの、指標の平成17年以後の改善傾向を見れば目標達成に向けた成果を示しており、評価についてはA-1とした。

本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルの予測精度を改善することが重要となる。平成18年3月に導入したスーパーコンピュータを用いて、観測データを数値予報モデルに取り込む手法についてさらに改善を進めるとともに、気象資料総合処理システムの解析処理能力の向上等を踏まえたモデル開発を一層推進する必要がある。これらを的確に実施して台風予測精度の一層の向上を図る。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・平成20年2月から運用を開始した台風アンサンブル数値予報を、平成21年度に台風進路予報に本格的に利用を開始し、台風進路予報を3日先から5日先まで延長する。（平成21年4月より実施済み。）
- ・地球観測衛星AquaのAIRSセンサや気象衛星MetOpのASCATセンサ、GRASセンサなどの衛星データの取り込みを図る。
- ・物理過程の改良および海洋混合層結合モデル（大気と海洋が相互に及ぼす影響を計算する）の導入によりモデルの精度改善を図る。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁予報部業務課（課長 永田 雅）

関係課：気象庁予報部予報課（課長 高瀬邦夫）

業績指標 61

地震発生から地震津波情報発表までの時間

評価

A-1	目標値：3.0分未満（平成23年度） 実績値：3.9分（平成20年度） 初期値：4.4分（平成17年度）
-----	--

(指標の定義)

日本周辺で発生する地震により、津波がただちに来襲する可能性のある場合や震度4程度以上の揺れを観測した場合、速やかに津波警報や津波注意報（以下、津波警報等）を、津波の心配がない場合はその旨についての地震情報を発表している。これら津波警報等や地震情報について、地震発生から情報発表までの時間を業績指標に設定する。

なお、指標設定にあたっては、津波の来襲までに比較的余裕がある沿岸から100km以遠の地震は除き、また、年度による地震発生の地域的偏りを考慮して当該年度を含む過去3年間の平均とする。

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年(2007年)能登半島地震においては、過去最も早く、2分以内で津波注意報を発表した。この事例では、地震の発生場所が陸地に近く、品質の良い観測データが短時間で得られる等の条件が整ったこともあるが、今後さらに改善をすすめ、日本沿岸に短時間で津波が来襲する恐れがある全ての地震に対して、平均で3分未満となるよう目標を設定する。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

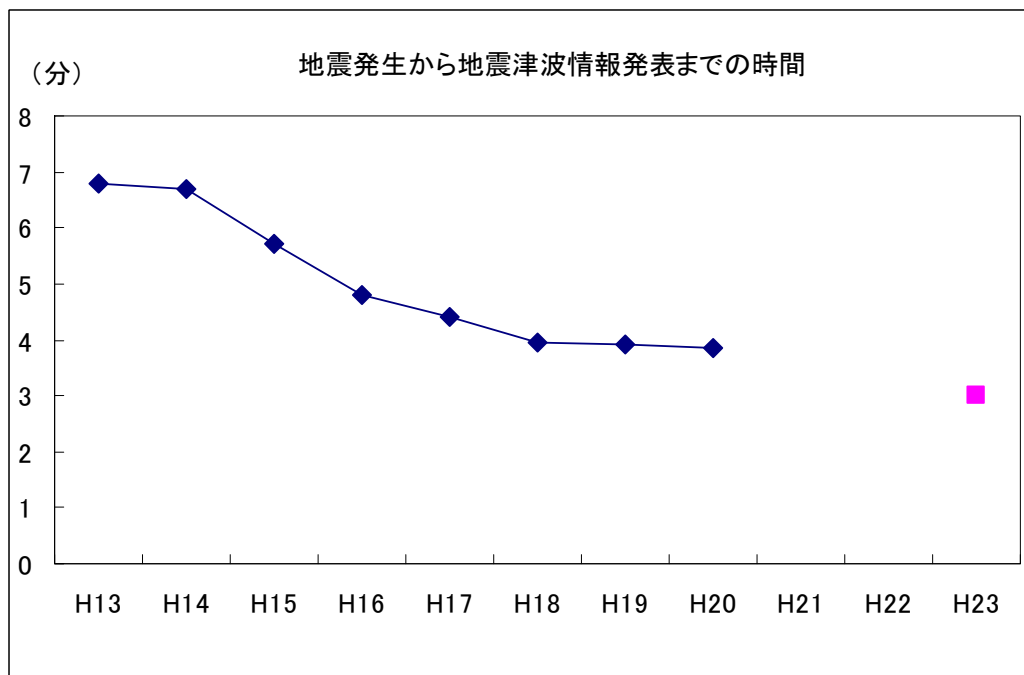
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値							(年度)	
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
6.8分	6.7分	6.7分	4.8分	4.4分	3.9分	3.9分	3.9分	

(実績値は過去3年間の平均)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①緊急地震速報(※1)精度向上のための地震観測点の強化

緊急地震速報をより精度よく迅速に発表するためには、より信頼度の高い震源を高速に推定する必要があり、現在観測点密度の低い伊豆諸島、南西諸島地域に緊急地震速報の精度向上のための地震計を整備する。

予算額： 32百万円(平成20年度)

②次世代地震津波監視システム(※2)の整備

気象庁本庁、各管区气象台及び沖縄气象台に設置しているシステムの集約により、津波予報や地震情報等のより迅速な発表を実現するとともに、東西二中枢化により、大規模災害時にも安定した地震津波情報の提供を実現(平成21年度完了予定)。

予算額： 856百万円(平成20年度)

※1緊急地震速報…地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地でのより強い揺れ(主要動)の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。

※2 地震津波監視システム…わが国及びその周辺で発生する地震及び津波を24時間監視し、必要に応じて津波警報や地震情報等を迅速かつ的確に発表するシステム。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成17年度の初期値4.4分を3分に短縮するという目標に対して、平成20年度の実績値は3.9分で、35%の到達度であり、順調な改善を見せていることから、評価はA-1とした。

(事務事業の実施状況)

測定値は昨年とほぼ同程度であったが、津波注意報・警報に限れば、平成19～20年度の事例の平均は約2.2分であり、実質的に目標を達成している。また、若干の海面変動がある旨の予報を行った事例については、平成19年度は地震発生後約8.9分、平成20年度は約5.0分と短縮されている。地震発生後、津波がない旨を発表するまでの時間は、平成19、20年度とも約3.7分で、変化はなかった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

緊急地震速報の震源の位置の推定に関する処理手順の改良を行い、地震観測点の配置等の影響から、島しょ部で100km以上離れた位置に震源を推定してしまうことがある課題について、そのずれを10～20km程度までに小さくする目処を立てた。また、観測点密度の低い伊豆諸島、南西諸島地域に緊急地震速報の精度向上のための地震計を整備する予定である。平成21年度は引き続き、緊急地震速報の震源の位置及び地震の規模(マグニチュード)の推定精度を高める技術を開発・導入し、地震津波情報の発表に緊急地震速報をいっそう活用することにより、また、次世代地震津波監視システムを整備して、発表までの時間の短縮を図る。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

平成19年度から3カ年計画で、気象庁本庁、各管区气象台及び沖縄气象台に設置しているシステムの集約を行い、津波警報や地震情報等のより迅速な発表を実現するとともに、東西二中枢化により、大規模災害時にも安定した地震津波情報の提供を実現させる計画である。平成20年度は大阪管区气象台のシステムを、平成21年度は本庁のシステムを更新・運用開始する予定であり、地震発生から地震津波情報発表までの時間短縮が期待される。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 気象庁地震火山部管理課

関係課： 気象庁地震火山部地震津波監視課

業績指標 6 2

内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数

評 価

A-2	目標値：7 海域以上（平成 2 3 年度） 実績値：5 海域（平成 2 0 年度） 初期値：0 海域（平成 1 8 年度）
-----	---

(指標の定義)

内海・内湾における沿岸防災、海運・漁業の安全を図るために、詳細な海岸・海底地形をコンピュータによる予測計算に取り込み、きめ細かい高潮・高波の予測情報を提供する。その予測対象となる海域（内海・内湾）の数を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

平成 1 9 年度にコンピュータを使った予測モデルを開発し、4 つの内海等（伊勢湾、播磨灘、有明海、東京湾）を対象として試行的に運用を開始した。平成 2 0 年度には防災関係機関等へ予測情報を提供することを目指し、また平成 2 3 年度までには予測対象海域として大阪湾、周防灘、鹿児島湾等を加え、全部で 7 以上の海域を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測情報の提供を目指す。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

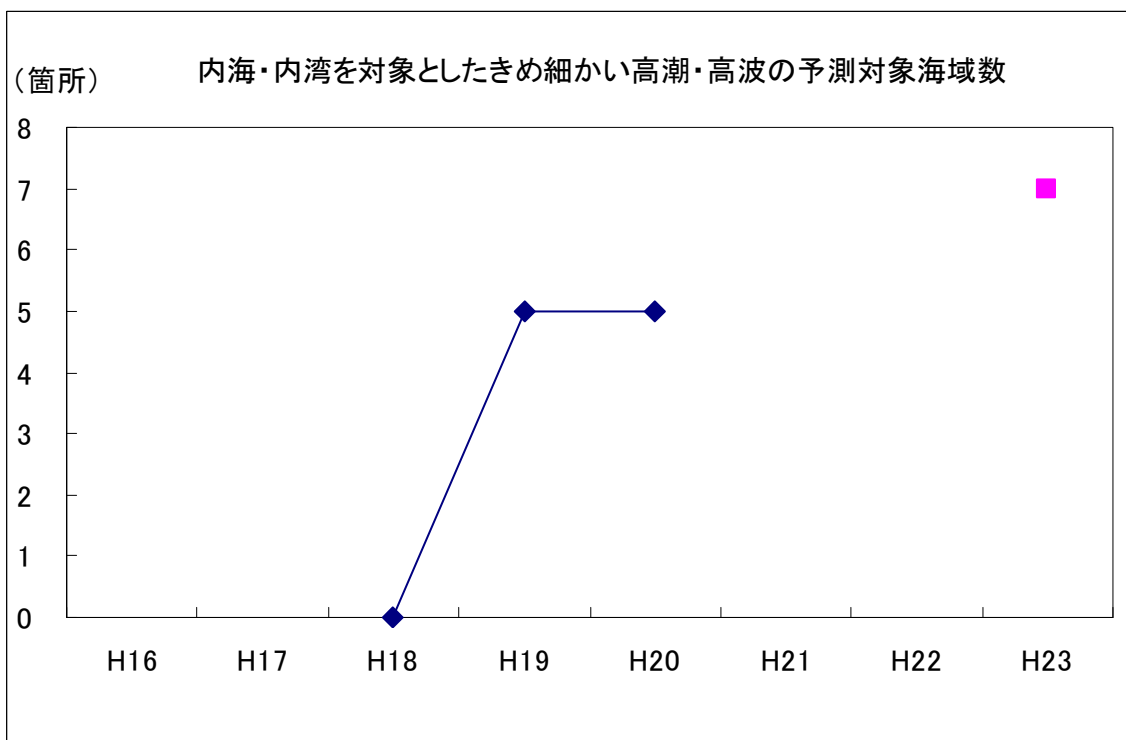
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	
-	-	0 海域	5 海域	5 海域	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

高潮等総合防災情報システムの高度化
予算額12百万円（平成19年度）
予算額19百万円（平成20年度）
防災活動に資するよう、高潮予測について地点別予測を面的予測に改善

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度は、目標とした予測対象海域に大阪湾も加えた5海域について、通年で試行運用を行った。
目標値の約7割を達成しており、指標の進捗状況は順調である。

（事務事業の実施状況）

目標値の約7割に当たる5海域について予測計算を行っているが、台風等の顕著な擾乱の際の予測精度の検証が必要であり、予測計算結果の利用についてはまだ試行の段階にある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

試行運用とはいえ、目標とした予測対象海域数の約7割についてコンピュータによる予測計算を開始・実行しており、目標値に向けたスケジュールとしては順調で現状の施策を変える必要がないことから、A-2と評価した。
試行運用から正式運用（防災関係機関等へ予測情報を提供）に移行するためには、予測計算結果の精度検証を進める必要がある。台風等の顕著な擾乱の際も含めて総合的な検証を行って、正式運用を目指す。その後予測対象海域を更に増やしていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課（課長 横山 辰夫）
関係課：気象庁地球環境・海洋部海洋気象情報室（室長 萬納寺 信崇）

業績指標 63

防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数

評価

A-2	目標値：31,000件/月（平成23年度） 実績値：16,000件/月（平成20年度） 初期値：0件/月（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

地域の危険性の把握や防災意識の向上、防災教育等に役立つ防災地理情報（※）が、いかに行政や一般住民等から閲覧・参照されているかということ等について、「国土地理院が整備をすすめる防災地理情報のインターネットを通じた月平均の閲覧数」をもって指標とする。

（※）土地条件図、都市圏活断層図等

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年時点でウェブサイト（<http://www1.gsi.go.jp/>）を通じて公開している防災地理情報へのアクセス件数を元に、平成23年度までに見込まれる防災地理情報の整備や、閲覧環境の向上等を加味したアクセス件数を目標値として設定。

このとき、国の機関、地方公共団体、学校等の公的機関の閲覧数を増加させることにより、防災地理情報の認知度を高め、防災対策等に有効に活用されるよう推進していくことは勿論であるが、一般も含めた全体の閲覧数を増加させ、住民の防災意識の向上を図っていく。

（外部要因）

大規模災害の発生によるアクセス数の変動
 情報通信技術の変化

（他の関係主体）

内閣府（災害の予防等を所管し、防災情報の広報・啓発活動等施策を実施）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

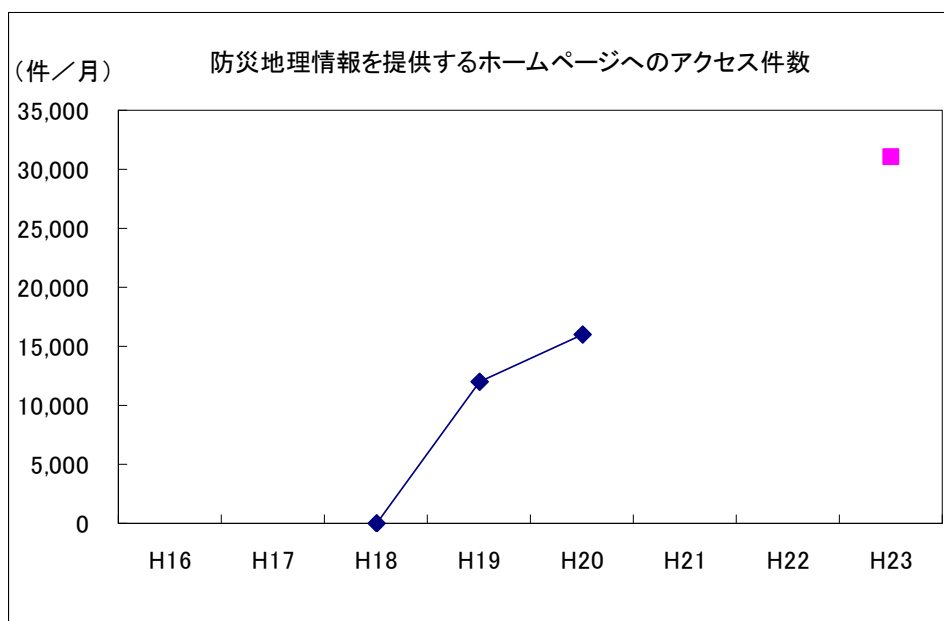
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16-	H17	H18	H19	H20
-	-	0件/月	12,000件/月	16,000件/月



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・風水害基礎情報整備
地形、表層地質、地盤条件等について、資料調査、現地調査及び空中写真判読により防災地形調査を行う。併せて、防災関連施設の位置情報等について調査する。
これらの調査によって得られた成果から土地条件図を作成するとともに、ハザードマップ作成のための基礎資料として提供する。
- ・火山災害基礎情報整備
活動的で特に重点的に観測研究を行う火山、活動的火山及び潜在的爆発力を有する火山を対象に、火山ハザードマップ作成のための基礎情報を整備する。
- ・全国活断層帯情報整備
全国の活断層帯のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備・提供する。
予算額 9,551万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度のアクセス件数の実績は16,000件/月であり、平成19年度と比較して4,000件/月の増加があり、順調である。今後の新たに提供する防災地理情報や各種説明・解説の追加、インターネットのネットワーク環境の向上などによって、アクセス件数の増加が予想される。

(事務事業の実施状況)

- ・2万5千分1土地条件図「尾鷲」「木本」「新宮」「土佐佐賀」「土佐中村」「土佐清水」6面を平成20年6月1日に刊行し、ホームページでの閲覧を開始した。
- ・2万5千分1土地条件図「諏訪」「那智勝浦」「串本」「牟岐」「室戸岬」5面を平成21年3月1日に刊行し、ホームページでの閲覧を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・指標の動向に示したとおり、今後も防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数は増加することが想定される。平成20年度の実績値は目標値達成に向けた成果を示していると判断されることから、平成20年度はA-2と評価した。
- ・今後も新規に刊行・公表する防災地理情報は速やかにホームページに掲載し、提供する防災地理情報の整備を促進する。また、広く国民が国土の防災に関する情報を容易に理解できるよう、ホームページより提供する各種防災地理情報に関する説明・解説を充実させる。
- ・さらに、電子国土Webシステム等の国土地理院の提供する各種のインターネットサービスとの連携を図ることにより、ホームページの利便性を向上させるための改良を行う。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

全国の都市圏活断層図を、電子国土Webシステムにより公開を行う。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室	(室長 渡辺 俊夫)
関係課：国土地理院 企画部	(防災企画官 秋山 一弥)
国土地理院 企画部 企画調整課	(課長 村上 広史)
国土地理院 地理調査部 環境地理課	(課長 乙井 康成)
国土地理院 地理調査部 防災地理課	(課長 鈴木 義宜)

○安全

政策目標 4

水害等災害による被害の軽減

施策目標 1.1

住宅・市街地の防災性を向上する

防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高めることができる。

業績指標

64	良好な環境を備えた宅地整備率
65	防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積
66	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合
67	下水道による都市浸水対策達成率（①全体、②重点地区）
68	地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合
69	地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合
70	防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率
71	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（内水）
72	下水道施設の長寿命化計画策定率
73	多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率（①建築物、②住宅）

【評価結果の概要】

（必要性）

我が国には、密集市街地をはじめとする防災上危険な住宅・市街地が多数存在しており、地震時には建物倒壊・延焼等により大きな被害の発生が想定されるとともに、下水道等の都市施設の被災による公衆衛生や生活環境等への甚大な影響や大規模盛土造成地の滑動崩落の恐れがある。また、都市化の進展、地球温暖化に伴う集中豪雨の多発・激甚化等により、都市の浸水被害リスクが増大しており、ハード対策のみならずハザードマップの作成等のソフト対策も促進していく必要がある。さらに、今後、下水道等の都市施設の有する機能を将来にわたって維持するためには、計画的・効率的な維持・管理や更新が必要とされている。このように、地震・水害等に対する住宅・市街地の防災性の向上は喫緊の課題であり、本施策をより一層推進する必要がある。

（有効性）

建築物の耐震化・不燃化、下水道の耐震化、避難地・避難路等根幹的な公共施設の整備、下水道による都市浸水対策、内水ハザードマップや宅地ハザードマップの整備等の取組みにより、施策目標の達成に向け各業績指標は概ね順調に推移していることから、本施策が住宅・市街地における安全・安心度を高めるための取組みとして有効であった。

（効率性）

地震・水害は一度発生すると、多くの人命・財産が失われるとともに、国民生活、地域経済活動等に甚大な影響を与えるだけでなく、復旧・復興など事後的な対応にも多大なコストが必要となることから、被害を未然に防ぐ予防対策が有効である。また、下水道等の都市施設については、老朽化によって事故の発生や機能停止の恐れがあることから、予防保全型の維持管理が有効である。

建築物の耐震化・不燃化、下水道の耐震化、避難地・避難路等根幹的な公共施設の整備、下水道による都市浸水対策、内水ハザードマップや宅地ハザードマップの整備等の取組みにより、施策目標の達成に向け各業績指標は概ね順調に推移しており、被害を未然に防ぐ予防対策や予防保全型の維持管理が効率的に進められていることから、これまでの取組みは効果的であると評価できる。

（総合的評価）

住宅・市街地の防災性の向上に向けた防災性の高い施設及び環境の整備の推進により、各業績指標は目標値の達成に向け概ね順調に推移している。今後も目標の達成に向け着実に取組みを推進していく必要がある。

（反映の方向性）

既存及び新たに創設した事業等により、総合的な住宅・市街地の防災対策を推進する。

業績指標 64

良好な環境を備えた宅地整備率

評価

A-2	目標値：32.0%（平成22年度） 実績値：30.7%（平成20年度） 初期値：26.6%（平成17年度）
-----	---

（指標の定義）

「良好な環境を備えた宅地整備率」とは、住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）を導入している団地により供給される宅地について、平成17年度からの総供給画地数（ストック）のうち、次の条件を全て満たした団地の供給画地数の割合のことをいう。

- ①平均画地面積170㎡以上
- ②緑被率25%以上
- ③職住近接エリア内
- ④地区計画の策定

（良好な環境を備えた宅地整備率）

=（平成17年度以降に供給された①～④の条件を全て満たした団地の供給画地数） / （平成17年度以降に供給された住宅基盤整備事業を導入している団地の総供給画地数）

- ・①については大都市地域における優良宅地開発の促進に関する特別措置法の認定基準等を参考として設定。
- ・②については、都市緑地法の緑化地域の緑化率等を参考として設定
- ・③については、例えば首都圏では、東京都心まで鉄道で40分以内の区域または30km圏等、地方圏では、当該都市圏の中心都市の都心までの通勤時間が概ね30分以内の区域等をいう。

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には、実績値がなるべく高くなることを目指すが、当面の目標として、各条件のトレンドの試算等を行い、施策の実施による追加分等を加味した結果、平成22年度の目標値として32%を設定した。

（外部要因）

都心、近郊および郊外の居住コストの変化（地価動向等）

（他の関係主体）

地方公共団体（間接補助の実施、公的開発の事業主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

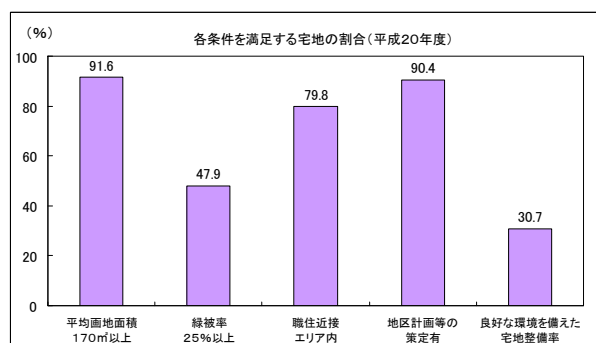
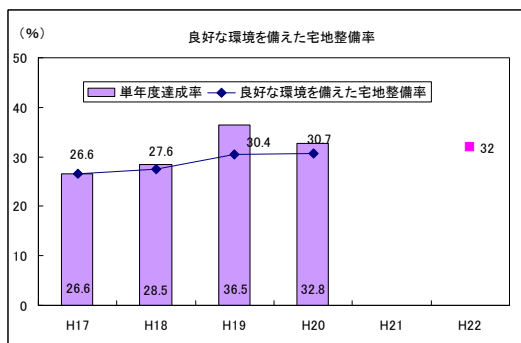
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
—	26.6%	27.6%	30.4%	30.7%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・住宅市街地基盤整備事業による関連公共施設の整備推進
住宅市街地基盤整備事業により、都市居住の再生等に資する良好な居住環境を備えた住宅及び宅地の供給等を促進する。
予算額：547億円(平成20年度国費)

関連する事務事業の概要

- ・都市再生機構による公的宅地供給により、地域のまちづくりと連携しつつ、居住環境のゆとりが確保された良質な住宅地を供給する。
予算額：2,085億円(平成20年度事業費)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度は30.7%と、平成19年度よりも0.3%の伸びを示している。
内訳を見ると、緑被率25%以上の条件を満たす宅地の割合が、他の条件に比べて顕著に低くなっている。

(事務事業の実施状況)

平成16年度より、職住近接に資する良好な住宅及び宅地の供給の促進を目的として住宅市街地基盤整備事業における主要なメニューについて、新規採択の対象地域を三大都市圏等の職住近接エリアに限定。平成17、18年度も引き続き、地区計画等を策定した地区等に限定して新規採択。平成19年度からは①～④の全ての条件を満たす地区を重点的に支援。

課題の特定と今後の取組みの方向性

順調な成果を示していることからA-2と評価した。

引き続き、継続団地において①～④の条件を全て満たした団地への重点化を実施し、良好な環境を備えた宅地供給を推進していくことが必要である。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・水資源局土地政策課(課長 大野 雄一)
関係課：住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 岡崎 敦夫)

業績指標 65

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

評価

A-2	目標値：7,000ha（平成23年度） 実績値：3,234ha（平成20年度） 初期値：1,430ha（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

(目標設定の考え方・根拠)

過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方自治体、都市再生機構（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）「大規模地震や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する。（第3章2.）
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる学校をはじめとする公共施設や住宅等の耐震化、密集市街地の整備等を進める。（第4章4.）
- ・住生活基本計画（平成18年9月19日）大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第2章）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。（第4章5.）

【閣決（重点）】

なし

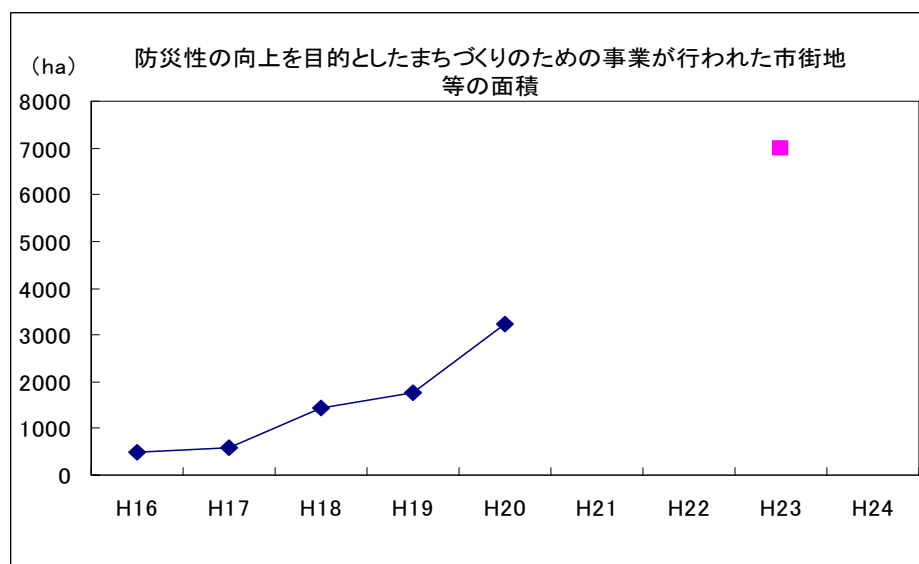
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	H23
474ha	585ha	1430ha	1750ha	3234ha	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①都市防災総合推進事業の推進。
密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。
予算額：25億円（平成20年度）
- ②防災公園街区整備事業の推進
都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。
- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、平成20年度末までに3,234haの防災性能の向上が図られており、ほぼ当初の整備予定量通りであることから、目標達成に向けて順調に進捗していると言える。

（事務事業の実施状況）

都市防災総合推進事業により、防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、順調に進捗している。
- ・目標達成に向けて、防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する現在の施策を継続していくことから、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）
都市・地域整備局都市・地域安全課都市・地域防災対策推進室（室長 柳生 勇）
関係課：都市・地域整備局都市計画課（課長 樺島 徹）
都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市・地域整備局街路交通施設課（課長 松井 直人）
都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

業績指標 66

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評価

A-1	目標値：約35%（平成24年度） 実績値：約26%（平成20年度） 初期値：約25%（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

人口20万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」が整備され、地域の避難・防災の拠点となる面積10ha以上のオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

（目標設定の考え方・根拠）

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえつつ、地方公共団体の防災拠点、避難地の整備予定量から、平成24年度の目標値約35%を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月27日）「国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするよう努めます。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

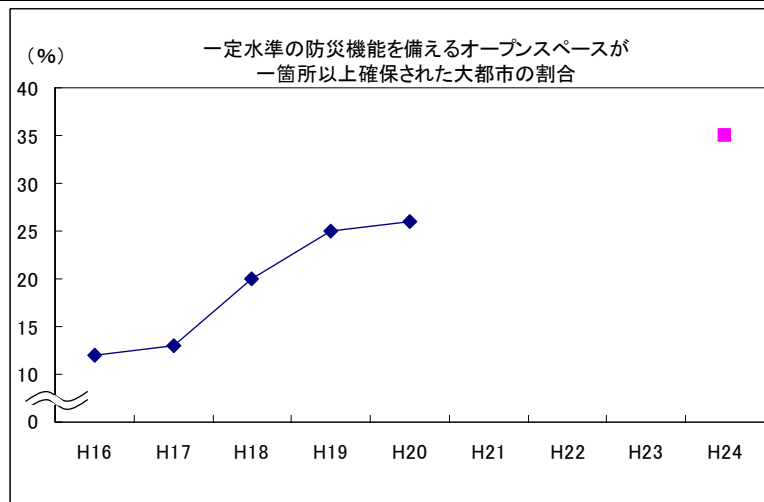
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
約12%	約13%	約20%	約25%	約26%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 防災公園の整備 (◎)
災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。
予算額：都市公園防災事業費補助 約273億円の内数（平成20年度国費）
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- 防災公園となる国営公園の整備
災害時の避難地や防災拠点となる国営公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の実績値は約26%となるが、平成21年度に都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設することにより、今後の実績値の急上昇が見込まれることから、目標値の達成に向けて順調に推移しているといえる。

(事務事業の実施状況)

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は約26%となるが、平成21年度に都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設することにより、今後の実績値の急上昇が見込まれることから、目標値の達成に向けて順調に推移しているといえる。
- ・都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、平成21年度は都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していくことから、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、市街地の防災性に係る対策が遅れている地方公共団体について、緊急かつ計画的に都市公園の防災機能の向上を推進する。

(平成22年度以降)

防災公園等機能強化推進事業及び防災公園・市街地一体整備事業を廃止し、効果の高い事業への重点化を図る。

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課(課長 小林 昭)

業績指標 67

下水道による都市浸水対策達成率 (①全体、②重点地区)

評価

①C-1 ②C-1	目標値：①約55% ②約60% (平成24年度) 実績値：①約48% ②約20% (平成19年度) 初期値：①約48% ②約20% (平成19年度)
--------------	--

(指標の定義)

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、商業・業務集積地区等の重点地区は10年に1回程度、浸水のおそれのあるその他の地区は5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の割合。

- ①全体 (分母) 都市浸水対策を実施すべき区域の数
(分子) 5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の数
- ②重点地区 (分母) 都市浸水対策を実施すべき区域のうち、商業・業務集積地区等の重点地区の数
(分子) 10年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の数

(目標設定の考え方・根拠)

重点地区については今後10年間で完了することを前提に未整備地区の約半分を5年間で整備、その他の地区については実施予定の整備量により、目標値を設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」(第4章5.)

【閣決(重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第5章に記載あり」

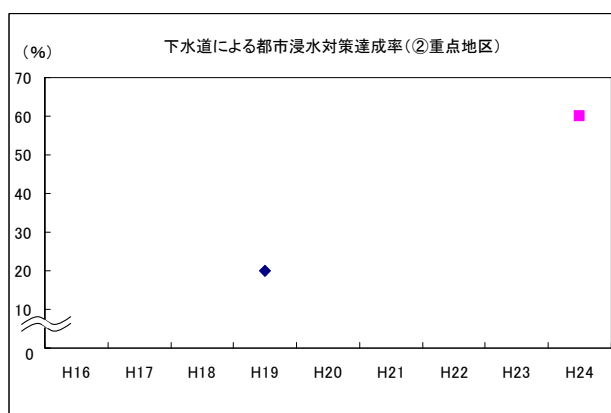
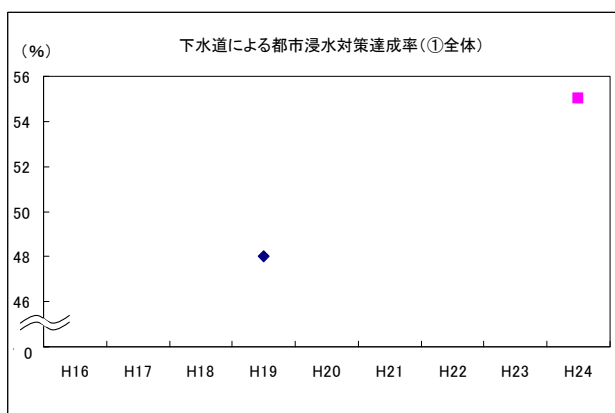
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
①-	①-	①-	①約48%	①-	
②-	②-	②-	②約20%	②-	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道による雨水対策施設の整備の推進 (◎)

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6,620億円の内数 (平成20年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・下水道による都市浸水対策達成率(①全体、②重点地区)は、平成20年度より設定した業績指標であるため、その動向については判断できない。見直し前の定義による平成19年度の実績値は54%であり、目標を達成している。また、平成20年度においては「雨に強い都市づくり支援事業」を創設する等、新たな取組みを行っていることから、順調な進捗が見込まれる。
- ・今後とも継続的に指標値の向上を図るためには、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として内水被害が頻発している。また、被害内容の現況を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、都市化の進展や集中豪雨の多発により、被害額は減少しておらず、関係者の連携を図った取組みが必要である。

(事務事業の実施状況)

- ・地下空間利用が高度に発達している地区等において、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図るため、平成18年度に創設した下水道総合浸水対策緊急事業により、ハード・ソフト・自助を組み合わせた総合的な対策を推進した。
- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成20年に「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改訂するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・下水道による都市浸水対策達成率(①全体、②重点地区)は平成20年度より定義の見直しを行った業績指標であるため、その進捗については判断できないが、さらなる進捗に向けて、平成21年度より、地方公共団体、関係住民等が一体となって、貯留浸透施設等の流出抑制対策、内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を行う「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設する等、新たな取組みを行っていくことからC-1と評価した。
- ・近年の集中豪雨の増加などに起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力に限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し状況

(平成21年度)

- ・地方公共団体、関係住民等が一体となって、貯留浸透施設等の流出抑制対策に加え、内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を推進するため、平成21年度に下水道浸水被害軽減総合事業を創設する。

(平成22年度以降)

- ・下水道浸水被害軽減総合事業、雨に強い都市づくり支援事業を統合し、効率的、総合的な浸水対策を推進する予定である。

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

業績指標 68

地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合

評 価

A-1	目標値：概ね10割（平成23年度） 実績値：約35%（平成19年度） 初期値：約35%（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後10年以内に最低限の安全性を確保すること（※）が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地（全国約8,000ha）〔分母〕の中で、最低限の安全性が確保される市街地〔分子〕の割合。

（※）地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することがなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないことをいい、市街地の燃えにくさを表す指標である不燃領域率で40%以上を確保すること等をいう。不燃領域率とは、市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

都市再生プロジェクト（第3次決定）において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地（全国で約8,000ha）を対象に重点整備し、平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされている。さらに、同プロジェクト（第12次決定）では、整備・改善速度の加速化が必要とされている。これらの決定を踏まえて、目標を設定した。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- 第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- 第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

【閣議決定】

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する。（第3章2.）
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる学校をはじめとする公共施設や住宅等の耐震化、密集市街地の整備等を進める。（第4章4.）
- 住生活基本計画（平成18年9月19日）大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第2章）
- 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。（第4章5.）

【閣決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

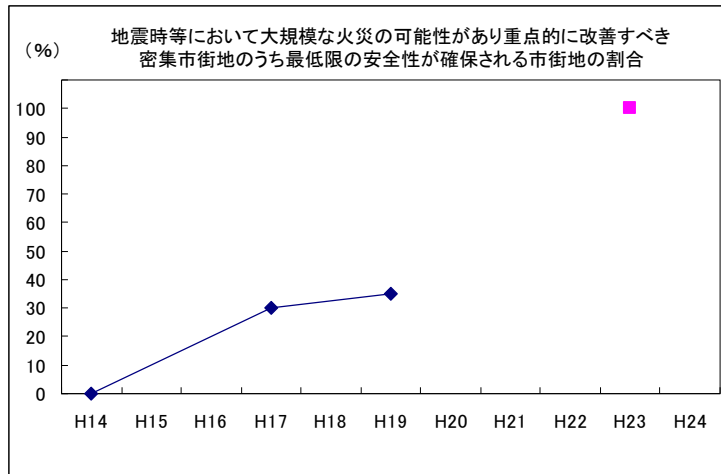
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	28.8%	—	約35%	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、各種制度の充実等を行う。(◎)
 - ・住宅市街地総合整備事業により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る。
(予算額：336億円(平成20年度国費))
 - ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る。
(予算額：地域住宅交付金1,930億円の内数(平成20年度国費))
 - ・都市防災総合推進事業により、地区公共施設の整備、建築物の不燃化等を図る。
(予算額：25億円(平成20年度国費))
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税) 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
 - ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置(固定資産税) 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
 - ・認定建替計画に係る土地等を取得した場合の特例措置(不動産取得税) 認定建替計画に係る土地等を取得した場合に、当該土地等の取得に係る不動産取得税について、当該土地の5分の1に相当する額を課税標準から控除する。
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

特に大火の可能性の高い危険な密集市街地の最低限の安全性の確保については、平成19年度末までに約35%進捗している。

(事務事業の実施状況)

- 住宅市街地総合整備事業において、密集市街地整備の一層の促進のため、NPO等が実施する普及啓発活動等について、整備計画承認前において補助対象とするとともに、老朽建築物の建替え事業の補助に関わる手続きを簡素化した。
- 平成19年度に実施した政策アセスメント(平成20年度概算予算要求)である「密集市街地の整備促進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の拡充)」について、平成20年度の実績値は集計中であるが、当該年度においては、172地区で助成を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。以上からA-1と評価した。
- なお、当該指標については平成14年度において平成19年度までに約3割の目標値を設定しており、目標については概ね達成されているが、重点密集市街地の整備改善については、都市再生プロジェクト第3次決定(平成13年12月都市再生本部決定)において、平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされており、同第12次決定(平成19年1月)においても取り組みを加速化する旨再度プロジェクト決定される等、重要な課題である。このため、今後も取組みをよりスピードアップしていく必要があることから、引き続き、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進するために、平成19年度において平成23年度までに概ね10割の目標値を新たに設定し、指標を継続している。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

住宅市街地総合整備事業について、共同建替えの敷地面積要件を緩和するとともに、組合等が実施する防災街区整備事業における道路等の公共施設整備について、補助率を引き上げる等の拡充を行う。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局都市・地域安全課(課長 高橋 忍)
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(室長 伊藤 明子)
住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 岡崎 敦夫)

関係課：都市・地域整備局都市計画課(課長 樺島 徹)
都市・地域整備局市街地整備課(課長 望月 明彦)
都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)
都市・地域整備局公園緑地・景観課(課長 小林 昭)
都市・地域整備局まちづくり推進課(課長 栗田 卓也)
住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 瀬口 芳広)
住宅局市街地建築課(課長 井上 勝徳)

業績指標 69

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

評価

A-1	目標値：約 40% (平成 24 年度) 実績値：約 3% (平成 20 年度) 初期値：約 1% (平成 19 年度)
-----	--

(指標の定義)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する約 125 の地方公共団体 (分母) のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供した地方公共団体 (分子) の割合

<分母>地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体の数(125)
 <分子>宅地ハザードマップを作成・公表した地方公共団体の数

(目標設定の考え方・根拠)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、今後の事業計画を考慮して設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 住生活基本計画 (平成 18 年 9 月 19 日) 大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の起案施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。(第 2 章)

【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章に記載あり」

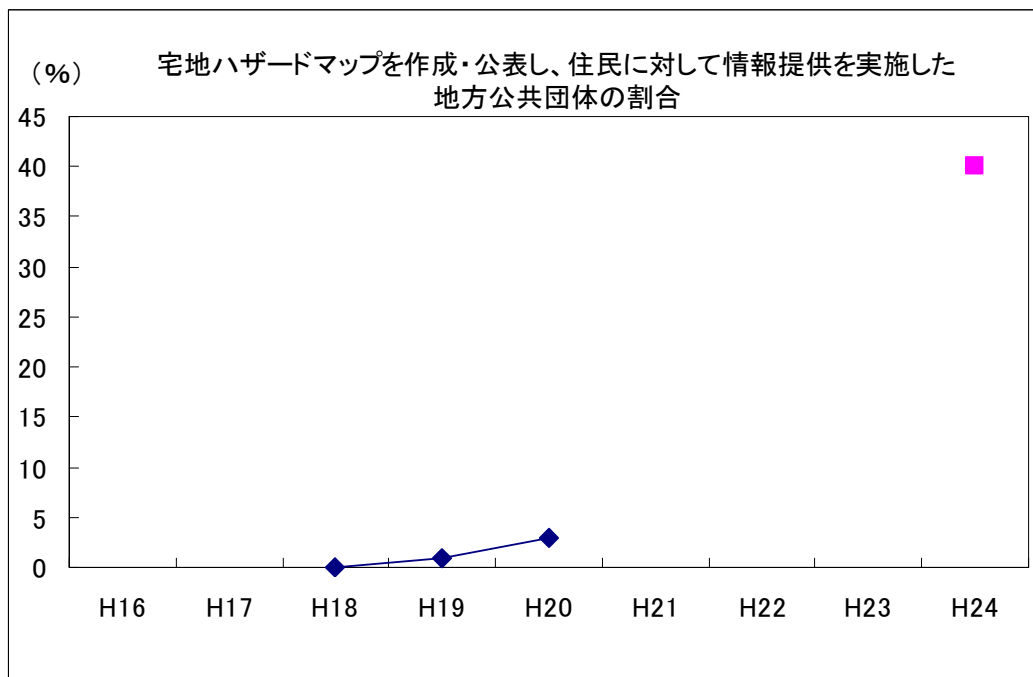
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	0%	1%	3%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○宅地耐震化推進事業

地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（宅地ハザードマップ作成）を行い、住民への情報提供を図る等。

予算額 3億円（平成20年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・ 宅地ハザードマップを作成・公表している地方公共団体は、平成20年度で3%であり、現在実施中や新規に着手する地方公共団体の数を考慮すると、目標については概ね達成される見込み。

（事務事業の実施状況）

・ 平成20年度までに21の地方公共団体が変動予測調査を実施。また、平成19年7月の新潟県中越沖地震において被災した新潟県柏崎市山本団地地区に対して滑動崩落防止工事を実施し、完了。平成20年9月には宅地耐震化推進事業に関する関係機関連絡調整会議を開催し、関係機関における情報提供や情報共有を図り、宅地の耐震化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・ 宅地の耐震化に向けて、今後更なる施策の推進が必要であることから、地方公共団体等との連絡調整会議を引き続き実施する。また、宅地所有者への普及啓発や合意形成に関する手法について検討を行うこととし、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

宅地所有者に対する適切な情報提供等を通じた変動予測調査や滑動崩落防止工事の合意形成が促進されるための手法の検討を行い、宅地耐震化の推進を図る。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市・地域整備局都市・地域安全課 都市・地域防災対策推進室（室長 柳生 勇）

業績指標 70

防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率

評価

C-1	目標値：約56%（平成24年度） 実績値：約27%（平成19年度） 初期値：約27%（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよのうち、耐震化もしくは計画的な減災対策が行われている割合。
 (分母) 防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよの延長
 (分子) 耐震化もしくは計画的な減災対策が完了している下水管きよの延長

(目標設定の考え方・根拠)

防災拠点・避難地と終末処理場を結ぶ下水管きよの延長のうち、政令指定都市及び県庁所在都市においては耐震化もしくは計画的な減災対策を100%実施することとし、その他の都市については実施予定の整備量により、目標値を設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第4章5.）

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

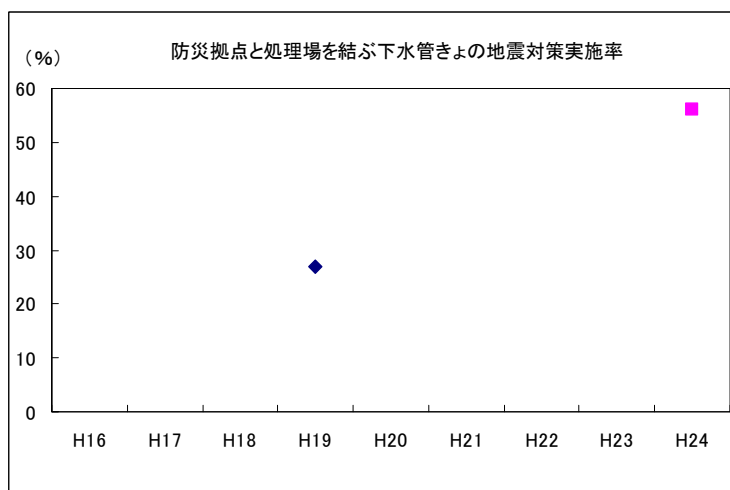
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	約27%	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6,620億円の内数（平成20年度国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率は平成20年度より設定した業績指標であるため、その動向については判断できない。
- ・平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業においては、地震対策に取り組む地方公共団体は計画期間5年以内の「下水道地震対策緊急整備計画」を策定し、地震対策を推進しており、地震対策実施率の上昇が見込まれる。
- ・防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率は27%（平成19年度）に過ぎず、引き続き重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」に加えて、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ合わせた総合的な地震対策を推進する必要がある。

(事務事業の実施状況)

- ・地震対策に取り組む必要性の高い地域において、地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化を緊急かつ重点的に促進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進めるため、平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業により、ハード・ソフトを組み合わせ合わせた総合的な地震対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率は、平成20年度より設定した業績指標であるため、その進捗については判断できない。平成21年度より、D I D地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性が高い地区を対象として、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ合わせた総合的な地震対策を推進する「下水道総合地震対策事業」を創設する等、新たな取組みを行っていくことからC-1と評価した。
- ・下水道総合地震対策事業等により「防災」と「減災」を組み合わせ合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、下水道事業における事業継続計画（BCP）の策定や応急復旧対策のために必要な資機材の導入等を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・D I D地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性が高い地区を対象として、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ合わせた総合的な地震対策を推進するため、平成21年度に下水道総合地震対策事業を創設する。

(平成22年度以降)

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市・地域整備局下水道部下水道事業課（課長 岡久 宏史）

業績指標 7 1

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（内水）

評 価

B-1	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約9%（平成20年度） 初期値：約6%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

分母：地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区、または、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村数

分子：内水ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等（※）を実施した市町村数

※防災訓練等：内水ハザードマップを活用した防災訓練（洪水想定での防災訓練時に内水ハザードマップ配布等をしているものも含む）のほか、町内会の集会などでのマップの配布、住民が中心となったマップの普及活動等、積極的にマップの活用を推進するための取組みが行われている場合を含む。

（目標設定の考え方・根拠）

地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区を有する市町村、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村等、全国約550市町村の全てで平成24年度までに内水ハザードマップを作成・公表し防災意識の高揚が図られたものとして設定。

（外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第4章5.）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

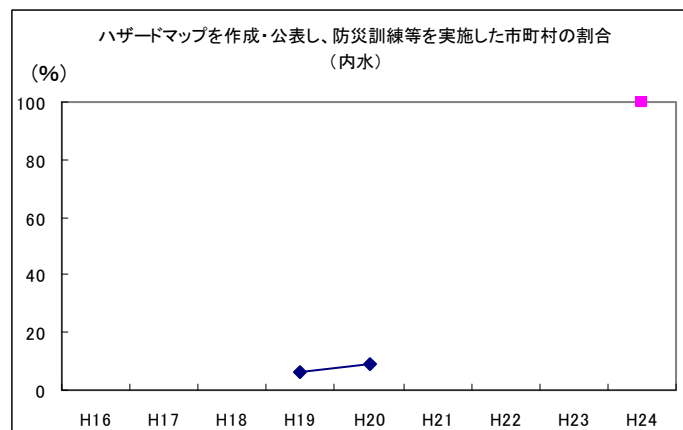
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）	
H15	H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	—	約6%	約9%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道による浸水被害の軽減 (◎)
下水道による浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額 6, 620 億円の内数 (平成20年度国費)
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度の実績値は約9%であり、平成19年度より約3%進捗した。
- ・これまでの実績は平成24年度目標達成に向けた成果を示していないものの、内水ハザードマップの作成・公表を推進するため、平成20年度に「内水ハザードマップ作成の手引き (案)」を改定し、内水ハザードマップを早期に作成できるよう、地域特性等に応じた内水浸水想定手法を追加するとともに、洪水ハザードマップとの連携等について内容の充実を図ったところであり、今後は更に整備率の上昇幅が増える見込みであるため、B-1と評価した。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年に「内水ハザードマップ作成の手引き (案)」を改定するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。
- ・地下空間利用が高度に発達している地区等において、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図るため、平成18年度に創設した下水道総合浸水対策緊急事業により、ハード・ソフト・自助を組み合わせた総合的な対策を推進した。
- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値は達成できないことになるが、平成20年度の「内水ハザードマップ作成の手引き (案)」の改定や平成21年度に創設する「下水道浸水被害軽減総合事業」で内水ハザードマップを作成することとしているため、今後一層の作成、活用の促進が図られるものと思われる。このため、ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合は、平成19年度より約3%の上昇であるが、今後はさらに上昇幅が増加することが見込めるため、B-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・平成20年に作成した手引きの周知徹底や作成の対象としている市町村の内水ハザードマップの作成活用状況を公表するとともに、平成21年度に内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を推進する「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し作成活用等の促進を図る。

(平成22年度以降)

- ・下水道浸水被害軽減総合事業、雨に強い都市づくり支援事業を統合し、内水ハザードマップの策定も含めて、効率的、総合的な浸水対策を推進する予定である。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 都市・地域整備局下水道部流域管理官 (流域管理官 佐々木一英)

業績指標 7 2

下水道施設の長寿命化計画策定率

評 価

C-1	目標値：100%（平成24年度） 実績値：0%（平成19年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している自治体のうち、下水道の有する機能を将来にわたって維持し、管路施設の老朽化等に起因する道路陥没などの事故を未然に防止するとともにライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画を策定した割合。

（分母）平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している地方公共団体数

（分子）長寿命化計画を策定した地方公共団体数

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している全自治体が平成24年度までに長寿命化計画を策定するものとして、現況値との勘案により目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「投資に当たっては、整備状況を踏まえ、既存資本の維持・長寿命化を重視する。」（第3章1.）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

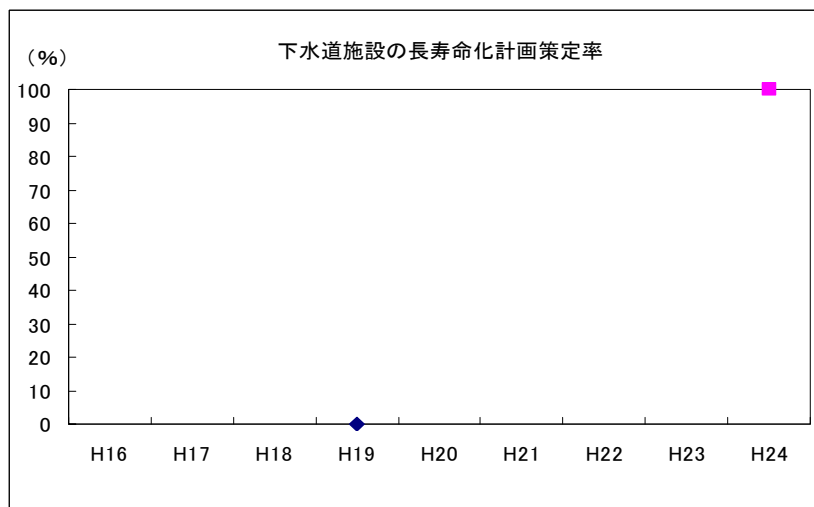
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	0%	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 下水道施設の老朽化対策の推進 (◎)

下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6,620億円の内数（平成20年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・下水道施設の長寿命化計画策定率は平成20年度より設定した業績指標であるため、その動向については判断できない。
- ・下水道施設のライフサイクルコストの最小化を目的とした長寿命化計画の策定や長寿命化計画に基づく計画的な改築を推進するため、平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設する等の取組みを行っており、長寿命化計画策定率の上昇が見込まれる。
- ・下水道整備の進展に伴い、管路延長は約40万km、処理場数は約2,000箇所へのぼるなど施設ストックが増大している。管路施設の老朽化等に起因した道路陥没も増加傾向にあり、平成19年度の発生件数は約4,700箇所へのぼる。道路陥没後の老朽管路の改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなく、コスト的にも不経済となる。
- ・日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するには、計画的な補修などによる予防保全を重視した維持管理や巡視や点検など日常管理の充実を図るなど、発生対応型から予防保全型の維持管理へ転換する必要があるため、引き続き下水道施設の計画的な長寿命化対策を推進する必要がある。

（事務事業の実施状況）

- ・平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設し、ライフサイクルコストの最小化を目的とした下水道長寿命化計画の策定や長寿命化対策を含めた計画的な改築を補助対象とすることにより、限られた財源の中で下水道施設の計画的な維持管理を推進した。
- ・平成20年に「下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方（案）」及び「下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）」をとりまとめ、下水道事業における新規整備、維持管理、延命化、改築更新までの一体的な最適化を図るストックマネジメントの促進を図った。
- ・平成20年9月に「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き（案）」及び「管きょ更生工法の耐震設計の考え方（案）」と計算例を公表し、下水管きょの改築・修繕工事において採用されている更生工法に関する統一的な評価、施工管理技術等を示すことによる適切な工法の選択、品質確保等の促進を図り、下水管きょの適切な改築・修繕を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・下水道施設の長寿命化計画策定率は、平成20年度より設定した業績指標であるため、その進捗については判断できない。平成20年度に創設した「下水道長寿命化支援制度」を推進することとし、C-1と評価した。
- ・厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた下水道施設の計画的な改築を引き続き推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・「下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）」の改訂版をとりまとめ、下水道長寿命化支援制度の円滑な運営を図る。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市・地域整備局下水道部下水道事業課（課長 岡久 宏史）

業績指標 73

多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)

評価

①建築物 A-1	目標値：90% (平成27年度) 実績値：75% (平成15年度) 初期値：75% (平成15年度)
②住宅 A-1	目標値：90% (平成27年度) 実績値：約79% (平成19年度) 初期値：75% (平成15年度)

(指標の定義)

①多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率(A/B)

※ A：Bのうち耐震性を有するもの(新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの)の数

B：多数の者が利用する一定の建築物(特定建築物)の総数

- ・「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。
- ・「特定建築物」とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条に規定されている、現行の耐震基準を満たしていない多数の者が利用する一定の用途・規模の建築物」をいう。

②住宅の耐震化率(A/B)

※ A：Bのうち耐震性を有するもの(新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの)の数

B：住宅の総数

- ・「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。
- 平成15年の住宅の耐震化率は、平成15年の住宅・土地統計調査をもとに推計されているが、同調査の実施は5年毎であるため、本フォローアップにおいては、建築統計年報等から、平成19年時点の住宅の耐震化率を推計した。

このため、今後公表される平成20年の住宅・土地統計調査をもとに推計した場合には、データや推計方法の違いなどから、本フォローアップの推計結果とは異なる数字となる可能性がある。なお、平成20年の住宅・土地統計調査の速報集計結果を用いた推計が可能となるのは平成21年秋頃、確定集計結果を用いた推計が可能となるのは平成22年春頃と見込まれている。

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 統計データ等から推計される特定建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。
- ② 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。

(外部要因)

目的達成には、建築物の耐震改修・古い建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
- ・住生活基本計画(全国計画)(平成18年9月19日)大規模な地震や犯罪の危険性に備え、国民の安全・安心を実現するため、耐震診断・耐震改修を促進するとともに、住宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。(第2)

【閣決(重点)】

なし

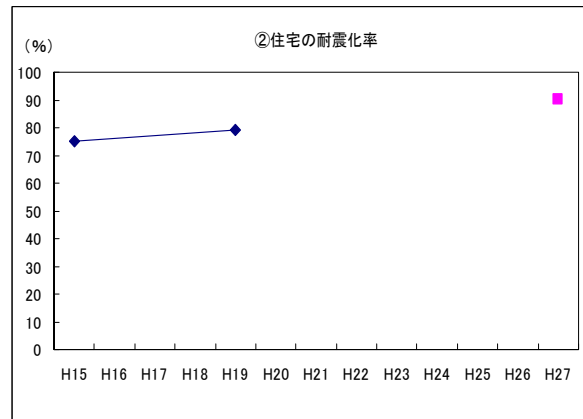
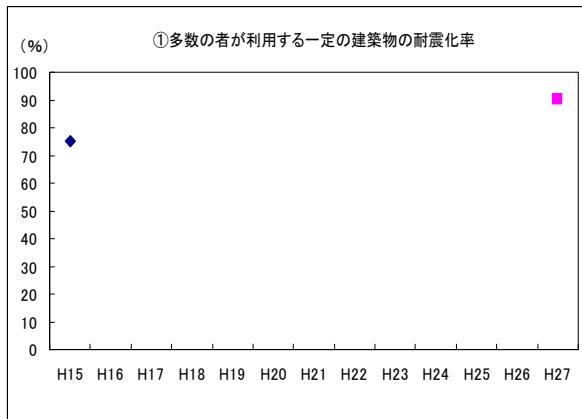
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
①	7 5 %	—	—	—	—	—
②	7 5 %	—	—	—	7 9 %	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

主な施策の概要

○ 建築物の耐震化の促進

- 住宅・建築物耐震改修等事業により、特定建築物の耐震化を促進する。
予算額：住宅・建築物耐震改修等事業230億円（H20年度第二次補正予算後国費）
- 事業者が、事業の用に供する特定建築物について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修工事費の10%の特別償却ができる措置を講じている。
- 耐震化の促進のための会議等を開催する。
- 耐震診断・改修支援制度の普及のための説明会を開催する。

○ 住宅の耐震化の促進

- 住宅・建築物耐震改修等事業等により、住宅の耐震化を促進する。
予算額：住宅・建築物耐震改修等事業230億円（H20年度第二次補正予算後国費）
地域住宅交付金1,930億円の内数（H20年度国費）
- 一定区域内において住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の10%相当額（20万円を限度）を所得税額から控除するとともに、固定資産税を一定期間1/2に減額する措置を講じている。
- 耐震化の促進のための会議等を開催する。
- 耐震診断・改修支援制度の普及のための説明会を開催する。

○ 耐震改修促進法の的確な運用

地方公共団体に対し耐震改修促進計画の策定による計画的な取組を要請するなど、耐震改修促進法の的確な運用を図り、住宅の耐震改修を促進する。

○ 防災拠点となる官庁施設の整備の推進

災害応急対策活動に必要な国の官庁施設について、大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう整備を推進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

建築物の耐震化については、国費補助による耐震診断・改修の実績状況等から、概ね目標達成できるものと想定され順調であるが、更なる促進が必要である。また、住宅の耐震化についても、住宅・土地統計調査（5年ごとの集計）から状況の把握を行っているが、平成10～15年度のトレンドから勘案すると目標を達成できるものと想定され順調である。

一方、平成19年に能登半島地震、中越沖地震、平成20年に岩手・宮城内陸地震が発生し、また、東南海・南海地震等の大規模地震の危険性が指摘されているなど、いつどこで地震が発生してもおかしくない状況にあり、今後更なる施策を進めていく必要がある。

(事務事業の実施状況)

①建築物の耐震化

- ・ 特定建築物の耐震化を促進するため、以下の通り制度の拡充を行った。
 - －平成20年度当初予算において、重要な避難所等の耐震改修について助成の拡充を行った。
 - －平成20年度第二次補正予算において、緊急輸送道路沿道の建築物に係る地域要件（D I D地区等内）を撤廃した。等
- ・ 事業者が、事業の用に供する特定建築物について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修工事費の10%の特別償却ができる措置を講じることで、特定建築物の耐震化を促進した。

②住宅の耐震化

- ・ 住宅の耐震化を促進するため、以下の通り制度の拡充を行った。
 - －平成20年度当初予算において、収入分位40%以下の世帯の住宅の耐震改修について、地域要件（密集市街地内等）および建物要件の撤廃及び助成の拡充を行った。
 - －平成20年度第二次補正予算において、危険性の高い住宅等について補助制度の拡充、地域住宅交付金の基幹事業への位置付け等を行った。等
- ・ 一定区域内において住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の10%相当額（20万円を限度）を所得税額から控除するとともに、固定資産税を一定期間1/2に減額する措置を講じることで、住宅の耐震化を促進した。

①②共通

- ・ 耐震化の促進のための会議等を開催した。
- ・ 耐震診断・改修支援制度の普及のための説明会を開催した。
- ・ 地方公共団体に対し耐震改修促進計画の策定による計画的な取組を要請するなど、耐震改修促進法の的確な運用を図り、住宅の耐震改修を促進した。

○防災拠点となる官庁施設の整備の推進

- ・ 平成20年度予算において災害応急活動に必要な官庁施設の耐震化を推進するとともに、補正予算を計上し、官庁施設の耐震対策の事業の円滑な執行を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

建築物の耐震化については、国費補助による耐震診断・改修の実績状況等から、概ね目標達成できるものと想定されるが、更なる促進が必要である。更に、全都道府県で耐震改修促進計画を策定し、市区町村においても平成20年度末までに概ね66%の市区町村で策定するなど、地方公共団体の計画的取組みが促進されたと判断できるため、A-1とした。

住宅の耐震化については、平成19年度の実績値から勘案すると、平成27年度の目標は概ね達成できると想定され、更に、全都道府県で耐震改修促進計画を策定し、市区町村においても平成20年度末までに概ね66%の市区町村で策定するなど、地方公共団体の計画的取組みが促進されたと判断できるため、A-1とした。

住宅・建築物耐震改修等事業による補助を受けるためには、地方公共団体による補助制度の整備が不可欠であるため、地方公共団体に対し引続き補助制度の整備を要請していく。

防災活動拠点となる、学校、病院、庁舎など公共建築物における耐震化を引き続き推進するとともに、所有者等の意識を啓発すべく耐震診断・耐震改修の必要性や支援制度について普及広報を図っていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業として再編し、制度拡充を行う。
- ・ 住宅の耐震改修を促進するため、住宅に係る耐震改修促進税制（所得税）について、適用期限を5年延長するとともに、適用対象区域の拡充等を行う。
- ・ 事業者が、事業の用に供する特定建築物について、耐震改修工事費の10%の特別償却ができる措置の2年延長等を行う。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）
大臣官房官庁営繕部計画課（課長 鬼沢 浩志）
関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 伊藤 明子）
住宅局住宅総合整備課（課長 本東 信）
大臣官房官庁営繕部整備課（課長 鈴木 千輝）
大臣官房官庁営繕部設備・環境課（課長 水落 雅之）

○安 全

政策目標 4

水害等災害による被害の軽減

施策目標 1 2

水害・土砂災害の防止・減災を推進する

洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を実施する。これらのハード対策、ソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。

業績指標

7 4	洪水による氾濫から守られる区域の割合
7 5	中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数
7 6	土砂災害から保全される人口
7 7	土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数
7 8	土砂災害特別警戒区域指定率
7 9	地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（河川）
8 0	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（洪水）
8 1	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（土砂）
8 2	高度な防災情報基盤を整備した水系の割合
8 3	リアルタイム火山ハザードマップ整備率
8 4	近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数
8 5	河川管理施設の長寿命化率
8 6	総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（河川）
8 7	河川の流量不足解消指数
8 8	建設機械等調達支援ネットワークに登録する民間団体等の数

【評価結果の概要】

（必要性）

わが国は、災害に対し脆弱な国土条件にあるとともに、近年の地震の頻発に加え、活発な前線活動や台風により毎年のように水害・土砂災害が発生している。

また、東南海・南海地震を代表する大規模地震発生 of 切迫性や大規模な火山噴火の指摘とともに、地球温暖化に伴う気候変化の影響による大雨の増加・激化が予測されており、水害や土砂災害等の自然災害リスクの増大が懸念されている為、当該施策を着実に実施していく必要がある。

（有効性）

水害・土砂災害の防止・減災対策としては、河川事業や砂防事業、下水道事業によるハード整備を着実に実施し、災害の予防や再度災害の防止を徹底するとともに、耐用年数を迎える施設について適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図った。あわせて、ハザードマップの作成と、それを活用した防災訓練の実施や、浸水深・避難場所をまちなかに提示するなど災害関連情報を充実させる取組、土砂災害特別警戒区域等の指定による土地利用規制などのソフト対策により、円滑・迅速な避難の支援や災害に遭いにくい土地利用への転換を図るなど、災害に強い地域づくりを実現する取組を進めた結果、各業績指標の実績値は目標値の達成に向けて着実に進捗しており、当該施策を達成するための各事務事業が有効であると評価できる。

（効率性）

災害は発生後、その復旧・復興や新たな対策工等に膨大な費用がかかることから、災害を未然に防止する対策や再度災害防止を徹底するための整備を着実に推進することが相対的に費用を少なくすることができ、効率的である。また、効果の高い事業への投資の重点化や、ハード整備と一体となったソフト対策の実施による施設の機能のより効果的な発揮、及び被害に遭いにくい土地利用・住まい方への転換を図る施策も、被害を最小化する減災対策として効果が高い。

当該施策を達成するための各事務事業は、これらをあわせた総合的な対策を実施しており、効率的であると評価できる。

（総合的評価）

水害・土砂災害の防止・減災を推進するための具体的措置として、河川事業や砂防事業、下水道事業を実施してきたところ。それらの効果は着実に発揮され、業績指標の実績値は目標値の達成に向けて順調に推移しているが、一部の指標では目標値の達成に向けたトレンドより下回っているものもある。今後とも、目標値の達成に向けて、より効果の高い事業や対策への重点化や規制・税制等を含めたソフト対策との一体的な実施を図り、より効果的・効率的な対策を推進する必要がある。

（反映の方向性）

- ・ 「総合的な水害対策」（H20、21）に関する政策レビューの実施
- ・ 「総合流域防災事業（洪水流下能力阻害部緊急解消事業）」を拡充
- ・ 「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設
- ・ 効果の高い箇所を重点化に実施

業績指標 7 4

洪水による氾濫から守られる区域の割合

評 価

A-2	目標値：約 64% (平成 24 年度) 実績値：約 61% (61.0%) (平成 20 年度) 初期値：約 61% (60.9%) (平成 19 年度)
-----	--

(指標の定義)

大河川においては 30 年～40 年に 1 度程度、中小河川においては 5 年～10 年に 1 度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫の防御が必要な区域に対し、防御されている区域の割合

洪水による氾濫から守られる区域の割合 = ① / ②

① 防御されている区域

② 洪水の氾濫の防御が必要な区域

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には 100% を目指す。

平成 19 年度までに実施予定の事業及び過去の事業の完了状況から設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体 補助事業を所管)

(重要施策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日) 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」 (第 4 章 5)

【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 5 章に記載あり」

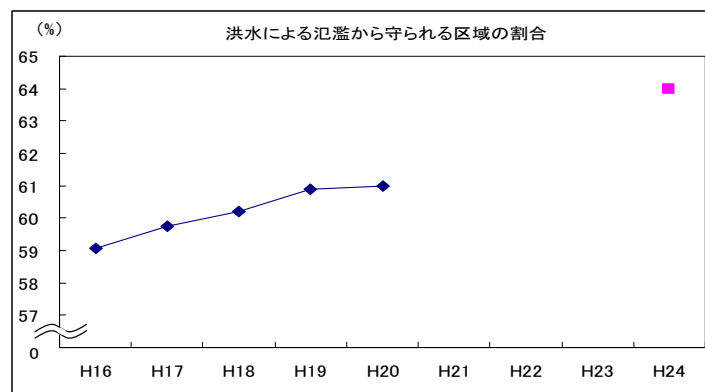
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
約 59% (59.1%)	約 60% (59.7%)	約 60% (60.2%)	約 61% (60.9%)	約 61% (61.0%)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

洪水による氾濫被害から守られるための河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備 (◎) 堤防等整備やダム等洪水調節施設の整備、砂防えん堤等の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。

予算額：事業費 13,367 億円の内数 (平成 20 年度)

○ 本指標と税制との関係

① 雨水貯留浸透施設に係る特例措置 (所得税、法人税)

(特例の概要) 都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留・利用浸透施設に係る割増償却 (5 年

<p>間 10%)</p> <p>(減収見込額) 約 59 百万円 (平成 20 年度)</p> <p>②河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る課税標準の特例措置 (不動産取得税)</p> <p>(特例の概要) 河川立体区域制度による河川整備で、河川立体区域指定後、2 年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除</p> <p>(減収見込額) 約 5.4 百万円 (平成 20 年度)</p> <p>③特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置 (固定資産税)</p> <p>(特例の概要) 特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を 1/2 に軽減</p> <p>(減収見込額) 約 7 百万円 (平成 20 年度)</p> <p>④高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る特例 (不動産取得税)</p> <p>(特例の概要) 高規格堤防工事完了 (高規格堤防特別区域公示) 後、2 年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除</p> <p>(減収見込額) 約 3 百万円 (平成 20 年度)</p> <p>⑤河川工事により改良される橋梁等に係る課税標準の特例 (固定資産税)</p> <p>(特例の概要) 公共用水域に係る事業の施行により必要となった、鉄軌道の橋梁の新設又は改良、トンネルの新設により敷設された線路設備又は電路設備に対する課税標準の特例措置</p> <p>(最初の 5 年間 1/6、その後の 5 年間 1/3)</p> <p>(減収見込額) 約 481 百万円 (平成 20 年度)</p> <p>(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。</p>
--

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

<p>(指標の動向)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度の実績値については 61.0% である。 「洪水による氾濫から守られる区域の割合」等の指標値の向上のためには、河川、ダム、砂防設備等の整備を行う必要があるが、これらは計画から完成までには長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備も必要である。 <p>(事務事業の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果の早期発現を目指し、本体工事中のダム等への重点投資を行っている。また、平成 15 年度からは治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間などについて、その事業区間・期間などを設定・公表し、重点投資を行う短期集中型事業を実施している。また、洪水の安全な流下を妨げるボトルネック橋梁の解消を図るため、平成 14 年度からは従来の鉄道橋緊急対策事業の対象として新たに道路橋を追加した。

課題の特定と今後の取組の方向性

<ul style="list-style-type: none"> 実績値については平成 20 年度に約 61% となり指標については、着実に進捗している。今後も財政状況が厳しくなる見込みの中、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があることから A-2 と評価した。 地球温暖化に伴う水災害リスクの増大への懸念や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。 財政状況が厳しくなる見込みの中、今後もコスト削減を図りながら、本体工事中のダムや水害が頻発している地域での河川改修に重点的・集中的な投資を行うとともに、箇所数を厳密に管理し、計画的・効率的な施設整備を図る。 ダム事業については、貯水容量の効率的な再配分による既存ダムの有効活用も含め水需要の必要性等を厳正に吟味して事業を峻別する。
--

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

<p>(平成 21 年度)</p> <p>なし</p> <p>(平成 22 年度以降)</p> <p>なし</p>

担当課等 (担当課長名等)

<p>担当課：河川局河川計画課 (課長 池内 幸司)</p> <p>関係課：河川局治水課 (課長 細見 寛)</p> <p>河川局河川環境課 (課長 中嶋 章雅)</p> <p>河川局砂防部砂防計画課 (課長 南 哲行)</p>
--

業績指標 75

中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数

評価

A-2	目標値：約235万戸（平成24年度） 実績値：約490万戸（平成20年度） 初期値：約525万戸（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

大河川においては30～40年に一度程度、中小河川において5～10年に一度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫防御が必要な県庁所在地等の中枢・拠点機能が存在する地域の床上浸水被害を受ける可能性のある戸数

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には0を目指す。

当指標における目標値については、平成24年度までに実施予定の河川整備により見込まれる成果から設定。

(外部要因)

気候変動、地元の調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体 補助事業を所管）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」（第4章5.）

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載有り」

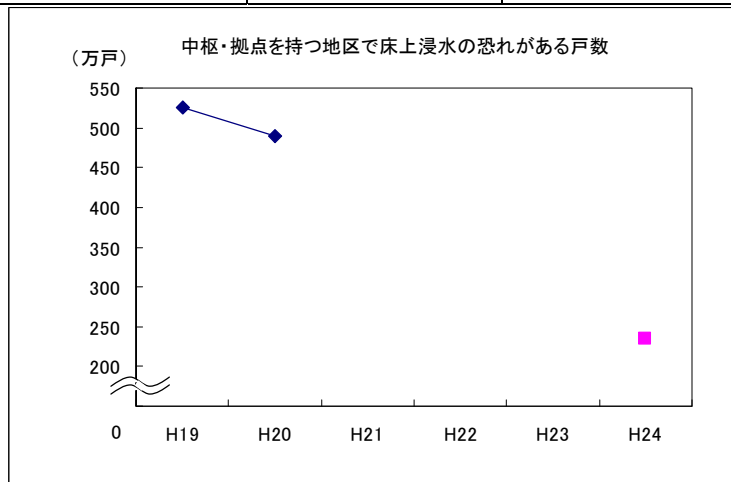
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約525万戸	約490万戸	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備 (◎)
堤防等整備やダム等洪水調節施設の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。

予算額：治水事業費（直轄）6,713億円の内数（平成20年度）

（補助）4,492億円の内数（平成20年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 20 年度の実績値は初年度のため十分な判断ができないが、着実に減少しており、目標の達成に向けて指標は推移している。
- ・「中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数」等の指標値の向上のためには、河川、ダム等の整備を行うことが必要であるが、これらは計画から完成までには長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。
- ・近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として浸水被害が頻発している。また、被害内容を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、生活様式の変化に伴う被害額の増加や少子高齢化に伴う災害時要救助者の増加等が生じているため、関係者の連携を図り効果的な取組を行う必要がある。また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備も必要である。

(事務事業の実施状況)

- ・効果の早期発現を目指し、本体工事中のダム等への重点投資を行っている。また、河川では平成 15 年度からは治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間などについて、その事業区間・期間などを設定・公表し、重点投資を行う短期集中型事業を実施している。また、浸水被害を最小化するため、ハード対策に加えて住民自らの災害対応やこれを支援するソフト対策等を組み合わせた総合的な浸水対策制度を創設する等、平成 20 年度より新たな取組を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は進捗しているが、3 大都市圏が被災すれば国家レベルの社会経済活動に深刻なダメージを受ける。また、地域レベルでも拠点機能が被災すれば大きなダメージを受けるため、本指標の持つ重要性は高い。今後も財政状況が厳しくなる見込みの中、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があることから A-2 と評価した。
- ・近年、集中豪雨の増加など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因する新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、可能な限り早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- ・被災したとしても、国民の生活や社会経済活動に深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、重点的かつ集中的に保全対策の実施を行う。
- ・これまでは、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に 3 河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府））が指定されている。平成 20 年度からは、新たに巴川（静岡県）を加え、河川整備及び下水道整備、流域対策、土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）
河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

業績指標 76

土砂災害から保全される人口

評価

A-2	目標値：約300万人（平成24年度） 実績値：約275万人（平成20年度） 初期値：約270万人（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、土砂災害から保全される人口(万人)

（目標設定の考え方・根拠）

平成18年度の実績値と平成19年度の実績値の差が約6万人（H18：262万人→H19：268万人）であることを踏まえ、今後も同じ傾向で進捗させることを目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等
 開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
 「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
 「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

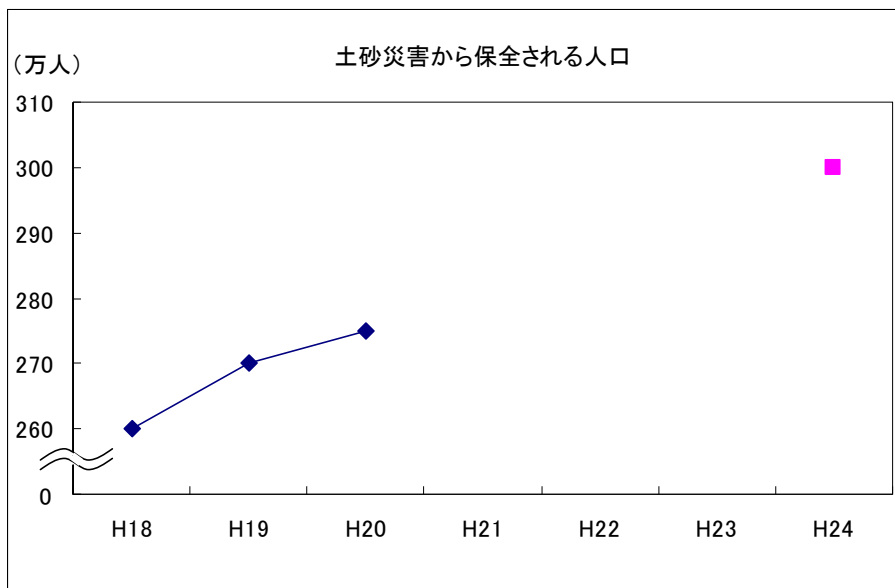
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	約260万人	約270万人	約275万人	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- (予算)
- ① 砂防設備の整備 (◎)
 土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 897 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 971 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ② 地すべり防止施設の整備 (◎)
 人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 83 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 210 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)
 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 615 億円の内数 (平成 20 年度)
- (税制)
- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)
 導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
 - ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)
 砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ・ 平成 20 年度の実績値は約 275 万人であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。
- (事務事業の実施状況)
- ・ 近年大きな災害を受けた地域における適切な対応、災害時要援護者対策等について砂防事業等を重点的に実施しているところであり、特に自力避難が困難な災害時要援護者が 24 時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に実施している。
 - ・ 水害対策や土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的防災対策を推進するため、総合流域防災事業を推進している。
 - ・ ハード・ソフト一体となって効率的に土砂災害対策を実施するため、平成 18, 19 年度に補助事業採択要件を拡充するなど、避難所の保全対策を重点的に実施している。
 - ・ 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づ

く土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。

- ・ 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を策定し、警戒避難体制の整備を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標は当面の目標に向かって順調に推移しており、A-2と評価した。
- ・ 平成20年は、梅雨前線に伴う豪雨や岩手・宮城内陸地震等により、全国で695件の土砂災害が発生するなど、引き続き土砂災害による被害を軽減するため、施設整備を進めていく必要がある。
- ・ 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成20年3月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。
- ・ 国内において大規模な天然ダムが複数形成される事態に備え、平成21年3月に「大規模な河道閉塞（天然ダム）の危機管理に関する検討委員会」から示された提言を元に、天然ダムに対する危機管理を強化する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）

業績指標 77

土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数

評 価

B-2	目標値：約3,500箇所（平成24年度） 実績値：約2,350箇所（平成20年度） 初期値：約2,300箇所（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、24時間災害時要援護者が滞在する施設・防災拠点・近傍に避難場所が無く地域の拠点となる避難場所のうち、土砂災害から保全される施設数。

（目標設定の考え方・根拠）

平成29年度に対象施設について整備を概成（約5,200箇所）させることを目標とする。

平成24年度までに、整備の重点化を図り、5年間で約1,200箇所の整備を目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

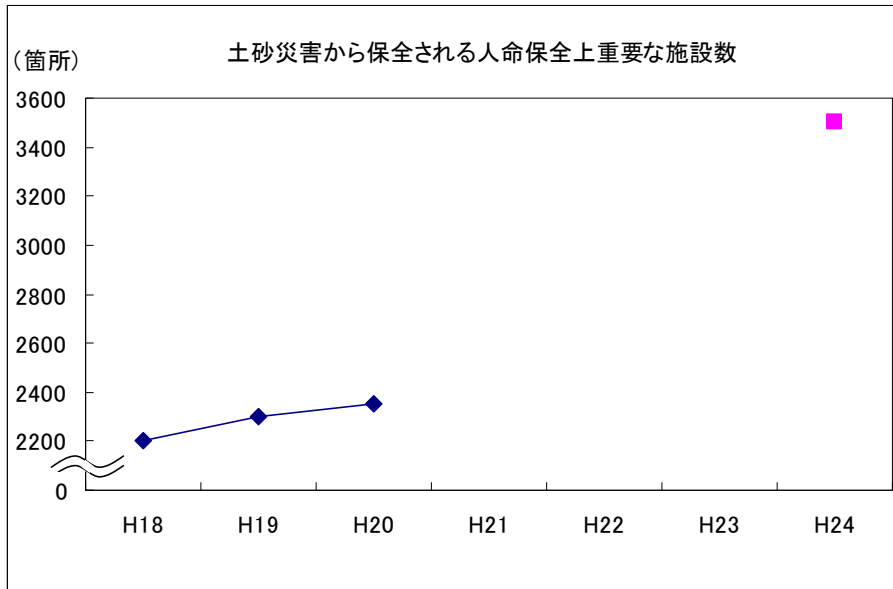
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	約2,200箇所	約2,300箇所	約2,350箇所	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- (予算)
- ① 砂防設備の整備 (◎)
 土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 897 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 971 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ② 地すべり防止施設の整備 (◎)
 人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 83 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 210 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)
 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 615 億円の内数 (平成 20 年度)
- (税制)
- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)
 導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
 - ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)
 砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 20 年度の実績値は約 2,350 箇所であり、着実に進捗しているものの、目標達成に向けて今後より一層の重点化が必要である。

(事務事業の実施状況)

- ・ 近年大きな災害を受けた地域における適切な対応、災害時要援護者対策等について砂防事業等を重点的に実施しているところであり、特に自力避難が困難な災害時要援護者が 24 時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に実施している。
- ・ 水害対策や土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的防災対策を推進するため、総合流域防災事業を推進している。
- ・ ハード・ソフト一体となって効率的に土砂災害対策を実施するため、平成 18, 19 年度に補助事業採択要件を拡充するなど、避難所の保全対策を重点的に実施している。
- ・ 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災

害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成18年9月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。

- ・ 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を策定し、警戒避難体制の整備を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 指標については着実に増加しているが、現在のトレンドでは目標達成が困難である。一方で、本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、今後都道府県に対して、指標の重点化についてより一層の周知を行うこととし、B-2と評価した。
- ・ 平成20年は、梅雨前線に伴う豪雨や岩手・宮城内陸地震等により、全国で695件の土砂災害が発生するなど、引き続き土砂災害による被害を軽減するため、施設整備を進めていく必要がある。
- ・ 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成20年3月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。
- ・ 国内において大規模な天然ダムが複数形成される事態に備え、平成21年3月に「大規模な河道閉塞（天然ダム）の危機管理に関する検討委員会」から示された提言を元に、天然ダムに対する危機管理を強化する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

人命保全上重要な施設を土砂災害から保全するための砂防設備の整備を各都道府県の計画に位置付けるとともに、重点的に実施するよう周知した。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）

業績指標 78

土砂災害特別警戒区域指定率

評価

A-2	目標値：約80%（平成24年度） 実績値：約36%（平成20年度） 初期値：約34%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

土砂災害危険箇所が存在する市町村（1,672市町村）のうち、土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村の割合

土砂災害特別警戒区域指定率＝①／②

①土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村数

②土砂災害危険箇所が存在する市町村数（1,672市町村）

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度の土砂災害特別警戒区域の指定状況は565市町村であり、10年間で実施率100%（1,672市町村）を目指す。

平成24年度については、平成19年度以降指定の促進を図り約80%を目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

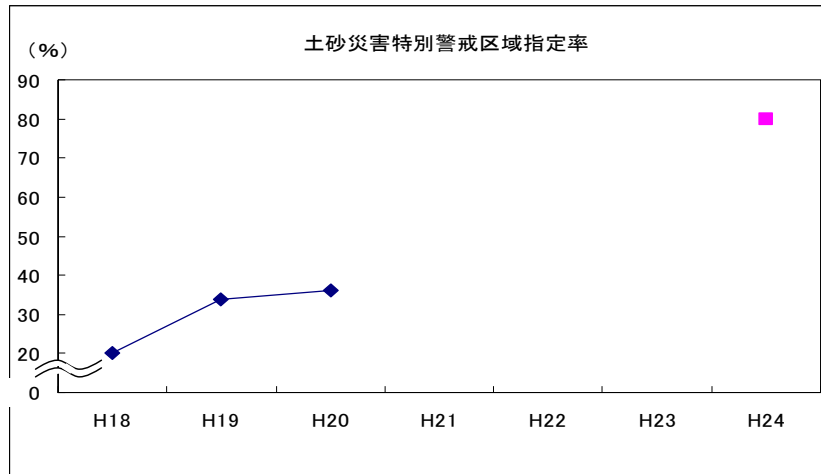
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	約20%	約34%	約36%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

(予算)
 ① 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)
 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 139 億円の内数 (平成 20 年度)

(税制)
 ① 土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制 (不動産取得税)
 土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除することにより、土砂災害から国民の生命を守ることに寄与。
 (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 ・ 平成 20 年度の実績値は約 3.6% であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。

(事務事業の実施状況)
 ・ 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
 ・ 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を策定し、警戒避難体制の整備を図っている。
 ・ 土砂災害防止月間の毎年 6 月には、土砂災害全国統一防災訓練を実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化、及び防災意識の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・ 業績指標は当面の目標に向かって順調に推移しており、A-2 と評価した。
 ・ 平成 20 年度までに、全国で約 55,000 箇所の土砂災害特別警戒区域が指定された。引き続き土砂災害による被害を軽減するため、区域指定を進めていく必要がある。
 ・ 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)
 なし
 (平成 22 年度以降)
 なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局砂防部砂防計画課 (課長 南 哲行)

業績指標 79

地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（河川）

評価

A-2	目標値：約 8,000 ha（平成 24 年度） 実績値：約 9,800 ha（平成 20 年度） 初期値：約 10,000 ha（平成 19 年度）
-----	---

（指標の定義）

ゼロメートル地帯等（注）において河川管理施設や海岸保全施設が大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

（注）地盤面が海水面より低い地域

ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位（大潮時の平均的な満潮位）と定義しており、一般的な標高を表す海拔 0 m 以上の土地も“ゼロメートル地帯等”に含む。

（目標設定の考え方・根拠）

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成 24 年度までに達成可能な値として設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第 169 回国会 施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活債権支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日 閣議決定）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨、火山噴火等への対策を推進する。（第 5 章 3.）
- ・国土形成計画（平成 20 年 7 月 4 日 閣議決定）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日 閣議決定）（3.（4））

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

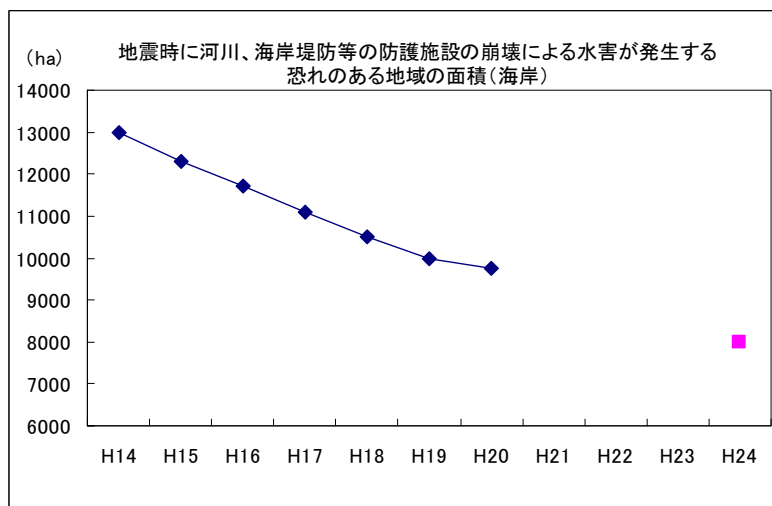
【本部決定】

- ・なし

【政府・与党申合】

- ・なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約 13,000ha	約 12,300ha	約 11,700ha	約 11,100ha	約 10,500a	約 10,000ha	約 9,800ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①堤防等河川管理施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額 8,072 億円 (平成 20 年度) の内数
- ②海岸保全施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額 1,081 億円 (平成 20 年度) の内数
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 20 年度の実績値は、約 9,800 ha であり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

- 堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。
- 我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成 16 年 12 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 17 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- 堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。
- 以上を踏まえ、新たな平成 24 年度の目標値に向けて引き続き事業を推進していく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局治水課 (課長 細見 寛)
関係課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)
港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

業績指標 80

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（洪水）

評価

B-2	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約10%（平成20年度） 初期値：7%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

洪水ハザードマップ作成対象市町村のうち、洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合（%）

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

①：洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数

②：洪水ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数（約1500市町村：平成19年度末現在）

本指標は、洪水ハザードマップを災害発生時を想定し、住民が避難行動等を実施する防災訓練等を実施する際に活用することにより、洪水ハザードマップの理解度の向上ならびに、住民の防災意識の向上を評価するものであり、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

（目標設定の考え方・根拠）

平成24年度までに全国の大河川及び主要な中小河川（洪水予報河川、水位周知河川に指定または指定予定河川）の浸水想定区域に含まれている市町村における防災訓練実施を目標とする。

（外部要因）

特になし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）

地方自治体（市町村）（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「健全で安心できる社会」の実現」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007（平成19年6月19日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。」
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。」

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載」

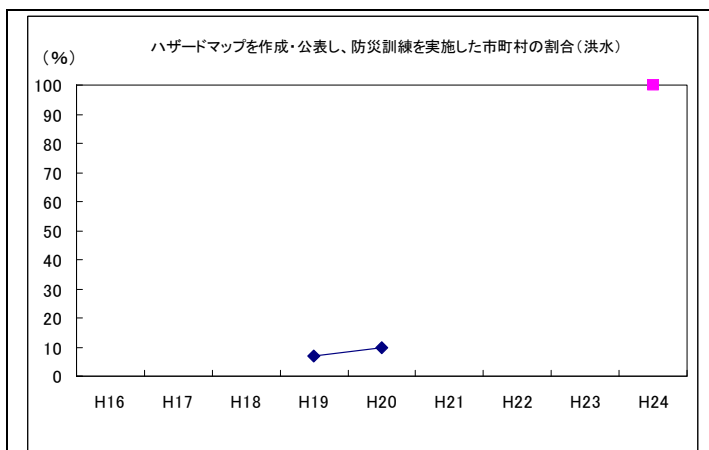
【本部決定】

- ・ なし

【政府・与党申合】

- ・ なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	7%	約10%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・洪水ハザードマップの公表を推進し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度に設定した本指標の動向については、これまでの実績は平成24年度目標達成に向けた成果を示していないものの、ハザードマップの作成支援制度が平成21年度までであることから、同年度中の作成・公表が進むものと予想される。また、これに乗じてハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれ、目標年度までに目標値に達するものと考えているため、今後も現在の施策を維持していく。

(事務事業の実施状況)

- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disaportal/index.html>)
- ・平成17年6月に「洪水ハザードマップ作成要領(平成13年7月作成)」を改訂。あわせて、「洪水ハザードマップ作成の手引き」を作成。
- ・平成17年6月に「中小河川浸水想定区域図作成の手引き」を作成。
- ・平成15年2月に洪水ハザードマップPRパンフレットを作成。
- ・浸水想定区域図の公表については、平成13年の水防法改正から順調に公表している。
(平成21年3月31日現在の公表：109水系323河川(109水系371河川中))

課題の特定と今後の取組の方向性

当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値は達成できないことになるが、ハザードマップの作成支援制度が平成21年度までであることから、同年度中の作成・公表が進むものと予想される。引き続き、住民らが洪水ハザードマップを活用し避難訓練等の防災訓練を実施し、防災意識の向上を図っていくことができるよう支援を行っていくことで、目標年度までに目標値に達することができると考えている。よって、B-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

各事務所毎に県、市町村等からなる災害情報協議会等を設置し技術的支援を行っている中で、ハザードマップの普及・活用について、具体的な意見交換を実施していく。

(平成22年度以降)

今後の取組の方向性を踏まえ、減災計画と一体となったより効果的・効率的な避難行動にかかる方策への支援を検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局治水課(課長 細見 寛)

業績指標 8 1

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（土砂）

評 価

A-2	目標値：100%（平成24年度） 実績値：41%（平成20年度） 初期値：16%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、ハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練を実施した市町村の割合（%）

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

①：対象市町村のうち、土砂災害ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等を実施した市町村数

②：土砂災害危険箇所を有する市町村数（1,672市町村：平成19年12月末現在）

（目標設定の考え方・根拠）

平成24年度までに土砂災害危険箇所が存在する対象全市町村（1,672市町村）における実施を目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

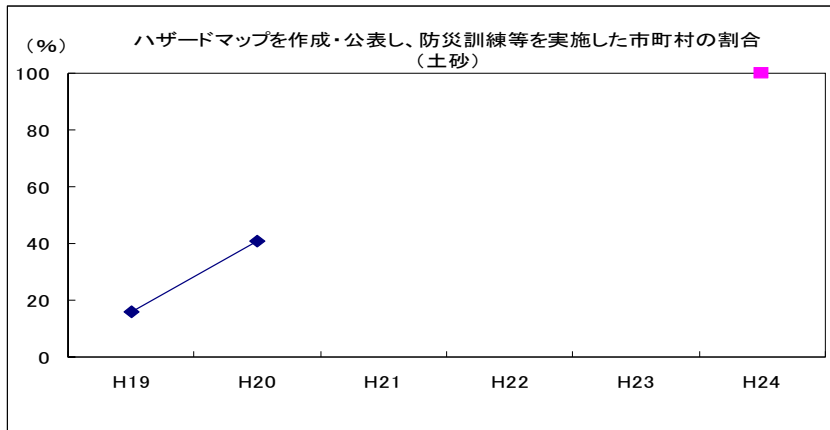
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	16%	41%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

(予算)
 ① 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)
 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 139 億円の内数 (平成 20 年度)

(税制)
 ① 土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制 (不動産取得税)
 土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除することにより、土砂災害から国民の生命を守ることに寄与。
 (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 ・ 平成 20 年度の実績値は 41% であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。

(事務事業の実施状況)
 ・ 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
 ・ 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を策定し、警戒避難体制の整備を図っている。
 ・ 土砂災害防止月間の毎年 6 月には、土砂災害全国統一防災訓練を実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化、及び防災意識の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・ 業績指標は当面の目標に向かって順調に推移しており、A-2 と評価した。
 ・ 平成 20 年度は、全国で約 670 市町村において、土砂災害に関するハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練が行われた。土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。
 ・ 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)
 なし
 (平成 22 年度以降)
 なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局砂防部砂防計画課 (課長 南 哲行)

業績指標 8 2

高度な防災情報基盤を整備した水系の割合

評 価

A-2	目標値：約70%（平成24年度） 実績値：約55%（平成20年度） 初期値：約40%（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の割合（%）

高度な防災情報基盤を整備した水系の割合＝①／②

①：浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の数

②：全国の1級水系の数（109水系）

(目標設定の考え方・根拠)

平成29年度までに1級水系全て（109水系）において実施することを目標とする。

今後とも重点的、計画的に情報提供を行うこととし、平成24年度の目標値を約70%（77水系）とする。

※1級水系の数 109×70%＝77水系

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」（第4章5.）

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

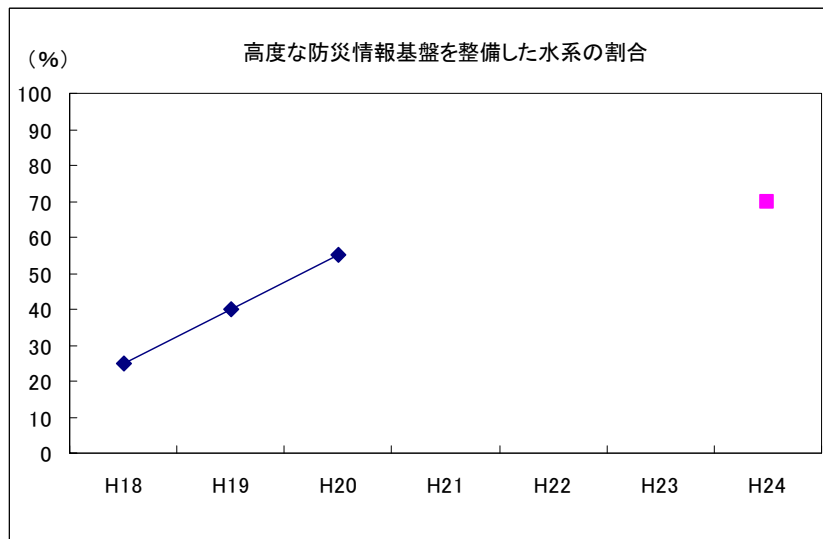
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	約25% (27水系)	約40% (44水系)	約55% (60水系)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築する。
予算額： 河川整備事業費（7,404億円）の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

・平成20年度に60水系において浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築

課題の特定と今後の取組みの方向性

・順調な成果を示していることからA-2と評価した。引き続き、動く浸水想定区域図をWeb上で情報提供することにより、水害時における住民の適切な避難を促進していく必要がある。地域により達成状況に格差があるため、提供している水系の割合が低い近畿、九州地方において重点的に実施する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

・平成21年度に地球温暖化に伴う気候変化や火山活動の活発化、地震による流域状況変化等の影響による水害・土砂災害の激化・頻発に対し、流域一帯における危機管理対応を中心とした適応策を実施する総合流域防災対策事業を創設

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川計画課（課長 池内 孝司）

関係課：河川局治水課（課長 細見 寛）

河川局防災課（課長 安田 実）

業績指標 83

リアルタイム火山ハザードマップ整備率

評価

A-2	目標値：50%（平成24年度） 実績値：3%（平成20年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップ（注）を整備した火山の割合（%）

リアルタイム火山ハザードマップ整備率＝①／②

①：火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備した火山

②：火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）

（注）火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。

（目標設定の考え方・根拠）

今後10年間に対象火山（29火山）で火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを策定することを目標とする。平成24年度については50%を目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

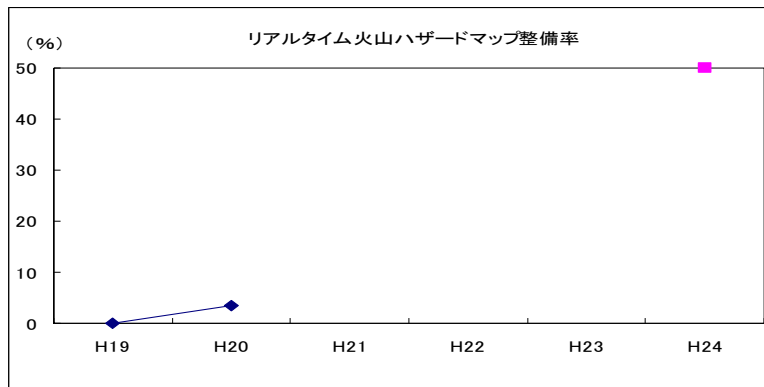
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	0%	3%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- (予算)
- ① 火山地域における砂防設備の整備 (◎)
 土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 384 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 196 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ② 火山噴火時等の警戒避難対策の実施 (◎)
 火山地域において警戒避難対策の整備等を行うことで、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 9 億円の内数 (平成 20 年度)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ・ 現在、富士山において、噴火シナリオに基づいたリアルタイム火山ハザードマップの整備が進み、内容についてほぼ概成しており、当面の噴火想定には対応できる。
 - ・ また、平成 20 年度までに 15 火山において計画策定についての委員会が開催されているなど、各火山において、おおむね当初の予定通り準備及び作成を進めているところである。
- (事務事業の実施状況)
- ・ 主として活火山及びその周辺地域からなる火山砂防地域において、土石流、火山泥流等の土砂災害から下流部の人家、公共施設等を保全するため、砂防堰堤等のハード対策を実施する一方で、火山地域の住民の警戒避難に資するため、火山ハザードマップの整備や土砂の動きを監視するための監視カメラやワイヤーセンサー等のソフト対策を実施するなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。
 - ・ 火山噴火時の緊急的な対策の実施により土砂災害による被害を軽減するため、火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山ハザードマップによる危険区域の設定等、平常時の準備事項及び噴火時の対応等のハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を推進している。
 - ・ 各火山では、リアルタイム火山ハザードマップ作成の基礎データとなる火山周辺の詳細な地形データの収集や噴火シナリオの作成を進めているほか、事前に行った数値シミュレーション結果をロールプレイング型防災訓練で活用することにより検証を行うなど、実用的なリアルタイム火山ハザードマップの整備を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ リアルタイム火山ハザードマップは、基礎データの収集、シミュレーション結果の検証等に時間を要することから複数年での整備を想定している。現在各火山について、検討会等を開催するなど、順調に検討が進められていることから、当初の想定通り来年以降整備されると考えられるため、A-2 と評価した。
- ・ 平成 19 年 3 月に「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」により示された「火山噴火緊急減災対策ガイドライン (案)」により、緊急減災対策の推進を図る。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)
 なし
 (平成 22 年度以降)
 なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局砂防部砂防計画課 (課長 南 哲行)

業績指標 84

近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数

評価

A-1	目標値：約 7.3 万戸（平成 24 年度） 実績値：約 13.9 万戸（平成 20 年度） 初期値：約 14.8 万戸（平成 19 年度）
-----	--

(指標の定義)

過去 10 年間（平成 9 年度から平成 18 年度までの間）に床上浸水を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で、依然として床上浸水被害を受ける可能性のある戸数。

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には 0 戸を目指す。

平成 24 年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第 4 章 5.）

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

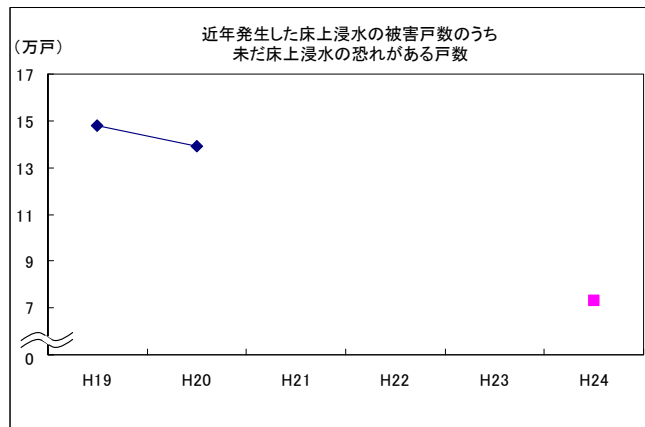
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約 14.8 万戸	約 13.9 万戸	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備、砂防施設の整備 (◎)
堤防整備やダム等洪水調節施設の整備、砂防施設等の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。
予算額：治水事業 13,367 億円（平成 20 年度）の内数
- 下水道における浸水対策施設の整備の推進 (◎)
下水道事業による浸水対策施設の整備により、都市の浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額：下水道事業 6,620 億円の内数（平成 20 年度国費）
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- 本指標と税制との関係
 - ①雨水貯留・利用浸透施設に係る特例措置（所得税、法人税）

<p>(特例の概要) 都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る割増償却(5年間10%)</p> <p>(減収見込額) 約59百万円(平成20年度)</p> <p>②河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る課税標準の特例措置(不動産取得税)</p> <p>(特例の概要) 河川立体区域制度による河川整備で、河川立体区域指定後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除</p> <p>(減収見込額) 約5.4百万円(平成20年度)</p> <p>③特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置(固定資産税)</p> <p>(特例の概要) 特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/2に軽減</p> <p>(減収見込額) 約7百万円(平成20年度)</p> <p>④高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る特例(不動産取得税)</p> <p>(特例の概要) 高規格堤防工事完了(高規格堤防特別区域公示)後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除</p> <p>(減収見込額) 約3百万円(平成20年度)</p> <p>⑤河川工事により改良される橋梁等に係る課税標準の特例(固定資産税)</p> <p>(特例の概要) 公共用水域に係る事業の施行により必要となった、鉄軌道の橋梁の新設又は改良、トンネルの新設により敷設された線路設備又は電路設備に対する課税標準の特例措置</p> <p>(最初の5年間1/6、その後の5年間1/3)</p> <p>(減収見込額) 約481百万円(平成20年度)</p>
--

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

<p>(指標の動向)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期値と平成20年度の実績値を結ぶトレンドを延長すると、目標年度の目標値を若干上回る結果になるが、今年度は本指標の初年度であり、また、平成21年度一次補正予算等も活用しながら事業を推進し、今後の実績値の向上が見込まれていることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。 <p>(事務事業の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨の激化等の新たに懸念される要因によりこれまで以上に甚大な被害が多発する恐れがあり、限られた予算の中で、より効率的に新たな災害リスクに対応するため、重点的な施設整備による予防対策を重視しており、平成20年度より総合流域防災事業(流域貯留浸透事業)において都市部における採択要件を拡充し、貯留浸透施設の整備を推進した。 ・平成18年度に創設した下水道総合浸水対策緊急事業により、過去に重大な浸水被害を受けている地区等を対象として、ハード・ソフト・自助を組み合わせた総合的な対策を緊急かつ重点的に推進した。 ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。 ・平成20年に「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改訂するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。
--

課題の特定と今後の取組みの方向性

<ul style="list-style-type: none"> ・本指標の初年度である平成20年度の実績値は、前述の通り目標へのトレンドに若干届いていないものの今後の向上により目標の達成が見込まれており、また、地方公共団体、関係住民等が一体となって、貯留浸透施設等の流出抑制対策に加え、内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を行う「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設する等、平成21年度より新たな取組を行っていくことからA-1と評価した。 ・近年の集中豪雨の増加などの自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。 ・下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。また、現在4河川(鶴見川水系鶴見川(東京都、神奈川県)、庄内川水系新川(愛知県)、淀川水系寝屋川(大阪府)、巴川水系巴川(静岡県))を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定し、河川整備、下水道整備に加え、流域対策や土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。 ・近年の集中豪雨の多発を踏まえ、地域の実状に応じて複数市町村に跨った広域的な浸水対策や、都市型浸水被害の常襲地区等においてはエリアを限定した重点的な浸水対策を実施するなど、効率的・効果的に浸水対策を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

<p>(平成21年度)</p> <p>雨に強いまちづくりの観点から、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となり、雨水貯留浸透施設等のハード対策、地下街への雨水流入防止施設等の自助対策、内水ハザードマップ作成などの</p>

ソフト対策を推進する。

- 平成21年度に「総合内水緊急対策事業」、「流域治水対策事業費補助」を立目、「総合流域防災事業（洪水流下能力障害部緊急解消事業）」を拡充
- 成21年度に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設
(平成22年度以降)
- 下水道浸水被害軽減総合事業、雨に強い都市づくり支援事業を統合し、効率的、総合的な浸水対策を推進する予定である。

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）
河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）
都市・地域整備局下水道部下水道事業課（課長 岡久 宏史）

業績指標 85

河川管理施設の長寿命化率

評価

A-2	目標値：100%（平成24年度） 実績値：約15%（平成20年度） 初期値：0%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

耐用年数をむかえる主な河川管理施設（ダム、堰、水門、排水機場、CCTVカメラ等）のうち劣化度診断等を実施し長寿命化が図られた施設の割合（%）

河川管理施設の長寿命化率＝①／②

①：長寿命化が図られた施設数

②：平成20年度～24年度の5年間に於いて、設置から耐用年数をむかえる施設数（約1,400施設）

本指標は、老朽化の進む河川管理施設について、適切に状態評価し効率的な修繕により施設の延命化を図った施設を評価するものであり、河川管理施設の致命的な損傷が回避され、水害等の被害防止、軽減およびライフサイクルコストの最小化に資するものである。

（目標設定の考え方・根拠）

これまで、耐用年数により更新していた施設を、平成20年度～24年度の間に耐用年数をむかえる主な河川管理施設の全施設に対して河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）等による劣化度診断を行い、部分改築や修繕を実施し、施設の延命化や最適な更新を行うことを目標とする。

（外部要因）

・なし

（他の関係主体）

・なし

（重要政策）

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

・なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【本部決定】

・なし

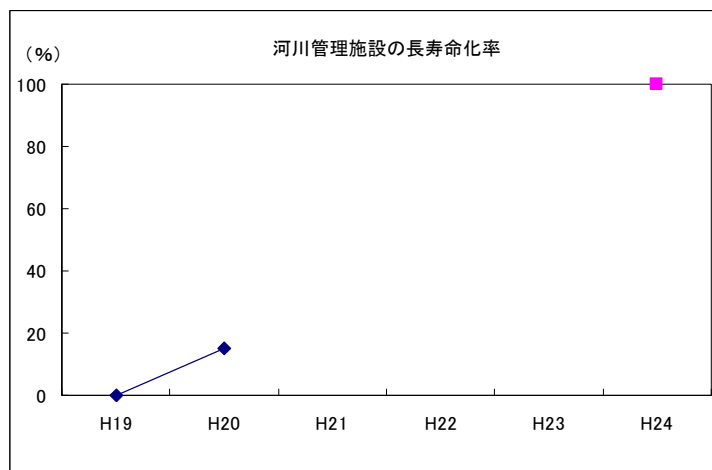
【政府・与党申合】

・なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
—	—	—	0%	約15%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・今後老朽化が進み、耐用年数を迎える河川管理施設が多くなることが想定される中で、従来の事後的な修繕及び更新から予防的な修繕及び計画的な更新へと円滑な政策転換を図っていく。また、これとともに適切に状態評価し効率的な修繕等の措置を行うことで河川管理施設の長寿命化、並びに施設の修繕及び更新に係る費用の削減を図りつつ、地域の安全性・信頼性を確保することを目的とする。
- ・平成24年度末までに「河川管理施設の長寿命化率」を100%達成させる。
- ・予算額：河川事業費8,072億円（平成20年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成20年度の実績値は、約15%であり、当初の予定どおり推移しているところである。今後、目標とする平成24年度末までに目標値に達するよう、計画的に現在の施策を維持していく。

（事務事業の実施状況）

- ・平成20年3月「河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」を作成
- ・平成20年6月「揚排水機場設備点検・整備指針（案）」を作成

課題の特定と今後の取組みの方向性

当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドからは、平成24年度に目標達成は出来ないことになるが、各種マニュアルの整備や、引き続き耐用年数をむかえる河川管理施設に対して計画的に診断を行い、改築や修繕等の適切な措置を実施することで、目標年次までに目標値に達することができると考えていることから、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

「河川ポンプ設備劣化診断マニュアル（仮称）」を作成予定。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）

業績指標 86

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（河川）

評価

B-1	目標値：190（平成24年度） 実績値：3（平成20年度） 初期値：3（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

（目標設定の考え方・根拠）

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針（総合土砂管理連携方針）が策定された水系等における対策数を計上している。

（外部要因）

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）
- ・ 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日 閣議決定）
（第2部第1章第8節）
- ・ 海洋基本計画（平成20年3月18日 閣議決定）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・ 国土形成計画（平成20年7月4日 閣議決定）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
- ・ 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日 閣議決定）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

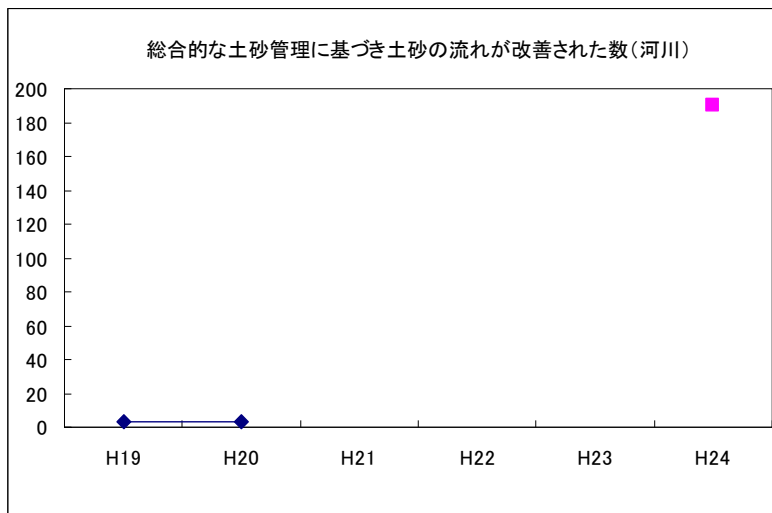
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	3	3	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- (予算)
- ① 砂防設備の整備 (◎)
 土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 897 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 971 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ② 地すべり防止施設の整備 (◎)
 人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 83 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 210 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)
 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 615 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ④ 渚の創生事業 (◎)
 海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。
 予算額：海岸事業費 1,081 億円の内数 (平成 20 年度)
- (税制)
- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)
 導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
 - ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)
 砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ・ 平成 20 年度の実績値は 3 であり、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増えていない。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものと考え。
- (事務事業の実施状況)
- ・ 釧路川では湿原への土砂流入を抑制するため、湿原の上流に調整池や床止め等の設置を進めている。
 - ・ 先行事例としてモデル水系を選定し、連携方針 (原案) を作成した。
 - ・ 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進している。
 - ・ 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進している。
 - ・ 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標は横ばいの推移を示しているものの、今後、以下の取組を推進することからB-1と評価した。
- ・ 業績指標の進捗の条件となる連携方針の策定をより推進する。
- ・ 土砂移動の変化に起因する問題の増加に適応するため、総合的な土砂管理の取組をより推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 総合土砂管理連携方針を策定し、重点流砂系において具体的な対策を推進する。
- ・ 気候変動による土砂動態変化に関する情報共有・分析システムの構築を推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局砂防部保全課(課長 森山 裕二)
関係課：海岸室(室長 五十嵐 崇博)
港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)

業績指標 87

河川の流量不足解消指数

評価

A-2	目標値： 約72% (平成24年度) 実績値： 約63% (平成20年度) 初期値： 約63% (平成19年度)
-----	--

(指標の定義)

河川の代表地点において、流水の正常な機能の維持のために必要な流量（以下「正常流量」という。）に対して、不足している流量のうちダム等の貯留施設の完成により補給可能になった流量の割合を示す指数。流水の正常な機能の維持を目的としているダム等の建設がどの程度の割合で進んでいるかを示すことにより、ダム等による効果が適切に現れているかを分かり易く評価したもの。

分母：河川の代表地点での正常流量不足に対してダム等貯留施設で補給する流量

分子：完成したダム等貯留施設により補給可能になった流量

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度の目標値は、平成24年度までに完成するダム等を勘案し、渇水時に下流河川へ補給可能な流量を積み上げ、それが将来の正常流量をどの程度充足するかを算出したもの。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

特になし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日 閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

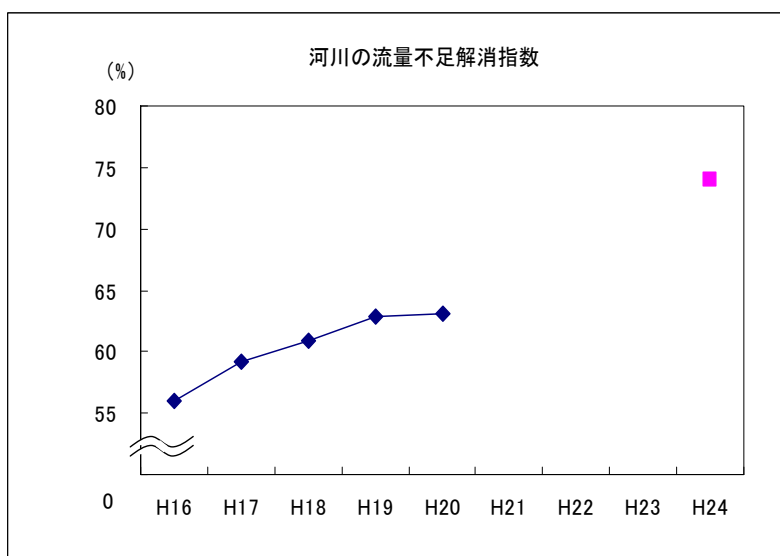
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
— (56%)	— (59%)	— (61%)	約63% (63%)	約63%	

() については、平成19年度を目標年度とする前回の業績指標の実績値。



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○河川流量の確保のためのダム建設等

河川が本来持っている流水の機能を維持するために必要な流量を確保するためのダム等の整備を進め、河川の利水安全度の向上を図る。

予算額：河川総合開発事業4、247億円（平成20年度）の内数

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成20年度の実績値は63%であり、1%以下の低い伸び率であるが、これは平成20年度に対象としているダムの完成が当初の予定通り少なかったためである。
- 河川の流量不足解消指数の向上にはダムの整備がなされることが必要であるが、ダムの計画から完成までには長時間を要することが一般的であり、現在、指標が向上するのは、過去の投資に依る部分が多い。今後も、継続的に指標の向上を図るために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

（事務事業の実施状況）

- 平成20年度には、河川総合開発事業関係予算4、247億円をもって、ダム等の整備及び管理を行った。
- 平成20年度は、福富ダム（広島県）をはじめとする7ダム、1導水路を完成させた。
- 厳しい予算の中、事業中のダムについては、水需要の必要性等を勘案し、事業を峻別。必要な手続きを経て6事業を中止する一方、本体工事中のダムに重点投資を行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

- 指標のトレンドとしては目標達成に向けた成果をしめしていないが、平成21年度は留萌ダム（北海道）が完成する予定であり、その後も実績値の上昇に貢献する事業が着実に完了する予定であり目標値に向けた指標値の伸びが見込めることからA-2と評価した。
- 引き続き、事業中のダムについて、既存ダムの有効活用も含め水需要の必要性等を厳正に吟味して事業を実施する。
- また、既存ダムの有効活用として、貯水池容量の効率的な再配分による既存ダムの徹底活用等に取り組む。
- 事業を進めるに当たっては、コスト削減を図りながら、重点化・効率化に取り組みつつ、計画的な投資と事業展開を行う。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）

業績指標 88

建設機械等調達支援ネットワークに登録する民間団体等の数

評価

C-2	目標値：100件（平成24年度） 実績値：－（平成20年度） 初期値：－
-----	--

(指標の定義)

本施策にて構築する被災地向け民間保有の建設機械等の全国的な調達支援ネットワークに登録する民間団体等の数

(目標設定の考え方・根拠)

迅速的確な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。そこで、全国の専門技術を有する民間団体や建設機械を保有する企業等と連携し、建設機械等の調達を支援する仕組み（建設機械等調達支援ネットワーク）を構築することで、全国各地で発生する多様な災害に対して迅速かつ的確に対応することが可能となり、効果的な災害復旧活動に繋がるものである。

災害時には特に調達が難しい無人化施工等の調達に協力する団体が、各県2団体程度は確保されることを目指し、本格運用開始後の平成24年度までに本ネットワークに登録する民間団体・建設機械・専門技術者の数を100件と設定した。

なお実績値は、本ネットワークが平成21年度に構築されるため、平成22年度より計測可能となる。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

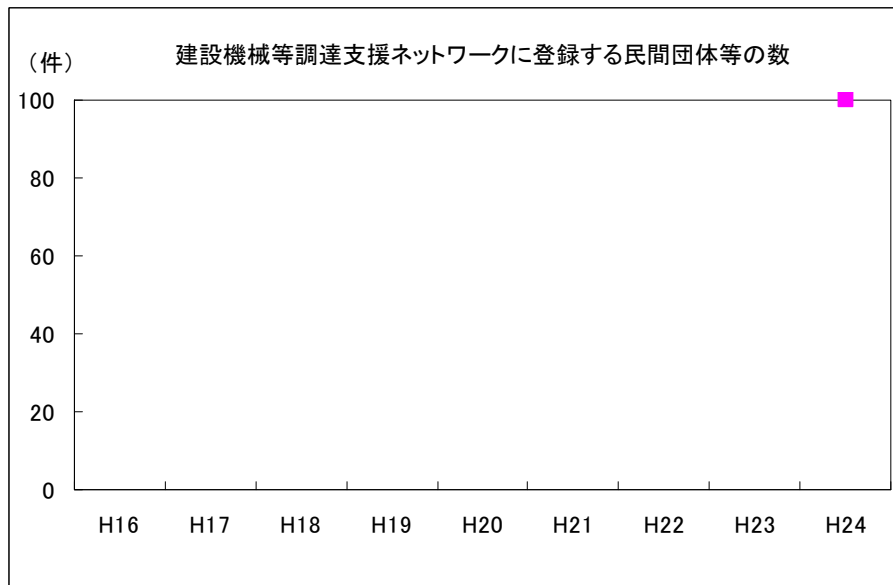
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
－	－	－	－	－	－



事務事業の概要

主な事務事業の概要

災害復旧のための建設機械調達支援ネットワーク形成促進に必要な調査検討
大規模災害時の復旧作業に有用な建設資機材の迅速かつ的確な調達を支援するため、平常時から必要な情報やノウハウ等について取りまとめるとともに国や自治体等がこれらを共有する仕組みについての概略を検討した。
予算額16,408千円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「判断できない」

実績値は、本ネットワークが平成21年度に構築されるため、平成22年度より計測可能となる。

(事務事業の実施状況)

大規模災害時の復旧作業に有用な建設資機材の迅速かつ的確な調達を支援するために必要な情報やノウハウ等を国や自治体等が共有する仕組みについて方向性を定めるとともに、ネットワークを運用するために必要な情報システムの試作等を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現時点では、ネットワーク形成に向けた検討、準備段階であり、実績値はネットワーク運用が始まる平成22年度以降に集計されることから、C-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局建設施工企画課 渡辺 和弘

○安全

政策目標 4

水害等災害による被害の軽減

施策目標 1 3

津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 4 次評価報告書統合報告書において海面水位の上昇や台風の激化等が懸念されている。我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成 16 年 12 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 17 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。このため、海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。

業績指標

8 9	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積
9 0	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）
9 1	地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（海岸）
9 2	老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合
9 3	侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合
9 4	総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（海岸）

【評価結果の概要】

（必要性）

津波・高潮・侵食等による災害は、我が国の地形・気象条件、人口・資産分布等の社会条件などから、国民生活に大きな被害をもたらす危険性がある。平成17年3月に東海地震、東南海・南海地震を対象とした地震防災戦略が、平成20年12月には日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を対象とした地震防災戦略が中央防災会議で決定された。また、平成17年3月に津波対策検討委員会による提言が、平成18年1月にゼロメートル地帯の高潮対策検討委員会の提言が公表されるなど、津波や高潮、地震被害の可能性のある地域の安全確保が緊急な課題となっている。

このため、海岸保全施設等の施設を充実させること等により、できる限り津波・高潮・侵食等による災害を抑える必要がある。

（有効性）

海岸保全施設の整備とともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策等を促進した。これらのハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、業績指標の実績値が目標達成に向けて概ね着実に進捗しており、施策が有効であったと言える。

（効率性）

海岸保全施設の整備を一層推進する一方で、限られた投資余力の中で施設の整備効果を最大限に発揮させるとともに、減災の観点から被害を緊急かつ最小限に食い止めるため、津波・高潮ハザードマップの整備、避難・誘導策の充実等ソフト施策をハード施策と一体的に推進し、効率的に対策を実施した。

（総合的評価）

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書統合報告書において海面水位の上昇や台風の激化等が懸念されている。また、我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成16年12月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成17年8月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。このため、海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、平成19年度には海岸耐震対策緊急事業の創設、平成20年度には海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設、平成21年度には津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充を行い、制度の充実を図ったところである。併せて、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めており、今後も効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。

（反映の方向性）

既存及び目標年度までの間に拡充・創設した事業制度等によりハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を今後とも推進する。

業績指標 89

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積

評価

A-1	目標値：約9万 ha（平成24年度） 実績値：約10.6万 ha（平成20年度） 初期値：約11万 ha（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水想定面積

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

宅地開発等による防護対象面積の増加

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第2部第5章第2節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
国土の保全と安全性の確保（3.（4））

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

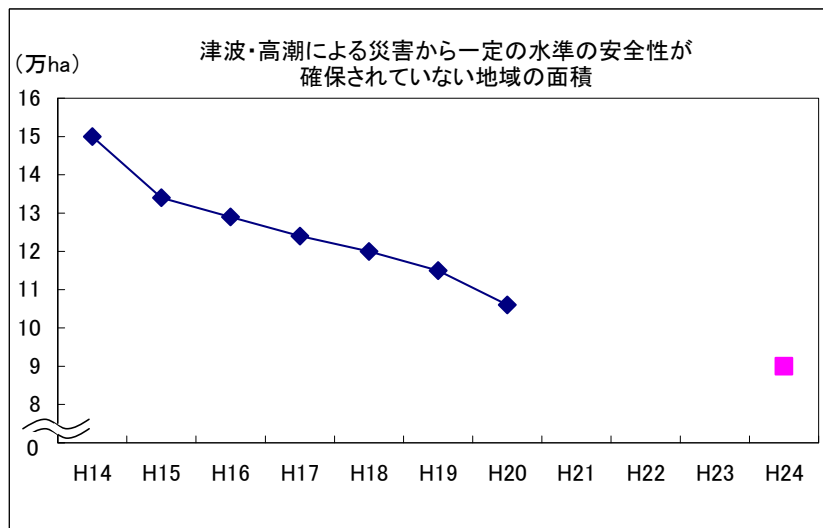
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約15.0万 ha	約13.4万 ha	約12.9万 ha	約12.4万 ha	約12.0万 ha	約11.5万 ha	約10.6万 ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①海岸保全施設の新設整備等 (◎)

津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する等のために海岸保全施設の新設整備等を実施する。

海岸事業費 1,081 億円 (平成 20 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 20 年度の実績値は約 10.6 万 ha であり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。対策にあたっては、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めていく必要がある。

(事務事業の実施状況)

・未整備地区における海岸保全施設の新築整備、暫定施設の早期完成や老朽化施設の更新、水門等の機能の高度化等を行った。

海岸事業実施箇所数 547 箇所 (平成 20 年度)

課題の特定と今後の取組の方向性

・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示しており、平成 21 年度には「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を拡充することから A-1 と評価した。

・気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 4 次評価報告書において海面水位の上昇や台風の激化等が懸念されている。また、我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。さらに、平成 16 年 12 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 17 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。

・海岸保全施設の効果的な整備とともに、情報伝達施設等の整備とあわせ、住民の自衛 (避難) 行動によるソフト対策を含めた総合的な防災対策を進める。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

・津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充 (政策アセスメントを実施)
危機管理対応の充実を図るよう、観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備を行うとともに、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し連続性の確保を図ること等により、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する。

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)
港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

業績指標 90

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）

評価

A-2	目標値：約8割（平成24年度） 実績値：約74%（平成20年度） 初期値：約6割（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

対象市町村（注）のうち、ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（%）
 （注）津波については重要沿岸域を含む全市町村、高潮についてはゼロメートル地帯を含む全市町村（303市町村：平成20年度）
 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）=①/②

①：ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数

②：対象市町村数

（目標設定の考え方・根拠）

平成29年度までに約10割達成することを目標値として設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

（重要政策）**【施政方針】**

・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）

大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）

・国土形成計画（平成20年7月4日）

総合的な災害対策の推進（第2部第5章第1節）

様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第2部第5章第2節）

・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）

国土の保全と安全性の確保（3.（4））

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

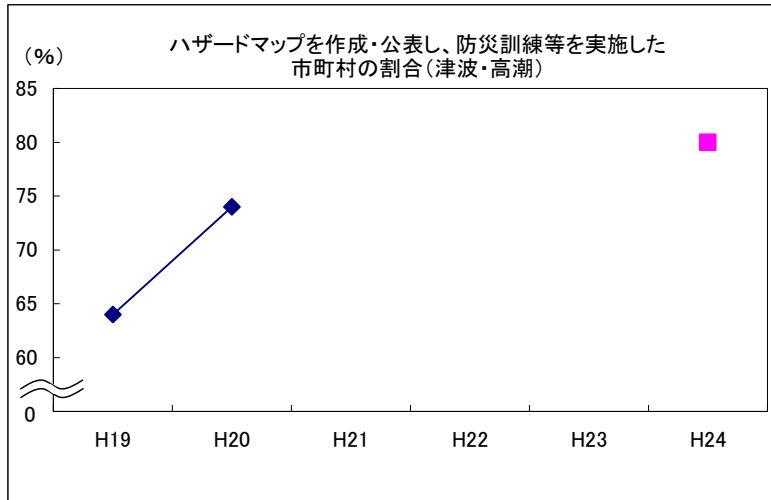
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約64%	約74%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①津波・高潮危機管理対策緊急事業 (◎)
- 津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査)を含め、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する。
- 海岸事業費1,081億円(平成20年度)の内数
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成20年度の実績値は約74%であり、過去のトレンドで推移すると目標を達成することから、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

- 地方公共団体によるハザードマップ作成・活用を支援するための諸課題について検討し、平成16年3月、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を作成した。更にマニュアルの配布に合わせ全国10箇所において、延べ約1,100名の防災担当者等を対象とした説明会を開催した。個々での意見交換における要望にこたえとともに、各地方公共団体における更なるハザードマップの整備・促進を目的として、これまで整備されているハザードマップを収集し、模範となる事例を整理した「津波や高潮の被害に遭わないために」を作成、配布した。
- 平成20年度においては、津波・高潮危機管理対策緊急事業による津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査)を藤沢海岸、神戸港海岸等で実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2と評価した。
- 今後とも、津波・高潮ハザードマップの作成・公表による災害危険度情報の共有、継続的な防災訓練の実施、津波・高潮防災ステーションの整備等により、地域における危機管理機能の高度化を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)
港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

業績指標 9 1

地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（海岸）

評 価

A-2	目標値：約 8,000ha（平成 24 年度） 実績値：約 9,800ha（平成 20 年度） 初期値：約 10,000ha（平成 19 年度）
-----	--

（指標の定義）

ゼロメートル地帯等（注）において河川管理施設や海岸保全施設が大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

（注）地盤面が海水面より低い地域

ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位（大潮時の平均的な満潮位）と定義しており、一般的な標高を表す海拔 0m 以上の土地も“ゼロメートル地帯等”に含む。

（目標設定の考え方・根拠）

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成 24 年度までに達成可能な値として設定

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第 169 回国会 施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日）

大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第 5 章 3.）

・国土形成計画（平成 20 年 7 月 4 日）

様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第 2 部第 5 章第 2 節）

・国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日）

国土の保全と安全性の確保（3.（4））

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

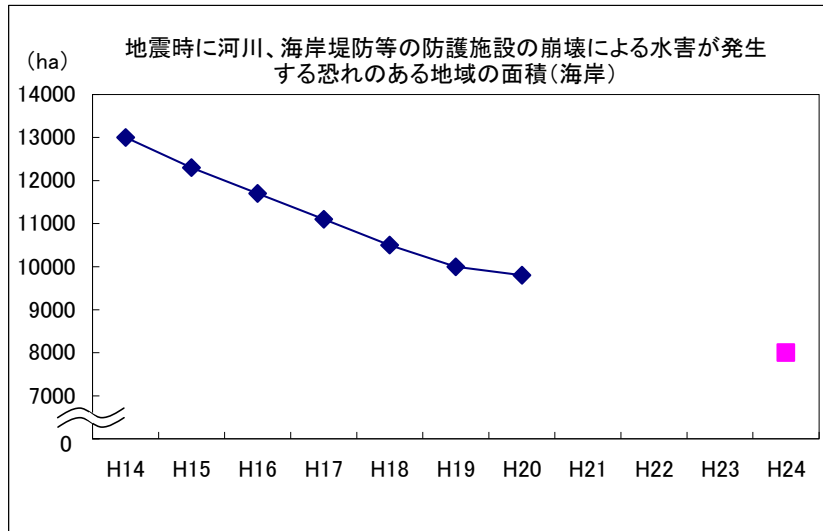
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						（年度）
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約 13,000ha	約 12,300ha	約 11,700ha	約 11,100ha	約 10,500ha	約 10,000ha	約 9,800ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①堤防等河川管理施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額：河川事業費 8,072 億円 (平成20年度) の内数
 - ②海岸保全施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額：海岸事業費 1,081 億円 (平成20年度) の内数
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度の実績値は約9,800 haであり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度においては、西尾海岸、東播磨港海岸等において、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2と評価した。
- ・我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成16年12月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成17年8月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・今後とも、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)
 港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)
 関係課：河川局治水課 (課長 細見 寛)

業績指標 92

老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合

評価

B-1	目標値：約6割（平成24年度） 実績値：約51%（平成20年度） 初期値：約5割（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長の割合
 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合=①/②

①：昭和42年以前に設置された海岸保全施設のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長

②：昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長（約3,000km）

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には100%とすることを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
総合的な災害対策の推進（第2部第5章第1節）
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第2部第5章第2節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
国土の保全と安全性の確保（3.（4））

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

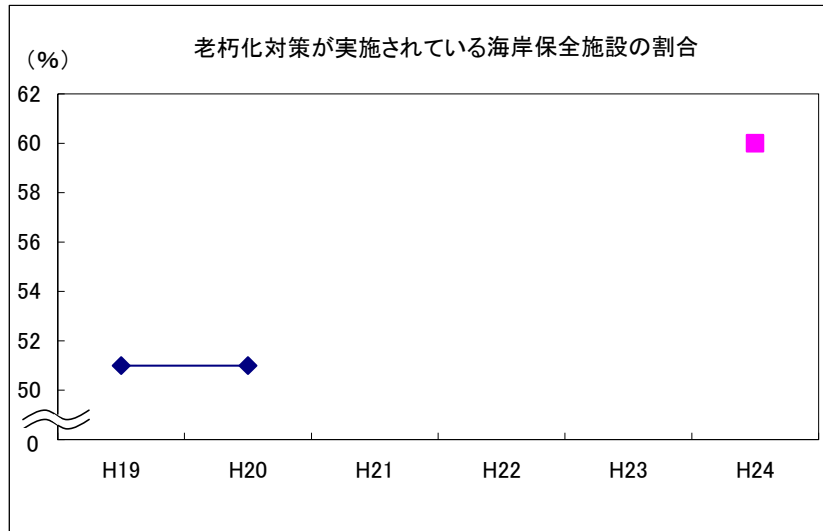
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	約51%	約51%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①海岸保全施設の老朽化対策 (◎)

施設の老朽度や機能の健全性の把握を目的とした点検・評価を計画的に実施するとともに、海岸管理者が計画を策定し、これに従い計画的な維持・更新を行うことにより、施設機能の確保を図る。

海岸事業費 1,081 億円 (平成 20 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 20 年度の実績値は約 51% であり、昨年度から横ばいの推移を示している。

(事務事業の実施状況)

平成 20 年度においては、伊勢湾西南海岸、明石港海岸等において、海岸堤防等の老朽化対策を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は昨年度から横ばいの推移を示しているものの、平成 20 年度には海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進することを通じて海岸保全施設の機能の回復又は強化を図り、もって人命や資産を防護することを目的とする「海岸堤防等老朽化対策緊急事業」を創設したほか、平成 21 年度には海岸堤防等老朽化対策緊急事業のうち機能強化に係る地方負担分への起債措置及び当該起債の元利償還分に対する交付税措置を創設し、海岸保全施設の老朽化対策の促進を図ることから B-1 と評価した。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

・海岸堤防等老朽化対策緊急事業のうち機能強化に係る地方負担分への起債措置及び当該起債の元利償還分に対する交付税措置を創設した。

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)
 港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

業績指標 93

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合

評価

A-2	目標値：約17%（平成24年度） 実績値：約18%（平成20年度） 初期値：約20%（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

侵食対策が必要な延長のうち海岸保全施設の整備が完了していない延長の割合

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合=①/②

①：侵食海岸の汀線防護が完了している延長（最終目標）－侵食海岸の汀線防護が完了している延長（各年値）

②：侵食海岸の汀線防護が完了している延長（最終目標）（約3,000km）

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全（第2部第1章第8節）
豊かな水辺づくり（第2部第1章第9節）
- ・海洋基本計画（平成20年3月18日）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
海域の利用と保全（第2部第6章第5節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

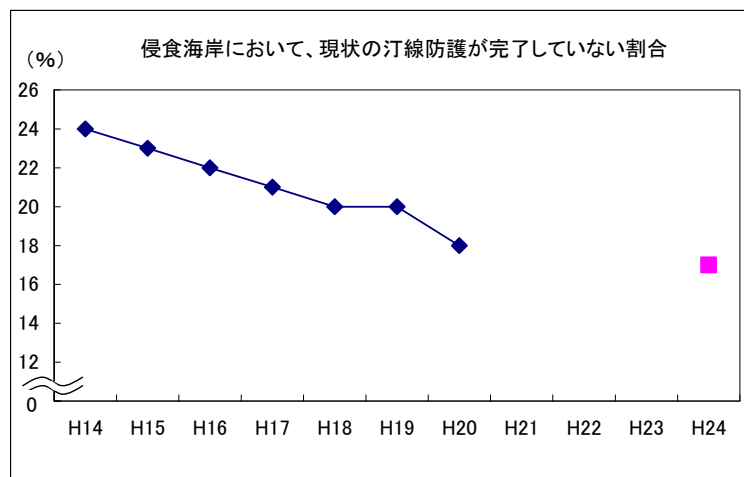
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約24%	約23%	約22%	約21%	約20%	約20%	約18%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所への余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

海岸事業費 1,081 億円 (平成 20 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 20 年度の実績値は約 18% であり、トレンドを勘案すると、目標達成に向けて着実な進捗を示している。一方、富山県の下新川海岸をはじめ、前面の砂浜が著しく侵食した海岸において、堤防基礎からの吸い出し等による堤防・護岸の陥没、倒壊等の災害が頻発しており、効率的な海岸侵食対策を進めていく必要がある。

(事務事業の実施状況)

・平成 20 年度においては、渚の創生事業を鹿嶋海岸 (茨城県)、伏木富山港海岸 (富山県) を含む 8 箇所を実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。

・今後とも、既存の制度を活用して、効率的な海岸侵食対策を進めていくとともに、前面の砂浜が著しく侵食した海岸において、堤防基礎からの吸い出し等による堤防・護岸の陥没、倒壊等の恐れがあり、緊急的な対応が必要と考えられる箇所について重点的な対策を進める。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)

港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

業績指標 94

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（海岸）

評 価

B-1	目標値：190（平成24年度） 実績値：3（平成20年度） 初期値：3（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

（目標設定の考え方・根拠）

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針（総合土砂管理連携方針）が策定された水系等における対策数を計上している。

（外部要因）

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」（第3章2.）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」（第4章4.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」（第4章5.）
- ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」（第5章3.）
- ・ 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日 閣議決定）
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全（第2部第1章第8節）
- ・ 海洋基本計画（平成20年3月18日 閣議決定）
沿岸域の総合的管理（第2部9）
- ・ 国土形成計画（平成20年7月4日 閣議決定）
流域圏に着目した国土管理（第2部第6章第1節）
- ・ 国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日 閣議決定）
環境の保全と美しい国土の形成（3.（5））

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

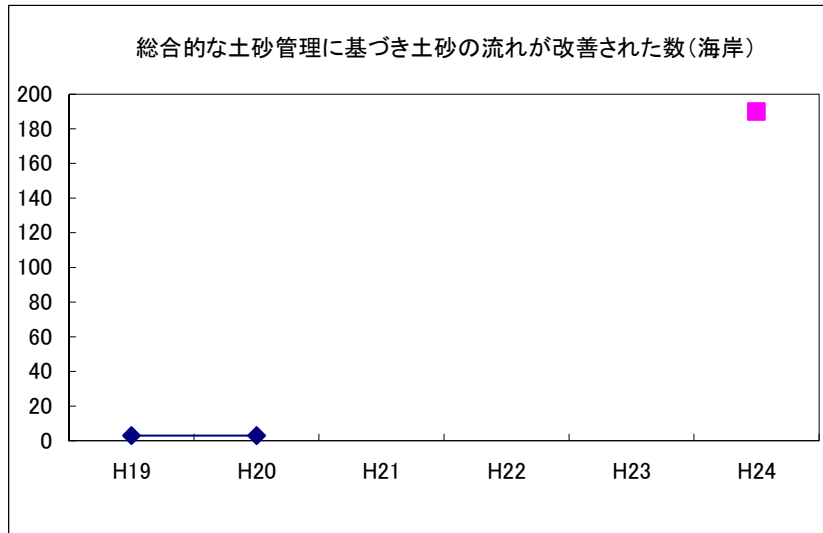
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	3	3	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 事業費 897 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 971 億円の内数 (平成 20 年度)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 事業費 83 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 210 億円の内数 (平成 20 年度)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 事業費 615 億円の内数 (平成 20 年度)

④ 渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費 1,081 億円の内数 (平成 20 年度)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 20 年度の実績値は 3 であり、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増えていない。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものとする。

(事務事業の実施状況)

- 鉏路川では湿原への土砂流入を抑制するため、湿原の上流に調整池や床止め等の設置を進めた。
- 先行事例としてモデル水系を選定し、連携方針 (原案) を作成した。
- 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進した。
- 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進した。
- 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標は横ばいの推移を示しているものの、今後、以下の取組を推進することからB-1と評価した。
- ・ 業績指標の進捗の条件となる連携方針の策定をより推進する。
- ・ 土砂移動の変化に起因する問題の増加に適応するため、総合的な土砂管理の取組をより推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 総合土砂管理連携方針を策定し、重点流砂系において具体的な対策を推進する。
- ・ 気候変動による土砂動態変化に関する情報共有・分析システムの構築を推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)
港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)
関係課：河川局砂防部保全課 (課長 森山 裕二)

○安全

政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

施策目標 14

公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する

鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行（航）を確保する。さらに、公共交通等の事故件数等を減らす。また、ハイジャック対策などを行うことよって、ハイジャック・航空機テロの発生件数を0にする。

業績指標

95	公共交通等の安全に関する調査研究結果を提供するホームページへのアクセス件数
96	遮断機のない踏切道数
97	地下鉄道の火災対策基準を満たす地下駅の割合
98	主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数
99	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数
100	地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」を策定し、計画的に実行しているものの割合
101	鉄道運転事故による乗客の死亡者数
102	事業用自動車による交通事故死者数
103	商船の海難船舶隻数
104	船員災害発生率（千人率）
105	小型船舶の安全拠点の数
106	航空機に対するハイジャック・テロの発生件数
107	国内航空における航空事故発生件数

【評価結果の概要】

（必要性）

商船の海難船舶隻数や国内航空における事故発生件数は減少してきているものの目標に達していない。また、事業用自動車による交通事故死者数、鉄道運転事故による乗客の死亡者数及び航空機に対するハイジャック・テロの発生件数の現状は目標に達しているものの、ひとたび事故又はハイジャック・航空機テロが発生すれば多大な被害を生じることになることから、さらに減少させる又は0のまま維持しなければならない。このためには、公共交通等の安全確保等のために総合的に取り組み、事故及びハイジャック・航空機テロの未然防止のための施策を行う必要がある。

（有効性）

運輸安全マネジメント制度、保安監査、ハイジャック・航空機テロ対策などのこれまでの公共交通等の安全に関する各種取り組みを実施してきた結果、事業用自動車による交通事故死亡者数が減少し、鉄道運転事故による乗客の死亡者数や航空機に対するハイジャック・テロの発生件数が0のまま維持されており、また商船の海難船舶隻数や国内航空における航空事故発生件数も全体的に施策目標の達成に向けた順調な推移を示していることから、これらの取り組みは有効に機能してきたものと評価できる。

（効率性）

ひとたび事故又はハイジャック・航空機テロが発生すれば多大な被害を生じることになることから、公共交通等の安全確保等のために総合的に取り組み、事故及びハイジャック・航空機テロの未然防止のための施策に対し重点的に投資することが重要であり、これまでの取り組みが効率的であると評価できる。

（総合的評価）

近年、鉄道、自動車、海運、航空にわたる公共交通等の安全性についてかつてないほど国民の関心が高まっていることから、公共交通の安全確保・鉄道の安全性の向上、ハイジャック・航空機テロ防止に向けて、運輸安全マネジメント制度、保安監査、ハイジャック・航空機テロ対策などの取り組みを実施し、全体的に施策目標の達成に向けた順調な推移を示しており、今後も安全性の向上を図るために引き続き安全に関する諸施策を行う必要がある。

（反映の方向性）

- ・運輸安全マネジメント制度の充実、保安監査のより一層の強化を図る。
- ・ハイジャック検査機器導入などのハイジャック・テロ対策の強化を図る。
- ・機材不具合やヒューマンエラー等への対応策についての検討など、航空の安全性の確保のための施策を行う。

業績指標 95

公共交通等の安全に関する調査研究結果を提供するホームページへのアクセス件数

評 価

A-2	目標値：1,000件（平成20年度） 実績値：2,646件（平成20年度） 初期値：2,240件（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

公表後1ヶ月間における該当ページへのアクセス件数

(目標設定の考え方・根拠)

報告書をホームページにおいて公表し、アクセス件数を把握することにより、成果を測るための指標とする

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

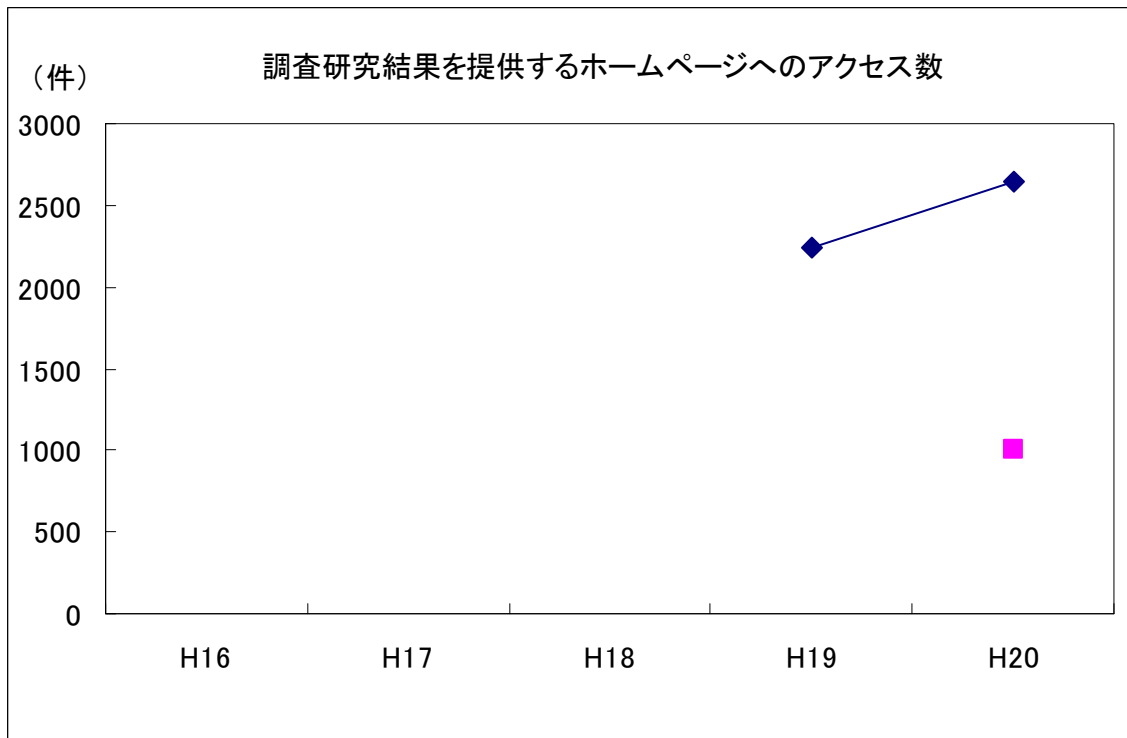
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	2,240件	2,646件	



事務事業の概要**主な事務事業の概要**

飲酒運転根絶に向けた公共交通活用策に関する調査（社会実験）	予算額 7,636千円（平成20年度）
-------------------------------	---------------------

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****（指標の動向）**

「順調である」

目標の2倍を超えるアクセスがあり、順調といえる。当該調査研究の報告は、平成21年5月29日に公表を行った。目標を達成した背景は、今回の社会実験の対象地である長崎県諫早市や調査の対象地である山梨県甲府市及び周辺市町の関係者をはじめ、多く関心ある者が広くアクセスしたと考えられる。特に今回の長崎県諫早市での「タクシークーポンサービス」の社会実験については、社会実験開始当初から多数のメディアに取り上げられており、その報告についても非常に関心が高かったと考えられる。また、社会実験開始当初より、いくつかの地域において活用したい等の声があり、それらの方からのアクセスがあったと考えられる。

（事務事業の実施状況）

当該調査は、飲酒運転根絶に向けた公共交通機関等の活用促進対策に関する調査研究であり、特定地域（長崎県諫早市及び山梨県甲府市及び周辺市町）を対象とし、飲酒運転防止を目的としたサービスモデルの創出の可能性などについて、調査を行い、その結果を踏まえて社会実験を行ったものである（長崎県諫早市においては、前年度の調査を踏まえ、3,150円（税込）の飲食で300円のタクシークーポンを進呈し、帰宅時のタクシー利用を促す「タクシークーポンサービス」の社会実験への助言等、山梨県甲府市及び周辺市町においては、主にバスを対象として飲酒運転防止を目的としたサービスモデルの創出の可能性などについて調査）。当該検討の報告書を記者公表と同時に国土交通省HPに掲載したところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、目標値を上回っており、A-2と評価した。今後も全国での応用が可能なサービスモデルの創出のため、引き続き調査研究を進めていくとともに、他の複数の地域で同様の調査を実施することを検討している。これら調査結果のホームページの公表によるアクセス件数を、従来の目標値1,000件から、平成21年度の目標値については2,000件と設定し直し、これまで以上に広く有効に活用されるよう努めたい。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項**（平成21年度）**

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局総務課交通安全対策室（室長 石原 弘一）

業績指標 96

遮断機のない踏切道数

評価

A-2

目標値：4,000箇所（平成22年度）
 実績値：4,352箇所（平成20年度）
 初期値：4,939箇所（平成17年度）

（指標の定義）

「遮断機のない踏切道数」とは、第3種（遮断機はないが踏切警報機が設置されているもの）及び第4種（遮断機及び踏切警報機が設置されていないもの）踏切道数のことをいう。

（目標設定の考え方・根拠）

平成13年度から平成17年度までの5箇年で除去された「遮断機のない踏切道数」をもとに、平成22年度末までの目標値を設定。

（外部要因）

既存路線の廃止

（他の関係主体）

鉄道事業者・地方公共団体

（重要施策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日）

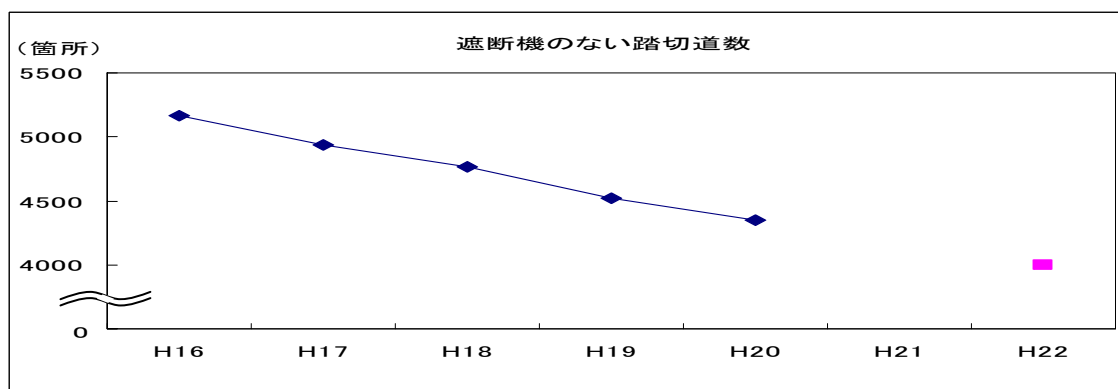
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
5,164箇所	4,939箇所	4,764箇所	4,520箇所	4,352箇所



事務事業の概要

主な事務事業の概要

踏切道における事故防止と交通の円滑化を図るため、立体交差化や統廃合により除却できない踏切道について、踏切道改良促進法に基づき踏切遮断機や警報機等の踏切保安設備の整備を進める。

踏切保安設備整備補助金：168百万円（平成20年度）

(税制特例)

- ・踏切道および踏切保安装置に係る非課税措置（固定資産税）
非課税
- ・既設鉄軌道に新たに建設された立体交差化施設に係る非課税措置（固定資産税）
非課税

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度は168箇所を削減し、順調に整備が進んでいる。

(事務事業の実施状況)

遮断機のない踏切道については、踏切道改良促進法に基づく法指定や、遮断機のない踏切道への遮断機の設置に対し、踏切保安設備整備費補助を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

遮断機のない踏切道数は、平成20年度においては4,352箇所と前年度より168箇所減少しており、目標年度における目標値の達成に向けて順調に整備が進んでいることから、A-2と評価した。

踏切道における事故防止と交通の円滑化の観点から、踏切道改良促進法に基づく法指定や踏切保安設備整備費補助を活用しながら、踏切遮断機や警報機等の踏切保安設備の整備を進め、今後も遮断機のない踏切道の削減を進める。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局施設課(課長 高橋 俊晴)

業績指標 97

地下鉄道の火災対策基準を満たす地下駅の割合

評価

A-3	目標値：100% (平成20年度) 実績値：100% (平成20年度) 初期値：61% (平成15年度)
-----	--

(指標の定義)

「地下鉄道の火災対策基準（昭和50年制定）（注）」を満たす火災対策設備の整備が未完了の地下駅（268駅）のうち、基準を満たすよう整備された地下駅の割合。分子（基準を満たすよう整備された地下駅）／分母（「地下鉄道の火災対策基準（昭和50年制定）（注）」を満たす火災対策設備の整備が未完了の地下駅）

（注：地下駅等において地上への異なる2以上の避難経路の設置、ホーム・コンコース等における排煙設備の設置等を定めている基準）

(目標設定の考え方・根拠)

平成15年度に「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」を改正し、「地下鉄道の火災対策基準」を満たしていない地下駅等の火災対策設備については、平成20年度末までに同基準を満たすよう整備を義務付けており、これにより目標を設定している。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

鉄道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

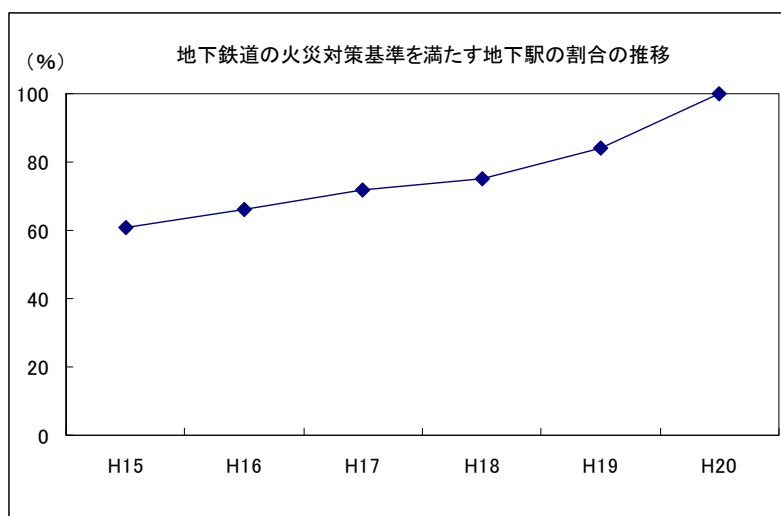
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
66%	72%	75%	84%	100%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

平成15年2月に発生した韓国の地下鉄火災事故を踏まえ、「地下鉄道の火災対策基準（昭和50年制定）」に適合していない地下駅について、平成20年度までに地下駅等の火災対策設備の整備を義務付けており、火災対策設備のうち大規模な駅改良を要する避難通路及び排煙設備の新設についてはその費用の一部を助成する。

地下駅火災対策施設整備事業費補助金：約12億円（平成20年度）

（税制特例）

- ・補助を受けて整備する既設地下鉄駅の火災対策施設に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）

5年度分2/3

減収見込額 0.2億円

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

地下鉄道の火災対策基準を満たす地下駅の割合については、平成20年度末に100%の駅において事業が完了し、目標を達成した。

（事務事業の実施状況）

地下鉄道の火災対策基準に不適合な地下駅については、省令改正により地下駅等の火災対策設備の整備を義務付け、また、避難通路及び排煙設備の新設について「地下駅火災対策施設整備事業費補助」等助成制度の創設及び税制の特例措置により鉄道事業者の負担軽減を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

地下鉄道の火災対策基準に不適合な地下駅については、平成20年度末に事業が完了し、目標を達成したことからA-3と評価した。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局施設課（課長 高橋 俊晴）

業績指標 98

主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数

評価

A-2	目標値：0 駅（平成 22 年度） 実績値：156 駅（平成 20 年度） 初期値：253 駅（平成 18 年度）
-----	---

（指標の定義）

主要な鉄道駅とは、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する、1 日あたりの乗降人員が 1 万人以上の在来線駅のことをいう。

（目標設定の考え方・根拠）

平成 17 年 7 月の防災基本計画の提言を踏まえ、主要な鉄道駅について、平成 22 年度末を目途に耐震化を図ることを目標としている。

（他の関係主体）

鉄道事業者、第 3 セクター等（駅の改良整備・保有を業務とする）

（重要施策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

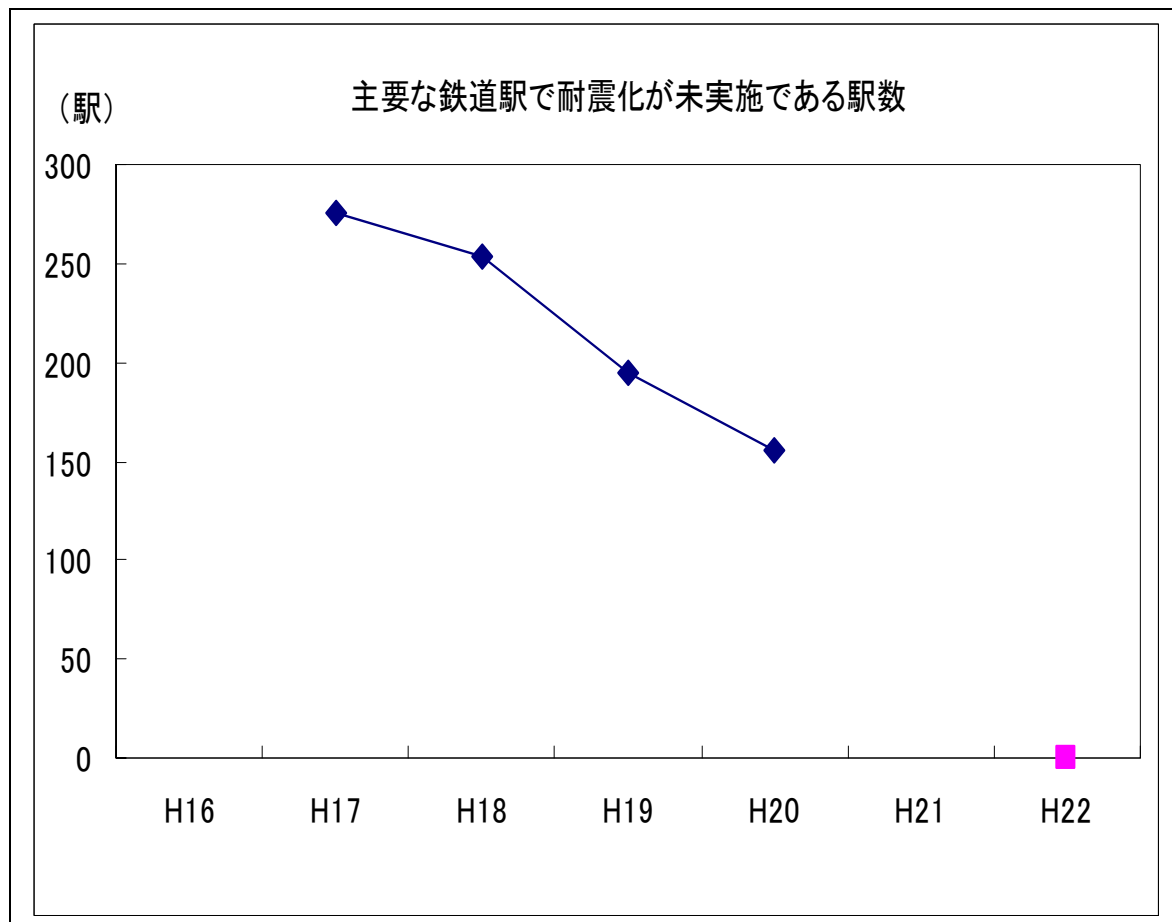
【本部決定】

防災基本計画（平成 17 年 7 月 26 日）

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	H20
—	275 駅	253 駅	195 駅	156 駅	156 駅



事務事業の概要

主な事務事業の概要

多数の駅利用者の安全及び発災時に駅の果たす防災機能を確保するため、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅について耐震補強を推進。

予算額 649百万円（平成20年度）

（税制特例）

- ・補助を受けて整備する駅の耐震補強事業により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）

5年度分2/3 減収見込額0.05億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

工事着手駅数が伸びていること、また、関係者との調整に目途がたったことから今後順調に推移すると推測される。

（事務事業の実施状況）

主要な鉄道駅における耐震補強に係る費用の一部を補助し、耐震化の促進を図るとともに、税制の特例措置により鉄道事業者の負担軽減を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数であり、順調に整備が進んでいることからA-2と評価したが、総合的に効果はでていないが、地方の駅については重点化が必要である。したがって、平成20年度から鉄道施設総合安全対策事業として、駅の耐震化以外の事業を含め、総合的に事業を推進することとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局施設課（課長 高橋 俊晴）

業績指標 99

落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数

評価

A-2	目標値：186箇所（平成23年度） 実績値：63箇所（平成20年度） 初期値：0箇所（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

天然自然現象等によって風化した土砂等が崩壊、落下すること、又は、海水等の浸入若しくは海水等による浸食等により、民生の安定が破壊され、かつ、会社の鉄道施設が被害を受けることを防止するために平成19年度以降5箇年の間に行う防災工事の箇所数（累計）をいう。

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度から平成23年度までの5箇年のうちに整備が必要である箇所数を目標値として設定。

（外部要因）

鉄道沿線の自然環境、社会環境の変化。

（他の関係主体）

鉄道事業者（事業主体）

（重要施策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決】

なし

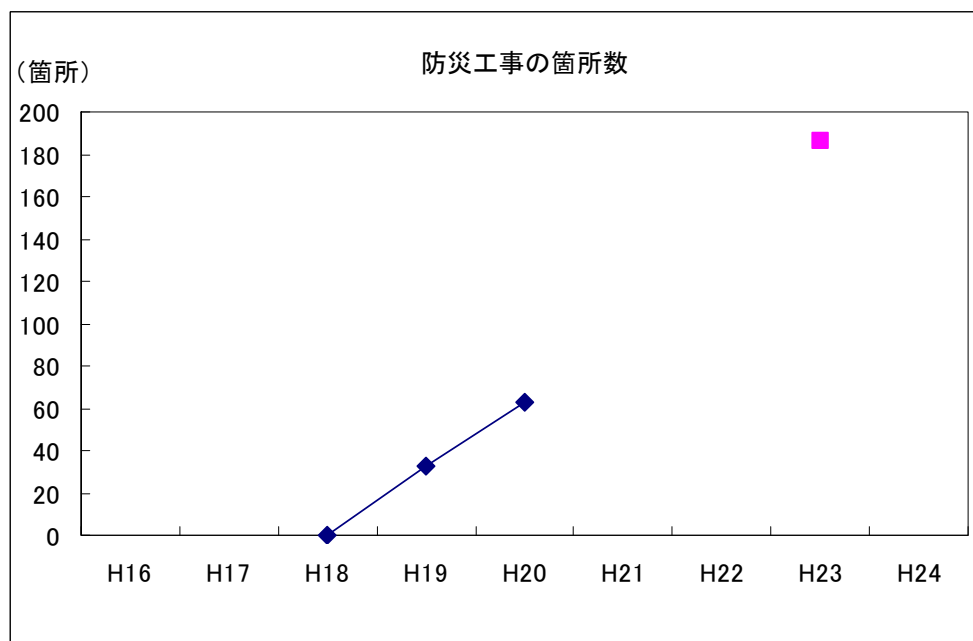
【本部決定】

なし

【政府・与党】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	H20
-	-	0箇所	33箇所	63箇所	63箇所



事務事業の概要

主な事務事業の概要

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備であって、その効果が単に鉄道の安全確保に寄与するのみならず、住民、耕地、公共施設等の保全保護にも資する事業を推進する。

鉄道防災事業費補助：200百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

平成20年度は30箇所の防災工事が行われ、順調に整備が進んでいる。

(事務事業の実施状況)

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備に対し、鉄道防災事業費補助により支援した。

課題の特定と今後の取組の方向性

旅客会社等が実施する落石・なだれ対策、海岸保全等のための施設の整備は、平成20年度においては30箇所実施され、目標年度における目標値の達成に向けて順調に整備が進んでいることから、A-2と評価。

落石・なだれ等による住民の生活及び鉄道施設への被害を軽減する観点から、鉄道防災事業費補助を活用しながら、今後も防災工事を進める。

平成21年度以降における新規の取組**(平成21年度)**

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局施設課(課長 高橋 俊晴)

業績指標100

地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」を策定し、計画的に実行しているものの割合

評価

A-2	目標値：70% (平成24年度) 実績値：33% (平成20年度) 初期値：—
-----	---

(指標の定義)

経営基盤の脆弱な鉄道事業者のうち、が老朽化した施設を補強・改良するなど、安全性の向上等を図るために策定する「総合安全対策計画」を策定し、これを計画的に実行している鉄道事業者の割合。分子（老朽化した施設を補強・改良するなど、安全性の向上等を図るために策定する「総合安全対策計画」を策定し、これを計画的に実行している鉄道事業者）／分母（経営基盤の脆弱な鉄道事業者）

(目標設定の考え方・根拠)

目標設定を70%とした理由は、地方鉄道事業者約100社のうち現在保全整備事業を実施している事業者約70社がすべて「総合安全対策計画」を策定し計画的に実行することを目標としたためである。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

鉄道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

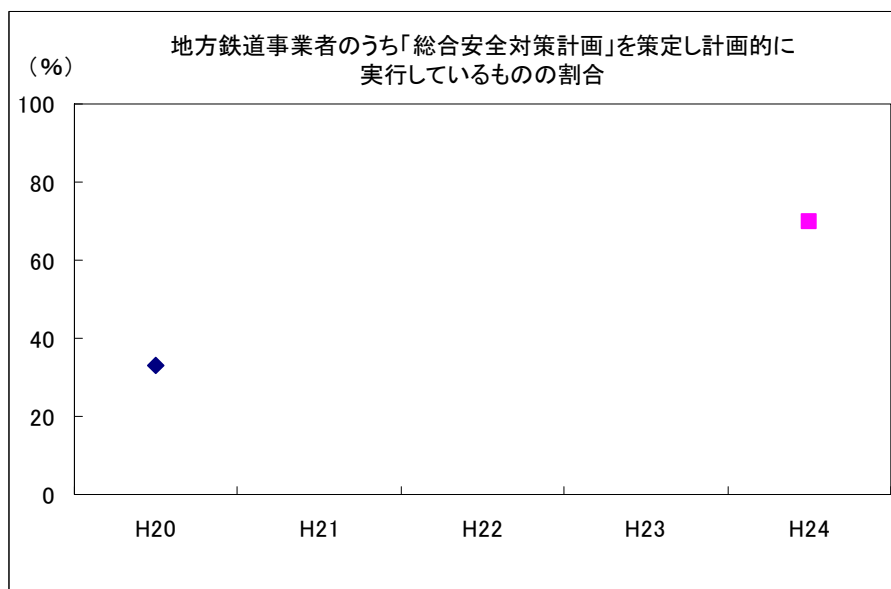
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	—	33%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

近年、社会資本ストックの急速な老朽化が指摘されており、鉄道においても開業後70年以上を経過した路線が、多数存在し、橋りょうやトンネルなど規模が大きい施設については、適切な改良が進んでいないことが懸念されていることから、中小鉄道の老朽化対策のための改良・補修事業に対し、国がその費用の一部を補助し、整備の促進を図る

鉄道施設総合安全対策事業費補助金（老朽化対策）：約0.1億円（H20年度）

鉄道軌道輸送高度化事業費補助金（計画安全事業）：約2.0億円（H20年度）

（税制特例）

・鉄道軌道輸送高度化事業費補助金等を受けて取得する安全性向上設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）
5年度分1/2

減収見込額 0億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値としては、平成20年度の33%であるが、これはすでに目標値の約半分であるので、順調といえる。また、地方鉄道の老朽化対策については、各社が順次「総合安全対策計画」を策定し、計画的に施設の改良や補修が進められている。

（事務事業の実施状況）

経営基盤の弱い中小鉄道事業者に対する助成制度の創設及び税制の特例措置により鉄道事業者の負担軽減を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

地方鉄道の老朽化対策については、各社が順次「総合安全対策計画」を策定し、計画的に施設の改良や補修が進められており、目標達成に向け順調に推移していることからA-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局施設課（課長 高橋 俊晴）

業績指標 101

鉄道運転事故による乗客の死亡者数

評価

A-2	目標値：0人（平成19年度以降毎年度） 実績値：0人（平成20年度） 初期値：0人（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

鉄軌道の運転事故による乗客の死亡者数

(目標設定の考え方・根拠)

第8次交通安全基本計画に掲げた鉄道運転事故による乗客の死者数ゼロを目標とする。
また、同時に鉄道運転事故件数の減少を目指す。

(外部要因)

地震・突風等の自然災害

(他の関係主体)

鉄軌道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日）

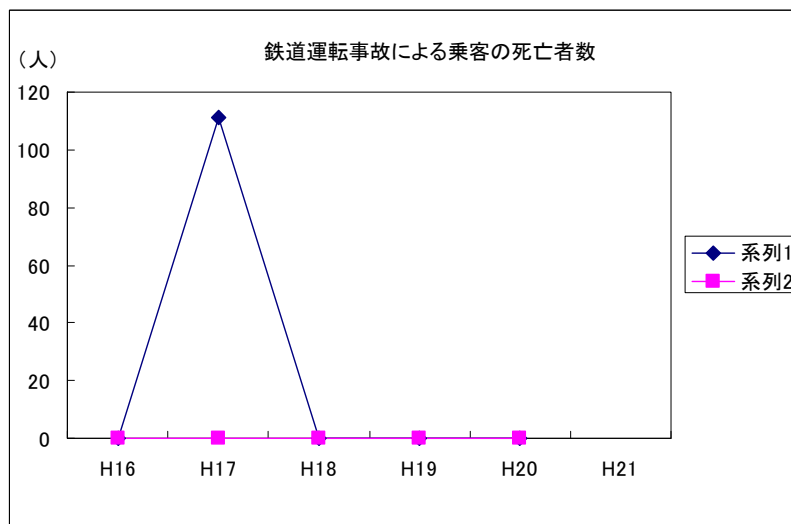
【政府・与党申し合わせ】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
0人	111人	0人	0人	0人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 鉄道交通環境の整備
鉄道交通の安全を確保するため、鉄道施設の維持管理等の徹底を図るとともに、運転保安設備の整備、鉄道構造物の耐震性の強化等を促進し、安全対策の推進を図る。
- 保安監査等の実施
鉄道の安全運行を確保するため、保安監査の強化・充実を図るとともに、乗務員及び保安要員の知識及び技能の向上を図るよう指導する。さらに、鉄道事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を推

進するとともに、その構築状況を国が評価する運輸安全マネジメント制度を充実させ、より一層の安全性の向上を図る。

○事故原因の究明

運輸安全委員会は、重大な鉄道事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道事故の再発防止に寄与する。

関連する事務事業の概要

○鉄道係員に関する安全指針整備、運転士の身体機能にかかる基準等についての調査検討

漫然運転等による運転士等のミスについて調査・分析を行い、これらを防止するための対策等について調査検討を行うとともに、ガイドラインを策定し、鉄道の安全・安定輸送の向上を図る。また、運転士の業務と視機能の程度との関係を調査検討し、身体機能のガイドラインの見直しを図るための基礎資料とする。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成17年度には重大事故が連続して発生したことにより乗客の死亡者数は111人に上ったが、平成18年度、平成19年度及び平成20年度は乗客の死亡者数は0人となっており、進捗状況は順調といえる。

(事務事業の実施状況)

○新幹線の高架橋柱及び在来線の高架橋柱について、耐震補強の促進を図った。

○平成18年度に改正した技術基準に基づき、曲線、分岐器、線路終端、その他重大な事故を起こすおそれのある箇所へのATS等の設置を義務付け、整備促進を図った。

○鉄道の安全運行を確保するため、鉄道事業法等に基づき、鉄道事業者等に対し保安監査を実施し、輸送の安全確保の取組状況、施設及び車両の保守管理の状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行った。さらに、平成18年10月より導入した運輸安全マネジメント制度により、事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を推進するとともに、事業者の安全管理体制の構築・改善状況について評価を実施し、輸送の安全の確保に努めた。

○重大な鉄道事故等について、その原因を究明するための調査を行い、鉄道事故の再発防止の寄与に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値である死亡者数0人を示しており、A-2と評価した。鉄道運転事故件数に関しては長期的には減少傾向にあるものの、高密度、大量輸送という鉄道輸送の特徴により、ひとたび事故が発生すると被害は甚大なものとなる。このため、現在の取組を継続、強化し、業績指標の達成を目指すとともに、鉄道運転事故件数の減少を目指し、さらなる安全の確保を目指す。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局安全監理官 (監理官 中桐 宏樹)

関係課：大臣官房運輸安全監理官 (監理官 最勝寺 潔)

鉄道局技術企画課 (課長 北村 不二夫)

鉄道局施設課 (課長 高橋 俊晴)

運輸安全委員会事務局総務課 (総務課長 菅井 雅昭)

業績指標 102

事業用自動車による交通事故死者数

評価

A-2

目標値：592人（平成22年）
 実績値：513人（平成20年）
 初期値：740人（平成17年）

（指標の定義）

事業用自動車第1当事者となる交通事故における死者数。この指標の把握により、運行管理制度の徹底・改善、監査・処分の強化及び運輸安全マネジメントの導入徹底等の効果を的確に把握することができる。

（目標設定の考え方・根拠）

「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月中央交通安全対策会議決定）において、平成22年の交通事故死者数5,500人以下を目標としており、平成17年の交通事故死者数は6,871人であり、目標値は20%の削減に相当することから、高止まり傾向にある事業用自動車の交通事故死者数も同様の削減目標を示したものの。

（外部要因）

交通量、事業者数、車両台数

（他の関係主体）

警察庁（事故・違反通報）、厚生労働省（労基通報）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

・第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日）

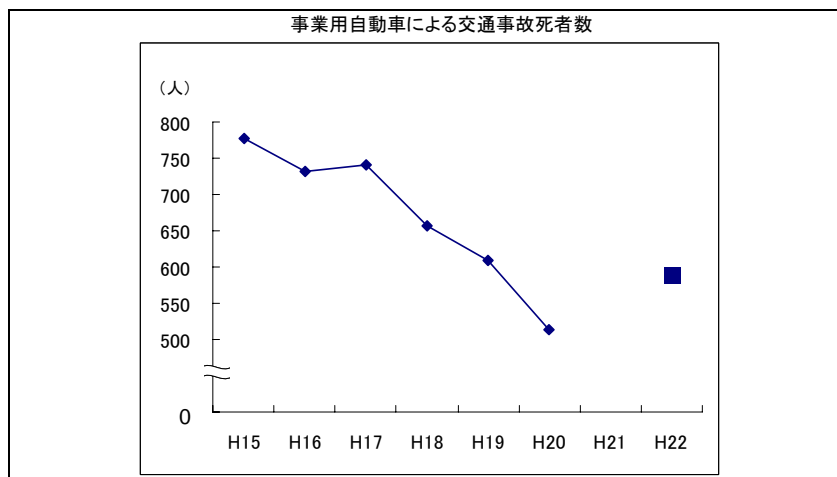
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(暦年)

H16	H17	H18	H19	H20
731人	740人	656人	610人	513人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

監査の強化、運行管理制度の徹底、運輸安全マネジメントの導入等の自動車運送事業の安全対策を進める。
 予算額 2.1億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年の指標（実績値）は513人であり、前年と比較して減少しており、目標値を2年前倒しで達成した。

(事務事業の実施状況)

運行管理制度の徹底・改善、監査・処分の強化及び運輸安全マネジメントの推進等。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標「事業用自動車による交通事故死者数」に対し、目標値を2年前倒しで達成していることから、A-2と評価した。今後は、さらなる事故削減をめざし、新たな目標値等を検討していく予定。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局安全政策課(課長 山崎 篤男)

関係課：大臣官房運輸安全監理官(運輸安全監理官 野中 治彦)

自動車交通局旅客課(課長 石崎 仁志)

自動車交通局貨物課(課長 一見 勝之)

業績指標 103
商船の海難船舶隻数

評価

A-2	目標値：466隻以下（平成23年） 実績値：494隻（平成20年） 初期値：518隻（平成18年）
-----	---

(指標の定義)

海難が発生した旅客船、貨物船及びタンカーの船舶隻数の合計（毎年1月1日から12月31日）

(目標設定の考え方・根拠)

過去10年の商船の海難船舶隻数の推移を見ると、全体としては減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいで推移している。これを再び減少傾向に向かわせることを狙いとして、平成23年までの5年間で平成18年比で商船の海難船舶隻数を1割以上減らすことを目標とする。

(外部要因)

海上交通量の変化、台風や津波等による海難

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成20年3月18日）

海難の分析等による安全基準や運航管理体制の改善等を図ることが必要である。（第一部2）

海難の発生を未然に防止するため、運輸安全マネジメント制度に基づく評価を推進する。

外国船舶についても、国際的な基準に適合しない船舶を排除するため、各国と協調した対応を強化する。（第二部5（1）イ）

【閣決（重点）】

なし

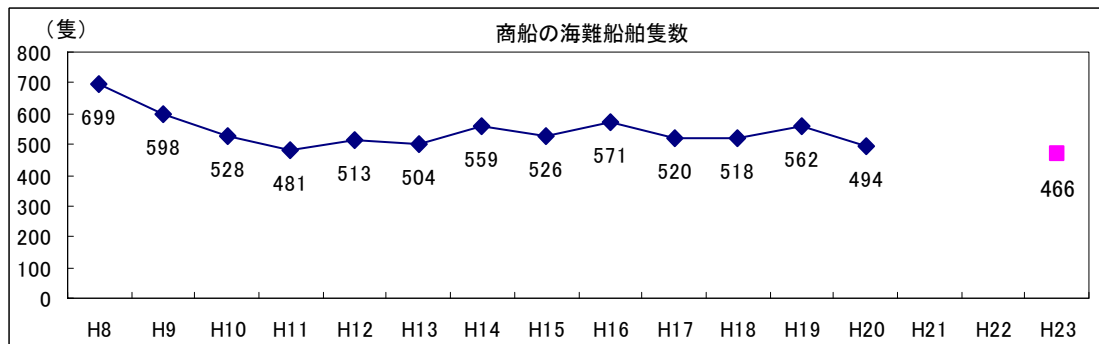
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値							(暦年)
H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
699隻	598隻	528隻	481隻	513隻	504隻	559隻	526隻
H16	H17	H18	H19	H20			
571隻	520隻	518隻	562隻	494隻			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

海上交通の安全を確保するために必要な施策を推進するための事業を行う。

○海難の防止に向けた調査研究

- ・人的要因による海上衝突・座礁事故を防止するために、各種電子航海機器の活用拡大を図るための所要の調査を実施するとともに、新たな航海支援システム（協調型航行支援システム）を構築するための調査研究を実施する。
- ・船舶の更なる安全性向上のために、部材ごとの寸法を詳細に定める従来の画一的な船体構造基準に代わる多様な新技術に対応した柔軟な基準（新世代船体構造基準）及びこれに対応する船舶の構造強度評価手法を策定す

るための調査研究を実施するとともに、国際海事機関（IMO）への提案を行う。

予算額：0.2億円（平成20年度）

○執行官による船舶検査等の実施

- ・我が国周辺における外国船舶海難防止のために、外国船舶監督官による我が国に入港する外国船舶に対する監督（PSC）を実施するとともに、これらの執行体制の充実を図る。
- ・我が国船舶の安全性の維持・向上のために、運航労務監理官による旅客船・貨物船の運航管理体制及び船員の労働条件等の監査・指導、運輸安全マネジメント体制の評価、船舶検査官による船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに、これらの執行体制の充実を図る。

予算額：1.5億円（平成20年度）

○運輸安全委員会による事故原因究明

- ・海難が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、海難の再発防止に寄与する。

関連する事務事業の概要

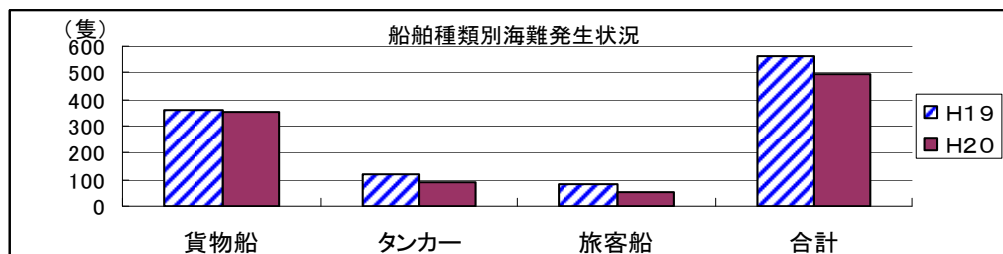
該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成20年の実績値は494隻であり、平成19年に比べ68隻の減少（12.1%減）となっており目標達成に向け順調に推移していると推測される。
- ・指標の内訳を見ると、貨物船は351隻で平成19年比6隻の減少（1.7%減）、タンカーは88隻で平成19年比34隻の減少（27.9%減）、旅客船は55隻で平成19年比28隻の減少（33.7%減）であった。下図参照。



（事務事業の実施状況）

○海難の防止に向けた調査研究

- ・協調型航行支援システムに関する研究開発を実施し、システムの構築を図った。
- ・新世代船体構造基準及びこれに対応する船舶の構造強度評価手法に関する調査研究を実施し、国際海事機関（IMO）に船体構造に関する国際条約の改正案を提案した。

○執行官等による船舶検査等の実施

- ・運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導及び運輸安全マネジメント体制の評価を実施するとともに、運輸の安全確保に万全を期するための全省的な体制強化のため、平成20年10月より大臣官房審議官及び技術審議官による運輸事業者の安全管理体制の立ち会いの下、評価を実施した。（平成20年度実績：約540事業者に対する運輸安全マネジメント体制の評価を実施）
- ・船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。
- ・外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び資格証明等についてPSCを実施した。（平成20年実績：約18,400件の欠陥是正を指示）

○海難の再発防止に向けた組織の充実

- ・運輸安全委員会を設置し、海難原因等の究明、関係者に対する再発防止策の勧告等を適確に実施するための体制を整えた。
- ・海事局に安全・環境政策課を設置し、海事局が取り組む安全政策の企画立案及び総合調整を実施するための体制強化を図った。
- ・地方運輸局に海事保安・事故対策調整官を設置し、地方運輸局における海難事故発生時の対応等を実施するための体制強化を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年の実績値は、平成19年より68隻減少しており、目標達成に向け順調に推移していることから、A-2とした。
- ・周囲を海に囲まれ、資源が乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性があるほか、尊い人命を失うなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

○海難の防止に向けた検討

・海難分析・安全対策研究会の立ち上げ

海難の分析、安全対策に関する各部局間の施策の連携強化を促進するため、海事局、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所からなる標記研究会を設置し、海難事故原因・事故状況等の分析を通じた効果的な安全対策の検討を進めていく。

(平成22年度以降)

○施策の見直し等による事務事業の廃止・縮小

・事務事業名：電子航海機器の活用による衝突・座礁事故防止対策

・事務事業名：「海の駅」の多機能化・連携支援事業

・事務事業名：FRP廃船高度リサイクルシステムの構築

・事務事業名：原子炉解体に伴い発生する大量の放射性廃棄物の輸送に従事する船舶の技術基準策定等

・事務事業名：水先制度の見直しに係る諸施策の推進に必要な経費

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局安全・環境政策課（課長 坂下 広朗）

関係課：大臣官房運輸安全監理官（監理官 最勝寺 潔）

運輸安全委員会事務局総務課（課長 菅井 雅昭）

業績指標 104

船員災害発生率（千人率）

評価

A-2	目標値：9.3‰（平成24年度） 実績値：11.3‰（平成19年度） 初期値：11.8‰（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人あたりの率。分子（毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員数）／分母（船員数）に千を乗じたもの。

（目標設定の考え方・根拠）

平成20年度から平成24年度までの5年間に死傷災害の発生率（年間千人率）を平成18年度に比べ21%減少させる。

- ①全国平均の災害発生率を上回っている地域（地方運輸局単位）においては、全国平均まで減少させるとともに、さらに発生率を5%減少させることを努力目標とした。
- ②全国平均の災害発生率を下回っている地域においては、発生率を10%減少させることを努力目標とした。
- ③①及び②の考え方にに基づき平成15～17年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。

（外部要因）

- ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
- ・船舶及び陸上作業機器・設備の構造に係る問題
- ・海上及び港における救急・救護体制

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

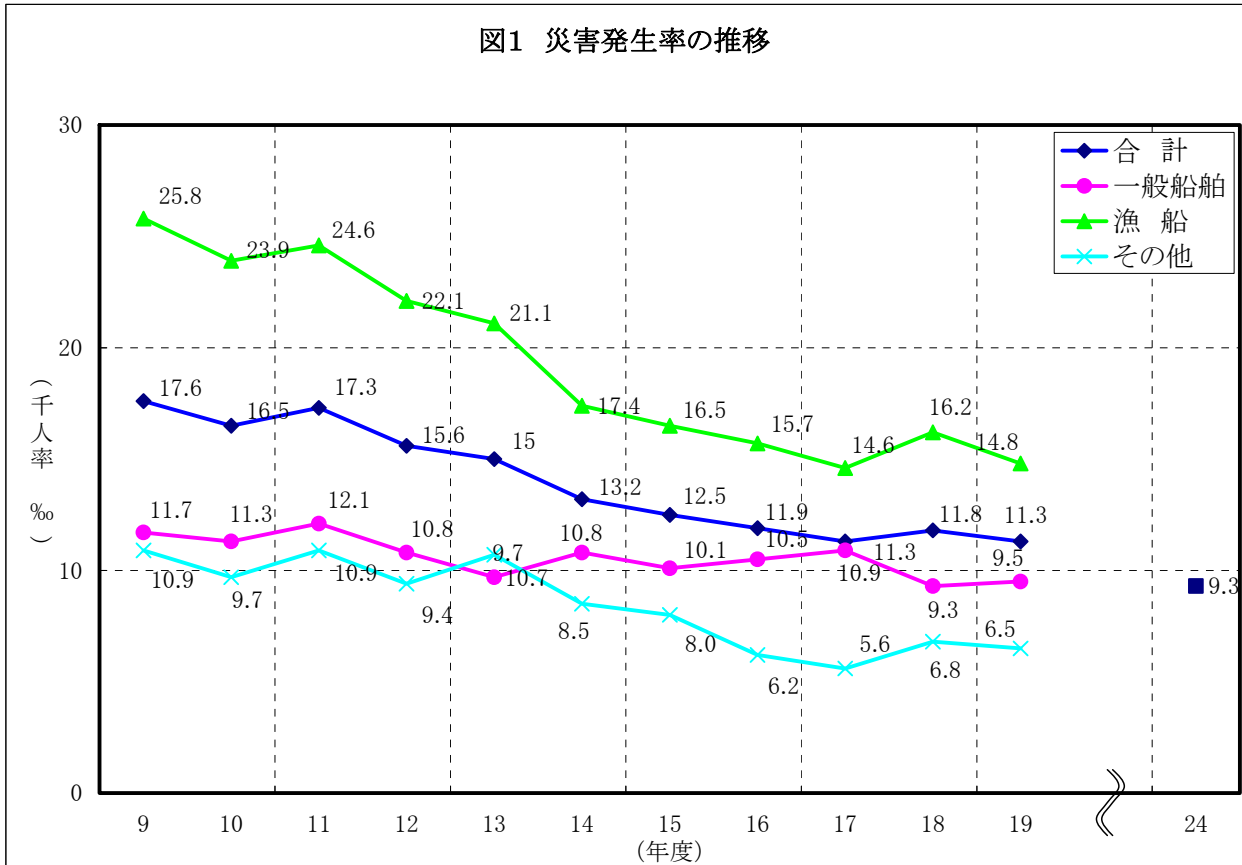
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
11.9‰	11.3‰	11.8‰	11.3‰	集計中

図1 災害発生率の推移



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

・船舶所有者の安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。特に、中小船舶所有者に対し船員災害防止のための協議会等の設置を促進し、安全衛生教育、災害事例等に関する情報交換等を推進する。

②死傷災害の防止

・作業時を中心とした死傷災害防止対策を図るため、業種別、態様別等の災害防止対策を策定するとともに、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用徹底を図る。また、高齢船員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進する。

予算額 0.09 億円 (平成 20 年度)

関連する事務事業の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

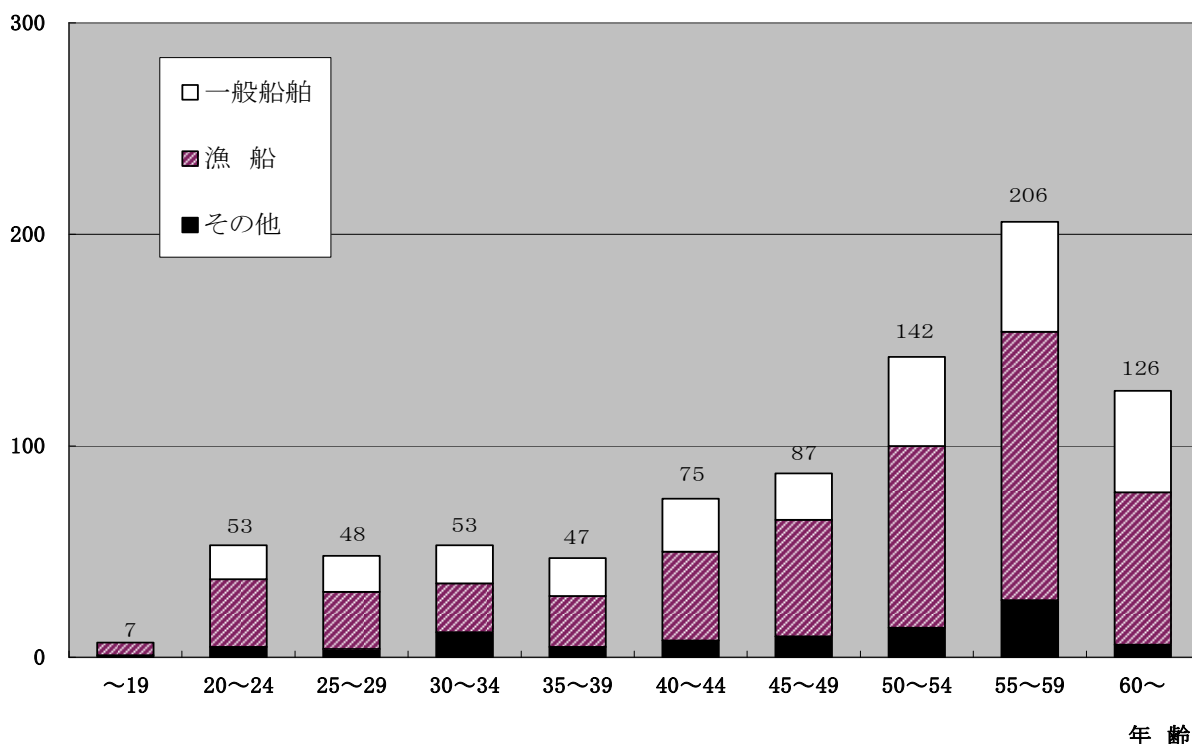
・平成 20 年度の実績値は集計中であるため、平成 19 年度までの実績値について分析すると、平成 19 年度の実績値は 11.3‰ (844 件) であり、平成 14 年度と比べ死傷災害の発生率は約 14% (352 件) 減少しており、目標値に向かって順調に推移している。(図 1)

・指標の内訳を見ると、死傷災害は合計で 4% (55 件) 減少している。

また、船員の高齢化が進展する中、高齢船員の占める割合は増加傾向にあり、平成 19 年度における 50 歳以上の船員の災害発生率は、全体の約 56% (474 件) を占めている。このため、高齢船員の死傷災害防止対策の推進を図る必要がある。(図 2)

図2 業種別年齢階層別災害発生状況(平成19年度)

件数



(事務事業の実施状況)

- ・毎年開催される安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止対策等の指導を行うとともに、安全に関する各種講習会等を開催し船舶所有者、船員のみならずその家族に対しても参加を求め、安全意識の高揚を図った。
 指導隻数 1,790 隻
 講習会等 58ヶ所 3,405 人
- ・関係機関、団体等で構成される船員災害防止推進連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。
 (開催回数 20 回)

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 19 年度の死傷災害発生率は、平成 18 年度に比べ 4%減少しており、業績目標の達成に向け、順調に減少している。このため、今後も引き続き船員災害の発生を防止するための取組みを推進する必要があるため、A-2 と評価した。
- ・今後は、第 9 次船員災害防止基本計画の目標減少率を達成するために、同基本計画に基づき、船員の高齢化に伴う心身機能の変化を踏まえた高齢船員の死傷災害対策や、船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及等死傷災害の防止に必要な対策を講じる。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

第 9 次船員災害防止基本計画における死傷災害の発生率の減少目標初期値については、同基本計画の開始年度の直近の実績値とすることが同基本計画と本評価との相関関係をより強め、評価についてもより計画に沿ったものになると考えられることから、以後平成 19 年度の実績値を同基本計画の初期値とする。

また、同実施計画の実施を図るために作成された平成 21 年度船員災害防止実施計画の重点対策（海難防止対策等による死傷災害の抑制に関する対策等）及び主要対策（船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及等）を推進し、死傷災害の発生率（年間千人率）を、対前年度比 5%減少させることを目標とする。

(平成 22 年度以降)

第 9 次船員災害防止基本計画の実施を図るために、平成 22 年度船員災害防止実施計画を作成することとしている。平成 22 年度は、同実施計画の重点対策及び主要対策を推進し、死傷災害の発生率（千人率）を、同実施計画で規定するとおり減少させることを目標とする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局運航労務課（課長 西村典明）

業績指標 105

小型船舶の安全拠点の数

評価

A-2

目標値：40箇所（平成21年度）
 実績値：37箇所（平成20年度）
 初期値：15箇所（平成18年度）

(指標の定義)

地域の海の安全拠点として海難事故等発生の際の救難機能の補助や地域の海上の安全に関する情報等の発信機能を有する拠点の数

(目標設定の考え方・根拠)

舟艇利用者の安全運行を確保するため、マリンレジャーや地域活性化の拠点として活用されているマリーナや港湾施設等を母体とした地域の海において、救難機能等を備えた安全拠点の設置を推進する。

平成19年度には、当初設定した目標値（30箇所（平成21年度））を達成したが、今後はこれまで安全拠点の設置ができなかったエリアにおいても着実に拡大する必要があることから、平成20年度、21年度においては、年間5箇所ずつ安全拠点の数を拡大することとし、目標値を40箇所（平成21年度）とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

自治体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

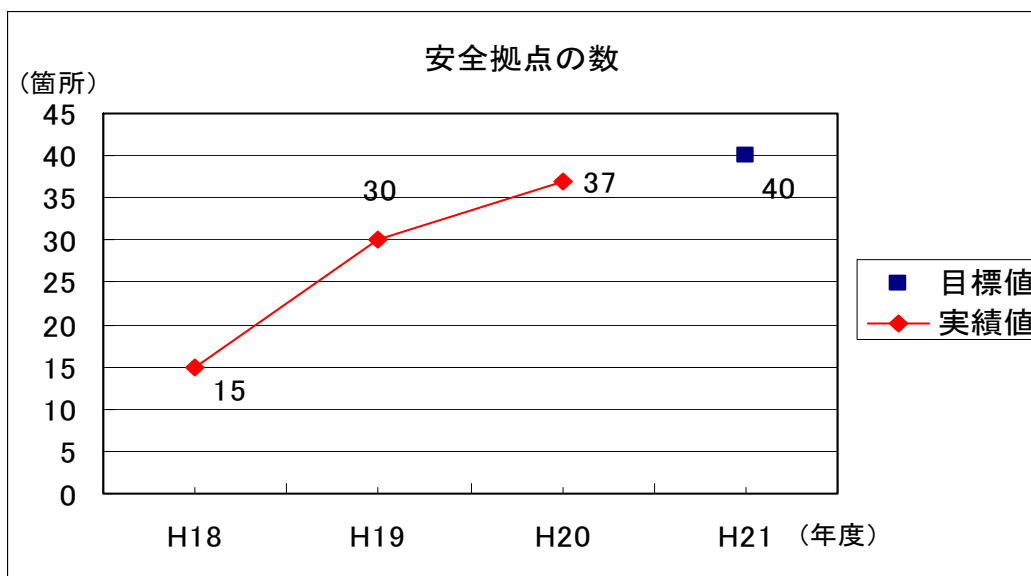
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H17	H18	H19	H20	
—	15箇所	30箇所	37箇所	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①「海の駅」の多機能化・連携支援事業

近年、マリンレジャーの拠点として拡大している「海の駅」を、災害時の水上輸送ルート確保や海難事故等発生の際の救難機能の補助、地域の海上の安全に関する情報発信等を推進することにより、地域の防災・救難拠点として活用する多機能化を図った。
予算額：0.05億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成19年度に30箇所であった安全拠点の数は、平成20年度には37箇所となっており、実績値の推移は順調であると判断できる。

（事務事業の実施状況）

「海の駅」の多機能化・連携支援事業等の推進による舟艇の安全拠点の数の拡大を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

平成20年度、安全拠点の数は37箇所と順調に増加していることから、A-2と評価した。

「海の駅」の多機能化・連携支援事業等を進めた結果、事業実施地区を中心に安全拠点の数は拡大した。今後は、他の地域でも「海の駅」の多機能化を進めること等により、さらなる安全拠点の拡大に努める。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局船舶産業課舟艇室（室長 大谷 雅実）

業績指標 106

航空機に対するハイジャック・テロの発生件数

評価

A-1	目標値：0件（平成16年度以降毎年度） 実績値：0件（平成20年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	---

(指標の定義)

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロの発生件数

(目標設定の考え方・根拠)

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ（爆破等）の発生件数ゼロを目標とする。

また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。

(外部要因)

治安情勢の変動

(他の関係主体)

警察庁（警備業法に基づく空港保安警備1級及び2級の指定講習を空港保安検査員に実施している（財）空港保安事業センター（公益法人）を共管。）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

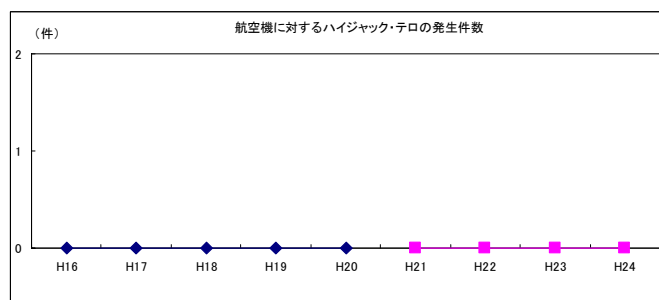
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

① ハイジャック・テロ対策の推進

- ・英国での航空機爆破テロ未遂事件を受け、ICAO（国際民間航空機関）のガイドラインに沿った新ルールとして、日本発国際線客室への液体物持込の量的制限を実施。
- ・セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化等を図るため、航空貨物に係る荷主から航空機搭載までの間を一貫して保護するための保安制度（RA制度）を導入。
- ・航空保安に万全を期すため、従来の空港警戒体制の最高レベルを「レベルⅠ」として恒久化するとともに、特定の対象への脅威が高まった場合の措置を「レベルⅡ」「レベルⅢ」として設定。航空保安対策の基準を強化。
- ・空港における保安対策（場周フェンスの強化、センサーの設置等）を強化。
- ・貨物用X線検査装置や空港関係者等検査機器の導入を促進。また、貨物用X線検査装置による爆発物検査及び空港従業員等検査を実施。
- ・航空法施行規則の一部改正（平成16年12月）を行い、航空保安に関する規定を整備。
- ・空港警備の状況、レベルⅠに基づいた保安措置の実施状況等の監査を定期的実施。
- ・空港危機管理のための現場の状況把握及び指示システムを拡充。
- ・航空保安監査に係るデータ管理システムの構築。

- ・貨物ターミナルにおける監視員の配置に対する補助制度の導入（平成17年6月）
 - ・航空保安に係る教育訓練の教材の充実。
 - ・日本発国際線搭乗ゲートにおける本人確認の実施。
- ② ハイジャック検査体制の維持・強化
- ・ハイジャック検査体制の維持・強化を図るため、保安措置の強化について必要な補助を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成16年度以降毎年度の目標値は0件であり、目標については、達成している。
米国同時多発テロ事件以降、航空機に対するハイジャック・テロを未然に防止するため、空港警戒体制を最高レベルにするなどの航空保安措置を講じてきたところ、ハイジャック事件等は発生していない。

しかし、英グラスゴー空港車両突入事案（平成19年6月）、独フランクフルト空港テロ未遂事件（平成19年9月）など、我が国をめぐるテロ情勢は依然として厳しく、公共交通機関等へのテロの脅威は増しており、国民に大きな不安をもたらしているため、ハイジャック対策を含めたあらゆる分野におけるテロ対策をより一層推進することが国内外から求められている。

（事務事業の実施状況）

・空港警戒体制のレベルIの維持、ハイジャック検査機器導入に対する航空会社等への補助、空港警備状況等についての監査等の施策を引き続き実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・実績値は目標値の0件を達成している。この実績値は、従来からのハイジャック・テロ対策とともに新たな施策を推進してきた結果達成されたもので、今後、現在実施しているハイジャック・テロ対策を引き続き推進していくとともに、ICAOの取組に対する財政的貢献等国際協力の推進、航空保安対策に関する体制の整備・充実等を図っていくことからA-1と評価した。

平成21以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・空港における保安対策（空港全周へのフェンスの設置及び増設）の充実、強化。
- ・各空港設置者に対する空港保安管理規定の届出の義務化。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空安全推進課（課長 渡邊 良）

業績指標 107

国内航空における航空事故発生件数

評価

A-2	目標値：12.2件（平成20～24年の平均） 実績値：13.4件（平成16～20年の平均） 初期値：13.6件（平成15～19年の平均）
-----	--

（指標の定義）

国内航空における大型飛行機、小型飛行機及びヘリコプターの航空事故（航空法第76条に定める事故）の年間発生件数（5年間の平均）。

（目標設定の考え方・根拠）

航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数（平成20年～24年の5ヵ年平均値）を現況値（平成15年～19年の5ヵ年平均値）の約1割減とすることを目標とする。また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。

（外部要因）

- ・ 気象条件

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

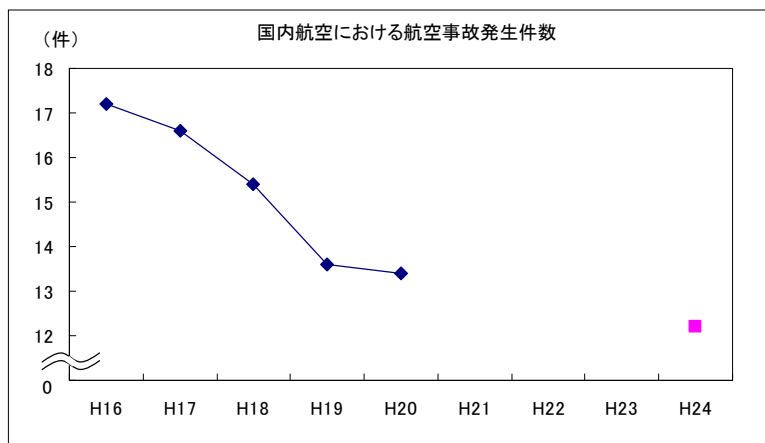
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(暦年)
H16	H17	H18	H19	H20	
17.2件（※注） （単年） 20件	16.6件（※注） （単年） 14件	15.4件（※注） （単年） 8件	13.6件（※注） （単年） 14件	13.4件（※注） （単年） 11件	

（※注：過去5ヵ年平均値）



事務事業の概要

主な事務事業の概要

① 航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、安全監査を年間を通じ高頻度で行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックするとともに、経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を実施し、高い安全性を確保する。さらに、小型航空機等の事故を防止するため、法令及び関係規程の遵守、小型航空機等の運航者に対する教育訓練の徹底、的確な

気象状況の把握等について指導を強化するとともに、小型航空機の運航者が安全運航のために留意すべき事項について全国8会場で開催する安全運航セミナーにおいて周知徹底を図る。

また、I C A O（国際民間航空機関）等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

② 航空保安施設の整備

増大する航空需要に対応しつつ、より一層安全な航空交通を目指し、管制支援システム等の施設整備等を進める。

③ 事故原因の究明

運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故の再発防止に寄与する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

当該指標は、各年毎に変動はあるものの、5年間の平均で見た場合、減少傾向にあるといえる。

(事務事業の実施状況)

- 航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生の傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議（航空安全情報分析委員会）を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。
- この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、平成20年7月に公表を行った。
- 航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を高頻度で実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。（平成20年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：402件）
- 滑走路運用制限等の航空管制に必要な情報をグラフィックで管制卓に表示するシステムの整備を推進した。
- 事前予防的な安全対策を実現する安全管理システムを航空保安業務に導入した。
- 運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故の再発防止の寄与に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 国内航空事故発生件数は各年毎に変動はあるものの、5年間の平均で見た場合、着実に減少してきていることから、A-2と評価した。
- 既に事故件数は低い水準にあり、大幅に減少させることは難しいが、今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査及び経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施していく。さらに、I C A O等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- 平成21年度より航空安全情報管理・提供システムの運用を開始し、当該システムを通じて、関係者間で安全上のトラブル等の航空安全情報の共有を促進すること等により、予防安全対策を推進する。
- 航空機を整備する認定事業場に対して、航空製品の不具合の発生を未然に防ぐための制度の導入を義務付ける。
- 滑走路誤進入対策として、管制官が地上交通の状況を確実に把握するためのシステムや、パイロットへの視覚的支援システムを整備する。
- 羽田空港に鳥の群れを探知する専用レーダーを整備する。
- 我が国において航空機的设计・製造時のエラーに係る重大事案が発生していることを踏まえ、その効果的な対策について調査・検討を行う。

(平成22年度以降)

- 航空安全情報の活用強化に係る調査の実施について検討中。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局技術部運航課（課長 富田 博明）
関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 最勝寺 潔）
航空局技術部航空機安全課（課長 島村 淳）
航空局技術部乗員課（課長 鏡 弘義）
航空局管制保安部保安企画課（課長 寺田 吉道）
運輸安全委員会事務局総務課（課長 菅井 雅昭）

○安 全

政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

施策目標 1 5

道路交通の安全性を確保・向上する

信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する。

業績指標

1 0 8	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率
1 0 9	道路交通における死傷事故率
1 1 0	あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率
1 1 1	事故危険箇所の死傷事故抑止率

【評価結果の概要】

（必要性）

近年、大規模地震が相次いだことなどを受け、国民の間に災害への危機感が高まっている。また、日常生活においても、交通事故による死者数が以前5,000人を越え、負傷者数が90万人を超えており、我が国の死傷事故率については大きく改善してきたものの、なお欧米諸国の水準を上回っている。さらに、高齢化する道路ストックが急増し、建設後50年以上の橋梁は2026年度に47%を占めるまでに増加する。こうしたリスクに対する安全性や安心感の向上は必要不可欠なものであり、そのためにも、信頼性の高い道路ネットワークの形成や交通安全対策、戦略的な道路管理を進めていくことが必要である。

（有効性）

交通事故対策については道路特性に応じて進めることとし、あんしん歩行エリアや事故危険箇所を始めとした特に事故の発生割合の高い区間における重点的な実施等を推進している。また、大規模な地震の発生や豪雨・豪雪等の発生に備えるため、橋梁の耐震対策、道路斜面等の防災対策、雪寒対策等の道路の整備を推進している。また、高速道路から市町村道までの道路橋について定期点検に基づく「早期発見・早期補修の予防保全」を計画的に実施し、長寿命化を図っているところである。各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移していることから、本施策が施策目標達成に有効であると評価できる。

（効率性）

交通事故対策については、地域の状況等を踏まえつつ、あんしん歩行エリアや事故危険箇所を始めとした特に事故の発生割合の高い区間において、優先的に交通事故対策を実施しているところである。また、道路橋の長寿命化については、都道府県道、市町村道における長寿命化修繕計画の策定が課題であり、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催等の技術的支援や長寿命化修繕計画策定補助制度の拡充による財政的な支援を行っているところである。このように課題に対して重点的に投資をしており、効率的に施策を実施していると評価できる。

（総合的評価）

道路交通の安全性の確保・向上に向け、各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移しているところである。さらなる道路交通の安全性の確保・向上のため、引き続き、信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な維持管理を推進していく。

（反映の方向性）

- ・ 幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策の推進
- ・ 地方自治体における長寿命化修繕計画策定への支援

業績指標 108

全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率

評価

A-2	目標値：概ね100%（平成24年度） 実績値：41%（平成20年度） 初期値：28%（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

全国の15m以上の道路橋（約17万橋）について、長寿命化修繕計画（※）を策定している割合
 長寿命化修繕計画策定率＝全国の15m以上の道路橋のうち寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数（※2）
 ÷ 全国の15m以上の橋梁箇所数（※2）

※ 長寿命化修繕計画とは、点検に基づき、必要な修繕・架替えの時期等を定めた計画

※2 橋梁箇所数とは、上下線が別々の場合は、それぞれ1箇所として勘定した数

(目標設定の考え方・根拠)

予防保全への転換に向け、5ヶ年後の平成24年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「道路の維持・補修など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

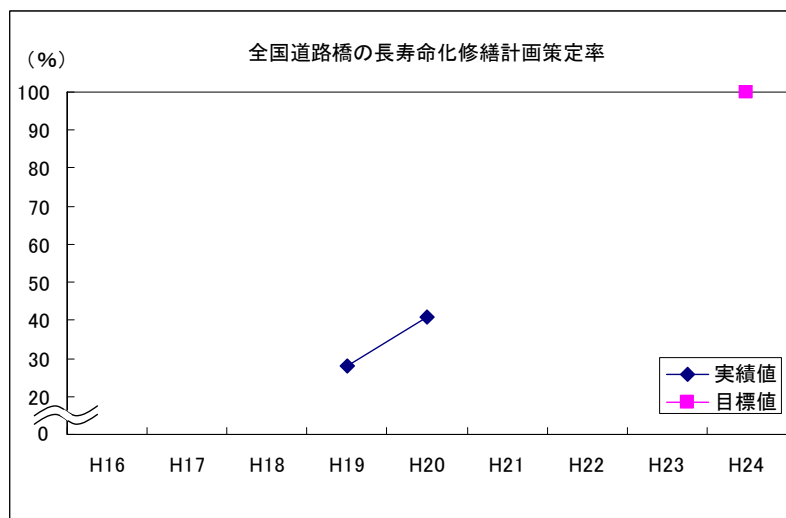
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H20
—	—	—	28%	41%	41%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地方自治体に対して、自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画策定補助制度の拡充（点検費用へ補助）による財政支援（H20補正予算より）等を実施しているところ。

（◎）

予算額：8,230億円の内数（平成20年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・長寿命化修繕計画策定率については、平成19年度の実績値28%から平成20年度実績値41%と指標は順調に向上しているところ。
- ・しかしながら、道路管理者別に見ると、高速国道及び直轄国道がH20末の修繕計画策定率が10割であるのに対し、都道府県道で約6割、市町村道では約1割程度と低い状況にある。また依然として約7割程度の市町村が技術、資金の不足等の問題により定期的な点検が実施できていない状況にある。

（事務事業の実施状況）

- ・この状況を解消するために、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画策定補助制度の拡充（点検費用へ補助）による財政支援（H20補正予算より）等を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成19年度の実績値28%から平成20年度実績値41%と向上し、目標達成に向けて順調に推移していることからA-2と評価した。
- ・課題は市町村の修繕計画策定率をいかに向上させるかということであり、引き続き技術支援や財政支援に取り組むことが重要。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・長寿命化修繕計画策定補助制度に点検費用への補助を追加（拡充）（平成20年度補正予算より）
- ・地方自治体への技術支援の拡充

（平成22年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 国道・防災課 道路保全企画室（室長 村山 一弥）

関係課： 道路局 地方道・環境課 （課長 吉崎 収）

業績指標 109

道路交通における死傷事故率

評価

A-1	目標値：約1割削減 （約100件／億台キロ）（平成24年） 実績値：約100件／億台キロ（平成20年暫定値） 初期値：約109件／億台キロ（平成19年）
-----	---

（指標の定義）

自動車走行台キロ当たりの死傷事故件数（1件／億台キロとは、例えば1万台の自動車が1万キロ走行した場合、平均1件の死傷事故が発生することを意味する。）

道路交通における死傷事故率＝死傷事故件数 ÷ 自動車走行台キロ

（目標設定の考え方・根拠）

死傷事故率を過去の欧米と同程度のペース（5年で約1割）で削減することを目指すこととし、5年後のH24年末までに、H19年値に対して死傷事故率を約1割削減することを目標とする。

（外部要因）

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

（他の関係主体）

警察庁

（重要政策）

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

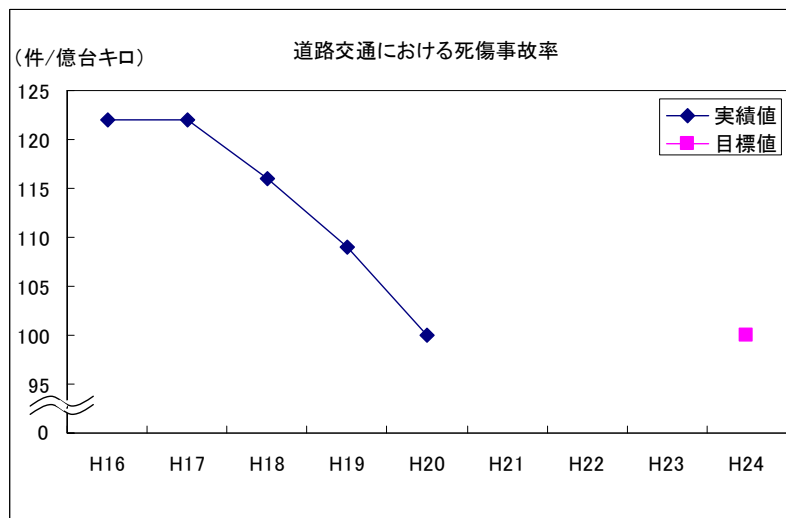
【本部決定】

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日）

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年)
H16	H17	H18	H19	H20	
122 件／億台キロ	122 件／億台キロ	116 件／億台キロ	約109 件／億台キロ	約100 件／億台キロ	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、幹線道路における事故危険箇所を含めた事故の発生割合の高い区間での集中的対策の実施、歩行者等の事故多発地区における歩行者・自転車安全対策の重点実施（あんしん歩行エリアの整備）等、交通安全施設等の整備を推進する。(◎)

予算額：8,230億円の内数（平成20年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成19年実績値109.0件/億台キロに対し、平成20年の実績値（暫定値）は100.3件/億台キロと大きく改善するとともに、目標値をほぼ達成した。

(事務事業の実施状況)

- ・交通をより安全な道路へ転換させるため、死傷事故率が低い自動車専用道路を含む幹線道路ネットワークの整備を推進。
- ・平成21年3月に582地区をあんしん歩行エリアに指定するとともに、3,396箇所を事故危険箇所として抽出。

課題の特定と今後の取組みの方向性

死傷事故率に関する業績指標は、平成17年から減少傾向にある。平成20年も暫定値ではあるが大きく減少し、初年度にして目標値を概ね達成しているが、引き続きこの状況を維持、改善していく必要がある。

今後も、都道府県別の状況も精査した上で、死傷事故率の高い箇所など、優先度を国民に分かりやすく明示した交通事故対策を推進し、幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策を推進する。

また、平成21年1月の内閣総理大臣の談話において新たに掲げられた政府目標である「今後10年を目途に、交通事故死者数の半減（2,500人以下）」の達成に向け、今後生活道路における対策強化に向けた検討に取り組んでいく。

以上から、今回の評価としてはA-1とした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・新たな政府目標の達成に向け、生活道路における対策強化に向けた検討を実施する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 地方道・環境課 道路交通安全対策室（室長 小口 浩）

関係課：道路局 国道・防災課（課長 深澤 淳志）

業績指標 110

あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率

評価

C-2	目標値：約2割抑止（平成24年） 実績値：－（平成20年） 初期値：－
-----	---

(指標の定義)

あんしん歩行エリア（※）のうち、交通事故対策が実施された地区において抑止される歩行者・自転車死傷事故件数

あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率

$$= ((\text{対策前の歩行者・自転車死傷事故件数}) - (\text{対策後の歩行者・自転車死傷事故件数}))$$

$$\div \text{対策前の歩行者・自転車死傷事故件数}$$

※あんしん歩行エリア：

歩行者・自転車死傷事故発生割合が高く、面的な事故抑止対策を実施すべき地区であり、市区町村が主体的に対策を実施する地区について、警察庁と国土交通省が指定するもの。（582地区（平成20年度））

(目標設定の考え方・根拠)

旧社会資本整備重点計画の計画期間（平成14年～平成19年）におけるDID地区での歩行者・自転車事故件数は約1割減少したことを踏まえ、DID地区にあり、公安委員会と道路管理者が連携して特に重点的に交通事故対策を実施する地区であるところのあんしん歩行エリアについては、平成20年度にエリアを新たに指定して、その2倍のペースで歩行者・自転車事故件数を抑止することを目指すこととする。

(外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)**【施政方針】**

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

【本部決定】

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日）

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年)
H16	H17	H18	H19	H20	
－	－	－	－	－	

事務事業の概要**主な事務事業の概要**

市街地内の事故発生割合の高い地区において、歩行者等を優先する道路構造等により歩行者等の通行経路の安全性を確保する。

予算額：8,230億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年の実績値については、対策実施後の事故データがないため測定できない。

(事務事業の実施状況)

平成21年3月に582地区をあんしん歩行エリアに指定したところであり、今後、対策が本格化していく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年の実績値については、対策実施後の事故データがないため算出できていないことと、今後対策が本格化していくことを踏まえ、業績指標をC-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 地方道・環境課 道路交通安全対策室(室長 小口 浩)

関係課：道路局 国道・防災課 (課長 深澤 淳志)

業績指標 111

事故危険箇所の死傷事故抑止率

評価

C-2	目標値：約3割抑止（平成24年） 実績値：－（平成20年） 初期値：－
-----	---

(指標の定義)

事故危険箇所（※）のうち、交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合
 事故危険箇所の死傷事故抑止率＝

$$\frac{(\text{対策前の死傷事故件数}) - (\text{対策後の死傷事故件数})}{\text{対策前の死傷事故件数}}$$

※事故危険箇所：

事故の発生割合の高い区間のうち、特に重点的に対策を実施すべき箇所として警察庁と国土交通省が指定するもの。

(3,396箇所（平成20年度）)

(目標設定の考え方・根拠)

旧社会資本整備重点計画（平成14年度～19年度）における事故危険箇所対策では、事故抑止率約3割の目標を概ね達成していることから、平成20年度に箇所を新たに指定して、引き続き本対策を実施することとし、その目標値についても前回同様に約3割抑止とする。

(外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)**【施政方針】**

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第5章に記載あり」

【本部決定】

第8次交通安全基本計画（平成18年3月14日）

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	—	—	

事務事業の概要**主な事務事業の概要**

幹線道路における対策を効率的かつ効果的に実施するため、特に事故の危険性が高い箇所を事故危険箇所として指定し、公安委員会と連携して交差点改良等の交通事故対策を集中的に実施。

予算額：8,230億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年の実績値については、対策実施後の事故データがないため測定できない。

(事務事業の実施状況)

平成21年3月に3,396箇所を事故危険箇所として抽出したところであり、今後、対策が本格化していく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年の実績値については、対策実施後の事故データがないため算出できていないことと、今後対策が本格化していくことを踏まえ、業績指標をC-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 地方道・環境課 道路交通安全対策室(室長 小口 浩)

関係課：道路局 国道・防災課 (課長 深澤 淳志)

○安全

政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

施策目標 1 6

住宅・建築物の安全性の確保を図る

建築された建築物等の実体が建築基準関係規定に適合していることを確認する完了検査を確実に行うこと、また、建築確認、検査の業務に携わる特定行政庁の建築主事及び指定確認検査機関の確認検査員の実施体制を確保することにより、違反建築物が現出し、又は、不適切に使用されることを防止し、住宅・建築物の安全性を確保する。

業績指標

1 1 2	完了検査率
1 1 3	特定行政庁・指定確認検査機関における建築主事・確認検査員数

【評価結果の概要】

（必要性）

構造計算書偽装事件を受け、建築確認、検査の厳格化を図り、もって建築物の安全性を確保することが必要との認識のもと、建築基準法の改正が行われた。建築物の安全性の確保のためには、建築された建築物等の実体が建築基準関係規定に適合していることが重要であり、そのためには完了検査対象建築物等の全てが完了検査を受けることと、確認・検査の内容が適確であるために実施体制を確保することの両面が必要であることから、引き続き施策を行っていく必要がある。

（有効性）

確認、検査を義務づけている全ての対象建築物について確実に完了検査を行うことにより、危険な建築物が現出し不適切に使用されることを防止している。また、指定確認検査機関における確認検査員の数を確保するため、指定確認検査機関の指定の基準において確認検査員の数を定め、これを満たさない機関は指定しないとともに、既存の指定確認検査機関においても基準を満たさない場合は建築基準法に基づき指定の取消し、業務停止命令の処分等を行うこととしており、確認、検査における審査の瑕疵等の発生を抑制している。

これらの施策の実施は、当該施策目標を構成する業績指標である、完了検査率及び建築主事・確認検査員数とともに着実に改善していることから、有効であると評価できる。

（効率性）

当該施策目標は、確認、検査の実施体制を確保し、完了検査を確実にを行うことを目標としていることから、指定確認検査機関が十分な確認検査員を確保することが重要である。そのため、建築基準法の改正により、確認検査員の確保が機関の評価の向上に結びつく仕組みを取り入れる等機関自身に確認検査員の確保のインセンティブが働くようにするなど、費用対効果の大きい施策を実施していることから、効率的であると評価できる。

（総合的評価）

完了検査率、建築主事・確認検査員数ともに着実に改善されているが、目標に達するまでには至っておらず、引き続き施策を推進する必要がある。

（反映の方向性）

建築基準法に基づき指定確認検査機関のモニタリング及び適切な指導監督を継続する。

業績指標 112
完了検査率

評価

A-2	目標値：100%（平成22年度） 実績値：88%（平成19年度） 初期値：76%（平成17年度）
-----	--

（指標の定義）
 建築基準法に基づく建築物等の完了検査率（A/B）
 ※A：建築物等の完了検査件数 B：建築確認件数

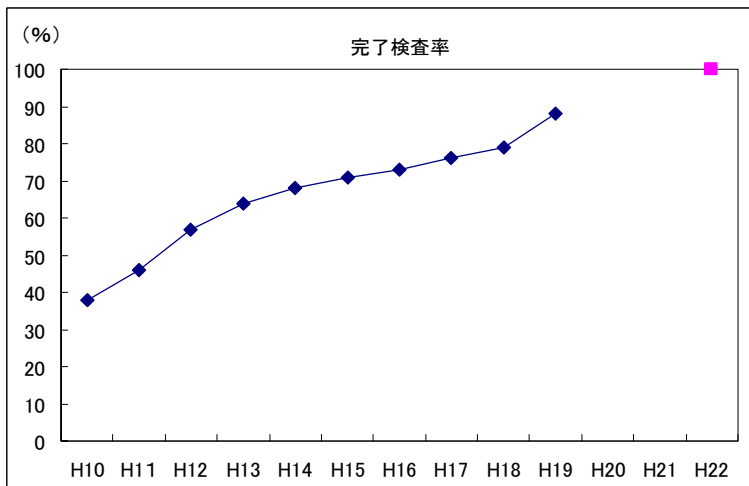
（目標設定の考え方・根拠）
 住宅・建築物の安全性の確保を図るためには、建築基準法に基づく完了検査を工事が完了した建築物等全てが受検することが必要である。

（外部要因）
 検査を行う建築主事等の人数

（他の関係主体）
 ・特定行政庁（建築確認、検査事務の実施、建築主事の任命を行う）
 ・指定確認検査機関（確認検査の実施、確認検査員の採用、選任を行う）

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値										(年度)
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
38%	46%	57%	64%	68%	71%	73%	76%	79%	88%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

建築確認・検査の厳格化

関連する事務事業の概要

平成18年度建築基準法改正による検査の厳格化（構造計算等）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成10年度に38%であったものが順調に上昇を続け、最近では年3%以上の割合で改善している。

(事務事業の実施状況)

建築規制を実効あるものに再構築するために、国、都道府県、特定行政庁及び関係団体が協力して取り組むべき工事監理及び検査の徹底、違反建築物対策、消費者に対する情報提供等に関して講ずべき施策をとりまとめた「建築物安全安心推進計画」及びこれを受け各都道府県等策定した「建築物安全安心実施計画」の実施により、特定行政庁や関係団体による完了検査受検について周知徹底を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は着実に改善しており、A-2と評価した。今後も現状の施策を継続する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局建築指導課(課長 金井 昭典)

業績指標 113

特定行政庁・指定確認検査機関における建築主事・確認検査員数

評価

A-2	目標値：5,000人（平成22年度） 実績値：3,600人（平成19年度） 初期値：3,379人（平成18年度）
-----	--

※初期値については確定値に修正した。

(指標の定義)

建築基準法に基づく建築物等の確認、検査を行うために建築基準適合判定資格者として登録を受けた者のうちから任命等される建築主事、確認検査員数

(目標設定の考え方・根拠)

住宅・建築物の安全性の確保を図るためには、建築基準法に基づく建築物等の確認、検査を適正に行うことが必要である。そのためには建築確認等を行う建築主事等の人数を確保しておく必要がある。

(外部要因)

- ・建築基準適合判定資格者検定による合格者数の多寡
- ・建築物等の新築等に伴う建築確認、検査の需要

(他の関係主体)

- ・特定行政庁（建築確認、検査事務の実施、建築主事の任命を行う）
- ・指定確認検査機関（確認検査の実施、確認検査員の採用、選任を行う）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

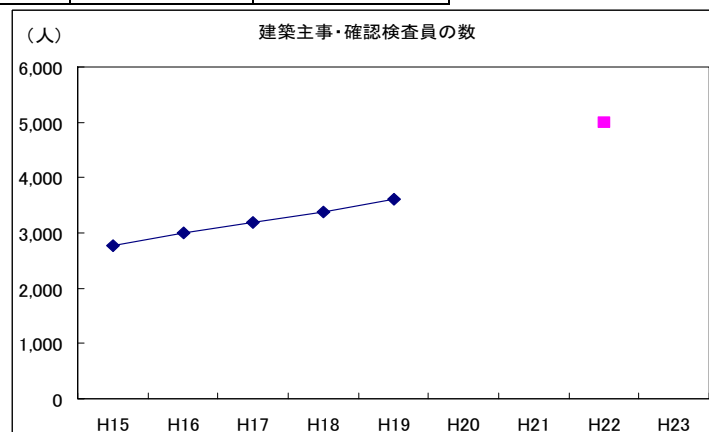
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値（人）						（年度）
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
1,866人	2,066人	2,167人	2,396人	2,576人	2,774人	3,010人

H17	H18	H19	H20
3,188人	3,379人	3,600人	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

指定確認検査機関の指導監督、関係機関との連絡調整
 予算額 33百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

平成18年度建築基準法改正による確認、検査の厳格化（構造計算等）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

建築確認、検査に係る制度改正に伴い、建築基準法に基づく指定資格認定機関等に関する省令において指定確認検査機関が確保しなければならない確認検査員等の要件（人数）を引き上げたところであり、各指定確認検査機関は必要に応じて確認検査員の拡充に取り組んでいる。これまでのところ、順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

国土交通大臣の指定に係る指定確認検査機関に対し、必要な人数確保について指導を行うとともに、都道府県知事の指定に係る機関について同様の指導を行うよう要請している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は着実に改善しており、A-2と評価した。量的な指標である建築主事、確認検査員の数は、平成21年5月現在で建築確認、検査の需要に対して概ね充足している。住宅・建築物の安全の確保のために建築確認、検査の質（適正な確認・検査の実施）の維持・向上を図るため、指定確認検査機関への監督指導を継続する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）

○安 全

政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

施策目標 17

自動車事故の被害者の救済を図る

現状、年間100万人を超える自動車事故被害者が発生していることを踏まえれば、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図るため、被害者救済対策を実施することが重要である。

業績指標

114	自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数
-----	----------------------------

【評価結果の概要】

（必要性）

近年、自動車事故の発生状況は、死者数は減少しており、平成20年においては負傷者数が10年ぶりに100万人を下回ったが、常時介護を要する重度後遺障害者数については平成10年度以降年間約2,000人前後で推移しており、依然として、自動車事故による被害者が多数発生しており、被害者救済の必要性は高い。

（有効性）

業績指標である「自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数」が順調に増加し、より多くの自動車事故による被害者の経済的負担の軽減が図られているところであり、自動車事故による被害者の救済が有効に機能しているものと評価できる。

（効率性）

自動車事故の被害者の救済を図るための、常時介護を要する重度後遺障害者への介護料の支給をはじめ、自賠責保険の保険金の支払適正化事業、ひき逃げ・無保険車事故による被害者への損害てん補を行う政府保障事業、常時介護を要する重度後遺障害者のための療護センターの設置等を行う被害者救済対策事業は、他の主体においても類似事業は行われておらず、行政資源が効率的に活用されているものと評価できる。

（総合的評価）

自動車事故の被害者の救済を図るという施策目標の実現に向け、自賠責保険の保険金の支払適正化事業、ひき逃げ・無保険車事故による被害者への損害てん補を行う政府保障事業、重度後遺障害者への介護料の支給や療護センターの設置などを行う被害者救済対策事業を実施しているところである。

これらの自動車事故の被害者救済対策事業のうち、常時介護を要する重度後遺障害者数が、平成10年度以降年間2,000人前後で推移しており、依然として自動車事故による被害者が多数発生しているという状況の中、特に重点的に取り組んでいる、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給の件数を業績指標として採用しているところであるが、同指標が順調に増加し、より多くの自動車事故による被害者の経済的負担の軽減が図られていることから、自動車事故被害者の救済が適切に図られているものと認められる。

（反映の方向性）

自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給制度の周知徹底等を図り、より一層被害者救済を図る

業績指標 114

自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数

評価

A-2	目標値：20,491件（平成23年度） 実績値：17,337件（平成20年度） 初期値：16,264件（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

自動車事故の被害者であって、常に介護の必要な重度後遺障害者及びその家族の負担軽減のために、独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給している介護料の毎年度末における支給件数。

(目標設定の考え方・根拠)

介護料支給実績及びその伸び率を勘案し、目標値を設定した。

(外部要因)

交通事故発生件数、介護保険等他の介護関係給付制度の動向。

(他の関係主体)

独立行政法人 自動車事故対策機構

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

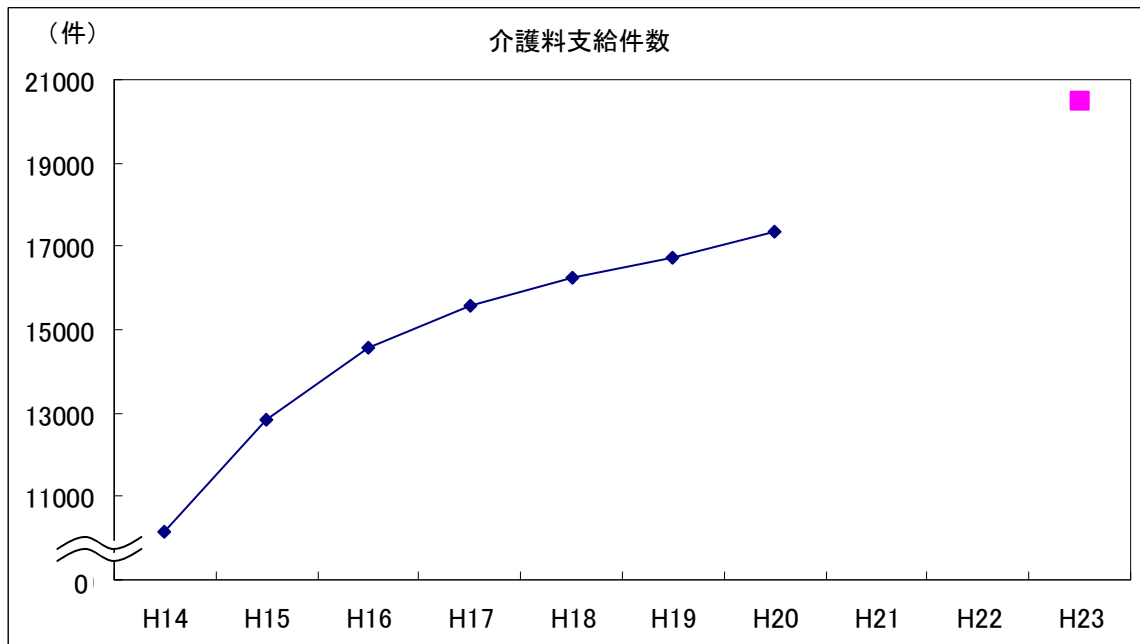
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
10,160件	12,826件	14,571件	15,597件	16,264件	16,732件	17,337件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

自動車事故の被害者であって、常に介護の必要な重度後遺障害者及びその家族の負担軽減のために、独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料の支給 予算額3.1億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

常時介護を要する重度後遺障害者数については平成10年度以降年間約2,000人前後で推移しており、依然として自動車事故による被害者が多数発生しているところである。平成20年度介護料の支給件数は、当該年度に取り組んだ広報等により、平成19年度におけるトレンドと比較して増加傾向がみられる。

(事務事業の実施状況)

より多くの自動車事故による被害者の救済のため、重度後遺障害者に対する介護料支給制度についての広報を行い、周知徹底を図っているところであり、引き続き、より効果的な広報を行うよう努めていく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度実施した広報等の取組により、平成19年度よりも支給件数が増加していることから、A-2と評価した。自動車事故対策機構を通じた介護料支給をはじめとする自動車事故の被害者の救済を図るための被害者救済対策事業を引き続き実施することが、より多くの被害者の救済につながることから、これらの対策に関する周知徹底を引き続き図っていく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局保障課(課長 八木 一夫)

○ 安全

政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

施策目標 18

自動車の安全性を高める

交通事故による死者数は年々減少傾向にあり、平成20年には5,155人となったが、今後10年間を目処に交通事故死者数を2,500人以下とする新たな政府の目標に向け、車両安全対策による更なる死亡事故率低減が重要である。

業績指標

115	車両対車両衝突事故における死亡事故率（正面衝突）
-----	--------------------------

【評価結果の概要】

（必要性）

近年、自動車事故による死亡者数は減少しているものの、死亡事故低減に対する国民のニーズは依然大きい。死亡事故の究極的な目標はゼロであり、更なる死亡率の低減のため、引き続き安全基準の拡充・強化を実施する必要がある。平成20年の車両対車両事故の死亡事故率を事故類型別に見ると、正面衝突は2.9%（追突、出会い頭等を含めた車両対車両事故全体で0.35%）と際立って高くなっている。そのため、業績指標である「車両対車両衝突事故における死亡事故率（正面衝突）」を低下させることは、更なる事故死者数の減少に非常に有効である。

（有効性）

業績指標である「車両対車両の衝突事故における死亡事故率（正面衝突）」は、初年度の平成12年度と平成20年度を比べると3.6%から2.9%に減少しており、これまでの施策が有効に機能してきたものと評価できる。

（効率性）

死亡者数の低減が進む一方で、事故件数は依然高い水準にある。事故件数が変わらないことを鑑みれば、死亡事故率の高い形態である正面衝突事故の死亡事故率を低減させることは、交通事故による死亡者数を減少させるために極めて効率的である。

（総合的評価）

依然として交通事故の状況は深刻な状況であり、車両安全対策により死亡事故削減を実現していくため、安全基準の拡充・強化を実施してきた。平成18年に決定された第8次交通安全基本計画で掲げられた「平成22年までに交通事故死者数を5500人以下にする」との目標はすでに達成されたが、同計画で掲げられている「究極的には交通事故のない社会を目指す」との政府の方針を実現するため、引き続き安全基準の強化・拡充を実施していく必要がある。

（反映の方向性）

事故を未然に防止するための新たな技術にも着目し、各種統計の分析を通じて、車両対車両衝突事故における死亡事故率の低減の他、事故件数や負傷者数の低減も考慮した安全基準の拡充・強化をはかる。

業績指標 115

車両対車両衝突事故における死亡事故率（正面衝突）

評価

A-2

目標値：3.0%（平成22年）
 実績値：2.9%（平成20年）
 初期値：3.1%（平成17年）

（指標の定義）

正面衝突時における死亡事故率

（目標設定の考え方・根拠）

前面衝突時の車両の被害軽減対策により、車両対車両の衝突事故における死亡事故率（正面衝突）が3%程度に減少すると見込まれるものとして設定したもの。

（外部要因）

交通安全思想の普及状況等

（他の関係主体）

警察庁（指導取締）、消防庁（救急体制の整備）等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

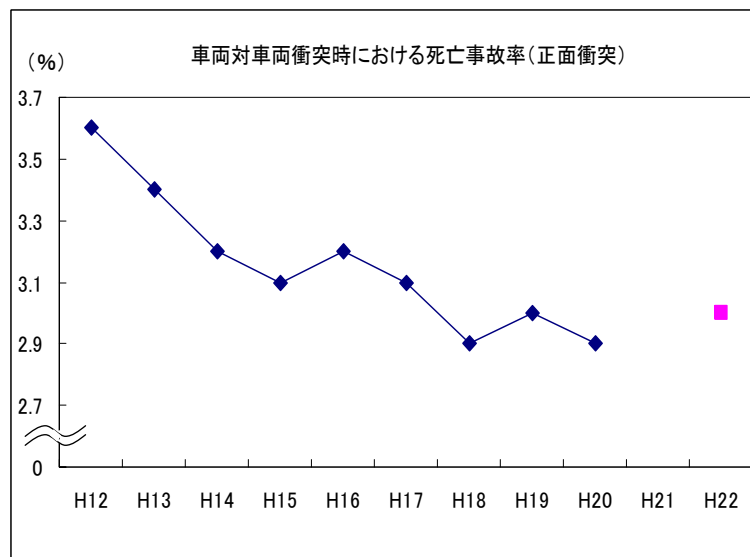
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値								(年)
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
3.6%	3.4%	3.2%	3.1%	3.2%	3.1%	2.9%	3.0%	2.9%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・ 産・学・官の多方面の専門家からなる「安全基準検討会」において頸部傷害軽減対策の強化やコンパチビリティ基準（大きさの異なる車両同士の衝突時の乗員保護性能基準）の導入等について検討

関連する事務事業の概要

- ・ 大型車との後面衝突時における事故被害軽減のため、突入防止装置の強度要件の強化を行った。（平成20年7月）

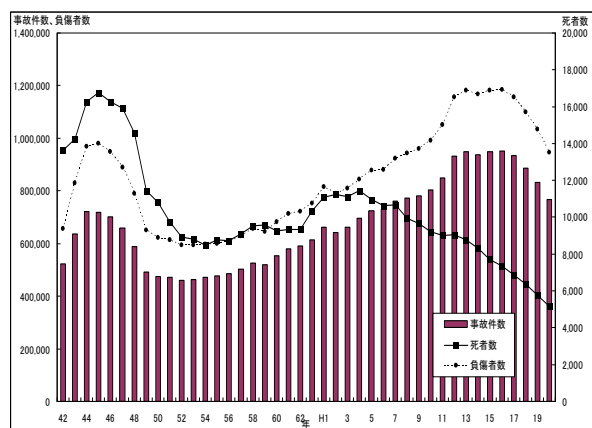
測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度の実績値は2.9%であり、目標に対して順調に推移している。
- ・前面衝突基準に適合している自動車が増加したことが要因の1つであると考えられる。
- ・シートベルトの着用率が向上すれば、さらに指標の伸びが期待できる。
- ・死亡事故件数は減少傾向にあり、衝突安全性能が向上したこと（自動車アセスメントにおいても衝突安全性能が高い水準で推移していること等）が要因であると考えられるが、交通事故件数、負傷者数は依然として厳しい状況にある。

運転者	シートベルト着用	死者	631
		死傷者	417,769
		致死率	0.15%
	シートベルト非着用	死者	605
		死傷者	8,479
		致死率	7.1%
	不明	死者	59
		死傷者	2,012
		致死率	2.9%
同乗者	シートベルト着用	死者	189
		死傷者	113,534
		致死率	0.17%
	シートベルト非着用	死者	211
		死傷者	38,134
		致死率	0.55%
	不明	死者	16
		死傷者	1,843
		致死率	0.87%



(H20交通事故統計より)

(H20交通事故統計より)

(事務事業の実施状況)

- ・大型車との前面衝突時における潜り込み事故被害軽減のため、前部潜り込み防止装置に係る協定規則を採択し、大型貨物自動車等への前部潜り込み防止装置の装着を義務づける基準の策定を行った。(平成19年1月)
- ・導入が進むハイブリッド電気自動車・電気自動車に関し、衝突後を含めた自動車の高電圧から乗員を保護する安全基準の策定を行った。(平成19年11月)
- ・大型車との後面衝突時における事故被害軽減のため、突入防止装置の強度要件の強化を行った。(平成20年7月)
- ・また、産・学・官の多方面の専門家からなる「安全基準検討会」の意見を踏まえつつ、基準化項目の検討を進めている。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・車両対車両衝突事故における死亡事故発生率については、目標を達成しており、従来行ってきた被害軽減対策に係る施策が有効であったと考えられる。
- ・また、衝突事故発生時の被害軽減策を引き続き着実に進めていくことが更なる死亡率の低減につながると考えられることから、目標を達成し、かつ、施策を維持することとしてA-2として評価した。
- ・事故発生時におけるシートベルト非着用の危険性を踏まえ、車両安全対策の前提となるシートベルトの着用を推進するとともに、事故を未然に防止するための新たな技術に着目し、各種統計の分析を通じて、事故件数や負傷者数の低減にも考慮した基準の強化・拡充を講ずる。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ヘッドレストに係る安全基準の改正
- ・コンパクトシティ基準(大きさの異なる車両同士の衝突時の乗員保護性能基準)の導入等

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局技術安全部技術企画課(課長 清谷 伸吾)

○安全

政策目標 5

安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

施策目標 19

船舶交通の安全と海上の治安を確保する

すべての人々が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。

業績指標

116	海難の再発防止へ向けた勧告・提言の件数
117	薬物・銃器密輸事犯の摘発件数
118	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数
119	海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数
120	ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

【評価結果の概要】

(必要性)

薬物に関しては、最近の低年齢層（高校、大学生）への蔓延等社会問題となっており、銃器に関しても、暴力団抗争に民間人が巻き込まれる等、わが国の治安を脅かす最大要因ともなっている。

これらが我が国に流入する経路としては、空路か海路しかなく、海上保安庁としては海路からの流入を未然に防止する水際での摘発強化を図る必要がある。

また、アメリカ 9.11 テロ以降、世界的に対テロ対策が叫ばれる中、わが国においても、臨海部には原子力発電施設や石油備蓄基地等が多数存在し、これら施設に対するテロ行為は我が国の治安維持に多大な影響を与えることになることから、海上警備の強化や外国船舶への立入検査等を強化し、テロの未然防止措置による平静（平常）状態を維持していく必要がある。

一方で、我が国の社会経済活動を支えるエネルギー資源、生活関連物資の殆どは海上物流（船舶による輸送）に依存しているため、船舶が円滑かつ安全に航行できるよう、時々刻々変化する航路航行に関するシステムティックな情報の迅速な提供、悪化した気象・海象下においても良好な視認性、耐久性を有する航路標識の整備等を進めていく必要がある。

また、海洋を生活の糧とする漁船における海中転落事故（昨年は、全死者・行方不明者数の約 7 割）の増加が顕著（次いで、プレジャーボート、一般船舶）であり、人命財産の保護を図る観点から、海難防止思想の普及、万が一の事故の際にも延命率を高く保つこととなるライフジャケットの着用推進、救助体制・救急体制の強化等を図っていく必要がある。

(有効性)

業績指標のうち、特に治安的側面の施策である国内におけるテロ行為の未然防止に関して、目標値である海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 0 件を維持しており、巡視船艇等を活用した警備実施、関連情報の入手、関係行政機関との連携等が功を奏していると言え、また、薬物・銃器の摘発件数もわが国全体の国外からの流入量は不明であるものの、平成 17 年からは着実に平均摘発実績が増加（約 1～2 件）しており、監視取締り体制（昨年は約 4300 件の立入検査を実施）や情報収集体制、関係機関との連携等がわが国への薬物・銃器の流入量の減少に効果を上げているといえることから、目標に対して有効に施策を実施できたと評価できる。

(効率性)

業績指標に掲げるいずれの施策も、巡視船艇・航空機による警備、監視、航行安全指導、職員（海上保安官）による情報収集、指導、関係機関（行政機関、民間団体）との連携強化といった業務を多数兼務するという費用を抑えた体制の中で進められているが、

そういった中で各業績指標の実績値を見ると目標に向かって着実に実効をあげており、これは巡視船艇・航空機を効率的に配置・運用すると共に、職員が業務を的確に実施しているためであり、効率的に施策を実施できたと評価できる。

（総合的評価）

各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移していることから、ますます多様かつ複雑、国際化する日本の海における船舶交通の安全と海上の治安を確保していくためにも今後も引き続き、船艇・航空機の効率的運用、情報収集体制の強化、関係機関との連携等を強化し、本施策を推進していくことが重要である。

（反映の方向性）

各業績指標における平成20年度実績値が、目標値の達成に向けて順調に推移していることを踏まえ、引き続き、船艇・航空機の効率的運用、情報収集体制の強化、関係機関との連携等を強化等の諸施策を実施していく。

業績指標 116

海難の再発防止へ向けた勧告・提言の件数

評価

C-3	目標値：5.0件（平成19～23年の平均） 実績値：2.8件（平成16～20年の平均）※ 初期値：1.2件（平成14～18年の平均）※※
-----	--

※参考値（平成15～17年は勧告件数のみ、平成20年は1～9月の間）
 ※※参考値（平成14～17年は勧告件数のみ）

（指標の定義）

海難審判による勧告のうち船舶の乗組員以外に対して行われた勧告の件数と高等海難審判庁が関係行政機関の長に対して行った提言の件数との合計件数の5年間における平均値

（目標設定の考え方・根拠）

船舶交通の安全確保にあたっては、海難審判による海難原因究明の結果その他海難審判庁が所掌事務を通じて得た知見等を各方面における海難防止対策等に適切に反映にさせていくことが重要であり、実効性ある海難防止対策の効率的な実施に向け、特に、海難の背景要因となる陸上の安全管理体制や関係行政機関の施策等について積極的な勧告・提言を行うことが期待されている。

船舶の乗組員以外に対して行った勧告件数の5年間の平均値は、平成17年まで1件以下で推移してきたが、これに平成18年4月からの新たな制度である関係行政機関への提言の件数を加え、5年間の平均値を5.0件以上とすることを目標とする。

（外部要因）

海難の発生状況

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

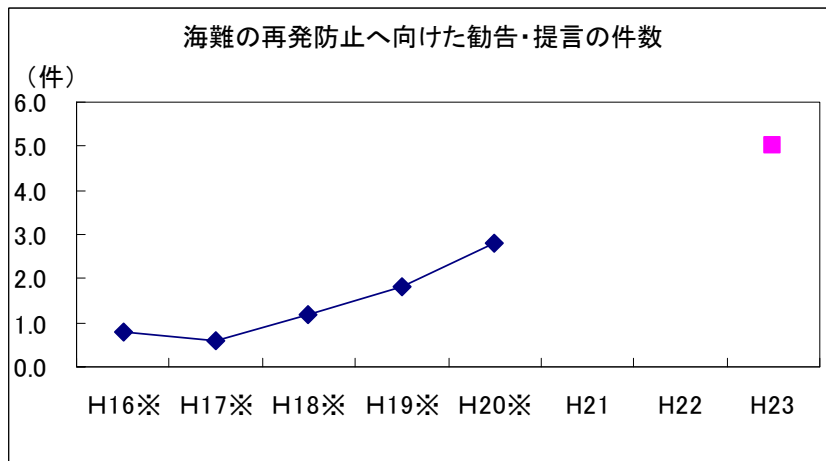
なし

過去の実績値

○は単年の件数 ※参考値（勧告件数のみの年を含む平均値）（H20は1～9月の件数）

（暦年）

H16※	H17※	H18※	H19※	H20※
0.8件 (1件)	0.6件 (0件)	1.2件 (3件)	1.8件 (5件)	2.8件 (5件)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

多角的な原因究明の実施と情報分析機能・体制の強化

海難の再発防止に寄与する勧告・提言に向け、海難の調査及び審判による原因究明を深度化するとともに、所掌事務の遂行を通じて得られた各種情報の分析機能・体制の充実を図る。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成16年～20年の5年間における平均値は2.8件（関係行政機関に対する提言の制度がなかった平成15～17年を含み、平成20年においては1～9月までの参考値）で平成15～19年の平均値からは平成20年が9か月間の件数であるものの1.6件増加し、目標達成に向け順調に推移しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

海難の調査及び審判における鑑定の実施や外部有識者の参加など、多角的な海難の原因究明に向けて各分野における専門的知見の積極的活用を図った。また、各地方機関における海難審判の裁決、調査結果報告書等の情報を集約のうえ、事件種類・船舶種類・発生場所等の事項別に分析を行うなど、海難の再発防止に寄与する施策等の洗い出しに努めた。

課題の特定と今後の取組の方向性

平均値の推移は増加傾向にあり、実施した事務事業は一定の効果があるものと考えられるが、本事務事業を実施する海難審判庁は平成20年10月1日、事故原因究明手続（勧告・提言）を行う運輸安全委員会と、海技従事者への懲戒手続を行う海難審判所に再編されたことから、平成20年の実績値は9か月間のものであり、この取組みを継続して定量的に評価することは困難であるため、C-3と評価し、指標を廃止する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：運輸安全委員会総務課（課長 菅井 雅昭）

業績指標 117

薬物・銃器密輸事犯の摘発件数

評価

A-2	目標値：22.0件（平成18～22年の平均） 実績値：20.6件（平成16～20年の平均） 初期値：15.6件（平成13～17年の平均）
-----	--

（指標の定義）

当該年を含む過去5年間における薬物・銃器密輸事犯の摘発件数（海上保安庁関与分）の平均値

（目標設定の考え方・根拠）

過去10年間における指標の最高値は平成11年の22.2件であり、初期値である平成17年の指標は15.6件である。平成18年の摘発件数は、過去の指標の最高値とほぼ同数の22件であったものの、近年の犯罪組織の複雑化、広域化、犯罪手口の巧妙化等により、薬物・銃器事犯の摘発は今後も益々困難になるものと考えられる。しかしながら、この種の水際対策は、我が国の治安対策上、極めて重要であることを考慮し、当面の業績指標の目標値を過去最高値の指標とほぼ同数の22.0件とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

財務省、警察庁、厚生労働省、法務省

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・「海洋基本計画」（平成20年3月18日）
- ・「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日）

【閣決（重点）】

なし

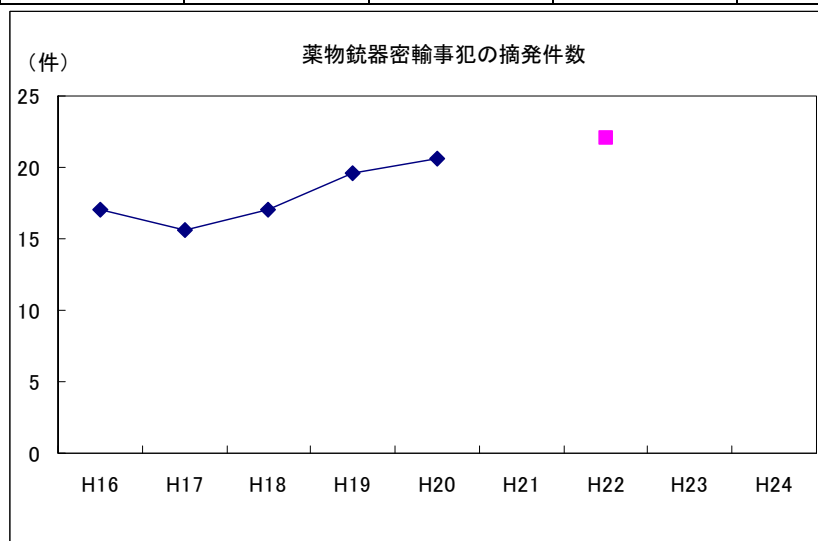
【本部決定等】

- ・「国際組織犯罪等対策に係る今後の取り組み」（平成15年9月17日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部）
- ・「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日 薬物乱用対策推進会議決定）
- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定）

【政府・与党申合】

- ・「世界一安全な国をつくる8つの宣言」（平成20年4月10日 自民党治安対策特別委員会決定）

過去の実績値 ()内は、単年の摘発件数						(暦年)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
19.0件 (18件)	19.2件 (17件)	17.0件 (19件)	15.6件 (9件)	17.0件 (22件)	19.6件 (31件)	20.6件 (22件)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 情報収集・分析体制の強化
管区本部等の情報収集・分析体制の強化を図る。

- ② 内外の関係機関との連携強化
内外の関係機関と情報交換を実施するとともに、合同捜査を実施するなどし、連携の強化を図る。
- ③ 監視取締体制の強化
薬物・銃器密輸事犯に関連する国・地域等からの船舶等に対する監視取締りを実施するとともに、巡視船艇、航空機の装備の充実を図る。
- 予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部 1 1 4 億円（平成 2 0 年度）
船舶建造費 2 6 9 億円（平成 2 0 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 2 0 年の実績値（過去 5 年（平成 1 6 年～平成 2 0 年）の平均値）は 2 0 . 6 件（前年比 1 . 0 件増）となり、過去の実績値から目標年度に目標値を達成できると見込んでいる。これは、情報収集・分析体制の強化等の施策が効果的に機能したものであると分析できる。また、この摘発件数の増加は、目標値（平成 1 8 年以降の 5 年間の平均値が 2 2 件）の達成を期待できるものであることから、指標の進捗状況は順調であるといえる。今後も、上記の施策を継続し摘発件数の増加に努める必要がある。

（事務事業の実施状況）

- ① 情報収集・分析体制の強化
- ・本庁及び各管区に設置された国際刑事課並びに国際組織犯罪対策基地等による情報収集・分析体制の強化を図るとともに、機動的且つ広域的な捜査活動を実施した。
 - ・警備情報システムの活用、高度化を図った。
 - ・管内の実態把握、基礎情報の更新及び新規情報収集のための巡回連絡を実施した。
- ② 内外の関係機関との連携強化
- ・相互訪問、人員派遣等による海外関係機関との協力関係の強化による情報交換ネットワークの強化を図った。
 - ・警察、税関等国内関係取締機関との連携強化を図った。
（合同訓練、合同立入検査、合同捜査、定期的情報交換の実施等連携の強化を推進した。）
- ③ 監視取締体制の強化
- ・薬物・銃器密輸事犯が発生するおそれの高い海域において巡視船艇・航空機を利用した厳重な監視・警戒を実施した。
 - ・各管区国際刑事課等に組織犯罪情報分析官 1 0 名を増員し、情報分析体制を強化した。
 - ・巡視船艇、航空機の装備の充実及び「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。

代表的な摘発事例

- ・シエラレオネ籍貨物船乗組員による大量覚せい剤密輸入事件
平成 2 0 年 1 1 月、門司海上保安部等は、警察、税関、麻薬取締部と合同で、門司港田野浦岸壁に着岸中のシエラレオネ籍貨物船「UNIVERSAL」（1, 1 9 5 トン）に対する捜索差押えを実施し、船内から覚せい剤約 3 0 0 kg（末端価格約 1 8 0 億円）を発見、押収し、同船乗組員 1 2 名全員と荷受人の日本人 2 名を覚せい剤取締法違反で逮捕した。
- ・カンボジア籍貨物船乗組員による大麻所持事件
平成 2 0 年 1 2 月、小樽海上保安部は、警察、税関と合同で、小樽港に着岸したカンボジア籍貨物船「SINARA」（1, 2 2 5 トン）の立入検査を実施中、同船居住区において大麻を発見し、この大麻を所持していたことを認めた二等機関士を大麻取締法違反で逮捕した。

課題の特定と今後の取組の方向性

平成 2 0 年の業績指標の実績値（過去 5 年間の平均値）は 2 0 . 6 件となり、平成 1 7 年以降、最高の値となり実績値のグラフの通り、目標達成に向けた成果を示していることから、A-2 と評価した。

我が国における薬物・銃器の密輸事犯の背後には、国際的な犯罪組織が介在しており、手口も船員が薬物・銃器を居室等の船内又は着衣及び所持品の中に隠匿するなど巧妙化、潜在化し、依然として、摘発が困難な状況が続いている中、この結果は、これまで数年にわたって実施してきた薬物・銃器密輸事犯等摘発のための情報収集・分析体制の強化、警察・税関等をはじめとする国内外関係機関との連携強化、組織犯罪捜査官の増員など監視取締体制の強化といった各種施策が効果的に機能したことによると分析できる。このため、今後も、上記施策を引き続き強力で推進していくことにより、薬物・銃器事犯の摘発実績の向上に努める。

平成 2 1 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 2 1 年度）

なし

（平成 2 2 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁警備救難部国際刑事課（課長 石井 昌平）

関係課：海上保安庁警備救難部管理課（課長 鈴木 洋）

業績指標 118

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成20年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	---

（指標の定義）

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数

（目標設定の考え方・根拠）

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数0を長期的に維持することを目的とする。

（外部要因）

内外の治安情勢

（他の関係主体）

警察庁、財務省、法務省、防衛省、各地方自治体、海事関係者

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）
- ・第164回国会 施政方針演説（平成18年1月20日）

【閣議決定】

- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日）
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

- ・テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定）

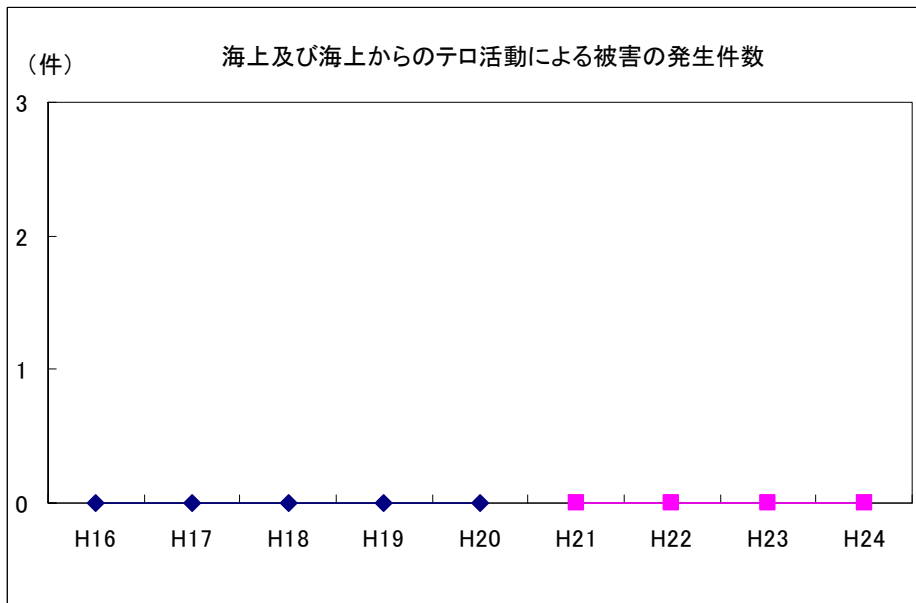
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 不審船・テロ対応体制の強化
不審船・テロ事案に係る現場対応に関する指示、関係機関との連絡調整・事案対応等を迅速確実に行うための体制整備等を図る。

② テロへの警備警戒 重点警備対象施設（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対し巡視船艇・航空機により警備を行う。 予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部 111億円（平成20年度） 船舶建造費 269億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度における海上及び海上からのテロ活動による被害の発生はゼロであり、進捗状況としては順調であった。これは実施した施策が効果的に機能したものと分析できる。今後も引き続き、いかなる事案にも対応できるように不審船事案・テロ事案等に対する対応体制の強化を図る必要がある。

（事務事業の実施状況）

① 不審船・テロ対応体制の強化

- ・速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船11隻及び巡視艇16隻並びに夜間監視機能を備えた航空機5機を整備するとともに、船艇・航空機職員の技術向上、個人装備等の充実整備を図った。
- ・東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ等に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ等の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティの向上を図った。
- ・「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、国際船舶・港湾保安法施行規則を改正し（平成19年2月）、船舶保安情報の通報項目に乗員・旅客名簿の事前提出を義務化し、本邦の港に入港する船舶に対する規制を実施した。
- ・国際港湾において、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練を実施するとともに、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携の強化を推進した。また、平成20年10月には、福岡県において警察や消防等の6機関によるテロ対策合同訓練を実施した。

② テロへの警備警戒

- ・警備実施等強化巡視船等の巡視船艇・航空機を配備し、警備実施、警衛・警護を実施した。
- ・重点警備対象施設（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備を実施するとともに、海事関係者に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の通報の徹底指導を行った。
- ・ゴールデンウィーク期間、夏期、年末年始といった旅客の往来が活発となる期間を重点に、旅客船・カーフェリーを対象とした警乗及び旅客ターミナルの警戒を行った。
- ・北海道洞爺湖サミット及び関連閣僚会議開催時、「海上保安庁北海道洞爺湖サミット等海上警備対策本部」を設置し、警備を実施した。
- ・「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」に基づき、入港する船舶に対する規制を厳格に実施し、平成20年においては、保安措置（船舶に義務付けられた自己警備）が的確に講じられているかを調査する必要があると認めた船舶4,341隻に対して立入検査を実施し、テロが発生するおそれの有無について確認を行った。

（注1）：（拡散に対する安全保障構想）国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる措置を検討しようとの提案

課題の特定と今後の取組の方向性

平成20年度の業績指標の実績値は0件であった。この結果は、当庁及び関係機関の施策が効果的に機能しているものであり、当庁が実施する巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法による入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策、警乗、旅客ターミナル警戒等の活動による成果が現れているものと分析し、A-2と評価した。

海上におけるテロの未然防止に万全を期しているが、依然として全世界的にテロの脅威は存続しており、予断を許さない状況である。

このため、「重点警備対象施設の警備」、「港湾危機管理体制の強化」、「不審船対応能力の整備・拡充」、「国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制の厳正な実施」、「国際的なテロ対策への積極的な参画」を海上及び海上からのテロ対策の主軸業務とし、これらの業務を総合的かつ強力に推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁警備救難部警備課（課長 長嶋 貞暁）

関係課：海上保安庁警備救難部管理課（課長 鈴木 洋）

業績指標 119

海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数

評価

B-2

目標値：220人（平成22年）
 実績値：274人（平成20年）
 初期値：276人（平成17年）

(指標の定義)

衝突・転覆等の海難に伴う死者・行方不明者及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者の総数

(目標設定の考え方・根拠)

過去のデータを用いて回帰分析を行うと、従来からの施策が継続された場合、平成22年は、死者・行方不明者数が281人と試算される。さらに、救命胴衣の着用率の向上、海難救助体制の強化によるレスポンスタイムの短縮等により約60人低減させることとし、平成22年までに死者・行方不明者数を220人以下とすることを目標とする。

(外部要因)

小型船舶の隻数の増減、台風に伴う海難及び外国船の海難による死者・行方不明者数の増減

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

「第八次交通安全基本計画」（平成18年3月14日 中央交通安全対策会議決定）

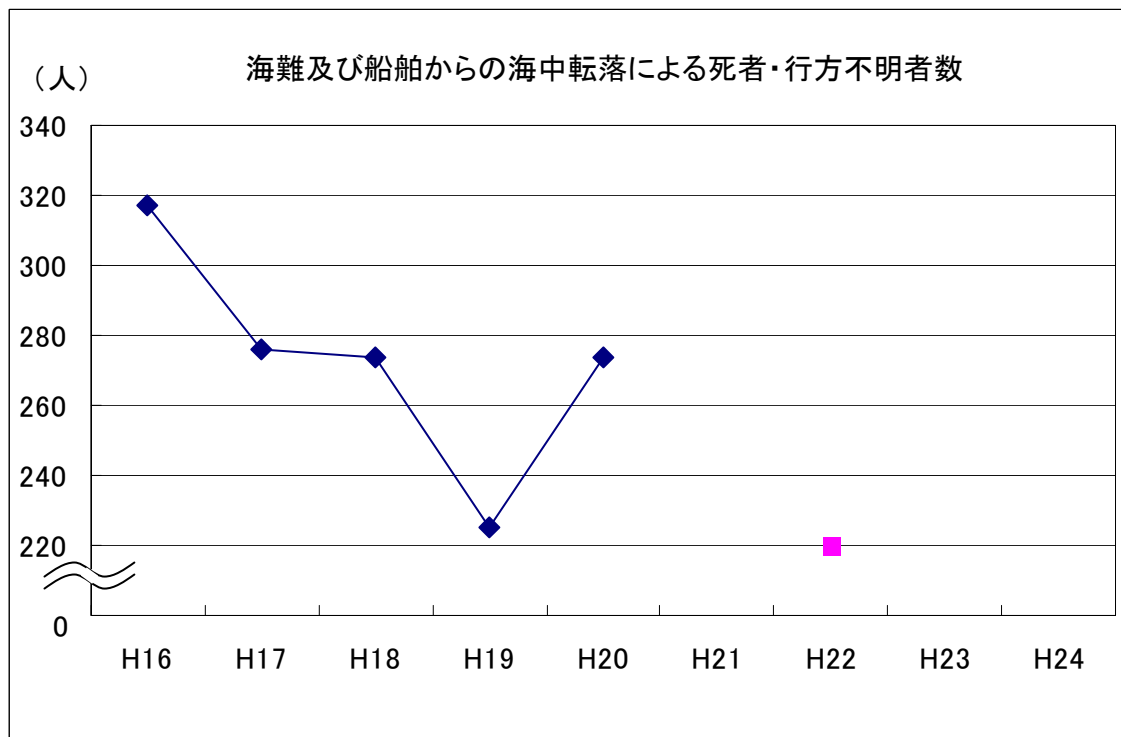
【政府・与党申合】

なし

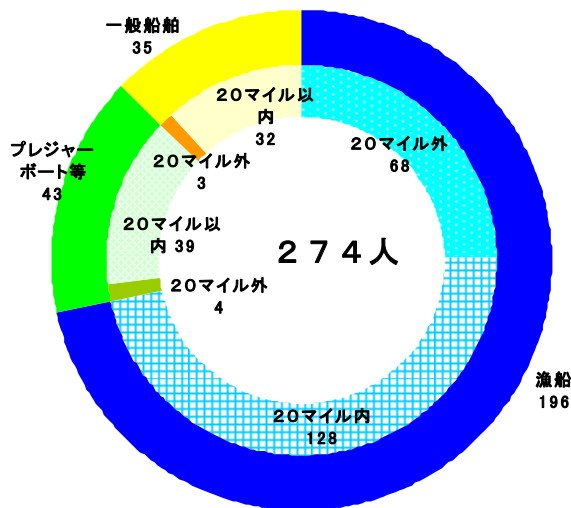
過去の実績値

(暦年)

H16	H17	H18	H19	H20
317人	276人	274人	225人	274人



平成20年における海難及び船舶からの海中転落による死者行方不明者内訳



(注1)

一般船舶：貨物船、タンカー、旅客船、曳船、台船、作業船等

プレジャーボート等：プレジャーボート、遊漁船

事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 海難情報等の早期入手
 距岸20海里未満で発生した海難及び船舶からの海中転落について発生から2時間以内に情報入手する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すために以下の事業を実施。
 ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知・徹底等）の指導・啓発
 ・漁業関係者に対する指導
- ② ライフジャケットの着用率の向上
 漁船及びプレジャーボート等（注1）に係るライフジャケットの着用率については、平成22年までに50%以上となることを目指すために以下の事業を実施。
 ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知・徹底等）の指導・啓発
 ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ等の拡充及び地域拠点化の展開
 ・ライフジャケット着用義務違反に対する指導・取締
- ③ 救助・救急体制の充実
 沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進するため、巡視艇の複数クルー制の導入及び機動救難体制の強化等を図る。
 予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部 111億円（平成20年度）
 船舶建造費 269億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年の「海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数」の実績値は274人であり、目標の220人は達成できなかった。
- ・実績値274人の内訳を船種別にみると、全体の約7割の196人が漁船によるものであり、平成19年度に比べプレジャーボート等によるものが減少（8人減）する一方、漁船によるものについては大幅に増加（53人増）しており、平成19年の実績値との差（49人増）の大半は漁船によるものである。これは、6月に千葉県沖で発生した巻網漁船転覆事故（死亡・行方不明者17人）など、一度に多数の死者・行方不明者を生じた事故の発生が一因であると考えられる。
- ・2時間以内の情報入手割合は75%であり、平成19年度と同じ結果となった。
- ・船舶からの海中転落者のライフジャケット着用率は、プレジャーボート等が70%で目標を達成しているが、漁船が26%、一般船舶が29%であり、目標を下回っている。なお、船舶からの海中転落者全体のライフジャケット着用率は、48%となっており、平成19年度より4%減少した。

(事務事業の実施状況)

① 海難情報等の早期入手のための事業

- ・「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
- ・漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動を実施した。

- ・漁協・マリナー・釣具店等関係団体における自主的啓発活動を推進した。
 - ・ボランティア団体との連携を図った。
 - ・GMDSS機器（注2）の適正使用の指導・啓発を実施した。
- ② ライフジャケット着用率向上のための事業
- ・海難情報の早期入手のための事業と同様、あらゆる手法により、自己救命策確保を推進した。
 - ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等を指定した（平成20年指定48箇所、ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等は平成20年末現在、全国655箇所となっている）。さらに、都道府県漁協女性部連絡協議会等に対する漁業者のライフジャケット着用推進の働きかけを行い、平成20年12月31日現在、全国11の都道府県で552人の女性着用推進員が誕生し、漁業者自らがライフジャケット着用推進に積極的に実施した。
 - ・プレジャーボート等の乗船者に対する着用義務違反に対する指導・取締りを実施した。
 - ・1人乗り小型漁船のライフジャケット着用義務範囲拡大を踏まえた着用指導を実施した。
- ③ 救助・救急体制の充実
- ・ヘリコプターの高速性等を利用した人命救助体制の充実強化を図るため、平成20年度は、美保航空基地に4人の機動救難士を配置した。
 - ・携帯電話118番通報、AIS（Automatic Identification System：船舶自動識別装置）情報等を活用した「海上保安業務システム」の整備を行った。
 - ・速力・捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を行った。
 - ・隣接国との合同捜索・救助訓練を実施した。
 - ・社団法人日本水難救済会、社団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携を図った。
 - ・メディカルコントロール体制（注3）強化のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の現場における活動要領を作成した。
 - ・「空き巡視艇ゼロ」を目指し、平成20年度は、29部署の巡視艇に複数クルー制を導入した。
- （注2）：海上における遭難および安全の世界的制度で、SOLAS条約に基づく人工衛星を利用した海上安全通信システム
（注3）：救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的観点から保障する体制

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・平成20年の死者・行方不明者は、平成19年より49人増加しており、目標達成に向け順調に推移しているとは言えないことから、B-2とした。
- ・海難情報の早期入手について、2時間以内の情報入手割合は、平成20年においては75%であり、平成19年と同じ結果となった。その要因としては、平成19年には66%だった漁船の2時間以内の情報入手割合が64%と低くなったことが挙げられる。今後この割合を上昇させるには、漁船の2時間以内の入手割合をさらに上昇させ、海難情報の早期入手に努める必要がある。
- ・漁船からの海中転落者のライフジャケット着用率26%は、船舶からの海中転落のライフジャケット着用率48%と比較しても極めて低い状況にあり、また、過去5年の死亡率はライフジャケット着用者が18%、非着用者が53%であり、非着用者の死亡率は着用者の約3倍と高く、ライフジャケットを着用するか否かは海中転落した場合に生死を分ける大きな要因になると言える。以上のことから、漁業従事者のライフジャケット着用率を向上させる必要から、漁業従事者を対象として、より一層の自己救命策確保の指導・啓発の推進が必要であり、水産関係機関・団体等を実施主体として、当事者である漁業従事者及び関係者による自発的なライフジャケット着用推進の働きかけ等を重点的に取り組む必要がある。
- ・海難の約9割が沿岸20海里以内において発生していることから、引き続きヘリコプターと機動救難士等が連携した迅速な海難現場への進出、吊り上げ救助及び救急救命処置を講じながらの搬送が行える体制の拡充等により、沿岸部における救助・救急体制の更なる強化を図る必要がある。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

- （平成21年度）
なし
（平成22年度以降）
なし

担当課等（担当課長名等）

- 担当課：海上保安庁警備救難部救難課（課長 大久保 安広）
関係課：海上保安庁警備救難部管理課（課長 鈴木 洋）
海事局安全基準課（課長 久保田 秀夫）
海事局海技課（課長 尾形 強嗣）

業績指標120

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成20年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	---

（指標の定義）

ふくそう海域（注）において、一般船舶（全長50m以上）が通常航行する航路を閉塞又は閉塞するおそれがある海難であって、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数

（注）：ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法の適用海域に限る。）

（目標設定の考え方・根拠）

過去の実績として、平成9年に東京湾でダイヤモンドグレース号の事故が発生して以来ふくそう海域における大規模海難は発生しておらず、毎年度発生数0件を目標とする。

（外部要因）

- ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

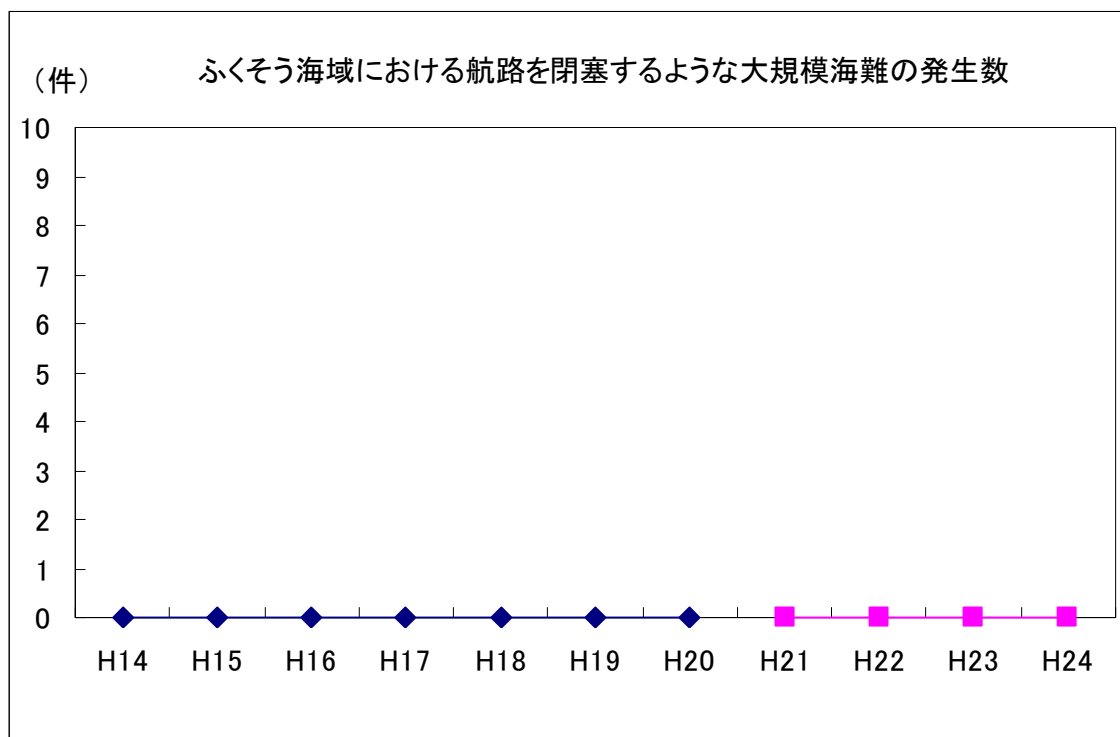
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						（年度）
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 航路標識の高度化等の整備等 (◎)
予算額：航路標識整備事業費の一部 3.9億円(平成20年度)
 - ・ふくそう海域における視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備を行う。
 - ・AIS(船舶自動識別装置)を活用した次世代型航行支援システムの整備を行う。
 - ・沿岸域情報提供システム(MICS)の的確な運用を行う。
 - ② 海上交通法令の励行等
 - ・巡視船艇による航法指導等を実施する。
 - ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施する。
 - ④ 安全対策の強化に関する検討
 - ・安全対策の強化について交通政策審議会海事分科会において検討を行い、新交通ビジョン(海上交通の安全確保に向けての新たな展開)として答申を得る。
 - ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全 (◎)
予算額：港湾整備事業費 87億円(平成20年度)
 - ・浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。
 - ⑥ 海難審判の実施
 - ・日々発生する海難について、海難審判を通じて海技従事者に反省を促す。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

航路標識等の整備による海上交通環境の向上、巡視船艇による航法指導等、海上交通センター等による的確な航行管制及び情報提供を実施したことにより、平成20年度においても大規模海難を未然に防止し、目標を達成した。

(事務事業の実施状況)

- ① 航路標識の高度化等の整備等
 - ・ふくそう海域において視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等16基を整備した。
 - ・AISを活用した次世代型航行支援システムを四日市及び若松海上保安部に整備した。
 - ・平成20年7月から大阪及び神戸海上保安(監)部において、AISを活用した次世代型航行支援システムの運用を開始した。
 - ・沿岸域情報提供システムを運用し、情報提供を的確に実施した。
- ② 海上交通法令の励行等
 - ・巡視船艇による航法指導等を実施した。
- ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施した。
- ④ 安全対策の強化に関する検討
 - ・AISの活用、海難事例分析等を踏まえた海上交通ルールの見直し、航路標識の高度化など安全対策の強化について交通政策審議会海事分科会において検討を行い、交通政策審議会から新交通ビジョンとして答申を得た。
- ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全
 - ・船舶航行の安全性向上と安定的な海上輸送サービスの確保等を図るため、浅瀬等の存在により湾内航行に支障のある主要国際幹線航路の整備及び保全を行い、海上ハイウェイネットワークの構築を推進している。
- ⑥ 海難審判の実施
 - ・日々発生する海難について、海難審判を通じ海技従事者に対して反省を促した。

課題の特定と今後の取組の方向性

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数0を維持しており、現在までに実施してきた施策が有効であったと評価できることからA-2と評価した。我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。

特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

したがって、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数0を維持する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：海上保安庁交通部企画課	(課長 岩 崎 俊 一)
関係課：港湾局計画課	(課長 高 橋 浩 二)
海上保安庁交通部安全課	(課長 川 崎 勝 幸)
計画運用課	(課長 加賀谷 尚之)
整備課	(課長 高 橋 敏 男)
海難審判所総務課	(課長 宇田川 英寿)

○活 力

政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標 20

海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する

港湾及び海上等における総合的な物流体系の整備を推進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。

業績指標

1 2 1	内航貨物船共有建造量
1 2 2	国際船舶の隻数
1 2 3	我が国商船隊の輸送比率
1 2 4	マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数
1 2 5	我が国商船隊における外航日本船舶数
1 2 6	内航船舶の平均総トン数
1 2 7	スーパー中枢港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム (①港湾コスト低減率、②リードタイム)
1 2 8	港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率
1 2 9	国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率
1 3 0	船舶航行のボトルネック解消率
1 3 1	国内海上貨物輸送コスト低減率
1 3 2	地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量
1 3 3	港湾施設の長寿命化計画策定率
1 3 4	港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率
1 3 5	リサイクルポートにおける企業立地数
1 3 6	大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口

137	各地域における国際物流の効率化に関する指標（①国際物流のボトルネックを解消するための行動計画数、②国際物流戦略チームにおいて実施したプロジェクト数）
138	物流の総合化・効率化の促進に関する指標（認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の延床面積）
139	3PL事業の促進に関する指標（倉庫事業者において総合的な業務を行っている事業者の割合）
140	国際運送事業者を対象としたAEO制度（貨物管理に優れた事業者を関係当局が承認し、税関手続で優遇する制度）における承認事業者数
141	貨物利用運送の円滑な提供に関する指標（①貨物利用運送事業者の海外拠点数、②貨物利用運送事業者数）

【評価結果の概要】

（必要性）

効率的な国際物流システムを構築することは、我が国の国際競争力強化を図る上で緊喫の課題である。そのため、海上輸送コストの削減等を通じて、国際物流基盤の強化や安定的な国際輸送の確保に資する施策を引き続き、推進する必要がある。

（有効性）

業績指標の大半が目標値に向かって概ね順調かつ着実に推移していることから、国際海上コンテナターミナル等の整備による海上輸送コストの削減、共有建造制度を通じた良質な船舶への代替促進、地域の創意工夫による国際物流におけるボトルネックの解消等、総合的な物流体系の整備に資する取組みについて、効率的で安定的な国際物流システムの構築に向け、有効に実施したと評価できる。

（効率性）

物流は、荷主、物流事業者、行政機関、地域住民など多様な関係者が関わる分野であり、民間事業者個々の自主的な取組みのみによっては、効率的な物流体系の構築を期待することは困難である。そのため、国が関係者間の調整を図ることにより、物流効率化を推進しており、例えば、国、地方公共団体、学識経験者等、多様な関係者が連携する枠組みとして設置している国際物流戦略チームについては、地域の創意工夫を活かし、物流効率化に向けた様々な取組みを行うとともに、国が関係者間の調整を図ることにより、高い施策効果を実現するなど、効率的に実施したと評価できる。

（総合的評価）

経済活動のグローバル化が進展し、アジア域内における水平分業が進む中で、我が国の国際競争力を高めるためには、迅速かつ低廉な国際物流システムの構築が不可欠である。そのため、国土交通省では、より効率的な国際物流システムの構築に向けて海上物流基盤の強化や港の振興等に取り組んでいる。

各施策の業績指標については、当初の目標値に向けて概ね順調かつ着実に推移しているところであり、今後も引き続き、より効率的な物流システムの構築を目指して、評価・見直しプロセスを重視しながら各施策を実施していく。

（反映の方向性）

現在、取り組んでいる施策については目標値に到達するよう、引き続き実施していく。また、経済構造の一層のグローバル化、地球温暖化対策の必要性の高まり、中長期的な原油価格の上昇、少子高齢化を背景とする労働力不足の到来等、物流をとりまく情勢の変化等に対しても適確に対応していく。

業績指標 121

内航貨物船共有建造量

評価

A-2

目標値：23,000G/T（平成23年度の過去5ヶ年平均）
 実績値：34,998G/T（平成20年度）
 初期値：20,526G/T（平成18年度）

（指標の定義）

鉄道・運輸機構におけるスーパーエコシップ（SES）を含めた内航貨物船共有建造量

（注）G/T：船舶の大きさを示すのに用いる指標。総トン数（グロストン）（Gross tonnage）

（目標設定の考え方・根拠）

鉄道・運輸機構においては、環境に優しく経済的な次世代内航船スーパーエコシップ（SES）をはじめとする効率的な内航貨物船の整備を行っているところであり、老朽化が進む内航船舶について、共有建造制度（注1）を通じて良質な船舶への代替を促進することは、効率的で安定した国内海上物流の整備に大いに資するものであることから、鉄道・運輸機構における内航船舶の共有建造量の十分な確保という目標設定が有効である。

指標は、鉄道・運輸機構発足以降の建造量の実態を踏まえ、過去3ヶ年（平成16年度～平成18年度）の平均値の約3割増を目標とし、平成19年度～平成23年度の平均が目標値を超えることを目指す。

（注1）共有建造制度：鉄道・運輸機構と海運事業者が費用を分担して国内旅客船及び、内航貨物船を共同で建造し、共有する制度。共有建造制度では、海運事業者は機構の分担した建造費用について一定期間（概ね法定耐用年数）使用料を支払い、期間満了後、残額を買い取ることであり、最終的に100%所有することとなる。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

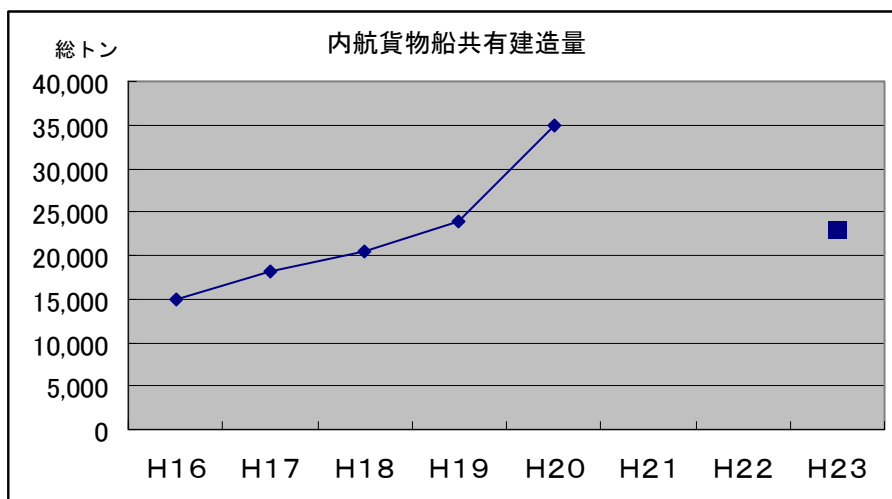
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値：単年度					(年度)
(進水ベース)					(単位：総トン)
H16	H17	H18	H19	H20	
14,981	18,242	20,526	23,794	34,998	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・ 鉄道・運輸機構の共有建造制度は、海運事業者との共有方式により、環境対策、物流効率化、離島航路対策、少子高齢化対策等政策課題に適合した良質な船舶の建造を行うものである。
- ・ 特に、環境に優しく経済的な次世代内航船スーパーエコシップ（SES）については、鉄道・運輸機構への新たな出資金を活用した船舶使用料の軽減を行うことにより、その建造促進を図っている。
予算額：39.5億円（平成20年度）及び40億円の内数（平成20年度第1次補正予算）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・ 平成20年度の進水量は34,998総トン（平成19年度から11,204トン増）となっており、目標値23,000総トン（平成23年度における過去5年平均）を上回っているため、順調である。

（事務事業の実施状況）

- ・ 平成20年度においては、26隻、47,850総トンの共有建造を決定しており、30隻、34,998総トンの共有船舶が進水している。
- ・ 特に、スーパーエコシップについては、平成20年度において、8隻、19,508総トンの共有建造を決定し、4隻、2,246総トンが進水している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・ 業績指標については、目標値23,000総トン（平成23年度における過去5年平均）を上回っており、現在の施策を継続することが適当であることから、A-2と評価した。
- ・ 共有建造制度を通じてスーパーエコシップを始めとする良質な船舶への代替を促進することは、効率的で安定した国内海上物流の整備に大いに資するものであり、今後も引き続き、内航船舶の共有建造を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局総務課財務企画室（室長 堀内 丈太郎）

業績指標 1 2 2
国際船舶の隻数

評価

C-2	目標値：約 150 隻（平成 23 年度） 実績値： 95 隻（平成 20 年度） 初期値： 85 隻（平成 18 年度）
-----	---

(指標の定義)

海上運送法第 4 4 条の 2 に定める国際船舶（注）の隻数をいう。

（注）「国際船舶」：国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。
 具体的には、LNG 船、ロールオン・ロールオフ船、近代化船等の船舶をいう。

(目標設定の考え方・根拠)

国際船舶に関する課税の特例（登録免許税・固定資産税の軽減）の継続に加え、平成 20 年度に導入されたトン数標準税制と相俟って日本籍船の太宗を占める国際船舶^{*}について、国際船舶制度創設当時（平成 8 年）の隻数（144 隻）程度に回復させることとし、目標を約 150 隻（約 2 倍程度）とした。

※平成 20 年央の日本籍船 98 隻のうち、95 隻が国際船舶。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

外航海運事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

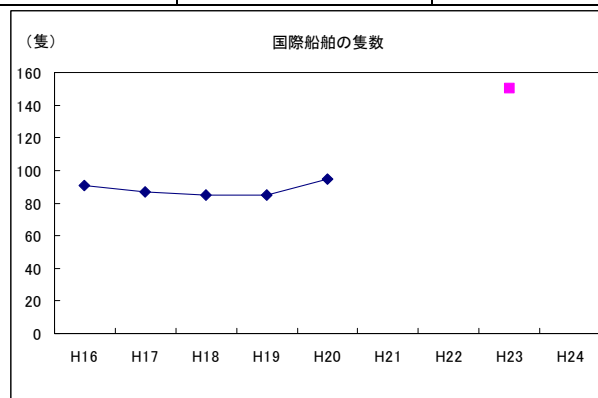
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
91 隻	87 隻	85 隻	85 隻	95 隻	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

【税制上の特例措置】

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本籍船のうち、国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。

減収見込額： 76 百万円（登録免許税）（平成 20 年度）

143 百万円（固定資産税）（平成 20 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

我が国商船隊における外航日本籍船の平成20年央の隻数は98隻で、そのうち国際船舶は95隻であり、平成19年央に比べ10隻増となり、これまでの減少基調から増加に転じているため、順調である。

(事務事業の実施状況)

国際船舶に係る課税の特例（登録免許税及び固定資産税の軽減）を継続した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は「国際船舶の隻数」であり、平成23年度を目標年度としているため、今年度はC-2と評価した。これは、世界単一市場における国際競争が激化する中、コスト競争力の喪失から日本籍船は減少の一途をたどっていたところ、トン数標準税制の適用等を内容とする海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成20年法律第53号）が平成20年7月17日に施行されたことと相俟って、我が国商船隊における外航日本籍船の平成20年央の隻数が98隻、そのうち国際船舶は95隻と、平成19年央に比べ国際船舶は10隻増となり、これまでの減少基調から増加に転じた。以上から、現在の施策を維持する必要性があると判断し、C-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 篠部 武嗣）

業績指標 1 2 3

我が国商船隊の輸送比率

評 価

A-2	目標値：6%（平成23年度） 実績値：6%（平成20年度） 初期値：6%（平成17年度）
-----	--

(指標の定義)

世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送量の割合

(目標設定の考え方・根拠)

外航海運発展の環境整備や海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、過去5年間の我が国商船隊（注1）の輸送比率である概ね6%を元に、引き続きその輸送比率を6%とすることを旨とする。

（注1）我が国商船隊：我が国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念

(外部要因)

治安情勢の変動、資源の枯渇、国際経済情勢の変化

(他の関係主体)

民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

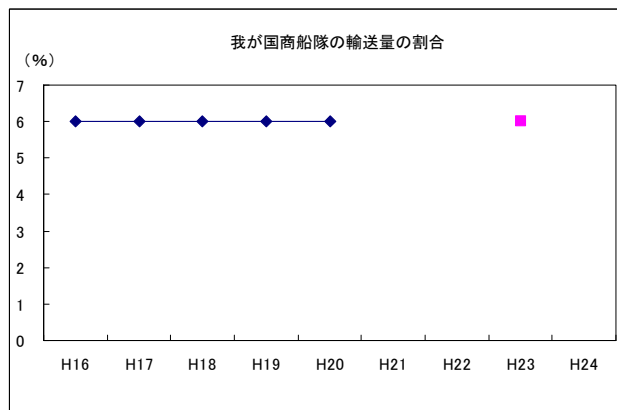
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
6%	6%	6%	6%	6%	6%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・外航海運対策の強化

我が国商船隊の我が国経済・社会に対して負っている重要性に鑑み、国際経済情勢等の変化に即応して、安定した貿易輸送のため、輸利物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等のトレンドの把握等、また、主要航路における海運活動は米国やEU等の主要航路の関係国の海運政策に左右されるところが大きいことから、これらの海運政策の動きに対し、我が国としても情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、本邦外航船舶運航事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、国際競争力の強化を図り、我が国商船隊の安定的な輸送の確保のため適切な対策を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度においても、目標である6%を引き続き維持していることから順調である。

(事務事業の実施状況)

- ・外航海運対策の強化

輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等の調査等を実施。また主要航路の関係国の海運政策の動きに対し、情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、関係国と協議等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・目標値6%を維持していることからA-2と評価した。

- ・また、我が国商船隊による安定的な輸送を確保する観点から、引き続き輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況について調査・分析するとともに、主要航路の関係国の海運政策について情報収集を行い、引き続き6%を維持する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局外航課(課長 篠部 武嗣)

業績指標 124

マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数

評価

A-2	目標値：0件（平成18年度以降毎年度） 実績値：0件（平成20年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

マラッカ・シンガポール海峡に設定された分離通行帯（TSS）を閉塞するような海難の発生数

（目標設定の考え方・根拠）

インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ・シンガポール海峡（以下、「マ・シ海峡」という。）は、世界有数の船舶通航量を誇る海上交通の要衝であるとともに、浅瀬、暗礁等が点在していることから、航海の難所と言われている。また、我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であるマ・シ海峡においてTSSを閉塞するような大規模海難が発生した場合、大型タンカー（VLCC）などは航路整備がなされていない迂回ルートの通航を強いられるとともに、航路延長による燃料費増大だけでも1,000万円以上となることから、我が国経済への影響は計り知れない。これまで、海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、約40年にわたり航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力（約147億円）を行ってきたところであるが、アジアの経済発展に伴い日本関係船舶以外の通航が増加し、また同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されることから、海上交通の安全確保を推進するため、利用国と沿岸国の協力による新たな枠組み構築が急務となっている。このようなことから、我が国としては、沿岸国、IMOや他の利用国と協力し、同海峡の航行安全・環境保全等に関する国際協力を推進し、マ・シ海峡の安全確保に取り組むこととしている。なお、国連海洋法条約では「国際海峡の航行安全と海洋汚染防止について、利用国と沿岸国の協力」が求められ、また先日成立した海洋基本法では「海上輸送の安全確保のほか、国際的連携の確保、国際協力の推進」が求められている。

（外部要因）

治安情勢の変動

（他の関係主体）

外務省、(財)マラッカ海峡協議会（事業主体）

（重要施策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成20年3月18日閣議決定）

特に、海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡を含む海域については、航行援助施設の維持管理に加えて、海賊対策、テロ対策等について、国際的な連携・協力の促進に積極的に取り組む必要がある。（第1部2）

【閣決（重点）】

なし

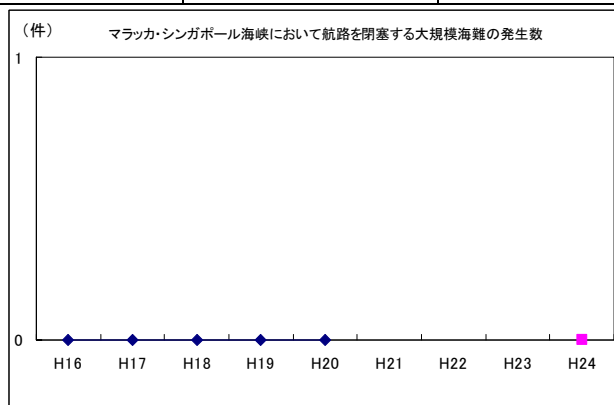
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値：					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	H20
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- マ・シ海峡における航行安全対策（航行援助施設に対する調査費（平成20年度）：0.25億円）
- マ・シ海峡の安全確保に必要な国際協力を推進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力を行ってきたこと等により、平成20年度においても、マ・シ海峡に設定された分離通行帯（TSS）を閉塞するような海難はなく、目標を達成しており、順調である。

（事務事業の実施状況）

- マ・シ海峡等における航行安全対策
- ・当該海峡の主要な利用国として「協力メカニズム」の下、航行援助施設基金運営委員会等の国際会議の場において、沿岸国と利用国間の利害調整を行うこと等により、新たな国際的協力スキームの早期の実施、円滑な運用に積極的に貢献。
- ・既存の航行援助施設の維持更新や、小型船舶動静把握システムの実証実験を実施することにより、沿岸国に対し安全対策に関する支援協力を行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は、平成18年度以降毎年度の目標値である0件を達成しているため、A-2と評価した。
- ・しかしながら、マ・シ海峡は我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であり、当該海峡において大規模海難が発生した場合の我が国経済への影響は計り知れず、また、アジアの経済発展等に伴い、同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されている。
- ・平成19年7月にはIMO・シンガポール政府の共催によるシンガポール会議において、当該海峡の航行安全対策に関する沿岸国と利用国等の協力の枠組みを具体化した「協力メカニズム」が創設されたところであり、我が国は、当該海峡の第一の利用国であることから、安全対策の支援協力において、今後も国際的に先導的な役割を果たしていくことが必要であり、これまでの貢献で培ってきた沿岸国との信頼関係を基盤として、今後とも複雑な関係国間の利害調整等に積極的な活動を行うとともに、関係国や関係業界から幅広い支援を得られるよう働きかける。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

小型船舶動静把握に関する検討調査の終了

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 篠部 武嗣）

業績指標 125

我が国商船隊における外航日本船舶数

評価

C-2	目標値：約180隻（平成24年度） 実績値：98隻（平成20年度） 初期値：92隻（平成19年度）
-----	---

(指標の定義)

外航海運に従事する日本船舶の数

指標の考え方：

四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済、国民生活を支える上で大きな役割を担っている。

しかしながら、世界単一市場における国際競争が激化する中、プラザ合意後の急速な円高等によるコスト競争力の喪失から、安定的な国際海上輸送の核となるべき外航日本船舶は最も多かった1,580隻（昭和47年央）から95隻（平成18年央）へ、外航日本人船員は約57,000人（昭和49年）から約2,600人（平成18年）へと極端に減少し、極めて憂慮すべき事態となっている。

こうした海運業界の現況と海洋基本法の施行を受け、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、船腹量ベースで全世界の約6割の船舶が適用対象となっているトン数標準税制を導入し、本邦外航海運事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加を図ることとする。

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年12月の交通政策審議会海事分科会において、非常時等において、一定規模の国民生活・経済活動水準を維持する輸入貨物量をすべて日本籍船で輸送し、当該日本籍船の船舶職員を全員日本人船員で配乗するものとして試算すると、「最低限必要な日本籍船は約450隻となり、これらの日本籍船を運航するのに必要な日本人船員は約5,500人となる」との答申を頂いているところである。

一方、「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針（以下「基本方針」）」において、外航日本船舶・外航日本人船員の現状規模を踏まえると、これらの必要規模を短期間で達成することは困難であることから、まずは当面の目標を設定し、トン数標準税制の導入と海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画（以下「計画」）の認定制度の着実な実施により、その達成を目指すことが適切であるとされている。

当該基本方針では、外航日本船舶・外航日本人船員の確保に係る当面の具体的な目標は、当該船舶の隻数を平成20年度からの5年間で2倍に、外航日本人船員の人数を10年間で1.5倍に増加させることを目標とする旨、定められている。

上記目標を担保するため、トン数標準税制の適用を受けるために必要な計画の認定基準の一つとして、外航日本船舶の隻数について、「5年間の計画期間内に2倍以上に増加させる計画であること」が規定されているため、業績指標はこの数字を設定している。

(外部要因)

景気の動向、他国の外航海運政策

(他の関係主体)

日本船主協会等

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成20年法律第53号）
- 海洋基本計画（平成20年3月18日）「日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対する日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額に基づく所得計算を選択することができる課税の特例（トン数標準税制）の創設に取り組み、日本籍船の数を平成20年度からの5年間で2倍に、日本人外航船員の数を同じく10年間で1.5倍にそれぞれ増加させるための取組を促す。」（第2部4.）

【閣決（重点）】

なし

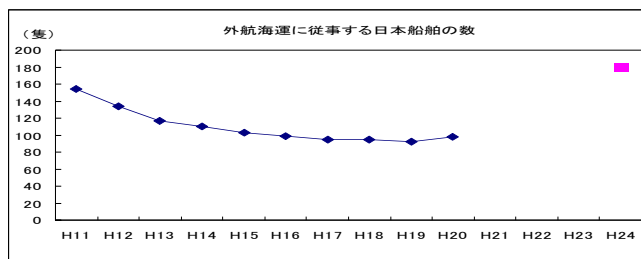
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値									(年度)
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
154隻	134隻	117隻	110隻	103隻	99隻	95隻	95隻	92隻	98隻



事務事業の概要
主な事務事業の概要

○安定的な国際海上輸送の確保

- ・日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施

安定的な国際海上輸送の確保を図るため、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加について外航海運事業者の自発的な取り組みを促すための環境整備として、国土交通大臣による「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」を定め、それに基づき日本船舶及び船員の確保が図られる計画である旨を審査するとともに、認定計画に従った措置の実施状況についての確に把握し、必要な措置を講じていない場合には勧告や認定の取り消しを行うこと等により、認定制度の適切な実施を確保する。

【税制上の特例措置】

外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制）（法人税、法人住民税、法人事業税）

外航船舶運航事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度（平成20年度より）

減収見込額：法人税66億円、地方税19億円（法人住民税・法人事業税）（平年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国商船隊における外航日本船舶数の平成20年央の隻数は98隻で、平成19年央に比べ7隻増となり、これまでの長期にわたる減少基調から増加に転じているところであるが、海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画に認定された事業者の計画期間は平成21年4月1日より開始されるため、動向については判断できない。

（事務事業の実施状況）

○安定的な国際海上輸送の確保

- ・日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施

トン数標準税制の適用を受けるために必要な「日本船舶・船員確保計画」の認定申請について、平成21年1月末までに10社が申請し、基本方針に照らして審査を行った結果、すべてが認定基準を満たしていることから、平成21年3月24日、10社すべてを認定。

【税制上の特例措置】

平成21年3月24日に認定を行った10社について、租税特別措置法に基づき当該認定を受けた日本船舶・船員確保計画に記載された計画期間内の日を含む各事業年度終了の時（平成21年度～平成25年度）まで特例措置を受けることとなった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は「我が国商船隊における外航日本船舶数」（外航海運に従事する日本船舶の数）であり、平成24年度を目標年度としているため、今年度はC-2と評価した。

これは、世界単一市場における国際競争が激化する中、コスト競争力の喪失から日本籍船は減少の一途をたどっていたところ、国土交通大臣による「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」の策定、船舶運航事業者等による「日本船舶・船員確保計画」の作成及び同計画について国土交通大臣の認定を受けた場合における対外船舶運航事業者に対するトン数標準税制の適用等を内容とする海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成20年法律第53号）が平成20年7月17日に施行され、日本船舶・船員確保計画策定に向けた各事業者の取り組みにより、平成20年度については前年度7隻増の実績となり増加に転じたが、認定事業者全10社の計画期間は平成21年度からと、安定的な国際海上輸送の確保に向けた取り組みは緒に就いたばかりであることから判断は行えず、引き続き現在の施策を維持する必要があることから、C-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）
なし
（平成22年度以降）
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 篠部 武嗣）

業績指標 126
内航船舶の平均総トン数

評価

A-2

目標値：575（平均G/T）（平成22年度）
実績値：614（平均G/T）（平成20年度）
初期値：574（平均G/T）（平成17年度）

（指標の定義）

内航海運における船舶の平均の総トン数

（注）G/T：船舶の大きさを示すのに用いる指標。総トン数（グロストン）（Gross tonnage）

（目標設定の考え方・根拠）

効率的で安定した海上輸送を確保していくために、現在の内航船舶の平均総トン数を引き続き維持していくという目標設定が有効である。

このため、内航船舶の平成13年度～17年度の5年間の平均総トン数 575（平均 G/T）の数値の維持を目標とする。

（外部要因）

（他の関係主体）

民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

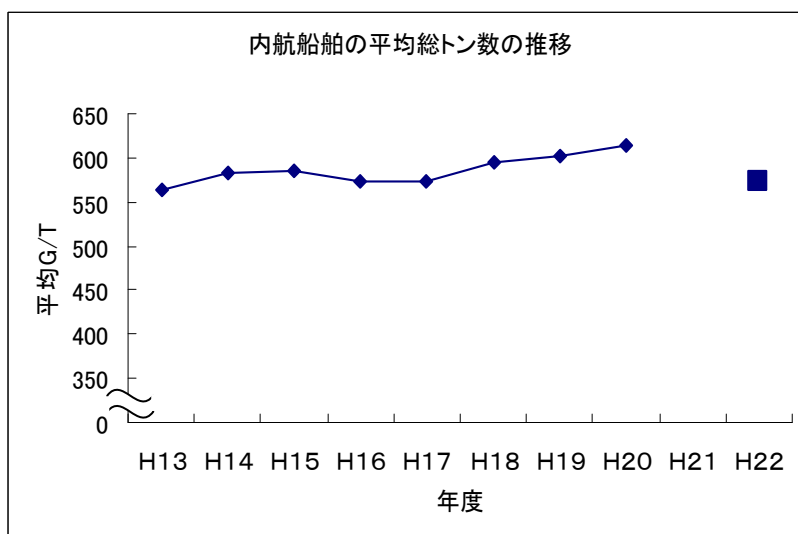
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
年度	H13	H14	H15	H16
平均G/T	563	583	585	573
H17	H18	H19	H20	
574	596	602	614	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

内航海運は、国内物流の約4割、特に産業基礎物資（鉄鋼、石油、セメント等）の輸送の約8割を担う、我が国の経済・国民生活を支える基幹的な物流産業である。このような内航海運の効率的で安定した海上輸送を確保し、内航船舶の平均総トン数を維持していくためには、安定的かつ適切な規模での代替建造を実現していくことが重要である。平成18年3月、代替建造の推進に有効な施策を取りまとめた「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」が策定された。海事局をはじめとする関係者が一体となって同アクションプランに沿った取り組みを進めているところである。

予算額：内航海運対策 7百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の内航海運における船舶の平均の総トン数は614G/Tであり、平成22年度における目標値の575トンを上回っていることから、順調である。

（事務事業の実施状況）

「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」に沿った施策を関係者が一体となって進めた結果、平成18年度の内航新造船の建造申請隻数は126隻と、16、17年度の申請隻数と比較して約6割増加し、19年度121隻、20年度106隻と3年連続で100隻を超え、好調な回復基調となっている。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標については、現在、目標値の575トンを上回って推移しており、目標達成に向けた成果を示していることから、現在の施策を継続することが適当である。以上よりA-2と評価した。

平成21年度についても、更なる代替建造推進を図るため、「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」に沿った施策を、海事局をはじめとする関係者が一体となって積極的に行い、引き続き内航船舶の平均総トン数を維持していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）

業績指標 127

スーパー中樞港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム (①港湾コスト低減率、②リードタイム)

評価

① A-2 ② C-2	目標値：①H14年度比 約3割低減 (平成22年度) ②1日程度 (平成22年度) 実績値：①H14年度比 約13%低減 (平成18年度) ②約2.1日 (平成18年度) 初期値：①H14年度比 約13%低減 (平成18年度) ②約2.1日 (平成18年度)
--------------------	--

(指標の定義)

- ①スーパー中樞港湾における港湾コスト低減率：スーパー中樞港湾におけるコンテナ1個あたりの港湾コスト（船舶の出入港やターミナルの運営にかかるコンテナ1個あたりのコスト）の平成14年度時点を基準とした低減率（平成14年度におけるコンテナ1個あたりの港湾コストから比べて低減した港湾コスト／平成14年度におけるコンテナ1個あたりの港湾コスト）
- ②スーパー中樞港湾におけるリードタイム：海上コンテナ貨物の輸入における船舶の入港（着岸）から貨物の引取りが可能となるまでの時間

(目標設定の考え方・根拠)

- ①港湾コスト低減率：基準となる平成14年度当時に、海外主要港（釜山港、高雄港）程度となるよう約3割のコスト低減を目標とした
- ②リードタイム：基準となる平成14年度当時に、海外主要港（シンガポール港）のリードタイムが1日程度であったため

(外部要因)

- ・輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

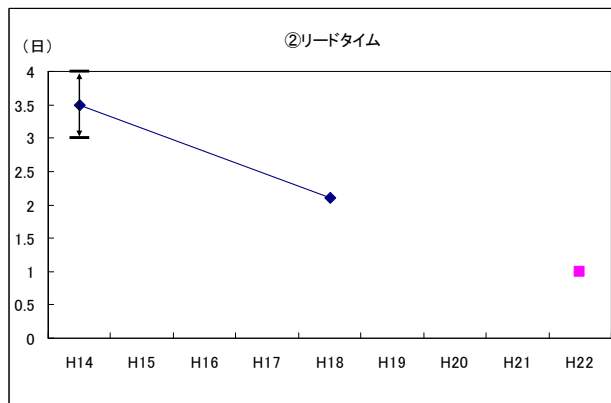
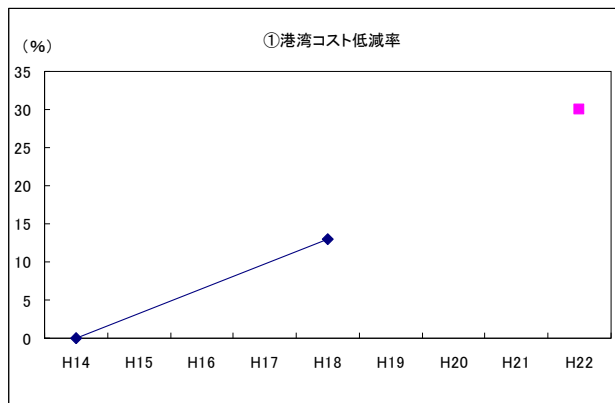
【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・総合物流施策大綱（2009 - 2013）（平成21年7月14日）
 ロジスティクス機能を担う港湾・空港については、迅速で低廉な物流を確保するために、スーパー中樞港湾プロジェクトの充実・深化、大型船舶に適切に対応するための産業港湾インフラの刷新、港湾関連手続の電子申請化、航空自由化の推進による航空貨物ネットワークの拡充、大都市圏拠点空港の物流機能強化等、ハード・ソフト両面において取組みを進める必要がある。（第2.2（1））
 - ・経済成長戦略大綱（平成20年6月27日改定）
 アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備
 「スーパー中樞港湾において、2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイム（船舶入港から貨物引取りが可能となるまでの時間）を1日程度に短縮するとともに、地方自治体間の垣根を越えた港湾の広域連携を推進し、我が国港湾の国際競争力の強化を図る」（第5.2（2））
 - ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
 スーパー中樞港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する（第2章1.）
 - ・新経済成長戦略のフォローアップと改訂（平成20年9月19日）
 スーパー中樞港湾において世界最大級のコンテナ船の利用を可能とする大水深コンテナターミナルの整備を引き続き推進するとともに、コンテナ物流全体での荷主の利便性に軸足を置いた港湾サービス水準の更なる向上と国内外をつなぐ効率的で低炭素型のシームレス物流網を形成する。（第2編I）
- 【閣決（重点）】**
- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」
- 【本部決定】**
- なし
- 【政府・与党申合】**
- なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
① -	① -	① 約13%低減 (H14年度比)	① -	①集計中	
② -	② -	② 約2.1日 ※(平日では1.1日) (H14年度比)	② -	②集計中	



注 ②平成14年度値のリードタイムについては、3～4日。

事務事業の概要

主な事務事業の概要

- スーパー中核港湾プロジェクトの推進等による物流機能の強化 (◎)
 - ・我が国港湾が、産業の国際競争力と国民生活の安定を今後とも支えることができるよう、中核・中核国際港湾において国際海上コンテナターミナルを重点的に整備し、基幹航路における我が国のゲートウェイとしての機能強化や、アジア地域における物流ネットワークの充実を図る。

予算額 港湾整備事業費 3,552億円の内数 (平成20年度)

(注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- スーパー中核港湾に指定された港湾における次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷捌き施設等に係る特例措置 (固定資産税・都市計画税)
 - ・スーパー中核港湾の特定国際コンテナ埠頭において、港湾管理者から運営事業の認定を受けた者が国の無利子貸付制度の適用を受けて取得する荷捌き施設等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2とする特例措置

減収額 0.1億円 (平成20年度)
- 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置 (固定資産税・都市計画税)
 - ・外貿埠頭公社が、所有又は取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下のとおりとする特例措置
 - ① 旧公団から公社が承継した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準3/5
 - ② 平成10年3月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準1/2
 - ③ 平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭
課税標準1/5 (当初10年間)、1/2 (その後)
 - ④ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭
課税標準1/2

減収額 10.5億円 (平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 平成19年度は調査を実施しておらず、平成20年度の実績値は集計中であるが、スーパー中核港湾における外貿コンテナ取扱貨物量が、平成18年は約1324万TEUであるのに対して、平成20年度は約1372万TEU (速報値) と順調に増加していることから、コンテナ1個あたりの港湾コストは順調に低減していると予想される。ただし、今後のコンテナ取扱貨物量については、経済状況の悪化による影響が懸念される。
- ② 本指標は財務省関税局で実施されている「輸入手続の所要時間調査」を利用しており、平成19年度は調査を実施しておらず、平成20年度の実績値は現在集計中であるため、指標の分析としては、判断できないとした。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年12月に名古屋港で次世代高規格コンテナターミナルを供用した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 平成20年度の実績値は集計中であるが、平成20年度にかけてスーパー中核港湾におけるコンテナ取扱貨物量が順調に増加していることから、コンテナ1個あたりの港湾コストは順調に低減していると予想されることから、A-2と評価した。

- ② 本指標は財務省関税局で実施されている「輸入手続の所要時間調査」を利用しており、平成19年度は調査を実施しておらず、平成20年度の実績値は現在集計中であるため、C-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ① 大規模コンテナターミナルの整備等の関係者一丸となったプロジェクトを進めるとともに、平成21年度からは、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を更に進め、港湾サービスの更なる向上と国内外をつなぐ効率的・低炭素型のシームレスな物流網の形成を目指し、新たに「コンテナ物流の総合的集中改革プログラム」を推進する。

② なし

(平成22年度以降)

- ① 航路、泊地の浚渫事業において、設計変更等を行うことにより、浚渫土量を低減し、コスト縮減を図る

② なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 港湾局港湾経済課(課長 若林 陽介)

関係課： 港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

業績指標 128

港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率

評価

B-1	目標値：概ね100% (平成24年度) 実績値：0% (平成20年度) 初期値：0% (平成19年度)
-----	---

(指標の定義)

統一モデル様式(※)を採択し、次世代シングルウィンドウから、対象となる港湾関連手続(*)が電子申請にて受け付け可能となっている港湾管理者の割合

※統一モデル様式：「各港共通の手続で入力情報の利活用の効果が高い項目を記載内容とした全国共通様式。船舶の入出港及び荷役に伴い発生する各種手続のほとんどに対応したもの」

*対象となる港湾関連手続：入出港届、係留施設使用許可申請、入港料減免申請、入港料還付申請、船舶運航動静通知、フェリー・客船ターミナル施設使用許可申請、荷役機械使用許可申請、曳舟使用願、建物の類(上屋等)使用許可申請、船舶役務用施設(給水・給油等)使用許可申請、土地の類(荷さばき地・野積み場等)使用許可申請、廃棄物処理施設(廃油処理施設等)使用許可申請、電気施設(冷蔵コンテナ電源等)使用許可申請

計算方法：手続の電子化を行うことが特に重要となる重要港湾又は開港地方港湾の港湾管理者(合計港湾管理者数68管理者)が次世代シングルウィンドウ申請の受付体制(対象となる港湾関連手続が電子申請にて受付可能となること)を構築した割合(次世代シングルウィンドウ申請の受付体制を構築した港湾管理者数/重要港湾又は開港地方港湾の港湾管理者数)

(目標設定の考え方・根拠)

貿易関連手続を円滑にするため、平成24年度までに主要な港湾管理者(※)のほぼ全てにおいて次世代シングルウィンドウを通じた港湾関連手続が可能となることを目標とし、目標値を設定した。

※主要な港湾管理者：「港湾法上に定める重要港湾」及び「関税法上に定める開港した地方港湾」の管理者

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

・港湾管理者(港湾管理者独自システムを保有。指標の達成には独自システムの改修が必要。)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)「貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。」

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

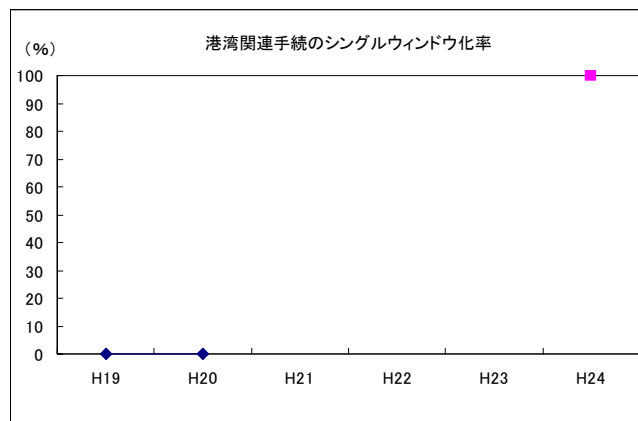
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	0%	0%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

物流の高度化、効率化のため、港湾行政手続のペーパーレス化、ワンストップサービス化の普及を促進するとともに、手続きの統一化・簡素化の推進、次世代シングルウィンドウへの一元化により、港湾の手続き面での更なる利便性の向上を促進する。

予算額：2,280億円（平成20年度）の内数

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度には目標値は達成できないことになるが、平成21年10月より、統一モデル様式についてシングルウィンドウへの申請項目の追加が予定されており、これに伴い統一モデル様式の対象手続きの全てが電子申請が可能となり、今後の実績値の上昇が見込まれることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

平成20年10月に、NACCSと港湾EDIを統合するとともに、府省共通ポータルが稼働し、次世代シングルウィンドウが実現した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は0%であるが、平成21年10月の統一モデル様式のシングルウィンドウへの申請項目の追加により、統一モデル様式の全てが対象手続きの電子申請が可能となり、実績値の上昇が見込まれるため、B-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

平成21年10月より、統一モデル様式についてシングルウィンドウへの申請項目の追加を行う。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局港湾経済課（課長 若林 陽介）

業績指標 129
国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率

評価

A-2	目標値：平成19年度比 5%減（平成24年度） 実績値：平成19年度比 0.5%減（平成20年度）（速報値） 初期値：0（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）
 国際海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト+陸上輸送コスト）の低減割合
 ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
 ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減
 コンテナ貨物等を扱う国際海上コンテナターミナル及びバルク貨物等を扱う多目的国際ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成19年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成19年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成19年度の総輸送コスト）

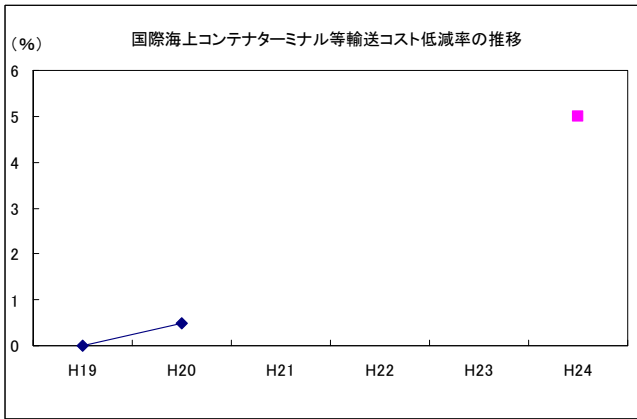
（目標設定の考え方・根拠）
 平成19年度の実績値は平成14年度比5.8%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成24年度における目標値として前回目標値とほぼ同程度の平成19年度比約5%減を設定
 （注）「前回目標値」とは、平成19年度の輸送コストにおいて平成14年度比約5%減である

（外部要因）
 ・ 輸送コストに係る原油価格変化
 ・ 輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・ 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
 スーパー中枢港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する（第2章1.）
 ・ 総合物流施策大綱（2005 - 2009）（平成17年11月15日）
 国際基幹航路確保のためのスーパー中枢港湾プロジェクトの推進（1（1））
【閣決（重点）】
 ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値					(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20
—	—	—	—	0	0.5%減 (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- スーパー中核港湾プロジェクトの推進等による物流機能の強化 (◎)
 - ・我が国港湾が、産業の国際競争力と国民生活の安定を今後とも支えることができるよう、中核・中核国際港湾において国際海上コンテナターミナルを重点的に整備し、基幹航路における我が国のゲートウェイとしての機能強化や、アジア地域における物流ネットワークの充実を図る。

予算額 港湾事業費 3,552億円の内数 (平成20年度)

(注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- スーパー中核港湾に指定された港湾における次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷捌き施設等 (固定資産税・都市計画税)
 - ・スーパー中核港湾の特定国際コンテナ埠頭において、港湾管理者から運営事業の認定を受けた者が国の無利子貸付制度の適用を受けて取得する荷捌き施設等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2とする特例措置

減収額 0.1億円 (平成20年度)
- 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置 (固定資産税・都市計画税)
 - ・外貿埠頭公社が、所有又は取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下のとおりとする特例措置
 - ① 旧公団から公社が承継した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準 3/5
 - ② 平成10年3月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準 1/2
 - ③ 平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭
課税標準 1/5 (当初10年間)、1/2 (その後)
 - ④ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭
課税標準 1/2

減収額 10.5億円 (平成20年度)
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法) の選定事業として整備される公共荷さばき施設等に係る特例措置 (不動産取得税・固定資産税・都市計画税)
 - ・PFI法に基づき、埠頭の一体貸付を受けた運営者が、港湾法第55条の7第1項に規定する国の無利子貸付を受け、コンテナターミナルにおいて整備する公共荷さばき施設等に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2とする特例措置

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成19年度のコスト低減率は平成14年度比5.8%減となり、年々コスト低減が図られている。平成20年度実績値は0.5%減 (暫定値) となり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成21年度には大阪港など4箇所の外貿ターミナルの供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・国際海上コンテナターミナル及び多目的国際ターミナルなどの外貿ターミナルの整備は着実に推進しており、平成20年度は名古屋港など11カ所で外貿ターミナルが供用された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成21年度には大阪港など4箇所の外貿ターミナルの供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれるため、業績指標をA-2と評価した。
- ・今後とも、国際海上コンテナ貨物等の輸送コストを低減し、我が国の港湾の国際競争力の強化のため、スーパー中核港湾プロジェクトを推進するとともに、港湾の諸手続の統一化・簡素化など、ソフト施策を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

航路、泊地の浚渫事業において、設計変更等を行うことにより、浚渫土量を低減し、コスト縮減を図る (再掲)

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局計画課 (課長 高橋 浩二)

関係課：港湾局港湾経済課 (課長 若林 陽介)

業績指標 130

船舶航行のボトルネック解消率

評価

A-2	目標値：95%（平成22年度） 実績値：95%（平成20年度） 初期値：75%（平成12年度）
-----	---

(指標の定義)

国際幹線航路の計画規模に対する現況規模の割合

計算方法：航路幅員、航路水深、航路延長の計画値の積に対する実績値の積の割合

$\Sigma \{ (\text{現有航路幅員} \times \text{現有航路水深} \times \text{各航路延長}) / (\text{計画航路幅員} \times \text{計画航路水深}) \} / \text{全航路延長}$

(目標設定の考え方・根拠)

現在整備中の主要幹線航路整備が概成した時の、ボトルネック解消率を目標値として設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

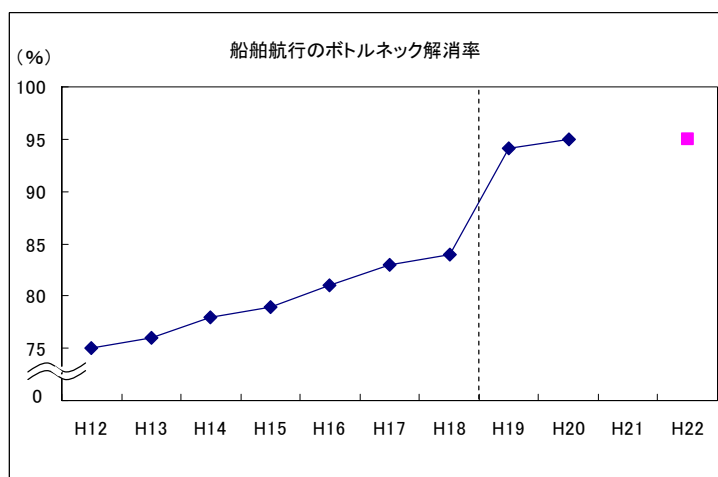
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
75%	76%	78%	79%	81%	83%	84%	94.1%	95%



(注) (指標の動向)に記載したとおり、国際幹線航路の当面の整備方針を踏まえ、平成19年度に指標算出にあたっての計画規模を見直しており、平成18年度以前と平成19年度以降のボトルネック解消率は単純に比較できない。

事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・主要国際幹線航路の整備及び保全 (◎)
 予算額：港湾事業費 87億円（平成20年度）
 浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。

(注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

国際幹線航路の当面の整備方針を踏まえ、平成19年度に指標算出にあたっての計画規模を見直している。

(事務事業の実施状況)

平成20年度においては、中ノ瀬航路（東京湾）において整備・保全が行われ、ボトルネック解消率は95%となった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現在のトレンドが継続すれば、目標を達成することから、A-2と評価する。国際幹線航路におけるボトルネックの解消は、日本の経済活動を支える船舶航行の安全性向上と物流コストの削減並びに安定的な海上輸送サービスを確保するための重要な施策であり、今後も引き続き最屈曲箇所や航路出入り口付近を重点的に整備して安全性の確保に努める。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局計画課（課長 高橋 浩二）

業績指標 131

国内海上貨物輸送コスト低減率

評価

A-2	目標値：平成19年度比 3%減（平成24年度） 実績値：平成19年度比 0.3%減（平成20年度）（速報値） 初期値：0（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

国内海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト+陸上輸送コスト）の低減割合

- ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成19年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成19年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成19年度の総輸送コスト）

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度の実績値は平成14年度比3%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成24年度における目標値として達成可能であると推測される平成19年度比3%減を設定

（外部要因）

- ・ 輸送コストに係る原油価格変化
- ・ 輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

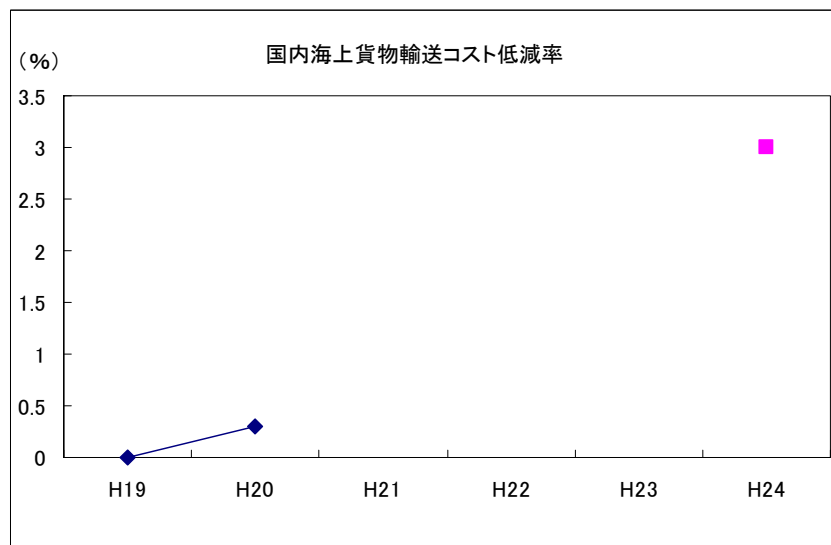
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
-	-	-	0	0.3%減 (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備 (◎)
 - ・ 環境負荷が少なく、輸送効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した国内物流拠点等を整備する。
- 予算額 港湾事業費 3,552億円の内数 (平成20年度)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成19年度のコスト低減率は平成14年度比3.0%減となり、年々コスト削減が図られている。平成20年度実績値は0.3%減(暫定値)となり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成21年度には常陸那珂港など7箇所の内貿ターミナル等の新規供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

複合一貫輸送の拠点となる内貿ターミナルの整備は着実に推進しており、平成20年度は室蘭港など14箇所で内貿ターミナルが供用された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成21年度には常陸那珂港など7箇所の内貿ターミナル等の新規供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれるため、業績指標をA-2と評価した。
- ・ 今後とも、国内貨物輸送コストの低減に資するとともに、環境負荷が少なく、エネルギー効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、複合一貫輸送等に資する内貿ターミナルの整備を適切に進めていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

航路、泊地の浚渫事業において、設計変更等を行うことにより、浚渫土量を低減し、コスト削減を図る(再掲)

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

業績指標 132

地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量

評価

A-2	目標値：約340万TEU（平成24年） 実績値：約290万TEU（平成19年） 初期値：約280万TEU（平成18年）
-----	---

(指標の定義)

- ・重要港湾（スーパー中核港湾を除く）における、東アジアとの外貿コンテナ取扱量

(目標設定の考え方・根拠)

- ・「港湾の基本方針」で示されている全国の国際海上コンテナ取扱貨物量の平成24年予測値から、上記対象港湾における平成18年の全取扱貨物量に占める対東アジア取扱貨物量の割合を用い、目標値を算出。

(注)「港湾の基本方針」…「港湾の基本方針」(港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針)(平成20年12月24日国土交通省告示第1505号)：港湾及び開発保全航路の開発等の今後のあり方を示すもので、国土交通大臣が港湾法に基づき、交通政策審議会の意見を聴いて、定めることとされている。

(外部要因)

- ・輸送コストに係る原油価格変化、輸出入貨物量に影響する景気変動・世界情勢の変化

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

総合物流施策大綱（2005～2009）（平成17年11月15日）

スピーディーでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流の実現（第2-2（1））

【閣決（重点）】

社会資本重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

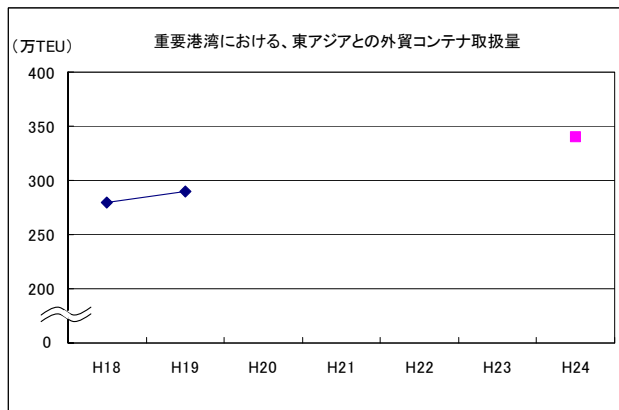
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	約280万TEU	約290万TEU	-	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

東アジア物流の準国内輸送への対応 (◎)（平成20年度重点事項）

急速な国際水平分業化の進む東アジア物流に対応するため、ソフト・ハードの融合により高速かつ低廉な物流ネットワークの構築を図る。

予算額：港湾事業費 1,866億円の内数（平成20年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

特になし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成19年実績値が約290万TEUであり、増加傾向を示している。また、今後も中国を始めとするアジア地域の経済発展が見込まれ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

○対東アジア物流を支える輸送基盤の整備

経済のグローバル化やアジア地域の急速な経済発展により重要度が増している対東アジア物流において、迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するため、平成20年度には北九州港や下関港等において国際ユニットロードターミナル等を整備した。

○小口貨物輸送の効率化のための施設整備

対東アジア物流において、高速で円滑な国際・国内一体となった物流の実現を図るため、平成20年度には水島港や金沢港等にて小ロット・多頻度貨物を国際海上コンテナ等へ円滑に積み替えるための施設を整備した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年の実績値は、統計値がとりまとめられる平成21年度末まで算出できないが、平成19年の実績値は、約290万TEUとなっており、トレンドが継続すれば目標を達成するため、A-2と評価した。今後も、引き続き中国を中心とした東アジア物流について、高速かつ低廉な輸送物流体系を構築・強化するための検討を実施していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

航路、泊地の浚渫事業において、設計変更等を行うことにより、浚渫土量を低減し、コスト縮減を図る(再掲)

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

業績指標 133

港湾施設の長寿命化計画策定率

評価

A-2	目標値：約97%（平成24年度） 実績値：約13%（平成20年度） 初期値：約2%（平成19年度）
-----	---

(指標の定義)

重要港湾以上の主要な係留施設のうち、長寿命化計画を策定した施設の割合（長寿命化計画を策定した重要港湾以上の主要な係留施設数／重要港湾以上の主要な係留施設数）

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年4月の省令の改正、告示の整備により、港湾施設については、ライフサイクルコスト削減等の観点から、長寿命化計画（維持管理計画）に基づき適切に維持することを標準化した。また、平成20年度より長寿命化計画策定のための新規予算制度を創設し、港湾管理者に対しては5年間の時限的措置として予算補助を実施している。ただし、管理する港湾の多い港湾管理者に対しては7年間の時限的措置としており、指標の対象となる施設のうち約3%の施設については、平成25、26年度での策定となるため、期間内（平成24年度まで）での長寿命化計画の策定率（目標値）を約97%と算出した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

港湾管理者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【本部決定】

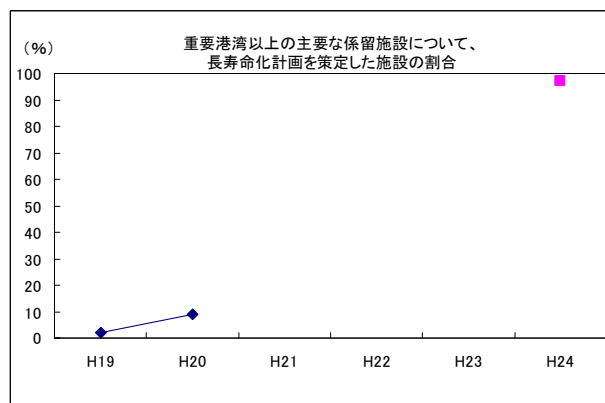
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値 (年度)

H16	H17	H18	H19	H20
-	-	-	約2%	約13%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 戦略的な維持管理の推進 (◎)

高度経済成長時代に集中投資した港湾施設の老朽化が進行することから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。

予算額 港湾整備事業費約3,926億円の内数（平成20年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度における実績値は約13%であり、トレンドとしては目標に達しないが、平成20年度に創設された「港湾施設の戦略的維持管理制度」により、港湾施設の長寿命化計画策定にかかる現地調査等の事業が着実に実施されており、平成21年度にはトレンドを上回る予定であることから、平成24年度において目標を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

・平成20年度においては、「港湾施設の戦略的維持管理制度」を設け、長寿命化計画を策定するための予算を制度化し、事業の推進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・事業が計画通り実施されていること等により、平成24年度において目標を達成すると考えられるためA-2評価とする。
・国有港湾施設の実地監査、施設の維持管理・利用状況の評価、選択と集中による改良・更新投資への重点化等により、老朽化・劣化の進む港湾施設の安全の確保、維持・更新費（ライフサイクルコスト）の縮減を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局技術企画課（課長 吉永 清人）

業績指標 134

港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率

評価

C-2	目標値：55%（平成23年度） 実績値：50%（平成18年度） 初期値：50%（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

港湾内におけるプレジャーボートの確認艇隻数のうち、適正に係留・保管されている隻数の割合。（適正に係留・保管されている隻数の割合／港湾区域内におけるプレジャーボートの確認艇隻数）

（目標設定の考え方・根拠）

近年における当施策への投資量を基に設定。また中長期的には、港湾における放置艇の解消を目指す。

（外部要因）

- ・ プレジャーボートの需要の変動
- ・ 施設整備に係る地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）

「平成18年度は13ヶ所の港湾でボートパークの整備を行ったが、今後もプレジャーボートの活動拠点となる小型船舶の簡易な係留・保管施設の整備を推進するとともに、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進し、公共水域の適正な利用促進を図ることにより、海洋を観光資源として活用するレクリエーションの振興を促進する。」（P21）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

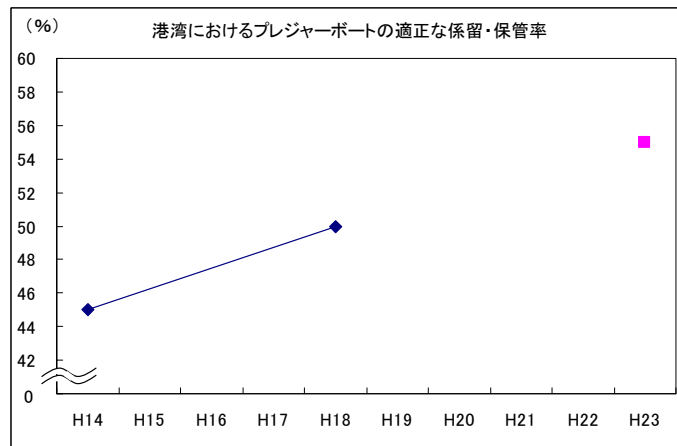
過去の実績値

（年度）

—	—	H 8	H 1 4	H 1 8
—	—	4 5 %	4 5 %	5 0 %

※1 プレジャーボート全国実態調査は、5年に1度程度を目的に実施。よって、H20の実績はない。

※2 プレジャーボート全国実態調査の精度を考慮し、本政策チェックアップにおいては、5%刻みで数値を表示。



事務事業の概要

主な事務事業の概要

放置艇を削減するため、「規制措置」と「係留・保管能力の向上」を両輪とした対策を推進。

① 規制措置

- ・ 放置等禁止区域の指定

港湾管理者による放置等禁止区域の指定を促進。

② 係留・保管能力の向上

・ ボートパークの整備

港湾内の放置艇を収容するため、既存の静穏水域を活用した係留施設や公共空地等を活用した陸上保管施設の整備を推進。

予算額 3,926億円の内数(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成18年度に実施したプレジャーボート全国実態調査結果において、港湾内において確認されたプレジャーボート(確認艇)は、前回調査時(平成14年度(約12.4万隻))に比べ約0.8万隻減少している。
 - ・ 港湾内においては、放置艇を収容する簡易な係留・保管施設(ボートパーク)の整備を推進すると共に放置等禁止区域の指定を促進しており、平成18年度調査結果では適正に係留・保管している隻数の割合は約50%となり、平成14年度の調査結果と比較し5%増と改善している。
 - ・ 平成20年度末までにボートパークは29施設が供用され、また、放置等禁止区域は全国29港湾管理者(対前年度4増)により176港湾(対前年度13増)において告示されている。
- 以上、過去の実績と事業・規制の進捗を勘案すると、平成20年度においても順調だと推測される。

(事務事業の実施状況)

① 放置等禁止区域等の指定状況

平成20年度末時点で、長崎県や静岡県をはじめとする全国29港湾管理者が告示。

② ボートパーク整備

平成20年度においては、全国8箇所の港湾でボートパークの整備を推進。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標については、ボートパークの整備と放置等禁止区域の指定による規制措置(指定可能な範囲を水域に加えて陸域まで拡大(平成18年10月施行))により、係留・保管率の向上が見込まれるが、H20の実績値がないため、C-2と評価した。
- ・ 今後も継続的な取組みとして、陸域を含めた放置等禁止区域の指定を促進し、簡易な係留・保管施設(ボートパーク)の整備を推進することにより、規制措置と係留・保管能力の向上を両輪とした放置艇対策を引き続き推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

平成22年度に「プレジャーボート全国実態調査」を実施予定。

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局国際・環境課(課長 塩崎 正孝)

関係課：河川局水政課(課長 室田 哲男)

河川局治水課(課長 細見 寛)

業績指標 135

リサイクルポートにおける企業立地数

評価

A-2

目標値：230社（平成24年度）
実績値：208社（平成20年度）
初期値：188社（平成19年度）

（指標の定義）

リサイクルポート指定港における、静脈物流拠点とネットワークの形成に向けた諸施策を実施することにより港湾での循環資源取扱量の増加が見込まれる。リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業の立地企業数を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

循環型社会形成推進基本計画の目標伸び率（平成22年循環利用率14%）と同様の伸び率を設定し、平成24年度の目標立地企業数を設定した。立地企業数はリサイクル関連企業数の過去の推移及び管理者へのヒアリング結果から推計する。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

- ・ 環境省（廃棄物行政を所管）
- ・ 経済産業省（リサイクル産業を所管）
- ・ 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の整備等を通じた静脈物流システムの検討などを推進する。（P. 15）
- ・ 循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日）
さらに、リユースやリサイクルを含めた廃棄物等の運搬に係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、バイオ燃料などを利用した収集運搬車やトラックによる輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において環境に配慮された鉄道や海運を積極的に活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します。（P. 39）
- ・ 第3次環境基本計画（平成18年4月7日）
循環資源の広域移動に対応したリサイクルポート等の整備を進め（P. 47）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

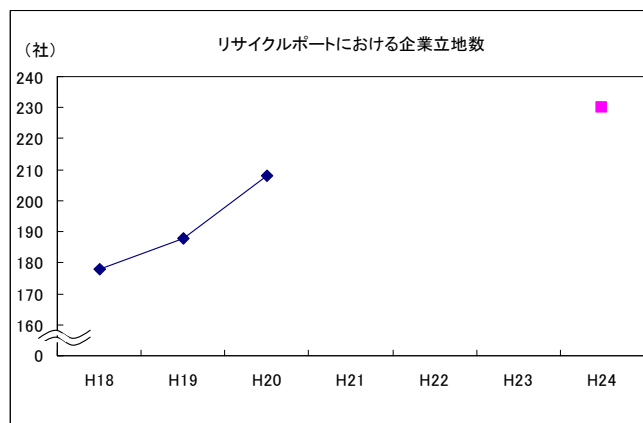
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

（年度）

H16	H17	H18	H19	H20
—	—	178	188	208



事務事業の概要

主な事務事業の概要

平成18年度までに、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点として21港をリサイクルポートに指定。重点的に岸壁、ストックヤード等静脈物流基盤の整備を行う。
また民間事業者が行う循環資源の積替・保管施設整備を支援する。
静脈物流システムの構築に向け、リサイクルポートに指定された港湾管理者やリサイクルを行う民間企業等によって設立されたリサイクルポート推進協議会との連携を促進する。
<施設整備>事業費：3,950億円の内数(平成20年度)

関連する事務事業の概要

港湾での循環資源の円滑な取扱いを促進するため、港湾における循環資源の取扱いに関する利用促進マニュアルを作成し、港湾管理者による運用の改善を促進する

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の調査結果では、リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業数は208社となっており、平成19年度に比べ20社増加した。

(事務事業の実施状況)

平成18年までに、東京港をはじめ、21港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。平成20年度においては、静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会と連携し、瀬戸内海等においてリサイクルポートにおける循環資源の海上輸送社会実験を実施した。

また、静脈物流拠点の形成に向け、民間が整備する積替・保管施設等、基盤施設への補助制度を創設、積極的に支援しており、平成20年度は酒田港及び姫川港において保管施設への補助を行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

現状の立地数の推移を維持すると目標値を達成することができることから評価はA-2とした。順調にリサイクルポート利用企業数が増加していることから、引き続き官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。また、リサイクルポート推進協議会と連携し、循環資源海上輸送の円滑化に向けた静脈物流システムの具現化の検討を進める。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局国際・環境課(課長 塩崎 正孝)

業績指標 136

大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口

評価

A-2	目標値：約2,700万人（平成24年度） 実績値：約2,410万人（平成20年度） 初期値：約2,400万人（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

大規模地震の切迫性の高い観測強化地域（注1）、特定観測地域（注2）並びに東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の各地震防災対策推進地域内の港湾において、耐震強化岸壁等の整備により、緊急物資等の供給が可能な人口。

（注1）地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の2地域。

（注2）地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があつて最近大地震が起きていない、かつ②活構造地域、さらに③最近地殻活動が活発で、④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部、福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等

(目標設定の考え方・根拠)

地震発生の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、目標を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

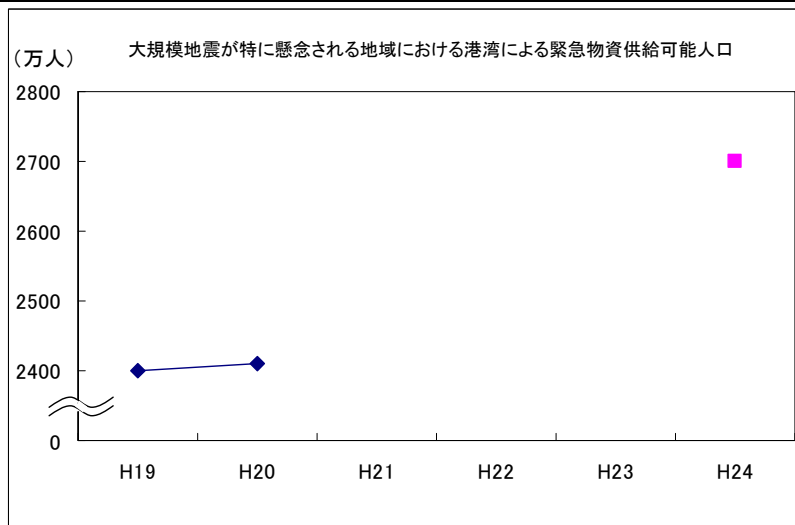
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	約2,400万人	約2,410万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

耐震強化岸壁の整備 (◎)

・人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能を確保する

ため、耐震強化岸壁を整備する。
港湾整備事業 3,926億円の内数(平成20年度)

(注)◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・基幹的広域防災拠点の整備・運用、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震補強、緑地等オープンスペースの確保

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度の実績値は約2,410万人と、平成19年度の実績値より10万人増加した。現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・耐震強化岸壁の整備にあたっては、18年度から22年度までの5年間に耐震強化岸壁の整備を緊急的に進めるために策定された「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」(平成18年3月)に基づき、計画的な整備の推進を図っている。平成20年度においては、東京港等において整備を推進。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は約2,410万人と、平成19年度の実績値より増加したこと、また、現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであり、目標年次までに供用すると考えられることから、A-2と評価した。今後も「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」に基づき、計画的な整備の推進を図る。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

航路、泊地の浚渫事業において、設計変更等を行うことにより、浚渫土量を低減し、コスト削減を図る(再掲)

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)

関係課：港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

業績指標 137

各地域における国際物流の効率化に関する指標（①国際物流のボトルネックを解消するための行動計画数、②国際物流戦略チームにおいて実施したプロジェクト数）

評価

①A-2 ②A-2	目標値：① 15件（平成21年度累計） ② 20件（平成22年度累計） 実績値：① 17件（平成20年度累計） ② 15件（平成20年度累計） 初期値：① 8件（平成18年度累計） ② 4件（平成18年度累計）
--------------	--

（指標の定義）

- ① 国際物流のボトルネックを解消するため、国際物流戦略チーム（注1）が策定した行動計画数
- ② 国際物流戦略チームにおいて策定した行動計画に基づき実施した実証実験及び調査の数

（注1）国の地方支分部局、地方公共団体、学識経験者、地元経済団体、物流事業者、荷主企業等の関係者メンバーとなって全国10地域に設立されており、地域の実情に応じたボトルネックの抽出及び解決等を図っている。

（目標設定の考え方・根拠）

各地域の国際物流のボトルネックを抽出・解消することは地域の創意工夫により行われることが重要であると考えられるため、各地方ブロックで設置されている国際物流戦略チームにおいて実施されたプロジェクト数等を目標値として設定した。

（外部要因）

特になし

（他の関係主体）

地方公共団体、学識経験者、事業者（国際物流戦略チームのメンバー）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

「総合物流施策大綱（2005-2009）」（平成17年11月15日閣議決定）

【閣決（重点）】

なし

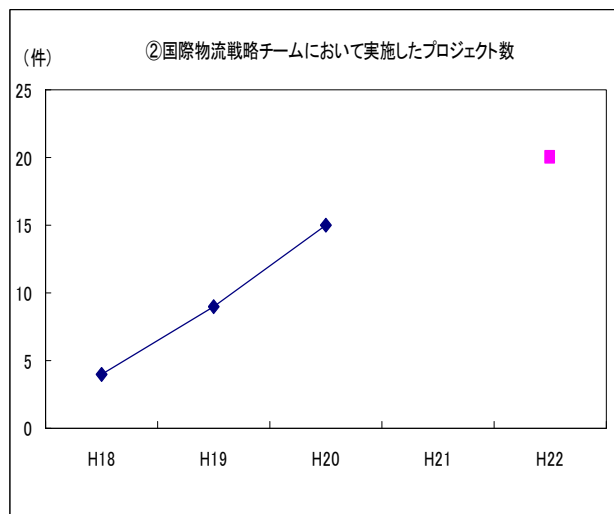
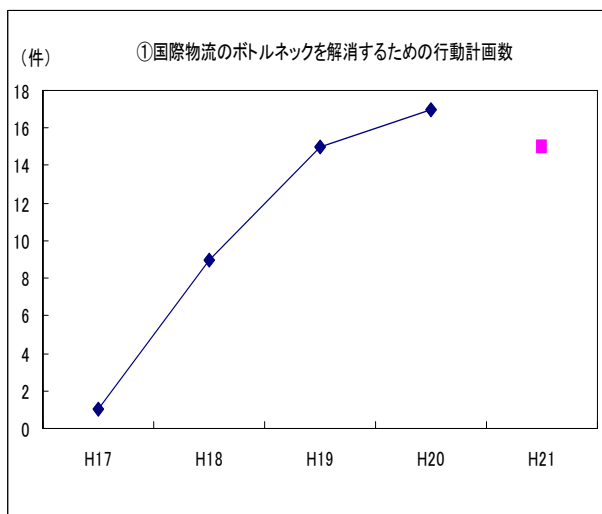
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
	① 1件 ② -	① 9件 ② 4件	① 15件 ② 9件	① 17件 ② 15件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 国際物流戦略チームは、国の地方支分部局、地方公共団体、経済団体、荷主企業、物流事業者等により構成されており、地域のボトルネックの抽出とその解消に向けて、地域の創意工夫を活かしたプロジェクトの策定・推進を行っている。
平成21年度予算額：0.15億円

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 行動計画数についての平成20年度の実績値は17件となっており、既に目標を達成している。また、プロジェクト数についても、平成20年度の実績値は15件となっており、平成19年度実績値と比較して6件増加していることから、平成22年度に設定された目標の達成に向けて順調な推移を示している。平成20年度までに、全国10地域の国際物流戦略チームにおいて行動計画等に基づくプロジェクトについて検討する検討会を立ち上げており、今後も引き続きプロジェクト数が増加する可能性がある。

(事務事業の実施状況)

- 平成20年度末時点で国際物流戦略チームは、北海道、東北、関東、北陸、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄の計10地域で設立されている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は、行動計画については前年度と比較して2件のみの増加であるが、計画に基づいたプロジェクト数は前年度から6件増加しており、各地の国際物流戦略チームにおいてプロジェクトの検討及び行動計画の改善等を実施している段階である。例えば、関東国際物流戦略チームでは、成田・羽田両空港間の効率的な貨物輸送体制の構築に向けた調査を行うことを検討している。また関西国際物流戦略チームにおいては、平成21年3月に策定された「提言2009」に基づき、大阪港におけるSEA&RAIL輸送の促進に向けたモデル事業等の実施を検討している。以上のような状況を考慮して、A-2と評価した。

(注) 業績指標①については既に目標を達成しているが、これに連動する業績指標②について、現在、目標達成に向けて取り組んでいる段階であるため、業績指標①の目標値については現状維持とする。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：政策統括官付参事官(物流政策)室(参事官 山口 勝弘)

業績指標 138

物流の総合化・効率化の促進に関する指標（認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の延床面積）

評価

A-2	目標値：4,000千㎡（平成22年度累計） 実績値：1,740千㎡（平成20年度累計） 初期値：1,500千㎡（平成19年度累計）
-----	---

（指標の定義）

物流総合効率化法に基づく認定を受けた総合効率化計画に記載された流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の延床面積（累計面積）。

（目標設定の考え方・根拠）

- 物流総合効率化法に基づく認定を受けた総合効率化計画に記載された流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設（以下「認定施設」という。）の延床面積（累計面積）を物流の総合化・効率化の促進に関する指標とした。
- 物流総合効率化法の施行（平成17年10月）から約31年間で普通倉庫の所管面積38,000千㎡の約6割である22,800千㎡を認定施設に代替することを最終目標とする。当該目標の達成のためには、1年あたり約735千㎡が認定施設に代替する必要があることから、平成22年度までの目標値を4,000千㎡と設定する。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

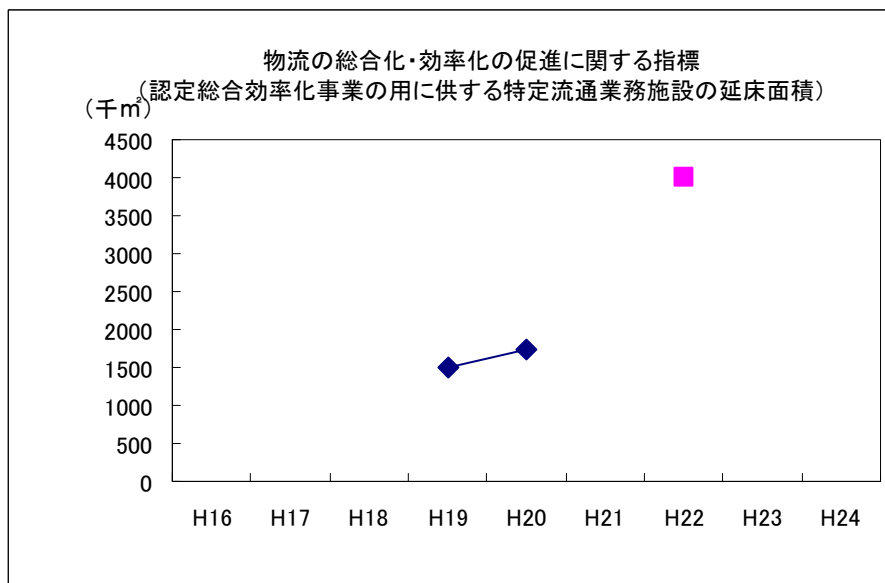
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	1,500千㎡	1,740千㎡	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

物流総合効率化法に基づき、物流事業者等から提出された、輸送・保管などの物流業務の総合的、効率化を図るための計画(総合効率化計画)に対して認定を行っている。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

初年度である平成19年度までの累計は1,500千㎡であり、平成20年度には1,740千㎡まで増加している。

(事務事業の実施状況)

物流総合効率化法の活用拡大に努めてきた。

課題の特定と今後の取組の方向性

総合効率化計画の認定件数が法律が施行された平成17年10月から約3年半で120件(平成20年度末時点)と順調に増加していることから、本指標が今後も目標値に向けて順調に推移していくと考えられるため、A-2とした。今後も本枠組みの利用に関する普及促進活動を実施していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：政策統括官付参事官(物流施設)室(参事官 田中照久)

業績指標 139

3PL事業の促進に関する指標（倉庫事業者において総合的な業務を行っている事業者の割合）

評価

A-2	目標値：37.0%（平成21年度） 実績値：34.2%（平成19年度） 初期値：29.2%（平成17年度）
-----	---

（指標の定義）

倉庫事業者において、総合的な業務（保管のみならず流通加工も行う業務）を行っている事業者の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

「平成18年度 3PL事業の促進のための環境整備」における調査結果に基づき、物流事業者の3PL事業に対する意向を勘案して設定。

※3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）・・・荷主企業に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それを包括的に受託し、実行すること。荷主でもない単なる運送事業者でもない、第三者として、アウトソーシング化の流れの中で物流部門を代行し、高度の物流サービスを提供すること。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

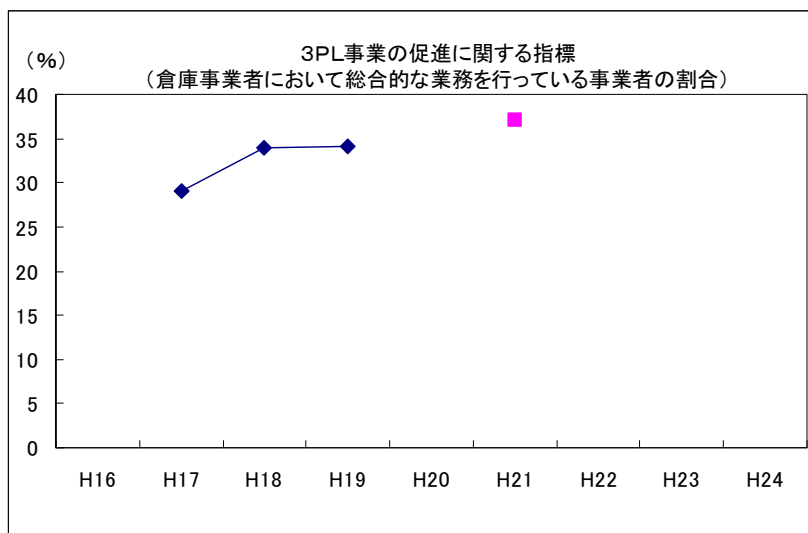
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）
H17	H18	H19	H20	
29.2%	34.0%	34.2%	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

3PL事業は、物流コスト削減、地球環境対策、地域雇用の創出効果が見込まれ、今後3PL事業者数を増加させていく必要がある。そのため、3PL契約ガイドライン、3PL情報セキュリティガイドライン、環境配慮型ガイドライン等を策定し、3PL事業推進のための環境整備を図った。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成19年度に、倉庫事業者において総合的な業務を行っている事業者の割合は34.2%に増加し、平成17年度からの伸び率を勘案すると、目標値(平成21年度までに37%)に向かって順調に推移している。なお、平成20年度の実績値は現在集計中である。

(事務事業の実施状況)

3PL契約ガイドライン、3PL情報セキュリティガイドライン、環境配慮型ガイドライン等を策定し、3PL事業推進のための環境整備を図ることで、3PL事業の推進を図る。

課題の特定と今後の取組の方向性

目標値に向かって、指標は順調に推移しており、現在の施策を継続することが適当であることから、A-2と評価した。3PL事業は、物流の効率化に大いに資するものであり、引き続き3PL事業の促進を図る。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：政策統括官付参事官(物流施設)室(参事官 田中照久)

業績指標 140

国際運送事業者を対象としたAEO制度（貨物管理に優れた事業者を関係当局が承認し、税関手続で優遇する制度）における承認事業者数

評価

C-2	目標値：35者（平成21年度末累計） 実績値：0者（平成20年度） 初期値：0者（平成20年度当初）
-----	--

（指標の定義）

国際運送事業者を対象としたAEO制度（貨物管理に優れた事業者を関係当局が承認し、税関手続で優遇する制度）における承認事業者数。

本制度は、国際物流のセキュリティ管理と効率化を両立する観点から、官民一体となって積極的に普及促進を図ることが必要であり、当該制度の普及状況を確認することにより、安全かつ効率的な国際物流の実現に係る官民の取組み状況を評価しうるものである。

なお、今後、当該事業者が国際物流に占める割合を補足的指標として設定することも検討する。

（目標設定の考え方・根拠）

国際物流のセキュリティ管理と効率化を両立する観点から、現在、国際的に税関当局が中心となって、優良な貨物管理体制を有する関係事業者を当局が承認し税関手続等について優遇措置を付与するAEO（Authorized Economic Operator）制度の整備が進められているところ。我が国においても、平成18年より財務省が荷主等を対象とする制度整備を図ってきたところであるが、国際物流全体を網羅すべく、平成20年4月より、国土交通省と財務省が連携し、国際運送を行う物流事業者（国際運送事業者）を対象とするAEO制度の運用を開始した。

本制度は、関係事業者に対し、国際物流に係るセキュリティ強化への取組みを促すとともに、物流の効率化を推進するものであり、企業活動、国民生活に対する、より安全で効率的な国際物流サービスの提供を推進する効果が期待できる。

なお、当該目標は、関係7省庁にて組織している政策群「安全かつ効率的な国際物流の実現」の下に設置されている「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」（関係7省庁および関係23民間団体より構成）において、(社)日本インターナショナルフレイトフォワードーズ協会及び(社)航空貨物運送協会の傘下会員アンケート結果に基づき、取組みの評価指標として掲げたところである。

（外部要因）

- ・国内外の治安情勢
- ・国内外の経済動向

（他の関係主体）

- ・財務省関税局

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

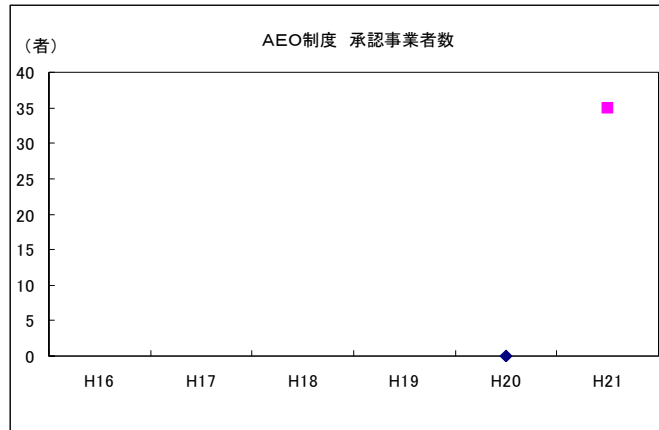
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	—	0	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・制度の周知を目的とした説明会の開催
- ・承認に必要な体制整備、書類作成等を解説する手引きの作成、セミナーの開催
- ・企業の負担軽減のため、費用対効果の高い優良な取組事例を紹介するベストプラクティス集の作成

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

AEOとして承認を得るためには、優れた貨物管理体制を構築する必要があり、これらの構築に時間を要しているが、今後利用運送事業者にメリットのある制度のため承認事業者が見込まれる状況（(社)日本インターナショナルフレイトフォワーダーズ協会及び(社)航空貨物運送協会の傘下会員アンケート結果による。）である。

(事務事業の実施状況)

平成20年度に制度の周知を目的とした説明会及び承認に必要な体制整備、書類作成等を解説する手引きの作成、セミナーの開催を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

AEOとして承認を得るためには監視体制の整備やアクセス管理体制の構築が必要であり、これらの構築に時間を要しているため平成20年度の実績値は0件であるが、今後、前記貨物管理体制を構築した事業者が見込まれることから、C-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

- 担当課：政策統括官付参事官（複合物流）室（参事官 志村 務）
- 関係課：政策統括官付参事官（物流政策）室（参事官 山口勝弘）
- 自動車交通局貨物課（課長 一見勝之）
- 海事局外航課（課長 篠部武嗣）
- 港湾局港湾経済課（課長 若林陽介）
- 航空局監理部航空事業課航空物流室（室長 橋本 昌典）

業績指標 141

貨物利用運送の円滑な提供に関する指標 (①貨物利用運送事業者の海外拠点数、②貨物利用運送事業者数)

評価

① C-2 ② A-2	目標値：① 1, 337箇所 (平成21年度) ② 24, 447者 (平成21年度) 実績値：① 1, 116箇所 (平成19年度) ② 23, 991者 (平成19年度) 初期値：① 1, 061箇所 (平成17年度) ② 22, 915者 (平成17年度)
----------------	--

(指標の定義)

①「貨物利用運送事業者の海外拠点数」とは、諸外国において、わが国の貨物利用運送事業者が設立している、現地法人、合弁会社又は駐在員事務所数の合算値である。なお、調査は隔年で実施している。

②「貨物利用運送事業者数」は、第一種貨物利用運送事業者（他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業者であって、第二種貨物利用運送事業者以外の者をいう。）及び第二種貨物利用運送事業者（他人の需要に応じ、有償で、貨物自動車運送事業者以外の実運送事業者の行う運送に係る利用運送と、これに先行・後続する貨物自動車（トラック）による集配により、荷主に対して一貫サービスを提供する者をいう。）の合算値である。

(目標設定の考え方・根拠)

過去の実績値の年平均増加数 (①69箇所、②383者) をベースに、今後の伸び率を一定と仮定した場合の数値を設定。

(外部要因)

経済・市場動向の変化による物流ニーズの高まり及び荷主の要望の高度化（複合一貫輸送など）並びに諸外国の受け入れ体制（邦人事業者に対する事業参入規制等の環境）。

(他の関係主体)

- ・実運送事業者（貨物利用運送は、航空・船舶・鉄道又はトラックの「実運送」を利用して貨物を運送するサービス。）
- ・諸外国政府（邦人事業者に対する事業規制・参入障壁。）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

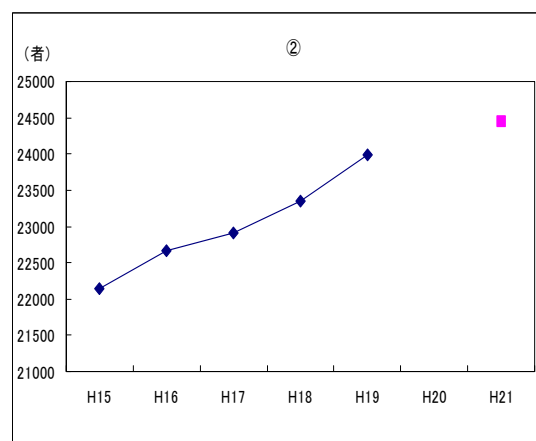
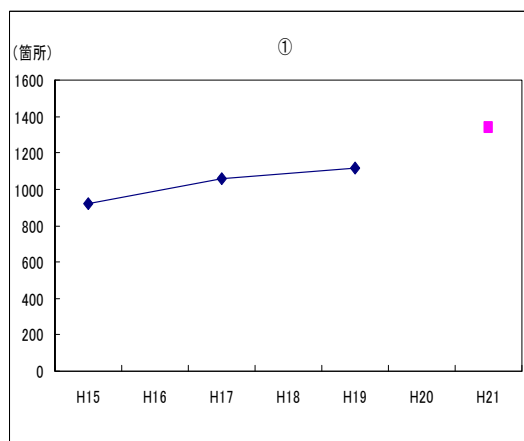
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
① —	① 1, 061箇所	① —	① 1, 116箇所	① —	
② 22, 660者	② 22, 915者	② 23, 356者	② 23, 991者	② (集計中)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・貨物利用運送事業は、「相互主義」（我が国に進出しようとする外国人事業者の参入の可否について、公正性の観点から、当該国で邦人事業者が置かれている事業規制環境を踏まえて判断されるとともに、必要に応じて当該国に対して事業規制環境の改善を求めるもの。）を採用している。他国事業者に対する規制実態が不透明な国においては、他国の事業者の参入を制限・除外したり、外資の割合等の規制を課している場合もあることから、中国、ベトナム、フィリピン、タイ等の東南アジア諸国を中心に事業規制の実態調査を行ない、公正性の確保に努めている。

予算額 諸外国の事業規制・障壁の実態調査 5,772千円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ①「貨物利用運送事業者の海外拠点数」については、前回調査実績（平成17年度）から55箇所の増加（平成19年度）となっているが、過去の実績値（平成15年度から17年度間の推移：137箇所増）と比較すると、その伸びはやや緩やかな状況となっている。
- ②「貨物利用運送事業者数」については、前年度実績（平成18年度）から635者の増加となっており、過去の実績値の年平均増加数（383者）と比較して、その伸びは大きく上回っているところである。

（事務事業の実施状況）

・平成20年度には、タイの事業規制・障壁について相互主義調査を行なった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①については、平成19年度の実績値では、1,116箇所となっている。しかし、平成20年7月には、貨物利用運送事業法の運用に関する審査基準の見直し・緩和を行っており、今後、より自由で迅速な事業展開が図られることにより、過去の実績値を上回ることも予想されることから、C-2と評価した。
- ・②については、平成19年度の実績値（23,991者）が、過去の実績値の年平均増加数（383者）をベースに今後の伸び率を一定と仮定した場合の平成19年度見込値（23,681者）を上回っていることから、順調に増加しているものとして、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：政策統括官付参事官（複合物流）室（参事官 志村 務）

○活 力

政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標 2.1

観光立国を推進する

観光は、人々にゆとりとうるおいを与えると同時に、地域活性化に寄与するといった意義を有していることから、国民がゆとりを持って充実した観光を楽しむことのできる環境を整えることが重要である。

業績指標

1 4 2	訪日外国人旅行者数
1 4 3	国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数
1 4 4	日本人海外旅行者数
1 4 5	国内における観光旅行消費額
1 4 6	主要な国際会議の開催件数

【評価結果の概要】

（必要性）

観光立国の実現は、地域経済の活性化、雇用機会の増大、国際相互理解の増進等の意義を有するものであり、とりわけ、急激な少子高齢化やグローバル化が進展する中、21世紀の我が国の経済社会の発展のために不可欠な重要課題であり、推進する必要がある。

（有効性）

これまでビジット・ジャパン・キャンペーンの推進、観光圏整備事業をはじめとして様々な取組みを進めてきたところであり、特に世界的な景気悪化等の外部要因による影響を受けながらも、訪日外国人旅行者数や国際会議の開催件数について増加傾向が見られることなどから、目標に対して有効であったと評価している。

（効率性）

昨年10月に設置された観光庁が観光政策の中核となり、観光庁長官が強力なリーダーシップを発揮することで、従来と比べて関係省庁や地方自治体等との連携を強化し、効率的にビジット・ジャパン・キャンペーンの推進や観光圏整備事業等の様々な取組みを進めることができたと評価している。

（総合的評価）

観光立国の実現を図るため、ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進、観光圏整備事業、観光の振興に寄与する人材の育成、ニューツーリズム創出・流通促進事業等の取組みを進めてきたが、順調な推移を示している業績指標がある一方で、その目標の達成に一層の努力が必要な業績指標もあることから、これまでの取組みの内容について見直しを行い、改善を図りながら、観光立国の実現に向けて、総合的かつ計画的に様々な取組みを進めていく必要がある。

（反映の方向性）

- ・ ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの実施
- ・ 国際会議の開催・誘致に係る支援制度の創設
- ・ 二泊三日以上の滞在型観光を促進する観光圏形成のための支援の実施
- ・ 観光産業の生産性向上や国際競争力の強化に向けた支援の実施
- ・ 国内旅行需要の創出・平準化に向けた取組みの検討

等

業績指標 142
訪日外国人旅行者数

評価

A-1	目標値：1000万人（平成22年） 実績値：835万人（平成20年） 初期値：733万人（平成18年）
-----	---

（指標の定義）

国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一次上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）

訪日外国人旅行者数は我が国の国勢規模等から見て極めて少ない現状にあることから、今後は2010年（平成22年）に訪日外国人旅行者を1,000万人に増加させるとの政府の目標の達成を図り、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数の格差の是正を図る。観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

（外部要因）

景気動向、為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）

（独）国際観光振興機構

外務省、法務省等の他府省庁

旅行業者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】

- ・第169国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「第2章2.（4）アジアのゲートウェイを目指した取組に記載あり」
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化に記載あり」
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編に記載あり」
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3に記載あり」等

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章に記載あり」

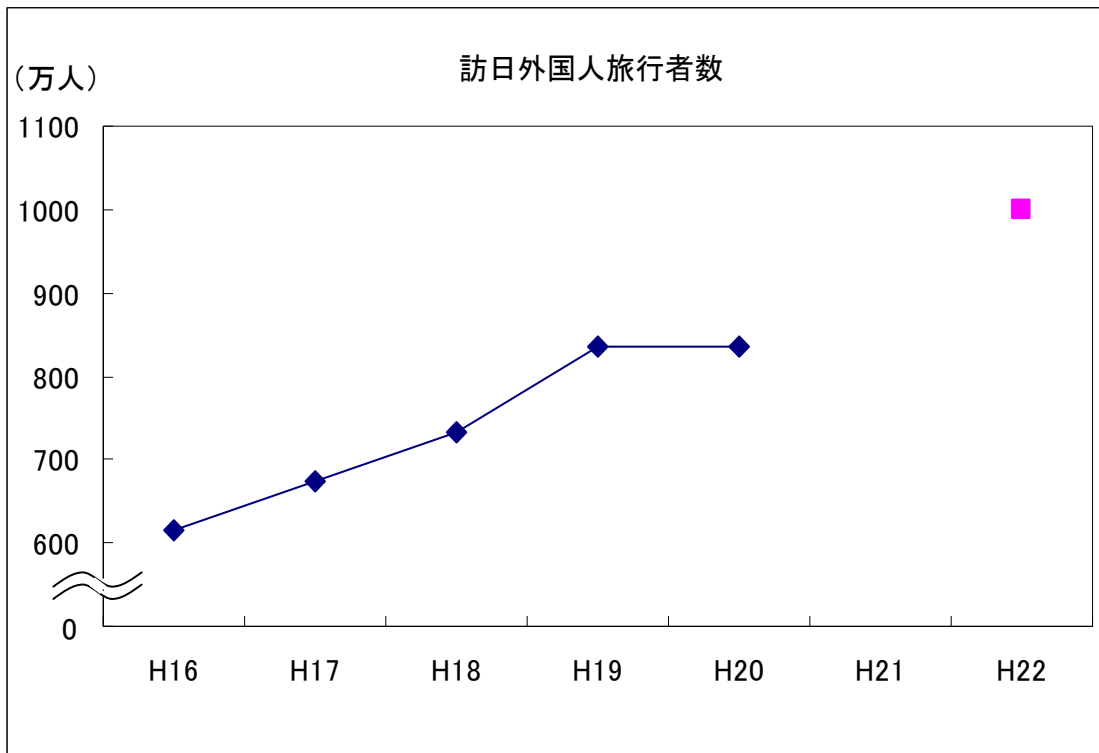
【本部決定】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進に記載あり」
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題に記載あり」
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進に記載あり」
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進に記載あり」

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（暦年）
H16	H17	H18	H19	H20	
614万人	673万人	733万人	835万人	835万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

① 観光ルネサンス事業

訪日外国人旅行者の受け皿となる地域の魅力の推進を図るため、観光ルネサンス事業を拡充して実施し、地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組を総合的に支援。

予算額 1. 4 億円 (平成 20 年度)

② 観光圏整備事業

交流人口の拡大により地域の活性化を図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞り型観光を促進する観光圏整備の取組を総合的に支援する。

予算額 2. 8 億円 (平成 20 年度)

③ 訪日外国人旅行環境整備事業の推進

訪日外国人等の地理不案内者が安心して一人歩きできる環境を整えるため、ハード・ソフト一体となった総合的な観光情報の提供を促進する。

予算額 0. 3 億円 (平成 20 年度)

④ ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト

訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組む。12の重点市場ごとの特性を踏まえ、観光プロモーション事業を実施。

予算額 30. 3 億円 (平成 20 年度)

⑤ 観光の振興に寄与する人材の育成

観光産業及び観光地の国際競争力の強化のため、観光まちづくりに貢献する人材を育成するとともに、ボランティアガイドや観光関係従事者の育成のための取組を推進する。具体的には、「訪日外国人受入接客研修」を引き続き実施するとともに、「観光カリスマ塾」の開催・「観光地域プロデューサー」モデル事業の実施・人材育成ネットワークに関する調査の実施によって、観光まちづくり人材の育成を図る。また、ボランティアガイド活動支援事業の実施によるボランティアガイドの育成を促進する。

予算額 0. 5 億円 (平成 20 年度)。

⑥ 観光産業のイノベーション促進事業

観光産業の新たなビジネスモデルを構築し普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図った。

予算額 20 百万円 (平成 20 年度)

⑦ 国際会議の開催・誘致の推進

主要な国際会議の開催件数を 2011 年に 252 件とすることを旨とし、開催・誘致活動に対する支援・国際会議適地としての認知度向上のためのプロモーション等の取り組みを推進。

<p>予算額 3.7 億円 (平成 20 年度)</p> <p>⑧世界観光機関 (UNWTO) 拠出金 予算額 0.2 億円 (平成 20 年度)</p> <p>⑨世界観光機関 (UNWTO) 分担金 予算額 0.5 億円 (平成 20 年度)</p> <p>⑩独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金 独立行政法人国際観光振興機構の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。 予算額 20.2 億円 (平成 20 年度)</p> <p>⑪国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置 (所得税、法人税) 訪日外国人旅行者を 2010 年までに 1,000 万人とするとの目標を達成するためには「国際競争力のある観光地づくり」が重要であることから、外客来訪促進法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館である大規模法人が「国際放送設備」「高速通信設備」の導入を行う場合に、取得価額の 30% の特別償却の特例措置を講じる。 減収見込み額 0.25 百万円 (平成 20 年度)</p> <p>⑫沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除 (観光振興地域における投資税額控除) (法人税、法人住民税、事業税、事業税 (外形)) 沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の 15% の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の 8% の税額控除の特例措置を講じる。 減収見込み額 8.9 百万円 (平成 20 年度)</p> <p>⑬国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置 (不動産取得税) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の規定に基づき設置される協議会の構成員 (公益社団法人又は公益財団法人に限る。) が取得する文化財に係る不動産取得税の課税標準を 2 分の 1 とする特例措置を講じる。 減収見込み額 8 百万円 (平成 20 年度)</p>

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

訪日外国人旅行者数は、平成 20 年は世界的な景気後退の影響等を受けたものの、対前年比微増となり、過去最高。(平成 19 年 834.7 万人⇒平成 20 年 835.1 万人)

(事務事業の実施状況)

- ・観光ルネサンス事業の実施により、外国人観光客の受け皿となる国際競争力の高い観光地の形成を促進した。
- ・全国 16 地域の観光圏整備実施計画を認定し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。
- ・観光の振興に寄与する人材の育成として、観光カリスマを講師とする「観光カリスマ塾」を鹿児島県指宿市等 8 地区で開催した。また、「観光地域プロデューサー」モデル事業については、平成 20 年 9 月に茨城県石岡市、新潟県佐渡市、千葉県鴨川市の 3 地域のモデル地域を選定し、3 名の「観光地域プロデューサー」を決定、同年 10 月に「観光地域プロデューサー」希望者とプロデューサーを必要とする地域の情報を一元管理する「観光地域プロデューサー・データベース」の試行的運用を開始した。さらに、同年 6 月に「観光地域づくり人材育成シンポジウム」を開催、同年 10 月に「観光地域づくり人材育成支援メーリングリスト」を開設するとともに、「観光地域づくり人材育成シンポジウム」において、児童・生徒によるボランティアガイドの活動事例を紹介した。
- ・ホテル・旅館従業員、交通機関職員、観光案内所職員等に対して「訪日外国人受入接客研修」を岡山県岡山市等全国 10 箇所で開催するとともに、訪日外客接客事例等を取り入れたマニュアルの作成により、接客能力を高め、外国人受入環境を整備することで、外国人旅行者の訪日を促進した。
- ・韓国、フランスとの観光交流年を活用した取組み、「ビジット・ジャパン・キャンペーン中国・香港観光親善大使」となった「ハローキティ」を活用した取組み、G8 洞爺湖サミットの活用した取組み等、訪日観光プロモーションの高度化を図った。
- ・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関 (UNWTO) 事務局 (スペイン・マドリッド) に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等は UNWTO において、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。
- ・客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を実施し、そのノウハウの普及・啓発を行う上での課題の抽出・問題点の整理を行い、観光産業の活性化を促した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は、平成 20 年は世界的な景気の後退等を受け、下半期の訪日外国人旅行者数が対前年比で減少傾向となったものの、同年の合計は前年比増となったため、A-1 と評価した。(平成 19 年 834.7 万人⇒平成 20 年 835.1

万人)

- ・目標を達成するために、増加するリピーター客や個人旅行者への対策等、さらなる取組を講ずる必要がある
- ・我が国の国内における旅行消費額の約9割は、日本人観光旅客によるものであり、日本人を含めた内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進する必要があることから、引き続き、内外観光客の2泊3日以上滞在型観光を促進する観光圏形成のための取組を促進する「観光圏整備事業」を実施する。
- ・旅行業を取り巻く国際的な環境の変化や宿泊産業の経営状況の改善等の観光産業を取り巻く課題へ対応するため、宿泊産業の活性化等の観光産業の国際競争力の更なる強化を図る。
- ・観光の振興に寄与する人材の育成として、今後もブラッシュアップ等改善が図られた「観光カリスマ塾」を開催することで観光カリスマのノウハウの伝授を図る。また、「観光地域プロデューサー」モデル事業を着実に実施し、課題の抽出や外部人材の活用のあり方に関する検討を行う。さらに、地域における層の厚い人材育成を行うための自律的かつ持続可能な取組を促す仕組み作りを支援する。
- ・「訪日外国人受入接客研修」を開催することで、観光関係従事者の訪日外国人旅行者対応レベルの向上を図るとともに、ボランティアガイド育成のための活動支援に引き続き取り組んでいく。
- ・世界観光機関（UNWTO）事務局（スペイン・マドリッド）に対する拠出金及び分担金の拠出は、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進につながるものであるため、我が国としてもその活動を積極的に支援していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

- ・平成21年度は、訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の観光魅力の一層の発信強化・拡大等に取り組む。
- ・関係団体の有識者から構成される「国際交流拡大のためのMICE推進方策検討会」を立ち上げ、広義の国際会議（MICE）における我が国の競争力を強化するための方策について議論を行い、中長期戦略の策定を行う。
- ・従来の客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業に加え、旅館街再生を通じた宿泊産業の活性化のための実証事業等に取り組む。
- ・観光地における層の厚い観光振興の担い手を育成するため、地域相互間の情報交換ができる人材育成支援システムの構築等を通じて、各地域が行う自律的かつ持続可能な人材育成に向けた取り組みを支援する。（21年度～23年度）

（平成22年度以降）

- ・2020年（平成32年）までに訪日外国人旅行者数が2000万人となる観光立国を加速化するため、国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改革、日本ブランド発信強化による需要拡大、訪日外国人旅行者への外国語対応の強化等について取り組む。
- ・国際観光振興機構運営費交付金（特殊要因：ニューヨーク事務所移転経費）
ニューヨーク事務所の賃貸契約更改の時期に合わせ、更新契約する事による賃料高騰を抑制するために必要な移転経費である。平成21年度中に移転を完了する見込みであるため、平成21年度限りの経費とする。
- ・観光の振興に寄与する人材の育成（うち「観光地域プロデューサー」モデル事業）
（平成19年度から21年度までの3カ年で外部人材による新しい視点・手法での地域の活性化等で一定の成果が見込まれているため、平成21年度限りで終了する。）

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 加藤 隆司）
関係課：観光庁参事官（参事官 矢ヶ崎 紀子）
観光庁参事官（参事官 大滝 昌平）
観光庁観光産業課（課長 鈴木 昭久）
観光庁国際観光政策課（課長 大高 豪太）
観光庁国際交流推進課（課長 瓦林 康人）
観光庁観光地域振興課（課長 笹森 秀樹）
観光庁観光資源課（課長 久保田 雅晴）
総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 平井 秀輝）

業績指標 143

国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数

評価

B-1	目標値：4泊（平成22年度） 実績値：2.44泊（平成20年度暫定値） 初期値：2.72泊（平成18年度）
-----	---

※初期値については確定値に修正した。

(指標の定義)

観光レクリエーションを目的とする国内宿泊旅行の国民一人の平均年間宿泊数

(目標設定の考え方・根拠)

退職後の団塊世代の観光需要が拡大し、有給休暇の取得率が55%になった場合の推計値3.33泊を切り上げたもの。観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

(外部要因)

経済・社会動向（景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等）

(他の関係主体)

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

文部科学省（学校の休暇制度を所管）

厚生労働省（労働者の休暇制度を所管）

経済産業省（経済団体を所管）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第169国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「第2章2.（4）アジアのゲートウェイを目指した取組に記載あり」
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化に記載あり」
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編に記載あり」
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3に記載あり」等

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章に記載あり」

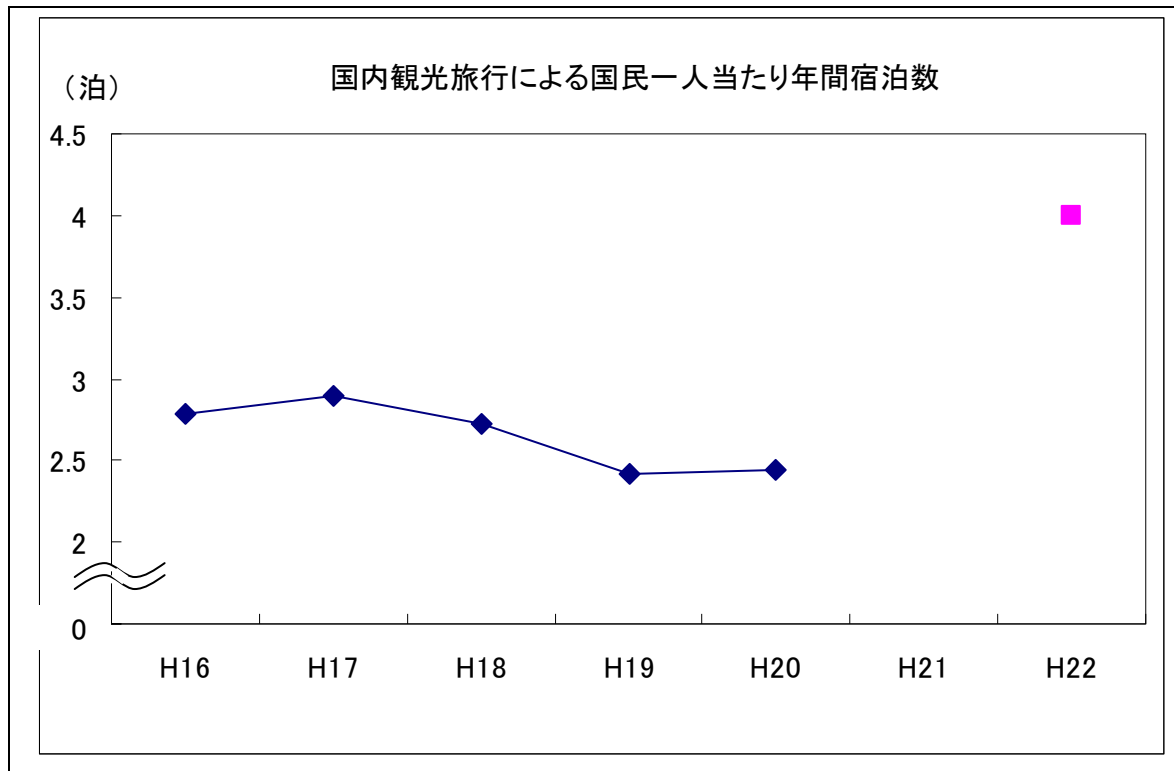
【本部決定】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進 に記載あり」
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題に記載あり」
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進に記載あり」
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進に記載あり」

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
2.78泊	2.89泊	2.72泊	2.42泊	2.44泊 (暫定値)	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ① 観光ルネサンス事業
 訪日外国人旅行者の受け皿となる地域の魅力の推進を図るため、観光ルネサンス事業を拡充して実施し、地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組を総合的に支援。
 予算額 1.4 億円 (平成 20 年度)
- ② 観光圏整備事業
 交流人口の拡大により地域の活性化を図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞り型観光を促進する観光圏整備の取組を総合的に支援する。
 予算額 2.8 億円 (平成 20 年度)
- ③ 訪日外国人旅行環境整備事業の推進
 訪日外国人等の地理不案内者が安心して一人歩きできる環境を整えるため、ハード・ソフト一体となった総合的な観光情報の提供を促進する。
 予算額 0.3 億円 (平成 20 年度)
- ④ ユニバーサルデザインの考えに基づく観光促進事業
 ユニバーサルデザインの考えに基づく観光を定着させるため、ユニバーサルデザインに配慮した旅行商品・旅行システムのあり方や観光地のユニバーサルデザイン化のための手引き集を策定し、その普及・啓発を図った。
 予算額 3 百万円 (平成 20 年度)
- ⑤ 観光の振興に寄与する人材の育成
 観光産業及び観光地の国際競争力の強化のため、観光まちづくりに貢献する人材を育成するとともに、ボランティアガイドや観光関係従事者の育成のための取組を推進する。具体的には、「訪日外国人受入接客研修」を引き続き実施するとともに、「観光カリスマ塾」の開催・「観光地域プロデューサー」モデル事業の実施・人材育成ネットワークに関する調査の実施によって、観光まちづくり人材の育成を図る。また、ボランティアガイド活動支援事業の実施によるボランティアガイドの育成を促進する。
 予算額 0.5 億円 (平成 20 年度)。
- ⑥ ニューツーリズム創出・流通促進事業
 グリーンツーリズム、エコツーリズム等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、実証事業の実施により「ニューツーリズム」市場の形成を支援した。
 予算額 56 百万円 (平成 20 年度)
- ⑦ 観光産業のイノベーション促進事業
 観光産業の新たなビジネスモデルを構築し普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図った。
 予算額 20 百万円 (平成 20 年度)
- ⑧ 国内旅行需要創出・平準化促進実証事業

「国内旅行需要喚起のための休暇のあり方懇談会 最終報告」における提案を実証的に実施し、国内旅行需要の創出・平準化への課題の解決方策を検討する。

予算額 0.2 億円（平成 20 年度）

⑨ 沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除（観光振興地域における投資税額控除）（法人税、法人住民税、事業税、事業税（外形））

沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の 15% の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の 8% の税額控除の特例措置を講じる。

減収見込み額 89 百万円（平成 20 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 20 年度は 2.44 泊（暫定値）と、前年度比 0.8% の増加となっており、下げ止まったものの依然低調な水準にある。

（事務事業の実施状況）

- ・観光ルネサンス事業の実施により、外国人観光客の受け皿となる国際競争力の高い観光地の形成を促進。
- ・全国 16 地域の観光圏整備実施計画を認定し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。
- ・観光の振興に寄与する人材の育成として、観光カリスマを講師とする「観光カリスマ塾」を鹿児島県指宿市等 8 地区で開催した。また、「観光地域プロデューサー」モデル事業については、平成 20 年 9 月に茨城県石岡市、新潟県佐渡市、千葉県鴨川市の 3 地域のモデル地域を選定し、3 名の「観光地域プロデューサー」を決定、同年 10 月に「観光地域プロデューサー」希望者とプロデューサーを必要とする地域の情報を一元管理する「観光地域プロデューサー・データベース」の試行的運用を開始した。さらに、同年 6 月に「観光地域づくり人材育成シンポジウム」を開催、同年 10 月に「観光地域づくり人材育成支援メーリングリスト」を開設するとともに、「観光地域づくり人材育成シンポジウム」において、児童・生徒によるボランティアガイドの活動事例を紹介した。
- ・ホテル・旅館従業員、交通機関職員、観光案内所職員等に対して「訪日外国人受入接客研修」を岡山県岡山市等全国 10 箇所で開催するとともに、訪日外客接客事例等を取り入れたマニュアルの作成により、接客能力を高め、外国人受入環境を整備することで、外国人旅行者の訪日を促進した。
- ・企業経営や人材育成にメリットをもたらす休暇取得の工夫についての取組事例集の作成等を行うとともに、シンポジウム等を通じ、その成果の普及・啓発に取り組んだ。
- ・新たな形態の旅行商品に対する旅行者ニーズに関する情報や成功事例を蓄積するためのモニターツアーを実施する実証事業を実施し、国内旅行市場の活性化を図った。
- ・客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を実施し、そのノウハウの普及・啓発を行う上での課題の抽出・問題点の整理を行い、観光産業の活性化を促した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は低調であり、B-1 と評価した。
- ・目標を達成するためには、観光客の 2泊3日以上以上の滞在型観光を促進する観光圏形成、休暇取得の促進等、さらなる取組を講ずる必要がある。
- ・引き続き、内外観光客の 2泊3日以上以上の滞在型観光を促進する観光圏形成のための取組を促進する「観光圏整備事業」を実施。
- ・国内観光旅行需要の平準化のための有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進について、その課題の解決に資する具体的な取組に関して関係省庁や経済界など様々な関係者ととも、幅広い観点から前向きに検討を進める。
- ・旅行業を取り巻く国際的な環境の変化や宿泊産業の経営状況の改善等の観光産業を取り巻く課題へ対応するため、宿泊産業の活性化等の観光産業の国際競争力の更なる強化を図る。
- ・観光の振興に寄与する人材の育成として、今後もブラッシュアップ等改善が図られた「観光カリスマ塾」を開催することで観光カリスマのノウハウの伝授を図る。また、「観光地域プロデューサー」モデル事業を着実に実施し、課題の抽出や外部人材の活用のあるあり方に関する検討を行う。さらに、地域における層の厚い人材育成を行うための自律的かつ持続可能な取組を促す仕組み作りを支援する。
- ・「訪日外国人受入接客研修」を開催することで、観光関係従事者の訪日外国人旅行者対応レベルの向上を図るとともに、ボランティアガイド育成のための活動支援に引き続き取り組んでいく。

平成 21 年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成 21 年度）

- ・有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進について、その課題の解決に資する具体的な取組に関して関係省庁や経済界など様々な関係者ととも、幅広い観点から前向きに検討を進める。（21 年度～）
- ・国内観光旅行の振興に関する取組について、情報共有・連携を図る場として「国内観光旅行の振興に関する連絡会議」を平成 21 年 3 月に立ち上げたところだが、この場を利用して、メンバー間の情報共有を行うとともに、共通の取組テーマ・問題意識を持ったメンバーは、共同して独立のプロジェクトを実施する。

- ・ニューツーリズム流通・促進のための実証事業の実施に加え、過去2年間の実証事業実施主体等に関する追跡調査等を実施し、ニューツーリズムの創出・流通に係る課題を整理し、これらを踏まえた効果的な普及・啓発活動を行う。
 - ・従来の客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業に加え、旅館街再生を通じた宿泊産業の活性化のための実証事業等に取り組む。
 - ・観光地における層の厚い観光振興の担い手を育成するため、地域相互間の情報交換ができる人材育成支援システムの構築等を通じて、各地域が行う自律的かつ持続可能な人材育成に向けた取り組みを支援する。(21年度～23年度)
- (平成22年度以降)
- ・ニューツーリズム創出・流通促進事業の縮減
 - ・観光の振興に寄与する人材の育成(うち「観光地域プロデューサー」モデル事業)
- (平成19年度から21年度までの3ヵ年で外部人材による新しい視点・手法での地域の活性化等で一定の成果が見込まれているため、平成21年度限りで終了する。)

担当課等(担当課長名等)

担当課：観光庁総務課(課長 加藤 隆司)
 関係課：観光庁参事官(参事官 矢ヶ崎 紀子)
 観光庁参事官(参事官 大滝 昌平)
 観光庁観光産業課(課長 鈴木 昭久)
 観光庁国際観光政策課(課長 大高 豪太)
 観光庁国際交流推進課(課長 瓦林 康人)
 観光庁観光地域振興課(課長 笹森 秀樹)
 観光庁観光資源課(課長 久保田 雅晴)
 総合政策局事業総括調整官(事業総括調整官 平井 秀輝)

業績指標 144
日本人海外旅行者数

評価

B-1	目標値：2000万人（平成22年） 実績値：1598.7万人（平成20年） 初期値：1753.5万人（平成18年）
-----	---

（指標の定義）

年間に日本国内から海外へ出国した日本人数

（目標設定の考え方・根拠）

観光立国の実現に当たっては、国際相互理解の増進等の観点から日本人の海外旅行の促進も重要であり、観光立国推進基本法においても国は国際相互交流の促進を図るべきことが盛り込まれているところ。2000万人との目標値については、観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

（外部要因）

景気動向、為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

文部科学省（学校の休暇制度等を所管）

厚生労働省（労働者の休暇制度等を所管）

経済産業省（経済団体を所管）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第169国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「第2章2.（4）アジアのゲートウェイを目指した取組に記載あり」
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化に記載あり」
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編に記載あり」
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3に記載あり」等

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章に記載あり」

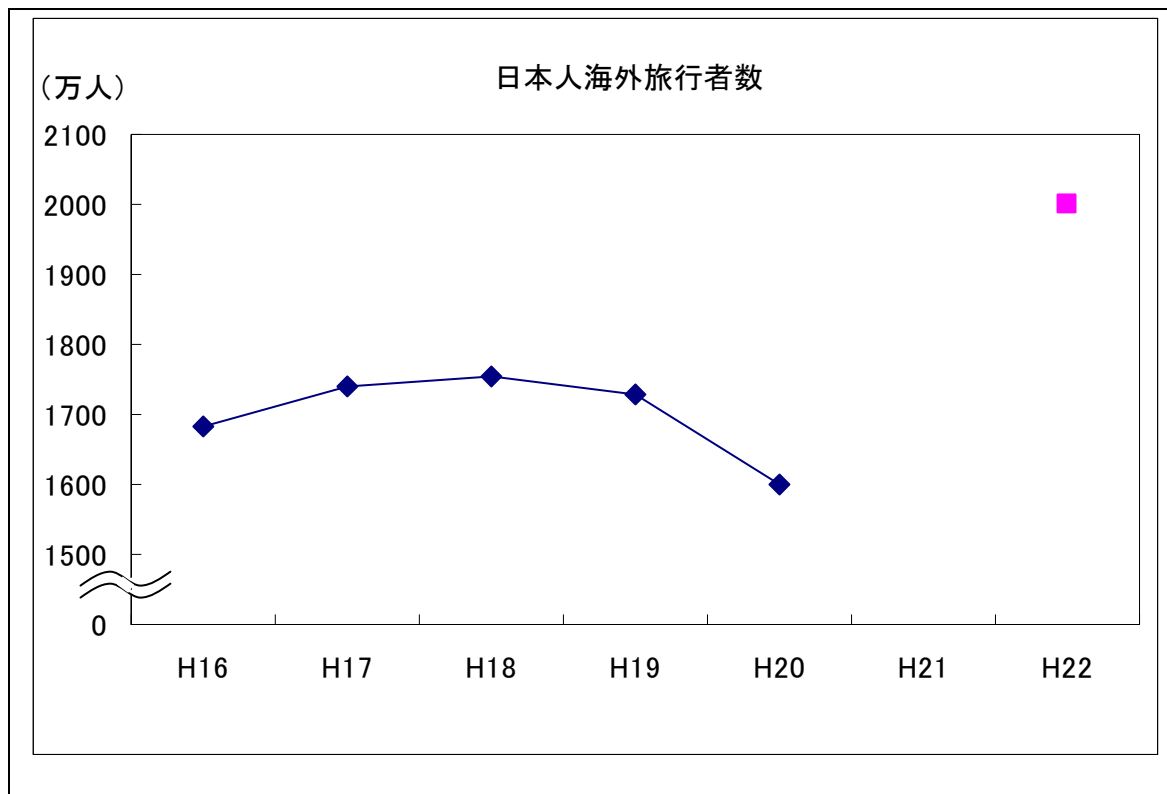
【本部決定】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進に記載あり」
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題に記載あり」
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進に記載あり」
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進に記載あり」

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（暦年）
H16	H17	H18	H19	H20	
1683.1万人	1740.4万人	1753.5万人	1729.5万人	1598.7万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金
予算額0.9億円(平成20年度)
- ② 世界観光機関(UNWTO)拠出金
予算額0.2億円(平成20年度)
- ③ 世界観光機関(UNWTO)分担金
予算額0.5億円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年においては1598.7万人となった。燃油サーチャージの値上げや、世界的な金融危機による景気後退の影響を受けて全体的に伸び悩み、前年比7.6%の減少であった。

(事務事業の実施状況)

- ・ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定に基づき拠出を行った。本センターは日本と緊密な関係にあるASEAN地域への日本国からの観光客数の増加に向けた観光促進プロモーション等の様々な事業を実施した。
- ・観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関(UNWTO)事務局(スペイン・マドリッド)に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。
- ・商慣行のグローバル化へ対応するため、「魅力ある海外旅行商品の創出のための環境整備に関する意見交換会」を開催し、課題を整理した。
- ・航空局と連携し、羽田空港以外の空港における個札販売解禁、第三国航空会社によるチャーター便運行条件緩和、成田空港での定期便就航路線でのチャーター便運行の認可を実施。
- ・平成20年を「日韓観光交流年」、「日仏観光交流年」とし、4月にソウルで開催された「日韓観光交流のタベ」におけるオープニングセレモニー、5月にパリで開催された「日仏観光交流年オープニングセミナー」等において観光交流の促進を図った。
- ・クルーズ振興に関し、VJ Cと連携して、ジャパングルーズシンポの開催(平成21年2月)等の客船誘致に向けたプロモーションを実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は低調であり、B-1と評価した。
- ・目標を達成するために、海外旅行促進のためのさらなる取組を講ずる必要がある。
- ・日本人の海外旅行の推進のため、イベント・周年事業等を活用した海外旅行プロモーション強化や海外教育旅行の促進等の環境整備、戦略的なディスティネーション開発、海外危険情報の発信等海外旅行の安全、安心の確保

- と質の向上やクルーズ旅行の振興等による海外旅行の魅力の向上に対する取り組みが必要である。
- ・ASEAN貿易投資観光促進センターの活動は、日本・ASEAN間の相互交流の促進、とりわけ日本からASEANへの旅行者客の増加によりより当該地域の発展に資するような事業展開をASEAN地域より期待されていることから、我が国としても当該地域発展の一助となるようその活動を引き続き積極的に支援していく。
 - ・世界観光機関（UNWTO）事務局（スペイン・マドリッド）に対する拠出金及び分担金の拠出は、世界の観光振興・発展や国際観光交流の促進につながるものであるため、我が国としてもその活動を積極的に支援していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

- ・教育関係者等との意見交換を取りまとめ、今後の取組みの方向性を示すとともに、教育関係者向けの海外修学旅行マニュアル策定といった具体的な取組みを行う。
- ・香港観光交流年事業。
- ・クルーズ振興に関し、VJCと連携し、キーパーソンの招請、欧米・アジアでのツアーオペレーターへの支援、ハンブルグ見本市への出展等を行う。

（平成22年度以降）

- ・国民の海外旅行の容易化を図るとともに、国民の海外への関心を高める取組み、特に若年層の国際相互理解の増進に資するような施策を中心に取組みを行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁総務課（課長 加藤 隆司）
関係課：観光庁参事官（参事官 矢ヶ崎 紀子）
観光庁参事官（参事官 大滝 昌平）
観光庁観光産業課（課長 鈴木 昭久）
観光庁国際観光政策課（課長 大高 豪太）
観光庁国際交流推進課（課長 瓦林 康人）
観光庁観光地域振興課（課長 笹森 秀樹）
観光庁観光資源課（課長 久保田 雅晴）
総合政策局事業総括調整官（事業総括調整官 平井 秀輝）

業績指標 145

国内における観光旅行消費額

評価

B-1	目標値：30兆円（平成22年度） 実績値：23.5兆円（平成19年度） 初期値：24.5兆円（平成17年度）
-----	--

※初期値については確定値に修正した。

（指標の定義）

国民の国内観光旅行消費額、訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額の総計

（目標設定の考え方・根拠）

訪日外国人旅行者数を1,000万人に増やすという目標（別途記述）を達成し、退職後の団塊世代の観光需要が拡大し、有給休暇の取得率が55%になった場合の推計値29.66兆円を切り上げたもの。

観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

（外部要因）

経済・社会動向（景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等）

（他の関係主体）

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）

文部科学省（学校の休暇制度等を所管）

厚生労働省（労働者の休暇制度等を所管）

経済産業省（経済団体を所管）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第169国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「第2章2.（4）アジアのゲートウェイを目指した取組に記載あり」
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化に記載あり」
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編に記載あり」
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3に記載あり」等

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章に記載あり」

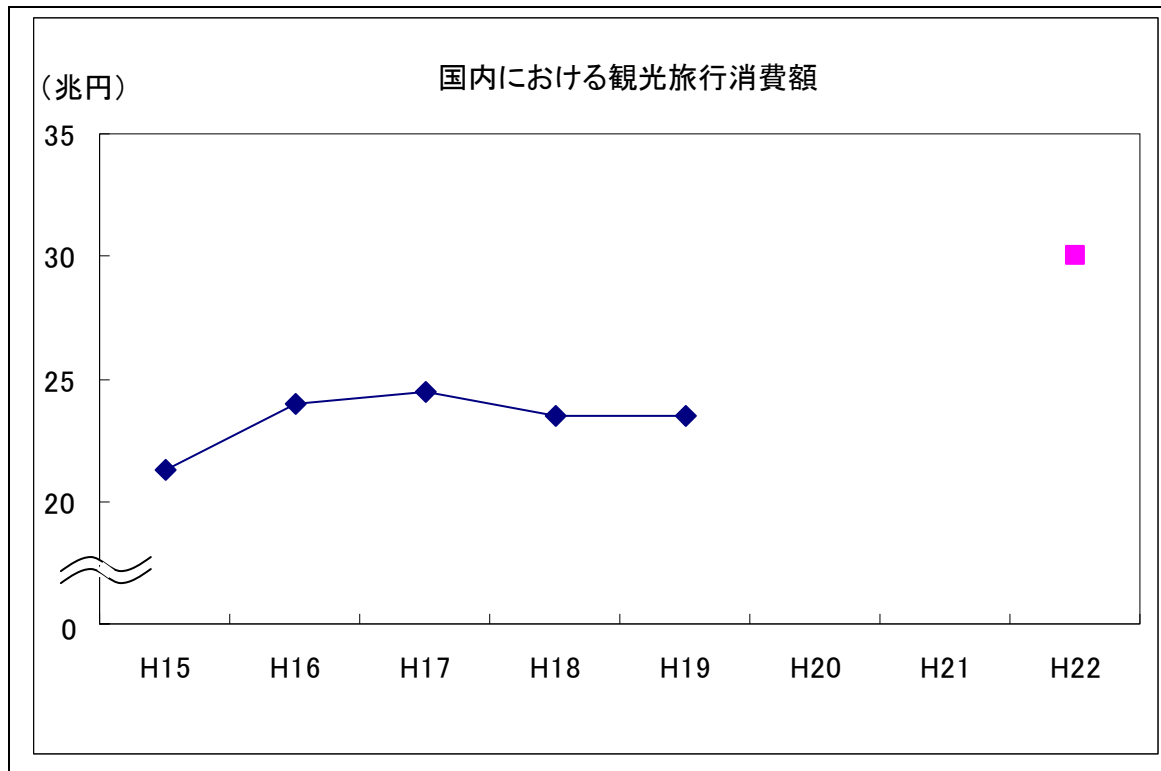
【本部決定】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進に記載あり」
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題に記載あり」
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進に記載あり」
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進に記載あり」

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値（兆円）				（年度）
H16	H17	H18	H19	H20
24兆円	24.5兆円	23.5兆円	23.5兆円	未確定



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ① 観光ルネサンス事業
 訪日外国人旅行者の受け皿となる地域の魅力の推進を図るため、観光ルネサンス事業を拡充して実施し、地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組を総合的に支援。
 予算額 1.4 億円 (平成 20 年度)
- ② 観光圏整備事業
 交流人口の拡大により地域の活性化を図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞る型観光を促進する観光圏整備の取組を総合的に支援する。
 予算額 2.8 億円 (平成 20 年度)
- ③ 訪日外国人旅行環境整備事業の推進
 訪日外国人等の地理不案内者が安心して一人歩きできる環境を整えるため、ハード・ソフト一体となった総合的な観光情報の提供を促進する。
 予算額 0.3 億円 (平成 20 年度)
- ④ ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光促進事業
 ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を定着させるため、ユニバーサルデザインに配慮した旅行商品・旅行システムのあり方や観光地のユニバーサルデザイン化のための手引き集を策定し、その普及・啓発を図った。
 予算額 3 百万円 (平成 20 年度)
- ⑤ ニューツーリズム創出・流通促進事業
 グリーンツーリズム、エコツーリズム等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、実証事業の実施により「ニューツーリズム」市場の形成を支援した。
 予算額 56 百万円 (平成 20 年度)
- ⑥ 観光の振興に寄与する人材の育成
 観光産業及び観光地の国際競争力の強化のため、観光まちづくりに貢献する人材を育成するとともに、ボランティアガイドや観光関係従事者の育成のための取組を推進する。具体的には、「訪日外国人受入接遇研修」を引き続き実施するとともに、「観光カリスマ塾」の開催・「観光地域プロデューサー」モデル事業の実施・人材育成ネットワークに関する調査の実施によって、観光まちづくり人材の育成を図る。また、ボランティアガイド活動支援事業の実施によるボランティアガイドの育成を促進する。
 予算額 0.5 億円 (平成 20 年度)
- ⑦ 観光産業のイノベーション促進事業
 観光産業の新たなビジネスモデルを構築し普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図った。
 予算額 20 百万円 (平成 20 年度)
- ⑧ ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト
 訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組む。12

の重点市場ごとの特性を踏まえ、観光プロモーション事業を実施。

予算額 30.3 億円 (平成 20 年度)

⑨国際会議の開催・誘致の推進

主要な国際会議の開催件数を 2011 年に 252 件とすることを旨とし、開催・誘致活動に対する支援・国際会議適地としての認知度向上のためのプロモーション等の取り組みを推進。

予算額 3.7 億円 (平成 20 年度)

⑩国内旅行需要創出・平準化促進実証事業

「国内旅行需要喚起のための休暇のあり方懇談会 最終報告」における提案を実証的に実施し、国内旅行需要の創出・平準化への課題の解決方策を検討する。

予算額 0.2 億円 (平成 20 年度)

⑩世界観光機関 (UNWTO) 拠出金

予算額 0.2 億円 (平成 20 年度)

⑪世界観光機関 (UNWTO) 分担金

予算額 0.5 億円 (平成 20 年度)

⑫独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金

独立行政法人国際観光振興機構の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。

予算額 20.2 億円 (平成 20 年度)

⑬ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金

予算額 0.9 億円 (平成 20 年度)

⑭国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置 (所得税、法人税)

訪日外国人旅行者を 2010 年までに 1,000 万人とすると目標を達成するためには「国際競争力のある観光地づくり」が重要であることから、外客来訪促進法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館である大規模法人が「国際放送設備」「高速通信設備」の導入を行う場合に、取得価額の 30% の特別償却の特例措置を講じる。

減収見込み額 0.25 百万円 (平成 20 年度)

⑮沖縄の特定地域において特定民間観光関連施設を新增設した場合の投資税額控除 (観光振興地域における投資税額控除) (法人税、法人住民税、事業税、事業税 (外形))

沖縄振興特別措置法に定める観光振興地域において、特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物等を新增設する場合に、機械及び装置については取得価格の 15% の税額控除、建物及びその附属施設並びに構築物については取得価格の 8% の税額控除の特例措置を講じる。

減収見込み額 89 百万円 (平成 20 年度)

⑯国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置 (不動産取得税)

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の規定に基づき設置される協議会の構成員 (公益社団法人又は公益財団法人に限る。) が取得する文化財に係る不動産取得税の課税標準を 2 分の 1 とする特例措置を講じる。

減収見込み額 8 百万円 (平成 20 年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 19 年度においては前年度からほぼ横ばいの 23.5 兆円となり、前年度比 0.2% の減少と低調である。

(事務事業の実施状況)

- ・観光ルネサンス事業の実施により、外国人観光客の受け皿となる国際競争力の高い観光地の形成を促進した。
- ・全国 16 地域の観光圏整備実施計画を認定し、地域の関係者が一体となった取組を総合的に支援した。
- ・韓国、フランスとの観光交流年を活用した取組み、「ビジット・ジャパン・キャンペーン中国・香港観光親善大使」となった「ハローキティ」を活用した取組み、G8 洞爺湖サミットの活用した取組み等、訪日観光プロモーションの高度化を図った。
- ・観光の振興に寄与する人材の育成として、観光カリスマを講師とする「観光カリスマ塾」を鹿児島県指宿市等 8 地区で開催した。また、「観光地域プロデューサー」モデル事業については、平成 20 年 9 月に茨城県石岡市、新潟県佐渡市、千葉県鴨川市の 3 地域のモデル地域を選定し、3 名の「観光地域プロデューサー」を決定、同年 10 月に「観光地域プロデューサー」希望者とプロデューサーを必要とする地域の情報を一元管理する「観光地域プロデューサー・データベース」の試行的運用を開始した。さらに、同年 6 月に「観光地域づくり人材育成シンポジウム」を開催、同年 10 月に「観光地域づくり人材育成支援メーリングリスト」を開設するとともに、「観光地域づくり人材育成シンポジウム」において、児童・生徒によるボランティアガイドの活動事例を紹介した。
- ・ホテル・旅館従業員、交通機関職員、観光案内所職員等に対して「訪日外国人受入接遇研修」を岡山県岡山市等全国 10 箇所で開催するとともに、訪日外客接遇事例等を取り入れたマニュアルの作成により、接遇能力を高め、

- 外国人受入環境を整備することで、外国人旅行者の訪日を促進した。
- 新たな形態の旅行商品に対する旅行者ニーズに関する情報や成功事例を蓄積するためのモニターツアーを実施する実証事業を実施し、国内旅行市場の活性化を図った。
- 客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を実施し、そのノウハウの普及・啓発を行う上での課題の抽出・問題点の整理を行い、観光産業の活性化を促した。
- 企業経営や人材育成にメリットをもたらす休暇取得の工夫についての取組事例集の作成等を行うとともに、シンポジウム等を通じ、その成果の普及・啓発に取り組んだ。
- 商慣行のグローバル化へ対応するため、「魅力ある海外旅行商品の創出のための環境整備に関する意見交換会」を開催し、課題を整理した。
- 航空局と連携し、羽田空港以外の空港における個札販売解禁、第三国航空会社によるチャーター便運行条件緩和、成田空港での定期便就航路線でのチャーター便運行の認可を実施。
- 平成20年を「日韓観光交流年」、「日仏観光交流年」とし、4月にソウルで開催された「日韓観光交流のタベ」におけるオープニングセレモニー、5月にパリで開催された「日仏観光交流年オープニングセミナー」等において観光交流の促進を図った。
- クルーズ振興に関し、VJCと連携して、ジャパングルーズシンポの開催（平成21年2月）等の客船誘致に向けたプロモーションを実施した。
- 観光分野における世界最大の国際機関である世界観光機関（UNWTO）事務局（スペイン・マドリッド）に対して拠出金及び分担金の拠出を行った。拠出金等はUNWTOにおいて、世界の観光動向に関する調査や統計の作成、世界における観光振興の促進に関する事業等に使用されており、世界の観光の振興・発展や国際観光交流の促進に貢献している。
- ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定に基づき拠出を行った。本センターは日本と緊密な関係にあるASEAN地域への日本国からの観光客数の増加に向けた様々な事業を実施した。
- 平成20年度は、平成19年5月30日に全府省庁がメンバーとなる「国際会議開催・誘致拡大局長級会合」において策定された、「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」に基づき、関係者が有する資源を集中的に投入し、官民一体の取り組みを推進した。これを踏まえ、観光庁においては、以下の取組を実施。
 - 誘致主体のニーズを踏まえ、関係省庁と連携して総理大臣や各大臣による招請状の発出や在外公館・国際観光振興機構（JNTO）による誘致活動の支援を働きかける等の取組を開始。
 - 国際会議誘致に向けて、地方自治体、国及び国際観光振興機構の3者による連携を深化させるとともに、先進的な取り組みに関するノウハウを共有するため、平成20年5月に「国際会議誘致重点会議」を開催した。
 - 国際会議誘致のための大規模な支援措置を講じている韓国やシンガポールなどに対抗するため、民間団体の誘致活動等に対する、新たな支援制度を創設。
- 世界観光機関（UNWTO）のアジア太平洋地域に存する26カ国の加盟国代表が出席する東アジア太平洋地域委員会、南アジア地域委員会がUNWTO及び国土交通省の共催で兵庫県神戸市において開催。

課題の特定と今後の取組の方向性

- 業績指標は低調であり、B-1と評価した。
- 当目標は他の4つの目標の総合的な結果を反映する目標である。目標を達成するために、他の4つの目標の課題について、さらなる取組を講ずる必要がある。
- 我が国の国内における旅行消費額の約9割は、日本人観光旅客によるものであり、日本人を含めた内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進する必要があることから、引き続き、内外観光客の2泊3日以上滞り型観光を促進する観光圏形成のための取組を促進する「観光圏整備事業」を実施。
- 有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進について、その課題の解決に資する具体的な取組に関して関係省庁や経済界など様々な関係者とともに、幅広い観点から前向きに検討を進める。
- 旅行業を取り巻く国際的な環境の変化や宿泊産業の経営状況の改善等の観光産業を取り巻く課題へ対応するため、ニューツーリズム流通・促進事業の追跡調査や、観光産業イノベーション促進事業の拡充等を行い、観光産業の国際競争力の更なる強化を図る。
- 観光の振興に寄与する人材の育成として、今後もブラッシュアップ等改善が図られた「観光カリスマ塾」を開催することで観光カリスマのノウハウの伝授を図る。また、「観光地域プロデューサー」モデル事業を着実に実施し、課題の抽出や外部人材の活用のあり方に関する検討を行う。さらに、地域における層の厚い人材育成を行うための自律的かつ持続可能な取組を促す仕組み作りを支援する。
- 「訪日外国人受入接客研修」を開催することで、観光関係従事者の訪日外国人旅行者対応レベルの向上を図るとともに、ボランティアガイド育成のための活動支援に引き続き取り組んでいく。
- 日本人の海外旅行の推進のため、イベント・周年事業等を活用した海外旅行プロモーション強化や海外教育旅行の促進等の環境整備、戦略的なディステーション開発、海外危険情報の発信等海外旅行の安全、安心の確保と質の向上やクルーズ旅行の振興等による海外旅行の魅力の向上に対する取り組みが必要である。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

- 平成21年度は、訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の観光魅力の一層の発信強化・拡大等に取り組む。
- 関係団体の有識者から構成される「国際交流拡大のためのMICE推進方策検討会」を立ち上げ、広義の国際会議（MICE）における我が国の競争力を強化するための方策について議論を行い、中長期戦略の策定を行う。

- ・有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進について、その課題の解決に資する具体的な取組に関して関係省庁や経済界など様々な関係者ととも、幅広い観点から前向きに検討を進める。(21年度～)
- ・国内観光旅行の振興に関する取組について、情報共有・連携を図る場として「国内観光旅行の振興に関する連絡会議」を平成21年3月に立ち上げたところだが、この場を利用して、メンバー間の情報共有を行うとともに、共通の取組テーマ・問題意識を持ったメンバーは、共同して独立のプロジェクトを実施する。
- ・観光地における層の厚い観光振興の担い手を育成するため、地域相互間の情報交換ができる人材育成支援システムの構築等を通じて、各地域が行う自律的かつ持続可能な人材育成に向けた取り組みを支援する。(21年度～23年度)
- ・平成20年度の取組に加え、誘致活動等に関する国際的な水準へのレベルアップを図るための人材育成を行う。合わせて、経済効果推計モデルの策定を行い、国際会議の誘致・開催の意義を普及させることで、国際会議の誘致・開催の推進を図る。
- ・ニューツーリズム流通・促進のための実証事業の実施に加え、過去2年間の実証事業実施主体等に関する追跡調査等を実施し、ニューツーリズムの創出・流通に係る課題を整理し、これらを踏まえた効果的な普及・啓発活動を行う。
- ・従来の客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業に加え、旅館街再生を通じた宿泊産業の活性化のための実証事業等に取り組む。
- ・関係団体の有識者から構成される「国際交流拡大のためのMICE推進方策検討会」を立ち上げ、広義の国際会議(MICE)における我が国の競争力を強化するための方策について議論を行い、中長期戦略の策定を行う。

(平成22年度以降)

- ・2020年(平成32年)までに訪日外国人旅行者数が2000万人となる観光立国を加速化するため、国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改革、日本ブランド発信強化による需要拡大、訪日外国人旅行者への外国語対応の強化等について取り組む。
- ・国民の海外旅行の容易化を図るとともに、国民の海外への関心を高める取組み、特に若年層の国際相互理解の増進に資するような施策を中心に取組みを行う。
- ・「国際交流拡大のためのMICE推進方策検討会」で策定した中長期戦略などを踏まえ、国内外に向けたプロモーション実施等によるMICEの促進、意義の普及を行うとともに、既存の国内会議を国際会議化していくなどの取り組みを実施する。
- ・国際観光振興機構運営費交付金(特殊要因:ニューヨーク事務所移転経費)
 ニューヨーク事務所の賃貸契約更改の時期に合わせ、更新契約する事による賃料高騰を抑制するために必要な移転経費である。平成21年度中に移転を完了する見込みであるため、平成21年度限りの経費とする。
- ・ニューツーリズム創出・流通促進事業の縮減
- ・観光の振興に寄与する人材の育成(うち「観光地域プロデューサー」モデル事業)
 (平成19年度から21年度までの3ヵ年で外部人材による新しい視点・手法での地域の活性化等で一定の成果が見込まれているため、平成21年度限りで終了する。)

担当課等(担当課長名等)

担当課: 観光庁総務課(課長 加藤 隆司)
 関係課: 観光庁参事官(参事官 矢ヶ崎 紀子)
 観光庁参事官(参事官 大滝 昌平)
 観光庁観光産業課(課長 鈴木 昭久)
 観光庁国際観光政策課(課長 大高 豪太)
 観光庁国際交流推進課(課長 瓦林 康人)
 観光庁観光地域振興課(課長 笹森 秀樹)
 観光庁観光資源課(課長 久保田 雅晴)
 総合政策局事業総括調整官(事業総括調整官 平井 秀輝)

業績指標 146

主要な国際会議の開催件数

評価

A-1	目標値：252件（平成23年） 実績値：216件（平成19年） 初期値：168件（平成17年）
-----	---

（指標の定義）

UIA（国際団体連合）統計による我が国における国際会議の開催件数

（目標設定の考え方・根拠）

2011年（平成23年）までに、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指すとの政府の目標を踏まえ、設定したもの。観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。

（外部要因）

景気動向、為替相場等の社会・経済動向、他国の誘致活動状況

（他の関係主体）

（独）国際観光振興機構

内閣府、文部科学省等の全他府省庁

地域のコンベンションビューロー

民間事業者（PCO（Professional Congress Organizer）、観光事業者等）等

（重要政策）

【施政方針】

- ・第169国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）「観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。」

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）
- ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「第2章2.（4）アジアのゲートウェイを目指した取組に記載あり」
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「第2章 2. 地域活性化に記載あり」
- ・新経済成長戦略のフォローアップと改定（平成20年9月19日）「第2編に記載あり」
- ・経済財政の中長期方針と10年展望について（平成21年1月19日）「3に記載あり」等

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月21日）「第2章に記載あり」

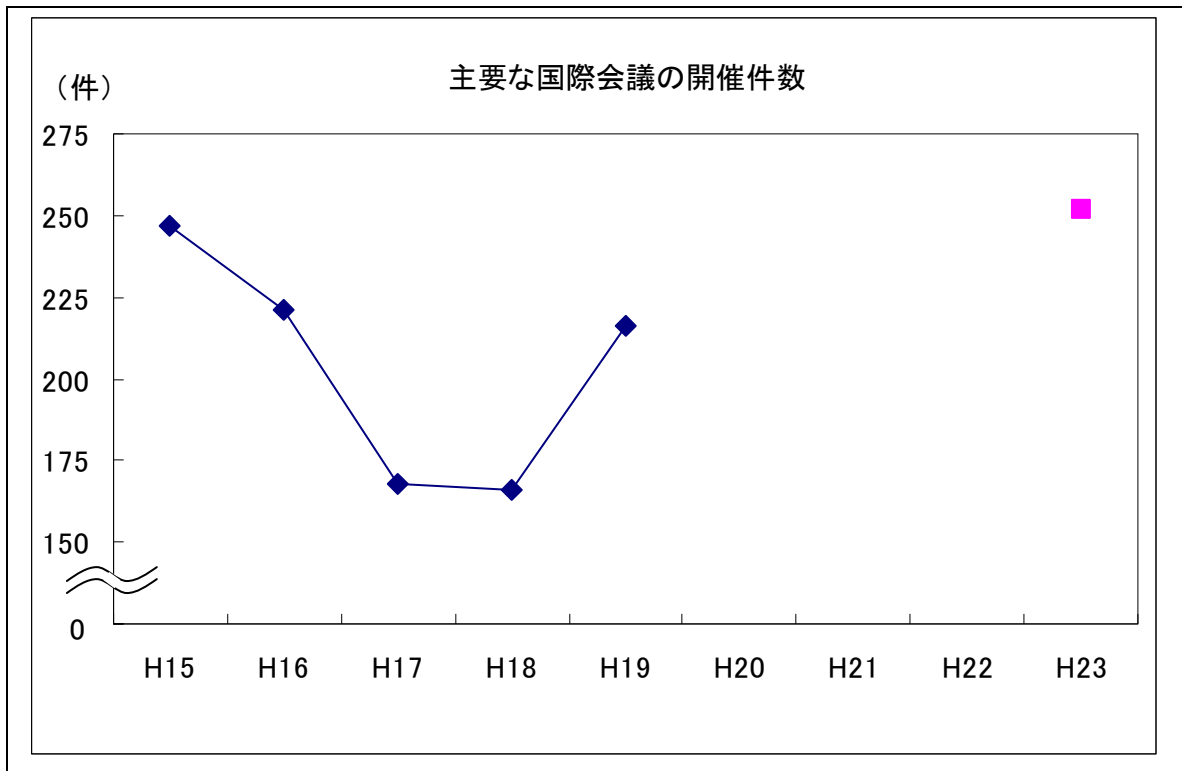
【本部決定】

- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年1月29日）「第2 地方再生の総合的推進 に記載あり」
- ・都市と暮らしの発展プラン（地域活性化統合本部）（平成20年4月11日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進」に向けた平成20年度施策及び今後の検討課題に記載あり」
- ・地方再生戦略（地域活性化統合本部）（平成20年12月19日）「第2 地方再生の総合的な取組の推進に記載あり」
- ・「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成21年度の都市対策（地域活性化統合本部）（平成21年4月21日）「3. 国際競争力の強化と国際交流の推進に記載あり」

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（暦年）
H16	H17	H18	H19	H20	
221件	168件	166件	216件	未確定	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ① ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト
 訪日旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進すべく、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組む。12の重点市場ごとの特性を踏まえ、観光プロモーション事業を実施。
 予算額 30.3 億円 (平成 20 年度)
- ② 国際会議の開催・誘致の推進
 主要な国際会議の開催件数を 2011 年に 252 件とすることを目指し、開催・誘致活動に対する支援・国際会議適地としての認知度向上のためのプロモーション等の取り組みを推進。
 予算額 3.7 億円 (平成 20 年度)
- ③ 独立行政法人国際観光振興機構運営費交付金
 独立行政法人国際観光振興機構の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。
 予算額 20.2 億円 (平成 20 年度)
- ④ 世界観光機関 (UNWTO) 地域委員会
 世界観光機関 (UNWTO) のアジア太平洋地域に存する 26 カ国の加盟国代表が出席する東アジア太平洋地域委員会、南アジア地域委員会を UNWTO 及び国土交通省の共催で兵庫県神戸市において開催。
 予算額 0.2 億円 (平成 20 年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 19 年の実績値は 216 件となり、近年の減少傾向から増加に転じた。

(事務事業の実施状況)

- ・平成 20 年度は、平成 19 年 5 月 30 日に全府省庁がメンバーとなる「国際会議開催・誘致拡大局長級会合」において策定された、「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」に基づき、関係者が有する資源を集中的に投入し、官民一体の取り組みを推進した。
 これを踏まえ、観光庁においては、以下の取組を実施。
 - (1) 誘致主体のニーズを踏まえ、関係省庁と連携して総理大臣や各大臣による招請状の発出や在外公館・国際観光振興機構 (JNTO) による誘致活動の支援を働きかける等の取組を開始。
 - (2) 国際会議誘致に向けて、地方自治体、国及び国際観光振興機構の 3 者による連携を深化させるとともに、先進的な取り組みに関するノウハウを共有するため、平成 20 年 5 月に「国際会議誘致重点会議」を開催した。
 - (3) 国際会議誘致のための大規模な支援措置を講じている韓国やシンガポールなどに対抗するため、民間団体の誘致活動等に対する、新たな支援制度を創設。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・近年の減少傾向から増加に転じたことから、A-1と評価した。
- ・韓国やシンガポールなどアジア近隣諸国では国際会議等誘致のための大規模な支援措置を講じている。これら競合国との誘致競争に勝ち抜き、目標を達成するためには、従来の国際会議誘致施策の強化に加え、広義の国際会議(MICE)における我が国の競争力を強化するための方策を検討し、さらなる取組を講ずる必要がある。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

- ・平成20年度の取組に加え、誘致活動等に関する国際的な水準へのレベルアップを図るための人材育成を行う。合わせて、経済効果推計モデルの策定を行い、国際会議の誘致・開催の意義を普及させることで、国際会議の誘致・開催の推進を図る。
- ・関係団体の有識者から構成される「国際交流拡大のためのMICE推進方策検討会」を立ち上げ、広義の国際会議(MICE)における我が国の競争力を強化するための方策について議論を行い、中長期戦略の策定を行う。

(平成22年度以降)

- ・上記検討会で策定した中長期戦略などを踏まえ、国内外に向けたプロモーション実施等によるMICEの促進、意義の普及を行うとともに、既存の国内会議を国際会議化していくなどの取り組みを実施する。
- ・国際観光振興機構運営費交付金(特殊要因:ニューヨーク事務所移転経費)
ニューヨーク事務所の賃貸契約更改の時期に合わせ、更新契約する事による賃料高騰を抑制するために必要な移転経費である。平成21年度中に移転を完了する見込みであるため、平成21年度限りの経費とする。

担当課等(担当課長名等)

担当課:観光庁総務課(課長 加藤 隆司)
関係課:観光庁参事官(参事官 矢ヶ崎 紀子)
観光庁参事官(参事官 大滝 昌平)
観光庁観光産業課(課長 鈴木 昭久)
観光庁国際観光政策課(課長 大高 豪太)
観光庁国際交流推進課(課長 瓦林 康人)
観光庁観光地域振興課(課長 笹森 秀樹)
観光庁観光資源課(課長 久保田 雅晴)
総合政策局事業総括調整官(事業総括調整官 平井 秀輝)

○活力

政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標 2 2

景観に優れた国土・観光地づくりを推進する

良好な景観及び歴史資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。

業績指標

1 4 7	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数
1 4 8	景観計画に基づき取組を進める地域の数
1 4 9	歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数

【評価結果の概要】

（必要性）

景観に優れた魅力ある国土・観光地づくりの推進は、地域振興・活性化の実現に効果的であることから、景観上重要な建造物や樹木、地域固有の歴史資産等の保全・活用に向けた取組を国として積極的に支援することが必要であり、引き続き、各施策を講じることが必要である。

（有効性）

良好な景観形成及び歴史資産の保全・活用に向けて、平成19年度からは景観形成総合支援事業により景観重要建造物及び樹木の保全・活用に向けた取組を支援し、平成20年度からは歴史的環境形成総合支援事業により歴史的風致形成建造物の保全・活用に向けた取組を支援しているところである。これらの施策により、例えば、景観法に基づく景観計画を策定し、良好な景観の形成に向けて取組を進める地域数は、平成19年度の92団体に対して平成20年度は152団体に増加しており、施策目標の達成に向けて順調に推移しており、本施策は有効であると評価できる。

（効率性）

景観に優れた国土・観光地づくりの推進にあたっては、良好な景観の形成や歴史資産の保全と併せてその活用についても取り組むことが効果的であり、本施策では保全と活用を総合的に推進しているところである。また、地域からのニーズを踏まえ、効率的な施策の実施に向けて取り組んでいるところである。

（総合的評価）

景観に優れた国土・観光地づくりの推進に向け、各施策が順調に進められており、業績指標においてもその効果が現れているところである。本政策をより広い地域において推進していくため、引き続き、地域のニーズを踏まえつつ各施策を推進していくとともに、行政だけでなく住民・事業者等と連携した取組を推進するため、本施策と併せて「景観法」の基本理念や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の基本方針等の普及啓発に取り組むことが必要である。

（反映の方向性）

- ・「景観法」、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の普及啓発

業績指標 147

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数

評価

A-2	目標値： 80件（平成23年度） 実績値： 112件（平成20年度） 初期値： 30件（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数

(目標設定の考え方・根拠)

良好な景観は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものである。特に、地域の景観上重要な景観重要建造物及び景観重要樹木は、単一で交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるものであって、その保全活用を中心とした取組を支援する事業制度（景観形成総合支援事業）を設けたところである。目標においては、このような景観重要建造物・樹木を活かした地域振興・活性化の取組につき、都道府県単位で事例が見られるものとなるよう、50件の追加指定を目指すこととし、既存の数値30件に足し合わせて80件とする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

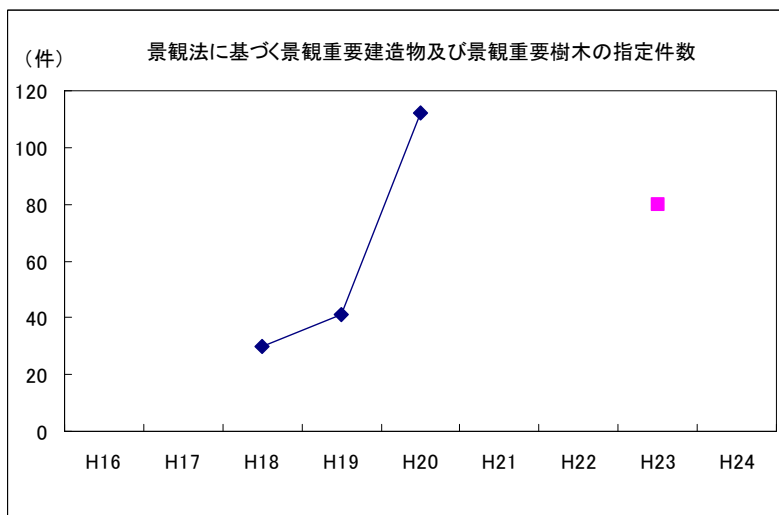
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	30件	41件	112件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○景観形成総合支援事業

地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒状防止措置等）を中心とした取組を支援する。

予算額：景観形成総合支援事業 200百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度には、当初の目標である80件を越える112件となっており、施策が順調に展開された結果が現れていると言える。

(事務事業の実施状況)

市町村が行う景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした地域振興・活性化の取組をハード・ソフト両面から支援を行っている。平成20年度は18地区において支援を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は順調に推移し目標を達成したことから、A-2と評価した。なお、これを踏まえて目標値の見直しを行い、平成23年度の目標値を200件とする。

・引き続き、景観形成総合支援事業の推進等により、景観法の活用を促進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室(室長 岸 毅明)

業績指標 148

景観計画に基づき取組を進める地域の数

評価

A-2	目標値：500団体（平成24年度） 実績値：152団体（平成20年度） 初期値：92団体（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数

（目標設定の考え方・根拠）

全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成20年4月1日時点で、今後5年程度以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村472団体（既に策定済・公表（告示）済みである市区町村を含む）が確実にそれを実施し、かつ、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村57団体の半数以上が5年以内に景観計画を策定した場合に達成可能となる値。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

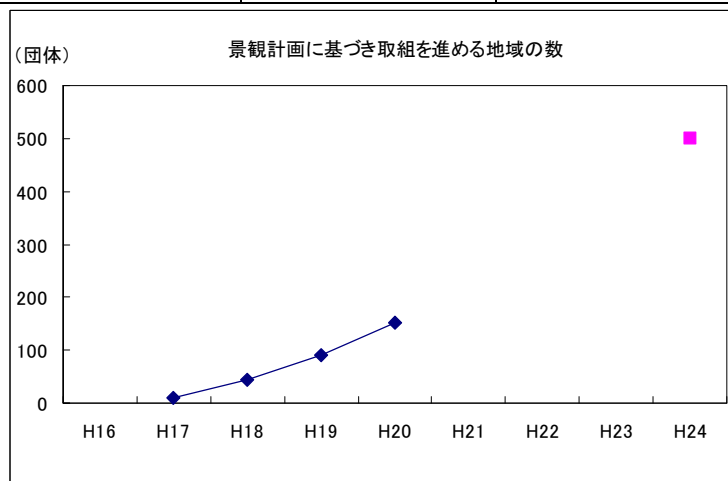
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）
H16	H17	H18	H19	H20
—	11団体	43団体	92団体	152団体



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○景観形成総合支援事業

地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観計画に基づき指定される景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒状防止措置等）を中心とした取組を支援する。

予算額：景観形成総合支援事業 200百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

景観計画を策定し取組を進める地域の数、目標値に向けて順調に増加している。

(事務事業の実施状況)

市町村が行う景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした地域振興・活性化の取組をハード・ソフト両面から支援を行っている。平成20年度は18地区において支援を実施。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・引き続き、景観形成総合支援事業の推進等により、景観法に基づく景観計画の策定を促進していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室(室長 岸 毅明)

業績指標 149

歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数

評価

A-2	目標値：100団体（平成24年度） 実績値：10団体（平成20年度） 初期値：0団体（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数

(目標設定の考え方・根拠)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について平成20年に調査を行った結果、意向ありと回答した市区町村の数91団体に基づき設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

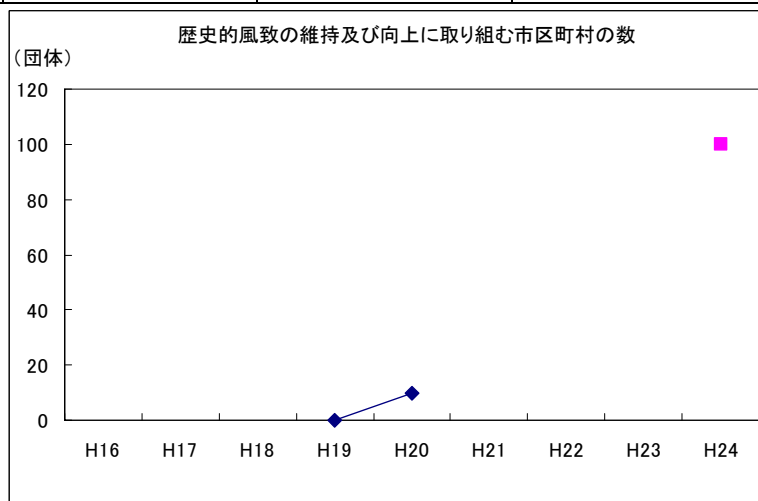
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	0団体	10団体	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○歴史的環境形成総合支援事業

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致形成建造物の復原・修理を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。

予算額：歴史的環境形成総合支援事業 730百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が平成20年11月に施行されたことを踏まえると、指標は順調に増加している。

(事務事業の実施状況)

市町村が行う歴史的風致形成建造物の保全・活用を中心とした取組をハード・ソフト両面から支援を行っている。平成20年度は9市町を対象に支援を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成できないことになるが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が平成20年11月に施行されたことや、歴史的環境形成総合支援事業の拡充を実施することから、今後の実績値の急上昇が見込まれ、A-2と評価した。
- ・引き続き、歴史的環境形成総合支援事業の推進等により、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の取組を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・歴史的環境形成総合支援事業の拡充

歴史的な建造物を将来的に保全していくという観点から、災害による焼失・倒壊などの被害を防止するための対策を推進するため、附帯事業に歴史的風致形成建造物に係る防災施設の整備を追加するなど制度拡充を実施。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室(室長 岸 毅明)

○活 力

政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標 2 3

国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する

国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。

業績指標

150	三大都市圏環状道路整備率
-----	--------------

【評価結果の概要】

（必要性）

高規格幹線道路網等の幹線道路ネットワークは、わが国の広域的、国際的な社会経済活動を支える根幹的な社会基盤であり、新たな国土計画の方向性と呼応して国家的見地から戦略的に進めることが必要である。また、地域経済の強化や安心して暮らせる地域社会の形成などを図ることが重要であり、それを支える生活幹線道路ネットワークが必要である。

（有効性）

高規格幹線道路をはじめとした基幹ネットワークのうち、主要都市間を連絡する規格の高い道路、大都市の環状道路、拠点的な空港・港湾へのアクセス道路や国際物流ネットワーク上の国際コンテナ通行支障区間の解消などに重点をおいて整備を推進しているところである。また、地域において安全で快適な移動を実現するため、通勤や通院などの日常の暮らしを支える生活圏の中心部への道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備を推進するとともに、現道拡幅及びバイパス整備等による隘路の解消を推進しているところである。三大都市圏環状道路整備率については、目標達成に向けて着実に推移しており、施策目標達成に有効であると評価できる。

（効率性）

規格の高い道路ネットワークの整備にあたっては、早期にネットワーク全体としての効果を発揮するため、徹底したコスト縮減を図り、必要に応じて現道を活用するなど効率的な整備を推進しているところである。また、生活幹線道路ネットワークの形成においては1.5車線の整備等の地域の実情に応じた道路構造も積極的に採用するなど、コストに配慮しつつ効率的に整備を推進しているところである。以上から、効率的に施策を実施していると評価できる。

（総合的評価）

国際物流に対応した基幹ネットワークの構築および日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークの構築に向け、引き続き、重点的かつ効率的な道路ネットワークの整備を推進し、国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークの形成を推進する必要がある。

（反映の方向性）

- ・三大都市圏環状道路の整備をはじめとした基幹ネットワークの整備の推進
- ・生活幹線道路ネットワークの形成
- ・徹底したコスト縮減 及び 必要に応じて現道の活用
- ・地域の実情に応じた1.5車線の整備等の推進

業績指標 150

三大都市圏環状道路整備率

評価

A-2	目標値：69%（平成24年度） 実績値：53%（平成20年度） 初期値：53%（平成19年度）
-----	---

(指標の定義)

三大都市圏環状道路の供用延長を計画延長で割ったもの

三大都市圏環状道路整備率

= 三大都市圏における環状道路の供用延長 ÷ 三大都市圏における環状道路の計画延長

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度の目標については、高速道路会社と（独）日本高速道路保有・債務返済機構が締結した協定や、目標宣言プロジェクトにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ

(外部要因)

地元調整の状況 等

(他の関係主体)

・NEXCO、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗、会社経営に基づく予算）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
- ・第168回国会施政方針演説（平成19年10月1日）
- ・第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「都市部の渋滞対策など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

- 都市再生プロジェクト（平成13年8月28日）
- アジアゲートウェイ構想（平成19年5月16日）
- 地域再生戦略（平成20年12月19日）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

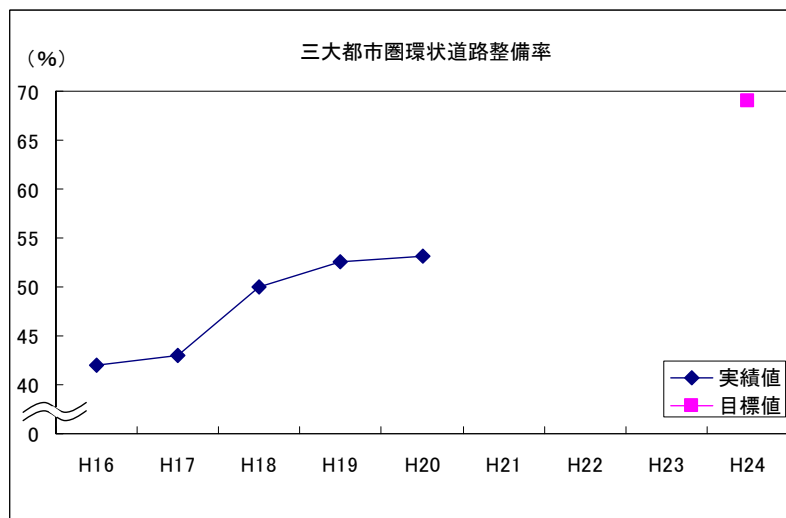
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
42%	43%	50%	53%	53%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

三大都市圏環状道路の整備

三大都市圏の都心部における慢性的な渋滞や沿道環境の悪化等を大幅に解消するとともに、その整備により誘導される新たな都市拠点の形成等を通じた都市構造の再編を促す三大都市圏環状道路の整備を推進。(◎)

予算額：18,583億円の内数(平成20年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○平成20年度は、首都圏中央連絡自動車道(阿見東～稲敷)6kmの供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は53%である。

(事務事業の実施状況)

○三大都市圏環状道路の整備

平成20年度末供用延長647km

(平成20年度新規供用延長6km)

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成16年度の42%が平成20年度末に53%まで向上しており、平成21年3月には、首都圏中央連絡自動車道(阿見東～稲敷)6kmが供用するなど、整備率は着実に向上している。

また、平成20年度に開通予定であった東海環状自動車道(美濃関～関広見)2.9kmは、関広見IC付近の安全対策を追加したことから、平成21年度(H21.4月)の開通に変更となったが、追加の対策を講じた為であり、根本的な問題があるわけではないのでA-2とした。

○平成21年度は、首都高速中央環状新宿線(西新宿JCT～大橋JCT)4.3kmをはじめ、首都圏中央連絡自動車道(海老名JCT～海老名北IC、川島IC～桶川JCT、つくばIC～つくばJCT)計11.9km、の新規供用を予定しており、引き続き目標値を達成できるよう着実に整備を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 企画課 道路経済調査室(室長 七條 牧生)

関係課：道路局 国道・防災課(課長 深澤 淳志)

道路局 有料道路課(課長 森 昌文)

○活 力

政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標 2 4

整備新幹線の整備を推進する

広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する。

業績指標

1 5 1	5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（新幹線鉄道）
-------	---------------------------------------

【評価結果の概要】

（必要性）

新幹線鉄道は、移動時間の大幅な短縮により広域的な連携を促し、観光客の増加など交流人口の増大に大きな役割を果たしている。また、地域経済の活性化にも効果を上げているところであり、観光交流、広域・地域連携の強化に向けて、着実に推進すべき施策である。

（有効性）

整備新幹線の整備は、平成16年12月の政府・与党申合せに基づき着実に進捗しており、今後新規区間の開業等によって、目標年度である平成23年度において業績目標を達成することが見込まれていることから、施策の実現に向けて有効に機能しているといえる。

（効率性）

整備新幹線の整備については、累次の政府・与党申合せに基づき、収支採算性や投資効果等の基本条件を確認した上で着工することとされており、効率的な事業実施を担保しているところである。

（総合的評価）

広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、施策目標「新幹線鉄道の整備を推進する」の実現に向け、整備新幹線整備事業等を行った。その結果、平成16年12月の政府・与党申合せに基づき着実な整備が行われ、目標年度（平成23年度）において業績指標（5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長）の目標値が十分達成されると見込まれる。今後とも新幹線鉄道の整備を着実に推進していく。

（反映の方向性）

目標年度における業績指標の目標値達成に向けて順調に整備が進捗していることを踏まえ、今後とも政府・与党申合せに基づき、着実な整備を進める。

業績指標 151

5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（新幹線鉄道）

評価

A-2	目標値：15,700km（平成23年度） 実績値：15,400km（平成20年度） 初期値：15,400km（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からJR等の幹線鉄道により3時間以内に到達できる営業キロ延長

（目標設定の考え方・根拠）

広域的な幹線鉄道ネットワークにおける時間短縮の質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市から3時間以内に到達する鉄道路線延長を目標値として設定。

（外部要因）

鉄道事業者のダイヤ改正等

（他の関係主体）

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

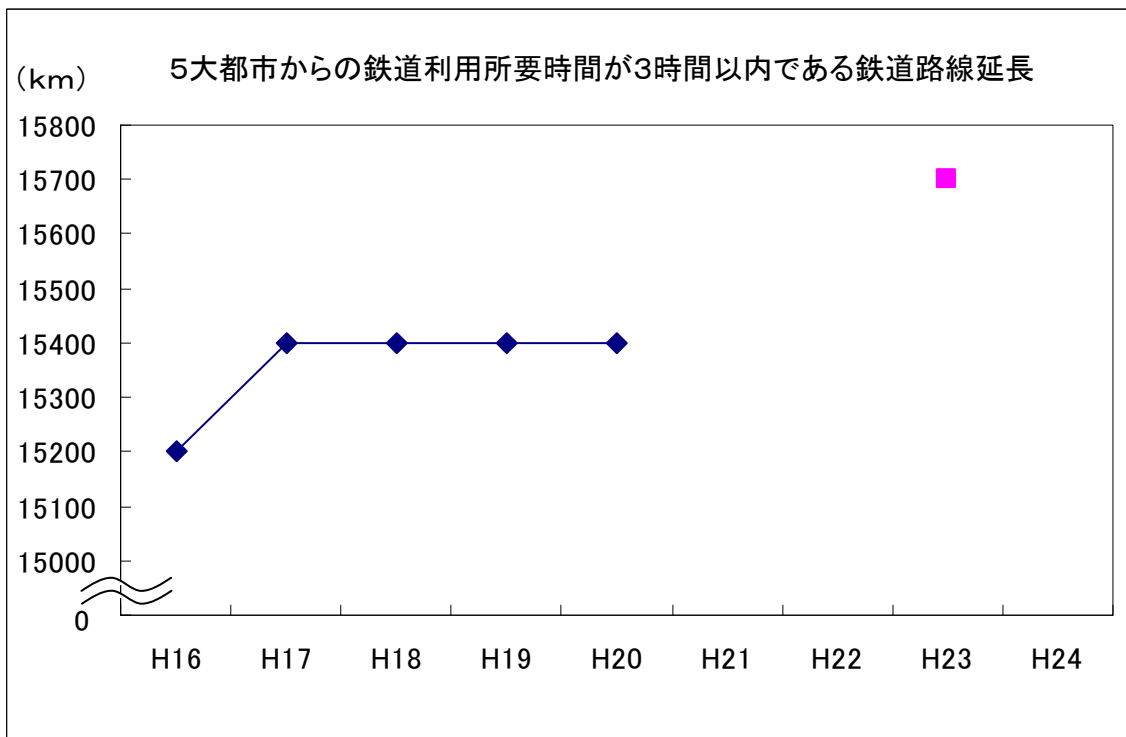
なし

【政府・与党申合】

「整備新幹線の取扱いについて」（平成16年12月16日）

「整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループにおける合意事項」（平成20年12月16日）

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
15,200km	15,400km	15,400km	15,400km	15,400km	15,400km



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・新幹線鉄道の整備
整備新幹線については、従来、累次の政府・与党申合せに基づき着実に整備を推進しているところ。平成16年12月の政府・与党申合せに基づき、平成17年度には、北海道新幹線新青森～新函館間、北陸新幹線富山～白山総合車両基地間及び福井駅で、平成20年3月には、九州新幹線（長崎ルート）武雄温泉～諫早間で新たに事業に着手した。
予算額：整備新幹線整備事業費補助 83,600百万円（平成20年度。補正予算含む。）
- ・幹線鉄道の高速化の推進
線路の線形改良等による高速化事業については、駅周辺整備等のまちづくり事業と連携して進めてきており、平成20年度には、宇野線・本四備讃線（岡山～児島間）等において事業を完了した。
予算額：幹線鉄道等活性化事業費補助 307百万円（平成20年度）
- ・乗継円滑化
鉄道線路間等における乗継負担の軽減を目的として、鉄道線路間の相互直通運転化等のための鉄道施設整備を進めてきており、阪神電鉄（尼崎駅）等において実施している。
予算額：幹線鉄道等活性化事業費補助 132百万円（平成20年度）
- ・鉄道駅総合改善事業
鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡張等駅機能の総合的な改善を進めてきており、京急電鉄（京急蒲田駅）等において実施している。
予算額：鉄道駅総合改善事業費補助 1,125百万円（平成20年度）
- ・新線調査
新幹線新線調査については、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、新幹線鉄道の建設に関し必要な事項を調査するものであり、現在、中央新幹線東京都・大阪市間について、供給輸送力、施設・車両の技術開発、建設費等に関する調査を実施している。
予算額：新線調査等補助金 245百万円の内数（平成20年度）
（税制特例）
 - ・東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）
5年度分1/6、その後5年度分1/3
 - ・駅の乗継円滑化のための大規模改良工事により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
5年度分3/4
減収見込額 0.1億円（平成20年度）
 - ・補助を受けて鉄道駅総合改善事業により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）
5年度分3/4
減収見込額 0億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

整備新幹線について、平成22年12月に開業予定である東北新幹線八戸～新青森間では約89%（平成20年度事業費までの累計）、平成22年度末に開業予定である九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間では約80%（平成20年度事業費までの累計）が進捗していることから平成23年度における目標値達成が見込まれ、順調な進捗状況である。

これまで、平成14年12月の東北新幹線盛岡～八戸間の開業、平成16年3月の九州新幹線（鹿児島ルート）新八代～鹿児島中央間の開業や、東海道新幹線品川駅の開業等を含む平成15年10月のダイヤ改正による、新幹線と在来線の接続の改善をはじめ、各路線における施設改良や新型車両の導入、ダイヤ改正による接続時間の短縮等によって、3時間圏の拡大が進んできたところである。

例えば、博多と鹿児島中央との所要時間は、九州新幹線新八代～鹿児島中央間の開業により、3時間40分（在来線利用）から2時間11分に大幅に短縮している。

今後、平成22年度中の東北新幹線八戸～新青森間、九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間の開業及び在来線との接続の円滑化等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、全国一日交通圏の形成に一層寄与すると考えられる。

（事務事業の実施状況）

整備新幹線については、平成16年12月の政府・与党申合せに基づき着実に整備を進めており、以下の区間について現在建設中である。

- ・北海道新幹線 新青森～新函館間
- ・東北新幹線 八戸～新青森間
- ・北陸新幹線 長野～白山総合車両基地間
- ・九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間
- ・九州新幹線（長崎ルート）武雄温泉～諫早間
- ・幹線鉄道の高速化の推進
在来線の高速化については、平成13年度より、まちづくり事業と連携して行う在来幹線鉄道の高速化事業

を創設し補助率を引き上げているところ（補助対象経費の1/5 → 1/3）。

宇野線・本四備讃線（岡山～児島間）（平成20年度で事業は完了。）

・乗継円滑化

乗継円滑化については、鉄道線路間の相互直通運転化等のための鉄道施設整備に対し、幹線鉄道等活性化事業費補助を実施した。

・鉄道駅総合改善事業

鉄道駅の総合改善事業については、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能の総合的な改善を行うための施設整備に対し、鉄道駅総合改善事業費補助を実施した。

・新線調査

新幹線新線調査については、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、新幹線鉄道の建設に関し必要な事項を調査するものであり、現在、中央新幹線東京都・大阪市間について、供給輸送力、施設・車両の技術開発、建設費用等に関する調査を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

5大都市からの鉄道利用所要時間は、営業キロ15,400kmで3時間以内の到達を可能としており、目標年度における目標値の達成に向けて順調に整備が進んでいることから、A-2と評価。

今後とも、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに、在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長 佐々木 良）

関係課：鉄道局施設課（課長 高橋 俊晴）

○活 力

政策目標 6

国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標 25

航空交通ネットワークを強化する

高速交通手段の中でも航空は、今後も引き続き需要の増大が予想されることから、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。

業績指標

152	国内航空ネットワークの強化割合（①大都市圏拠点空港の空港容量の増加、②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率、③総主要飛行経路長）
153	国際航空ネットワークの強化割合
154	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率
155	地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合
156	管制空港における100万回発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数

【評価結果の概要】

（必要性）

今後の航空需要の動向等を踏まえ、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備や既存ストックを活用した空港の高質化、利便性の向上を引き続き推進する必要がある。また、交通量の急増が予想されるアジア太平洋地域において航空交通容量の拡大を図り、国際需要に適切に対応していく必要がある。

また、地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等の耐震性の向上を推進する必要がある。

さらに、空港周辺における航空機騒音による障害発生に関し、当該障害を防止し、又は軽減するための工事を住宅等に実施し、空港周辺における生活環境の改善を図る必要がある。

（有効性）

大都市圏拠点空港の容量の増加に向けた空港整備事業等は、事業が完了するまでの間は指標が横ばい状態で推移していくが、着実に整備事業が目標値に向け進んでいる。また、航空保安システムの整備等を推進してきた結果、総主要飛行経路長の短縮が図られ、ヒトとモノの流れの増大に向けての対応が順調に進んでいると評価する。

航空機騒音に係る環境基準の達成を図るための防音工事等については、広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知を図るなどの取り組みにより、目標値までの数値を着実に伸ばしており、空港周辺において環境改善が実現できた。

（効率性）

ターミナル諸施設の利便性の向上など既存ストックを活用した空港の高質化等により、効率的な取組を実施し、併せて、高い安全性を確保しつつ、円滑かつ効率的な航空交通の形成を図るため、航空保安システムの整備等を推進する

また、空港整備事業及び航空路整備事業にあたっては、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」に基づき個別に事業の実施効果の分析を行っており、効率性の検証を行った上で、対処方針を決定している。

（総合的評価）

航空機騒音に係る環境基準については、堅実に成果が上がっており、継続的な取り組みにより達成率の向上を目指す。

また、大都市圏拠点空港の容量の増加に向けた空港整備等を着実に進めており、事業が完了するまでの間は指標が横ばい状態にある。

空港の耐震性向上については、現在、基本施設等の耐震性調査を進めているほか、一部の空港において対策を実施中であり、今後、空港毎の耐震対策が完了していけば指標の実績値が向上するなど、全体的に施策目標の達成に向け順調な推移を示しており、引き続き目標達成に向け関連する施策を行うことが必要である。

（反映の方向性）

今後の航空需要の動向等を踏まえ、国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進等に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、引き続き航空交通ネットワークの強化を図る。

また、航空における安全・安心の確保のため、空港の耐震性向上、滑走路誤進入対策を引き続き実施する。

業績指標 152

国内航空ネットワークの強化割合（①大都市圏拠点空港の空港容量の増加、②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率、③総主要飛行経路長）

評価

①大都市圏拠点空港の空港容量の増加 A-2 ②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率 C-2 ③総主要飛行経路長 A-2	目標値：①平成17年度比約17万回増（首都圏） （平成22年度以降、安全性（注1）を確保した上で段階的に） ②約1割削減（平成24年度） ③平成18年度比2%短縮（平成23年度） 実績値：①50.3万回（首都圏）（平成20年度） ②0.31%（平成17～19年度平均） ③平成18年度比1.7%短縮（平成19年度） 初期値：①49.6万回（首都圏）（平成17年度） ②0.40%（平成15～17年度平均） ③18,266,438海里（平成18年度）
---	---

（指標の定義）

①「大都市圏拠点空港の空港容量の増加」：
 大都市圏拠点空港（注2）のうち首都圏空港（注3）における空港容量の増加
 ②「国内線の欠航率」：
 国内線の計画便数のうち自空港気象（台風除く）による欠航率
 （自空港気象（台風除く）により欠航した全便数 / （全計画便数 - 自空港気象以外の全欠航便数））
 ③「総主要飛行経路長」：
 国内の合計75路線の飛行経路長に運航回数を乗じたものの合計
（目標設定の考え方・根拠）
 ①羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港（首都圏空港）の空港容量の増加（成田：約2万回、羽田：昼間約11万回、深夜早朝約4万回）を目標とした。
 ②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率（平成15～17年度平均）を平成24年度には約1割削減することを目標とした。
 ③平成23年度までに国内の合計75路線をRNAV（注4）化した場合の総飛行経路長の短縮率を目標とした。
 注1：管制官及びパイロット双方の慣熟による安全確保
 注2：大都市圏拠点空港とは羽田、成田、関西、中部空港の4空港
 注3：首都圏空港とは羽田、成田空港の2空港
 注4：RNAV（aRea NAVigation）：広域航法

（外部要因）

- ①景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向
- ②自然変動
- ③地元の調整状況等

（他の関係主体）

- ①～③航空運送事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

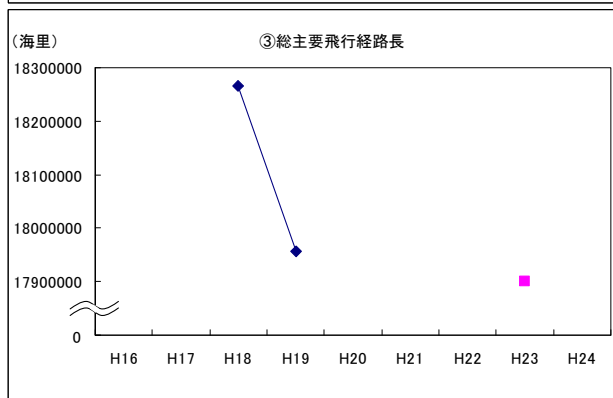
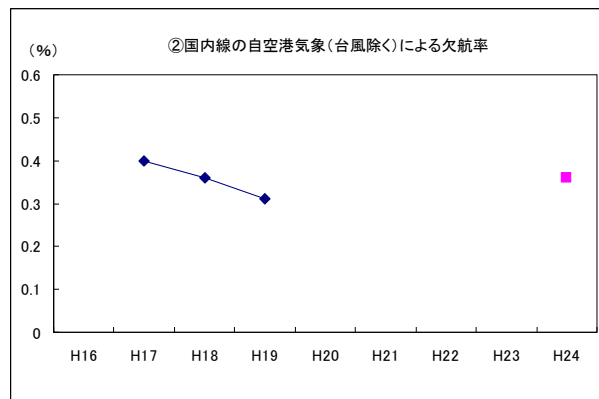
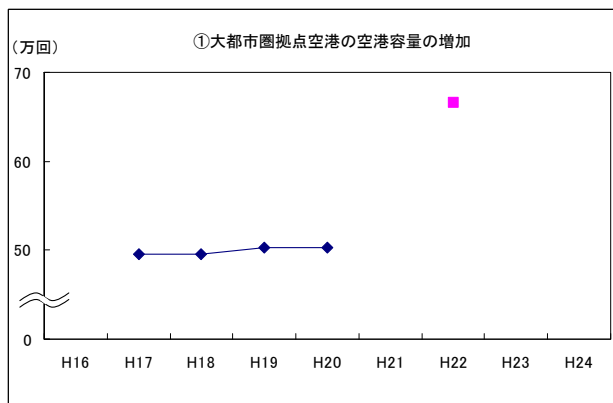
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
①-	①49.6万回	①49.6万回	①50.3万回	①50.3万回
②-	②0.40%	②0.36%	②0.31%	②-
③-	③-	③18,266,438海里	③17,957,170海里	③-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①羽田空港の新設滑走路等を整備する再拡張事業及び成田空港の北伸による平行滑走路2,500m化の整備事業を推進し、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)
 - ② ILS (注1) の双方向化 (注2) ・高カテゴリー化 (注3) 等を推進し、就航率の改善を図る。(◎)
 - ③新技術を活用したRNAV等の導入により、高い安全性を確保しつつ、円滑かつ効率的な航空交通の形成を図る。(◎)
- (注1) ILS : 計器着陸装置
(注2) ILS の双方向化 : 滑走路の両側から ILS を用いた進入が可能となり、悪天候時に着陸できる機会が増加する。
(注3) ILS の高カテゴリー化 : 高カテゴリーの ILS ほど着陸を決心する高度が低く設定できるため雲・霧等でも着陸できる機会が増す。
(注※) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①大都市圏拠点空港の空港容量の増加

羽田空港について、平成19年9月より高速離脱誘導路の整備等に伴い約0.7万回の容量が増加となったが大都市圏拠点空港(首都圏空港)の容量の増加に向けては、整備事業等を着実に進めているところであり、目標値に向けた推移となっており順調である。

②国内線の欠航率

当該指標については、平成17年度～19年度平均値において0.31%となっており、目標値に向けた推移となっているが、平成20年度実績値は集計中であり、気象の影響があることから推測が困難であるため判断できない。

③総主要飛行経路長

当該指標については、平成20年度実績値は集計中であるが、平成19年度実績値において平成18年度比1.7%の短縮となっており、RNAVの経路設計を進めることにより総飛行経路長の短縮が可能となるため、目標年度での目標値達成にむけた順調な推移となっていることが推測される。

(事務事業の実施状況)

①羽田空港については、平成19年9月より高速離脱誘導路が供用されたが、引き続き新設滑走路等の整備を着実に進めており、成田空港については、平行滑走路の北伸による2,500m化の工事が順調に進んだことにより平成21年10月に供用予定となっている。容量の増加に向けては、引き続き関連施設の整備を進めている。

②女満別空港における ILS 双方向化事業について一部運用を開始した。

新千歳空港における ILS 双方向化・カテゴリーⅢ化事業について整備を開始した。

広島空港における I L S について、カテゴリⅢの運用を開始した。

③主要路線を中心に、全国の航空路において R N A V 経路等の設定を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①羽田空港については、平成 2 2 年 1 0 月末の供用開始に向け、再拡張事業を推進、成田空港については、平成 2 1 年 1 0 月の供用、平成 2 2 年 3 月の容量拡大に向け北伸事業を推進し、目標の達成が順調に見込めているので「A」と評価し、引き続き事業を進めていることから「2」と評価した。

②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率について、平成 2 0 年度中実施の事業による効果についての判断が不可能であるため C-2 とした。なお、平成 1 9 年度以前実施事業による効果については指標に反映されてきていることから引き続き気象条件に影響されない安定的な就航を可能とする、I L S の双方向化・高カテゴリ化等を推進し、欠航率の削減を図る。

③総主要飛行経路長については R N A V 経路等の設定が進み、着実に短縮がされていることから A-2 とし、今後も R N A V 等の導入による総経路長の短縮を図る。

平成 2 1 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 2 1 年度）

なし

（平成 2 2 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局監理部総務課企画室（室長 高杉 典弘）

関係課：航空局監理部航空事業課（課長 篠原 康弘）

航空局空港部計画課（課長 千山 善幸）

航空局空港部首都圏空港課（課長 藤井 直樹）

航空局空港部関西国際空港・中部国際空港監理官（監理官 上原 淳）

航空局管制保安部保安企画課（課長 寺田 吉道）

業績指標 153

国際航空ネットワークの強化割合

評価

A-2	目標値：平成17年度比約1.7万回増(首都圏) (平成22年度以降、安全性(注1)を確保した上で段階的に) 実績値：50.3万回(首都圏)(平成20年度) 初期値：49.6万回(首都圏)(平成17年度)
-----	--

(指標の定義)

大都市圏拠点空港(注2)のうち首都圏空港(注3)における空港容量の増加

(目標設定の考え方・根拠)

羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加(成田：約2万回、羽田：昼間約1.1万回、深夜早朝約4万回)を目標とした。

注1：管制官及びパイロット双方の慣熟による安全確保

注2：大都市圏拠点空港とは羽田、成田、関西、中部空港の4空港

注3：首都圏空港とは羽田、成田空港の2空港

(外部要因)

景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向
 国際情勢の動向(治安情勢の変化等)

(他の関係主体)

航空運送事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

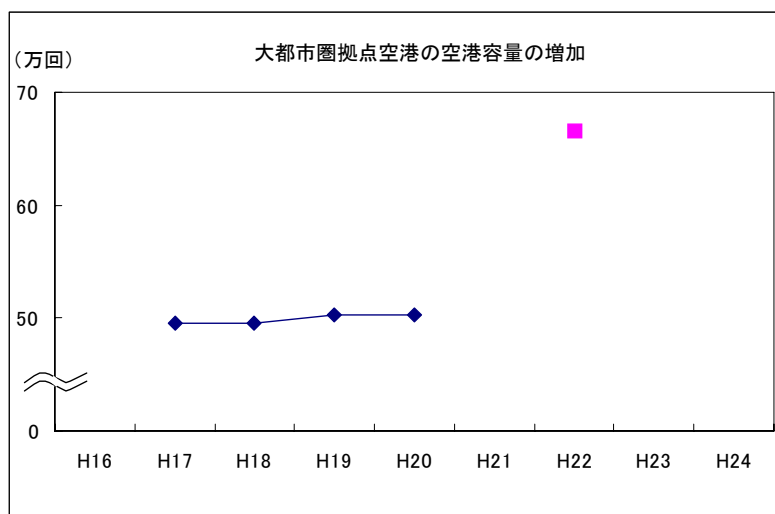
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
—	49.6万回	49.6万回	50.3万回	50.3万回



事務事業の概要

主な事務事業の概要

羽田空港の新設滑走路等を整備する再拡張事業及び成田空港の北伸による平行滑走路2,500m化の整備事業を推進し、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)
(注※) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

羽田空港について、平成19年9月より高速離脱誘導路の整備等に伴い約0.7万回の容量が増加となったが大都市圏拠点空港(首都圏空港)の容量の増加に向けては、整備事業等を着実に進めているところであり、目標値に向けた推移となっており順調である。

(事務事業の実施状況)

羽田空港については、平成19年9月より高速離脱誘導路が供用されたが、引き続き新設滑走路等の整備を着実に進めており、成田空港については、平行滑走路の北伸による2,500m化の工事が順調に進んだことにより平成21年10月に供用予定となっているが、容量の増加に向けては、引き続き関連施設の整備を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

羽田空港については、平成22年10月末の供用開始に向け、再拡張事業を推進、成田空港については、平成21年10月の供用、平成22年3月の容量拡大に向け北伸事業を推進し、目標の達成が順調に見込めているので「A」と評価し、引き続き事業を進めていることから「2」と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局監理部総務課企画室(室長 高杉 典弘)
関係課：航空局監理部国際航空課(課長 平垣内 久隆)
航空局監理部航空事業課(課長 篠原 康弘)
航空局空港部計画課(課長 干山 善幸)
航空局空港部首都圏空港課(課長 藤井 直樹)
航空局空港部関西国際空港・中部国際空港監理官(監理官 上原 淳)
航空局管制保安部保安企画課(課長 寺田 吉道)

業績指標 154

航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率

評価

A-2	目標値：95.0%（平成23年度） 実績値：94.8%（平成20年度） 初期値：94.7%（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

空港周辺地域の全対象家屋（約11万8千戸）のうち、住宅防音工事を施工した家屋数の割合
 （住宅防音工事を施工した家屋数／空港周辺地域の全対象家屋）
 （該当空港）

特定飛行場：函館空港、仙台空港、新潟空港、東京国際空港、大阪国際空港、松山空港、高知空港、
 福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港

（注）特定飛行場とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であって、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生じる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号））

(目標設定の考え方・根拠)

航空機騒音に係る環境基準を達成していない空港について、周辺住民の生活環境改善のため、民家防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図る。目標値については現状及び近年の推移を踏まえ設定。

将来的に100パーセントを目指す。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

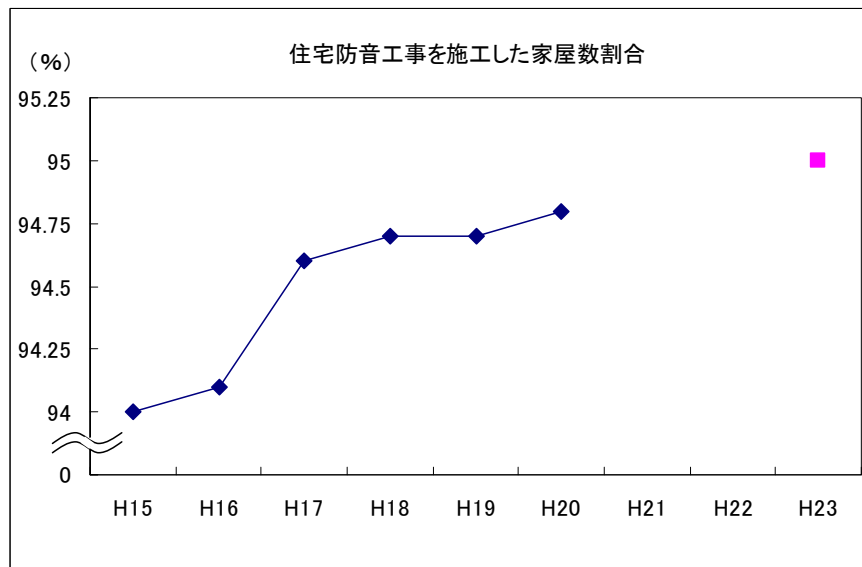
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
94.1%	94.6%	94.7%	94.7%	94.8%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 1 民家防音工事の推進
空港周辺住民が住宅に対して行う防音工事に対し助成する。
予算額：住宅防音工事補助 19 億円（平成 20 年度）
- 2 航空機騒音対策の実施
航空機騒音対策として、発生源対策（航空機本体の騒音低減）、空港構造の改良（空港又は滑走路の移転等）に併せ空港周辺対策（緩衝緑地帯の整備や移転補償事業等）を実施してきている。
予算額：移転補償事業費等 84 億円（平成 20 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

対象となる世帯は特定されており、毎年度、住宅の修繕等を契機とした補助申請に基づき防音工事を施工しているもので、徐々にではあるが実績値は着実に伸びている。（平成 20 年度の申請・実施件数は 82 件）

（事務事業の実施状況）

民家防音工事、発生源対策、空港構造の改良、緩衝緑地帯の整備及び移転補償事業等総合的な空港環境対策を着実に実施している。

また、市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績は目標達成のため着実に伸びていることから「A」と評価し、今後も、対象となる住宅に居住する住民に対し、市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページを通じて、補助制度の周知を図り、工事施工による環境基準の屋内達成率の向上を目指す継続的な取組みが必要であることから「2」（施策の維持）と評価した。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 21 年度）

なし

（平成 22 年度以降）

住宅防音工事については、補助単価の見直しを実施し、よりの確で効率的な事業の執行を確保する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局空港部環境・地域振興課（課長 横田 真二）

業績指標 155

地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評価

A-2	目標値：約7割（平成24年度） 実績値：約4割（平成20年度） 初期値：約4割（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲（100km圏内）に居住する人口の割合

（一定範囲に居住する人口／日本の総人口）

(目標設定の考え方・根拠)

地震時の緊急物資輸送等を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、防災拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方管理空港の空港管理者である地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

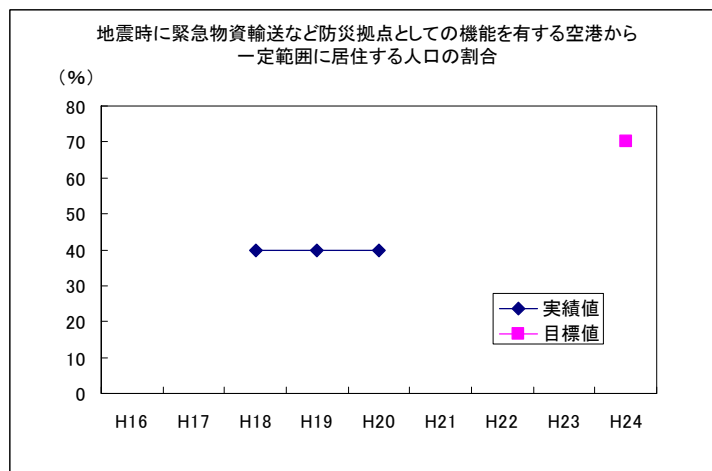
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	約4割	約4割	約4割	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。

※滑走路、誘導路など

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度時点で事業が完了した空港がないため、指標は横ばい状態にある。

(事務事業の実施状況)

空港の耐震性向上の事業は、毎年度実施内容を計画し、平成19年度に仙台空港などの基本施設の耐震調査を実施、平成20年度には、仙台空港の基本施設の耐震工事に着手した。また、平成21年度より新千歳空港、新潟空港、大阪国際空港の耐震工事に着手する予定であり、目標の達成に向け順調に進んでいる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標は横ばい状態であるが、すでに多くの事業に着手しており、空港の耐震性向上の事業を予定どおり進めている最中であることから順調であると「A」評価した。また、耐震性の確認を早急に進めるとともに、耐震事業を着実に実施することから「2」と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 航空局空港部技術企画課 (課長 戸田 和彦)

関係課： 航空局空港部計画課 (課長 千山 善幸)

業績指標 156

管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数

評価

B-2	目標値：約半減（平成20～24年度平均） 実績値：1.4件／100万発着回数（平成16～20年度平均） 初期値：1.1件／100万発着回数（平成15～19年度平均）
-----	--

(指標の定義)

管制空港における100万発着回数当りの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント（注）発生件数。

（注）滑走路誤進入に係る重大インシデント

- ・航空法施行規則第166条の4第1号及び第2号に掲げる事態
 - 一 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止
 - 二 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み

(目標設定の考え方・根拠)

地上走行航空機の監視能力の向上や視覚的支援等、管制官やパイロットに対する各種支援システム等を段階的に充実強化することにより、滑走路誤進入に係る重大インシデントの発生件数を約半減させることを目標とした。

(外部要因)

航空交通量の変動

(他の関係主体)

航空従事者、航空管制官

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【本部決定】

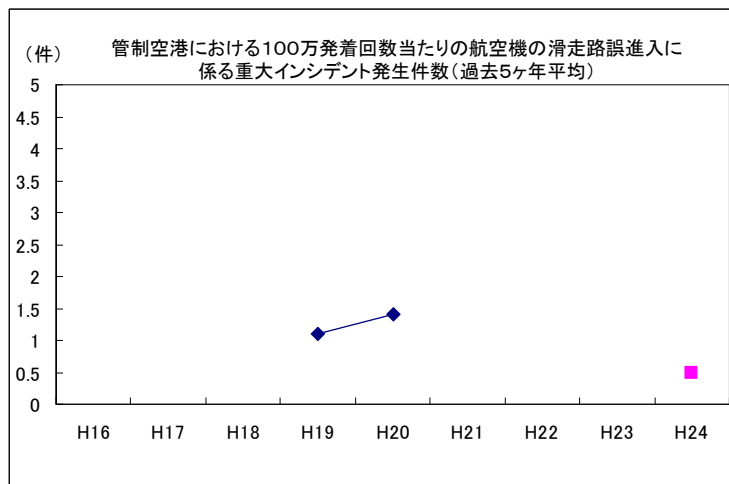
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	1.1件※	1.4件※	
(1.09件)	(1.61件)	(0.51件)	(2.04)	(1.53件)	

※過去5ヶ年平均 () 内は単年度実績値



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・航空交通量の増大に対応し、高い安全性を確保するため、管制官やパイロットのヒューマンエラー防止等のため、以下の施策を推進する。

- 各種支援システムの充実強化 (◎)

➤コミュニケーション齟齬の防止

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

前年度と比較して、単年度においては減少しているものの、過去5ヶ年平均において増加している。

(事務事業の実施状況)

- ・ ヒューマンエラーを予防するため、滑走路運用制限等の航空管制に必要な情報をグラフィックで管制卓に表示するシステムの整備を推進した。
- ・ 管制官とパイロット間におけるコミュニケーション齟齬を防止するため、コミュニケーション齟齬につながりやすい用語等を収集・分析し、教育・研修等に活用する等の対策を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 前年度と比較して、過去5ヶ年平均においては増加しているものの、単年度においては減少したことから、今後も引き続き各種支援システムの整備を進めることとし、B-2と評価した。
- ・ また、滑走路誤進入関連情報の収集・共有及びこれに基づく背景・要因分析を行うとともに更なる対策への必要性について検討を行い、より一層安全な航空交通を目指す。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

滑走路誤進入対策として、管制官が地上交通の状況を確実に把握するためのシステムや、パイロットへの視覚的支援システムを整備する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 航空局管制保安部保安企画課 (官房参事官(航空担当)後藤 容順)

関係課： 航空局技術部運航課 (課長 富田 博明)

○活力

政策目標 7

都市再生・地域再生等の推進

施策目標 2.6

都市再生・地域再生を推進する

都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する

業績指標

157	地域の発意により地域活性化のために策定された計画の件数 (地域再生計画、都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画)
158	全国の地方圏から大都市圏への転出者に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率
159	都市再生誘発量
160	文化・学術・研究拠点の整備の推進
161	大深度地下使用の累計認可件数
162	半島地域の交流人口
163	雪に親しむ交流活動を実施した市町村の割合
164	都市再生整備計画の目標達成率
165	民間都市開発の誘発係数
166	まちづくりのための都市計画決定件数(市町村)
167	駐車場法に基づく駐車場供用台数
168	都市機能更新率(建築物更新関係)
169	中心市街地人口比率の減少率

【評価結果の概要】

（必要性）

人口減少・少子高齢化の進展、経済情勢の悪化や行政の広域化など、様々な社会情勢が変化する中で、都市・地域の魅力ある将来像の実現に向けて、それぞれの実情に応じた施策を実施していくことが必要である。このため、引き続き都市再生・地域再生に向けた取り組みを推進するとともに、必要に応じて施策のあり方、改善の方向性等について検討していくこととする。

（有効性）

民間都市開発事業の促進、都市再生・地域再生に関わる各種計画の策定促進等各施策を推進していくことで、一部を除き、その結果が設定した目標に近づいており、都市再生・地域再生等の推進に対する有効性を確認できる。特に平成20年度は経済情勢の悪化等外的要因により、施策効果の判断が困難になったものもあるが、当該施策目標に関わる各種計画の策定件数等は着実に増えており、支援事業等により都市再生・地域再生の実現に向けて都市・地域の動きが活発化するなどの効果が見られた。

（効率性）

地方公共団体による都市再生・地域再生に係る計画策定・事業実施への支援や、民間事業者による都市開発の促進など、それぞれの都市・地域が主体となった取り組みを推進するとともに、民間の資金・ノウハウを活用するなど、当該施策目標の実現に向け、積極的に外部の活力を誘導することにより効率的に施策を展開している。

（総合的評価）

国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策を実施するとともに、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施した。目標の達成に向けて概ね順調な進捗が見られるが、経済情勢の悪化等が都市・地域活性化に悪影響を与えている。特に地域振興施策については更なる施策の改善を行う必要がある。

（反映の方向性）

- ・ 官民協同事業や複数市町村による連携事業への支援の強化
- ・ 民間都市開発の更なる促進に向けての施策の実施
- ・ 市町村の総合的な雪対策計画の策定促進による豪雪地帯の個性ある活性化の推進等

業績指標 157

地域の発意により地域活性化のために策定された計画の件数（地域再生計画、都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画）

評価

A-1	目標値：2,600件（平成23年度） 実績値：2,603件（平成20年度） 初期値：1,718件（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

業績指標は、地域の発意により地域活性化のために策定された計画の合計数とし、対象となる計画は、地域再生計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画とする。

いずれの計画も地方自治体による発意にもとづくものであり、計画の策定を通じて、具体的な社会資本整備の内容と明確な目標、達成年次が示されるものである。

（目標設定の考え方・根拠）

目標設定は、平成18年度を目標値設定年度、平成23年度を目標年度と設定し、今後も着実に計画の策定が推進されるものとして、これまでの実績状況から目標値を設定した。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府

（重要施策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

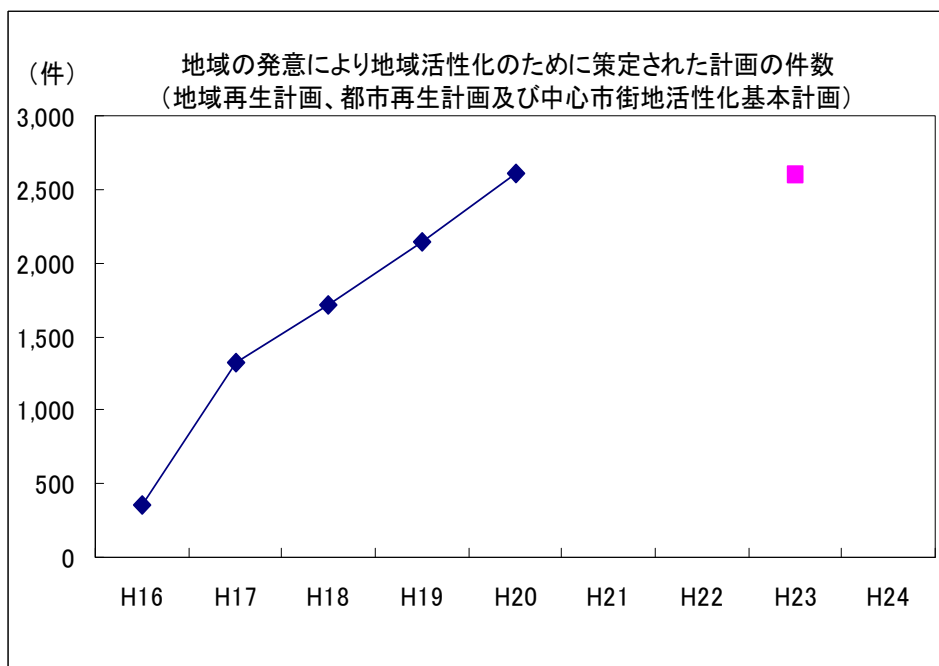
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値 (年度)

H16	H17	H18	H19	H20
355件	1,322件	1,718件	2,142件	2,603件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地域づくりに対する先進的な取組の調査・分析及び情報発信

予算額 7,351千円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

3年前倒しで目標を達成した。

（事務事業の実施状況）

住民の参加や地域連携の啓発・普及を目的に、全国の公募により選定された地域においてモデル的に実施した「次世代の地域づくりモデル実践」や地域経済の活性化等を目的に、多様な地域資源を活用しながら地域が一体となって推進する観光地域づくりの取組を総合的に支援する「観光交流空間づくりモデル事業（観光地域づくり実践プラン）」等の成果を取りまとめ、地域づくりの取組を分析するとともに、地域づくり関連情報ポータルサイト「地域づくり情報局」（<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiiki-joho/index.html>）などを通じてそれらの先進的な取組についての情報を発信し、地域づくりを支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、本年度最終目標を達成した。

しかし、我が国は、かつてない人口減少と少子高齢化に直面し、また、大都市圏やブロック中心市へ若年層が移動する一方で、生活する上での条件が厳しくなる地区が増加するなど、よりよい国土を次世代へ継承することが困難な状況にある。このような継続的な少子高齢化や人口減少が地域の衰退に繋がることなく、よりよい国土を次世代へ継承するためには、新しい形の地域間の共生と連携のあり方が求められている。国土形成計画（全国計画）においても、地域の実情に応じた広域的な生活圏の形成の必要性が謳われており、広域地方計画の推進にあたっては、各ブロック内の都市・地域構造を踏まえた生活圏の形成が必要とされている。

このため、平成21年度以降、地域の実情に応じた広域的な生活圏の形成に向け、ガイドライン等を作成し、地域自らが主体となった地域の発意による地域づくりの取組を支援していくこととし、業績目標を上方修正する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

生活圏（定住自立圏）形成推進経費を用いて、生活圏の形成に向けた地域づくりの取組を支援。

地域の活力の基盤を創造することを目的に、H21年度より地域活力基盤創造交付金を創設。

民間主体のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動を促進するため、H21年度より都市環境改善支援事業及び都市環境維持・改善事業資金融資を創設。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局事業総括調整官室（事業総括調整官 平井 秀輝）

業績指標 158

全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率

評価

B-1	目標値：78%（平成23年度） 実績値：74.7%（平成20年度） 初期値：78%（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転入者数で除した数値
 (大都市圏から地方圏への転入者数) / (地方圏から大都市圏への転出者数)

※大都市圏…三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）、地方圏…三大都市圏以外の地域
 (東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
 関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)

(目標設定の考え方・根拠)

H14～H18年度に実績は7.6%減少しており、現状から勘案するとH23年度の実績は70%台前半まで落ち込むと予測出来るが、UJIターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、H23年度ではH18年度の実績値とほぼ同じ78%を維持させることを目標とする。

(外部要因)

- ・ 景気の動向（都市部と地方部との景気格差拡大）
- ・ 総人口の減少（都市部への人口集中化）

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

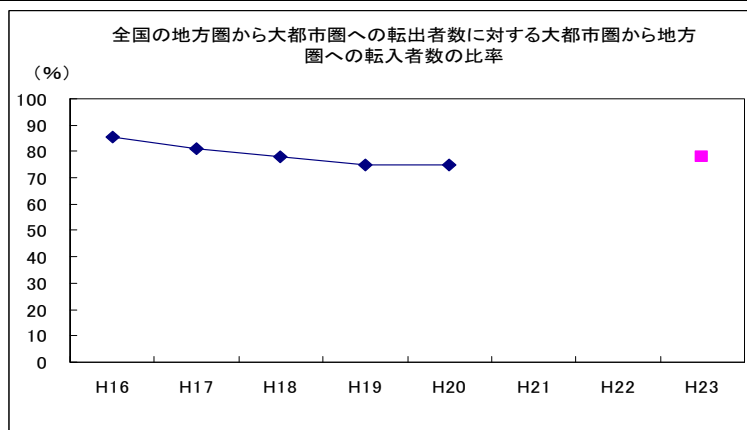
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
85.3%	81.1%	77.9%	74.8%	74.7%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①地域活性化の支援

個性的で魅力的な地域づくりと地域活性化の推進方策を検討するため、地域づくりの情報発信等の支援措置、専門家による適切な助言、法制度に基づく地域の整備及び連携の推進、地方の農山漁村地域等の維持・活性化とその促進のための支援制度のあり方についての調査、人・組織の育成・活用のための事業を実施する。

予算額 97百万円（平成20年度）

②地方における交流・定住の支援

大都市と地方、都市と農山漁村の交流・連携を推進及び集落活性化推進のための補助を行う。

予算額 4 4 4 百万円（平成 2 0 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 2 0 年度の実績値は、前年度比で 0. 1 % 減少して 7 4. 7 % となっており、都市と地方との景気格差拡大や都市部への人口集中化が続いて低調な推移となっている。

（事務事業の実施状況）

① 地域活性化の支援

- ・ 地域づくりの現状を把握し、地域活力再生のための「きっかけ」となる課題を調査。当該課題を踏まえ、自主的・自立的に取り組んでいる地域を選び、当該地域において人材育成・人材誘致等の社会実験、専門家派遣等を行い効果的な地域活力再生方策を検討した。また、それらの地域の地域活性化を図れるためのシンポジウム、交流会議、ワークショップ等の開催をした。
- ・ 地方の自立的成長の促進及び都市機能の維持に資するため、地方都市圏域内における一体的な整備及び連携の推進を検討した。
- ・ 地方の農山漁村地域等の維持を担う「新たな結」について、多くの地域で実施できる新たな結のあり方、新たな結の組織づくりや活動を促進するための支援の仕組みを検討・提案した。

② 地方における交流・定住の支援

- ・ 三大都市圏に居住する者を体験調査員として地方に派遣する地方体験交流支援事業の実施や各自治体等の地域づくりや U J I ターンについての情報提供をした。
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流活動により生まれる都市及び農山漁村地域の経済的、教育的、精神的などの各種効果を長期的に持続させるために必要な仕組みや考え方などについて、とりまとめを行った。
- ・ 人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、定住人口・滞在人口の流出抑制を目的として、集約化による公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村等が行う廃校舎等の既存公共施設を活用した施設整備等を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 2 0 年度の実績値は、前年度比で 0. 1 % 減となっており、低調に推移している。

- ・ 実績値の減少要因としては、年々増加する都市と地方との景気格差拡大や都市部への人口集中化が考えられる。
- ・ これを踏まえ、今後は、より一層の地方の活性化、大都市圏への人口流出抑制を図る必要があるため、平成 2 1 年度から新たな取組を行っていくこととし、B-1 と評価した。

平成 2 1 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 2 1 年度）

既存施設を活用した集落活性化方策検討調査

地域住民による主体的な地域づくりの取り組みを推進することは継続的な地域社会の維持・存続を図るうえで重要であることから、住民等による諸活動の場として既存施設を活用し、その施設単体だけではなく、施設を取り巻く地域資源等と連携させながら地域全体の活性化を図るための方策の検討を行う。

（平成 2 2 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局地方振興課（課長 坂本 努）

関係課：都市・地域整備局都市・地域政策課（課長 橋本 晃）

業績指標 159
都市再生誘発量

評価

A-2	目標値：9,200 ha (平成23年度) 実績値：6,716 ha (平成20年度) 初期値：3,878 ha (平成18年度)
-----	---

(指標の定義)
我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量

(目標設定の考え方・根拠)
民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出

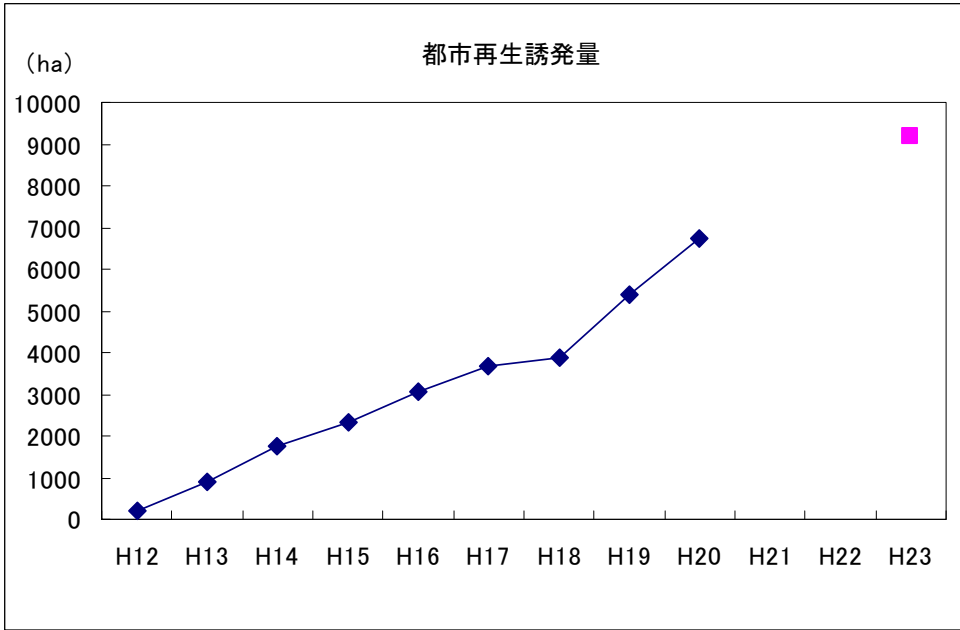
(外部要因)
該当なし

(他の関係主体)
地方公共団体等 (事業主体)

(重要政策)

- 【施政方針】
なし
- 【閣議決定】
なし
- 【閣決(重点)】
なし
- 【本部決定】
なし
- 【政府・与党申合】
なし

過去の実績値								(年度)
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
190 ha	890 ha	1,743 ha	2,316 ha	3,045 ha	3,682 ha	3,878 ha	5,401 ha	6,716 ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 都市再生総合整備事業の推進
大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生を促すトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進する。
予算額：45億円（平成20年度）
- 都市再生区画整理事業の推進
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。
予算額：36億円（平成20年度）
- 都市再生機構によるコーディネート業務等（土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業）
都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する
予算額：12億円（平成20年度）
- 税制上の特例措置
 - ①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置
 - ②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・仮換地指定後3年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・順調である。
- ・平成20年度の単年度の実績は約1,300haで、平成23年度の目標値に対してのトレンド（1,065ha/年）を上回っている。

（事務事業の実施状況）

都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業により、都市再生の喫緊の課題である大規模工場跡地の基盤整備や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標値に対してのトレンドを上回るペースで順調に推移しており、現在の施策を引き続き進めていくことが重要であることから、A-2と評価した。
- ・今後も民間事業者等の都市再生への誘導のため、基盤整備等を着実に進める必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

密集市街地や中心市街地等における都市再生区画整理事業について、移転補償費の追加や補助要件の緩和等を行い、都市再生を一層支援していく。

（平成22年度以降）

なし。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）
都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室（室長 清水 喜代志）
都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市・地域整備局都市・地域政策課（課長 橋本 晃）
住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

業績指標 160

文化・学術・研究拠点の整備の推進（①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）

評価

①筑波研究学園都市における国際会議開催数 C-2	①目標値：100件（平成22年度） 実績値：94件（平成18年度） 初期値：88件（平成17年度）
②関西文化学術研究都市における立地施設数 A-2	②目標値：156施設（平成23年度） 実績値：113施設（平成20年度） 初期値：96施設（平成18年度）
③関西文化学術研究都市における外国人研究者数 B-2	③目標値：270人（平成22年度） 実績値：212人（平成20年度） 初期値：214人（平成17年度）

（指標の定義）

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

つくば地区内の国際会議開催数。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市は文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。

- ・研究施設（研究施設、技術開発施設）
- ・大学（大学・短大）
- ・文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
- ・交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
- ・宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
- ・その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）

本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。

（目標設定の考え方・根拠）

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市（サイエンス型国際コンベンション都市）を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、その開催数を初めて100の大きさに載せることを目標とする。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

景気の低迷から進出が伸び悩んでいたが、近年、立地機関数が増加に転じており、この動きを確実にするためにも、現在の立地施設増加数を確保する。その目標値は、増加に転じたH16～H18の年平均立地施設数8の1.5倍である12を基準に考える。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

関西学研都市の研究者数の推移はH15：4,886人、H16：5,105人、H17：5,399人であり、年平均増加率は5.2%。目標値は外国人研究者数増加率5%とし、H17の5年後であるH22に270人を目標とする。

（外部要因）

- ①該当なし
- ②③景気の動向

（他の関係主体）

- ①研究学園地区内の研究・教育施設31機関（国立大学法人筑波大学、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等）
- ②③該当なし

（重要政策）**【施政方針】**

- ①②③なし

【閣議決定】

- ①②③なし

【閣決（重点）】

- ①②③なし

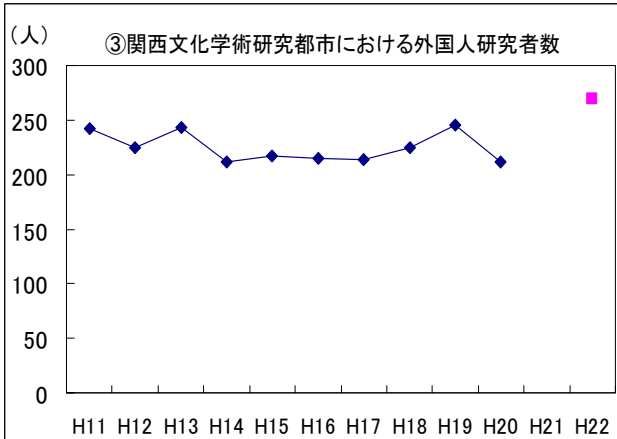
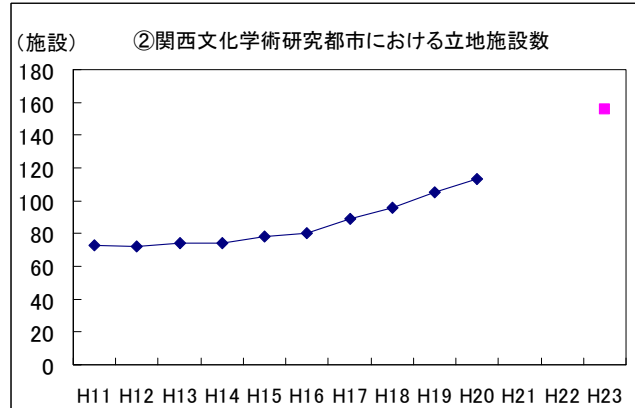
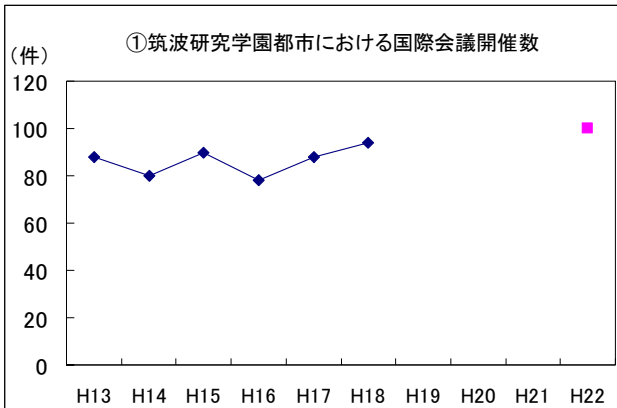
【本部決定】

- ①②③なし

【政府・与党申合】

①②③なし

過去の実績値 (①筑波研究学園都市における国際会議開催数)									(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		
88件	80件	90件	78件	88件	94件	—	—		
過去の実績値 (②関西文化学術研究都市における立地施設数)									(年度)
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
73施設	72施設	74施設	74施設	78施設	80施設	89施設	96施設	105施設	113施設
過去の実績値 (③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)									(年度)
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
242人	225人	243人	212人	217人	215人	214人	225人	246人	212人



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
 - ・筑波研究学園都市が国家的戦略である「科学技術創造立国」を実現し、今後の我が国の国際競争力を維持する上で必要な最先端の科学技術の研究開発拠点として機能するためにも、研究学園地区建設計画で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する調査等を実施。
 - 予算額：0.1億円(平成20年度)
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
 - ・関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制上の特例措置及び立地促進等に資する調査等の実施。
 - 予算額：0.4億円(平成20年度)
 - 税制：関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設促進を図るための文化学術研究施設等の整備に係る課税の特例措置
 1. 文化学術研究施設
 - 法人税：特別償却 機械・装置：20%、建物・附属設備：10%
 - 事業所税：資産割 課税標準5年間1/2控除
 2. 文化学術研究交流施設
 - 不動産取得税：課税標準1/2控除(家屋)、税額1/2減額(敷地)
 - 固定資産税：課税標準5年間1/2(家屋)
 - 事業税：(指定事業者の)資本割の課税標準の1/2控除

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
採用している統計が平成19年度以降、新たな基準による集計値となっているため、単純な経年比較ができない。(基準の主な変更点:参加者総数20名以上⇒50名以上、参加国数2カ国以上⇒3カ国以上)
なお、統計の基準変更に伴い、来年度より目標値(平成22年度)を80件と再設定する。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数
平成20年度の実績値は113施設で、目標に向けて増加傾向を示している。
- ③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
平成20年度の実績値は212人で、19年度と比較して減少しているが、長期的に減少傾向を示しているわけではない。

(事務事業の実施状況)

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
筑波研究学園都市については、「研究学園地区建設計画」で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する調査等を実施している。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制上の特例措置や立地促進等に資する調査等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①筑波研究学園都市における国際会議開催数
平成19年度以降新たな基準による集計値となり単純な経年比較ができず、判断できないため、C-2と評価した。筑波研究学園都市を「サイエンス型国際コンベンション都市」としての機能を備えた都市としていくため、引き続き取組みを進める。
- ②関西文化学術研究都市における立地施設数
実績値は増加傾向を示しており、A-2と評価した。今後は施設立地に寄与する調査等をさらに推進し、その成果を地方公共団体等に情報提供していく。
- ③関西文化学術研究都市における外国人研究者数
平成20年度の実績値は、19年度と比較して減少している。当該指標は外部要因(景気の動向)に左右されるものの、長期的に減少傾向を示しているわけではないため、B-2と評価した。今後も必要な調査等を実施し、その成果を関係機関に情報提供していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課:都市・地域整備局 都市・地域政策課 広域都市圏整備室(室長 牧 哲史)

業績指標 161

大深度地下使用の累計認可件数

評価

A-2	目標値：3件（平成23年度） 実績値：1件（平成20年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下、大深度地下使用法）に基づき、大深度地下（土地所有者等による通常の利用が行われない地下）の使用が認可された件数。大深度地下の公共的使用に関する基本方針に示された社会資本の効率的・効果的な整備や都市空間の再生につながるもの。

（目標設定の考え方・根拠）

大深度地下使用法では、大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行、大都市地域に残された貴重な公共的空間である大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることとしており、平成23年度目標においては、当面制度の適用が見込まれる件数を設定。

具体的には、使用認可の事前手続きである事業間調整の手続きが既になされた事業が2件〔神戸市大容量送水管整備事業（平成17年度）、高速自動車国道建設事業（東京外かく環状道路（東名高速～関越道））（平成18年度）〕あり、これらの事業の使用認可申請が見込まれる。この他、目標年度までに1件程度の事業を想定し、目標値を3件としたところである。

このような目標値としたのは、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の対象事業は大深度地下※で行われるものに限られ、また、対象地域も三大都市圏に限定されていることから、件数の大幅な増大は見込まれないためである。

※大深度地下：以下の深さのうちいずれか深い方以上の深さの地下をいう。

- ①地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）
- ②建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面の深さに10mを加えた深さ）

（外部要因）

- ・地価の変動
- ・民間による技術開発の状況
- ・地元調整の状況

（他の関係主体）

- ・事業主体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

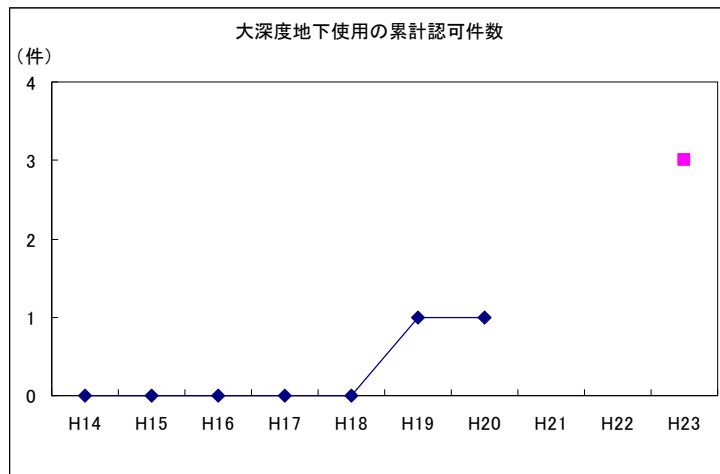
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件



事務事業の概要
主な事務事業の概要

・大深度地下使用に係る制度の充実にに向けた技術的課題等に関する調査を実施するとともに、制度の周知を図ることにより大深度地下の活用を促進する。
 予算額：0.4億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
 平成19年度に、神戸市大容量送水管整備事業について認可された。
 平成20年度は、大深度地下使用法に基づく新たな使用認可等の実績はなかった。

（事務事業の実施状況）
 大深度地下使用法の活用により、公共の利益となる事業の円滑な遂行を進めるとともに、大深度地下の適正かつ合理的な利用を推進するため、制度及び技術的課題等の調査検討や事業における安全及び環境の保全に関する調査検討を実施し、大深度地下利用の情報整備を推進した。また、大深度地下使用協議会等において国の行政機関及び関係都府県に対する制度周知を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・事前の事業間調整を終えている東京外かく環状道路（東名高速～関越道）について、平成21年4月に開催された国幹会議において、着工が可能となる「整備計画」を策定する区間とされ、大深度地下使用の認可申請がなされる状況が生じてきたことから、業績指標は目標の達成に向け推移しており、A-2と評価した。
 ・今後の取組としては、大深度地下使用法を活用した事業実施の本格化が進む中で、認可審査の適切な実施及び効率化・迅速化の観点から調査・検討を実施する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）
 なし
 （平成22年度以降）
 なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室（室長 牧 哲史）

業績指標 162
半島地域の交流人口

評価

C-2	目標値：平成17年度対比102% (平成22年度) 実績値：平成17年度対比103.1% (平成19年度) 初期値：100% (平成17年度)
-----	---

(指標の定義)

全国の半島地域の道府県が集計した半島地域の入込観光客の合計値の平成17年度初期値に対する割合。なお、千葉県(南房総地域)は平成16年度に、熊本県(宇土天草地域)及び大分県(国東地域)は平成19年度に、それぞれ統計の集計方法に変更があったため除く。(各年度交流人口/平成17年度交流人口)

(目標設定の考え方・根拠)

半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、観光業振興のための税制措置、地域づくりNPO等育成のための支援等の施策を実施することにより地域間交流は発展することが見込まれている。

以上により、今後5年間の半島地域における交流人口について、半島地域は北から南まで多様な気象条件下にあり、平成16年度は気象災害等により観光入込客数が大きく減少したこと、平成17年度は紀伊地域で紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産指定があり観光客数が大きく伸びたことなどの特殊要因があることから、平成14年度から平成15年度の伸び率0.4%を平年の伸び率ととらえ、0.4%×5年=2%増を平成22年度の目標とする。

(外部要因)

気象変動、景気変動、観光ニーズの変化

(他の関係主体)

半島振興対策実施地域指定を受けた22道府県(千葉県、熊本県、大分県は除く。)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

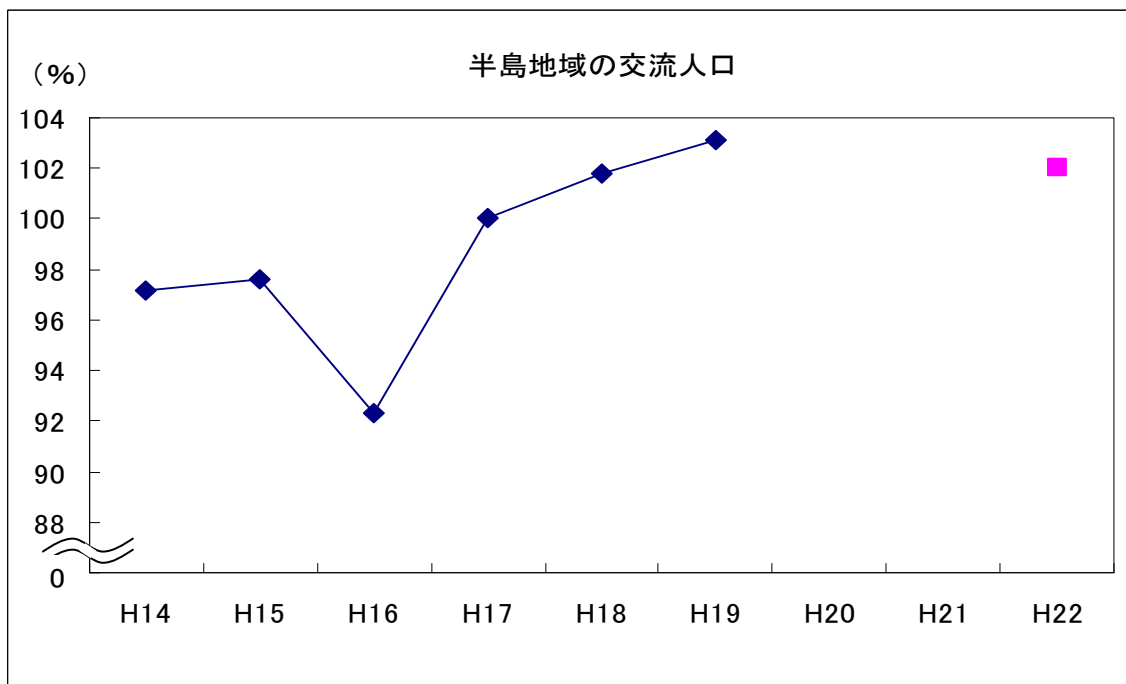
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H20
92.3%	100%	101.8%	103.1%		集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○半島らしい暮らし・産業創出事業の推進

半島地域の自立的発展を目指し、海・山・里の多様な資源を活かした暮らし・産業の創出に向けた地域の各主体による自主的な取組を促進するために有効な支援方策を検討するとともに、多くの共通点を持つ半島地域間での情報交換や共同の取組を促進し、半島地域間のネットワークの形成を図る。

予算額：63,857千円（平成20年度）

○ 税制上の特例

① 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却（所得税・法人税）

半島振興対策実施地域内において、個人又は法人が、製造の事業及び旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を、新設又は増設した場合に、その機械・装置につき10/100、建物・附属設備につき6/100の特別償却を認める。（旅館業については、建物・附属施設のみ。また、旅館業については過疎地域に準ずる要件を充足する地域に限る。）

減収見込額 6.5億円（平成19年度）

② 事業用資産の買換特例（所得税・法人税）

半島振興対策実施地域以外にある特定の事業用資産を譲渡（土地譲渡益重課の対象となる土地等の譲渡を除く。）した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで）に半島振興対策実施地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、または供する見込であるときは、当該譲渡による譲渡所得の一部（80%）について課税の繰延べが認められる。

減収見込額 0億円（平成19年度適用なし）

これらの税制上の特例により、課税の繰延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができることから、半島地域内における企業等の立地等の設備投資を促進し、半島振興対策実施地域における産業の振興、地域間交流等に資するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値については現在集計中（平成21年10月目途）であるが、平成19年度の実績値は平成17年度対比103.1%であり、目標年度である平成22年度における目標値を上回っている。

（事務事業の実施状況）

平成20年度においては、半島らしい暮らし・産業創生調査において、企画を公募し、応募があった26団体の中から12団体を選考し、専門家によるアドバイス等支援を行った。また、半島地域の都市機能や体験観光等についての基礎調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値については集計中である。また、入込観光客数は外部要因により単年度の増減の動きが大きいことから前年度実績との単純比較により目標が達成されたか否かを判断することができず、平成20年度の実績を含めた複数年の実績値の推移を比較して判断する必要がある。このため、C-2と評価した。
- ・半島地域は、地理的・自然的特性から優れた自然景観と海山里の多様な資源に恵まれるとともに、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史を持つことから、今後もこれらの自然・文化資源を活用し、魅力ある広域的な観光ルートの形成や体験活動の促進等を図ることとする。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局地方振興課半島振興室（室長 橋本 拓哉）

業績指標 163

雪に親しむ交流活動を実施した市町村の割合

評価

C-3	目標値：71%（平成22年度） 実績値：68%（平成20年度） 初期値：66%（平成17年度）
-----	---

（指標の定義）

豪雪地帯（特別豪雪地帯含む）に指定されている542市町村における雪に親しむことをテーマとした交流活動を実施した市町村の割合

（雪に親しむことをテーマとした交流活動を実施した市町村数） / （豪雪地帯（特別豪雪地帯含む）に指定されている市町村数）

○「雪に親しむことをテーマとした交流活動」→人が参加する、人が集まる活動に限定

- ・観光目的の雪まつりやイベント
- ・地域住民の親睦のための雪まつりやイベント
- ・雪国文化や生活を知ってもらうための他地域住民、児童・生徒との交流活動
- ・雪国文化や生活を知ってもらうための海外との交流活動
- ・雪国文化や生活を知ってもらうためのシンポジウムや講演会 等

（目標設定の考え方・根拠）

今後、豪雪地帯を中心に全国的な定住人口の減少が想定される中、各種施策の効果として、雪に親しむことをテーマとした交流活動を実施する市町村の割合の増加を期待する。

平成14年度から平成17年度までは1.4%増加しているが、市町村合併の要因を除いた実質的な増加率はマイナス2%である。（平成14年度のデータを合併後市町村ベースで計算し直すと6.8%になる） 今後は市町村の数が安定することを考慮し、各種施策の実施により豪雪地帯の活性化を図ることから、H17-H22の増加率として年1%上昇を目標と設定し、平成22年度の目標値を71%とする。

（外部要因）

- ・市町村合併
- ・気候の変動（降積雪量）

（他の関係主体）

- ・地方公共団体
- ・民間団体等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

豪雪地帯対策基本計画（平成18年11月14日）

【閣決（重点）】

なし

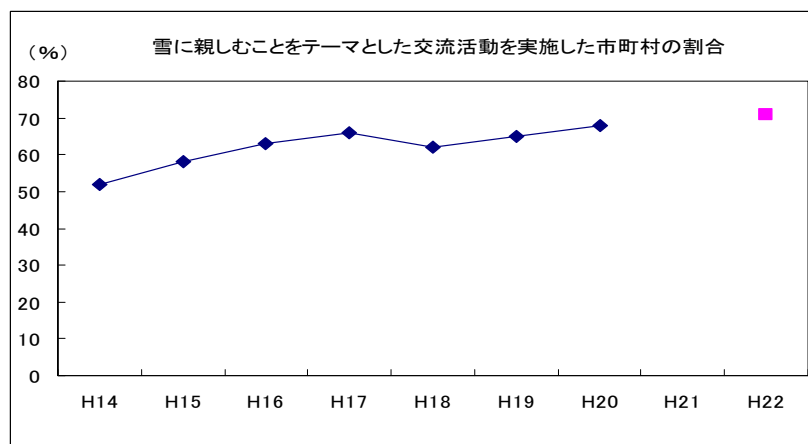
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
5.2%	5.8%	6.3%	6.6%	6.2%	6.5%	6.8%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・豪雪地帯に係る調査・検討
豪雪地帯の個性ある活性化を推進するため、親雪交流施設、親雪交流活動状況等、豪雪地帯に係る基礎的データを収集・分析し、雪国の現状・課題について把握するなど、雪国対策について調査・検討を行う。
予算額：47百万円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は68%と前年度比プラス3%であり、平成18年度以降増加傾向にあるものの、平成17年度から平成18年度においては前年度比マイナス4%と減少しており、降積雪量の度合いにより実績値が大きく影響されることから今後も順調に推移するかは判断できない。

（事務事業の実施状況）

豪雪地帯における個性ある活性化の推進を図るため、克雪・利雪・親雪にわたる市町村の総合的な雪対策計画策定マニュアルの作成・普及や、親雪をテーマとした交流活動等の調査検討等により支援を行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・平成17年度までは順調であった実績値が平成18年度は少雪の影響により大きく減少し、このため平成20年度は実績値が68%となり平成20年度に想定していた目標より1%下回った。このように、本指標は降積雪量に大きく影響され、また豪雪地帯対策特別事業において、平成21年度より交流施設整備の補助を廃止したこと等により、平成21年度からは引き続き施策として取り組んでいくが本業績指標は「高齢者が無理することなく除雪できる体制を整備した市町村の割合」に見直すこととし、C-3と評価した。
- ・今後も克雪・利雪・親雪にわたる市町村の総合的な雪対策計画の策定促進等により豪雪地帯の個性ある活性化の推進を図っていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

豪雪地帯対策特別事業において、交流施設整備の補助を廃止。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局地方振興課（課長 坂本 努）

業績指標 164

都市再生整備計画の目標達成率

評価

A-1	目標値：80%以上（毎年度） 実績値：83.4%（平成20年度） 初期値：81.9%（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

まちづくり交付金の交付を受けるために市町村が作成する都市再生整備計画（以下、「計画」という。）について、それぞれの計画に掲げられた目標を定量化する指標の達成率を%変換し、その二乗平均値※を、当該計画の達成率とし、当年度終了の全ての計画の達成率の単純平均値を出す。

※複数指標の達成率をひとつのベクトルの距離として表すことができるため、当該計画の達成率を一元的かつ明快に表現することが可能となる。

(目標設定の考え方・根拠)

都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率について一定の水準（例えば80%）以上を維持。
 平成18年度の実績値が81.8%と高い水準であったことから、この水準（80%）の維持を目標値の設定根拠とする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

市町村（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

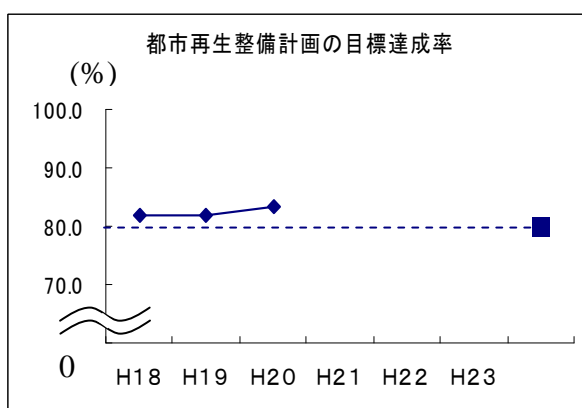
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
		81.8%	81.9%	83.4%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○まちづくり交付金
 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。
 予算額 2,660.12億円（平成20年度）
 実施地区数 807市町村 1,428地区（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の実績値は83.4%で、目標値である毎年度80%以上の水準を維持しており、順調である。

(事務事業の実施状況)

平成16年度の制度創設以来、予算額、実施地区数ともに伸び続け、平成20年度末時点で全国1,428地区(807市町村)において、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められている。

平成18年度末には、制度創設後初めて29地区が事業完了を迎え、翌平成19年度末には61地区が完了し、平成20年度末には336地区が完了している。これまで延べ426地区が事業を完了している。

平成21年度以降も、毎年度約300地区が事業完了を迎えることとなっている。

※まちづくり交付金の実施地区数・予算額・完了地区の推移

	実施地区数	予算額(国費)	完了地区数
平成16年度	355地区	1,330億円	—
平成17年度	740地区	1,930億円	—
平成18年度	1,102地区	2,380億円	29地区(当該年度末)
平成19年度	1,326地区	2,430億円	61地区(当該年度末)
平成20年度	1,428地区	2,660.12億円	336地区(当該年度末)

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は83.4%であり、目標値以上の水準を維持し順調に推移しており、今後、毎年度約300地区が完了を迎えるにあたって、都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率の一定の水準が保てるよう、各地区における事業が効果的・効率的に推進されるよう制度や運用等の改善を図ることから、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

まちづくり交付金について、平成21年度においては、地域の創意工夫を活かした全国都市再生の推進をより一層図るため、以下の制度拡充を行う。

○まちづくり交付金による国の施策に関連した都市再生への支援の強化

中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、国として特に推進すべき施策に関連した都市再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、これら施策に関連する一定の要件を満たす地区については、まちづくり交付金の交付率上限を現行40%から45%に拡充する。

(平成22年度以降)

平成22年度についても、制度や運用等の改善を図ることを検討中。

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室(室長 清水 喜代志)

業績指標 165
民間都市開発の誘発係数

評価

B-2	目標値：16 倍（平成19～23年度） 実績値：11.3 倍（平成20年度） 初期値：16 倍（平成16～18年度）
-----	--

（指標の定義）

平成19～23年度の5ヵ年平均において、（財）民間都市開発推進機構が係わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。

分母を民都機構が係わった案件の国費投入額とし、分子を当該案件の総事業費とする。

（目標設定の考え方・根拠）

過去3ヶ年（平成16～18年度）平均値は16倍であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。

（外部要因）

民間事業者等の都市開発事業に対する取組状況、経済状況、金利環境

（他の関係主体）

（財）民間都市開発推進機構

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

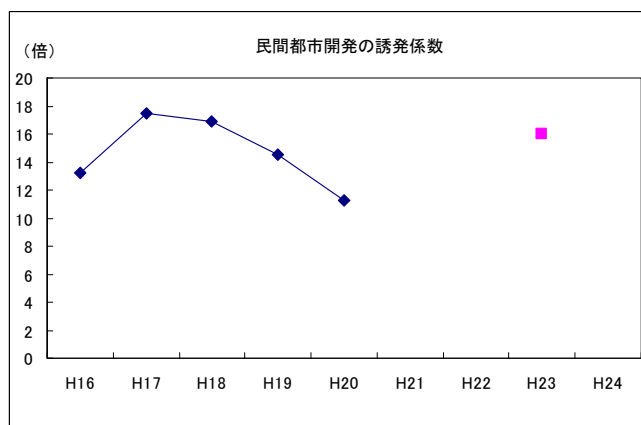
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値（単年度）					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
13.2倍	17.5倍	16.9倍	14.5倍	11.3倍	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- （財）民間都市開発推進機構の行う各業務の推進
 - ・参加業務、融通業務、都市再生支援業務
 - （参加業務）民間都市開発事業の施行に要する費用の一部を負担して当該事業に共同事業者として参加し、事業の着実な推進を図る。
 - （都市再生支援業務）民間都市開発事業の立ち上げ支援を図ることにより、都市再生を緊急に促進するため、民間都市再生事業に対し金融支援を行い、事業の着実な推進を図る。
 - 予算額：81億円（平成20年度）～うち、参加業務23億円、都市再生支援業務58億円
 - ・まち再生出資総合支援業務
 - （まち再生出資業務）認定整備事業の施行に要する費用の一部について出資等により支援するまち再生出資業務を通じて、事業の着実な推進を図る。

(住民参加型まちづくりファンド支援業務) 地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりに誘導するため、「まちづくりファンド」に対して支援を行う。
予算額：60億円(平成20年度)～うち、まち再生出資業務54億円、住民参加型まちづくりファンド支援業務6億円

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度単年の実績値は11.3倍となっているが、その原因は近時の経済状況悪化に伴い一案件あたりの支援額が増加していることや、金利環境の変化により参加業務の国費投入率が上昇していることから総事業費に対する国費投入率が例年に比べて増加しているためであり、単年度で判断できない。今後とも目標通り、平成19～23年度における平均1.6倍を達成すべく取り進めたい。

(事務事業の実施状況)

(財)民間都市開発推進機構において、当機構の業務である各業務(参加業務、都市再生支援業務、まち再生出資業務、住民参加型まちづくりファンド支援業務)において、参加、社債取得、出資を行うことにより、民間資金の呼び水となることで、民間事業者が行う都市開発事業の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度単年では11.3倍となっているが、経済状況や金利環境に左右されるため、単年度によるばらつきがでてくるもの。今後とも目標どおり、平成19～23年度における平均1.6倍を達成すべく取り進める。ただし、近年は1.6倍を下回っている状況が続いていることから、B-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

面積要件の緩和や公共施設等整備費の土壌汚染参入等の民間都市開発推進機構の支援要件緩和により、取組件数の拡大を目指す。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市開発融資推進室(室長 青柳 一郎)
港湾局 振興課 民間連携推進室(室長 菊地 身智雄)

業績指標 166

まちづくりのための都市計画決定件数（市町村）

評価

A-2	目標値：1,470件（平成22年度） 実績値：1,748件（平成19年度） 初期値：1,470件（平成17年度）
-----	--

（指標の定義）

地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等といった市町村による年間の都市計画決定件数（告示ベース）

（目標設定の考え方・根拠）

都市計画等に係る各種の調査、検討を通じて、各種制度の現状における課題の抽出や課題解決の対策を講じることにより、市町村による都市計画決定を促進し、ひいては都市再生・地域再生に資することを目標としている。平成17年度を初期値とし、当該値以上を毎年度維持することにより、都市再生・地域再生の推進が図られているものと判断する。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

市町村

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

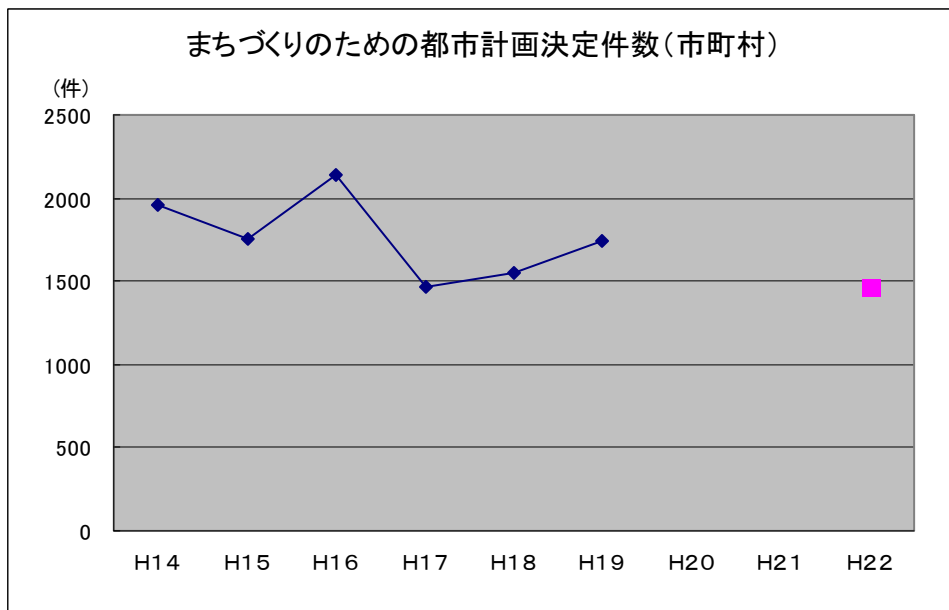
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）
H16	H17	H18	H19	H20
2,139件	1,470件	1,555件	1,748件	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○まちづくり計画策定担い手支援事業

密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促進する。

予算額：1.7億円（平成21年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成19年度の実績値は1,748件であり、進捗状況は順調に推移している。平成20年度の実績値は集計中（平成22年2月までに完了予定）であるが、平成20年度までに実施した都市計画制度における政策課題に関する各種調査結果等を通じて都市計画決定件数が向上することが想定される。

（事務事業の実施状況）

平成19年度に、地権者組織等に対し、都市計画決定提案素案策定に係る費用を補助するまちづくり計画策定担い手支援事業を創設し、平成19年度は21地区、平成20年度は20地区について補助を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は集計中であるが、平成19年度の実績値は目標値を上回っており、今後もまちづくり計画策定担い手支援事業の活用による業績指標の向上が見込まれることから、A-2と評価した。
- ・平成19年度の都市計画決定件数のうち、3割超が関東圏におけるものであり、まちづくり計画策定担い手支援事業の採択件数も4割が関東圏であるため、地方における都市計画決定件数の向上につなげられるように引き続き積極的な周知を図っていくこととする。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局都市計画課（課長 樺島 徹）

業績指標 167

駐車場法に基づく駐車場供用台数

評価

A-3	目標値：419万台（平成20年度） 実績値：419万台（平成20年度）※速報値 初期値：375万台（平成17年度）
-----	---

(指標の定義)

道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として、駐車場整備を推進することとし、駐車場法に基づく駐車場の整備台数を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

駐車場法に基づき整備される路上駐車場、及び路外駐車場（都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車場）の整備状況から設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

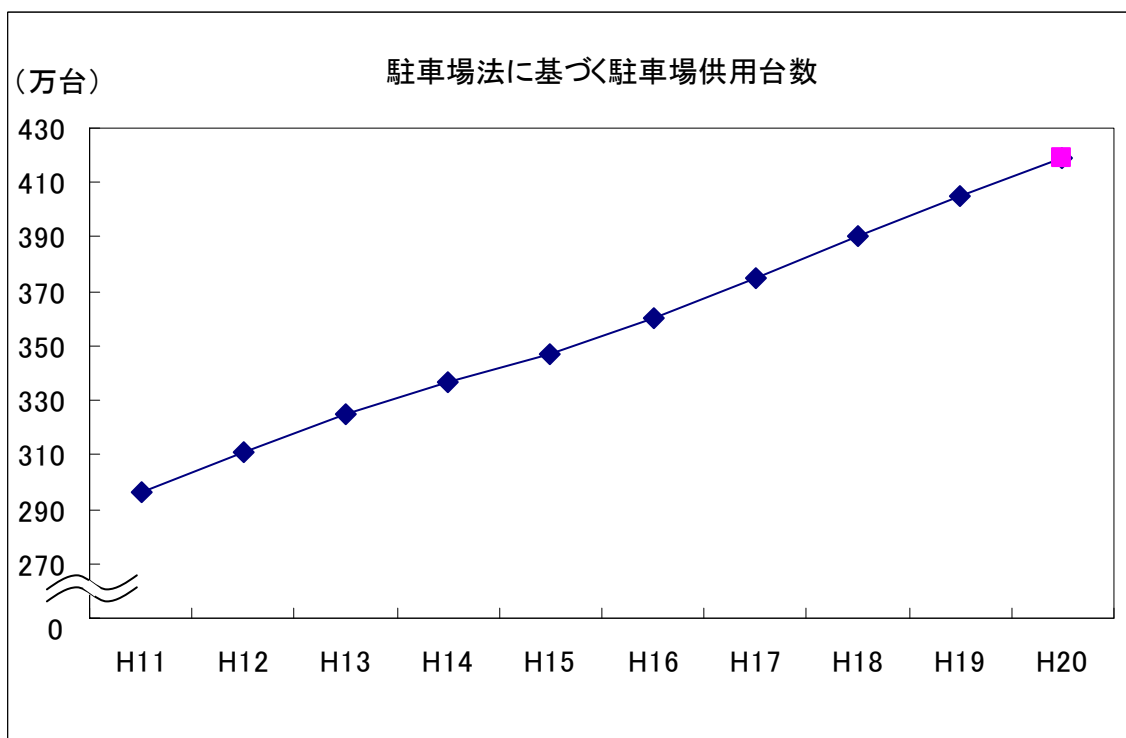
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
360万台	375万台	389万台	405万台	419万台※速報値



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 駐車場法に基づく駐車場整備の推進
各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより、駐車場法に基づく駐車場整備の推進を図る。
- 自動二輪車専用路外駐車場に係る課税の特例（自動二輪車専用駐車場整備促進税制）（不動産取得税、固定資産税）
〈特例の内容〉
不動産取得税：課税標準 1/6 控除（家屋）
固定資産税：課税標準 3年間 7/8（家屋）
〈要件〉
 - ・ 駐車場法に基づく駐車場整備計画において、主要な路外駐車場と位置づけられた届出駐車場
 - ・ 中心市街地活性化法に基づく認定基本計画に定められたもの
 - ・ 地下又は複数の階に設けられるもの
 - ・ 自動二輪車専用のもの
〈適用期限〉
平成19年4月1日～平成21年3月31日
〈減収見込額（平成20年度）〉
不動産取得税：適用実績なし、固定資産税：適用実績なし
〈施策効果〉
自動二輪車駐車場の整備促進

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績については、速報値ベース（実績値は10月頃に判明予定）で419万台で前年度比14万台増加しているとともに、平成20年度の目標を達成しており、順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進するとともに、関連事業の活用により駐車場法に基づく駐車場の整備台数増加を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成20年度で目標達成したことから、指標を廃止し平成21年度からは新たに自動二輪車に特化した「駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数」を業績指標とするため、A-3と評価した。
- ・引き続き、各地方公共団体の附置義務条例の策定や都市交通システム整備事業等に基づく整備により駐車場整備を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

平成21年度より、自動二輪車専用駐車場整備促進税制の特例措置を二箇年延伸し、自動二輪車駐車場の整備促進を図る。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局街路交通施設課（課長 松井 直人）

業績指標 168

都市機能更新率（建築物更新関係）

評価

A-2	目標値：36%（平成20年度） 実績値：36.9%（平成20年度） 初期値：31.8%（平成15年度）
-----	---

（指標の定義）

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積（分母）のうち4階建て以上の建築物の宅地面積（分子）の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物への更新割合を測定する。

（目標設定の考え方・根拠）

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。

（外部要因）

当該地区に対する任意の民間建築投資量の動向等

（他の関係主体）

地方公共団体（都市計画決定、事業主体、民間事業者への補助金交付等）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

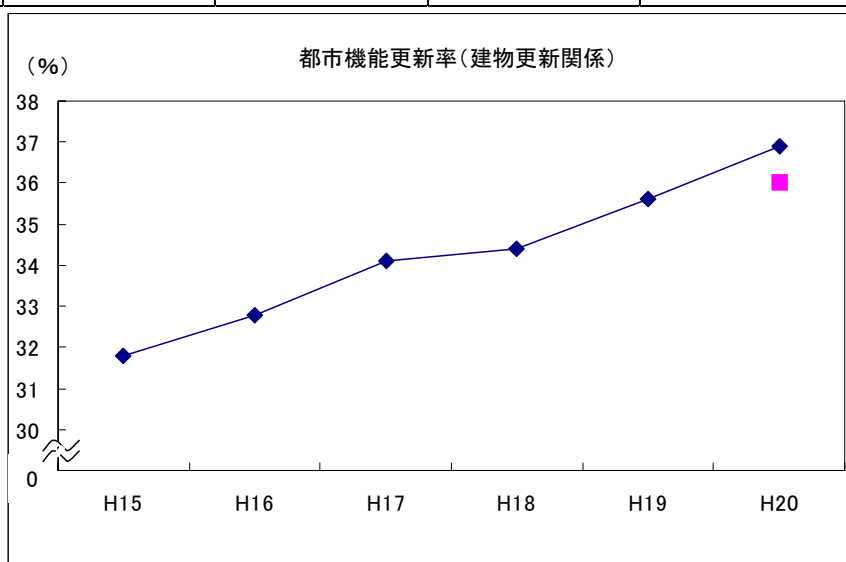
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20
31.8%	32.8%	34.1%	34.4%	35.6%	36.9%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 市街地の再開発の推進
 - ・市街地再開発事業の実施
 - 都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図っている。(◎)
 - 予算額（平成20年度）：市街地再開発事業等304億円の内数
 - ・市街地の再開発を支援する事業の推進

市街地における任意の再開発のうち、一定の要件を満たすものについて、地区再開発事業、優良建築物等整備事業等により支援するとともに、再開発と一体的に周辺地域の整備を行う都市再生総合整備事業等により、市街地の面的な整備や拠点の形成を図っている。

予算額（平成20年度）：市街地再開発事業等304億円の内数（地区再開発事業）、住宅市街地総合整備事業41億円の内数（優良建築物等整備事業）、都市再生推進事業181億円の内数（都市再生総合整備事業等）

○ 暮らし・にぎわい再生事業

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。

予算額（平成20年度）：100億円

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

○ 税制上の特例措置

①施設建築物に対する割増償却制度（所得税、法人税）

・市街地再開発事業により建築された施設建築物（権利床、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。）の取得者に対する割増償却（5年間10%）の特例措置

②権利床に係る固定資産税の減額制度（固定資産税）

・市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る特例措置（住宅床2/3、非住宅床1/3を減額（新築後5年間））

③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

・市街地再開発事業の用に供するために施行者に土地等を譲渡した場合の軽減税率

・三大都市圏の既成市街地等内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業（認定再開発事業を含む）のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の軽減税率

④特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税、法人税）

・市街地再開発事業及び認定再開発事業区域内の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換え特例等（繰延割合80%）

・特定民間再開発事業により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の事業用資産の買換え特例等（繰延割合80%）

⑤都市再生・まち再生促進税制（所得税・法人税・登録免許税・個人住民税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税）

・「活力の源泉」である都市の再生に資する民間都市開発事業の推進により、国際競争力・成長力の強化や地域の活性化を図るため、都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業計画、都市再生整備計画の区域における認定民間都市再生整備事業計画、都市再生整備推進法人に対し土地等を譲渡した者に係る特例措置を講じる。

⑥認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地等の交換等の場合の特例措置（所得税・法人税・不動産取得税）

・土地の有効利用の促進を図るため、民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地等の交換等に係る特例措置を講じる。

⑦中心市街地活性化促進税制（所得税・法人税・個人住民税・不動産取得税）

・中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、土地の有効利用、中心市街地への買換え、民間再開発事業の推進、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度は、36.9%となっており、目標値を達成した。

（事務事業の実施状況）

市街地再開発事業は、これまでに約730地区で事業完了しているほか、約170地区で事業中である（平成21年3月31日時点）。都市構造の再編に資する魅力ある都市拠点の形成、防災上危険な密集市街地の解消、空洞化の進む中心市街地の活性化を図るため、これらの課題を抱える地区について特に重点的に、市街地再開発事業とその関連制度により、市街地の再開発を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値を達成しており、現在の施策を維持することが妥当と考えられることから、A-2と評価した。このため、目標値を平成25年度まで更新し、引き続き、市街地再開発事業等による市街地の再開発の推進に努める。特に、重点的に再開発を進めるべき地区については、予算の重点配分や支援制度の整備・拡充等所要の施策を講じることにより、早期の事業化、事業完了を目指す。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

○ 身の丈再開発の推進

市街地再開発事業について、支援の重点化を図りつつ、地域の実情にあった事業を促進するため、中心市街地及び密集市街地における市街地再開発事業に係る補助金の算定方式の特例を導入する。

○ 都市再開発支援事業・市街地総合再生事業の拡充

市街地再開発事業等の事業期間が長期化している現状を踏まえ、計画コーディネート業務の補助対象期間について、最初の交付決定があった年度から10年間に延長する（現行：5年間）。

○ 暮らし・にぎわい再生事業の拡充

中心市街地に公益施設や居住施設等の都市機能の集積を強力に推進することにより、中心市街地のさらなる活性化を図るため、地方都市における敷地面積要件の緩和、既存建築物を含めた施設購入方式の導入等を行う。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）

関係課： 都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）

住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

業績指標 169

中心市街地人口比率の減少率

評価

A-2	目標値：前年度比0.5%減（平成21年度） 実績値：前年度比0.5%減（平成19年度） 初期値：前年度比1.1%減（平成16年度）
-----	---

(指標の定義)

市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なみ居住を推進すべき地域※）人口の比率の減少率。中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールであり、市全域人口に対する中心市街地人口の比率の減少率を測定する。※中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。

中心市街地人口比率の減少率 $((A - B) / B)$

A：当該年度の中心市街地人口比率

B：前年度の中心市街地人口比率

※中心市街地人口比率：市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口/市域全体の人口

(目標設定の考え方・根拠)

街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、5年後を目処に減少率を概ね半分とすることを目標とする。

(外部要因)

市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

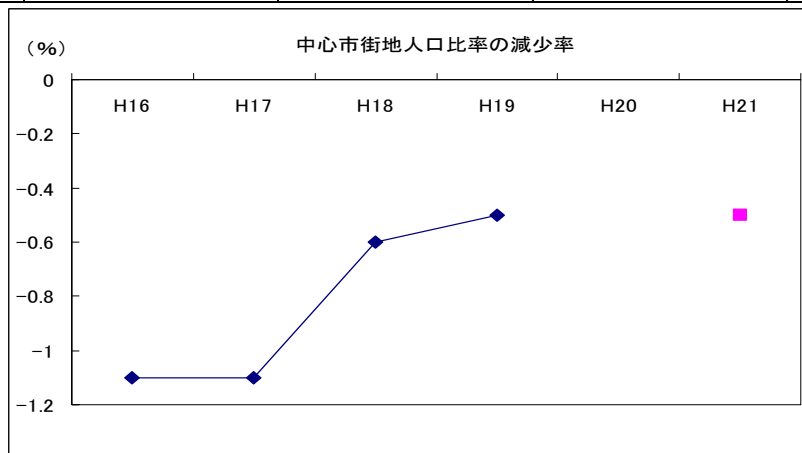
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
1.1%減	1.1%減	0.7%減	0.5%減	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 街なか居住再生ファンド

地方都市等の中心市街地活性化を図るため、小規模な遊休地等を核として行われる民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資による支援を行う街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設し、都市の中心部への居住を推進している。平成20年度においては、街なか居住再生ファンドの出資対象地区に、景観法に基づく景観計画が定められた区域等を追加した。

予算額（平成20年度）：街なか居住再生ファンド15億円

- 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援
中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。
予算額（平成20年度）：住宅市街地総合整備事業336億円の内数
- 中心市街地共同住宅供給事業
中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成18年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同供給タイプを追加している。
予算額（平成20年度）：優良建築物等整備事業41億円の内数
- 税制上の特例措置
中心市街地共同住宅供給事業により賃貸住宅を建設する者に対する所得税、法人税の割増償却や、中心市街地共同住宅供給事業を実施する者に土地等を譲渡する者に対する所得税の課税繰延といった税制上の特例措置を講じている。
- 中心市街地活性化促進税制（所得税・法人税・個人住民税・不動産取得税）
中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、土地の有効利用、中心市街地への買換え、民間再開発事業の推進、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

関連する事務事業の概要

- 暮らし・にぎわい再生事業
中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方にに基づき、意欲のある地区を選定し、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。
予算額（平成20年度）：暮らし・にぎわい再生事業100億円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
平成19年度の実績値は0.5%減と、目標達成に向け順調に推移している。平成20年度の実績値の算定は、平成21年12月までに完了予定。

(事務事業の実施状況)
中心市街地の活性化を図るため、街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設したほか、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業等の施策により街なか居住の推進を図っている。また、平成18年度に暮らし・にぎわい再生事業や中心市街地共同住宅供給事業を創設し、中心市街地活性化の取り組みに対する支援を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標達成に向け順調に推移しており、現在の施策を維持することが妥当と考えられることから、A-2と評価した。引き続き、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、補助制度の拡充、税制特例措置といった各種施策を講じる。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- 街なか居住再生ファンドの拡充
民間の多様な住宅等の整備事業に対し十分な支援を行い、街なか居住を推進するため、地方公共団体の支援要件の緩和、街なか居住再生ファンドの増額等を行う。

(平成22年度以降)
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）
関係課：都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）
都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）
住宅局市街地住宅整備室（室長 伊藤 明子）

○活力

政策目標 7

都市再生・地域再生等の推進

施策目標 2.7

流通業務立地等の円滑化を図る

物流拠点の整備等により流通業務立地の円滑化を図ることで、土地利用の適正化、都市における流通機能の強化、都市交通の円滑化等が期待される。

業績指標

170	物流拠点の整備地区数
-----	------------

【評価結果の概要】

（必要性）

適切に物流拠点を整備しないことにより、都市部や郊外等に流通業務施設の無秩序な立地が生じ、物流関連の交通量の増加に伴う都市交通の悪化や、住宅地への物流関連車両の混入等、都市環境の悪化が想定される。よって、都市計画的見地から物流拠点を適切に整備推進する必要がある。

（有効性）

当該施策を推進していく手段として、流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業による物流拠点の整備を講じており、平成20年度末現在では48の物流拠点が整備され、順調かつ着実に増加しているところである。これは、施策対象の取組を有効に講じてきたことが主な原因と分析される。

（効率性）

平成20年度において、業績指標である物流拠点の整備地区数の実績は前年度比で7件増加している。これは、例年を上回る伸びを示しており、本施策目標の実現に向けての取り組みは効率的に行えていると評価できる。

（総合的評価）

土地利用の適正化、都市における流通機能の強化、都市交通の円滑化等に向け、流通業務立地の円滑化を図るため、土地区画整理事業や流通業務団地造成事業等を実施しているところである。現時点においては、目標年度における施策目標の達成が見込まれる状況であるものの、土地区画整理事業や流通業務団地造成事業は長期間にわたる事業であることから、今後も本施策の実施内容を確実に推進していく必要がある。

（反映の方向性）

- ・ 流通業務立地等の促進を図る施策の推進

業績指標 170
物流拠点の整備地区数

評価

A-2	目標値：64地区（平成23年度） 実績値：48地区（平成20年度） 初期値：35地区（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

（目標設定の考え方・根拠）

総合物流施策大綱（2005-2009）に基づく「今後推進すべき具体的な物流施策」の進捗状況を反映し、平成23年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）

地元との調整等

（他の関係主体）

地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

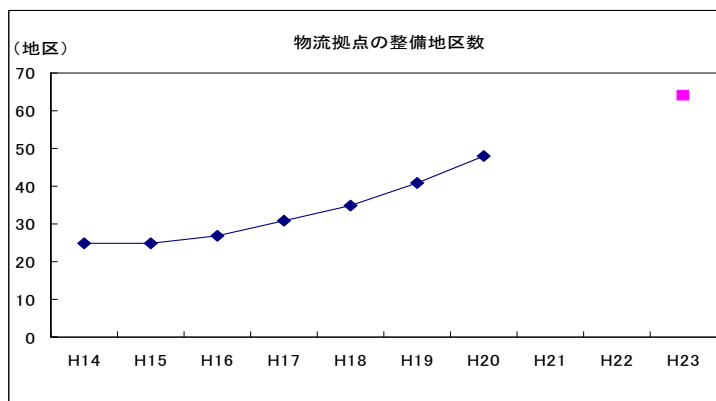
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値 (年度)

H16	H17	H18	H19	H20
27地区	31地区	35地区	41地区	48地区



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 流通業務市街地の整備の推進
流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。
- 税制上の特例措置
特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税、法人税）
 - ・流通業務地区外の資産を譲渡して地区内の土地等又は建物等を取得した場合の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）
 減収見込額：31百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

- 土地区画整理事業の活用
土地区画整理事業手法等の活用等により、IC周辺等における物流施設用地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度までの実績値は48地区であり、前年度比で7件増加している。目標に向けて、トレンドを上回るペースで順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、関連事業の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標の実績値は、目標達成に向けた成果を示しており、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局市街地整備課(課長 望月 明彦)

○活力

政策目標 7

都市再生・地域再生等の推進

施策目標 2 8

集約型都市構造を実現する

各種施策を講じることにより、集約拠点となるべき市街地に都市機能の維持・集積を図り、持続可能な都市づくりを推進する。

業績指標

1 7 1	主要な拠点地域への都市機能集積率
-------	------------------

【評価結果の概要】

（必要性）

人口減少時代を迎え、現状の拡散型の都市構造をそのまま放置すれば、住民一人あたりの都市の維持コストの上昇等により、都市の存立基盤自体が揺らぎかねないことから、主要な中心市街地や交通結節点周辺等において、徒歩・自転車交通圏内に多様な都市機能が集積した魅力的な拠点的市街地を形成し、集約型都市構造へ転換することにより、持続可能な都市づくりを推進する必要がある。

（有効性）

本施策目標である集約型都市構造の実現へ向け、平成20年度の主要な拠点地域への都市機能集積率の実績は目標値を達成している。このことから、都市機能の集積が図られていると考えられるため、本施策目標に向けた取り組みは有効であったと評価できる。

（効率性）

集約型都市構造の実現のため、都市交通や市街地整備など多様な分野の関係施策を連携させることにより、市町村が主体となり集約型都市構造の実現へ向けた取り組みを行えたため、平成20年度の取り組みは効率的に行えたと評価できる。

（総合的評価）

集約型都市構造の実現を目指し、集約拠点となるべき市街地に都市機能の維持・集積を図るため、土地区画整理事業等の市街地整備事業を実施しているところである。業績指標の今年度の実績値は目標を達成しており、今後も市街地整備事業を確実に推進していくとともに、都市機能の適切な立地誘導、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置をあわせて重点的に行っていくことが重要である。

（反映の方向性）

- ・さらなる都市機能の集積を促進する事業や連携施策の検討

業績指標 171

主要な拠点地域への都市機能集積率

評価

A-2	目標値：前年度比+0%以上（毎年度） 実績値：約4%（平成20年度） 初期値：約4%（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域^{※1}の延べ床面積として、都市機能の拡散・集積の動向を評価する。

※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたもの

(目標設定の考え方・根拠)

人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。

(外部要因)

地元調整（権利者との権利調整等）、不動産の需要動向等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体等）、民間等（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

【本部決定】

なし

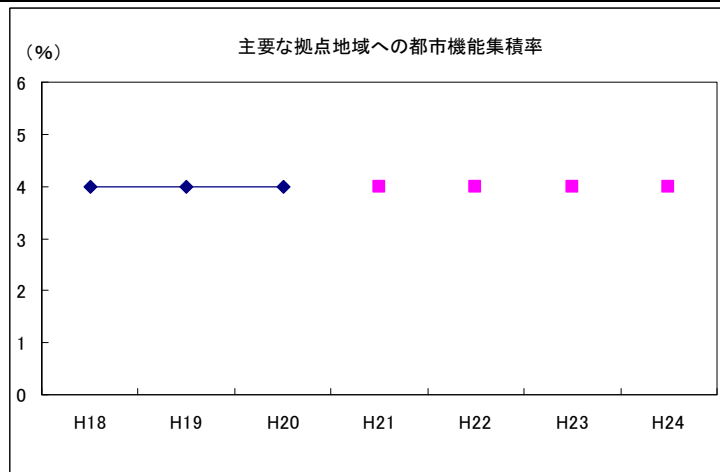
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
—	—	約4%	約4%	約4%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○集約型都市構造への転換に向け、都市交通や市街地整備など多様な分野の関係施策を連携していくとともに、各地で説明会や意見交換会を行い、市町村を中心とした総力戦で取り組む体制の構築を促進する。

関連する事務事業の概要

○中心市街地や公共交通軸上の主要駅周辺等において、徒歩・自転車交通圏内に多様な都市機能が集積した魅力的な拠点の市街地が形成されるよう、都市機能の適切な立地誘導等を図りつつ、市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置を重点的に推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の実績値は4%であり、前年度比+0%で推移しており、今年度の目標は達成している。

(事務事業の実施状況)

平成19年7月20日の社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか(第二次答申)」において、集約型都市構造の実現に向けて、今後取り組むべき課題や目指すべき方向性が提示されたのを踏まえ、今後の制度のあり方などについて検討し、関係施策と連携してより適切な市街地整備事業などを進めているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標を達成しており、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2と評価した。今後も着実に基盤整備等を進めるとともに、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置をあわせて行っていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局市街地整備課(課長 望月 明彦)

関係課：都市・地域整備局まちづくり推進課(課長 栗田 卓也)

都市・地域整備局都市計画課(課長 樺島 徹)

都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)

住宅局市街地建築課(課長 井上 勝徳)

○活 力

政策目標 8

都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

施策目標 29

鉄道網を充実・活性化させる

鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。

業績指標

172	トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数
173	5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（在来幹線鉄道の高速化）
174	国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）
175	都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（①東京圏、②大阪圏、③名古屋圏；カッコ内は複々線化区間延長）
176	都市鉄道（東京圏）の混雑率
177	経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合

【評価結果の概要】

（必要性）

地域間の連携強化や地域の活性化、豊かで快適な都市生活の実現及び我が国の国際競争力の強化のためには、都市鉄道・幹線鉄道の整備等により鉄道網の充実・活性化を図っていくことが必要である。

（有効性）

各業績指標における平成20年度の実績値は、概ね目標値の達成に向けて順調に推移しており、諸施策は有効に機能しているといえる。

（効率性）

鉄道整備事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、費用対効果分析を基本とした新規事業採択時評価や再評価等の厳格な実施により、事業箇所を厳選し、また、早期の事業効果発現を図るなど一層の重点化・迅速化を進めているところである。

（総合的評価）

鉄道網の充実・活性化を図るべく、幹線鉄道、都市鉄道及び空港アクセス鉄道の整備、鉄道貨物の輸送力増強、地方鉄道の活性化等を推進した結果、各業績指標における平成19年度の実績値は、概ね目標値の達成に向けて、順調に推移している。

（反映の方向性）

各業績指標における平成20年度実績値が、概ね目標値の達成に向けて順調に推移していることを踏まえ、引き続き、都市鉄道・幹線鉄道の整備等の諸施策を実施していく。

業績指標 172

トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数

評価

B-2	目標値：32億トンキロ（平成22年度） 実績値：16億トンキロ（平成20年度） 初期値：21億トンキロ（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量（トンキロ）

(目標設定の考え方・根拠)

自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成22年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して32億トンキロ増加させるという目標値を設定。（京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり）

(外部要因)

自然災害等による変動

(他の関係主体)

物流事業者（鉄道事業者含む）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。（第3章第2節1.（1）」

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

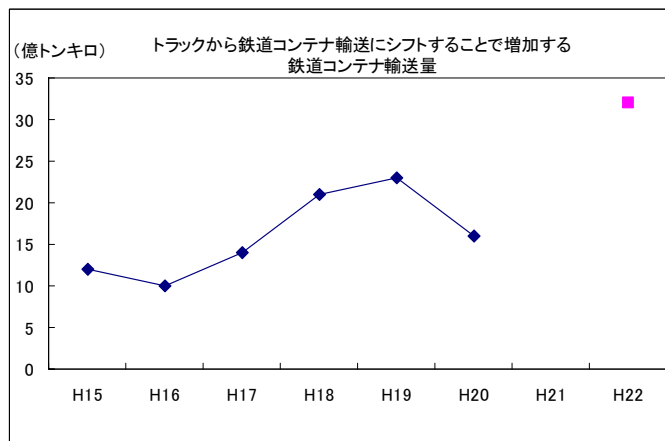
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
10億トンキロ	14億トンキロ	21億トンキロ	23億トンキロ	16億トンキロ



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業
山陽線に引き続き、九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を行う（平成22年度完成予定）。
予算額：0.35億円（平成19年度）
2.87億円（平成20年度）
- ・JR貨物による輸送品質改善・更なる役割発揮懇談会
既存輸送力の最大活用のための具体的方策の確立や、荷主ニーズに応じたきめ細やかな輸送品質の向上を図る

ため、鉄道事業者、通運事業者、荷主等一体となった取組について検討する。

・エコレールマークの普及

鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。

(税制特例)

・鉄道貨物輸送に係る事業用資産の買換特例 (法人税)

買換資産の圧縮記帳 (80%)

減収見込額 4.3億円 (平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

20年度の輸送量は、上半期までは目標達成に向け、順調に推移していたところであるが、下半期は世界同時不況の影響を受け、輸送量が大幅に落ち込んだため、前年度より7億トンキロ減少した。

(事務事業の実施状況)

・山陽線鉄道貨物輸送力増強事業

平成19年3月に山陽線鉄道貨物輸送力増強事業が完成し、コンテナ列車の長編成化が実現した。

・北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業

九州地区の港を経由した東アジアとの輸出入貨物の増加等に対応するため、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を進めている。

・JR貨物による輸送品質改善・更なる役割発揮懇談会

既存輸送力の最大活用のための具体的方策の確立や、荷主ニーズに応じたきめ細やかな輸送品質の向上を図るため、鉄道事業者、通運事業者、荷主等一体となった取組を進める。

・エコレールマークの普及

平成20年度までに、エコレールマークの商品(32件(37品目))、取組企業(50件)を認定した。今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、平成20年度の輸送量は、上半期までは目標達成に向け、順調に推移していたところであるが、下半期は世界同時不況の影響を受け、輸送量が大幅に落ち込み、前年度より7億トンキロ減少したため、北九州・福岡間の鉄道貨物輸送力増強事業等の効果により、目標達成を図るものの、B-2と評価した。近年、地球環境問題が深刻化する中、環境負荷の少ない大量輸送機関(CO2排出量が営業用トラックの約1/7)として、貨物鉄道への期待が更に高まっており、今後も更にモーダルシフトが進むよう、引き続き、現行の対策、施策の確実な進捗を図る。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局総務課貨物鉄道政策室(室長 堀 真之助)

業績指標 173

5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（在来幹線鉄道の高速化）

評価

A-2	目標値：15,700km（平成23年度） 実績値：15,400km（平成20年度） 初期値：15,400km（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からJR等の幹線鉄道により3時間以内に到達できる営業キロ延長

（目標設定の考え方・根拠）

広域的な幹線鉄道ネットワークにおける時間短縮の質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市から3時間以内で到達する鉄道路線延長を目標値として設定。

（外部要因）

鉄道事業者のダイヤ改正等

（他の関係主体）

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

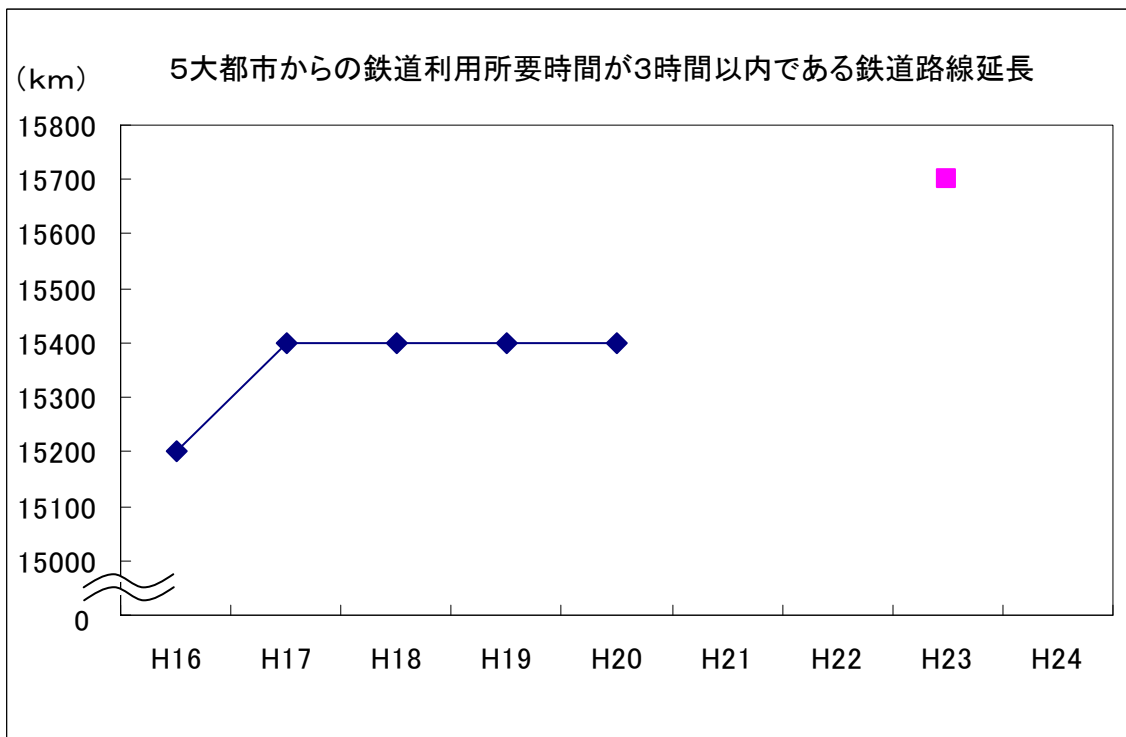
なし

【政府・与党申合】

「整備新幹線の取扱いについて」（平成16年12月16日）

「整備新幹線に係る政府・与党ワーキンググループにおける合意事項」（平成20年12月16日）

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
15,200km	15,400km	15,400km	15,400km	15,400km	15,400km



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・新幹線鉄道の整備
整備新幹線については、従来、累次の政府・与党申合せに基づき着実に整備を推進しているところ。平成16年12月の政府・与党申合せに基づき、平成17年度には、北海道新幹線新青森～新函館間、北陸新幹線富山～白山総合車両基地間及び福井駅で、平成20年3月には、九州新幹線（長崎ルート）武雄温泉～諫早間で新たに事業に着手した。
予算額：整備新幹線整備事業費補助 83,600百万円（平成20年度。補正予算含む。）
- ・幹線鉄道の高速化の推進
線路の線形改良等による高速化事業については、駅周辺整備等のまちづくり事業と連携して進めてきており、平成20年度には、宇野線・本四備讃線（岡山～児島間）等において事業を完了した。
予算額：幹線鉄道等活性化事業費補助 307百万円（平成20年度）
- ・乗継円滑化
鉄道線路間等における乗継負担の軽減を目的として、鉄道線路間の相互直通運転化等のための鉄道施設整備を進めてきており、阪神電鉄（尼崎駅）等において事業を完了した。
予算額：幹線鉄道等活性化事業費補助 132百万円（平成20年度）
- ・鉄道駅総合改善事業
鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るために、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能の総合的な改善を進めてきており、京急電鉄（京急蒲田駅）等において実施している。
予算額：鉄道駅総合改善事業費補助 1,125百万円（平成20年度）
- ・新線調査
新幹線新線調査については、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、新幹線鉄道の建設に関し必要な事項を調査するものであり、現在、中央新幹線東京都・大阪市間について、供給輸送力、施設・車両の技術開発、建設費用に関する調査を実施している。
予算額：新線調査等補助金 245百万円の内数（平成20年度）
（税制特例）
 - ・東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）
5年度分1/6、その後5年度分1/3
 - ・駅の乗継円滑化のための大規模改良工事により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
5年度分3/4
減収見込額 0.1億円（平成20年度）
 - ・補助を受けて鉄道駅総合改善事業により取得する鉄道施設に係る特例措置（固定資産税）
5年度分3/4
減収見込額 0億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

整備新幹線について、平成22年12月に開業予定である東北新幹線八戸～新青森間では約89%（平成20年度事業費までの累計）、平成22年度末に開業予定である九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間では約80%（平成20年度事業費までの累計）が進捗していることから平成23年度における目標値達成が見込まれ、順調な進捗状況である。

これまで、平成14年12月の東北新幹線盛岡～八戸間の開業、平成16年3月の九州新幹線（鹿児島ルート）新八代～鹿児島中央間の開業や、東海道新幹線品川駅の開業等を含む平成15年10月のダイヤ改正による、新幹線と在来線の接続の改善をはじめ、各路線における施設改良や新型車両の導入、ダイヤ改正による接続時間の短縮等によって、3時間圏の拡大が進んできたところである。

例えば、博多と鹿児島中央との所要時間は、九州新幹線新八代～鹿児島中央間の開業により、3時間40分（在来線利用）から2時間11分に大幅に短縮している。

今後、平成22年度中の東北新幹線八戸～新青森間、九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間の開業及び在来線との接続の円滑化等により、新たに3時間圏の増加が見込まれ、全国一日交通圏の形成に一層寄与すると考えられる。

（事務事業の実施状況）

整備新幹線については、平成16年12月の政府・与党申合せに基づき着実に整備を進めており、以下の区間について現在建設中である。

- ・北海道新幹線 新青森～新函館間
- ・東北新幹線 八戸～新青森間
- ・北陸新幹線 長野～白山総合車両基地間
- ・九州新幹線（鹿児島ルート）博多～新八代間
- ・九州新幹線（長崎ルート）武雄温泉～諫早間
- ・幹線鉄道の高速化の推進
在来線の高速化については、平成13年度より、まちづくり事業と連携して行う在来幹線鉄道の高速化事業

を創設し補助率を引き上げているところ（補助対象経費の1/5 → 1/3）。

宇野線・本四備讃線（岡山～児島間）（平成20年度で事業は完了。）

・乗継円滑化

乗継円滑化については、鉄道線路間の相互直通運転化等のための鉄道施設整備に対し、幹線鉄道等活性化事業費補助を実施した。

・鉄道駅総合改善事業

鉄道駅の総合改善事業については、土地区画整理事業や自由通路の整備等の都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等駅機能の総合的な改善を行うための施設整備に対し、鉄道駅総合改善事業費補助を実施した。

・新線調査

新幹線新線調査については、全国新幹線鉄道整備法第5条に基づき、新幹線鉄道の建設に関し必要な事項を調査するものであり、現在、中央新幹線東京都・大阪市間について、供給輸送力、施設・車両の技術開発、建設費用等に関する調査を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

5大都市からの鉄道利用所要時間は、営業キロ15,400kmで3時間以内の到達を可能としており、目標年度における目標値の達成に向けて順調に整備が進んでいることから、A-2と評価。

今後とも、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに、在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長 佐々木 良）

関係課：鉄道局施設課（課長 高橋 俊晴）

業績指標 174

国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）

評価

A-2	目標値： 3空港（平成22年度） 実績値： 2空港（平成20年度） 初期値： 2空港（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

- ・新たな空港アクセス鉄道の整備等により、成田国際空港を含めて三大都市圏の国際空港から都心部までの所要時間が30分以内となることを目標とした指標である。
- ・三大都市圏の国際空港：成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港

（目標設定の考え方・根拠）

- ・平成22年度の開業に向けて成田高速鉄道アクセスの整備を実施し、平成22年度には三大都市圏とも所要時間30分台の実現を目指す。（社会資本整備重点計画に記載）

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（協調補助等）・鉄道事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

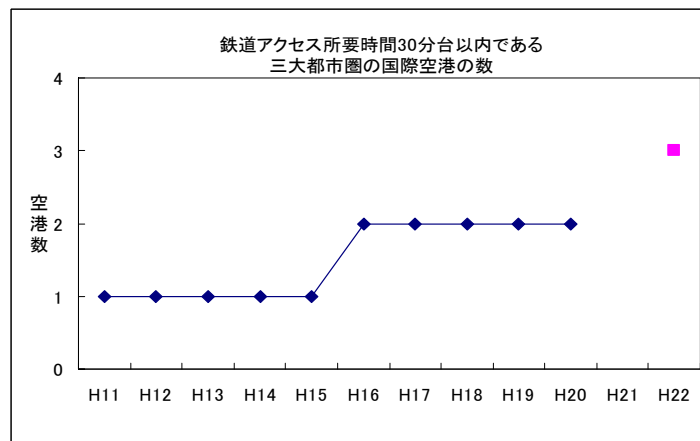
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
2空港	2空港	2空港	2空港	2空港	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

空港アクセス鉄道等整備事業費補助（平成20年度より「ニュータウン鉄道等整備事業費補助」を改称）（◎）
 ・空港アクセス利便の向上のために、建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の18%。ただし成田高速鉄道アクセスに関しては3分の1）を補助している。

予算額63億円（平成20年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。（税制特例）

- ・新規営業路線の開業により取得する鉄軌道施設に係る特例措置（固定資産税）
5年度分1/3、その後5年度分2/3

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
平成22年度の開業に向けて、成田高速鉄道アクセスの整備を着実に実施しているところであり、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)
空港アクセス鉄道等整備事業費補助による整備を実施している。なお、成田高速鉄道アクセスを整備するにあたり、対象事業費に対する補助率を嵩上げ(18%→1/3)した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

引き続き平成22年度の開業に向けて成田高速鉄道アクセスの整備を実施していることから、A-2と評価した。
当該整備により、成田国際空港と都心部とが30分台で結ばれる予定である。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)
なし

(平成22年度以降)
なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：鉄道局都市鉄道課(課長 米田 浩)
関係課：鉄道局財務課(課長 松本 年弘)

業績指標 175

都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（①東京圏、②大阪圏、③名古屋圏；カッコ内は複々線化区間延長）

評価

○都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長 ①東京圏 A-2 ②大阪圏 A-2 ③名古屋圏 A-2	目標値：東京圏	2, 399	(複々線化区間 216) km	(平成23年度)
	大阪圏	1, 591	(複々線化区間 135) km	(平成23年度)
	名古屋圏	925	(複々線化区間 2) km	(平成23年度)
	実績値：東京圏	2, 384	(複々線化区間 215) km	(平成20年度)
	大阪圏	1, 571	(複々線化区間 135) km	(平成20年度)
	名古屋圏	925	(複々線化区間 2) km	(平成20年度)
	初期値：東京圏	2, 353	(複々線化区間 211) km	(平成18年度)
	大阪圏	1, 552	(複々線化区間 135) km	(平成18年度)
	名古屋圏	925	(複々線化区間 2) km	(平成18年度)

(指標の定義)

平成23年度までに完成が予定されている地下鉄等の新線の延長を加えた都市鉄道（三大都市圏）の路線の営業キロの延長。（複々線化されている区間の営業キロの延長については、括弧内に示した。）

- ・「都市鉄道」とは、大都市圏における旅客輸送を行う鉄道及び軌道のことをいう。
- ・「三大都市圏」とは、東京駅、大阪駅、名古屋駅を中心とした、概ね半径50km（名古屋は40km）の範囲をいう。

(目標設定の考え方・根拠)

現況値に、平成23年度までに完成が予定されている路線の延長を加え設定。今後は速達性の向上・相互直通運転化・乗り継ぎ円滑化により、鉄道ネットワーク全体としての利便性向上を目指す。

(外部要因)

営業路線の一部廃止

(他の関係主体)

地方公共団体（協調補助等）、鉄道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

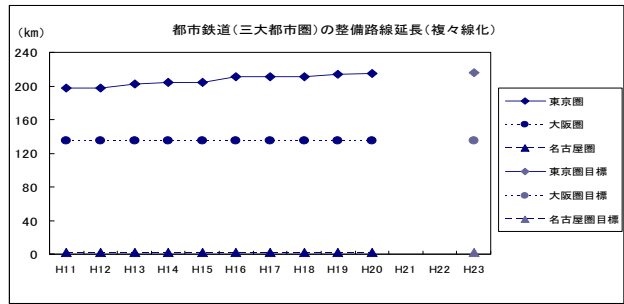
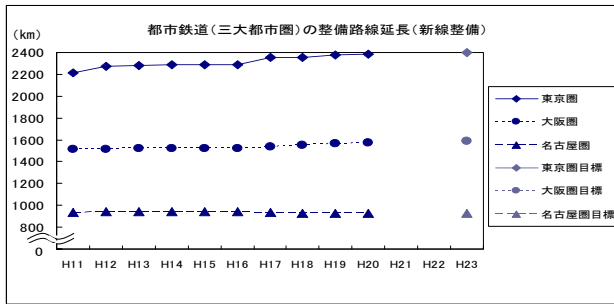
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値（km）					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
東京圏 2, 292 (211)	東京圏 2, 353 (211)	東京圏 2, 353 (211)	東京圏 2, 376 (214)	東京圏 2, 384 (215)	
大阪圏 1, 523 (135)	大阪圏 1, 536 (135)	大阪圏 1, 552 (135)	大阪圏 1, 564 (135)	大阪圏 1, 571 (135)	
名古屋圏 957 (2)	名古屋圏 933 (2)	名古屋圏 925 (2)	名古屋圏 925 (2)	名古屋圏 925 (2)	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・地下高速鉄道整備事業費補助
 大都市圏の交通混雑を緩和するために、地下高速鉄道建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の35%）を補助している。
 予算額334億円（平成20年度）
- ・空港アクセス鉄道等整備事業費補助（平成20年度より「ニュータウン鉄道等整備事業費補助」を改称）
 空港アクセス鉄道等の建設を促進するために、建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の15%等）を補助している。
 予算額63億円（平成20年度）
- ・都市鉄道利便増進事業費補助
 都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の3分の1）を補助している。
 予算額15億円（平成20年度）
 （税制特例）
- ・新規営業路線の開業により取得する鉄軌道施設に係る特例措置（固定資産税）
 5年度分1/3、その後5年度分2/3
- ・都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が取得する市街地の区域又は飛行場・周辺地域内のトンネルに係る非課税措置（固定資産税）
 非課税
 減収見込額 0億円（平成20年度）
- ・都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
 5年度分2/3
 減収見込額 0億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- （指標の動向）
- ・整備路線延長は、毎年着実に進展が見られ、この5年間の三大都市圏合計の整備延長は172kmである。
- （事務事業の実施状況）
- ・地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
 - ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。
 - ・平成20年度には、新線15.7kmが整備された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・都市鉄道の整備路線延長の実績値については、三大都市圏合計、東京圏及び大阪圏において昨年実績値より伸びており、今後も整備を推進していくことから、A-2と評価した。
- ・相互直通運転やスピードアップ等により到達時間の短縮を図るとともに、乗り継ぎ利便を向上すること等により、鉄道ネットワーク全体の利便性向上を目指す。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）
 なし
 （平成22年度以降）
 なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局都市鉄道課（課長 米田 浩）
 関係課： 鉄道局財務課（課長 松本 年弘）

業績指標 176

都市鉄道（東京圏）の混雑率

評価

B-2	目標値：165%（平成23年度） 実績値：171%（平成20年度） 初期値：170%（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

東京圏のJR、民鉄及び地下鉄の主要区間の平均混雑率。

- ・東京圏とは、東京駅を中心とした概ね50km範囲をいう。
- ・混雑率とは、最混雑時間帯1時間あたりの列車の混み具合を示す数値であり、 $\text{輸送人員} \div \text{輸送力} \times 100 (\%)$ で算出されるものである。

（目標設定の考え方・根拠）

当面の目標である主要区間の平均混雑率を150%以内とするべく、まずは、平成23年度までの目標を165%としている。これは、平成23年度までに整備が予定されている鉄道路線の開業及び今後の輸送需要動向等に基づく値である。

（外部要因）

少子高齢化等の人口動態

（他の関係主体）

地方公共団体（協調補助等）、鉄道事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

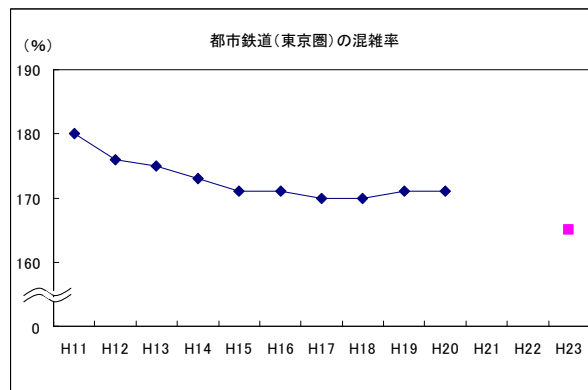
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

（年度）

H16	H17	H18	H19	H20
171%	170%	170%	171%	171%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地下高速鉄道整備事業費補助
大都市圏の交通混雑を緩和するために、地下高速鉄道建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の35%）を補助している。
予算額334億円（平成20年度）
- ・空港アクセス鉄道等整備事業費補助（平成20年度より「ニュータウン鉄道等整備事業費補助」を改称）
空港アクセス鉄道等の建設を促進するために、建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の15%等）を補助している。
予算額63億円（平成20年度）
- ・都市鉄道利便増進事業費補助

都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の3分の1）を補助している。
 予算額15億円（平成20年度）
 （税制特例）

- 新規営業路線の開業により取得する鉄軌道施設に係る特例措置（固定資産税）
 5年度分1/3、その後5年度分2/3
- 都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が取得する市街地の区域又は飛行場・周辺地域内のトンネルに係る非課税措置（固定資産税）
 非課税
 減収見込額 0億円（平成20年度）
- 都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置（固定資産税・都市計画税）
 5年度分2/3
 減収見込額 0億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成20年度の都市鉄道（東京圏）の混雑率は171%となり、前年度から横ばいで推移する結果となった。また、路線別に見ると、200%を超える混雑の激しい区間もあり、引き続き混雑緩和を図る必要がある。

（事務事業の実施状況）

- 地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
- 都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。
- 平成20年度には、新線15.7kmが整備された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 都市鉄道（東京圏）の混雑率の実績値については、前年度からの変化は見られないが、都市鉄道の新線整備等による輸送力の増強等と、少子高齢化に伴う通学客の減少等による輸送需要の頭打ちと相まって、今後、混雑率の低減が図られるものと予測されることから、B-2と評価した。
- 依然として東京圏を中心にして高い混雑率を示しており、これをさらに緩和していく。東京圏については、当面、主要区間の平均混雑率を全体として150%以内とするとともに、すべての区間のそれぞれの混雑率を180%以内とすることを目標とする（運輸政策審議会答申19号）。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局都市鉄道課（課長 米田 浩）

関係課： 鉄道局財務課（課長 松本 年弘）

業績指標 177

経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合

評価

A-2	目標値： 60% (平成23年度) 実績値： 54% (平成20年度) 初期値： 39% (平成18年度)
-----	---

(指標の定義)

経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者が地域関係者（沿線自治体・住民・NPO・法人等）と連携し、鉄道を活性化するために策定される計画（再生計画、LRT整備計画又は地域公共交通総合連携計画のいずれかをいう。以下「活性化計画」という。）に基づき、活性化策を実行している地方鉄道事業者の割合（各計画の二重計上はしない）。

(目標設定の考え方・根拠)

今後、地方鉄道の活性化を図っていく上では、鉄道事業者自身の取組に加え、地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者による積極的な関与が不可欠となっていることから、その環境整備に努めていく必要がある。そのため、経営基盤の脆弱な全ての地方鉄道事業者に鉄道の活性化に係る計画策定の助言・指導を行い、着実に実行されることを目指す。

平成17年～平成18年に策定された活性化計画の伸び（4社）を平成23年まで最低限維持した場合、平成23年度末の策定事業者は59社となる。→分子59社/分母99社（平成18年度末現在）＝60%

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地域関係者（地方自治体・沿線住民・企業）、鉄道事業者の参入、撤退

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

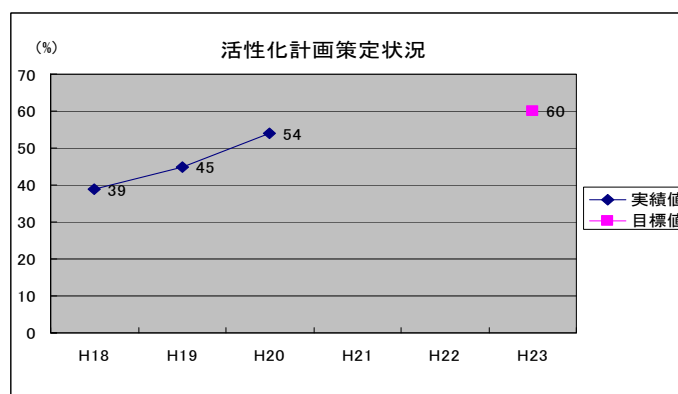
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	39%	45%	54%	54%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・鉄道軌道輸送高度化事業費補助金

地方鉄道について、地域公共交通活性化・再生法に基づき、自治体と鉄道事業者等が連携して実施する「公有民営」方式等の事業再構築に係る地域の意欲的な取組に対して重点的に支援するほか、保安度の向上、輸送の継続に資する設備投資に対し支援を行う。

予算額：2,448百万円（平成20年度）

- ・L R Tシステム整備費補助金
速達性に優れ、バリアフリーや環境にも優しい利用者本位の交通体系の構築を促進する観点から、まちづくりと連携したL R Tシステムの整備を推進するため、低床式車両その他のL R Tシステムの構築に不可欠な施設の整備を行う鉄軌道事業者に対し支援を行う。
予算額：516百万円（平成20年度）
 - ・地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金
地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し支援を行う。
予算額：3,000百万円の内数（平成20年度）
- （税制特例）
- ・鉄道軌道輸送高度化事業費補助等を受けて取得する安全性向上設備に係る特例措置（固定資産税）
5年度分1/2（緊急に整備する必要があるものは5年度分1/4）
減収見込額 0.5億円（平成20年度）
 - ・鉄道事業再構築事業等に係る特例措置（登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税）
登録免許税 所有権の移転登記 8/1000、地上権・賃借権の移転登記 4/1000
不動産取得税 非課税
固定資産税・都市計画税 5年度分1/4
減収見込額 0億円（平成20年度）
 - ・低床型路面電車の特別償却制度（法人税）
基準取得価額（取得価額の40%相当額）の20%
減収見込額 0億円（平成20年度）
 - ・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）
5年度分1/4
減収見込額 0.1億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

活性化計画が毎年4ポイント増していくものと設定しているが、平成20年度については、9ポイント増であったことから順調であると推測される。

（事務事業の実施状況）

【鉄道軌道輸送高度化事業費補助金】

平成20年度において、「鉄道軌道近代化設備整備費補助金」を「鉄道軌道輸送高度化事業費補助金」へ改編した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度に活性化計画を策定した事業者が9ポイント増となっていることからA-2と評価した。平成21年度において幹線鉄道等活性化事業費補助を拡充したことにより、施設整備に係る支援の充実を図る。今後とも活性化計画が策定されるよう後押しする。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

【鉄道軌道輸送高度化事業費補助金】

平成21年度より、補助対象となる事業を「計画安全事業」、「輸送継続支援事業」及び「鉄道事業再構築事業」に再編・整理し、全ての事業について補助率を1/3とするとともに、補助対象事業者に係る要件を緩和した。

【幹線鉄道等活性化事業費補助】

平成21年度より、潜在的な鉄軌道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法に基づく総合連携計画の枠組みを活用して、大幅な利便性向上等を図る「コミュニティ・レール化」に対する支援（連携計画事業）を追加した。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局 財務課（課長 松本 年弘）
鉄道局 財務課 地域鉄道支援室（室長 上住 まり）

〇活 力

政策目標 8

都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

施策目標 30

地域公共交通の維持・活性化を推進する

地域公共交通は、地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、地域公共交通の維持・活性化は非常に重要な課題である。国土交通省の取り組む地域公共交通に対する支援等の施策により、地域公共交通の維持・活性化がどれだけ推進されたかという成果が、178～182の指標で具体的・明確になる。

業績指標

178	地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数
179	バスロケーションシステムが導入された系統数
180	地方バス路線の維持率
181	有人離島のうち航路が就航されている離島の割合
182	生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合

【評価結果の概要】

（必要性）

地域公共交通は、地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、その維持・活性化は非常に重要である。しかしながら、近年、地域によっては公共交通機関の運行便数の減少などによる公共交通サービス水準の低下や、公共交通事業者の不採算路線からの撤退による交通空白地帯が出現している等の状況がみられ、地域公共交通を巡る環境は非常に厳しい状況にある。そのため地域公共交通の維持・活性化に資する当該施策を推進する必要がある。

（有効性）

本施策の具体的措置として、地方バス・地方鉄道・離島航路・離島航空路の維持・活性化等に対して支援を行ったが、業績指標の実績値は、全体として目標達成に向けて成果を示している。

地域公共交通の維持のうち、交通事業者による経営努力による維持・整備を基本としつつも、施策の実施により、事業として成立し難い地域での地域住民の日常生活に必要な生活交通については、施策の実施により確保されているところである。

また、地域公共交通の維持も含めた活性化・再生については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及びこれに関連する施策の実施により、多種多様な地域のニーズや課題に的確に対応した、地域の独自性、創意工夫による地域公共交通の活性化・再生についての意欲的な取組みが促進され、地域にとって最適な地域公共交通の活性化・再生を図るための環境整備が行われたところである。

以上のような効果的な施策を実施してきたことから、本施策は有効性が高いと評価できる。

（効率性）

地域公共交通の維持については、国と地方との適切な役割分担を踏まえた上で実施されている。また、地域公共交通の活性化・再生については、地域のニーズ・課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、市町村、公共交通事業者等の地域の関係者が、地域公共交通の活性化・再生に関する総合的な検討、合意形成を行い、合意した内容を確実に実施する取組に対して、国が総合的に支援を行っている。このように地域の主体的な取組みに対して支援を行うなど、支援の重点化が図られており、上で述べた施策の有効性と照らし合わせて、効率的であると評価できる。

（総合的評価）

地域公共交通は、地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、その維持・活性化は非常に重要な課題であるため、「地域公共交通の

維持・活性化を推進する」という施策目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として、地方バス・地方鉄道・離島航路・離島航空路の維持・活性化等に対して支援を行った。

業績指標の実績値は、全体として目標達成に向けて施策が実施されていると言えるが、地域のニーズによりの確に対応するとともに、これらの取組をより促進するため、引き続き現在の施策を確実に実施するとともに、更に充実していくこととする。

（反映の方向性）

基本的には現在の施策を引き続き確実に実施するとともに、地域のニーズによりの確に対応し、これらの取組をより促進するため、平成20年度に創設された、鉄道・コミュニティバス・乗合タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対しパッケージで一括支援する柔軟な制度である「地域公共交通活性化・再生総合事業」により、引き続き地域の創意工夫ある自主的な取組みを推進する。

また、地方バス路線の維持に関しては、輸送人員の減少等により引き続き厳しい経営環境にあることを踏まえ、バス車両の更新促進による構造改善を図るため、車両購入費に係る補助台数を拡充する。離島航路の維持に関しては、公設民営化のための船舶買取・船舶建造や、燃費向上等各種取組みの詳細な検討、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施するほか、離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置の充実及び延長を図る。

業績指標 178

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数

評価

A-2	目標値：300件（平成24年度） 実績値：263件（平成20年度） 初期値：60件（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

業績指標は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画の策定件数とする。地域における公共交通の活性化・再生のためには、地域の多種多様なニーズに応じるため、地域の関係者が、地域の真のニーズや問題を精査した上で、公共交通のあり方について総合的な交通計画を策定することが有効である。こうした観点から、地域公共交通総合連携計画の策定件数は地域公共交通の活性化・再生について地域の積極的な取組を反映した指標ともなりうるものである。

（目標設定の考え方・根拠）

地域公共交通総合連携計画の策定件数について、初期値については法律施行後初年度となる平成19年度の連携計画の策定件数（60件）を設定し、目標年次までに各地方運輸局等毎に30地域において連携計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等を乗じた300件とした。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

総務省、公安委員会、環境省、市町村（計画策定主体）等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）
- ・「日本経済の進路と戦略」（平成20年1月18日閣議決定）
 - i) 生活者の暮らしの確保（医療、福祉、居住、安全確保、環境保全、公共交通、情報通信基盤等）（中略）という3分野を柱に、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野を含めて施策を体系化し、一体的な施策展開を図る。〔第3章（1）〕
- ・「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）
 - 「地域公共交通活性化法」に基づき、住民の足の確保に対し支援する。〔第2章 2.（1）【具体的手段】（2）〕
- ・「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」（平成20年9月19日閣議決定）
 - 地域公共交通の活性化・再生に向けた支援の充実〔第1編 I 第3章 第1節〕
 - 地域コミュニティの活性化を図るため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の地域公共交通に関して、市町村、公共交通事業者、地域住民等による地域の創意工夫ある自主的な取組に対する支援の充実を図る。〔第2編 III 1（2）⑤ 7）〕
- ・「地域再生基本方針（一部変更）」（平成21年4月24日閣議決定）
 - 地域の活力を支える交通施策の推進を目的とした施策を推進する。〔2 1）⑥〕

【閣決（重点）】

なし

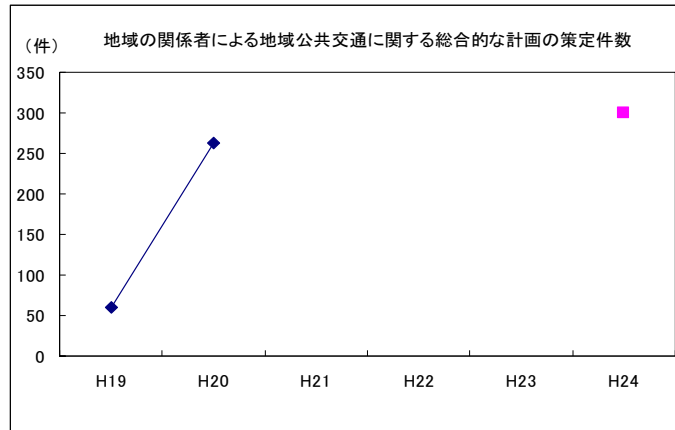
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	60件	263件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 地域公共交通活性化・再生総合事業
地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。予算額：30億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

- 地域公共交通活性化・再生調査事業
地域公共交通活性化・再生のための人材の育成や、DMV（デュアルモードビークル：線路と道路の両方の走行が可能な車両）等の新たな交通システムの普及促進のため、実証調査等を行う。予算額1.9億円（平成20年度、以下同じ）
- モビリティ・マネジメント事業
地域住民への公共交通機関への転換等の働きかけによる公共交通利用促進等交通サービスの需要サイドにおける取組みを拡大・普及させるための調査を実施する。予算額0.1億円
- 公共交通活性化総合プログラム
地域交通について専門的知見を有する地方運輸局が主体となって地域住民、NPO、交通事業者、地方自治体など関係者間でコンセンサスづくりを行い、その具体化、実現を図る。予算額3.0億円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度において実績値が増加し、平成21年度においても件数の増加が見込まれるため、当該指標の進捗状況は順調であるといえる。

（事務事業の実施状況）

地域の関係者に対するセミナー・研修など地域公共交通の維持・活性化の推進に対する取組みに加え、地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」を平成20年度に創設し、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進した結果、当該指標の実績値が増加するなど効果が現れている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標達成に向けた成果を示しており、A-2と評価した。引き続き、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

地域の創意工夫を活かして地域公共交通のサービス改善を図る「地域公共交通活性化・再生総合事業」について、調査事業の実施段階への移行や新規事業への対応、補助対象の拡大等から同事業を拡充するとともに、これと連携して行われる地方鉄道等の利便性向上に向けた取組（コミュニティ・レール化）や公有民営化等による事業再構築を支援する。

（平成22年度以降）

「地域公共交通活性化・再生総合事業」について、調査事業の実施段階への移行や新規事業への対応、広域化・多様化・高度化する取組みへの対応等のため、事業の拡充を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局交通計画課（課長 尾関 良夫）
 関係課：鉄道局財務課（課長 松本 年弘）
 自動車交通局旅客課（課長 石崎 仁志）
 海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）

業績指標 179

バスロケーションシステムが導入された系統数

評価

A-2	目標値：9,000系統（平成24年度） 実績値：8,349系統（平成19年度） 初期値：7,067系統（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数

(目標設定の考え方・根拠)

近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

バス事業者（事業主体）、地方自治体（協調補助）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

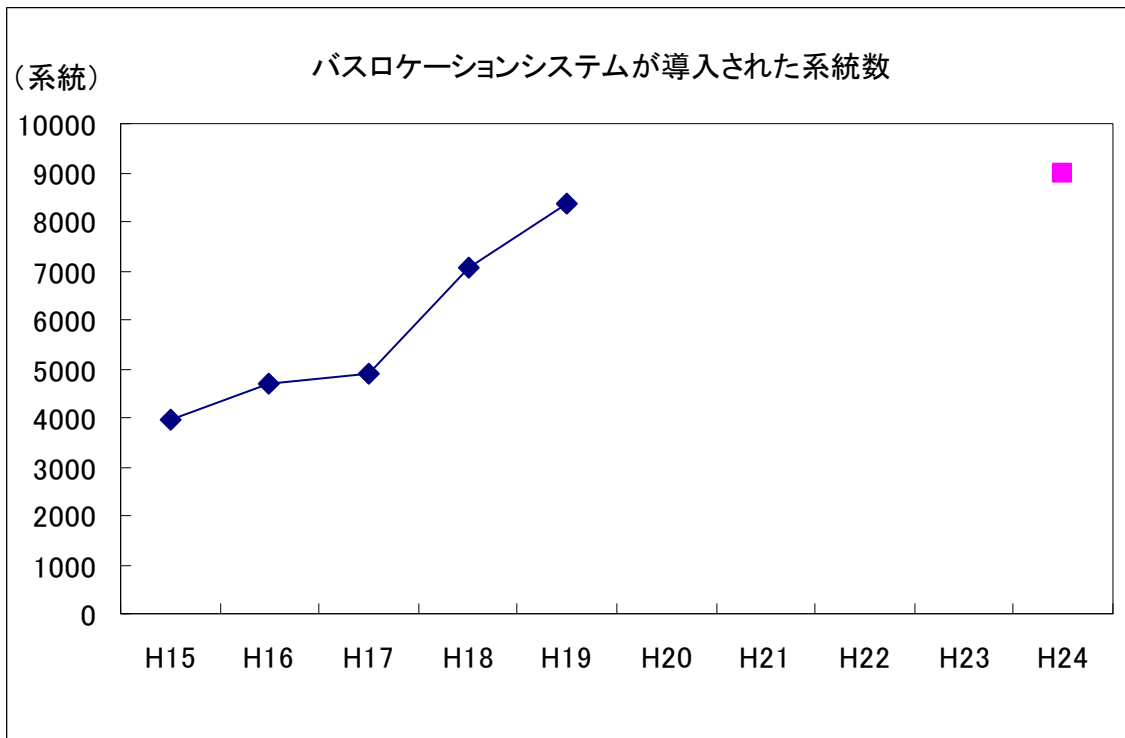
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
4,683系統	4,901系統	7,067系統	8,349系統	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

自家用車と公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立することにより、自動車交通の安全性の向上を図るため、オムニバスタウンの整備、日本型BRT、乗継施設などの整備等について地方公共団体と協調して支援する。

- 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業 予算額 17.15 億円の内数 (平成 20 年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 20 年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、平成 18 年度に 7,067 系統、平成 19 年度に 8,349 系統に達した。平成 18 年度及び平成 19 年度は、前年度から大幅に系統数を増やしたが、これは今まで導入していなかった事業者が大規模に導入したことによるところが大きい。このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成 20 年度は自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業として、バスロケーションシステムの導入等に対して 14 件の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

バスロケーションシステムの導入系統数の実績値は平成 19 年度に 8,349 系統に達し、目標値 9,000 系統の達成に向けて順調に推移しているため、A-2 と評価した。

バスの利便性向上への取り組みは積極的に推進しているところであるが、バス利用者数は、昭和 43 年度をピークに減少傾向にある。近年利用者数は下げ止まりの状況ではあるが、バス停の環境、バス待ちのイライラ、情報提供のあり方など、利用者が感じているバス交通への不満は解消すべき課題として残っている。

そこで、今後も自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業等の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のサービス向上のための取り組みを支援し、利用者にとって魅力ある安全で安心なバスサービスの提供を可能とする環境整備に取り組んでいく必要がある。特にバスロケーションシステムは中小のバス事業者ではなかなか導入まで進まない現状であり、導入コスト以外にも運営コストを下げられる仕組みにも取り組んでいく必要がある。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：自動車交通局旅客課 (課長 石崎 仁志)

業績指標 180
地方バス路線の維持率

評価

B-1	目標値：100%（平成20年度） 実績値：97%（平成20年度） 初期値：96%（平成14年度）
-----	--

（指標の定義）

「地方バス路線」とは、生活交通確保のため、地域協議会における協議結果に基づき都道府県が策定した計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認したものをいう。

「維持率」とは、国土交通大臣が承認した地方バス路線（毎年度承認）に対して引き続き運行されている当該路線（翌年度末）の割合。

（分子）＝評価年度末に引き続き運行されている地方バス路線数

（分母）＝前々年度に都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認した地方バス路線数

（目標設定の考え方・根拠）

都道府県策定の計画において維持が必要とされ、国として支援することとした地方バス路線が維持されることを目指す。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

- ・総務省（地方財政措置）
- ・都道府県（協調補助）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

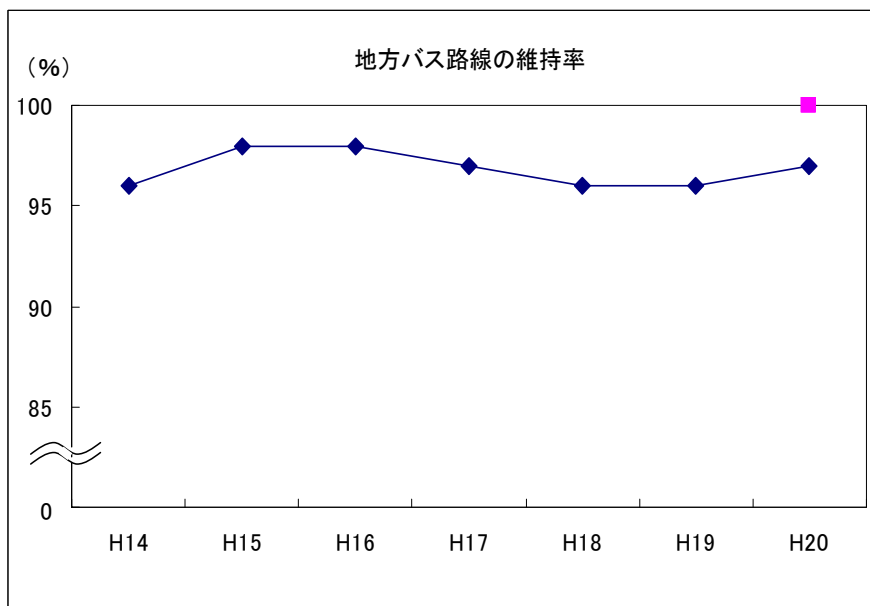
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
98%	97%	96%	96%	97%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 生活交通路線維持対策の実施
国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。
当初予算額7.4億円、補正予算額7億円（H20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成13年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、平成20年度の実績値は97%である。

これは、国が承認した平成19年9月末の路線数1,920路線のうち、平成21年3月末までに55路線が廃止となったためであるが、その内訳は類似系統の再編（30路線）等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で順調に推移している。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい路線や類似系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

（事務事業の実施状況）

平成20年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、業績指標の実績値が目標値を達成できていないことから、「B」と評価した。達成度は高水準を維持していることから、これを踏まえて目標値の見直しを行い、平成25年度の目標値を100%とする。国土交通省としては、引き続き地域の生活交通に支障が生じないように、地域協議会に参画していくとともに、引き続き都道府県と協調して支援を行う。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

輸送人員の減少等により引き続き厳しい経営環境にあることを踏まえ、バス車両の更新促進による構造改善を図るため、車両購入費に係る補助台数を拡充する。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局旅客課（課長 石崎 仁志）

業績指標 181

有人離島のうち航路が就航されている離島の割合

評価

A-2	目標値：71%（平成22年度） 実績値：70%（平成20年度） 初期値：71%（平成17年度）
-----	---

(指標の定義)

有人離島のうち航路が就航されている離島の割合

(目標設定の考え方・根拠)

我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はその内一般旅客定期航路が就航している離島数。

架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要があるものについて支援する。

(外部要因)

架橋の建設等に伴い、当該航路の利用者が減少し、航路廃止等となることが考えられる。

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月31日閣議決定）

離島航路の維持・改善を図るため行われてきた国の補助金の交付について、事業者の経営努力を促進する観点から、民営航路における公設民営化や公営航路等における入札制による民間航路事業者への委託制度の導入を推進するとともに、事業者の合理化・増収に対するインセンティブ制度などを導入する。（Ⅱ11（3）及びⅢ17エ②b）

【閣決（重点）】

なし

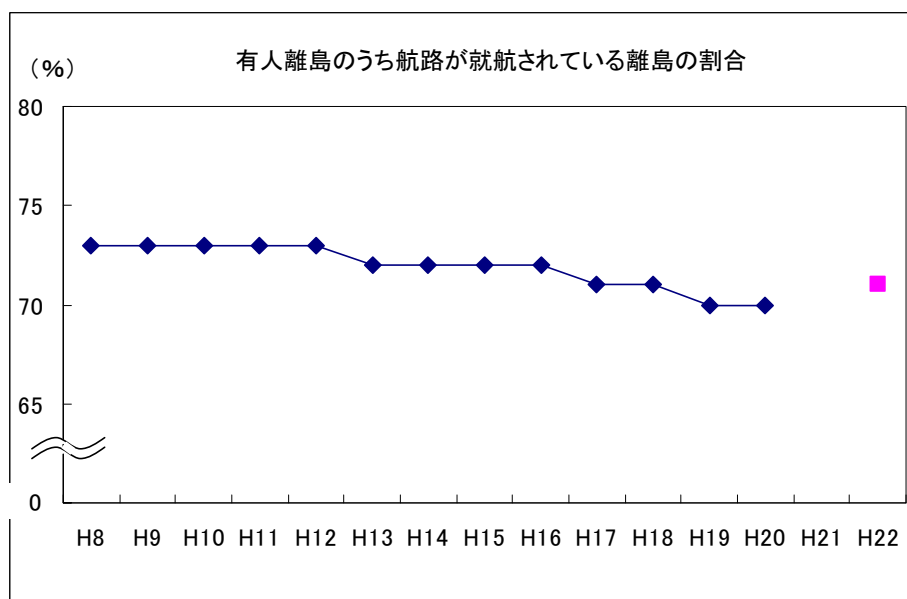
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値								(年度)
H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
73%	73%	73%	73%	73%	72%	72%	72%	72%
H17	H18	H19	H20					
71%	71%	70%	70%					



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①離島航路の維持及び改善を図るため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を補助する。
予算額：38.2億円（平成20年度当初）
32.6億円（平成20年度補正）
- ②離島航路に就航する船舶のバリアフリー化を図るため、離島航路事業者に対し、建造費の一部を補助する。
予算額：0.1億円（平成20年度）
- ③離島航路の活性化を図るため、離島地域の観光交流促進に関する調査を実施する。
予算額：0.2億円（平成20年度）
- ④離島航路における、燃費向上等各種取組みの詳細な検討、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施する。
予算額：2.5億円（平成20年度当初）
0.8億円（平成20年度補正）
- ⑤離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置の充実及び延長
課税標準を5年間1/6（従前：5年間1/3）（平成20年度）

関連する事務事業の概要

- ・地域公共交通活性化・再生総合事業

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年の有人離島数は421島、一般旅客定期航路が就航している離島数は293島（対前年▲3島）、実績値は70%であり、順調である。なお、減少した3島のうち、1島は無人島となり、1島は既に架橋により、1島は旅客不定期航路により交通手段が確保されていることから、目標値は、維持されているものと思料される。

（事務事業の実施状況）

- ・平成20年度離島航路補助金70.8億円を118航路108事業者に交付した。離島航路事業者の経営状況は、旅客輸送量の減少及び燃料費の高騰により、引き続き厳しい状況にある。
- ・離島地域の観光交流促進に関する調査を3カ所にて実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は70%を維持していることから、A-2と評価した。
- ・離島航路事業者の経営状況は旅客輸送量の減少及び燃料費の高騰により、引き続き厳しい状況にあり、平成21年度以降も引き続き離島航路補助金等について所要の予算額を確保する。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

- ・離島航路構造改革補助により、公設民営化のための船舶買取・船舶建造を実施し、離島航路の維持・活性化を図る。
- ・離島航路効率化・利便改善実証事業を活用し、離島航路における、燃費向上等各種取組みの詳細な検討、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施する。
- ・離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置の充実及び延長
課税標準を5年間1/6（延長）、その後5年間1/3（拡充）

（平成22年度以降）

平成21年度補正予算の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の離島航路への活用を地方公共団体に推奨した結果、平成22年度に構造改革補助を受けて省エネ船舶等の代替建造及び公設民営化による建造を行う予定の航路事業者が、同交付金等で平成22年度にかけて実施することとなり、それにより構造改革補助の平成22年度要求額が節減できた。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）

業績指標 182

生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合

評価

B-2	目標値：96%（平成22年度） 実績値：89%（平成20年度） 初期値：96%（平成17年度）
-----	---

（指標の定義）

飛行場を有しかつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島（現況28：北海道3空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県5空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港）のうち、航空輸送が確保されている離島の割合。

（分子）＝航空輸送が確保されている離島数

（分母）＝飛行場を有しかつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数（28）

（目標設定の考え方・根拠）

生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また、長期的にも現況値96%を維持することを目標とする。

（外部要因）

- ・ 船舶等代替交通機関へのシフト
- ・ 就航に適した機材の欠如

（他の関係主体）

- ・ 都道府県（国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施）
航空運送事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

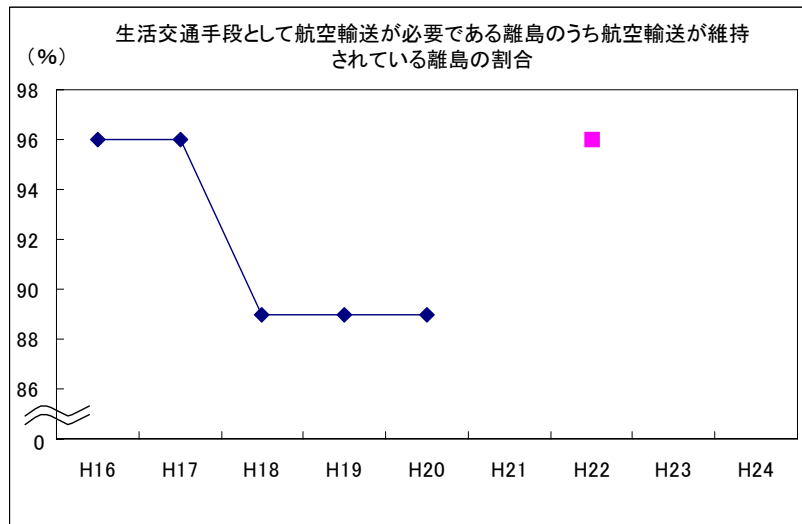
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						（年度）
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20
96%	96%	96%	89%	89%	89%	89%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

離島航空路線維持対策の実施

- ・幹線等の高需要路線に比べ競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線については、以下の総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図る。

①予算額：

機体購入費補助金	平成20年度：機体購入要望がなかったため、予算計上なし。
	平成21年度：5億円
離島航空路線運航費補助金	3億円(平成20年度)
衛星航法補強システム(MSAS)	
受信機購入費補助金	1億円(平成20年度)

②離島航空路線に就航する航空機に係る航空機燃料税及び固定資産税の軽減措置

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率の特例(航空機燃料税)

通常の3/4に軽減(26,000円/kl → 19,500円/kl)

減収見込額9億円(平成20年度)

離島路線航空機に係る課税標準の特例(固定資産税)

70t未満 3年間1/3、その後3年間2/3

20t以下 3年間1/4、その後3年間1/2

③離島航空路線に就航する航空機に係る着陸料の軽減措置

- ・沖縄島：ジェット機 1/6に軽減
- その他の航空機 1/8に軽減(うち、6t以下の航空機 1/16に軽減)

※平成24年3月31日までの間適用

- ・離島：ジェット機 1/6に軽減
- その他の航空機 1/8に軽減(うち、6t以下の航空機 1/16に軽減)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- ・既に廃止された離島路線(平成18年4月1日より、小値賀-長崎、上五島-長崎が廃止)は、本土-離島間輸送の大部分が船舶利用等の要因によって、搭乗率が4割を下回る水準まで下落したことに伴い、路線収支が悪化したこと等により、航空輸送が維持できなかった。当該路線については、当面就航の見込みはない。
- ・平成20年度時点では、28の離島のうち25の離島で航空輸送を維持しているところ。
- ・離島路線を運航する航空会社9社中3社は経常赤字を計上(平成19年度)し、苦しい経営状況。

離島路線の搭乗率別路線数(平成19年度)

搭乗率	20-29%	30-39%	40-49%	50-59%	60-69%
路線数	2路線	3路線	11路線	24路線	15路線

搭乗率	70-79%	80-89%
路線数	8路線	1路線

離島路線を運航する航空会社の経常収支(平成19年度)

(単位：億円)

航空会社	HAC	ANA	NCA	KOK	JAL I	JAC
経常収支	▲2.2	474.3	0.07	▲0.7	466.0	10.4

航空会社	JTA	RAC	ORC
経常収支	11.9	0.09	▲2.5

HAC：北海道エアシステム、ANA：全日本空輸(ANK：エアーニッポン、AKX：エアーニッポンネットワーク、NXA：エアーネクストを含む)、NCA：新中央航空、KOK：旭伸航空、JAL I：日本航空インターナショナル、JAC：日本エアコミューター、JTA：日本トランスオーシャン航空、RAC：琉球エアコミューター、ORC：オリエンタルエアブリッジ

(事業事務の実施状況)

- ・離島航空路線について、機体購入費補助、運航費補助、衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入補助等総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成20年度の業績指標は89%となっており、航空輸送が担っていた需要が船舶等代替交通機関へシフトする等の外部要因により、目標値を達成できなかったが、引き続き以下のような方向性に基づき取り組むこととした。よってB-2と評価した。

・離島航空路線は離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、また、地域的な航空ネットワークの維持及び活性化を図る観点から、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、総合的かつ柔軟な支援措置を講じる必要がある。

・今後とも、離島路線維持対策の対象となっている路線において、需要が船舶等代替交通機関へシフトする等の外部要因により、実績値が変動する可能性はあるものの、引き続き、離島路線補助対策を着実に実施する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)
なし
(平成22年度以降)
なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局監理部航空事業課(課長 篠原 康弘)

○活力

政策目標 8

都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

施策目標 3.1

都市・地域における総合交通戦略を推進する

集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

業績指標

183	まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率
-----	-----------------------

【評価結果の概要】

(必要性)

近年、過度な自動車利用により自動車依存型の都市構造が発生し、全面的な市街化が進行している。これを放置すると、さらに市街地の拡散化へとつながり、将来的に少子超高齢社会への対応や、中心市街地の衰退、公共交通の地位低下等の課題が発生することとなる。従って、過度な自動車利用からの脱却を図るため、基幹的な公共交通沿いに集約拠点の形成を促進するための本施策の取り組みが一層に必要となる。

(有効性)

平成20年度の業績指標の実績値は、現在調査中であるが、当該施策を推進していく手段として、都市交通戦略の推進や、併せて公共交通軸沿いに都市機能を集積させるための面整備や土地利用誘導等のまちづくりを行っており、平成20年度は、岡山市や石岡市（茨城県）等の都市交通戦略を策定し集約型都市構造をめざす都市が、昨年度より確実に増加していることから、当該施策は有効であった。

(効率性)

無秩序に、公共交通利用促進や面整備、土地利用誘導等のまちづくりを促進するのではなく、都市交通戦略を集約型都市構造実現のための主要な施策として位置づけ、総合的かつ戦略的な施策に基づきまちづくりを行っており、前年度と比較してその都市交通戦略を策定した都市は増加していることから、その効率性は高い。

(総合的評価)

集約型都市構造への転換を実現するため、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住し人口を増加させる施策目標の達成に向けて、都市交通の円滑化を図る都市交通施策の推進や土地利用誘導等のまちづくりの取り組みを実施しているところである。平成20年度の実績値は、現在調査中であるが、今後とも本施策の実施内容を確実に推進していく必要がある。

(反映の方向性)

- ・都市交通の円滑化を促進するためのさらなる支援策の強化

業績指標 183

まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率

評価

C-2	目標値：約 11% (平成 24 年度) 実績値： 0% (平成 19 年度) 初期値： 0% (平成 19 年度)
-----	--

(指標の定義)

集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

(注) 基幹的な公共交通とは、運行間隔、定時性等に優れた利用者にとって利便性の高い公共交通

<分母>H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (64.6%) と 30 年後に想定している基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (75.0%) の差

<分子>H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (64.6%) と各年度における基幹的な公共交通を利用できる人口の割合の差

(目標設定の考え方・根拠)

集約型都市構造を目指す都市の市街地において、用途地域内に居住する人口のうち、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口の割合を、30 年後には 75% (4 人に 3 人程度) まで増加させることを目的として、平成 24 年度までに各種事業の推進等によって見込まれる改善割合を目標 (11%) として設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)、公共交通事業者

(重要政策)

【施政方針】

第 169 回国会 施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)

「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

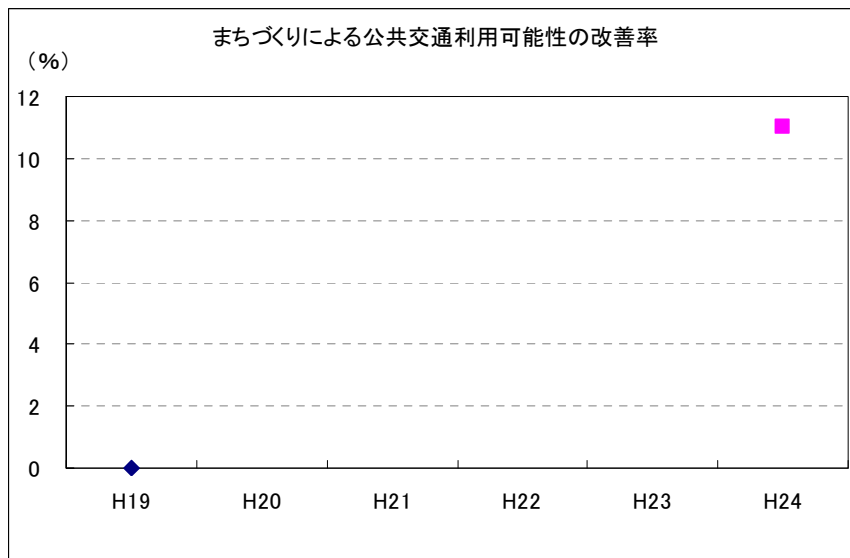
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値		(年度)
H19	0%	H20
0%	0%	調査中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○都市交通システム整備事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

予算額：71億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

○市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図る。

○都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既存市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、以て土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は現在調査中であり進捗は判断できないが、当該年度においては全国20箇所都市交通システム整備事業を執行、順調に終了しており、特段の外部要因もなかったことから、前年度の0%からは順調に進捗することが見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・都市交通システム整備事業により、全国20箇所において、自由通路・駅前広場の整備、駅施設・駅前広場のバリアフリー化による利便性の向上を図った。
- ・また、LRT等の利便性の高い公共交通機関に対する支援等を実施し、都市交通の円滑化の推進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は現在調査中であり進捗は判断できないが、当該年度においては全国20箇所都市交通システム整備事業を執行し、順調に終了したことに加え、公共交通を中心としたまちづくりを目指す都市交通戦略を石岡市（茨城県）、岡山市が策定するとともに、富山市では都市交通戦略に基づいてLRT整備を行った。以上のことにより、指標が順調に進捗することが見込まれ、今後とも現在の施策は維持すべきと考えられることから、C-2と評価した。
- ・今後、将来の都市像を明確にし、必要となる都市交通施策や実施プログラム等を内容とする都市交通戦略等の計画策定を行う都市数をさらに増加させる必要がある。また、公共交通の利便性の向上を目指して、都市交通システム事業のさらなる利用促進を図る必要がある。
- ・鹿兒島市や高岡市（富山県）等の都市交通戦略を策定する予定の都市があることに加え、自由通路、駅前広場の整備、駅施設・駅前広場のバリアフリー化等の公共交通の利便性向上のための取組を計画している地方公共団体等があることから、今後とも現状の施策を継続する必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

平成21年度より、都市交通システム整備事業において、集約型都市構造の実現を目指し、自動車に過度に依存することなく、人と環境にやさしい自転車を主要な都市交通として活用を図るため、自転車関連経費に対する支援を拡充し、更なる都市交通の円滑化に努めていく。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：担当課：都市・地域整備局街路交通施設課整備室（室長 有安 敬）

関係課：都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）

○活 力

政策目標 8

都市・地域交通等の快適性、利便性の向上

施策目標 3 2

道路交通の円滑化を推進する

渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。

業績指標

1 8 4	開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間
1 8 5	E T C利用率

【評価結果の概要】

（必要性）

大都市圏においては、人口、交通が集中し、激しい交通渋滞を引き起こしている。一方、地方中核都市及び地方の中心となる都市圏では、自動車分担率が依然として高く、特に朝夕のピーク時において、激しい交通渋滞が発生している。渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることが必要である。

（有効性）

円滑な都市・地域活動を支え、地域経済の活性化を図るため、環状道路やバイパスの整備、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等の渋滞対策を、特に整備効果が高い箇所に対し、重点化して実施している。また、路上工事の縮減、駐車対策、有料道路における効果的な料金施策の実施、総合的な交通戦略に基づく公共交通機関等の利用促進や徒歩・自転車への交通行動転換策の推進、交通結節機能の強化を図っている。各業績指標とも概ね着実に推移していることから本施策が施策目標達成に有効であると評価できる。

（効率性）

渋滞対策としては、最新の交通状況の把握に努め、特に整備効果が高い箇所に対し、重点的に渋滞対策を推進している。また、踏切対策については、連続立体交差事業や道路の立体化等の工程を工夫し、片側だけでもより早期の供用を目指すなど、開かずの踏切の早期解消等に向け、一層の効率化を図っているところである。

（総合的評価）

道路交通の円滑化推進に向け、各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移しているところである。引き続き、渋滞対策の推進をはじめとした交通の快適性・利便性の向上を図り、道路交通の円滑化に資する施策を推進することが必要である。

（反映の方向性）

- ・開かずの踏切の解消等に向けたスピードアップ
- ・多様で弾力的な料金施策の実施

業績指標 184

開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間

評価

A-2	目標値：約1割削減 (約118万人・時/日) (平成24年度) 実績値：約131万人・時/日 (平成20年度) 初期値：約132万人・時/日 (平成19年度)
-----	--

(指標の定義)

踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差

開かずの踏切等の遮断時間による損失時間

= 踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間 - 対策後に踏切通過に要する時間

(目標設定の考え方・根拠)

連続立体交差事業や道路の立体化等の踏切対策のスピードアップを図ることにより、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間を5年間で約1割削減することを目標とする。

(外部要因)

地元調整の状況、踏切道の交通量等

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)、鉄道事業者

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)

「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)

「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」

(第3章-第2節-1-(1)-①-イ-D)

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

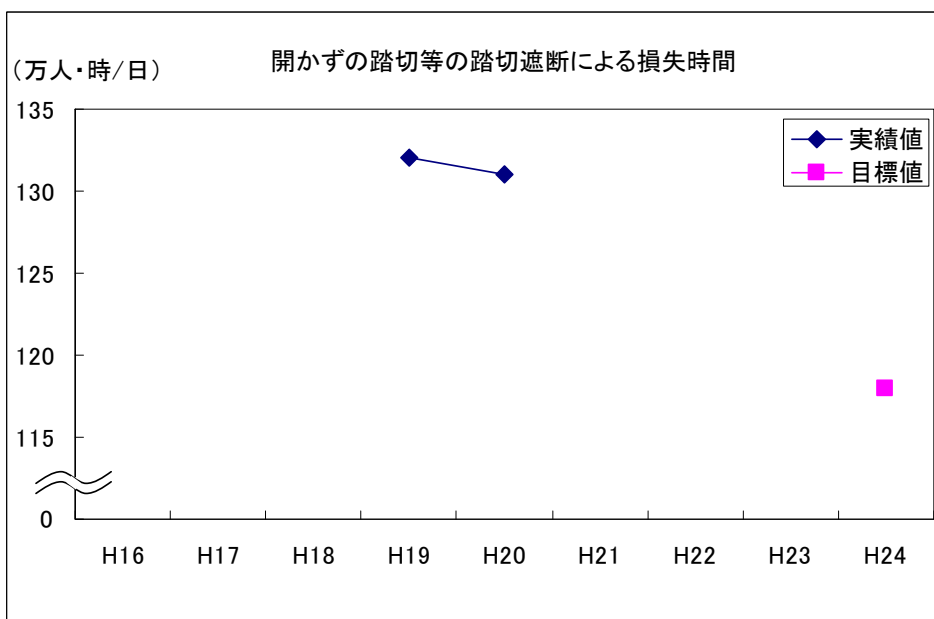
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約132 万人・時/日	約131 万人・時/日	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

開かずの踏切等の解消

- ・ 長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。(◎)

予算額：8,230億円の内数(平成20年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成19年度の実績値132万人・時/日に対して、平成20年度の実績値は約131万人・時/日となっている。目標値に向けた直線的な削減を想定すると不足している様に見えるが、連続立体交差事業や道路の立体化等は、事業完了まで長期間を要し完成により加速度的に損失時間の削減が見込まれることから、目標の達成に向け順調に進捗していると言える。

(事務事業の実施状況)

- ・ 開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策についてスピードアップを図り推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 踏切除却を行う抜本的な対策のスピードアップが図られ、事業完成の早期実現が期待でき、平成21年度以降も着実な進捗が見込まれることから、A-2として評価した。
- ・ 引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 路政課(課長 吉田 英一)

関係課：都市・地域整備局 街路交通施設課(課長 松井 直人)

鉄道局 施設課(課長 高橋 俊晴)

業績指標 185
ETC利用率

評価

A-2	目標値：85%（平成24年度） 実績値：79%（平成20年度） 初期値：76%（平成19年度）
-----	---

(指標の定義)

ETCの導入済みの料金所においてETCを利用した車両の割合

$$\text{ETC利用率} = \frac{\text{ETCが導入されている料金所におけるETC車の入口総交通量}}{\text{ETCが導入されている料金所における入口総交通量}}$$

(目標設定の考え方・根拠)

京都議定書目標達成計画に位置付けており、料金所渋滞の緩和及びCO₂排出量削減による地球環境の改善に向け、5ヶ年後のH24末までに、全国で85%がETCを利用している状態になることを目標とする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

・各高速道路会社（ETC普及促進策の実施状況）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）

「高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の推進
（第3章-第2節-1-①-イ-D）」

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

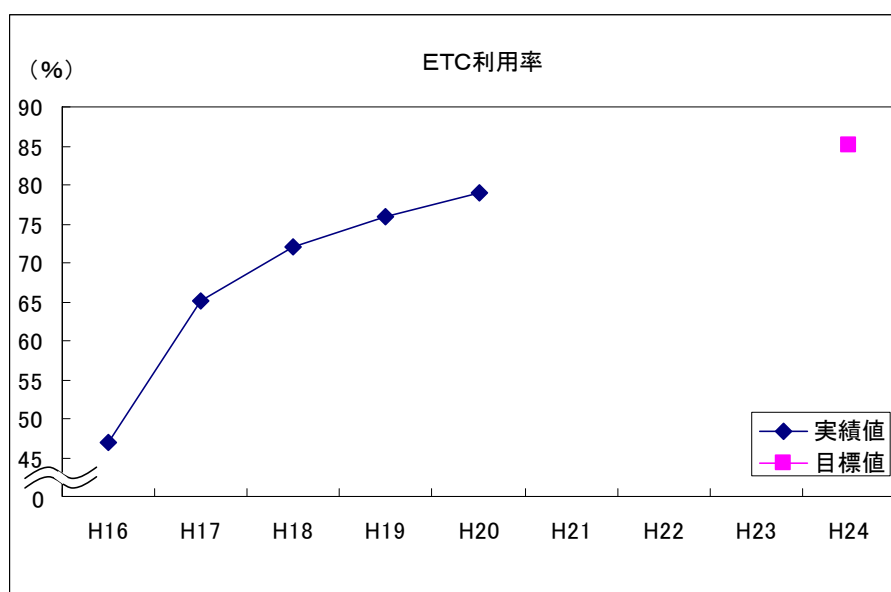
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
47%	65%	72%	76%	79%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

E T Cの利用促進・活用推進

E T Cへの利用転換を促進するため、E T C車載器リース制度等の車載器購入支援を実施し、E T Cの利用機会の拡大に向けた支援を実施。(◎)

予算額：4, 3 3 8億円の内数(平成20年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・E T C車載器の普及促進策や高速道路会社の料金割引施策等により、平成20年度の実績値は79%に達しており、目標達成に向け順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

・E T C車載器購入費用軽減策として、車載器のリース制度等の車載器購入支援を実施。

・マイレージ割引や時間帯割引等の多様で弾力的な料金割引を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度の実績値は79%と京都議定書目標達成計画における平成20年度の見込み77%を上回って着実に増加しており、目標達成に向け順調に推移している。

今後も目標達成に向け、E T C車載器購入費用軽減策として、車載器のリース制度等の車載器購入支援の実施、マイレージ割引や時間帯割引等の多様で弾力的な料金割引を継続する。

以上から、今回の評価としてはA-2とした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 有料道路課(課長 森 昌文)

○活 力

政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

施策目標 33

社会資本整備・管理等を効果的に推進する

社会資本整備・管理等を効果的に推進するためには、社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を毎年度適切にフォローアップすることが重要であり、この観点から業績指標を設定している。

業績指標

186	公共事業の総合コスト改善率
187	事業認定処分の適正な実施（訴訟等により取り消された件数）
188	国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討の報告数及び研修等の満足度（①調査検討の報告数、②講演等実施後のアンケート調査等に基づいた満足度、③研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度）
189	建設施工企画に関する指標（①ICT建設機械等（土工（盛土）の敷均し、締固め施工）による施工日数及び出来形管理の所要日数の短縮割合、②建設現場における創意工夫の事例の活用件数、③安全管理評価手法の試行工事件数）
190	用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）

【評価結果の概要】

（必要性）

社会資本整備・管理等を効果的に推進するためには、厳しい財政事情が続くなかで、引き続きコスト縮減の取り組みを継続する必要があるとともに、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招く恐れもあることから、コストと品質の両面を重視するVFM最大化を図る施策を実施する必要がある。また、事業認定処分の適正な実施、企画立案等の質の向上等を図る施策を実施する必要がある。

（有効性）

平成20年度の取り組みによる成果は集計中であるが、平成19年度までの国土交通省コスト構造改革プログラムに盛り込まれる施策の推進等では、総合的なコスト縮減を図ることで14.1%の総合コスト縮減率を達成し、技術開発の推進・新技術の活用・調達の効率化といった社会資本整備・管理の効果的な推進に一定の成果を上げており、平成20年度からは、VFM最大化を重視したコスト構造改善プログラム等により、コスト縮減のみではなく、コストと品質の両面に有効な施策を実施していることから、有効性を評価できる。

（効率性）

平成20年度の取り組みによる成果は集計中であるが、平成19年度までの国土交通省コスト構造改革プログラム等に基づくコスト構造の見直し等では、技術開発の推進・新技術の活用・調達の効率化等において一定の成果をあげ、これらの取り組みの推進により14.1%の総合コスト縮減率を達成していることから、効率性は高い。平成20年度からは、VFM最大化を重視したコスト構造改善プログラム等により、コスト縮減のみではなく、コストと品質の両面の改善を図る施策を実施していることから、効率性も向上していると評価できる。

（総合的評価）

業績指標の実績値は、施策目標の達成に向けて着実な成果を示している。

今後とも、社会資本整備・管理等の効果的な推進を着実に進めるため、VFM最大化を重視した国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等に基づく各種施策や、事業認定処分の適正な実施、企画立案等の質の向上等を図る施策の一層の推進を図ることが重要である。

（反映の方向性）

- ・ 国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム（平成20年3月策定）等に基づく取り組みのより一層の推進等

業績指標 186

公共事業の総合コスト改善率

評価

A-2	目標値：15%（平成24年度） 実績値：－（平成20年度） 初期値：－（平成20年度）
-----	---

(指標の定義)

◎平成24年度までに、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率の達成を目指す。
 総合コスト改善率は、総合コスト改善額を当該年度の全工事費（維持管理費にかかる工事費を含む）と工事コスト改善額との和で除したものの。

$$\text{総合コスト改善率} = \frac{\text{総合コスト改善額}}{\text{全工事費} + \text{工事コスト改善額}}$$

(目標設定の考え方・根拠)

◎公共事業の総合コスト改善率
 平成20年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき設定。

※平成19年度までは、前プログラムである「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、「総合コスト縮減率」を設定しており、平成19年度までに平成14年度と比較して、14.1%のコスト縮減と概ね目標を達成してきたところである。

プログラム終了に伴い、平成20年3月に「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、工事コストの縮減等前プログラムの評価項目に加え、①民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、②施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、③環境負荷の低減効果等の社会コスト構造の改善を評価する「総合コスト改善率」を設定することで、コストと品質の両面を重視するVFM最大化を図ることとした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

内閣官房及び関係府省庁（政府として公共事業コスト構造改善プログラムを実施中）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

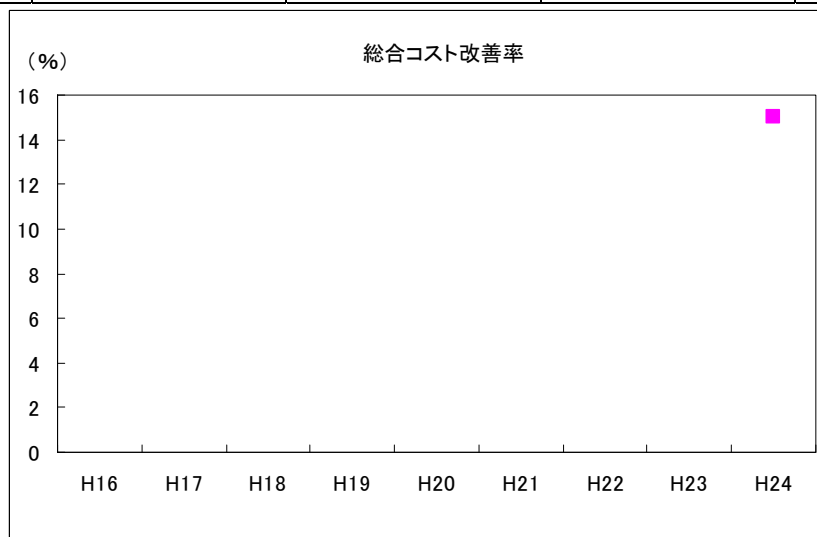
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
—	—	—	—	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

公共事業に係る調査・設計・施工等の各段階においてVFM最大化の取組を推進するため、国土交通省コスト構造改善プログラムに基づく各種施策を推進・検討する。

予算額 78,809千円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

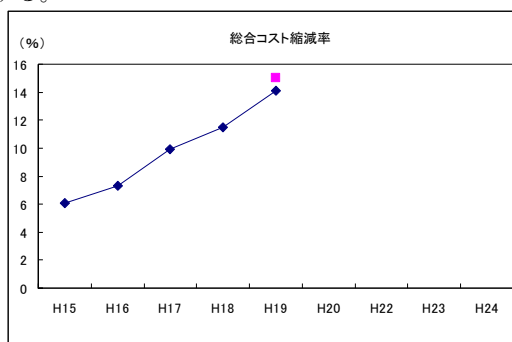
総合コスト改善率については集計中である。平成19年度まで集計していた総合コスト縮減率については、目標年度の平成19年度で目標値15%をおおむね達成する14.1%となっており、総合コスト改善率についても順調に推移すると推測される。

(事務事業の実施状況)

平成20年度より実施しているVFM最大化を重視した国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムに基づく各種施策の取り組みの推進・検討を図るとともに、その着実な実施を図るため、その実施状況をフォローアップしている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度より実施している国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムに基づく総合コスト改善率については、現在集計中であるが、昨年度までの総合コスト縮減率のトレンドから、取り組みは順調に推移すると推測されることから、A-2と判断する。



平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：大臣官房技術調査課(課長 横山 晴生)

関係課：省内公共事業関係各局

業績指標 187

事業認定処分の適正な実施（訴訟等により取り消された件数）

評価

A-2	目標値：0件（平成23年度） 実績値：0件（平成20年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

土地収用法の事業認定にあたっては、請求があった場合には公聴会を開催しなければならないとともに、事業反対等の意見書があった場合には社会資本整備審議会の意見を聴取しなければならないこととされているなど、適正かつ公正な判断を行うために必要な手続きを取ることとされており、これらの手続きを適正に、かつ、確実に行うとともに、こうした手続きを踏まえて事業認定庁として適正な判断を行って訴訟等になった場合でも取り消されることのないようにする。

（目標設定の考え方・根拠）

土地収用法の事業認定については、それが公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としたものであり、また、仮に処分後に取消訴訟等により取り消された場合には公共事業が途中でストップしてしまうおそれがあることから、事業認定にあたっては適正かつ公正な判断を行うことが特に重要であり、適正な手続きを確実に行って、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要である。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

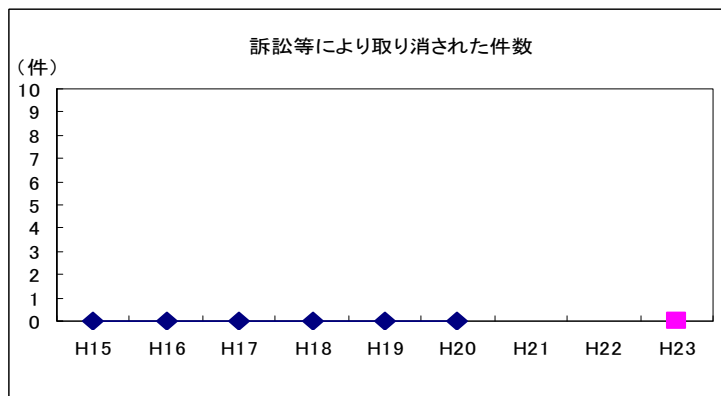
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	H20
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

事業認定の法的効果の早期発現に向けた取組みを行うとともに、公聴会の開催、社会資本整備審議会からの意見聴取等により、土地収用法に基づく事業認定について、適正かつ公正な判断を行う。

予算額 16,710千円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調（過去5年間における事業認定取消件数0件）

(事務事業の実施状況)

平成20年度実績

- ・事業認定取消件数0件（継続中の事業認定取消訴訟5件）
- ・公聴会開催件数5件
 - 本省主催：一般国道42号改築工事（紀宝バイパス） 一般公述人9組15名
 - 〃：一般国道468号新設工事（圏央道） 一般公述人2組3名
 - 地整主催：別当川内海ダム再開発工事 一般公述人19組34名
 - 〃：一般国道39号改築工事 一般公述人0組0名
 - 〃：主要地方道島田吉田線 一般公述人2組3名
- ・社会資本整備審議会開催回数 3回

訴訟については、最高裁、東京、大阪、静岡、金沢地裁でそれぞれ1事業、計5事業について訴訟が提訴されており、そのうち4件で事業認定取消訴訟に収用裁決取消訴訟が併合審理されている。これは原告が収用裁決の取消理由として事業認定の違法を主張し、「違法性の承継」について裁判所が認めているためであり、事業認定の法的効果の発現が不安定となる要因になっている。

なお、「違法性の承継」については「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」（平成17年3月閣議決定）で「違法性の承継の遮断の可否ないしそれに関する規定の設置について今後検討会等を設置して検討を開始すべきである。」とされており、「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月規制改革会議）においては、「平成19年度中に検討を行い結論を得る。その検討結果を踏まえて、土地収用法等の改正も含めて、違法性の承継を遮断するために必要な措置を講ずる。」とされていることから、これらのために必要な学識経験者等による検討会を平成19年度に実施した。

公聴会については、開催請求に基づき上記のとおり開催し、事業の公益性の判断に必要な情報の収集を行っている。

社会資本整備審議会（公共用地分科会に審議を付託）については3回開催されており、4件の事業を付議しているが、いずれの事業も認定庁の見解どおり「事業認定すべき」との意見をいただいている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成15年度以降、業績指標である事業認定取消件数0件を維持しており、現在の取組みを継続していくことからA-2と判定した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成21年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局総務課土地収用管理室（室長 山本 有一）

業績指標 188

国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討の報告数及び研修等の満足度（①調査検討の報告数、②講演等実施後のアンケート調査等に基づいた満足度、③研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度）

評価

① A-2 ② A-2 ③ A-2	目標値：①14件（平成19～23年度平均） ②95.0%（平成23年度） ③90.0%（平成20年度） 実績値：①13件（平成20年度） ②99.3%（平成20年度） ③92.6%（平成20年度） 初期値：①13件（平成18年度） ②90.9%（平成17～18年度平均） ③88.8%（平成19年度）
-------------------------	--

（指標の定義）

国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討の報告数及び研修等における受講者の満足度

（目標設定の考え方・根拠）

実際に行った①調査検討の件数及び②研修等の満足度について目標値と比較し検討する。

（なお、①調査検討の報告は、社会経済環境において生起する諸課題等を踏まえて作成するものであり、件数について減少する場合もあることに留意）

（外部要因）

社会経済環境において生起する諸課題等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

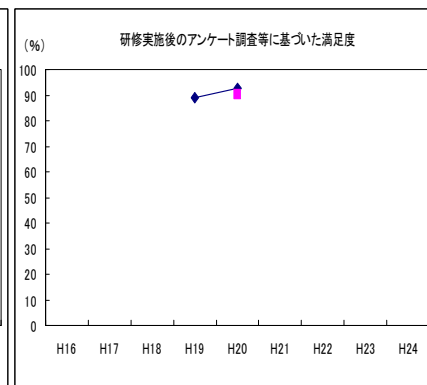
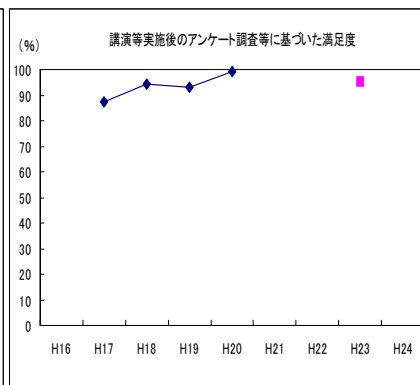
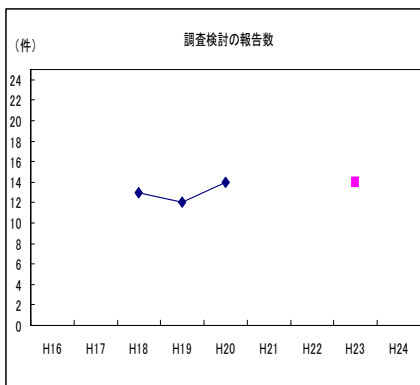
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	—
①—	①13件	①12件	①13件	—
②87.5%	②94.2%	②93.2%	②99.3%	—
③—	③—	③88.8%	③92.6%	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討、研修等の実施
国土交通政策の企画立案等に必要な各種調査検討業務や国土交通政策の企画立案等に携わる職員等に対し、必要な知識の習得等を目的として各種講演、研修等を実施している。
予算額①24,154千円、②139,562千円、③201,853千円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 「順調」
目標値に近い数値で推移しており、国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討が実施されていると認められるため。
- ② 「順調」
初期値から目標値に向かって伸びており、受講者のニーズに合った講演等を実施されていると認められるため。
- ③ 「達成」
実績値が目標値を上回っており、実施した研修等の内容が研修員のニーズに合致し、一定の効果を上げていると認められるため。

(事務事業の実施状況)

- ① 社会経済環境において生起する諸課題等を踏まえた国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討等を実施している。
- ② 国土交通政策の展開を行うための基礎的な知見の醸成を図ることを目的として、20年度においては県境を越えた地域づくりの現状と将来への期待、地方港活用による二酸化炭素削減と物流削減等の講演等を実施し、それぞれの講演等実施後に受講者に対し、アンケート調査等を実施している。
- ③ 国土交通行政に携わる職員に対し、新しい行政ニーズを的確に把握し、効率的に職務を行うために必要な知識・考え方を習得し、行政能力を向上させることを目的として、総合課程、専門課程、特別課程の3つの課程で合計182コース（平成20年度）の研修を実施し、それぞれの研修修了時に研修員に対し、アンケート調査等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 調査検討の報告数については、社会経済環境において生起する諸問題等の有無により影響を受けるもので、期間中の件数のみで事業の業績を評価できるものではないが、現状では目標値に近い数値で推移していることからA-2と評価した。今後も社会経済環境において生起した諸問題等を考慮しながら、社会資本の整備・管理等の推進に資する各種調査検討を実施していく。
- ② 講演等実施後のアンケート調査等に基づいた満足度については、目標値を上回ったことからA-2と評価した。引き続き21年度においても目標値を達成すべく講演会等の充実を図る。アンケート調査は、「今後取り上げて欲しい分野」、「その他意見・要望等」について実施しており、具体的なテーマの記載に加え、「回数を増やして欲しい」、「勤務時間内での実施のため参加が困難」など様々な意見が寄せられている。これらの意見等に対応すべく、現在は参加できない職員に対して、講演内容の録音媒体を提供するなど利便性を図っているが、今後は、イントラネットに講演内容を提供する等、より多くの職員に対し知見の共有ができるよう努めていくとともに、職員のニーズを吸い上げる機会の充実を図っていく。
- ③ 研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度は、平成20年度に目標年度を迎えたが、目標値を上回った実績値を示しているためA-2と評価した。今後の対応としては、20年度アンケート等の調査から抽出された研修ニーズの中で複数の研修において、「研修期間を短縮してほしい」、「研修時期を変更してほしい」、「参加しやすいよう年度内に複数期同一研修を設定してほしい」などの意見が寄せられている。これらの意見等に対応すべく、研修期間の短縮化、研修開催時期の見直し及び同一研修の年度内の複数期開催等、職員が一層研修に参加しやすい研修環境の整備を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局政策課（課長 奈良平 博史）
関係課：国土交通政策研究所総務課（課長 星野 ふさ子）
国土交通大学校総務部総務課（課長 本郷 康嗣）

業績指標 189

建設施工企画に関する指標 (①ICT建設機械等(土工(盛土)の敷均し、締固め施工)による施工日数及び出来形管理の所要日数の短縮割合、②建設現場における創意工夫の事例の活用件数、③建設現場における安全管理評価手法の試行工事件数)

評価

①C-2 ②A-2 ③C-2	目標値：①約2割縮減(平成21年度) ②100件(平成21年度) ③50件(平成24年度) 実績値：①- (平成20年度) ②122件(平成20年度) ③- (平成20年度) 初期値：①- (平成18年度) ②- (平成18年度) ③- (平成19年度)
----------------------	---

(指標の定義)

①土工(盛土)における敷均し・締固め等の施工日数及び完成形状の監督・検査の所要日数において、従来施工とICT(情報通信技術)施工を活用した施工方法による施工日数等の削減率
 [ICTを活用した場合の施工日数/従来施工の場合の施工日数]

- ②創意工夫の事例が活用された工事の累積活用件数
- ③安全管理評価手法による工事が試行された工事件数

(目標設定の考え方・根拠)

①土工(盛土)における、敷均し・締固め施工において、一般機械を使用した従来施工と3次元機械制御対応の建設機械を使用した情報化施工による施工効率から施工日数を試算。

また、完成形状の監督・検査においても従来のレベル・巻尺による手法と、トータルステーション(3次元位置を瞬時に計測できる装置)を用いた新たな手法による所要日数を試算。それらの日数を基に目標値を設定。

②建設工事の品質確保・コスト縮減を図るため、施工現場における創意工夫の事例を広く普及させる。

現況を勘案し、平成21年度の目標を各年度の活用累積件数100件と設定。

③建設機械施工の安全性を向上させ事故件数の低減を図るため、平成21年末に安全管理水準評価手法を策定し、直轄工事先導で平成24年度に試行する。試行目標値として50件を設定。

(外部要因)

- ①なし
- ②直轄工事の発注件数
- ③直轄工事の発注件数

(他の関係主体)

- ①なし
- ②地方自治体(工事発注担当)
- ③なし

(重要政策)

【施政方針】

- ①なし ②なし ③なし

【閣議決定】

- ①なし ②なし ③なし

【閣決(重点)】

- ①なし ②なし ③なし

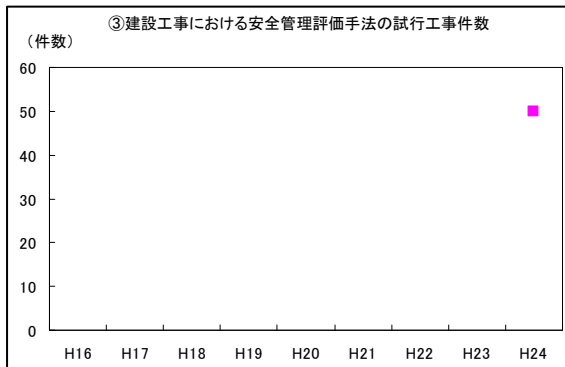
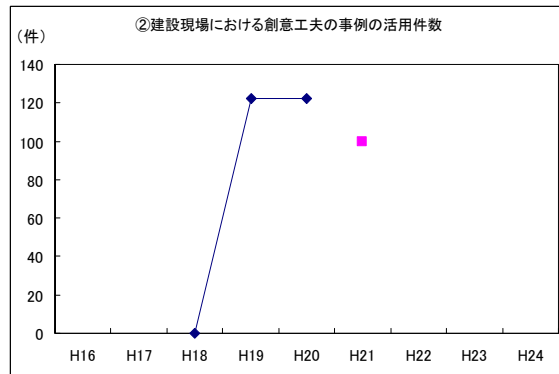
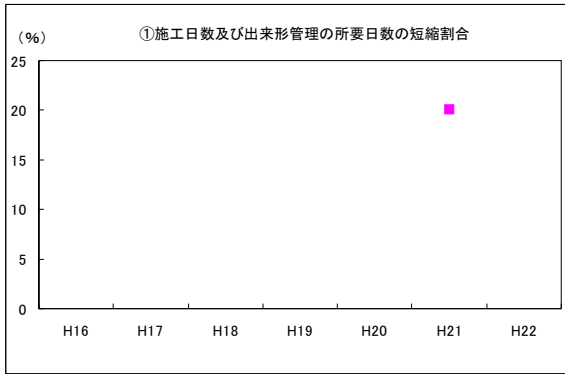
【本部決定】

- ①なし ②なし ③なし

【政府・与党申合】

- ①なし ②なし ③なし

過去の実績値				(年度)
H18	H19	H20		
① -	① -	① -		
② -	② 122件	② 122件		
③ -	③ -	③ -		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 施工現場の情報化による監督・検査業務の効率化・品質確保の推進
ICTを活用して、工事の施工状況の連続的な監視や施工データの記録を行うことにより、完成後における施工状況の再現、施工履歴の確認などが可能となる施工現場の情報化を図り、監督・検査の強化及び効率化、品質確保を推進する。
予算額 14,629千円 (平成20年度)
- ② 創意工夫事例の普及による施工改善の推進に関する調査・検討
施工現場における創意工夫・施工環境事例について実態調査を行い、品質確保、コスト削減の効果の高い事例の選定や普及を阻害している要因とその改善方策について、現場での施工経験者からの意見収集とともに検討を行う。
予算額 2,812千円 (平成20年度)
- ③ 建設機械施工の安全対策の推進に関する調査検討
安全優良事業者への表彰制度や工事成績評定への加点等の優位性を付与することを目的とした建設機械施工における事業者の安全管理水準評価指標の検討を行い、評価指標の策定を行う。
予算額 7,012千円 (平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 「判断できない」
施工及び監督・検査の所要日数の短縮を達成するためには、ICT建設機械等を使用する場合の新たな施工管理手法、監督検査基準の確立が必要であるため(平成20年度中実施)、現時点では目標の達成状況の判断はできない。なお、平成20年度は、所要日数短縮のため監督・検査について、トータルステーションを用いた新たな管理要領をとりまとめた。
- ② 「業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している」
創意工夫の事例が活用された工事件数については、平成19年度の直轄工事現場において調査を行い、目標の達成状況の判断ができた。
なお、これまでに、施工現場における創意工夫の事例集を作成し、業団体に配布した。また、HPにも掲載して周知に努めている。
- ③ 「判断できない」
安全管理システムによる試行実施は、平成24年度より直轄工事先導で実施するため、目標の達成状況の判断はできない。

(事務事業の実施状況)

- ① 施工や監督・検査の効率化及び工事における品質の確保を実現するため、ICT施工に対応した新たな施工管

理手法を整備中である。今後は、土工（盛土）における敷均し・締固め等について、ICT建設機械が取得したデータを監督・検査に活用できる施工管理手法の確立に取り組む。

- ② 平成20年度においては、平成19年度工事の創意工夫された工事件数の調査を実施し、目標とする活用件数の目標を達成していることを確認したが、目標を上げて調査を継続するとともに、さらに創意工夫事例の普及を促進するための方策を検討した。
- ③ 平成20年度においては、安全管理水準評価指標の策定に向けて、建設機械施工に係る事業者等に安全管理に関する調査を実施するとともに、安全管理評価項目、評価手法の検討を行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ① 現時点では、所要日数短縮のため監督・検査について、トータルステーションを用いた新たな管理要領をとりまとめたところである。さらに、所要日数短縮を実現するためのICT施工に適した施工管理手法策定に取り組んでいるところであるため、実績値は目標年度である平成21年度に集計されることから、C-2と評価した。
- ② 業績指標は、創意工夫の事例が活用された工事の各年度の活用件数であり、現在目標を達成しているが、さらに目標を上げ引き続き施策を維持するものとし、A-2と評価した。
- ③ 業績指標は、安全管理水準評価指標により試行がされた工事件数であり、現在のところ、安全管理水準評価指標の構築に向けて調査及び検討を実施中であることから、C-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設施工企画課（課長 渡辺 和弘）

業績指標 190

用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）

評価

A-2	目標値：3.15%（平成19～23年度の平均） 実績値：3.33%（平成15～19年度の平均） 初期値：3.50%（平成13～17年度の平均）
-----	---

（指標の定義）

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」（注）となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合（％）。

（注）用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

（目標設定の考え方・根拠）

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値（平成19～23年度の5カ年のあい路率の平均）は、現況（平成13～17年度までの過去5カ年の平均）から1割改善させることとして設定。また、長期的にもできる限り改善していく。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

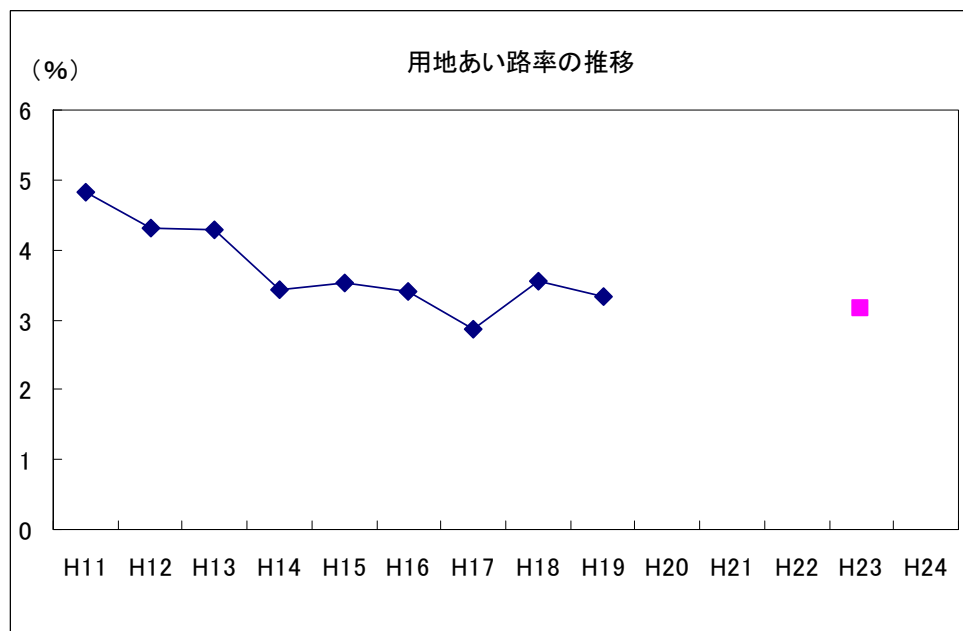
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
3.40%	2.87%	3.54%	3.33%	21年度中に調査予定	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・適正な用地補償のための制度再構築に関する実態調査
公共用地の取得業務全般における補償実態を把握するための建物・工作物などの各種補償事例を抽出したモデル調査を実施し、現行の損失補償基準及び補償額の決定プロセスの検証を行うとともに、調査結果を踏まえた基準の改正や決定プロセスの機能強化を行った。
予算額：10,357千円（平成20年度）
- ・スピーディな事業展開のための用地取得条件整備モデル事業に関する調査検討経費
公共事業における供用目標を着実に達成していくためには、用地取得を円滑かつ迅速に進めていくことが必要不可欠であることから、事業部局や地籍担当部局等との連携によるモデル事業の実施を通じた調査検討を行うことにより、明示された完成時期を踏まえた計画的な用地取得を実現するための施策を適時適切に講じていくための手法である「用地取得マネジメント」の確立のための検討を行った。
予算額：30,337千円（平成20年度）
- ・収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）
収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5,000万円（譲渡所得等の金額が5,000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）
土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1,500万円が特別控除される。
- ・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものと扱われる）。
- ・交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる。
- ・相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）
相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2を免除する。
- ・相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）
公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）
所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は21年度に調査予定であり把握することができないが、実績値がでている過去5年（15～19年度）の平均割合をみると3.33%、また過去4年（16～19年度）では3.29%とさらに下落してきており、この傾向が続けば、目標年度に目標値に達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

早期に重点的かつ組織的にあい路対策を講じていく「用地取得マネジメント」の検討を進めており、21年度中に確立させることとしている。また、提示する補償額について地権者にわかりやすく、より理解が得られやすいものとしていくため、補償額算定の基となる補償基準等の見直し、補償額決定プロセスの機能強化に向けた検討を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、過去5年（15～19年度）の平均割合をみると3.33%、また過去4年（16～19年度）では3.29%とさらに下落してきており、順調に推移している。

また、現在検討を進めている「用地取得マネジメント」を21年度内に確立させ、22年度より運用を開始することとしており、事業の構想・計画段階において予定事業の用地取得上のあい路を事前に把握し、その解決に向けた対策を早期に重点的かつ組織的に講じていくこととしている。また、補償基準等の見直し、補償額の決定プロセスの強化のペースを早めていくこととし、21年度からは見直していく項目を増やす予定である。

以上の通り、上記施策に取り組むことにより、現在年ごとに多少の上下がある用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値の達成が期待できることから、A-2と評価し、引き続き施策を推進する必要

がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくためのアクションプランを策定する。その上で、見直しの必要性の高い項目については先行着手することとし、損失補償基準等の見直しに向けた検討を行う。

予算額：9,515千円(平成21年度)

- ・スピーディーな事業展開のための用地取得条件整備モデル事業に関する調査検討経費

公共事業による効果を早期発現していくためには、用地取得を円滑かつ迅速に進めていくことが必要不可欠であることから、実際の事業箇所において事業部局や地籍担当部局等との連携や各種対策を講じるモデル調査を実施し、その効果の検証等を行うことにより、あらかじめ明示された完成時期を踏まえた計画的な用地取得を実現するための施策を適時適切に講じる「用地取得マネジメント」の確立を図る。

予算額：21,402千円(平成21年度)

(平成22年度以降)

・20年度から用地取得マネジメント手法について検討している「スピーディーな事業展開のための用地取得条件整備モデル事業に関する調査検討経費」については、21年度中に「用地取得マネジメント」を確立するなど一定の成果が得られる見込みであることから21年度で終了することとし、22年度からは、用地取得マネジメントを実際の現場で推進していく上での課題に対する具体的な方策について検討を行うこととしており、このための予算を要求していく予定。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・水資源局総務課公共用地室(室長 井上 伸夫)

〇活 力

政策目標 9

市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

施策目標 34

不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する

不動産業は、全産業の売上高の2.3%、法人数の10.6%を占めている重要な産業の一つである。不動産市場は、これまで好調であった首都圏のマンション市場で、資材価格・地価の上昇や個人所得の伸び悩みにより成約率が低下し、在庫が増加するなど、市況の悪化が見られる。また、不動産証券化市場は、これまで順調に拡大を続けてきたが、平成19年のサブプライムローン問題の発生を契機として、現在下落基調に転じている。このため、土地の流動化を一層促進し、不動産市場の整備を図るとともに、適正な土地利用のための条件整備を図ることが、喫緊の課題であり、こうした課題の解決に当たっては、不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化等を図ることが必要である。

業績指標

191	不動産証券化実績総額
192	指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数
193	宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移
194	マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移
195	地価情報を提供するホームページへのアクセス件数
196	取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数
197	低・未利用地の面積

【評価結果の概要】

（必要性）

不動産業は、全産業の売上高の2.3%、法人数の10.6%を占めている重要な産業の一つである。不動産市場は、これまで好調であった首都圏のマンション市場で、資材価格・地価の上昇や個人所得の伸び悩みにより成約率が低下し、在庫が増加するなど、市況の悪化が見られる。また、不動産証券化市場は、これまで順調に拡大を続けてきたが、平成19年のサブプライムローン問題の発生を契機として、現在下落基調に転じている。

このため、土地の流動化を一層促進し、不動産市場の整備を図るとともに、適正な土地利用のための条件整備を図ることが、喫緊の課題であり、こうした課題の解決に当たっては、不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化等を図ることが必要である。

（有効性）

本施策を実施してきた結果、不動産業の厳しい経営環境の中でも、不動産証券化実績総額が概ね最終目標までのトレンドに沿った動きを見せているほか、地価情報や取引価格情報を提供するホームページへのアクセス件数や取引価格情報の提供件数も順調に増加しているなど、一定の成果がみられているところである。また、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく手段として、具体的には、平成19年4月に不動産取引情報提供システムの本格稼働を開始したほか、平成18年度から取引価格情報の提供を開始するなどの施策を実施してきている。

上で述べたとおり、各指標は、施策目標に向けて順調に改善しつつあることから、これらの施策が施策目標達成に有効であるものと評価できる。

（効率性）

不動産市場は非常に規模が大きいのが、各種施策を講じるに当たっては、必要最小限の行政資源で取り組んでおり、上で述べたように概ね成果が表れていることから、全体的には効率的に展開しているものと評価できる。

（総合的評価）

不動産業の厳しい現状にある一方で、不動産証券化市場が概ね最終目標までのトレンドに沿った動きを見せているほか、指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数が増加しているなどの動きが見られる。また、地価情報や取引価格情報を提供するホームページの設置等により、土地取引の際に必要な情報の提供に向けた取組が進められており、取引価格情報の提供件数も順調に増加している。

（反映の方向性）

不動産市場の持続的な発展を更に推進するため、市場の整備や、適正な土地利用のための条件整備に向けた取組等について支援を図っていく。

業績指標 191

不動産証券化実績総額

評価

A-2

目標値：66兆円（平成23年度）
 実績値：45兆円（平成20年度）
 初期値：33兆円（平成18年度）

（指標の定義）

主たる投資対象を不動産とするJリート（注1）、不動産特定共同事業スキーム（注2）、資産流動化法スキーム（注3）、合同会社-匿名組合出資スキーム（注3）等の活用による証券化実績総額

（注1） 不動産投資信託（Jリート）とは、多くの投資家から資金を集めオフィスビル、賃貸マンション等の「不動産」を購入し、そこから生じる賃料や売却益を投資家に分配する商品。Jリートは比較的購入しやすい金額（上場時公募価格で20万円台～80万円台）から投資できるため、これまで個人では困難だった数十億円単位の大型不動産への投資が可能となった。

（注2） 複数の投資家が出資して、不動産会社などが事業を行い、その運用収益を投資家に分配する事業。

（注3） 不動産の証券化（商業ビルや賃貸マンションなどの不動産を担保に証券を発行して資金を調達する手法のこと。投資家は賃料収入などの収益に基づいて、利払いや配当などを受ける。）のために活用される一種のペーパーカンパニー。

（目標設定の考え方・根拠）

〔根拠〕

主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計であることから業績指標として採用。

〔目標設定の考え方〕

不動産の証券化は、約1,500兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良なストックの形成を可能にするものである。これまで、当該業績指標が着実に伸びるよう、政策を打ってきたところであるが、今後もその伸びを維持し、その上さらに拡大（過去5年間の証券化実績（単年度の伸び）の平均額以上に伸びを拡大）させるために、不動産証券化市場活性化のための不動産投資市場の環境整備を進めていき、初期値の2倍となる66兆円という目標を目指す。

（外部要因）

国内・海外の景気動向、金融機関の不良債権処理、企業の資産リストラの動向、金融市場の動向

（他の関係主体）

金融庁（投信法・SPC法を所管）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

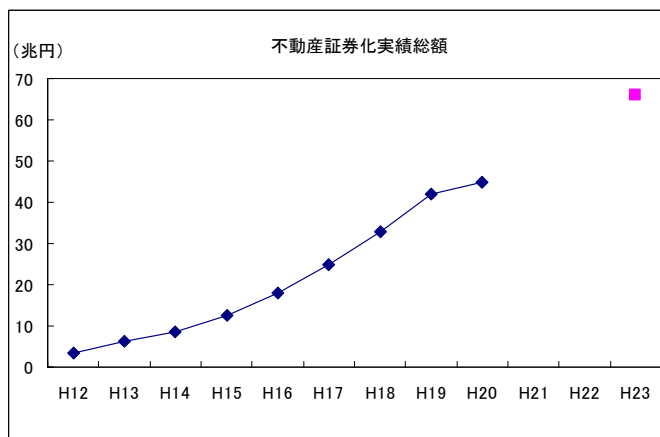
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

（年度）

H16	H17	H18	H19	H20
18兆円	25兆円	33兆円	42兆円	45兆円



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①不動産証券化推進のための特例措置の延長（不動産取得税）
Jリート及びSPCの物件取得に係る不動産取得税について、課税標準を2/3控除
平成19年度税制改正で2年延長（平成21年3月31日まで）された不動産取得税の特例措置を引き続き適用。
不動産証券化市場の拡大を推進した。
減収見込額91億8,200万円（平成20年度）
- ②Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長（登録免許税）
平成20年度税制改正でJリート及びSPCに係る特例措置を2年延長（平成22年3月31日まで）し、物件取得における環境整備を行い、不動産証券化市場の拡大を推進した。
減収見込額24億2,500万円（平成20年度）
- ③社会資本整備審議会産業分科会不動産部会においてとりまとめられた今後の不動産投資市場のあり方に関する第二次答申（平成19年5月10日）をうけて、不動産投資市場関係者の対話と自主的な取り組みを促す場として「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」を設立し、投資家に信頼される不動産投資市場確立のため、各方面の参加者を得て、横断的な議論が必要な課題について検討を行う。
- ④地方における不動産証券化手法のノウハウ蓄積と人材育成を図ることで、地方不動産証券化市場の裾野の拡大を実現するため、「地方における不動産証券化市場活性化事業」を実施する（平成19年度～）。
予算額 101百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は45兆円であり、外部要因によって年度毎に伸び幅の変動はあるものの、平成18年度に見込んだ最終目標までのトレンド（年度平均6.6兆円の伸びが必要。平成20年度末時点で46兆円。）に概ね沿った動きをみせている。

（事務事業の実施状況）

- ・Jリート等に係る不動産流通税の特例の適用申請について、審査等の適正な運用を行った。
- ・不動産特定共同事業法、宅地建物取引業法（取引一任代理等）等、法律の適正な運用を行った。
- ・社会資本整備審議会産業分科会不動産部会においてとりまとめられた今後の不動産投資市場のあり方に関する第二次答申をうけて、不動産投資市場関係者の対話と自主的な取り組みを促す場として設立された「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」において、投資家に信頼される不動産投資市場確立のため、各方面の参加者を得て、横断的な議論が必要な課題について検討を行った。
- ・不動産の流動化・証券化手法に関する講習会等を自主的に実施する団体等に対して、講師派遣等を支援するとともに、地方における不動産物件の流動化・証券化に取り組もうとする者による提案事業に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、当該アドバイスの内容や不動産証券化を実施する過程での問題点・困難な点等から地方の不動産証券化に関する分析・検証を行い、不動産証券化を実施する上で必要な各種書類と併せて公開した。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は不動産証券化市場規模であり、上記の通り当初に見込んだトレンドに沿った動きをみせていることから、A-2と評価した。

今後、不動産投資市場が長期安定的に発展していくためには、年金基金等の投資期間が長い安定的な資金が市場に円滑に供給されることなど、様々な不動産投資環境の整備が必要であり、「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」の提言等も含め、引き続き必要な課題についての検討を行っていく。

また、地方における不動産証券化市場の裾野の一層の拡大のため、「地方における不動産証券化市場活性化事業」を引き続き実施していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

平成21年度税制改正において、Jリート（投資家から資金を集め、さまざまな不動産に投資し、運用することを目的として設立された法人）及びSPC（特定の不動産を証券化し、運用することを目的として設立された会社）の物件取得に係る不動産取得税の特例措置を2年延長（平成23年3月31日まで）し、さらに登録免許税の特例措置についても税率を平成21年度は9/1000に引き上げることとされているところ、8/1000に据置き、不動産証券化のための環境の整備を行った。

また、不動産市場の一層の透明性、信頼性の向上のため、地価公示や不動産取引価格に加え、賃料、維持修繕費等の不動産管理に係る収益費用の価格情報を収集・加工して、インターネットにより国内外に広く提供するデータベースを構築していく。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局不動産課（課長 海堀 安喜）
土地・水資源局土地市場課（課長 田村 計）

業績指標 192

指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数

評価

A-2	目標値：274千件（平成23年度） 実績値：304千件（平成20年度） 初期値：229千件（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

年度末における指定流通機構（レインズ）（注1）の売却物件登録件数（注2）

（注1） 指定流通機構（レインズ REINS）とは、国土交通大臣から指定を受けた公益法人（全国で4つ）が運営しているシステム。（Real Estate Information Network System の頭文字をとっている）宅建業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅建業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産取引の拡大を図っているもの。

（注2） 指定流通機構（レインズ REINS）には、宅建業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、中古物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録物件の大半を占める。なお、目標値は各年度末時点における流通在庫数を示す。

（目標設定の考え方・根拠）

宅地建物取引業法は、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録を義務づけている。よって指定流通機構への売却物件登録件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する物件の流通量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

目標については、住生活基本計画における既存住宅の流通シェアの増加（平成15年13%から平成27年23%）の目標を踏まえた数値（261千件）から、指定流通機構による取引情報公開の充実等の施策の効果等を見込み（5%増）、当該目標値を設定した。

（外部要因）

不動産市場動向（地価・住宅価格の下落）、金融動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月）

中小企業（第2章2.（3））

【閣決（重点）】

なし

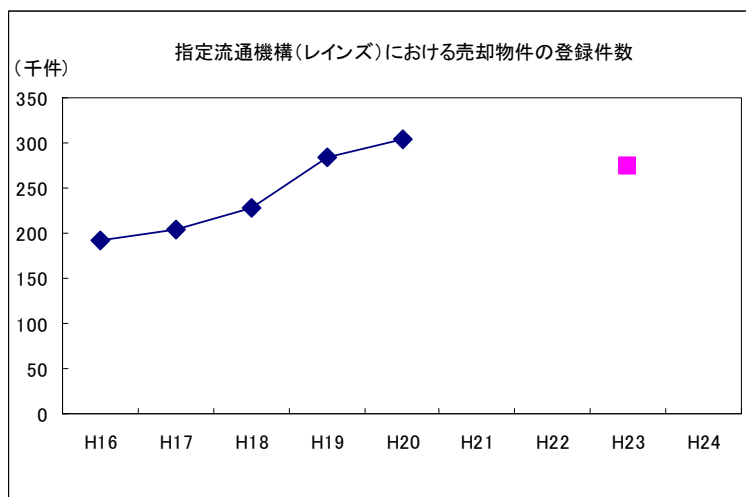
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	
192千件	204千件	229千件	285千件	304千件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①平成21年4月に不動産統合サイト（注3）について、安心・安全な不動産取引を支援する「消費者保護」の観点から、内容の拡充を図る為のリニューアルを実施。
- ②価格査定マニュアル（注4）については平成20年7月より戸建住宅マニュアルについての改訂作業を実施。
- ③不動産取引情報提供システム（注5）について、その普及と利用を引き続き推進した。
 - （注3） 不動産流通4団体の所属業者が取り扱う売却物件情報等を集約した情報提供サイト。（通称「不動産ジャパン」）不動産取引に必要な基礎情報を掲載するなど、消費者の利便性向上等を目的に平成15年10月に開設された。
 - （注4） 財団法人不動産流通近代化センターが発行する中古住宅等の価格査定を行うためのプログラム。主として宅地建物取引業者が依頼者に対して媒介価額の意見の根拠の明示等を行う場合に利用する。
 - （注5） 指定流通機構（レインズ）が保有する不動産取引情報を提供するサイト。平成19年4月より本格稼働した。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指定流通機構における売却物件の登録件数は304千件（前年度比約6.7%増）となっており、中古物件の流通量は順調に拡大している。現在、全ての指定流通機構はインターネット対応となるなど、不動産業全体のIT化が進んでいること、また不動産統合サイトが不動産取引に臨む消費者の保護を推進することを目的にリニューアルされるなど、不動産流通市場の環境整備が順調に進んでいるものと考えられる。

（事務事業の実施状況）

- ・平成20年度不動産統合サイト運営協議会及び幹事会にて、不動産統合サイト活性化に向けた具体的検討を進め、不動産流通近代化センターを中心としたプロジェクトチームが不動産統合サイトのリニューアル開発を行い、公的サイトとして消費者保護の立場を重視した内容の拡充を実施。
- ・価格査定マニュアルについては、その普及を継続し、多数の宅地建物取引業者が利用していることから、価格査定の標準化等に寄与しているが、今後、更なる中古住宅等の流通促進を図るためには、価格査定の高度化が求められる。
- ・平成19年4月より、指定流通機構が保有する成約情報に基づいた不動産取引価格情報提供サイトを本格稼働させ、成約情報の件数についても平成21年3月時点で26,000件と増加傾向にある。一方で、アクセス実績は約57万PV（前年度比約17.9%減）とやや低調となっており、より一層の周知および提供情報の拡充が必要。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は304千件と目標達成に向けて順調に推移しており、A-2と評価した。不動産流通をめぐる環境変化に迅速かつ適切に対応するため、不動産流通市場の基盤整備を図るための取組を推進する。

- ・不動産統合サイトについては、急速なIT化に対応し、消費者保護に資する情報インフラ整備を推進するために、引き続きコンテンツの充実に向けた取組を実施する。
- ・中古住宅等の流通促進を図るためには、より適切な評価手法を確立する必要があることから、価格査定マニュアルの普及を継続するとともに、見直しに向けた検討を開始する。
- ・不動産取引情報提供システムについては、更なる情報開示ニーズが強いことから、提供する情報の充実を図るための検討を実施する。
- ・不動産流通市場の活性化のためには、担い手である不動産業者が多様化する高度な市場ニーズに対応する必要があることから、特に中小不動産業者の育成を図り、業界全体の基盤の底上げを図る必要がある。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

- ・不動産統合サイトについては、サイト運営者による協議会において、引き続きコンテンツ拡充の方策を検討するとともに、その普及と利用を促進する。
- ・価格査定マニュアルについて、市場動向の変化に対応した査定のあり方について検討を実施し、平成21年度以降、中古マンションと住宅地マニュアルの改訂を行う。
- ・不動産取引情報提供システムの拡充について、検討会の設置等により具体的な方策の検討を実施する。
- ・中小不動産業者が多様化する市場ニーズに対応するために必要な事業の高度化対応支援を目的として、中小不動産業者の事業の高度化支援事業を実施する。

（平成22年度以降）

- ・平成21年度不動産市場における安全・安心な取引の実現のため、消費者への不動産関連知識の普及・啓発のための環境整備事業を実施。消費者の不動産取引知識の啓発について一定の成果が得られたため、事業を終了。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局不動産課（課長 海堀 安喜）

業績指標 193

宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移

評価

A-2	目標値：0.30%（平成19～23年度の5年間平均） 実績値：0.32%（平成15～19年度の5年間平均） 初期値：0.37%（平成13～17年度の5年間平均）
-----	--

（指標の定義）

宅地建物取引業保証協会の社員数に対して、弁済業務保証金の還付を受ける権利を有する者が、その権利を実行するために必要となる宅地建物取引業保証協会の認証件数の占める割合の推移

（分子）＝弁済業務保証金の還付を受ける権利を有する者が、その権利を実行するために必要となる宅地建物取引業保証協会の認証件数

（分母）＝宅地建物取引業保証協会の社員数（平成19年度末現在124,766）

（目標設定の考え方・根拠）

〔根拠〕

宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者との取引により損害を受けた者は、宅地建物取引業保証協会の認証を受ければ一定額の損害の還付を受けることができるため、当該認証件数が不動産取引における紛争の数を表していると考えられることから、業績指標として採用。

〔目標設定の考え方〕

不動産取引における紛争においては、重要事項説明に係るものを始め、報酬に係るものなど宅地建物取引業法に基づき適切に業務がなされていないことに起因するものが多く見受けられる。宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上を図るため、宅地建物取引業者に対する監督処分基準の制定・公表等の政策を打ってきたところであるが、今後も宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上に資する施策を一層進めていき、初期値（0.37%）から約2割減少した値（0.30%）を目指す。

（外部要因）

不動産市場の動向、不動産取引に関して社会的関心を集める事件等の発生

（他の関係主体）

都道府県、各宅地建物取引業保証協会

（重要政策）**【施策方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

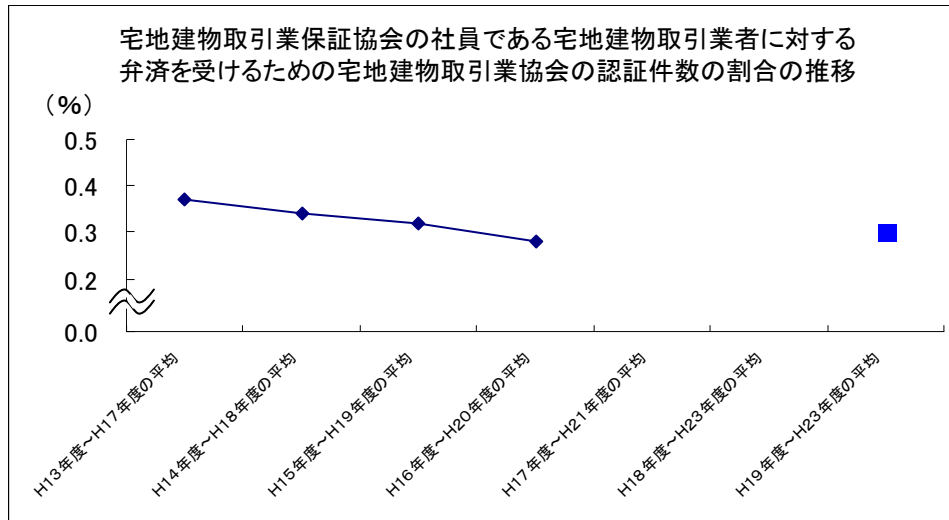
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H12～H16	H13～H17	H14～H18	H15～H19	H16～H20
—	0.37%	0.34%	0.32%	0.28%



事務事業の概要
主な事務事業の概要

不動産業全般に係る消費者保護や取引の安全確保のために苦情の処理や宅地建物取引業者へ監督指導を行うことにより、業者のコンプライアンスの向上、不正行為の未然防止を図る。

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合について、平成15年度～平成19年度の平均値は0.32%となっており、目標値である0.30%を上回っているものの、平成15年以降減少傾向にあり順調に推移している。なお、平成20年度を含むデータについて集計したところ、平成16年度～平成20年度の平均値は0.28%となっている。

(事務事業の実施状況)
 宅地建物取引における消費者保護という点について、本省及び地方整備局等担当課において一般からの相談等に対して適切な助言を行っているところ。加えて、宅地建物取引業者に対する立入検査等を計画的に実施し、業者のコンプライアンスの向上や取引の安全確保に努めているものである。また、宅地建物取引業法を所管する行政庁の連携という観点から、国、都道府県により構成する主管者協議会において、各行政庁が取り扱うトラブル事例を持ち寄りその解決方法を議論する担当者レベルの会議を全国6ブロックで開催するなど、情報並びに問題意識の共有化をはかり、苦情対応や宅地建物取引業者への監督指導の適確性の向上につとめているところである。

なお、住宅の売主等に対して瑕疵担保責任履行のための措置を義務づけた住宅瑕疵担保履行法が平成21年10月1日から本格施行されるが、住宅の売主や媒介として関与する宅地建物取引業者に対して法令を遵守し、法の目的である消費者の保護が図れるよう、説明会などを通じて普及啓発を図っている。

以上のように、不動産取引の公正性、安全を確保し、消費者の保護と業者のコンプライアンスの向上に資する施策を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標については、平成15年以降順調に減少傾向にあるため、A-2と評価した。
 今後も引き続き消費者保護と業者のコンプライアンス向上のための施策を継続させていくとともに、特に不動産取引においてトラブルの原因となっている重要事項説明をはじめとする消費者への適切な情報提供のあり方について検討するものである。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)
 なし
 (平成22年度以降)
 なし

担当課等 (担当課長名等)
 担当課：総合政策局不動産課不動産指導室 (室長 姫野 和弘)

業績指標 194

マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移

評価

C-2	目標値：0.16%（平成22年度） 実績値：0.23%（平成19年度） 初期値：0.20%（平成17年度）
-----	---

（指標の定義）

マンション管理組合数に対して、国土交通省のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「適正化法」という。）主管課で扱ったマンション管理業に関する紛争相談件数が占める割合の推移

（分子）＝適正化法主管課で扱ったマンション管理業に関する紛争相談件数

（分母）＝マンション管理組合数

（目標設定の考え方・根拠）

〔根拠〕

主な紛争相談者がマンション管理組合であることから、マンション管理組合の数を分母とし、マンション管理業に関する紛争相談件数を分子として業績指標を構成。なお、業績指標を単にマンション管理業者に関する紛争相談件数としないのは、マンション市場の近年の動向から今後の増加が見込まれることを勘案する必要があるためである。

〔目標設定の考え方〕

マンション管理業に関する紛争相談においては、重要事項説明に係るものや、契約成立時の書面の交付に係るものなど、適正化法に基づき適切に業務がなされていないことに起因するものが多く見受けられる。マンション管理業者のコンプライアンス向上を図るため、マンション管理業者に対する監督処分基準の制定・公表等の政策を打ってきたところであるが、今後もマンション管理業者のコンプライアンスの向上に資する施策を一層進めていき、初期値（0.20%）から2割減少した値（0.16%）を目指す。

（外部要因）

マンション市場の動向、マンション管理に関して社会的関心を集める事件等の発生、マンション住民の世帯形態の変化、マンション管理業者数の推移

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

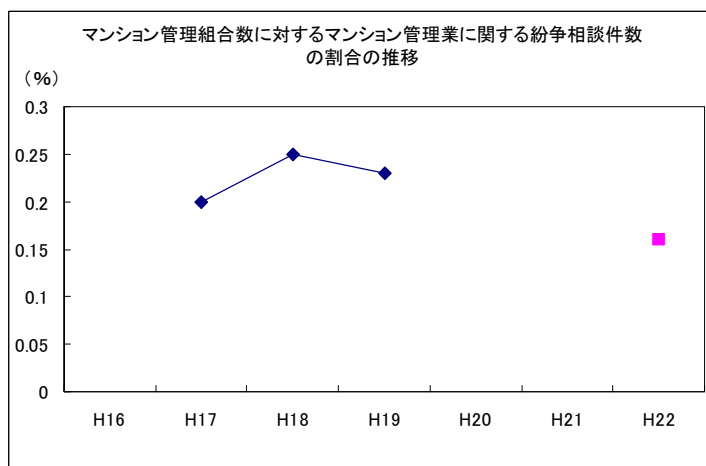
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	0.20%	0.25%	0.23%		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

当該業績指標の目標値達成のためには、マンション管理業者のコンプライアンス向上に資する施策を進めていく必要があるため、以下の具体的な事務事業等を継続的に実施するものである。

- ・適正化法違反行為に関する情報収集・調査等と監督処分基準の厳格な運用
- ・各地方整備局等における全国一斉及び随時の立入検査の実施

・関係団体に対し会員業者に対する指導等の要請

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

分析結果：「引き続き今後の状況を見ないと判断できない」

マンションのストック戸数及び管理組合数は、平成17年度から19年度までの間、一定の割合で増加している。

	17年度	18年度	19年度	
マンションのストック戸数	4,898	5,108	5,341	(単位：千戸)
管理組合数	81,475	84,743	87,712	(単位：組合)

※ 社団法人高層住宅管理業協会「マンション管理受託動向調査」のデータ及び当該データからの推計値
一方で紛争相談件数は、平成18年度は対前年度比30%増となったものの、平成19年度は対前年度比6%減となった。

平成19年度の減少がマンション管理者のコンプライアンスの向上に資する施策の浸透によるものであるのかの判断については、引き続き今後の状況を見た上で判断する必要があることから、標記の分析結果としているものである。

(事務事業の実施状況)

平成20年度においても、全国一斉立入検査において、101社に対して立入検査を行った結果、36社に対して是正指導を行ったほか、関係団体に対して引き続きマンション管理業務全般に向けた会員指導等を図るよう要請するなど、各事務事業が継続的に行われた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

評価：「C-2」

上記「指標の動向」に記載のとおり、指標の動向を判断できない状況にあるが、今後も各事務事業を継続し、目標値達成に向けて取り組んでいくものである。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

マンション標準管理委託契約書の改訂

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局不動産課不動産指導室(室長 姫野 和弘)

業績指標 195

地価情報を提供するホームページへのアクセス件数

評価

A-2	目標値：32,032,000件（平成23年度） 実績値：34,317,995件（平成20年度） 初期値：25,389,634件（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

地価公示及び都道府県地価調査に係るホームページへの年間アクセス件数
 (http://tochi.mlit.go.jp/chika/kouji/20080324/index.html)

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年度の実績値が目標値を上回ったことを踏まえ、平成20年度に目標値の見直しを行い、平成23年度においても平成19年度と同水準を維持することにより着実に地価情報の提供・普及を進めるため、目標値を平成19年度の実績とほぼ同じ32,032,000件と設定した。

(外部要因)

- ・社会経済状況の変化を背景とする不動産市場の動向
- ・国民におけるインターネット利用環境の改善

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

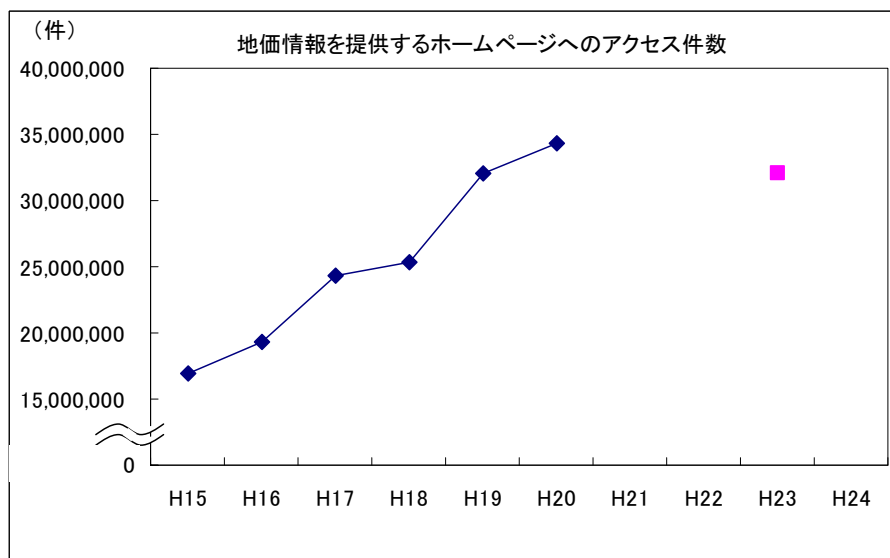
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
19,288,447件	24,272,457件	25,389,634件	32,031,644件	34,317,995件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地価公示の的確な実施
 全国28,227地点において地価公示を的確に実施する。
 予算額：4,120百万円（平成20年度）

・主要都市における高度利用地の地価分析調査

主要都市の地価動向を先行的に表しやすい高度利用地等の土地について、価格を調査し、四半期毎の地価動向を把握する。また、その情報を広く提供するとともに、その過程で得られた諸データを地価公示の価格判定や分析に用いる。

予算額：143百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

ホームページへのアクセス件数が前年度比で増加しており、順調に目標値を上回っている状況。

（事務事業の実施状況）

地価公示及び都道府県地価調査については、それぞれ年1回実施しており、その結果をホームページへ掲載している。平成19年度からは、これに加え、主要都市の地価動向を先行的に表しやすい高度利用地等の土地について、四半期ごとに地価動向分析を行い、ホームページへの掲載等により広く一般に公表しており、平成20年度は、四半期ごとに4回公表した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、ホームページへの年間アクセス件数が目標値を上回っており、トレンドを勘案してA-2とした。平成21年度においても地価公示、都道府県地価調査及び主要都市の高度利用地の地価動向分析調査を継続して実施・公表していくこととしている。

なお、平成20年度の実績値が目標値を上回ったことを踏まえ、目標値の見直しを行い、平成23年度においても平成20年度と同水準を維持することにより着実に地価情報の提供・普及を進めるため、目標値を34,320,000件と設定することとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・水資源局地価調査課（課長 永井 智哉）

業績指標 196

取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数

評価

①アクセス件数	A-1	①目標値：40,000,000件（平成23年度） 実績値：28,404,980件（平成20年度） 初期値：22,659,447件（平成18年度）
②取引価格情報の提供件数	A-2	②目標値：1,000,000件（平成23年度） 実績値：629,890件（平成20年度） 初期値：63,636件（平成18年度）

(指標の定義)

- ①取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)へのアクセス件数
- ②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数

(目標設定の考え方・根拠)

- ①取引価格情報の提供については、平成18年度が初年度であり、アクセス件数等について今後の動向を見通すことは困難であるが、平成19年度に実施した提供地域の拡大、提供内容の拡充等の効果を見込んで、アクセス件数については4000万件/年、を当面の目標とした。
- ②また、同様に提供件数については100万件/累計を当面の目標とした。

(外部要因)

- ・社会経済状況の変化を背景とする不動産市場の動向
- ・国民におけるインターネット利用環境の改善

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

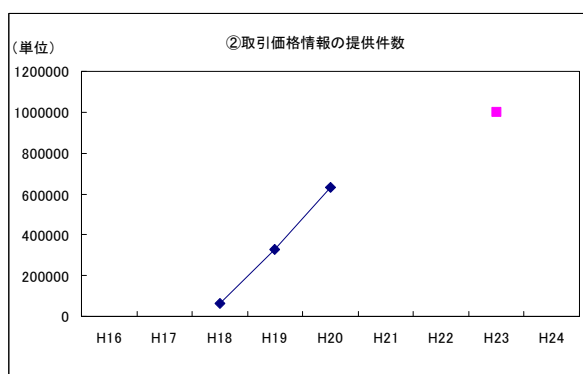
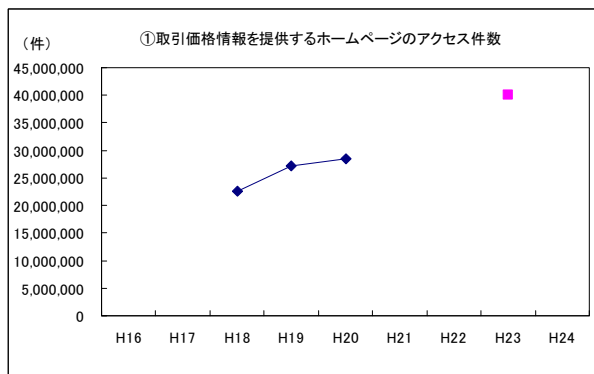
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
① — ② —	① — ② —	① アクセス数 : 22,659,447 ② 提供件数 : 63,636	① アクセス数 : 27,178,872 ② 提供件数 : 330,144	① アクセス数 : 28,404,980 ② 提供件数 : 629,890



事務事業の概要

主な事務事業の概要

土地市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るため、全国を対象地域として取引価格等の調査を行い、物件が容易に特定できないように配慮しつつ土地取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行う。さらに、回収率向上のための施策を講ずるとともに、取引価格情報の各種政策での利活用方策について検討を行う。

予算額：不動産市場整備等推進調査費 4.3 億円（平成 20 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①取引価格情報を提供するホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)へのアクセス件数
平成 20 年度のアクセス件数は 28,404,980 件で、平成 19 年度の実績値 27,178,872 件に比べ約 4% (1,226,108 件) 増加している。
- ②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数
平成 20 年度の提供件数は、299,746 件で、平成 19 年度の実績値 266,508 件に比べ約 12% (33,238 件) 増加しており、目標値の達成に向けて順調に増加している。

(事務事業の実施状況)

- ①取引価格情報を提供するホームページへ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)のアクセス件数
平成 21 年 2 月より英語表記による取引価格情報検索サイト (http://www.land.mlit.go.jp/webland_english/top.html) を作成し公開した。
- ②アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数
取引価格情報提供制度の関するパンフレットを作成し、住宅展示場・金融機関・法務局等で配布する等広報活動を実施することにより、平成 20 年 7 月～平成 21 年 1 月のアンケート調査票回収率は約 34% と、調査開始当時（平成 17 年 7 月）の約 25% から向上している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ①アクセス件数は前年度に比べ約 4% (1,226,108 件) 増加した。
今後、基本統計量及びそのグラフを表示する機能の追加等利用者への提供内容等を充実させるとともに、当該ホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)についての利用者に向けた広報活動を行うことにより、アクセス件数の更なる向上が期待されることから、A-1 と評価した。
- ②業績指標は順調に向上しており、A-2 と評価した。
アンケート調査票の回収率は向上しているものの、更なる回収率向上のため、取引価格情報提供の普及啓発活動を引き続き実施するとともに、アンケート回答者の負担を減らす方策を検討する必要がある。

平成 21 年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成 21 年度)

国民が市場の動向や価格の分布等をより的確に判断できるようにするために、取引価格等をベースに、標本数が一定以上見込める一部の地域において、四半期ごとの土地単価に関する基本統計量（平均値、第 1 四分位数、中位数、第 3 四分位数 等）及びそのグラフを公表予定である。また、不動産取引価格情報をエクセル又は CSV でダウンロードするための機能を新たに追加予定である。また、アクセス件数の向上のため、当該ホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)についての利用者に向けた広報活動を行う予定である。

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・水資源局土地市場課（課長 田村 計）

業績指標 197
低・未利用地の面積

評価

C-2	目標値：13.1万ha（平成20年度） 実績値：13.1万ha（平成15年度） 初期値：13.1万ha（平成15年度）
-----	---

（指標の定義）

土地基本調査（5年毎調査）において集計された法人及び世帯が所有する宅地など（「農地・林地」、「他社への販売を目的として所有する土地」以外の土地）に係る低・未利用地面積のうち「空き地」とされた土地利用の合計面積（単位：万ha）

（目標設定の考え方・根拠）

低・未利用地の面積については、人口・世帯数の減少や産業構造の変化といった社会経済状況を踏まえ、今後増加することが懸念されているところであるが、その増加を抑制し、少なくとも維持することを目標とするため、13.1万haとした。

（外部要因）

- ・ 人口・世帯減少の進展に伴う土地需要の減少
- ・ 国内産業構造の転換や景気の動向を背景としたオフィス用地や商業施設用地、工場用地などの企業の土地需要の動向

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

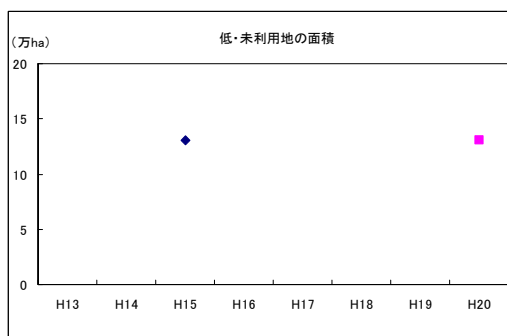
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

（年度）

H15	H16	H17	H18	H19	H20
13.1	—	—	—	—	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・ 低・未利用地情報や土地の有効活用に関する優良事例やノウハウ等を広く一般に提供するWEBサイト「土地活用バンク」の運用
 予算額：50,054千円の内数（平成20年度）
- ・ 国土利用計画法の的確な運用
 適正かつ合理的な土地利用の実現を図るため、国土利用計画法に基づく土地取引規制制度や土地利用基本計画の適時・的確な運用を行う。
 予算額：79,521千円（平成20年度）
- ・ 特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税・法人税）
 長期保有の土地等を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について

て課税を繰延べ（繰延率80%）。

減収見込額226億円（平成19年度）

- ・ 土地・住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置（不動産取得税）
土地・住宅の取得に係る不動産取得税の税率を軽減。
減収見込額314億円（平成19年度）
- ・ 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例措置（不動産取得税）
宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準を2分の1に軽減。
減収見込額2,045億円（平成19年度）
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置（登録免許税）
土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税について税率を軽減。
減収見込額1,426億円（平成19年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

業績指標である「低・未利用地の面積」は、5年毎に実施される土地基本調査に基づくものであり、平成20年の調査結果は平成22年確定のため、平成20年度の実績は把握できない。

（事務事業の実施状況）

- ・ WEBサイト「土地活用バンク」（<http://www.bank.tochi.mlit.go.jp/>）の運用
低・未利用地情報や土地の有効活用に関する優良事例やノウハウ等を広く一般に提供するWEBサイト「土地活用バンク」の運用を行っており、平成20年度のHPへのアクセス件数は、68,915件である。
- ・ 国土利用計画法の的確な運用
土地利用の動向に関する調査研究を行うとともに、新たな土地利用のあり方を検討しつつ、従来からの土地利用基本計画に係る課題の検証と見直し手法の確立を図った。また、土地動向に適切に対応するため、土地取引状況を効率的に把握し、関連経済指標との関連性等について総合的な検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標である「低・未利用地の面積」は、5年毎に実施される土地基本調査に基づくものであり、平成20年の調査結果は平成22年確定のため、平成20年度の実績は把握できない。このため、C-2と評価した。

平成20年度に低・未利用地の面積を13.1万haに抑制するという目標を達成するため、引き続き、低・未利用地の増加の抑制のための施策を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

外部不経済をもたらす土地利用への対策検討及び地方公共団体等への支援方策の検討

- ・ 既に外部不経済の発生が認められた事象への迅速な対策の検討を行う。
- ・ 条例等に基づく制度やその運用実態を把握し、外部不経済毎にその解決に向けた有効な手法の整理を行い、地方公共団体等への支援方策を検討する。

（平成22年度以降）

持続可能な土地利用の実現に向けた土地利用手法等の検討事業の廃止

平成20年度から持続可能な土地利用の評価手法についての検討や評価手法のとりまとめを行い、平成21年度中に一定の成果が得られる予定のため、21年度をもって廃止し、新たな政策課題に予算を振り向ける。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・水資源局土地政策課（課長 大野 雄一）

関係課：土地・水資源局土地市場課（課長 田村 計）

土地・水資源局土地利用調整課（課長 山本 徹弥）

〇活 力

政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

施策目標 35

建設市場の整備を推進する

建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本の整備の直接の担い手であるとともに、国内総生産・全産業就業者数の1割を占める基幹産業であるが、建設投資の急速かつ大幅な減少、ダンピング等による価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化、昨今の景気の後退による影響等を受け、かつてない厳しい経営環境が続いており、こうした中で建設業の活力回復を図ることは喫緊の課題であるといえる。

建設業の活力回復にあたっては、地域の建設業が経営力を強化し、技術と経営に優れた企業が地域の中で持続的に活動できる環境を整備することが求められる。

業績指標

198	入契法に基づく施策の実施状況（①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況）
199	建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率
200	建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数
201	専門工事業者の売上高経常利益率
202	建設資材の需給状況把握システムの導入状況
203	建設技能労働者の過不足状況（①不足率、②技能工のD. I.）
204	建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率
205	海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数

【評価結果の概要】

（必要性）

建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本の整備の直接の担い手であるとともに、国内総生産・全産業就業者数の1割を占める基幹産業であるが、建設投資の急速かつ大幅な減少、ダンピング等による価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化、昨今の景気の後退による影響等を受け、かつてない厳しい経営環境が続いている。こうした中で建設業の活力回復を図ることは喫緊の課題であり、建設市場の整備を引き続き推進していくことが必要である。

（有効性）

建設産業を取り巻く厳しい経営環境の中でも、建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数等の指標に見られるように、地域の建設業の複業化や異業種との連携（地域総合産業化）などの経営革新に向けた取組が着実に成果を上げており、成功事例の普及も進んでいるところである。具体的施策としては、前述の地域総合産業化支援事業に加え、建設業緊急経営相談事業、各発注者に対する入札契約適正化法に基づく要請などを実施し、また、建設産業を支える人材確保・育成のための各種施策等により建設技能労働者の不足状況も解消される傾向にある。上記で述べたとおり、施策目標の達成に向けた傾向を示していることから、本施策が施策目標達成に対して有効であると評価できる。

（効率性）

建設産業は非常に規模の大きな市場であり、その市場の整備に際し各種施策を講じるに当たっては必要最小限の行政資源で取り組んでいるところであるが、多くの施策において効果を上げているため、効率的であると評価できる。

（総合的評価）

建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本の整備の直接の担い手であるとともに、国内総生産・全産業就業者数の約1割を占める基幹産業であるが、建設投資の急速かつ大幅な減少、ダンピング等による価格競争の激化、金融機関の融資姿勢の厳格化、昨今の景気の後退による影響等を受け、かつてない厳しい経営環境に直面している。こうした状況は、建設企業、特に中小・中堅建設企業が経営基盤の強化を図ったり、人材確保・育成を図ったりするには厳しい現状といえるが、農業・環境・福祉等の新分野への進出においては、これまでに約400のモデル的な取組が創出されているほか、建設労働需給調査の不足率や労働経済動向調査の技能工D. Iの年平均値については、過去のトレンドと比較すると大幅に上昇率が低減しており、中小・中堅建設企業において経営革新や人材確保・育成などの取組を積極的に図っていく動きが見られる。また、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展に向けた取組が進められている。

（反映の方向性）

さらなる建設市場整備の推進を図るため、他産業に比べ低い水準にある建設業の生産性の向上に向けた取組などについて支援を図っていく。

業績指標 198

入契法に基づく施策の実施状況 (①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)

評価

①入札監視委員会等第三者機関の設置状況 A-2	目標値：100% (平成23年度) 実績値：97% (平成19年度) 初期値：75% (平成13年度)
②入札時における工事費内訳書の提出状況 A-2	目標値：100% (平成23年度) 実績値：88% (平成19年度) 初期値：56% (平成13年度)

(指標の定義)

①国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法(注)の対象となる特殊法人等における第三者機関の設置状況(設置済み発注機関数の対象発注機関数に対する比率)

(注) 国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を目的として、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「適正な施行の確保」「不正行為の排除の徹底」について、発注者の義務等を定めた法律。

(分子) = 第三者機関設置済み発注機関数

(分母) = 入札契約適正化法の対象発注機関数

②国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等における入札時の工事費内訳書の提出義務付けの状況(提出義務付け発注機関数の対象発注機関数に対する比率)

(分子) = 工事費内訳書の提出義務付け発注機関数

(分母) = 入札契約適正化法の対象発注機関数

(目標設定の考え方・根拠)

① 入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、5年以内に国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成18年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。

② 入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、平成13年当時、入札時において工事費内訳書の提出を義務付けていない国の5機関及び国土交通省所管法人等の9法人を含め、全体として8割の発注機関において5年以内に提出を義務付けすることを目標として設定。平成23年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

他府省庁・特殊法人等(設置主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

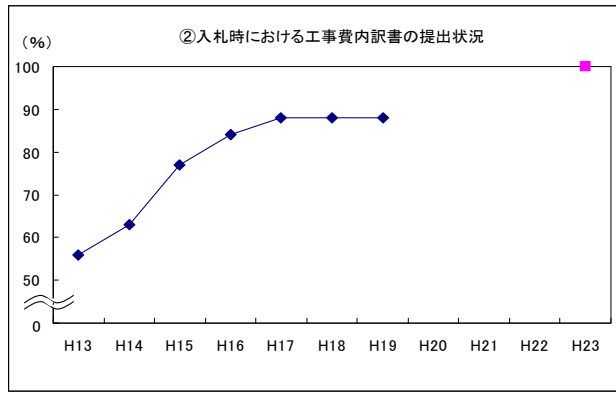
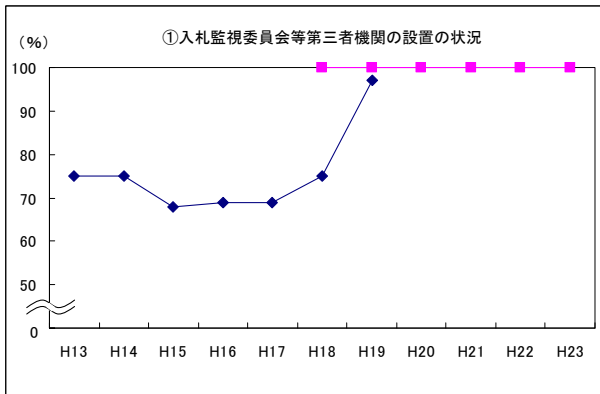
なし

【政府・与党申合】

なし

①過去の実績値							(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
75%	75%	68%	69%	69%	75%	97%	集計中

②過去の実績値							(年度)
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
56%	63%	77%	84%	88%	88%	88%	集計中



事務事業の概要
主な事務事業の概要

毎年度入札契約適正化法に基づく措置状況調査を行い、各発注者に対し必要な措置を講じるよう入札契約適正化法に基づき要請。
 予算額 4,667千円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度実績値に関しては今後調査予定。平成21年10月頃に公表予定。
- ・「入札監視委員会等第三者機関の設置の状況」については、平成19年度においては新たに7団体が導入した結果、97%に増加した。目標に大幅に近づいたことから、当該指標の動向については順調であると推測される。
- ・「入札時における工事費内訳書の提出状況」については、平成19年度においては導入団体に変動がなく、88%であった。目標へ向けたトレンドは上回っていることから、当該指標の動向については順調であると推測される。

(事務事業の実施状況)

- ・入札契約適正化法第17条に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、平成19年度における同法及び適正化指針の措置状況を調査し、平成20年12月に概要を公表したところ。
- ・当該調査結果に基づき、必要な措置を講じるよう、財務省と連携して入札契約適正化法第18条に基づく要請を行い、「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」の推進を図った。
- ・なお、地方公共団体に対しても、総務省と連携して同様の取組を行い、「入札監視委員会等第三者機関の設置」や「入札時における工事費内訳書の提出」を要請しているところ。
- ・第三者機関を設置する上で必要な手続、留意すべき事項等を示した実務的なマニュアルを作成し、第三者機関を設置していない市区町村における第三者機関の設置を促進しているところ。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・努力事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」について、その重要性を周知し、設置や提出の要請を図ること等により、各発注者における取組の推進を図る。業績指標は、対象発注者に占める取組実施発注者の割合であり、対象特殊法人等の数に増減はあるものの、年々着実に実施する法人等の割合は増加している。「入札監視委員会等第三者機関の設置の状況」については平成19年度について導入率は大幅に増加しており、平成23年度へ向けて引き続き所要の要請を行うことにより目標を達成するべくA-2と評価した。また、「入札時における工事費内訳書の提出状況」については、平成18年度の目標値を達成し、平成19年度の実績値は初期値と目標値を結ぶトレンドを上回っており、今後も平成23年度へ向けて引き続き所要の要請を行うことにより目標を達成するべくA-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設業課（課長 谷脇 暁）
 関係課：大臣官房地方課（課長 野村 正史）
 大臣官房技術調査課（課長 横山 晴生）

業績指標 199

建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率

評価

B-2	目標値：90%（平成23年度） 実績値：87%（平成20年度） 初期値：87%（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

監理技術者資格者証^{*1}保有者のうち、1級技術検定^{*2}合格者の比率を高める。
 技術検定制度は、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者の施工技術の向上を目的として国土交通大臣が行うものである。

建設業法において、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、監理技術者の配置を義務づけている。これら監理技術者のうち、施工に関してより高い知識、技術、管理能力を持った1級技術検定合格者の比率が高まることで、公共工事等の質の確保、ひいては健全な建設市場の育成が図られる。

^{*1} 重要な建設工事において配置されている監理技術者に関して、資格の有無や所属する建設業者との雇用関係等を簡便に確認するためのもの。

^{*2} 建設業法に基づき、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施されるもの。

（分子）＝監理技術者資格者証保有者のうち1級技術検定合格者数

（分母）＝監理技術者資格者証保有者数

（目標設定の考え方・根拠）

技術検定合格者の伸び率及び施策の重要性を勘案して設定。平成23年度においても監理技術者資格者証保有者のうち技術検定合格者の比率を現在と同程度以上維持することを目指す。

（外部要因）

建設業界における労働者数

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

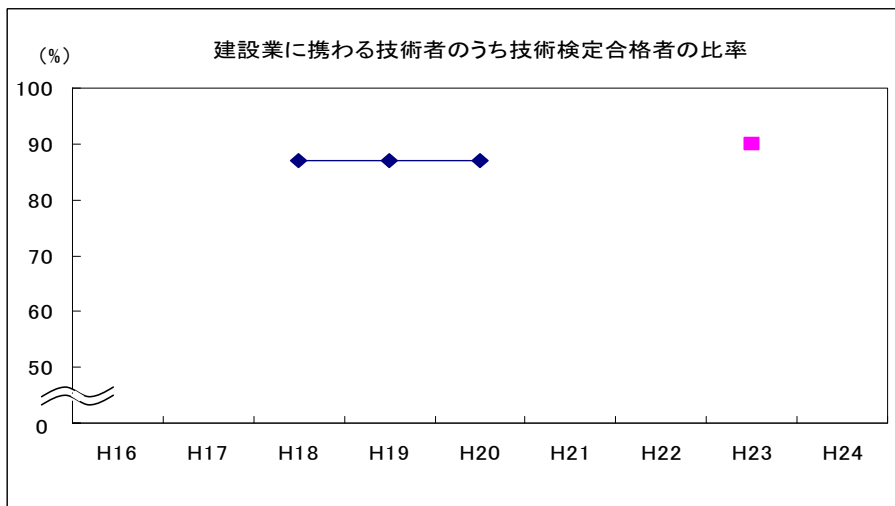
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	87%	87%	87%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・ 技術検定の適切な実施により、施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術検定合格者を供給する。
- ・ 技術検定制度の理解を深めるための啓発活動を行う。
- ・ 受験者の技術力アップのための情報発信等を行う。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の指標は平成19年度に対し同程度であり、目標値の90%に対して近い値を示している。

今後とも引き続き技術検定合格者数の監理技術者数全体に対する割合を維持することを目的として、技術者への啓発活動、情報発信等を継続して行っていくことが大切である。

(事務事業の実施状況)

HPで技術者に対して技術検定試験に関する情報発信を行っているとともに、試験に合格した後のメリット等についても周知し、技術者への啓発活動に努めているところである。

課題の特定と今後の取組の方向性

監理技術者数(伸び率3%/年;25,000人増)の増加に追隨して技術検定合格者数(伸び率3%/年;21,000人増)増えており、目標値に対して近い値を示しているが、業績指標は現状維持であるためB-2と評価した。技術検定合格者数は受験者数と受験者の水準に連動する。技術者への啓発活動・情報発信は、試験情報を周知し受験者数を増加させることと、資格を取得することの利点等を周知し、受験者に対して啓発活動を行うこと等がある。今後は、より高い知識、技術、管理能力を持った技術検定合格者数を増加させていくことを目標に、受験者の水準の向上を目的とした啓発活動を中心に、引き続き技術者への啓発活動・情報発信を行っていくこととする。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局建設業課(課長 谷脇 暁)

業績指標 200

建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数

評価

A-2	目標値：400件（平成21年度） 実績値：415件（平成20年度） 初期値：224件（平成18年度）
-----	--

(指標の定義)

建設業の活力回復施策によって支援された、中小・中堅建設企業による新分野進出や異業種との連携等のモデル的な取組の創出件数（累計値）

(目標設定の考え方・根拠)

平成18年度までのモデル的な取組の累計件数は224件で1年あたり約50件。今後も年間50件程度の創出を見込んで目標を設定した。

(外部要因)

建設投資の減少等

(他の関係主体)

建設業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

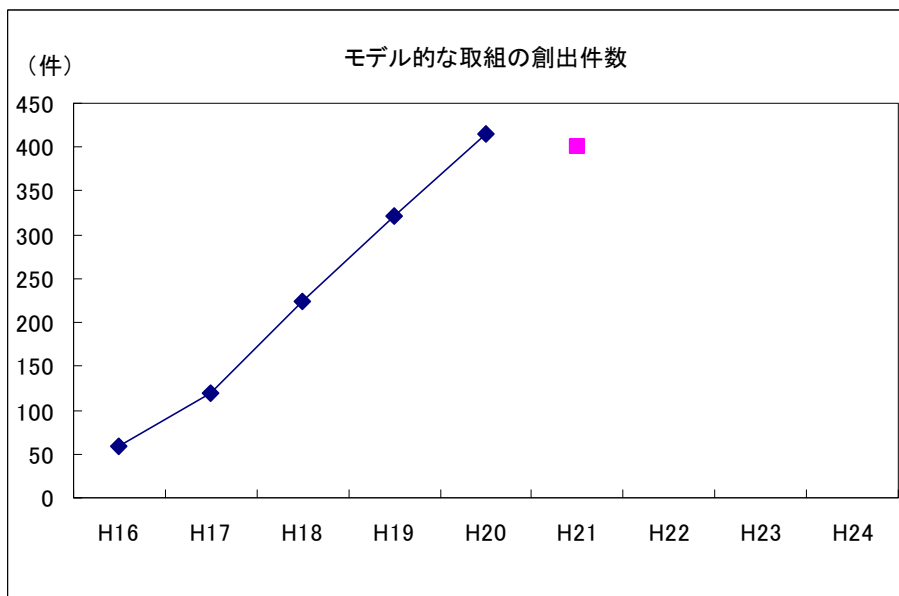
【本部決定】

地方再生戦略改定版（平成20年12月19日地域活性化統合本部決定）

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
59件	120件	224件	322件	415件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

生産性向上のための建設業の新分野進出・経営革新普及促進事業
 地域の経済と雇用を支える基幹産業である中小・中堅建設業者の新分野進出や経営革新を促進するため、生産性向上に向けた波及効果の高い取組をモデル事業として公募、選定し、広く普及促進を図る。

予算額 3.5億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

建設業経営革新促進支援事業（ワンストップサービスセンター事業の運営）
厳しい経営環境にある中小・中堅建設業者の新分野進出や経営革新、経営基盤強化の取組を円滑化するため、建設業者が関連するサービスを1ヶ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターを都道府県ごとに設置し、これを関係省庁などが連携して支援する。
予算額 3.0億円（平成20年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

本指標における目標値は400件であるが、平成20年度までのモデル創出件数は累計で415件と目標を達成している。建設業の新分野進出や経営革新、異業種との連携等の動きは依然として活発であり、今後も多くのモデル事業が創出されることが期待される点に鑑みれば、指標は順調に進捗していると考えられる。

（事務事業の実施状況）

平成20年度においては「建設業の新分野進出・経営革新モデル構築支援事業」として、農業等の新分野や川上・川下市場への進出、IT等を活用した経営革新など、生産性の向上に資する先導的な取組として93件のモデル事業を選定し、支援を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

これまで選定された事業者に対するアンケート結果では、開発した商品等のマーケティング（販路開拓）や人材の育成を課題に挙げている者が多い。こうした課題への支援を含め、過去の傾向や評価を分析したうえで、建設企業や異業種との連携等につき、今後とも引き続き所要の施策を展開していく必要がある。このため、業績指標は既に目標を達成しているところであるが（目標値は今後見直すことも含めて検討中）、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

平成20年度第二次補正予算に基づき「建設業と地域の元気回復助成事業」を創設し、農林業、観光等と建設業とが連携して地域の活性化に取り組む事業について、その立ち上げのために必要な支援を実施する。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設市場整備課（課長 松本 大樹）

業績指標 201
専門工事業者の売上高経常利益率

評価

C-2	目標値：4.0%（平成23年度） 実績値：2.5%（平成17年度） 初期値：2.5%（平成17年度）
-----	--

（指標の定義）
 専門工事業者の売上高に占める経常利益の割合
 ※売上高経常利益率＝（経常利益/売上高）×100
 ※経常利益＝（営業利益＋営業外収益）－ 営業外費用
 （分子）＝専門工事業者の経常利益 （分母）＝専門工事業者の売上高

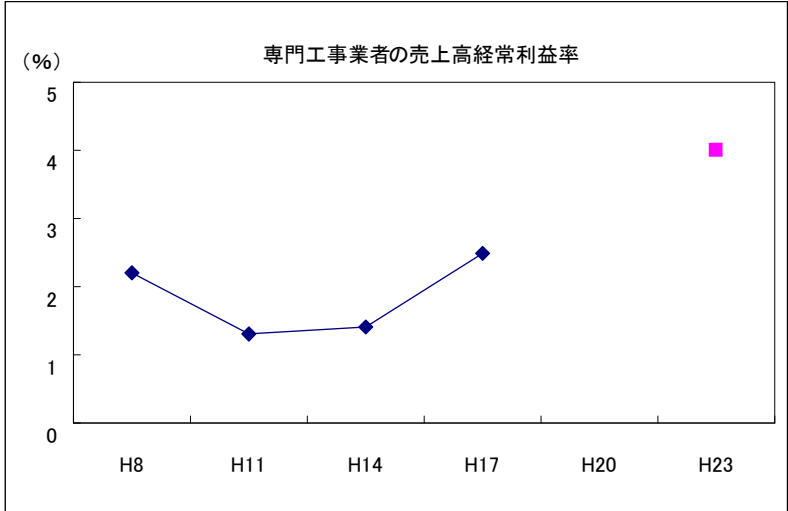
（目標設定の考え方・根拠）
 専門工事業者は、総合工事の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、今後は、経営革新や新分野進出の促進等を通じて、技術と経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。
 その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高経常利益率が挙げられる。
 経常利益は日常的に発生する営業活動と財務活動から生じる収益を表す指標であり、その企業の本来の実力を計る目安として利用されることから、経常利益の売上高に占める割合を計ることでのちに専門工事業者の収益力を把握することが可能である。

（外部要因）
 建設投資の増減等

（他の関係主体）
 専門工事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【本部決定】
 地方再生戦略改定版（平成20年12月19日地域活性化統合本部決定）
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)
H8	H11	H14	H17	H20
2.2%	1.3%	1.4%	2.5%	集計中



事務事業の概要
主な事務事業の概要

建設業経営革新促進支援事業（ワンストップサービスセンター事業の運営）
厳しい経営環境にある中小・中堅建設企業の新分野進出や経営革新、経営基盤強化の取組みを円滑化するため、建設企業が関連するサービスを1ヶ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターを都道府県ごとに設置し、これを関係省庁などが連携して支援する。
予算額 3.0億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

当該指標の進捗状況については、指標値のベースとなっている統計データ（建設業構造基本調査（※1））は集計中である（8月頃公表予定）。いずれにしろ、昨今の、建設投資の低迷による売上高減少や景気の低迷等による収益逼迫等が売上高経常利益率に影響してくるものと推測される。

※1 建設業の基本的な産業構造を明らかにするとともに、その中長期的変化を把握し、建設産業政策の展開に資する基礎資料を得ることを目的として、昭和50年度より3年に1回の周期で総務省承認統計調査として実施しているもの。

（事務事業の実施状況）

・専門工事業者経営力向上研修会テキストを作成し、専門工事業者の経営力強化のための研修会を開催。当該研修会は専門工事業者の経営力向上、特に原価管理の徹底による利益追求意識の醸成を目的としたもので20年度に開催済み。テキストにおいては、専門工事業の自立した積極経営に向けて、「施工条件・範囲リスト」（※2）を活用した工事見積条件の明確化、実行予算による工事原価管理・現況管理とリスクマネジメントなどを提言しているところ。

・全国約80箇所建設業総合相談受付窓口を設置し、建設企業からの相談に応じて、中小企業診断士等の有資格者である建設業経営支援アドバイザーの派遣を行った。平成20年度においては、新規アドバイザーを約40名追加するなど、より多様なニーズに応えるための体制整備を図った。

※2 総合工事業者と専門工事業者間の工事見積条件の明確化を図ることが重要であるという問題意識から、見積時点における価格を決定する事項について書面により明確にするための標準モデルとして、平成13年度に見積協議の際に活用するリストとして作成したもの。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、初期値から実績値が現時点で更新されておらず、C-2と評価した。今後、建設投資の減少等さまざまな外部要因が指標に悪影響を与えるものと考えられるが、今後も、建設生産プロセスの中で中核的役割を担う専門工事業者の売上高経常利益率を目標値に近づけるための取組を継続していくことは必要である。

そのため、今後も専門工事業者の利益向上に向けた取組が必要であることから、専門工事業者の経営力向上に向けた各種取組や下請取引の適正化を通じた下請業者たる専門工事業者へのしわ寄せ防止等の対策を講じていくことが必要である。

また、同様に、専門工事業者の利益増進に努めるための環境整備が必要であり、今後とも、経営基盤の強化等の経営革新に向けて自ら取り組む建設業者を支援することが必要である。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

ワンストップサービスセンター事業について、多様化する相談内容に対応した幅広い分野からの経営支援アドバイザーの追加、経営革新セミナーの実施などにより充実を図る。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設市場整備課（課長 松本 大樹）

業績指標 202

建設資材の需給状況把握システムの導入状況

評価

C-2	目標値：100%（平成21年度） 実績値：0%（平成20年度） 初期値：0%（平成18年度）
-----	--

(指標の定義)

・主要建設資材の安定供給はもとより、大規模地震発生時の応急、復旧・復興に対応すべく効率的かつ効果的な建設資材の供給が可能となるシステムの開発を行い、そのシステムの建設資材の供給に携わる関係機関への普及度合を割合としたもの。

(分子)＝需給状況把握システムを導入した建設資材の供給に携わる関係機関の数

(分母)＝建設資材の供給に携わる関係機関の数

(目標設定の考え方・根拠)

・過去の地震時で要した建設資材の需要量などを元データとして、発災後に必要な需要量・需要時期・需要場所や運搬経路を示すシステムを構築し、各業界関係機関(各種建設資材関連の公益法人等)に広く情報提供することを目的に、平成21年度内でシステムの普及を図るよう目標値を設定。

(外部要因)

災害状況、建設投資の動向

(他の関係主体)

経済産業省、所管法人等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

なし

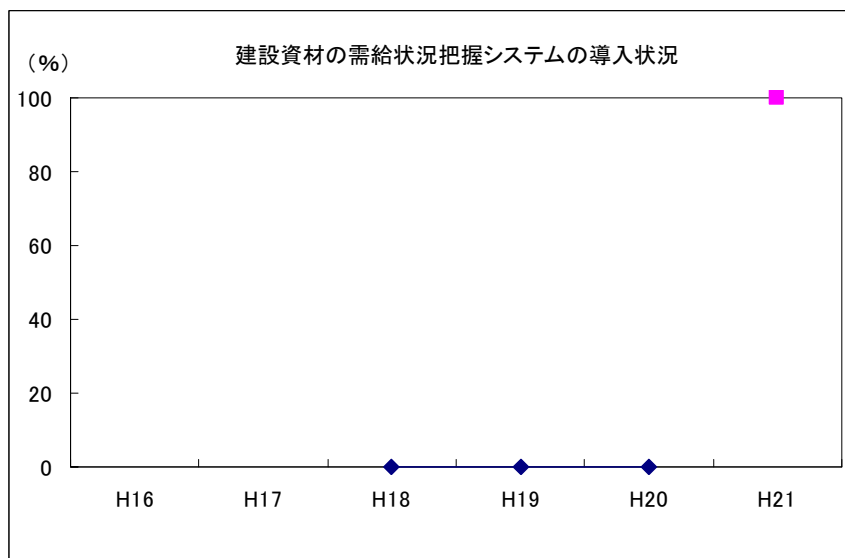
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
—	—	0%	0%	0%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

大規模地震における迅速な資材調達に関する調査研究

大規模地震により想定される震度や被害量から必要な資材量を把握し、効率的な資材供給が可能となるシステムを構築。これらの情報提供を通じ、建設資材の安定供給に資する。 予算額3,475千円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・本施策は平成18年度から3カ年の調査研究であり、平成21年度に各業界関係機関等に広く情報提供を行うことで業務目標の達成となるため、平成20年度における指標の数値は算出されていない。
但し、システム構築に向けての進捗は順調に推進している。

(事務事業の実施状況)

- ・本施策は平成18年度から3カ年の調査研究であり、平成20年度に地震発災後に必要な建設資材の需要量・時期などを示すシステムを構築し、平成21年度に各業界関係機関等に広く情報提供を行うことで業務目標の達成となる。現在はシステム構築が完了しており、平成21年度は情報提供に向けた各関係機関との調整を行い、運用開始する。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は、3カ年でシステム構築の後、各業界関係機関に情報提供を行うことで100%の進捗となる。システムを運用し、情報提供を行うのは平成21年度の予定であり、平成21年度まで実績値が計れないことから、C-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局建設市場整備課(課長 松本 大樹)

業績指標 203

建設技能労働者の過不足状況 (①不足率、②技能工のD. I.)

評価

①C-2 ②C-2	目標値：① 1.2%以下 ② 30ポイント以下 (平成23年) 実績値：① -0.7% ② 17ポイント (平成20年) 初期値：① 1.2% ② 30ポイント (平成18年)
--------------	--

(指標の定義)

①建設労働需給調査結果 (国土交通省)

調査対象職種 (鉄筋工、型わく工等) の労働者を直用する建設業者による技能労働者の確保状況 (回答数) を以下により算出した、建設技能労働者の不足率 (年平均、8職種計、全国、原数値)。

$$\text{不足率} = \frac{\text{確保しなかったが出来なかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者}}{\text{確保している労働者数} + \text{確保しなかったが出来なかった労働者数}} \times 100$$

②労働経済動向調査 (厚生労働省)

調査対象産業に属する全国の民営事業所に対して実施された調査において、労働者の過不足感について、不足 (「やや不足」と「おおいに不足」の計) と回答した事業所の割合から過剰 (「やや過剰」と「おおいに過剰」の計) と回答した事業所の割合を差し引いた値 (「労働者過不足判断D. I.」) のうち、建設業における技能工のD. I. (年平均 (四半期毎の結果を平均して算出))。

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な人材が大幅に減少されることが懸念される中、建設技能労働者の需給バランスが平成18年以上に悪化しないことを目標とする。

(外部要因)

建設投資の動向

(他の関係主体)

厚生労働省

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

なし

【本部決定】

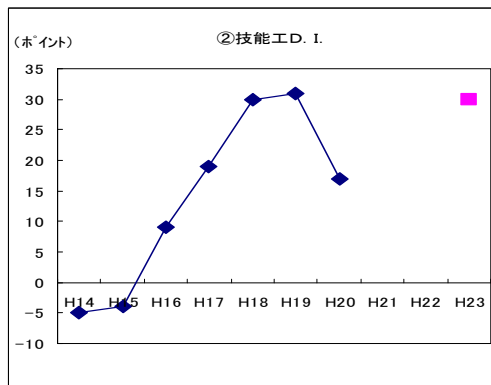
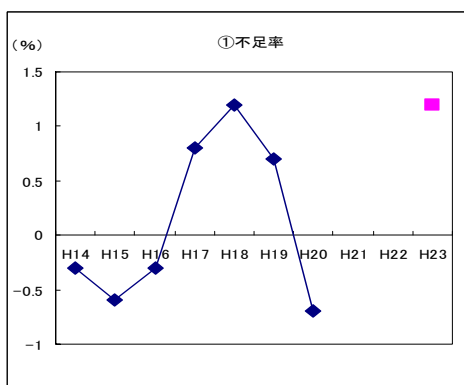
地方再生戦略改定版 (平成20年12月19日地域活性化統合本部決定)

【政府・与党申合】

なし

①過去の実績値 (暦年)						
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
-0.3%	-0.6%	-0.3%	0.8%	1.2%	0.7%	-0.7%

②過去の実績値 (暦年)						
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
-5ポイント	-4ポイント	9ポイント	19ポイント	30ポイント	31ポイント	17ポイント



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①建設技能者確保・育成モデル構築支援事業
建設技能の円滑な承継と建設技能者の確保・育成を図るため、各事業者が実施する先導的な取組に対し支援を行い、その取組の普及・啓発を図る。
予算額 24百万円（平成20年度）
- ②建設業人材確保・育成モデル構築支援事業（専門高校実践教育導入支援事業）
地域の建設業界と工業高校等が連携し、将来の建設業の担い手の確保・育成を図るため、建設技術者・技能者による生徒への実践的指導や生徒の企業実習等の先導的な取組に対し支援を行い、その取組の普及・啓発を図る。
予算額 18百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

- ・基幹技能者の確保・育成・活用の促進
施工現場で直接生産活動に従事する技能労働者のうち、作業管理・調整能力を有し、中核的な業務に従事する基幹技能者を確保・育成し、その活用を促進する。国土交通大臣の登録を受けた講習を終了した者を「登録基幹技能者」として、経営事項審査で加点する制度を平成20年4月より開始。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年の建設労働需給調査の不足率は、平成19年の0.7%から1.4ポイント低下して-0.7%、また、労働経済動向調査の技能工D. I.については、平成19年の31ポイントから14ポイント低下して17ポイントと、共に目標達成に向けたトレンドを示しているものの、著しい低下幅を示している。平成20年は、建設投資の減少、不動産業の業況悪化等の影響が過大であったと推測されることから、指標の動向を適切に判断できない。

（事務事業の実施状況）

- ・各種事業者が行う建設技能者の確保・育成に資する取組に対し、他のモデルとなる事業を選定し、その取組に対し支援を行い、その成果を広く普及する取組（建設技能者確保・育成モデル事業）を実施。元請と下請が連携した若年技能労働者の確保・育成や女性技能者の育成等に資する取組を中心に5件の事業に対し支援を行い、広く普及・啓発を図った。
- ・地域の建設業界と工業高校等が連携した、建設技術者・技能者による生徒への実践的指導等の取組に対し、他のモデルとなる事業（地域）を選定し、その取組に対し支援を行い、成果を広く普及する取組（建設業人材確保・育成モデル事業）を実施。2件（県）の事業に対し支援を行い、広く普及・啓発を図った。（文部科学省との連携事業）

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・建設労働需給調査結果の不足率及び労働経済動向調査の技能工D. I.については、目標値以下を推移しているものの、平成19年と比較すると著しい低下幅を示している。平成20年の数値は、建設投資の減少、不動産業の業況悪化等の影響が過大であったと推測される。
- ・今後も建設投資の減少等の外部要因が指標動向に影響を与えられ、今後更に少子高齢化社会が加速し、労働人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な人材が大幅に減少することが懸念される中、建設技能者の確保・育成を図ることが必要である。
- ・そのためには、建設技能の円滑な承継や将来の優秀な担い手を確保していくための先導的な取組に対し支援し、将来の建設産業を支える人材の確保・育成を図る必要があることから、C-2と判断した。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設市場整備課（課長 松本 大樹）

業績指標 204

建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率

評価

C-2	目標値：3割減（平成24年度） 実績値：－（平成20年度） 初期値：－
-----	---

（指標の定義）

建設関連業（測量業、建設コンサルタント、地質調査業）登録制度に係る各種申請を平均化した1申請あたりの申請から登録処理までの所要日数の低減率

（分子）＝平成21年度の登録所用日数から新システムを運用した当該年度の登録所用日数を引いた低減日数

（分母）＝平成21年度の登録所用日数

（目標設定の考え方・根拠）

建設関連業者登録システムは、建設関連業の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである。

所要日数の低減については、新しい建設関連業者登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果によるところが大きいですが、他の要因として、登録制度の改正にあわせて申請書類の簡素化の検討を予定していることから、それらの状況を踏まえて、平成21年度の旧システムにおける登録処理の所要日数と平成22年度から新システムを運用した場合における平成24年度の登録処理の所要日数を比較して3割の削減を目指すものである。

平成20年度 新システムの基本設計・詳細設計

平成21年度 新システムの構築

平成22年度 新システムの運用（予定）

（外部要因）

申請者の国土交通省オンライン申請システムの利用状況

（他の関係主体）

発注者、申請者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

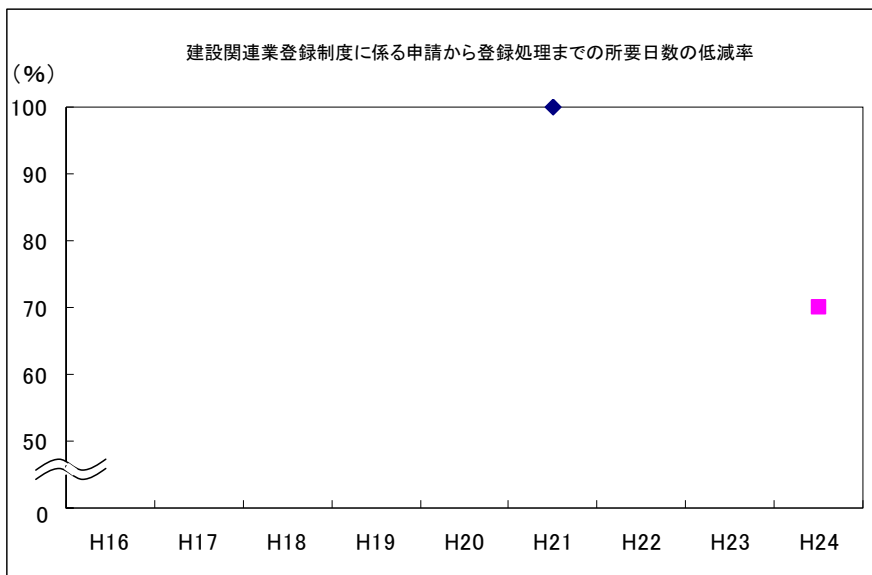
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
－	－	－	－	－



事務事業の概要

主な事務事業の概要

新しい建設関連業者登録システムの開発
 建設関連業者の登録・審査を各地方整備局等で円滑に行うため、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を考慮した新しい登録システムの基本設計を行う。

予算額 50,760千円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度においては削減効果が発生するものではないため、判断できない。

(事務事業の実施状況)

- ・新しい建設関連業者登録システムの基本設計・詳細設計を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・削減効果が発生するのは平成22年度以降であるため、C-2と評価した。平成22年度からの効果発生に向け、現在の施策を継続する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

新システムの構築

(平成22年度以降)

新システムの運用(予定)

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局建設市場整備課(課長 松本 大樹)

業績指標 205

海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数

評価

A-2	目標値：10件（平成21年度） 実績値：8件（平成20年度） 初期値：0件（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

我が国建設業の国際競争力の強化及び官民協働によるインフラ整備の推進を図るために行う、建設会議（政策対話等）、セミナー、シンポジウムの開催数。

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度から毎年度3案件程度の開催を想定し、平成21年度末までに累計10案件の開催を目標とする。

（外部要因）

相手国の政情

（他の関係主体）

相手国政府・関係機関、建設企業

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

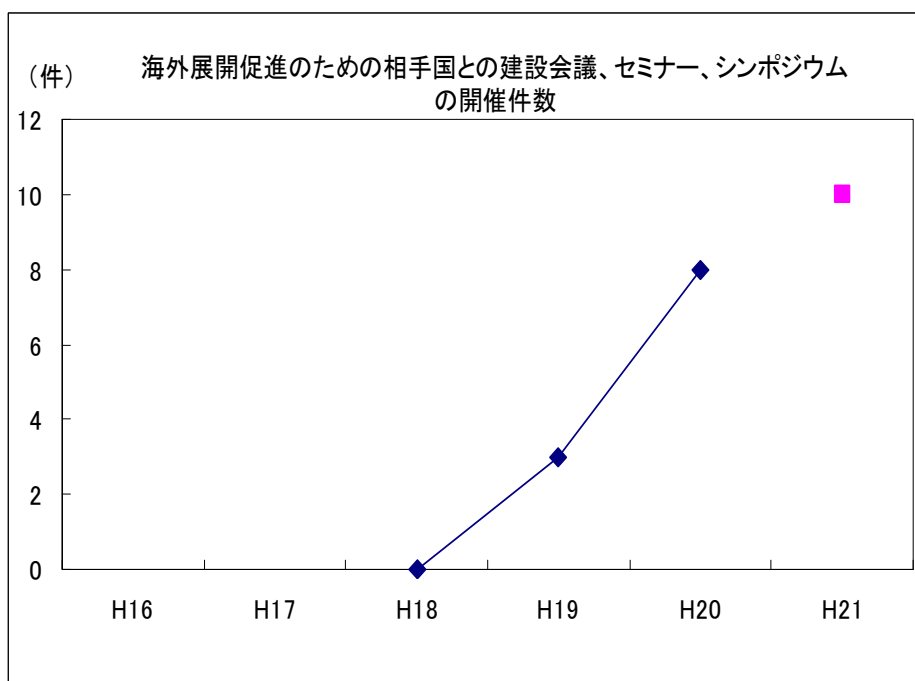
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	0件	3件	8件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

我が国建設業の国際競争力強化策の実施
建設分野での二国間会議やセミナー等の開催とともに、二国間・多国間の建設環境カンファレンスの開催など、我が国建設業の国際競争力強化のための取組みを実施。

予算額 77百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は8件（建設会議6件、セミナー2件）であり、平成21年度には目標値を達成すると見込まれ、順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

建設分野での二国間会議、建設環境多国間会議等を開催。我が国建設業の優れた技術力・ノウハウ等について相手国政府及び地元関連業界へのPR等、我が国建設業のプレゼンスの向上を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標は海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数であり、目標達成に向けてこれまで順調に推移しているため、A-2と評価し、引き続き当該施策を推進する。

我が国建設業のさらなる国際競争力強化を図るため、環境・省エネをテーマとする多国間シンポジウムの開催や、地方・中小建設業の海外進出支援等の取組を強化する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

地方・中小建設業の海外展開促進等

（平成22年度以降）

我が国建設業の国際競争力強化のための取組みを適宜実施

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局国際建設市場室（参事官 林 俊行）

○活 力

政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

施策目標 3 6

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る

現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。

業績指標

206	統計調査の累積改善件数
207	統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数（①収録ファイル数、②HPアクセス件数）

【評価結果の概要】

（必要性）

近年、政府統計に対して、ニーズに即した統計の一層の整備、結果利用の更なる拡大などの要請が高まっている。そのため、現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、統計利用者の利便性の向上を図る施策は、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る上で必要性が高い。

（有効性）

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査の改善、インターネットによる収録ファイル数の増強等を行って来ており、業績指標（206）（207）共に目標値に向け順調に推移している。施策目標の達成に向けて堅実に進捗してきていることから、これらの施策の有効性は高いと評価できる。

（効率性）

平成20年度から開始された総務省の「政府統計の総合窓口（e-stat）」の本格運用に伴い、統計情報の提供方法の有効性及び効率性について検討し、e-stat等との連携・調整を行って来ており、こうした取組みを通じ、一体的な統計情報の提供に向けて、新たな統計ニーズへの対応とともに施策の効果的な展開を図りつつ、施策目標の達成に向け堅実に進捗していることから、本施策は効率的であると評価できる。

（総合的評価）

近年、政府統計に対して、ニーズに即した統計の一層の整備、結果利用の更なる拡大などの要請が高くなってきており、これらの要請を具体化していくため、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る施策目標の達成に向けて、統計調査の改善、インターネットによる収録ファイル数の増強等を行ってきた。今年度においては、業績指標（206）（207）共に目標値に向け順調に推移していることから、目標年度における施策目標の達成に向けて堅実に進捗していると評価できる。今後も、引き続き将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図っていく必要がある。

（反映の方向性）

一体的な統計情報の提供に向けたe-stat等との連携等の検討
統計利用者の利便性向上に向けた統計調査の改善検討 等

業績指標 206

統計調査の累積改善件数

評価

A-2	目標値： 7件（平成23年度までの累計） 実績値： 6件（平成20年度までの累計） 初期値： 1件（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

「統計行政の新たな展開方向（平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ）」において、既存統計の見直しを含めた社会・経済の変化に対応した統計の整備等が求められていることを受け、既存統計の全てについて抜本的見直しを行い、現行統計の統計手法の見直しや新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図るための検討を進めており、これにより見直しを行った統計調査の件数を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図るため、統計調査の見直しを行うことにより、統計利用者の利便性向上等を図る。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

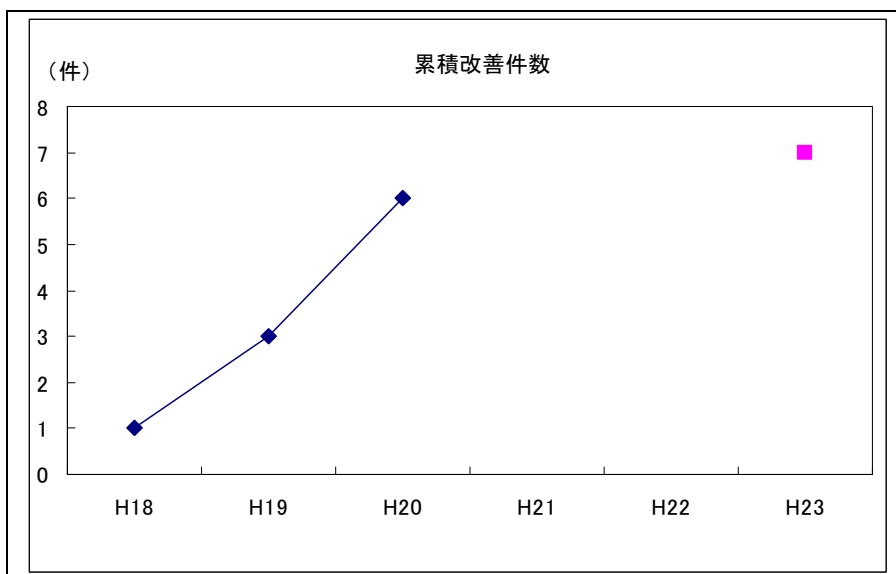
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値（累計）				（年度）
H16	H17	H18	H19	H20
—	—	1件	3件	6件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

将来を見据えた新たな統計ニーズを図るため、既存統計の見直し、新規統計の創設、利用者の視点に立った統計

データの提供等を行う。

建設統計関係予算額 196,026千円(平成20年度)

交通統計関係予算額 462,700千円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の累計実績値は6件であり、目標値に向けて順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

建設統計においては、建設関連業等の動態調査の調査項目の見直し(平成19年度)、増改築・改装等実態調査を見直した建築物リフォーム・リニューアル調査(平成20年度)の創設を行った。現在、建築物実態調査(調査実施体制の改善、調査内容の改善等)の改善、建築物ストック統計の創設等に向けて検討中である。

交通統計においては、見直しを予定している統計の5本のうち、現在までに船舶船員統計調査の中止(平成18年度)、船員労働統計調査の調査項目の見直し等(平成19年度)、造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の調査周期の見直し等(平成20年度)を行った。残りの1本についても継続的に見直し検討を進めていく。

今後も現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図りつつ、報告者負担、調査実施にかかる資源等の観点から、統計調査を見直し、既存統計の改善、新設の統計の創設等を行う。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標187(統計調査の累積改善件数)の実績は6件であり、目標達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。

- ・ 総合的には、業績指標は順調に推移しているが、統計利用者の利便性の向上を図るため、現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図っていくことが重要である。このため、以下のとおり施策を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 建設統計においては、建築物ストックに関連する統計の創設等今後も将来を見据えた新たな統計ニーズを図るため、統計調査の見直しを行う。
- ・ 交通統計においては、既存統計について、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズを図るため、統計調査の見直しを行う。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局情報安全・調査課(課長 中野 宏幸)

関係課：総合政策局情報安全・調査課建設統計室(室長 木下 慎哉)

総合政策局情報安全・調査課交通統計室(室長 伴 正)

業績指標 207

統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数 (①収録ファイル数、②HPアクセス件数)

評価

①収録ファイル数 A-2	目標値：① 約 9,200件 (平成22年度)
②HPアクセス件数 A-2	② 約 505,000件 (平成22年度)
	実績値：① 約 7,600件 (平成20年度)
	② 約 487,000件 (平成20年度)
	初期値：① 約 5,000件 (平成18年度)
	② 約 448,000件 (平成18年度)

(指標の定義)

市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況 (ホームページへのアクセス件数) を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

統計調査結果については、ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/statistics/details/index.html>等) を通じて電子的な形や刊行物により統計データを提供しており、収録ファイル数及びアクセス件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。

また、ホームページに掲載する統計データについて、利用者の利便性を考慮した加工可能な形式での統計データの提供拡大を推進する。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

なし

【本部決定】

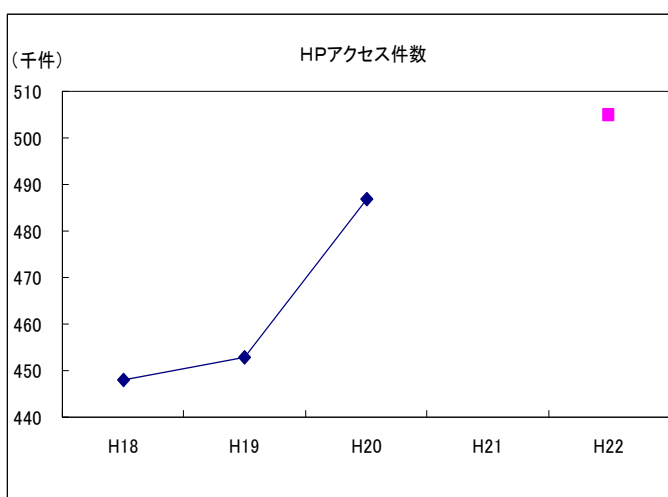
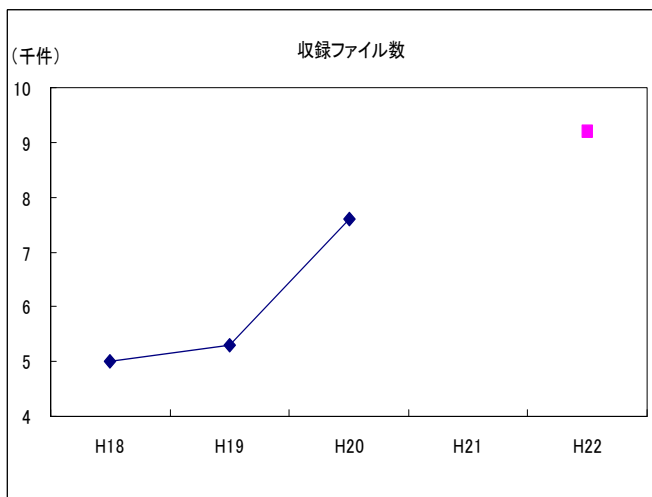
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値 (①収録ファイル数)					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	約5,000件	約5,300件	約7,600件	

過去の実績値 (②HPアクセス件数)					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	約448,000件	約453,000件	約487,000件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な統計データの提供を行い、統計利用者の活用拡大を図る。

建設統計関係予算額	196,026千円（平成20年度）
交通統計関係予算額	462,700千円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

統計の情報提供量である収録ファイル数については、平成20年度末の実績値は約7,600件、ホームページのアクセス件数については、平成20年度末の実績値は約487,000件となり、目標値に向けて順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより収録ファイル数を増加させ、情報の充実を図ると共に利用者利便の向上を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標188「統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数（①収録ファイル数②HPアクセス件数）」については、①収録ファイル数は約5,000件から約7,600件、②ホームページアクセス件数は約448,000から約487,000件となり、業績指標は目標値に向けて増加している。

「政府統計の総合窓口（e-stat）」の本格運用（平成20年度）に伴いアクセス方法が分散されていることが考えられるものの、提供する統計情報の更なる充実及び「政府統計の総合窓口（e-stat）」との連携についての検討を進めていくことを考慮すると、収録ファイル数、アクセス件数ともに目標達成に向けた成果を示していると判断できることから、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局情報安全・調査課（課長 中野 宏幸）
関係課：総合政策局情報安全・調査課建設統計室（室長 木下 慎哉）
総合政策局情報安全・調査課交通統計室（室長 伴 正）

○活 力

政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

施策目標 3.7

地籍の整備等の国土調査を推進する

地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する

業績指標

208	地籍が明確化された土地の面積
-----	----------------

【評価結果の概要】

（必要性）

地籍の整備等の国土調査は、土地に関する最も基礎的な情報を整備するものであり、その成果は、土地活用の推進、土地取引の円滑化、個人資産の保全、災害復旧の迅速化等に効果を発揮する必要な施策であることから、当該施策を積極的に推進していくことが必要である。

（有効性）

平成20年度における実績値は138千K㎡であり、平成21年度の目標値達成に向けた伸びを示していない。しかし特に進捗が遅れている都市部においては、法務省等と連携し地籍整備を推進するほか、都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）を着実に実施するなどの取組を行っており、また林野庁と連携して山村部における地籍調査を推進する取組について平成20年度に連携の強化を図り、一定の効果を得ていることから、一定の有効性があったものとする。

（効率性）

地籍の整備等の国土調査を推進する本施策は、公共事業の用地取得にかかるコスト縮減にもつながるものであり、コスト面に着目して更に効率的な施策の展開を検討していく必要がある。また、地籍調査と同様の効果が得られる国土調査法第19条第5項指定制度について、平成20年度においてその指定件数が増加したことから、一定の効果을あげており、効率的であったと評価出来る。指定制度については、さらなる推進に向けその活用方を検討していく必要がある。

（総合的評価）

地籍の整備等の国土調査を推進し、土地に関する最も基礎的な情報を整備するため、地籍調査事業を実施しているが、その進捗率は依然として低く、特に都市部及び山村部において遅れていることを踏まえ、その状況を改善する促進策の検討を行う必要がある。

（反映の方向性）

- ・ 法務省等と連携して都市部における地籍整備を推進
- ・ 都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）の着実な実施
- ・ 公共事業との連携の緊密化による地籍調査の推進
- ・ 国土調査法19条5項指定制度の活用

業績指標 208

地籍が明確化された土地の面積

評価

B-1	目標値：158千k㎡（平成21年度） 実績値：138千k㎡（平成20年度） 初期値：133千k㎡（平成16年度）
-----	--

(指標の定義)

地籍調査を実施した面積（地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む）

(目標設定の考え方・根拠)

第5次国土調査事業十箇年計画（平成12年5月23日閣議決定）において設定された目標値

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）

都市部における地籍調査を推進する（第5章3）

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）

なお、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現のため、事業の進捗管理の徹底や、用地取得の円滑化に資する地籍調査の実施など、総合的な取組を引き続き推進する。（第3章（2））

【閣決（重点）】

なし

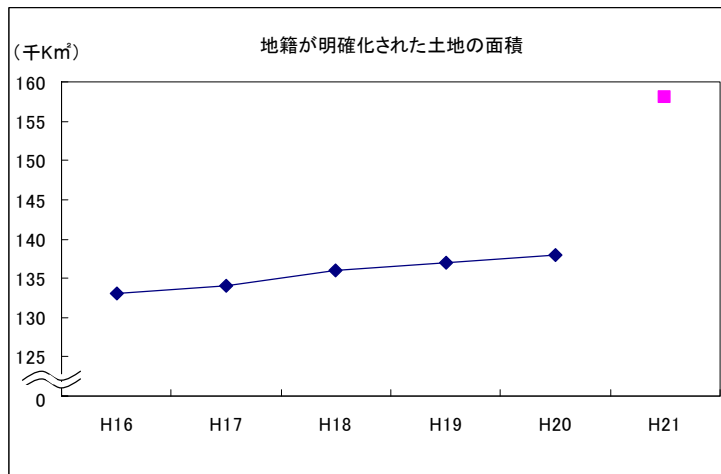
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
133千k㎡	134千k㎡	136千k㎡	137千k㎡	138千k㎡	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・全国的な地籍調査の推進
土地の有効利用の基盤となる地籍調査について積極的に推進
予算額：121億円（平成20年度）
- ・都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）の実施
国として重点的に対応すべき地域において、地籍整備の前提となる街区外周の調査を実施
予算額：33億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成20年度の実績値は138千k㎡であり、平成21年度の目標値を達成するために必要と考えられる148千k㎡を大きく下回った。特に、都市部においては2,503千k㎡(都市部全体の20%)しか進捗していない状況である(下表参照)。
- 原因としては、実施主体である地方公共団体における体制が不十分であること等が考えられる。特に、都市部においては土地の細分化、権利意識の強さ等から境界確認の合意を得ることが他の地域に比べて困難であり、調査の進捗の遅れが著しくなっていることが考えられる。

調査対象面積に対する実施状況(昭和26年度～平成20年度)

	対象面積 (k㎡)	平成20年度末 実績面積(k㎡)	平成20年度末 進捗率(%)
人口集中地区(DID)	12,255	2,503	20
宅地	17,793	8,999	51
農用地	72,058	50,950	71
林地	184,094	75,933	41
合計	286,200	138,385	48

(注) 対象面積は、全国土面積(377,880千k㎡)から国有林及び湖沼等の公有水面を除いた面積である。

(事務事業の実施状況)

- 平成18年度から、都市部における公図と現況のずれをインターネット上で公開し、地籍調査に対する意識の向上を図っている。
- 平成20年度においては、街区外周の位置に関する基礎的データを整備する都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)を45市区町で実施し、都市部における地籍調査の円滑な実施を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は、依然として低い状態であるが、それを改善するために様々な促進策を検討し、地籍調査を積極的に推進していくのであり、B-1と評価した。
- 現状では、都市部及び山村部の地籍調査が特に遅れていることから、都市部及び山村部の地籍整備を推進しながら、全体的な進捗率をいかに向上させるかが課題である。
- そのため、法務省等と連携して都市部における地籍整備を推進するほか、都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)を着実に実施していく。また、地籍調査が公共事業の用地取得にかかるコスト縮減につながることにかんがみ、公共事業との連携を更に緊密化することにより、地籍調査の推進を図っていく。さらに、民間測量成果等に地籍調査の成果と同一の効果を認める国土調査法第19条第5項指定制度の活用を進めるほか、林野庁と連携して山村部における地籍調査を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- 法務省との連携による都市部における地籍整備推進の一方策として、法務省の登記所備付地図作成作業が実施された市区町の周辺地域において地籍調査を実施し、効率的に地籍の明確化を図る取組を積極的に推進する。
- 地籍調査については、平成12年を初年度とする第5次国土調査事業十箇年計画に基づき全国で実施しているところであるが、当該計画が平成21年度に期末を迎えることから、国土審議会土地政策分科会企画部会「国土調査のあり方に関する検討小委員会」を設置し、平成21年3月から8月にかけて地籍調査の具体的な促進策等について検討を行っている。

(平成22年度以降)

- 都市部の官民境界を先行的に確認する基本調査の導入や、民間による地籍整備の促進等の新たな取組を実施し、地籍の明確化を効率的かつ迅速に図る。
- 都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)については、境界確認が困難な地域のうち国として重点的な対応を講ずる必要がある地域等において、街区外周の屈曲部分の調査・測量を実施し、所与の目的を達成したことから、平成21年度で廃止することとしている。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・水資源局国土調査課(課長 石川 佳市)

○活力

政策目標 9

市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護

施策目標 38

海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る

四面環海の我が国において、海運、造船等の海事産業は、我が国の経済、国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている。このため、海事産業における船舶・舶用品生産の市場環境整備・活性化ならびに人的基盤（ヒューマンインフラ）である技能者・技術者及び船員（海技者）の確保・育成等は、「海洋国家」である我が国にとって極めて重要な目標・課題である。

業績指標

209	造船業・舶用工業の生産高（世界シェア）
210	海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準

【評価結果の概要】

（必要性）

海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図ることは、海洋国家である我が国の社会・経済を支える上で極めて重要である。昨秋以降の世界的な景気の減速や国際競争力の激化により、適正な国際市場環境の整備や産業基盤の強化が一層必要な状況となっており、また、人材確保面においては、造船産業における技能者・技術者や船員の高齢化に伴う大量退職による海事産業従事者の不足が生じることが懸念されている。よって、引き続き海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等に資する施策を推進する必要がある。

（有効性）

造船業・船用工業においては、世界の建造量シェアは減少しているものの、過去最高の建造量を記録しており、適正な国際市場環境の整備、船舶産業の基盤整備等の各施策が有効に機能してきたと評価出来る。船員の確保・育成においては、現時点の業績指標は目標値を超え順調に推移しており、船員確保・育成等総合対策事業等、内・外航を通じ優秀な日本人船員を確保・育成していくための各種施策の効果によるものと評価出来る。

（効率性）

従来より、海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等は、景気動向、雇用情勢により大きく左右されている。国や関係業界・事業者等がそれぞれの役割分担に責任を持ち、連携しつつ景気動向等を的確に認識し、国際競争市場の情勢に機敏に対応してきたことから効率的であったと評価出来る。加えて、船員の確保・育成に関しては、少ない予算の中で着実な効果が出ており、効率的に実施していると評価出来る。

（総合的評価）

「海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る」については、平成20年における我が国の新造船建造量は過去最高を記録したが、中国・韓国の新興造船所を中心として建造量が急増したことから、相対的に我が国の世界シェアは減少した。昨秋以降は世界的な景気低迷による海上荷動量の激減により、新造船需要が急減していることから、今後海外との国際競争は一層激化する見込みであり、目標達成に向けて、これまでの施策を着実に実施するとともに、適正な国際市場環境の整備、産業基盤の強化等の施策を推進する必要がある。一方、船員の確保・育成については、業績指標の実績値は目標の達成に向け順調に推移しており、目標の達成は十分可能であると評価出来る。

（反映の方向性）

- ・ 主要造船国を対象に、二国間・多国間の実務者レベルによる協議を行い、更なる国際協調の円滑化を推進する。
- ・ 船員確保・育成等総合対策事業による船員確保・育成対策等の各種施策を引き続き推進する。
- ・ 経済不況による雇用情勢や国際経済環境の変化等に適切に対応する。

業績指標 209

造船業・船用工業の生産高（世界シェア）

評価

B-1	目標値：1/3（平成21年度） 実績値：0.28（平成20年度） 初期値：1/3（平成17年度）
-----	--

（指標の定義）

海洋国日本として貿易等の海上輸送、輸送に伴う海上安全の確保等あらゆる国民ニーズから必要とされる船舶・舶用品の生産に必要な不可欠な諸施策を講じることによる市場環境整備・活性化状況を世界におけるシェアで示したものの。

（目標設定の考え方・根拠）

我が国造船業・船用工業事業者の生産高の世界におけるシェア（トン数ベース）。シェアが確保できていれば、競争力を維持しているとみなすことができる。そこで、平成17年度末現在の国際競争力を維持することを目的に、日本の新造船建造量が世界の新造船建造量の1/3のシェアを維持することを目標とする。

（外部要因）

造船市場の景気変動等に伴う需要の変化

（他の関係主体）

造船事業者・船用事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

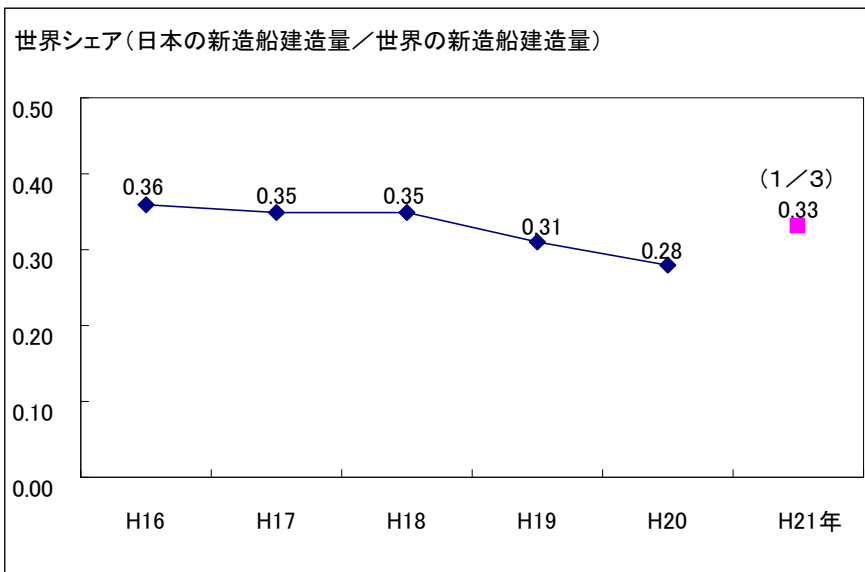
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
0.36	0.35	0.35	0.31	0.28	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○経済協力開発機構（OECD）造船部会分担金
 予算額0.14億円（平成20年度）

OECDでは、造船に関する唯一の多国間フォーラムである造船部会を設け、世界の造船業の健全な発展に向けて、市場動向の共通認識の醸成、各国造船政策に関する意見交換を通じた政策協調の推進等の取り組みを行っている。このOECD造船部会の活動へ積極的に参加し、造船市場に関する共通認識の醸成、公正な競争条件の確保等造船業の健全な発展のための政策協調に貢献していくため、当該年度予算に係わる我が国分担金を支払う。

○船舶産業の競争力強化に必要な経費
 予算額0.47億円（平成20年度）

国際市場環境の整備や国内における基盤強化対策のための調査・分析等、我が国の船舶産業の競争力強化のために必要な産業基盤の整備を図る。

関連する事務事業の概要

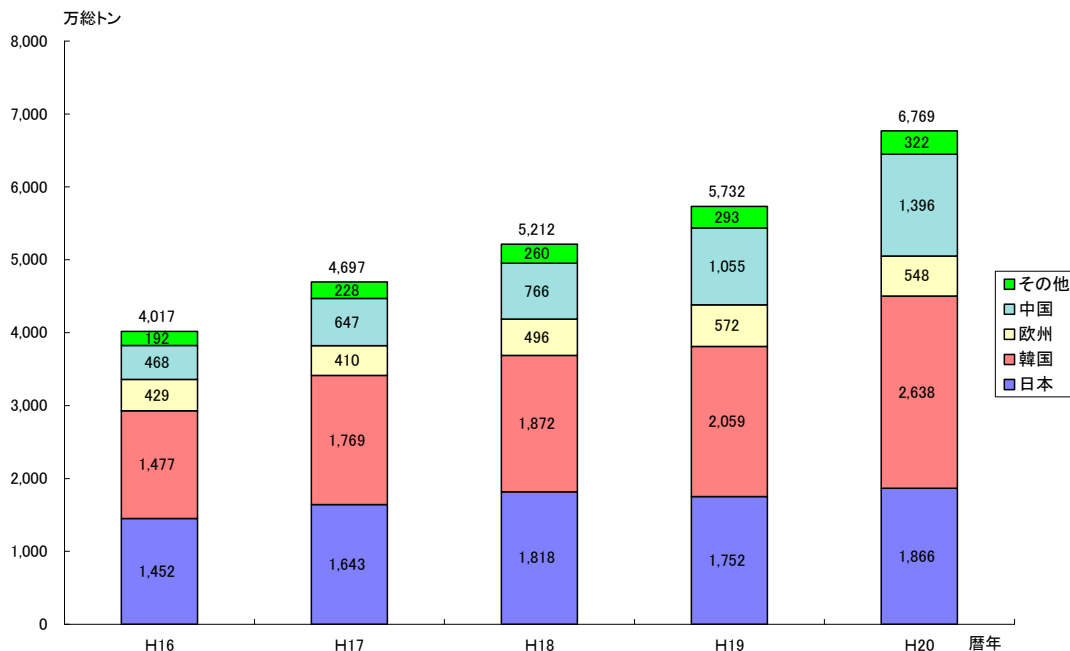
該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 近年の中国等の経済発展に伴う海上輸送量の増加を背景に新造船需要が急拡大し、世界の新造船建造量（平成20年末）は5,732万総トン（平成19年末）から、6,769万総トン（平成20年末）へ急増した。
- 我が国も平成20年度の建造量は過去最高の1,866万総トンを記録したが、平成18年以降ほぼ建造能力の上限の高操業となっていること、一方で中・韓の新興造船所を中心として建造量が急増したことから、相対的にシェアが低下し、平成19年度及び20年度はシェア1/3を下回った。平成20年度の世界シェア（トン数ベース）は0.28であり、平成19年度に比べ0.03ポイントの減少であった。



(注) 1. ロイド資料より作成。(100トン以上の船舶を対象)
 2. 竣工ベース。
 3. 棒グラフの中の数値は構成比を示す。

世界の造船建造量の推移

(事務事業の実施状況)

- 適正な国際市場環境整備
 将来の需給インバランスの回避や、公正な市場環境整備のため、OECD造船部会において、造船市場に関する共通認識の醸成や公正な競争条件の確保を図ったほか、主要造船国（韓国、欧州）と、二国間・多国間の実務者レベルによる協議を定期的に行い、更なる国際協調の円滑化に努めた。また、舶用工業製品の模倣品増加に対応し、中国において被害状況調査を行うとともに、中国・韓国政府と協議を行った。
- 国内における船舶産業の競争力強化
 我が国及び競合国の船舶産業の競争力について現状調査・分析を行い、今後の競争力強化の方向性について検討した。また、造船所の労働安全についても、産業界と連携して取組みを強化した。更に、生産性向上、事業基盤の強化を図ろうとする事業者に対し、産業活力再生法の適用等による支援を行った。このように、船舶産業の競争力強化に関する基盤整備について取り組んだ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値が目標値に達しておらず、環境変化への対応が必要であることからB-1と評価した。

平成20年の秋以降は世界的な景気低迷による海上荷動量の激減により、新造船需要が急減しており、今後需給インバランスが拡大し、韓国・中国等との国際競争が一層激化していく見込みである。こうした中、適正な国際市場環境整備については、強制力のある国際市場規律の確立に向け、取組みを強化する必要がある。また、コスト競争力・生産能力が重要となることから、本施策の中でITの活用、造船連携といった生産性革新に資する取組みを進める。なお、競争力の一つである技術力については、環境面での社会的なニーズ等を踏まえ、別施策による技術開発の推進等を通じて、中長期的に着実に推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

国際市場の不安定化の懸念を踏まえ、適正な国際市場環境整備及び国際市場規律の確立に向け、OECD造船部会等の国際協議の場における意見・情報交換を通して、2008年秋以降急激に変化した造船業および海運業の市況に関する認識を各国で共有することを目指すとともに、造船業における健全な競争条件の確保のため、2005年に中断した新造船協定交渉再開へ向けた各国の調整を主導する。

また、造船・船用工業の連携強化とITの活用により、船用工業製品の設計から船舶の竣工に至る生産の全体工程でのトータル効率の向上を図る取組みを推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局船舶産業課(課長 今出秀則)

業績指標 210

海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準

評価

A-2	目標値：135（平成22年度） 実績値：174（平成20年度）（速報値） 初期値：100（平成17年度）
-----	--

（指標の定義）

国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員について、船員需給総合調査（国土交通省海事局）の海運業（外航及び内航）における年間の船員採用者数（船員経験者（ただし海運業内での移動分を除く）及び船員未経験者）の規模を示した指数。平成17年度の水準を100とする。

（目標設定の考え方・根拠）

海上輸送の人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員を今後とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。

①高齢船員の退職者数見込み 3,953人（H18～27）

船員（海運業）のうち50歳以上の人数 3,953人 → 今後10年で退職が見込まれる

②海運業における採用者数（現状維持ベース。ただし前職が海運業の船員を除く） 2,920人（H18～27）
 H17実績 292人 × 10年 = 2,920人

③退職規模に見合う採用数の水準を確保するために追加が必要な人数 1,033人

追加が必要な人数 1,033人 = 3,953人① - 2,920人②

（追加需要分を段階的に増加させ、退職規模に見合う採用数の水準を確保する場合の毎年の目標見込み）

	初期値	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	計
	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	H18～27
現状維持A	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	2,920
追加B		19	38	57	76	95	114	133	149	167	185	1,033
A+B	292	311	330	349	368	387	406	425	441	459	477	3,953
A+B（指数）	100.0	106.5	113.0	119.5	126.0	132.5	139.0	145.5	151.0	157.2	163.4	

※上記を踏まえ平成22年に現状の35%増が達成できるよう目標設定を行う。

（外部要因）

景気変動に伴う船員需要の増加・減少、船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の減少

（他の関係主体）

海運事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成20年3月18日）第2部4（2）船員等の育成・確保

高齢化しつつある内航海運業の船員の将来的な不足を回避するとともに、外航海運業における日本人船員の計画的な増加を確実なものにするため、船員を始めとする海運事業者の育成・確保等が急務である。

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

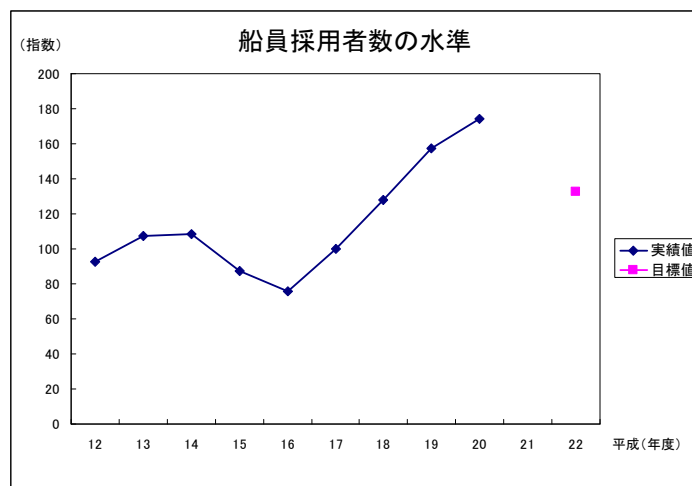
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

（年度）

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
93	108	109	87	76	100	128	158	174



事務事業の概要

主な事務事業の概要

船員確保・育成等総合対策事業
 海洋基本法の成立及び海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、安定的な海上輸送を確保する観点から、新規学卒者の他、退職自衛官、女子船員等新たな供給源からの船員確保・育成等の促進を図るため、船員計画雇用促進等事業及び海へのチャレンジフェア等を実施した。また、特定の海事産業集積地域において、地域における様々な関係者が連携して海事関係の人材確保・育成に取り組む場合に、国も共同事業実施主体として参画する海事地域人材確保連携事業を実施した。

予算額 1.6億円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の実績値(速報値)は174となっており、目標値を超え、前年度に比べて指数が大きく伸びている。これは、船員計画雇用促進等事業及び海へのチャレンジフェア等を経て採用される船員がおり、新規学卒者等の確保・育成に関する事業が、順調に実施されたものによると評価している。また、景気の変動により、船員に対する需要が増加したことも、指数増加の要因となっていると考えられる。

(事務事業の実施状況)

船員確保・育成等総合対策事業の実施

・船員計画雇用促進等事業(助成事業の拡充・強化)

改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を創設。平成20年度は、113事業者から同計画の認定申請が行われ、全て認定された。

・海へのチャレンジフェアの実施

地方運輸局等において、就職面接会・企業説明会等を開催するとともに、あわせて退職自衛官の活用等のための船員就職セミナーの開催等海事産業のPRを積極的に実施。平成20年度は、全国各地で9回開催され、213事業者と914名の求職者等が参加した。

・海事地域人材確保連携事業(海のまちづくり)

人材の確保・育成のための各種事業が行われると認められた地域における活動の一部を国の直轄事業として実施。平成20年度は、海のまちづくりに取り組むための協議会を大分県佐伯市、愛媛県今治市、静岡県静岡市(清水地区)広島県尾道市及び兵庫県神戸市で設立した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準であり、実績値は順調に推移している。また、引き続き現在の施策を維持する必要があることから、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

無駄の削減等による事務事業の縮小等

・船員雇用促進対策事業費補助金のうち、船員計画雇用促進等事業

当初予定されていた計画と実際に認定されている計画を踏まえ、船員計画雇用促進等事業のうち、共同型船員確保育成事業及び新規船員資格取得促進事業について事業を縮小するとともに、船員計画雇用促進等事業のうち、船員計画雇用促進事業について公益法人向け支出の削減の観点から、国が直接支援するスキームに見直す。

- ・船員確保・育成等総合対策事業のうち、海事地域人材確保連携協議会事業実施経費
各地域で実施する事業について、集約化や縮小などにより事業費を節減する。
- ・船員雇用促進対策事業費補助金のうち、船員計画雇用促進等事業
当初予定されていた計画と実際に認定されている計画を踏まえ、船員計画雇用促進事業について事業を拡大する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局海事人材政策課（課長 萩川 直也）

○横断的な政策課題

政策目標 10

国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

施策目標 39

総合的な国土形成を推進する

国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい、国土の形成を図る。このため、国土に関する的確な情報の整備を推進するとともに、これらの情報の幅広い国民各層への提供を充実することで、質の高い国土づくりを進める。また、ヒートアイランドや災害への脆弱性などの大都市問題への対応や地域活性化を図るため、大都市における都市機能の改善やテレワークの普及促進に取り組む。

業績指標

2 1 1	国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報等のダウンロード件数：①国土数値情報ダウンロードサービス、②位置参照情報ダウンロードサービス、③オルソ化空中写真ダウンロードシステム）
2 1 2	国土の利用、整備及び保全に関する国民意識の醸成（国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数）
2 1 3	テレワーク人口比率
2 1 4	大都市圏の整備推進に関する指標（①緑被率（首都圏）、②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）、③帰宅要支援者数（首都圏）、④公共交通利用トリップ数（首都圏））

【評価結果の概要】

（必要性）

国土空間においては、個人、NPO、企業、公的主体といった様々な主体が相互に関係しながら活動していることから、これらの主体が適切な情報に基づいて科学的・合理的な分析や判断・行動を行うことが、総体的に質の高い国土づくり・地域づくりにつながってゆくものである。このため、国土に関する各種の情報を総合的、体系的に収集・整備・分析するとともに、これらの情報や分析成果を国土づくり・地域づくりに関係する多様な主体に広く提供することが必要である。

（有効性）

これまで、国土に関する的確な情報の収集・提供に努めてきた結果、20年度における国土計画関係ウェブサイトのアクセス件数は前年度に比べ約32%の増加が見られ、国土数値情報を始めとする基礎データは20年度においても順調に利用度が高まっている。このように、国土づくりに関する基礎情報についての国民各層のニーズは高いことから、総合的な国土形成の推進という目標達成のために、情報の収集・提供を充実していくことは有効であったと言える。

（効率性）

国土空間においては、多様な主体が国土づくりに関わっており、これらの主体に国土に関する的確な情報を幅広くタイムリーに提供する必要がある。その際、国土に関して収集した大量の情報を、インターネットを通じて提供することは、即地的・可視的にまたできるだけ迅速かつ低コストに提供することを可能とするものであり、結果として効率的な情報提供が実施できたと言える。

（総合的評価）

「国土形成計画（全国計画）」（平成20年7月4日閣議決定）において基本的な方針として示された通り、経済社会情勢の大転換や国民の価値観の変化・多様化が進展している中で、一極一軸型の国土構造を是正し、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることが必要であり、国土形成計画を始めとする国土の利用、整備及び保全に関する総合的かつ基本的な計画の策定・推進等を行っているところ。その際、適切な情報に基づく各主体の科学的・合理的な分析や判断・行動が質の高い国土づくりにつながってゆくことから、国土に関する的確な情報の整備を推進するとともに、これらの情報の幅広い国民各層への提供を充実することが必要不可欠である。また、ヒートアイランドや災害への脆弱性などの大都市問題への対応や地域活性化を図るため、大都市における都市機能の改善やテレワークの普及促進に引き続き取り組む必要がある。

（反映の方向性）

国土審議会における調査審議を踏まえた広域ブロック自立・成長の課題及び集落の課題の検討を行うなど、国土形成計画の策定・推進等を引き続き着実に進めるとともに、国土に関する情報の収集及び提供の一層の充実を図る。

業績指標 211

国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報等のダウンロード件数：①国土数値情報ダウンロードサービス、②位置参照情報ダウンロードサービス、③オルソ化空中写真ダウンロードシステム）

評価

① 国土数値情報ダウンロードサービス A-2	①目標値：現状維持又は増加（平成20年度以降毎年度） 実績値：81万件（平成20年度） 初期値：33万件（平成18年度）
② 位置参照情報ダウンロードサービス A-3	②目標値：現状維持又は増加（平成20年度以降毎年度） 実績値：9万件（平成20年度） 初期値：20万件（平成18年度）
③ オルソ化空中写真ダウンロードシステム A-2	③目標値：現状維持又は増加（平成20年度以降毎年度） 実績値：23万件（平成20年度） 初期値：4万件（平成18年度）

（指標の定義）

国土計画局は、以下のインターネットサイトにおいて国土に関するデジタルデータを無償で公開している。その一か年度のダウンロード件数である。

①「国土数値情報ダウンロードサービス」 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

国土計画・地域計画の策定等に活用することを目的にした、国土に関する様々なデータ。平成18年度以降提供している地理情報標準（JPGIS）に準拠するように変換したデータを含む。

②「位置参照情報ダウンロードサービス」 <http://nlftp.mlit.go.jp/isj/index.html>

大字・町丁目単位（「〇〇町△丁目」）又は街区単位（「〇〇町△丁目□番」、都市計画区域相当範囲のみ）の位置座標（代表点の緯度・経度、平面直角座標）を整備したデータ

③「オルソ化空中写真ダウンロードシステム」（平成18年度より提供） <http://orthophoto.mlit.go.jp/>

国土全域を約1万分の1の縮尺で撮影した空中写真をデジタル化した画像データを、GISを用いて地図データ等と重ね合わせを行えるようにしたデータ

※ 平成20年度より、②について、平成19年度以前は「街区レベル位置参照情報ダウンロードサービス」であったところ、大字・町丁目単位（「〇〇町△丁目」）の情報を追加したために名称及び定義を変更した。

※ 1万件未満の端数は四捨五入する。

（目標設定の考え方・根拠）

多様な主体における国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土計画局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。

本業績指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するもの。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本計画（平成20年4月15日）「第Ⅱ部第2章2. に記載あり」

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日）「第1部第4章第2節に記載あり」

【閣決（重点）】

なし

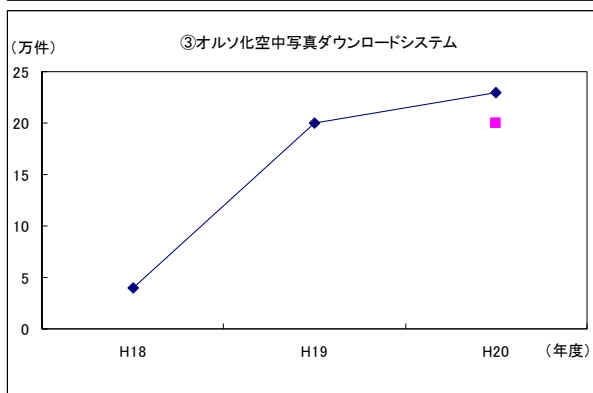
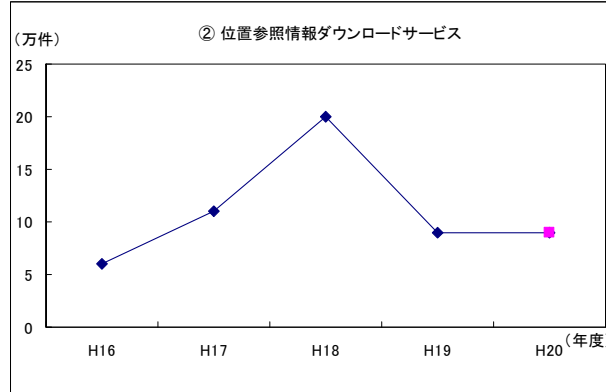
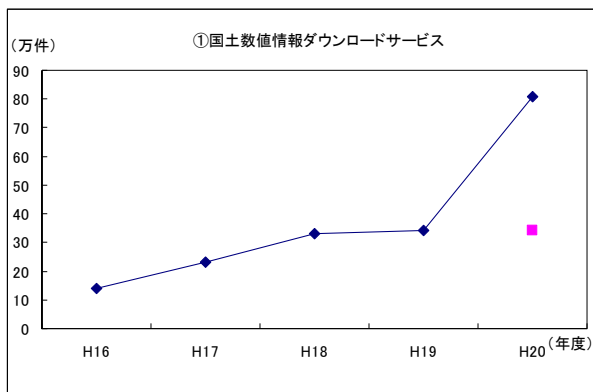
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
①	1 4 万件	2 3 万件	3 3 万件	3 4 万件	8 1 万件
②	6 万件	1 1 万件	2 0 万件	9 万件	9 万件
③	-	-	4 万件	2 0 万件	2 3 万件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うためには、国土に関する各種の情報を総合的、体系的に収集・整備・分析するとともに、これらの情報や分析成果を国土づくり・地域づくりに関係する多様な主体に広く提供し、国土に関する理解や取組を促進することが必要である。このため、国土数値情報、位置参照情報、オルソ化空中写真を整備・更新するとともに、インターネットを通じて一般に無償公開する。また、そのための調査・検討を行う。

関連する事務事業の概要

「地理空間情報活用推進基本計画」に基づく地理空間情報の活用の推進（施策目標 4 1 関係）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 国土数値情報ダウンロードサービス
実績は19年度と比較して大きく伸長しており、順調であると判断できる。
- ② 位置参照情報ダウンロードサービス
実績は19年度と同程度であり、順調であると判断できる。
- ③ オルソ化空中写真ダウンロードシステム
実績は19年度と比較して上回っており、順調であると判断できる。

(事務事業の実施状況)

- ① 国土数値情報ダウンロードサービス
国土数値情報の整備については、平成20年度に既存5項目の時点更新を行った。これにより国土数値情報は、5データ増加し、累計96項目203データとなっている。(注:「項目」数は国土数値情報の種類を数えたものであり、「データ」数は種類のほか時点の異なるものを別個のものとして数えたものである。)
- ② 位置参照情報ダウンロードサービス
街区レベル位置参照情報については、地名の変化を反映させた最新の情報であることが必要であることから、平成20年度においても引き続き最新の情報に更新した。大字・町丁目レベル位置参照情報については、平成20年度に全国整備を完了した。

③ オルソ化空中写真ダウンロードシステム

国土計画局が保有する航空写真約40万枚のうち、平成20年度は、約3.5万枚についてのオルソ化空中写真としての整備を行い、累計約30万枚となっている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 国土数値情報ダウンロードサービス

業績指標は34万件(19年度)→81万件(20年度)と増加しており、目標値を達成しているので「A」と評価した。このため、「2」(現在の施策を維持)と位置付けることとした。目標値は、引き続き「現状維持又は増加」とし、今後も毎年度評価する。

② 位置参照情報ダウンロードサービス

業績指標は9万件(19年度)→9万件(20年度)と水準を維持している(1件単位でも91,764件(19年度)→92,160件(20年度)であり減少していない)。このため、目標値を達成しているので「A」と評価した。しかし、平成21年度予算において、「位置参照情報の整備」は施策目標「41 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する」の達成のための施策と位置づけたため、本業績指標は廃止する。このため、「3」(施策は維持するが指標は廃止)と位置付けることとした。

③ オルソ化空中写真ダウンロードシステム

業績指標は20万件(19年度)→23万件(20年度)と増加しており、目標値を達成しているので「A」と評価した。このため、「2」(現在の施策を維持)と位置付けることとした。目標値は引き続き「現状維持又は増加」とし、毎年度評価する。

(総論)

指標は概ね順調に推移していると考えられるが、国土の質的向上を目指す国土形成計画・国土利用計画の策定を踏まえ、これらの推進・進捗状況の評価に資する情報に対する要請がある。このため、既存の情報項目の時点更新にとどまらず、一層の情報の充実を目指し、情報整備及びそのための調査・検討を行う。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

国土政策上の新たな要請に的確に対応するため、国土利用の質的分析を可能とするよう、土地利用区分の詳細化等による高度な土地利用情報の整備に着手する。

(平成22年度以降)

財務省の平成21年度予算執行調査の結果を踏まえ、今後これまでと同様の空中写真の提供が国土地理院からなされることを前提として、国土計画局から提供を行うためのオルソ化空中写真ダウンロードシステムを廃止する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土計画局参事官(参事官 大野 淳)

業績指標 212

国土の利用、整備及び保全に関する国民意識の醸成（国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数）

評価

A-2	目標値：現状維持又は増加（平成20年度以降毎年度） 実績値：3,914,847件（平成20年度） 初期値：2,964,457件（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

国土計画局が設置・運営する国土計画関係ウェブサイト（以下に掲げるもの）のアクセス件数

- ・「国土のモニタリング」 <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/monitoring/system/index.html>
- ・「インターネットでつくる国土計画」 <http://www.kokudokeikaku.go.jp/>
- ・「新たな公」 <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/index.html>
- ・東北圏広域地方計画 <http://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/>
- ・首都圏広域地方計画 <http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/kokudokeisei/>
- ・北陸圏広域地方計画 <http://www.hrr.mlit.go.jp/tiiki/kokudo/index.html>
- ・中部圏広域地方計画 <http://www.cbr.mlit.go.jp/kokudokeisei/index.htm>
- ・近畿圏広域地方計画 <http://www.kkr.mlit.go.jp/kokudokeikaku/index.html>
- ・中国圏広域地方計画 http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kokudo_keisei/index.htm
- ・四国圏広域地方計画 <http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kokudokeikaku/index.html>
- ・九州圏広域地方計画 <http://www.qsr.mlit.go.jp/suishin/>

（目標設定の考え方・根拠）

国土計画に対する国民意識を醸成し、計画づくりへの高い関心を保ち続けるという観点から、対前年同もしくは増加を目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

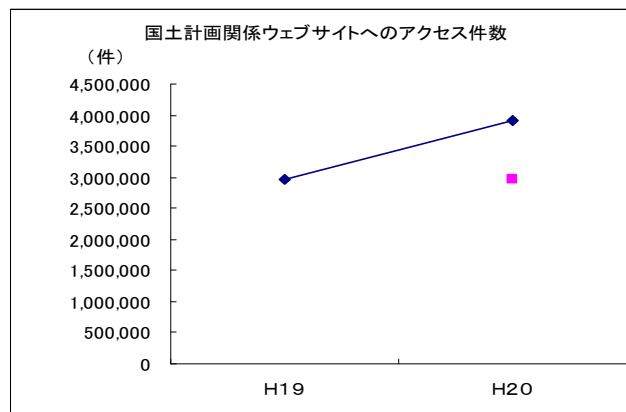
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
—	—	(1,870,697件)	2,964,457件 (2,506,099件)	3,914,847件

※ 国土計画の策定状況を踏まえて、本指標の対象サイトの範囲として、今年度は新たに、「新たな公」及び各広域地方計画のサイトを追加した。括弧内の数字は、昨年度の本指標に係る対象サイト（「国土のモニタリング」及び「インターネットでつくる国土計画」のみ）のアクセス件数の実績値。



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 国土形成計画の策定事務
 - ・全国計画については、各省協議等の所要の手段の実施、閣議決定。
 - ・広域地方計画については、全国計画の決定を踏まえた各ブロックにおける広域地方計画協議会の設置、計画策定へ向けた本格的な検討作業の推進。
- 国土形成計画の推進事務
 - ・計画の推進事業として『『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業』を実施。
 - ・計画推進へ向けた課題へ対応するため、広域ブロック政策研究会及び過疎集落研究会を設置し、有識者による検討を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

国土計画関係ウェブサイトのアクセス件数は、前年度に比べ約32%（950,390件）の増加が見られ、順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

- 国土形成計画の策定事務
 - ・全国計画については、各省協議等の所要の手段を進め、平成20年7月に閣議決定をした。
 - ・広域地方計画については、各ブロックにおいてプレ広域地方計画協議会を開催するなど、計画策定の準備を進めていたところであるが、7月の全国計画の決定以後は、各ブロックに広域地方計画協議会を設置し、計画策定へ向けた本格的な検討作業を実施した。
- 国土形成計画の推進事務
 - ・計画に掲げられた戦略的目標を推進する上での横断的な目標である『『新たな公』を基軸とする地域づくり』の実現へ向け、『『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業』を実施した。
 - ・国土形成計画を効果的に推進する上で当面重要と考えられる課題として、広域ブロック自立・成長の課題及び集落の課題へ対応するため、広域ブロック政策研究会及び過疎集落研究会をそれぞれ設置し、有識者による検討を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度における国土計画関係ウェブサイトのアクセス件数は、3,914,847件であり、前年度の2,964,457件より増加しているため、A-2と評価した。
- ・平成21年度においても、引き続き広域地方計画の策定へ向けた検討、調整等を行うとともに、計画の効果的な推進へ向けて、国土審議会における調査審議も踏まえ、広域ブロック自立・成長の課題及び集落の課題などの諸課題について検討を一層深める。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

国土審議会における調査審議も踏まえた、広域ブロック自立・成長の課題及び集落の課題の検討の実施。

(平成22年度以降)

国土審議会における調査審議も踏まえた、国土形成計画を効果的に推進する上で当面重要と考えられる課題に係る検討の実施。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土計画局総合計画課（課長 川上 征雄）
国土計画局広域地方計画課（課長 福島 章）
国土計画局広域地方整備政策課（課長 澁谷 和久）

業績指標 213
テレワーク人口比率

評価

A-2	目標値：約20%（平成22年度） 実績値：約15%（平成20年度） 初期値：約10%（平成17年度）
-----	--

（指標の定義）

就業者人口に占めるテレワーカーの比率。テレワーカーとは、ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上とする。平成20年度のWEB調査によるサンプルベースのテレワーカー率は1,308/7,000=約18.7%であり、これを全就業者平均のインターネット利用率等により補正した、平成20年度テレワーク人口比率が約15.2%である。（平成20年度推計テレワーク人口：約1,000万人）

（目標設定の考え方・根拠）

「IT新改革戦略」（H18.1、IT戦略本部）に掲げられている「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」とする目標により設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

総務省、厚生労働省、経済産業省

（重要政策）

【施政方針】

第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成19年1月26日）

「意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。」

【閣議決定】

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「テレワーク人口倍増アクションプラン」を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、平成22年までにテレワーク人口倍増を実現する。

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

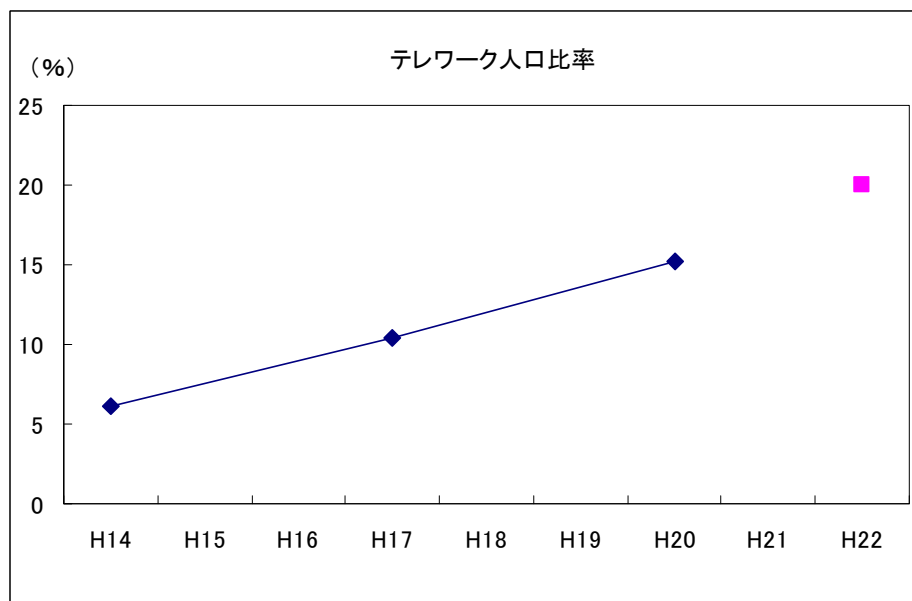
IT新改革戦略（平成18年1月19日 IT戦略本部決定）

「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	約10%	—	—	約15%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・テレワークの推進
テレワークセンターの実証実験や人口実態調査、普及啓発活動等を実施し、テレワークの普及促進を図る。
予算額：0.7億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度実績値は約15%で、前回調査時（平成17年度）から約5%の増加を示している。

（事務事業の実施状況）

東急田園都市線あざみ野駅に近接した共同利用型テレワークセンターを設置し、実証実験を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標であるテレワーク人口比率は年々伸びており、平成20年度には15%に達した。今後も引き続きテレワーク普及のための取組みを進める。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

企業の経営者等を対象とした出前講座を実施し、テレワークの更なる普及・推進を図る。

（平成22年度以降）

既存施設（公共・民間）のテレワーク環境・機能について検討し、テレワーク施設に必要な機能等を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：担当課：都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室（室長 牧 哲史）

業績指標 214

大都市圏の整備推進に関する指標 (①緑被率 (首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量)、③帰宅要支援者数 (首都圏)、④公共交通利用トリップ数 (首都圏))

評価

①緑被率 (首都圏)	C-3	①目標値：維持 (平成23年度) 実績値：34% (平成18年度) 初期値：34% (平成18年度)
②琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量)	C-2	②目標値：35, 885 kg/1日 (平成22年度) 実績値：38, 396 kg/1日 (平成17年度) 初期値：38, 491 kg/1日 (平成16年度)
③帰宅要支援者数 (首都圏)	C-2	③目標値：半減 (平成23年度) 実績値：約1, 370万人 (平成18年度) 初期値：約1, 370万人 (平成18年度)
④公共交通利用トリップ数 (首都圏)	C-3	④目標値：維持 (平成20年度) 実績値：約105百万トリップ (平成10年度) 初期値：約105百万トリップ (平成10年度)

(指標の定義)

大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力のそれぞれについて、代表する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。

①緑被率 (首都圏)

首都圏既成市街地及び近郊整備地帯における緑被率 [(樹林地及び草地の面積) / (首都圏既成市街地及び近郊整備地帯の面積)]

②琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量)

化学的酸素要求量 (COD) : kg/1日。

③帰宅要支援者数 (首都圏)

平日正午に首都圏において大地震が発生し、交通機関が麻痺したと仮定した場合に、帰宅行動を支援する必要があると推計される人の数。

④公共交通等利用トリップ数 (首都圏)

東京都市圏における、エネルギー負荷の小さい移動手段 (鉄道・バス・徒歩・二輪) を利用したトリップ数

(注)「トリップ」とは、ある目的をもって起点から終点へ移動する際の、一方向の移動を表す概念であり、同時にその移動を定量的に表現する際の単位のこと。

(目標設定の考え方・根拠)

①緑被率 (首都圏)

平成18年度の数値の維持を目標とする。

②琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量)

平成10年度に行われた「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」の水質保全分野の第1期目標である「昭和40年代前半レベルの流入負荷」を目標とする。

③帰宅要支援者数 (首都圏)

平成18年度の概ね半減 (初期値から計画策定により計画上円滑な帰宅が可能と推定される人数を除外した数) を目標とする。

④公共交通等利用トリップ数 (首都圏)

平成10年度の数値の維持を目標とする。

(外部要因)

①②③④該当なし

(他の関係主体)

①③④該当なし

②農林水産省、林野庁、環境省、水産庁、滋賀県

(重要政策)

【施政方針】

①②③④なし

【閣議決定】

①②③④なし

【閣決 (重点)】

①②③④なし

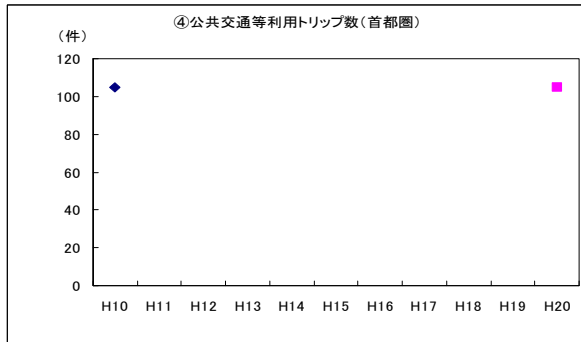
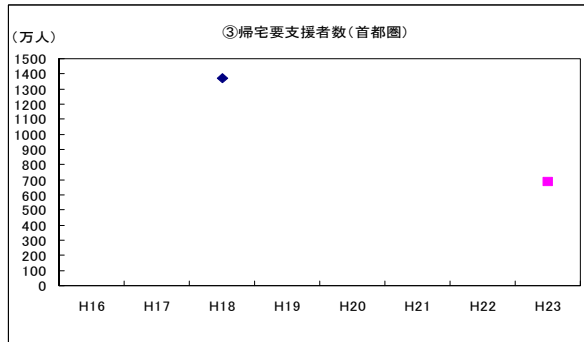
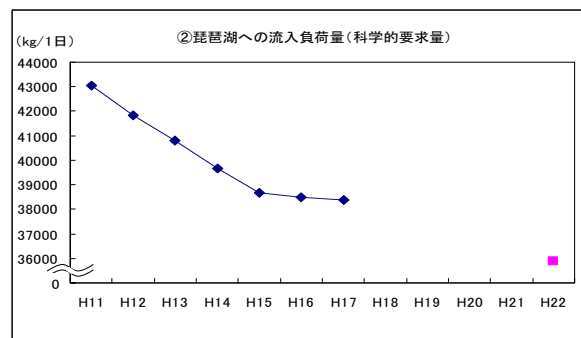
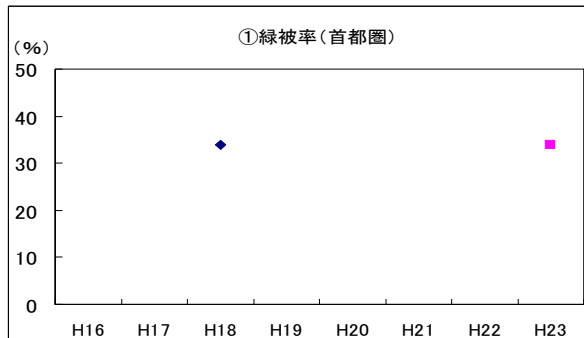
【本部決定】

①②③④なし

【政府・与党申合】

①②③④なし

過去の実績値 (①緑被率 (首都圏))					(年度)					
H16		H17		H18		H19		H20		
-		-		3.4%		-		-		
過去の実績値 (②琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量))										(年度)
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
43,055 Kg/1日	41,832 Kg/1日	40,809 Kg/1日	39,683 Kg/1日	38,671 Kg/1日	38,491 Kg/1日	38,396 Kg/1日				
過去の実績値 (③帰宅要支援者数 (首都圏))										(年度)
H16		H17		H18		H19		H20		
-		-		1370万人		-		-		
過去の実績値 (④公共交通等利用トリップ数 (首都圏))										(年度)
H10			H11~H19				H20			
105百万トリップ			-				集計中			



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①緑被率 (首都圏)
 - ・大都市圏における都市環境インフラの整備に向けて、広域的な緑被の変遷・動向や水と緑のネットワークの形成状況を把握するとともに各種施策との関係について分析する。
 - 予算額：0.4億円(平成20年度)
- ②琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量)
 - ・琵琶湖の水質改善等に関する事業連携方策を策定し推進することにより、琵琶湖の総合的な保全を図る。
 - 予算額：0.2億円(平成20年度)
- ③帰宅要支援者数 (首都圏)
 - ・首都圏、近畿圏における被災時の帰宅行動把握・想定を行い、対応策を検討する。
 - 予算額：0.6億円(平成20年度)
- ④公共交通等利用トリップ数 (首都圏)
 - ・首都圏において人口分布等の将来予測、今後の首都圏整備のシナリオ設定・評価を行い、首都圏の都市構造のあり方を検討する。
 - 予算額：0.1億円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①緑被率 (首都圏)

緑被率は、衛星画像を利用して作成した緑被分布図をもとに算出する。当初利用を想定していた観測衛星は撮影頻度が少ないなどの問題があることが判明し、現状では、緑被分布図の作成、すなわち年度ごとの緑被率の算出が困難な状況。都市環境インフラの整備を推進するためには関係自治体の連携による広域的な取組みが不可欠

であり、業務指標としてはその状況把握・確認がより相応しいものと考えられることから、来年度より「都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）」を採用し、初期値（平成18年度）を44自治体、目標値（平成23年度）を66自治体と再設定する。

②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

平成17年度までは前年度実績値から減少していたが、次回の実績値算出は第1期計画期間の評価を行う平成21から平成22年度であり、現段階では判断できない。

③帰宅要支援者数（首都圏）

平成20年度は帰宅時にボトルネックとなる箇所等における課題と対応方策について検討を行っており、帰宅要支援者数の変化については、平成21年度調査にて計画策定することにより推計を行うこととしている。

④公共交通等利用トリップ数（首都圏）

東京都市圏における、公共交通等利用トリップ数（首都圏）の調査は平成20年に実施され、集計中。

（事務事業の実施状況）

①緑被率（首都圏）

大都市圏における都市環境インフラの整備のための広域的・分野横断的な対策（ヒートアイランド対策を含む）について、有効な施策を取りまとめた施策カタログをインターネット上で公開するなど、自治体等における取組みを促進させるよう啓発に努めるとともに、都市環境インフラの整備に向けた検討調査を実施している。

②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

平成20年度は、琵琶湖総合保全推進調査業務として、下記事項を調査した。

1) 琵琶湖総合保全の進捗状況の把握

2) これまでの琵琶湖の総合保全施策の成果の集約、整理、分析。

3) 難分解性溶存有機物及び有害化学物質に関する状況把握。

また、関係6省庁で構成する琵琶湖総合保全連絡調整会議を開催し、琵琶湖総合保全推進調査業務の成果について情報共有を行い、琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するための連絡調整を行った。

③帰宅要支援者数（首都圏）

帰宅要支援者が集中することが予想される箇所における課題と対応方策の検討を行った。

④公共交通等利用トリップ数（首都圏）

首都圏において人口分布等の将来予測を行い、今後の首都圏整備のシナリオを設定してその評価を行うとともに、首都圏の都市構造のあり方について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①緑被率（首都圏）

業績指標である緑被率の算出が困難な状況であり、来年度より新たに指標を設定するため、C-3と評価した。首都圏において緑地を保全・再生・創出することは、ヒートアイランド現象等の都市問題を解決するために必要であり、引き続きその推進に向けて施策の検討を進める必要がある。

②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

業績指標である流入負荷量は、平成16、17年度はそれ以前と比較して減少率が小さくなっているが、確実に減少傾向を示している。しかし、平成20年度の実績値は把握できないため、C-2と評価した。京阪神の約1400万人の生活や産業活動を支える水源である琵琶湖における流入負荷量を軽減し、水質を改善することは、琵琶湖の環境をより良好な状態に保全し、次世代に継承していくために必要である。当課の事務事業の成果は、水質保全分野施策の方向性及び効率的な事業連携のあり方を示すことで流入負荷量の減少に貢献していると考えられることから、引き続き取組を進める。

③帰宅要支援者数（首都圏）

業績指標である帰宅要支援者数（首都圏）の変化については判断できないためC-2と評価した。今後は更なる検討が必要であり、引き続き取組を進める。

④公共交通等利用トリップ数（首都圏）

業績指標である公共交通等利用トリップ数（首都圏）は平成10年度以来、数値が算出されていない状況であり、来年度より新たに指標を設定するため、C-3と評価した。今後は公共交通機関等を活用し、環境負荷が少なく、便利で快適な都市構造を検討する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：①②④都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室（室長 牧 哲史）

③ 都市・地域整備局都市・地域安全課（課長 高橋 忍）

○横断的な政策課題

政策目標 10

国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

施策目標 40

国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する

国土の管理、災害・危機管理対応等や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化のためには、地理空間情報を整備・更新し、提供していくことが不可欠である。また、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の発展のためには、地理空間情報を高度に活用することが重要である。地理空間情報の高度な活用が図られる社会を目指し、各々の業績指標を設定している。

業績指標

215	電子国土Webシステムを利用する団体の数
216	電子基準点の観測データの欠測率
217	基盤地図情報の整備率

【評価結果の概要】

（必要性）

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）及び改正測量法（平成19年法律第50号）により、測量において得られた成果をはじめ地理空間情報の高度な活用の実現が求められている。これを実現するには、基盤となる地理空間情報の整備をはじめ、測量成果を含む地理空間情報を高度かつ安定的に活用するための環境整備が重要である。このため、電子国土Webシステムによる地理空間情報の提供、電子基準点の観測データの安定提供、基盤地図情報の整備を行うものである。

（有効性）

これまでも需要者のニーズに応じて、基盤地図情報の整備、電子国土Webシステムの必要な機能向上の実施、また、電子基準点の機能の維持のための機器の更新を着実に進めてきたところであり、「電子国土Webシステムを利用する団体の数」「電子基準点の観測データの欠測率」「基盤地図情報の整備率」のそれぞれの業績指標もAの実績を上げたことにより、有効な施策であると判断できる。

（効率性）

行政資源の重複投入・分散投入等の非効率な状況は見られない。また、事業や予算の重点化をはかり、効率的な業務遂行を達成した。

（総合的評価）

測量において得られた成果をはじめ地理空間情報の高度な活用の推進の実現のため、施策目標40「国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する」の達成に向けて、基盤地図情報や電子国土Webシステム、電子基準点に関する施策を実施してきたところ、目標年度における施策目標の達成に向けて順調に進捗していると判断される。

（反映の方向性）

- ・ 基盤地図情報の効率的な整備・更新・提供を図るための地域における関係機関の相互連携の検討
- ・ 電子国土Webシステムの行政利用に応えるための改善の検討
- ・ 電子基準点の機能維持と新技術への的確な対応の検討

業績指標 215

電子国土Webシステムを利用する団体の数

評価

A-3	目標値：2,000団体（平成20年度） 実績値：2,492団体（平成20年度） 初期値：33団体（平成15年度）
-----	--

（指標の定義）

地理情報の利用環境の整備・充実を図る上での指針。電子国土Webシステムを利用して、地理情報を含んだ情報発信等を独自に行った（すなわち電子国土に参加した）、国の機関、地方公共団体、教育機関、NPO法人、民間企業、個人等の参加団体の数を集計する。なお、省庁の部局・地方出先機関など同一の組織の複数の部署が参加する場合であっても、それぞれが独立したウェブサイトを用いるなど独立した参加形態を取っている場合はそれぞれを1団体と数える。

* 電子国土：国土に関する様々な地理空間情報を位置情報に基づいて統合し、国土をコンピュータ上で再現するもの。国土地理院が提唱。

（目標設定の考え方・根拠）

第6次基本測量長期計画（計画期間：平成16年度～平成25年度）において、「電子国土基幹情報の整備と利活用の推進の事項」に対する「5年後の目標及び規模」として定められた指標値。

（外部要因）

地理情報の利用に関する情報通信技術動向

（他の関係主体）

任意の地理情報利用団体（参加主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）（平成19年8月10日）

【閣決（重点）】

なし

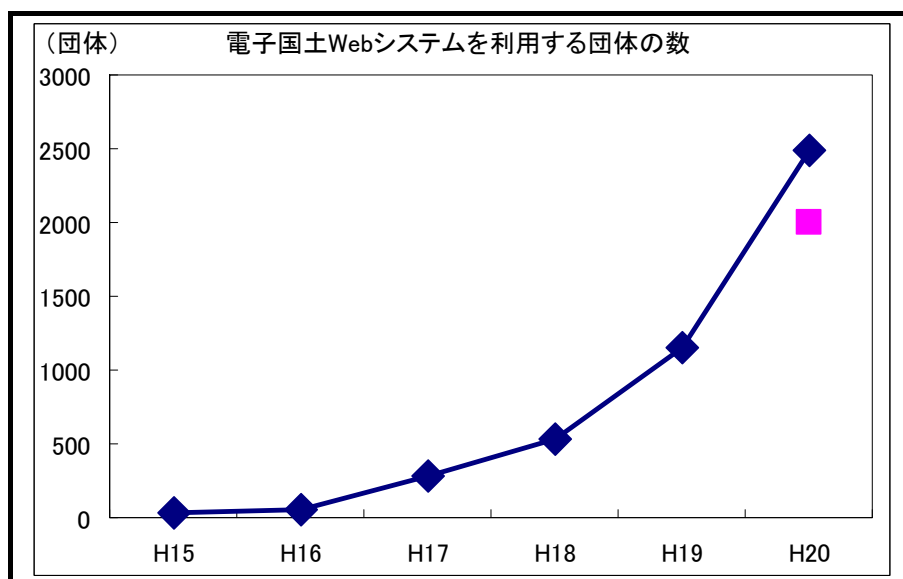
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	
54団体	280団体	536団体	1157団体	2492団体	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

多くの者がより簡便で優れたGISコンテンツを利活用し、IT社会の実現に資するため、基盤的な地理情報をもとにして、さまざまな整備主体が保有する地理情報を位置情報に基づいて統合し、有効に活用するための電子国土Webシステムを構築する。予算額 2,880万円(平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

これまで、電子国土Webシステムの技術情報については民間企業、個人等一般に対し試験公開としてきたが、特段の問題が生じていないことから、平成17年3月から一般公開とした。また、セミナー等の広報活動やユーザーのための構築に関する講習会など普及・啓発活動の充実により、利用する団体の数は順調に増加し、目標を達成した。

(事務事業の実施状況)

- ・基盤地図情報が整備された地域から順に背景地図として公開を開始した。
- ・プラグインを導入しない環境で電子国土を利用できる非プラグイン版の保持する機能を、プラグインの機能とほぼ同一になるように機能拡充を行った。
- ・電子国土Webシステムの利用説明会の実施等、電子国土の利用者を支援する施策の充実を引き続き行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・H20の目標値を達成しており、本事業は引き続き実施するが、業績指標の廃止に伴いA-3と評価した。
- ・今後の取組としては、より利用しやすく判りやすい情報提供を可能とするため、システムの改良・機能拡充を継続するとともに、背景地図として現在継続的に提供している1/25,000地形図等に加えて、新たに整備している基盤地図情報を提供することで身近な地域の参照等に用いられる大縮尺の背景地図の活用を促進する。また、平成21年度中には、新たに整備される電子国土基本図にも対応する。
- ・さらに、広く求められている安全・安心・防犯に関する情報提供を充実するため、各府省庁・地方公共団体・研究機関等が保有する防災情報を集約する体制の構築に努めると共に、防災等に関する情報の電子国土Webシステムを用いた共有化などの利用促進を引き続き図る。
- ・加えて、地理空間情報活用推進基本計画に掲げられている地理空間情報高度活用社会を実現するために、県、市、区、町、村での利用を増加させるよう導入支援を図る。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

「地方公共団体等(県、市、区、町、村)への電子国土Webシステムの導入支援」をH21年度から実施する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土地理院	総務部	政策調整室	(室長 渡辺俊夫)
関係課：国土地理院	地理空間情報部		(電子国土調整官 梶川昌三)
	国土地理院	地理空間情報部	業務課 (課長 鎌田高造)
	国土地理院	地理空間情報部	情報普及課 (課長 飯田洋)

業績指標 216

電子基準点の観測データの欠測率

評価

A-2	目標値：1%未満（平成19年度以降毎年度） 実績値：0.37%（平成20年度） 初期値：0.71%（平成16年度）
-----	---

（指標の定義）

電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供するための指針。

国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、故障等によるデータの欠測率が今後も1%未満に維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。

なお、欠測率は以下の方法で算出している。

$$\text{欠測率(\%)} = \{1 - (\text{実際に取得した観測データ数} / \text{全電子基準点がフルタイムで稼動したときの観測データ数})\} \times 100$$

（目標設定の考え方・根拠）

電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GPS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGPS受信機・電源部の更新と共にGPS受信機と通信装置への無停電（24時間または72時間対応）対策を講じてトラブルを最小限にとどめている。この措置によりデータの欠測率を上げないように目標値を設定した。

（外部要因）

長期間の停電や通信経路遮断等

（他の関係主体）

電力会社、通信会社

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)

【閣決（重点）】

なし

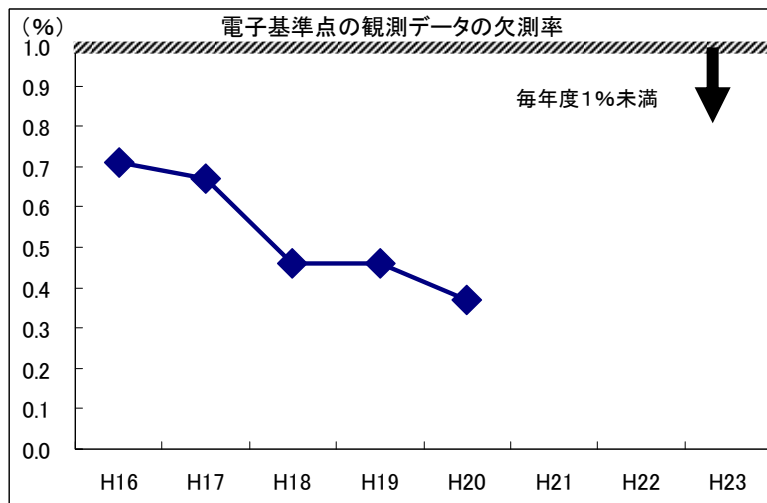
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
0.71%	0.67%	0.46%	0.46%	0.37%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

約1,200点の電子基準点によるGPS連続観測を実施し、広域地殻変動を監視すると共に、多くのユーザーに電子基準点の観測データを提供する。また、高精度な観測を実施するために、システムを構成する機器等を常に良好な状態に維持し、十分な機能を確保する。
予算額 91,162万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

調査を開始した平成16年度以降、欠測率は毎年減少しており、順調である。特に、平成20年度は前年度と比較し、約0.1%改善している。

（事務事業の実施状況）

保守業務の一環として、平成16年度よりプロトコルコンバーターの順次交換を実施中である。交換したコンバーターは通信が断絶した場合に、自動的に通信をリセットすることにより、通信を早期に再開することができる。また、平成18年度に一部の電子基準点に雷対策用ブレーカーを設置した。これにより雷によるブレーカー断を防ぐことが可能となった。また、観測データの欠落を監視し、データのリカバリーをおこなうよう保守体制を変更している。これらの処置により、通信断が発生した場合でも早期復旧することにより実績値が向上したと考えられる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は現在の施策を維持することで目標を達成していることから、A-2と評価した。しかしながら、今日の準天頂衛星を含めた新たな衛星測位システムの整備による衛星測位の近代化・高度化に対応するため、GPS連続観測システムについて、それらの対応に向けた技術的な検討を行う。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

災害発生時においてもデータの取得が継続できるよう、72時間対応の無停電電源装置を設置するとともに、通信手段を確保するために通信回線の二重化を行う。

（平成22年度以降）

次世代GNSSのデータ提供も視野に入れ、そのために必要な実証実験、情報収集等を実施していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室（室長 渡辺 俊夫）
関係課：国土地理院 企画部 企画調整課（課長 村上 広史）
国土地理院 測地観測センター 衛星測地課（課長 辻 宏道）

業績指標 217
基盤地図情報の整備率

評価

A-2	目標値：100%（平成23年度） 実績値：82%（平成20年度） 初期値：0%（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

基盤地図情報の主要な項目が整備された地域の全国土面積（37.3万k㎡）に対する割合
 ※基盤地図情報：地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測定の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたもの。（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第3項）

※主要な項目：測定の基準点、標高点、海岸線、行政区画の境界線及び代表点、道路線、軌道の中心線、水涯線、建築物の外周線（ただし、建築物の外周線は、市街化区域及び市街化調整区域（5.1万k㎡）について整備）

※整備率（%）＝{基盤地図情報の主要な項目が整備された地域の面積／全国土面積（37.3万k㎡）}×100

（目標設定の考え方・根拠）

基盤地図情報の整備予定（H19から3ヵ年で市街化区域及び市街化調整区域内を重点整備、平行してそれ以外の地域についても基盤地図情報整備を行うが、標高データの概成はH23の予定）を踏まえた目標値である。

（外部要因）

情報通信技術の動向

（他の関係主体）

公共測量計画機関である国や地方公共団体等

（基盤地図情報整備の基となる各公共測量成果を国土地理院に提出）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）「第2章に記載あり」

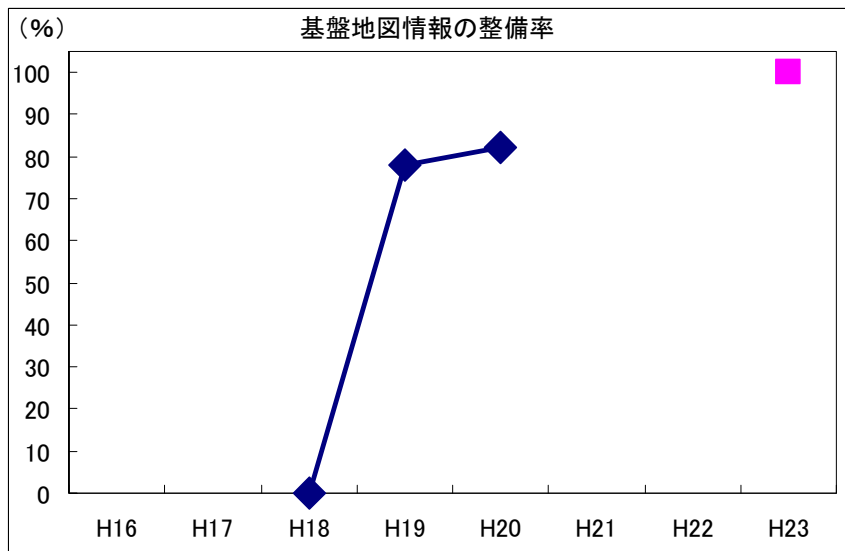
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	0%	78%	82%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データをオルソ画像^{*1}を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進めるとともに、インターネットで提供する。

^{*1}オルソ画像：地図と重ね合わせることでできるよう加工された空中写真（画像）。

予算額 20.7 億円（平成 20 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 20 年度の実績値は 82% であり、順調である。なお、平成 20 年度は前年度に比べて伸び率が小さいが、これは平成 19 年度の実績値 78% の算出には必要精度が低くて済む都市計画区域外（約 27 万 k²）の整備面積が含まれているためである。この要素を加味すれば、平成 20 年度の伸び率は順調である。

（事務事業の実施状況）

- ・平成 20 年度には約 1.9 万 k² の基盤地図情報を整備した。
- ・平成 20 年 4 月から、基盤地図情報のインターネットによる提供を開始。整備した基盤地図情報を順次提供している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、現在の施策を維持してこのまま推移すれば、多少の変動は想定されるものの、概ね目標達成が可能な水準であることから、A-2 と評価した。引き続き基盤地図情報の整備を継続し、その活用推進に対する検討を行う。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 21 年度）

基盤地図情報の効率的な整備・更新・提供を図るため、地域における産学官の関係者・有識者と連携した検討委員会等の開催、基盤地図情報の相互活用のための体制や仕組みを構築する。

（平成 22 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：	国土地理院 総務部 政策調整室	（室長 渡辺俊夫）
関係課：	国土地理院 企画部 企画調整課	（課長 村上広史）
	国土地理院 企画部 地理空間情報企画室	（室長 田中宏明）
	国土地理院 測図部 管理課	（課長 明野和彦）
	国土地理院 地理空間情報部 業務課	（課長 鎌田高造）

○横断的な政策課題

政策目標 10

国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

施策目標 4.1

離島等の振興を図る

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図る。

また、奄美群島、小笠原諸島においては、その特殊事情にかんがみ、基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図り、併せて小笠原諸島への旧島民の帰島を促進し、もって自立的発展並びに住民の生活及び福祉の向上に資する。

業績指標

218	離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数
219	離島地域の総人口
220	奄美群島の総人口
221	小笠原村の総人口

【評価結果の概要】

（必要性）

離島地域においては、人口の大幅な減少、著しい少子・高齢化が進行している。このため、地方公共団体等が実施する交流・定住人口拡大施策（観光振興施策、U J I ターン支援施策、就業支援施策、地場産業支援施策、起業支援施策、関係情報提供施策等）を支援することにより、離島地域等の人口減少を抑えることが必要である。

奄美群島においては、依然として本土との格差が存在し、若年層を始めとする人口流出が多く、雇用機会の拡大が課題であるとともに、群島内の均衡ある発展も課題である。

また、小笠原諸島においては、高速交通・通信アクセスの未整備、高齢化・施設の老朽化・防災対策等の諸課題が存在するとともに、貴重な自然の世界遺産登録に向けた環境保護、「排他的経済水域の約3割を確保」という国家的役割を担っていくための定住環境の整備が重要である。

奄美群島及び小笠原諸島については、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努めるとともに、振興開発のフォローの充実を検討する必要がある。

（有効性）

離島地域においては、離島振興法に基づき、各種基盤の整備を進めてきており、離島住民の生活の安定に寄与しているが、離島の振興のためには、交流人口拡大による活性化、ひいては定住人口の増加が極めて有効であり、今後も引き続き関係省庁と連携しながら施策の推進を図る必要がある。例えば、平成20年度の離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数（業績指標218）は前年度に比べ、前年度比112%増と着実に増加しており、当該施策は有効であったと考えられる。

（効率性）

離島地域においては、離島振興法に基づき、平成20年度は公共事業（一括計上）で、394億円（国費）[対前年度比88%]、非公共事業2.4億円（国費）[対前年度比99%]の実施により、前年度より少ない予算で、着実に、各種基盤の整備を進められており、離島住民の生活の安定に寄与している。今後も、離島の振興のため、交流人口拡大による活性化、ひいては定住人口の増加が極めて有効であり、引き続き関係省庁と連携しながら施策の推進を図る必要がある。

奄美群島においては、国の特別措置に基づき、平成20年度は公共事業（一括計上）で、135億円（国費）[対前年度比79%]、非公共事業4.4億円（国費）[対前年度比95%]の事業の実施により、前年度より少ない予算で、着実に経済、社会資本が整備され、住民の生活水準は向上し、自立的発展についても、その萌芽がみられ一定の成果が出ている。

また、小笠原諸島においては、国の特別措置に基づき、平成20年度は14.7億円（国費）の事業の実施により、島内の基盤整備は着実に実施され、相応の成果をあげている。

奄美群島及び小笠原諸島については、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努めるとともに、振興開発のフォローの充実を検討する必要がある。

（総合的評価）

離島地域においては、著しい人口の高齢化・少子化にあり、また、その地理的状況等から、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある。このため、離島地域等の地理的及び自然的特性を活かした振興施策を実施し、離島地域等の人口減少を極力抑えることとしている。現在のところ、目標年度における施策目標の達成は実現可能であると考えられ、この可能性を高めるため、今後も引き続き、現行の施策を実施するとともに、その効果について検証していく必要がある。

奄美群島においては、着実に経済、社会資本が整備され、住民の生活水準は向上し、自立的発展についても、その萌芽がみられ一定の成果が出ている。しかしながら、依然として本土との格差が存在し、若年層を始めとする人口流出が多く、現時点では人口に関する施策目標を達成しているものの、雇用機会の拡大等が課題である。

また、小笠原諸島においては、島内の基盤整備は着実に実施され、相応の成果をあげている。しかしながら、高速交通・通信アクセス、高齢化、施設の老朽化・防災対策等の諸課題が存在し、人口は平成11年をピークに減少ないし横ばい傾向にあり、政策目標の達成に至っていない。

奄美群島及び小笠原諸島については、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努めるとともに、振興開発のフォローの充実を検討する必要がある。

（反映の方向性）

離島地域においては、各都道県離島振興担当課への概算要求ヒアリング時等において、各離島振興施策が有効かつ効率的に機能しているかを検証、聴取するとともに、各都道県の作成した離島振興計画が着実に実施されるよう、定期的なフォローアップを行っていく。

奄美群島及び小笠原諸島においては、平成21年第171回通常国会において、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案についての審議がなされ、同年3月31日に可決・延長された。そのため今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し目標の達成に努めるとともに、そのため諸施策の検討、実施に反映する。

業績指標 218

離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数

評価

A-2	目標値：510 施策（平成23年度） 実績値：493 施策（平成20年度） 初期値：404 施策（平成18年度）
-----	--

（指標の定義）

対象範囲は、地方公共団体等が実施する離島地域に適用する交流・定住人口拡大施策（観光振興施策、UJIターン支援施策、就業支援施策、地場産業支援施策、起業支援施策、関係情報提供施策等）に関する個別の取り組み（一つの施策の中に複数の施策を含む場合は当該個別施策を指す）とし、その数の累計を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

離島関係都道府県からのヒアリングによって、H16年度から18年度の実績及び19年度（見込み）の数値を確認し、集計した。この集計結果から計測可能な3時点の伸び率のうち、平均を大きく上回る高い伸びを示した18年度を除く、17年度とH19年度の伸び率は4%台後半に止まることから、これらを上回る5%増の伸び率をH23年度まで維持することを前提に目標値を設定することとした。

離島振興に必要な経費（行政部費）等により実施する施策の目的として主要なものは、地域活性化のための交流・定住人口の拡大である。同経費により実施する国の施策は、そのほとんどがモデル的な施策にとどまるものであり、当該目的達成のためには、関係地方公共団体等による同種の施策の実施が欠かせない要素となる。これら地方公共団体等の施策数（具体的な取り組みの数）を増加・普及させることは、国の施策の目的を達成するための目標として適切であると考えている。

（外部要因）

市町村合併及び地方公共団体が出資する団体の統廃合等による目標値の増減

（他の関係主体）

地方公共団体、一部事務組合及び地方公共団体が出資する団体

（重要政策）

【施策方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

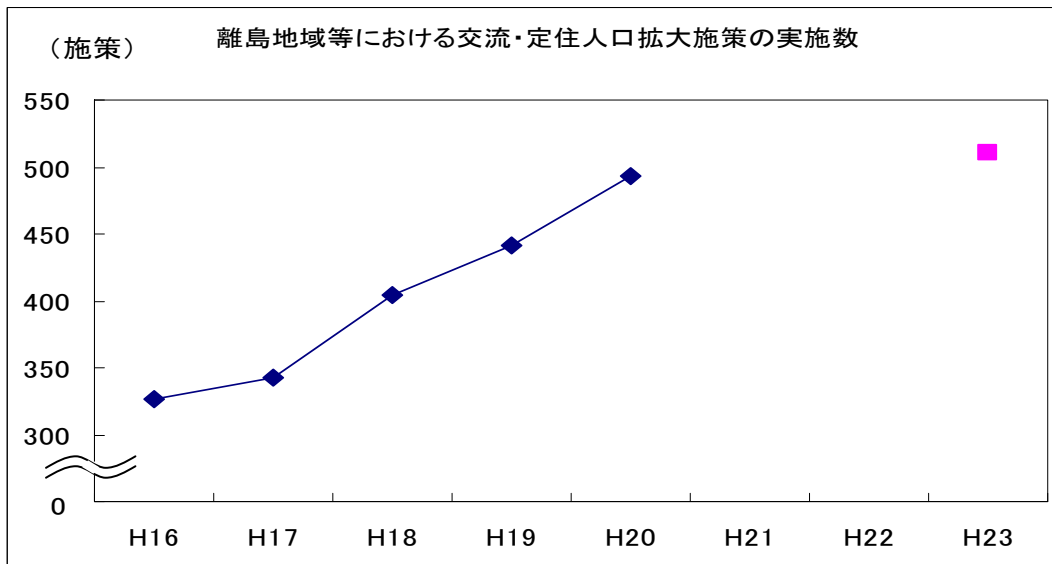
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

（年度）

H16	H17	H18	H19	H20
327 施策	343 施策	404 施策	441 施策	493 施策



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○離島地域の振興
地域の創意工夫により地域資源を活用する取組を支援するため、広域的かつ多面的な地域間交流の促進や島づくりのための人材育成等の各種事業・調査を実施している。
予算額：2.4億円（平成20年度予算）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成16年度以降、関係地方公共団体による交流人口拡大のための施策数は着実に増加している。平成20年度の実績値は平成19年度の441施策を52施策上回る493施策となっており、目標達成に向けたトレンドを大きく上回るペースで増加していることから、指標は順調に推移している。

（事務事業の実施状況）

離島地域の自立的発展を促進するため、それぞれの地域における交流・定住人口拡大のための施策を普及させるべく、モデル的に各種直轄調査等を実施している。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・平成20年度の実績値は493施策であり、目標達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・離島振興法の対象地域が少数の市町村に限定される都道府県において、当該施策数が横ばい傾向に推移しているところがある。このため、各々の島にて出来る施策を考える機会を提供するため、平成21年度より島づくり地方再生推進調査を実施する
- ・平成20年度は、政府の景気対策による二度の補正予算が、離島関係自治体の単独施策を実施する後押しをしたことが考えられる。平成21年度以降についても、現在の施策数を維持し、交流人口を拡大させ、目標施策数に達することにより、離島地域の活性化につながるようにしていく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

新たな交流事業を生み出す可能性の高い島づくり地方再生推進調査などを実施する。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局離島振興課（課長 岩瀬忠篤）

業績指標 219

離島地域の総人口

評価

C-2

目標値：402千人以上（平成23年度）
 実績値：435千人（平成18年度）
 初期値：452千人（平成16年度）

（指標の定義）

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口（この値以上の人口となることが目標）
 （住民基本台帳ベースの人口）

（目標設定の考え方・根拠）

離島振興対策実施地域は、著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれているが、同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制する。

（目標値設定方法）

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口（住民基本台帳ベース）の平成14年度末～16年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、16年度末人口に乗ずることにより17年度（翌年度）末値を推計。以後、同様に、増減率に乗ずることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年次の23年度末人口を推計。

同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要がある。

このため、前述の方法により求めた平成23年度人口推計値に、「平成17年国勢調査」における各年人口推計値の「17年/16年」減少率を乗じ、更に「18年/17年」減少率を6回乗ずることにより、最終的な下限目標値となる平成23年度末人口を求める。

なお、最終目標値は、今後公表される「平成22年国勢調査」における全国人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。

（外部要因）

魚価の影響、原油価格の影響、日本全体の経済状況・景気。為替（海外旅行ニーズ関連）、日本全体の人口構成（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施策方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

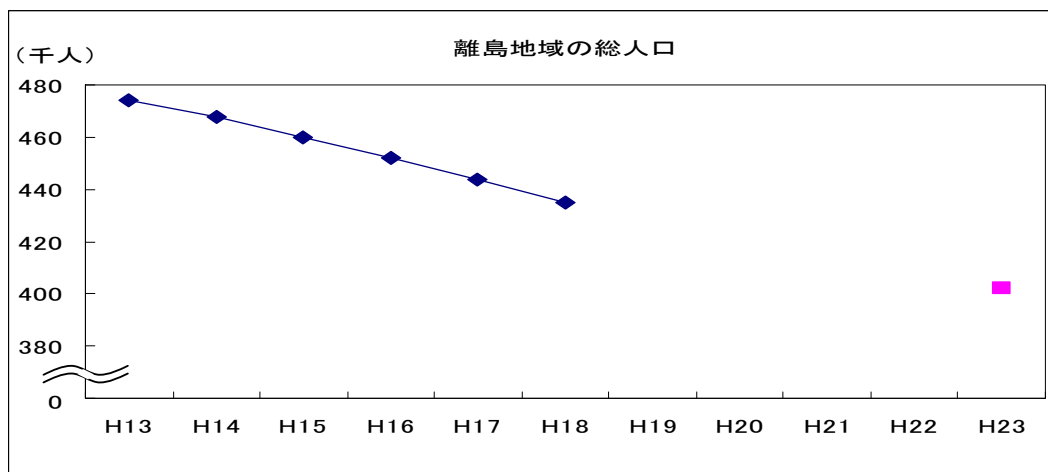
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)	
H13	H14	H15	H16	H17	H18	
474千人	468千人	460千人	452千人	443千人	435千人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 離島体験滞在交流促進事業
離島の創意工夫ある自立的発展を支援するための事業に国として支援を行い、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図るため①施設整備事業②活用プログラム作成③交流事業④離島振興施設の耐震化、バリアフリー化の4つの項目に基づくハード事業及びソフト事業を実施する。
予算額：183百万円（平成20年度）
- 離島振興対策調査
地域の創意工夫により、地域資源を活用する取組を支援するため、広域的かつ多面的な地域間交流の促進や島づくりのための人材育成等の各種事業・調査を実施する。
予算額：57百万円（平成20年度）
- 離島振興事業（公共事業）
離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、離島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活環境」、「国土保全・防災対策」の重点的な整備を実施する。
予算額：39,425百万円（平成20年度）
- 離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）
地域の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の用に供する施設を新設又は増設した場合の特別償却を措置する。
減収見込額：14.1百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成18年度の住民基本台帳による離島振興対策実施地域の人口は435千人であり、平成23年度における目標値以上の人口を保っているが、人口減少は続いている。

（事務事業の実施状況）

- ・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、重点的な支援を行った。
- ・UJIターン等を推進するため、島の魅力について都会の人々に知ってもらうためのイベントを2回（平成20年5月にキャラバン（大阪）、11月にはアイランダー2008（東京））行った。
- ・過去の実績値の根拠となる離島統計年報は1年半遅れでの発行となっているため、20年度4月1日現在の実績値を算出することはできず、18年度4月1日現在の実績値が最新の数値である。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・平成18年度の住民基本台帳による離島振興対策実施地域の人口は435千人となっており、指標は低調に推移している。現時点では平成18年度までの実績値しか把握できていないため、C-2と評価した。
- ・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき、諸政策が講じられ、着実に成果を上げてきたが、人口減少が続いており、今後一層の振興施策を推進していく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

離島自らのニーズや課題に対する創意工夫ある取組を支援することで、離島産業や島づくり活動を維持・活性化させ、離島住民の生活安定及び向上に寄与することを目的として、島づくり地方再生推進調査などを実施する。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局離島振興課（課長 岩瀬忠篤）

業績指標 220
奄美群島の総人口

評価

B-1	目標値：123千人以上（平成20年度） 実績値：122千人（平成20年度） 初期値：126千人（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。

(目標設定の考え方・根拠)

地理的、自然的、歴史的な条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。目標値の設定においては、奄美群島における総人口（住民基本台帳ベース）の平成14年度末～16年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、16年度末人口に掛けることにより17年度（翌年度）末値を推計。以後、同様に、増減率を掛けることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年次の20年度末人口を推計した。

(外部要因)

国内の経済状況や景気動向及び災害

(他の関係主体)

他府省庁、鹿児島県、地元市町村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

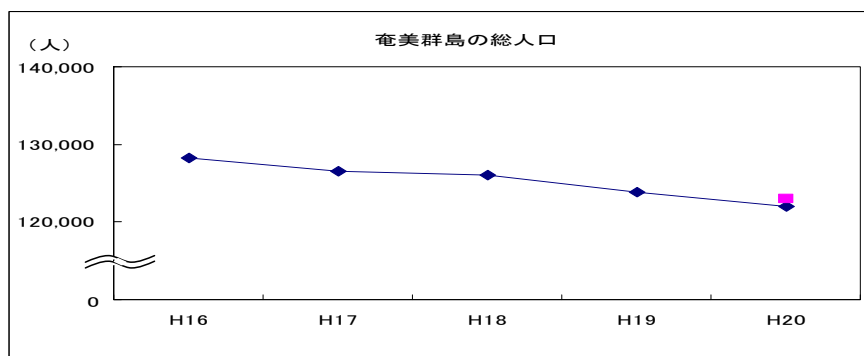
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
128,296人	126,530人	126,021人	123,780人	122,039人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○奄美群島振興開発事業（ソフト事業・ハード事業）

奄美群島の特性と地元の創意工夫をいかした、地元による主体的な地域づくりを推進するとともに、地域の抱える諸課題の克服と将来の発展に向けた振興を図るため、①産業振興等地域資源活用、②奄美群島体験交流、③人材育成支援、④生活・環境保全対策の4つの項目に基づくソフト事業及びハード事業を実施。

予算額：318,988千円（平成20年度国費）

○奄美農業創出支援事業

奄美農業の自立的発展を図るため、奄美農業の生産基盤を強化するとともに、付加価値の高い農業の推進、有機物の有効利用、共同利用施設の整備等を推進するための事業を実施。

予算額：87,856千円（平成20年度国費）

- 奄美群島振興開発調査
奄美群島振興開発の方向性を検討するための調査を実施。
予算額：31,091千円（平成20年度国費）
- 奄美群島振興開発事業（公共事業）
奄美群島振興開発計画の着実な推進を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活基盤」、「国土保全・防災対策」等の重点的な整備を実施する。
予算額：13,490百万円（平成20年度）
- 奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度（所得税、法人税）
 - ①離島振興対策実施地域に類する地区として奄美群島における、製造業及び農林水産物等販売業の用に供する設備に係る特別償却制度
 - ②奄美群島のうち過疎地域に類する地区において、旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度
（減収見込額）9.1百万円（所得税・平成16年度～平成20年度の平均）
8.3百万円（法人税・平成16年度～平成20年度の平均）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の人口は122,039人と依然減少傾向が大きくなり、平成20年度における目標値をわずかに下回って達成できなかった。

（事務事業の実施状況）

平成20年度においては、奄美群島の特性を活かした地域の主体的な取組を支援し、地域が抱える諸課題を克服しつつ、新たな産業の育成や観光の開発等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進するため、ソフト施策とハード施策を一体的に実施する総合的な施策の展開をしている。奄美群島振興開発事業のソフト事業としてハブ対策事業やあまみ長寿・子宝プロジェクト等を、ハード事業として救急用ヘリコプター場外離着陸場整備事業や観光拠点連携整備事業を行ったほか、人材の育成等を図るための事業や調査を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・奄美群島においては、振興開発計画に基づき、諸施策が講じられ、相応の成果をあげてきたが、本土から隔絶した外海離島という地理的条件、厳しい自然的条件下にあつて、本土等との間に諸格差がまだ残されている。
- ・平成21年第171回通常国会において、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限の延長が認められた。このため、目標値を法律の期限である平成25年度まで更新し、雇用機会の拡充や職業能力の開発その他の就業の促進など、一層の自立的発展に向けた課題への対応について諸施策を検討し、ソフト施策とハード施策が一体となった総合的な施策の実施に反映していくことから、B-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

雇用機会の拡充や職業能力の開発その他の就業の促進など、一層の自立的発展に向けた課題解決に資する諸施策を検討し、ソフト施策とハード施策が一体となった総合的な施策の実施に反映する。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局特別地域振興官（特別地域振興官 安栖 宏隆）

業績指標 2 2 1

小笠原村の総人口

評価

B - 1

目標値：2,500人以上（平成20年度）
 実績値：2,387人（平成20年度）
 初期値：2,387人（平成18年度）

(指標の定義)

小笠原村の住民基本台帳登録人口とする。

(目標設定の考え方・根拠)

小笠原特措法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に掲げられている目標人口2,500人以上を目標値とする。

(外部要因)

国内の経済状況や景気動向及び災害

(他の関係主体)

他府省庁、東京都、小笠原村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

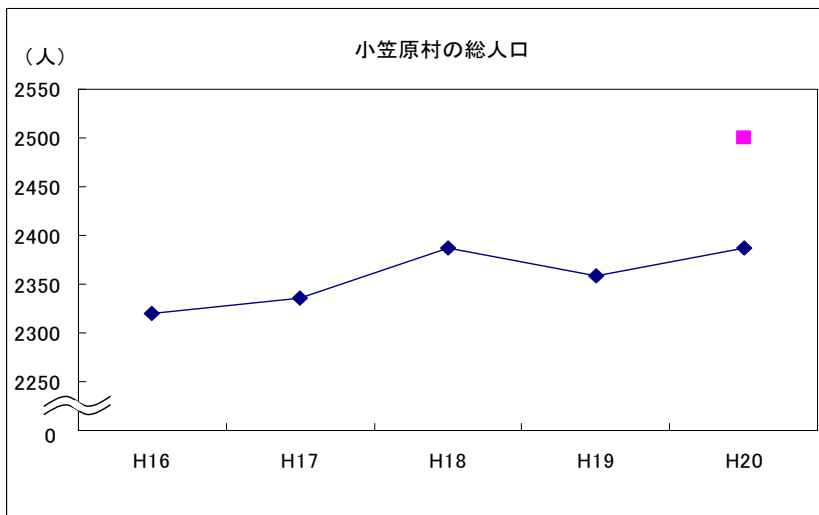
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値（各年度末）

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
2,320人	2,336人	2,387人	2,358人	2,387人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 小笠原諸島振興開発事業（ハード補助）
 産業の振興・観光開発及び住民福祉の向上を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備
 予算額：1,325百万円（平成20年度）
- 小笠原諸島振興開発事業（ソフト補助）
 住民の生活の安定、福祉の向上及び産業の振興を図るための病虫害等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施についての調査
 予算額：91百万円（平成20年度）

○小笠原諸島の調査

小笠原諸島振興開発の方向性を検討するための調査
予算額：56百万円（平成20年度）

○小笠原諸島の振興開発に係る税制の特例（所得税、不動産取得税、特別土地保有税）

小笠原諸島への帰島者に対する譲渡所得課税及び不動産取得税の課税等の特例措置
（減収見込額）1.7百万円（所得税・平年度）、0.1百万円（不動産取得税・平年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の人口は2,387人となっており、平成18年度と同数になった。
平成16年からの推移は増加傾向にある。平成19年度は前年より減少したものの、平成20年度においては前年度比29人の増加となった。

（事務事業の実施状況）

平成18年に観光客の増加に向け観光振興策の強化・充実を図ることとするなど所要の変更を行った小笠原諸島振興開発計画の趣旨を踏まえ、自然公園、観光交流施設等に対する取組について積極的に支援を行った。

また、地元の要望を踏まえつつ、小笠原諸島振興開発計画に的確に取り組むべく、エコツーリズムを推進する「小笠原」の知名度及びイメージの向上を図るための支援や小笠原の自然や文化により気軽に触れ合える環境の整備を重点的に推進し、ソフト施策とハード施策を一体的に実施する総合的な施策の展開を進めた。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・平成20年度の業績指標は2,387人となっており、目標達成できなかった。
- ・小笠原諸島においては、振興開発計画に基づき、島内の基盤整備は、着実に実施され相応の成果を上げてきたが、地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情に起因して、依然としていくつかの課題が存在するため、今後も引き続き、特別の措置による振興開発を実施し、目標の達成に努めるとともに、振興開発のフォローの充実を検討する必要がある。
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法の延長に伴い、国が策定する基本方針、東京都が作成する振興開発計画を策定中である。これらに、法案の審議及び小笠原諸島振興開発審議会の議論を反映させ、諸施策の検討・実施に反映していくことから、B-1と評価した。
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法の延長に伴い、目標値について、25年度を目標年度とする更新を行う。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

（平成21年度）

小笠原諸島振興開発特別法の延長に伴い、国が策定する基本方針、東京都が作成する振興開発計画を策定中である。これらに、法案の審議及び小笠原諸島振興開発審議会の議論を反映させる。（基本方針は6月16日に公示済）

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市地域整備局特別地域振興官（特別地域振興官 安栖 宏隆）

○横断的な政策課題

政策目標 10

国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

施策目標 42

北海道総合開発を推進する

北海道総合開発の推進にあたっては、平成20年度からおおむね平成29年度を計画期間とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」において、3つの戦略的目標として

- ① アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現
- ② 森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現
- ③ 地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現

を目指すこととしており、これらを達成するために施策を推進する。

業績指標

222	農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加
223	北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合
224	道外からの観光入込客数
225	道外からの観光入込客数のうち外国人の数
226	北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）
227	育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合
228	アイヌの伝統等に関する普及啓発活動（講演会の延べ参加者数）
229	ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合

【評価結果の概要】

（必要性）

経済社会のグローバル化、地球環境問題の深刻化、本格的な人口減少社会の到来など、我が国と北海道をめぐる情勢の急速な変化に対応し、北海道の優れた資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図るため、「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（以下、「新たな計画」）に基づく施策の着実な推進が必要である。

（有効性）

食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化のための施策について見ると、北海道の農業就業人口は平成20年度において、約5,000人（約4%）減少するなど、厳しい情勢が続いている中、農地の利用集積を促進させる事業を92地区で実施するなど、農業生産基盤の整備を重点的に実施した。その結果、農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率は事業着手前と比べ14.6%増加するなど一定の効果が見られる。

（効率性）

北海道開発予算が平成19年度の6,433億円から平成20年度には6,209億円となるなど年々減少しているところ、限られた予算で最大限の効果を得られるよう、事業効果の高い社会資本整備や産業振興に資する施策を総合的に展開した。その結果、平成20年度に登録した8つの業績指標中、5つにおいて目標値を達成しており、施策は効率的に実施されたと言える。

（総合的評価）

平成20年度は「新たな計画」の初年度として、計画に掲げる戦略的目標の達成に向けた取組を実施してきた結果、以上のとおり北海道総合開発の推進に寄与したと考えられる。今後も引き続き、現行の施策を実施するとともに、その効果について検証していく必要がある。

（反映の方向性）

平成20年7月に閣議決定された「新たな計画」に掲げる戦略的目標を達成するため、次の主要施策を着実に推進する。

- ・ グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現
- ・ 地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成
- ・ 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり
- ・ 内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上
- ・ 安全・安心な国土づくり

業績指標 2 2 2

農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加

評 価

A-2	目標値：8%以上上昇（事業着手前との差）（平成24年度） 実績値：14.6%（平成20年度） 初期値：－
-----	--

（指標の定義）

基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、担い手に利用集積された農地面積の割合（%）の増加。

事業完了時の集積率－事業着手前の集積率

※集積率＝担い手に利用集積された農地面積／農地流動化型の農地整備事業を実施した面積

（目標設定の考え方・根拠）

北海道では、「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（平成18年3月策定）において、将来的には担い手への農地の利用集積率を平成17年3月末から約8%上回る程度の水準を目標としている。

こうしたことから、現状では農地の集積が一般的な地域に比べ低調な事業実施地区においても、施策の実施による農業構造改革の進展を意欲的に見込み、北海道全体の目標と同程度の上昇幅を目標として設定する。

なお、本指標は、当該年度に事業が完了する地区における、各地区の事業着手前の農地の利用集積率（基準値）に対する上昇ポイントを目標値としており、対象となる地区が毎年度異なることから、基準値も毎年度異なる。このため、初期値（基準値）は明示していない。

（外部要因）

農産物価格の変化に伴う農地価格等の変化、地元調整の状況、高齢化の進展等による農家構成の変化

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行）、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

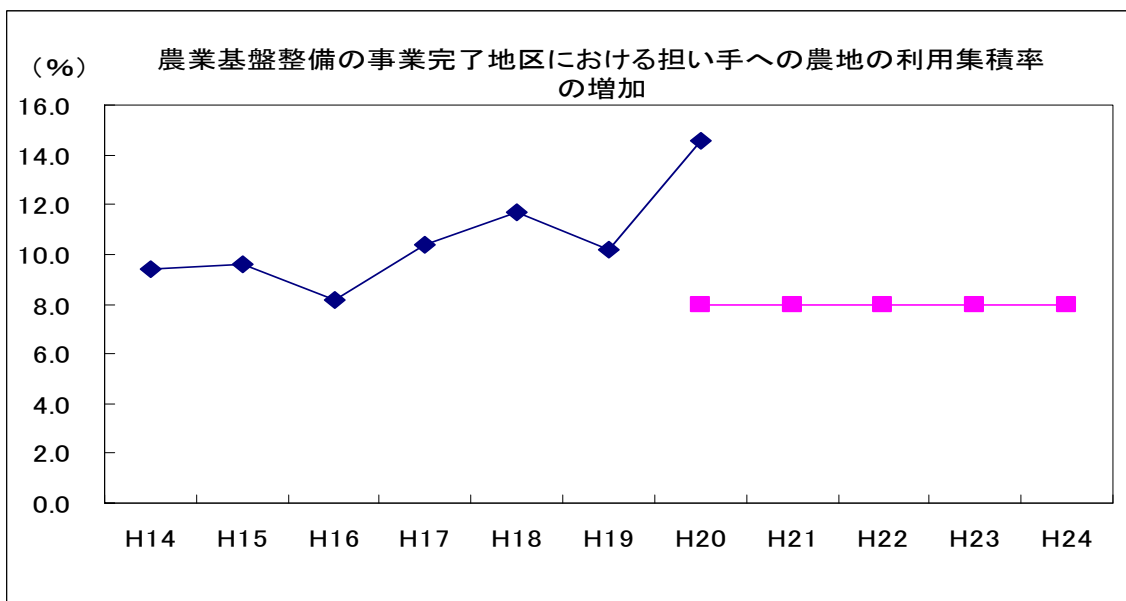
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
9.4%	9.6%	8.2%	10.4%	11.7%	10.2%	14.6%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

ほ場の大区画化等の基盤整備を推進し、経営規模の拡大、担い手の育成等を通じ、地球規模に視点を置いた食料基地の実現、成長期待産業の育成を図る。

予算額：北海道開発事業費 6, 100 億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

事業実施地区においては、区画整理等の実施に伴い、担い手への農地の利用集積が順調に進んだと考えられ、平成20年度指標実績値は14.6%と目標値（8%）を超える水準となった。

（事務事業の実施状況）

これまで、第6期北海道総合開発計画に基づき、地球規模に視点を置いた食料基地を実現し成長期待産業等を育成する施策を、また、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づき、食料供給力の強化と食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化に関する施策を実施してきた。

平成20年度は、農地の利用集積を促進させる事業を92地区で実施するなど、農業生産基盤の整備を重点的に実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

20年度実績値は目標値を達成したが、北海道における農業生産性の向上と食料供給力の確保を図るためには、引き続き担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進する必要があることから、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局農林水産課（課長 岩村 和平）

業績指標 2 2 3

北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合

評 価

A-2	目標値：概ね26%（平成23年度） 実績値：16%（平成20年度） 初期値：12%（平成16年度）
-----	---

（指標の定義）

北海道全体の水産物取扱量のうち、流通拠点に位置づけられた漁港から生産される水産物のうちの高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合（23年度までに現状（16年度）の2.2倍以上とする）

高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量／北海道における水産物取扱量

（目標設定の考え方・根拠）

漁港・漁場・漁村の整備の長期的な方向性を示す第2次漁港漁場整備長期計画（閣議決定、計画期間：平成19～23年度）においては、流通拠点に位置づけられた漁港から出荷される水産物に占める高度な衛生管理下で出荷される水産物の割合を現状（平成16年度23%）から2.2倍の水準（概ね50%）とする目標が設定されたところである。

北海道においても全国と同程度の水準を目標とするが、北海道は四方を海に面しており、漁業が基幹産業のため、北海道全体の水産物取扱量に占める割合で代替し、その伸び率（16年度→23年度：2.2倍）に着目し全国目標との整合性を図ることとする。

（外部要因）

水産物の価格の変化、地元調整の状況、高齢化の進展等による漁家構成の変化等

（他の関係主体）

農林水産省（事業執行） 国、地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

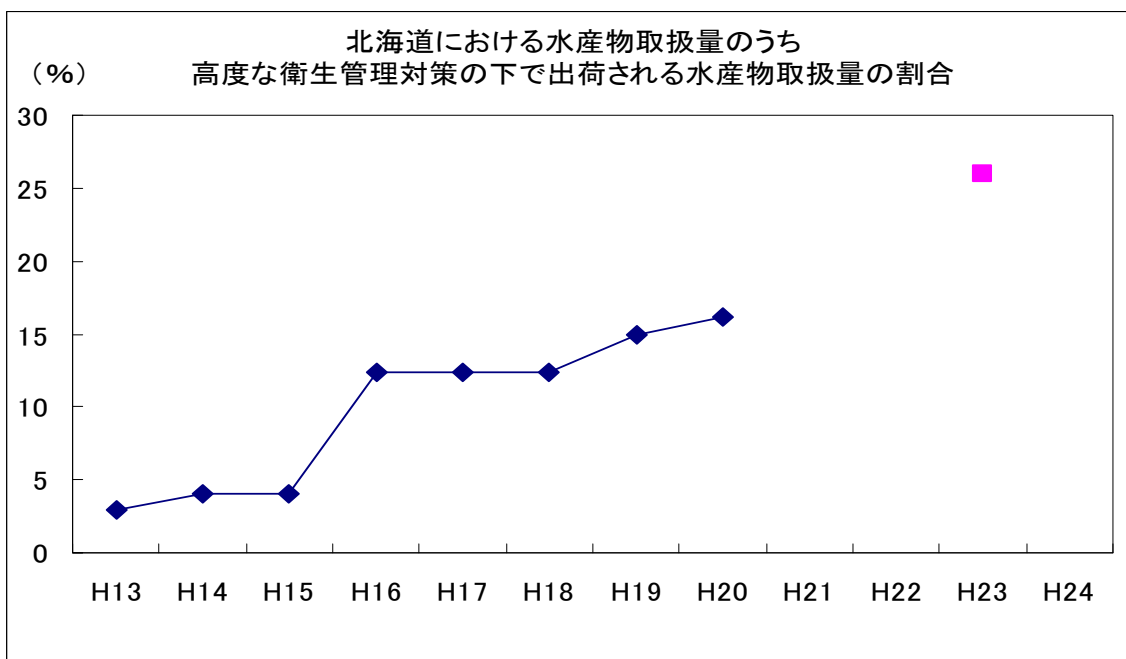
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値							(年度)				
H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
3%	4%	4%	12%	12%	12%	15%	16%				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

北海道における水産基盤整備を通じて、漁港における水産物の衛生管理の高度化等を推進するとともに、産地市場の統廃合や市場機能の強化を促進し、水産物の供給力強化を図る。

予算額：北海道開発事業費 6, 100億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度の目標値には達しない状況にあるが、第2次漁港漁場整備長期計画を踏まえた衛生管理の高度化のための施設整備については、計画期間の後半を完成予定とする地区が多いことから、長期計画の終期となる平成23年度に向けて実績値の急上昇が見込まれ、目標年度には目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づき施策を実施しており、平成20年度においては、水産物の流通拠点となる漁港のうち、28漁港の整備を実施するなど、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、水産基盤の整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度までの実績値は、比較的低位となっているが、第2次漁港漁場整備長期計画の終期となる平成23年度に向けて基盤整備が進み実績値の急上昇が見込まれること、また、目標達成には、ソフト的な施策の充実と併せて、引き続き水産物の衛生管理の高度化に資する基盤整備を着実に推進していく必要があることから、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局農林水産課（課長 岩村 和平）

業績指標 224

道外からの観光入込客数

評価

B-3	目標値：900万人（平成24年度） 実績値：628万人（平成20年度） 初期値：635万人（平成17年度）
-----	---

（指標の定義）

全国観光統計基準により北海道が定めた「北海道観光入込客数調査要領」に基づく「北海道観光入込客数調査」における観光入込客数（実人数）のうち道外客の数

※ 実人数とは、各市町村の観光入込客数や観光動態調査などにより推計した北海道における観光入込客の実人数。

（目標設定の考え方・根拠）

第6期北海道総合開発計画の主要施策のうち、観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場の形成について、観光による交流の進展状況を示す一般的な指標として設定。

※ 北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」においても同様の目標が掲げられている。

（外部要因）

海外の社会・経済動向、国内の社会・経済動向、為替レートの動向等

（他の関係主体）

関係府省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）、地方公共団体（独自の観光振興関連施策の実施）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

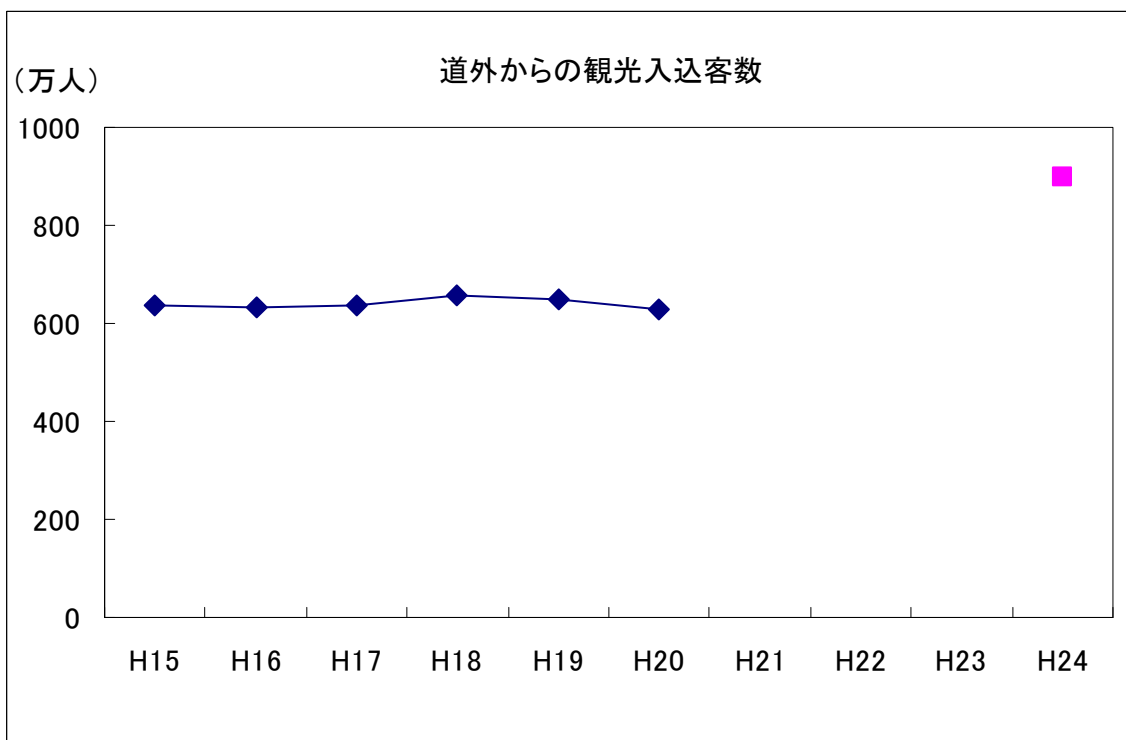
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20
635万人	632万人	635万人	659万人	649万人	628万人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興に関する施策を実施

関連する事務事業の概要

観光立国推進基本計画に基づく関係府省庁の施策、地方公共団体独自の観光振興に関する施策

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度は、中国や香港からの来道客が引き続き増加傾向にあったものの、前半は洞爺湖サミット開催に伴う警備に対する敬遠、後半は世界的な景気後退に伴う旅行の出控えや急激な円高による外国からの観光客の減少、さらに航空路線の減便・機材の縮小や天候不順による航空機の欠航の増加などが重なったため、指標の進捗は順調ではない。

(事務事業の実施状況)

平成20年度は、北海道局において、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に向けた施策（シーニックバイウェイ北海道の推進、四季を通じて観光・広域レクリエーションの拠点となる大規模公園等の整備、外国人環境客にもわかりやすい道路案内標識の整備、「外国人ドライブ観光 in 北海道」の推進に関する調査の実施、観光地の水質浄化・改善の推進、観光振興の拠点となる旅客船ターミナルの整備）を実施。

関係府省庁において、観光立国推進基本計画に記載の施策を実施。

北海道をはじめとする地方公共団体において観光振興に関する取組を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度には、第6期北海道総合開発計画に代わり「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（平成20年7月閣議決定）を策定し、開かれた競争力ある北海道の実現に向けて、地域資源・特性を活かし、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興を図ることとなった。

このため、本業績指標のアウトカムは重要性が低下したので、本指標は廃止し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興に関するもの（道外からの観光入込客数のうち外国人の数）のみに移行することとする。以上により、B-3と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

第6期北海道総合開発計画に代わり、平成20年度を初年度とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（平成20年7月閣議決定）に基づく、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興を推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 森田 康志）

業績指標 225

道外からの観光入込客数のうち外国人の数

評価

C-2	目標値：110万人（平成24年度） 実績値：69万人（平成20年度） 初期値：51万人（平成17年度）
-----	---

（指標の定義）

全国観光統計基準により北海道が定めた「北海道観光入込客数調査要領」に基づく「北海道観光入込客数調査」における訪日外国人来道者数（実人数）。北海道を訪れた外国人について、「宿泊施設調査」などにより推計した人数である。

※ 実人数とは、各市町村の観光入込客数や観光動態調査などにより推計した北海道における観光入込客の実人数。

（目標設定の考え方・根拠）

第6期北海道総合開発計画の主要施策のうち、北の国際交流圏の形成について、国際交流の進展状況を示す一般的な指標として設定。

※ 北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」及び「北海道外客来訪促進計画」においても同様の目標が掲げられている。

（外部要因）

海外の社会・経済動向、国内の社会・経済動向、為替レートの動向等

（他の関係主体）

関係府省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）、地方公共団体（独自の観光振興関連施策の実施）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

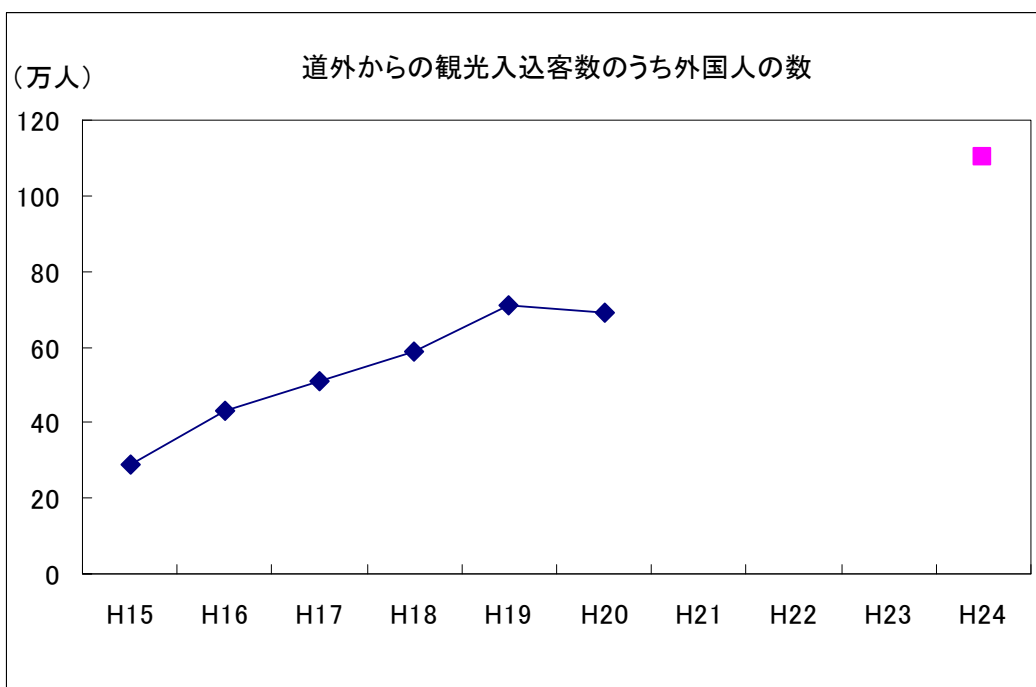
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						（年度）
H15	H16	H17	H18	H19	H20	
29万人	43万人	51万人	59万人	71万人	69万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興に関する施策を実施

関連する事務事業の概要

観光立国推進基本計画に基づく関係府省庁の施策、地方公共団体独自の観光振興に関する施策

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度は、世界的な同時不況や急激な円高の影響により対前年度比96.9%と現行調査を開始した平成9年度以降では初めての減少となった。過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成する見込みはあるものの、平成20年度下期以降、世界的な景気後退を背景として、国際観光を取り巻く厳しい状況が急速に深刻化していることから、目標年度における目標値の達成については判断できない。

(事務事業の実施状況)

平成20年度は、北海道局において、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に向けた施策（シーニックバイウェイ北海道の推進、四季を通じて観光・広域レクリエーションの拠点となる大規模公園等の整備、外国人環境客にもわかりやすい道路案内標識の整備、「外国人ドライブ観光 in 北海道」の推進に関する調査の実施、観光地の水質浄化・改善の推進、観光振興の拠点となる旅客船ターミナルの整備）を実施。

関係府省庁において、観光立国推進基本計画に記載の施策を実施。

北海道をはじめとする地方公共団体において観光振興に関する取組を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成20年度に調査開始以降初めて減少に転じたが、平成19年度まで増加傾向が続いており比較的順調に推移していることから、これまでの取組はある程度有効であると考えられる。しかし、世界的な景気後退を背景として、国際観光を取り巻く厳しい状況が急速に深刻化していることから、C-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

第6期北海道総合開発計画に代わり、平成20年度を初年度とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（平成20年7月閣議決定）に基づく、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興を推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 森田 康志）

業績指標 226

北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）

評価

A-2	目標値：3.10百万円/人以上（平成24年度） 実績値：3.438百万円/人（平成19年度） 初期値：3.10百万円/人（平成17年度）
-----	--

（指標の定義）

一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

（目標設定の考え方・根拠）

北方領土隣接地域における産業の振興及び交流の推進に係る施策を推進し、地域の振興及び住民の生活の安定の充実に資する。

（外部要因）

国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

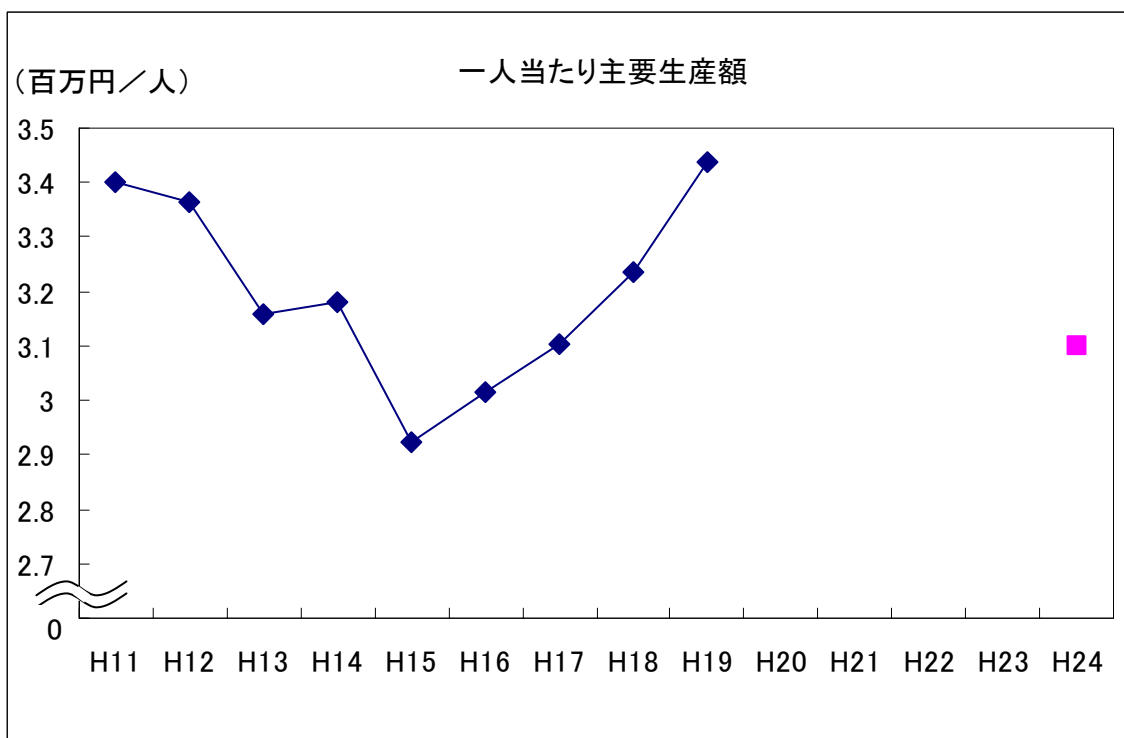
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値										(年度)
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
3.263	3.402	3.365	3.158	3.182	2.924	3.014	3.102	3.234	3.438	集計中

※単位：百万円/人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の産業振興及び交流推進に資する事業に要する経費の一部（2分の1以内）を補助する。

予算額 1.0億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

一人当たり主要生産額について、平成20年度の実績値は集計中であるが、当該年度において水産資源増大対策事業及び地域産業高度化事業といった地域の産業振興に資する事業を3市町で実施したところであり、その執行については順調に終了した。また平成19年度の実績値は隣接地域全体で3,438百万円/人と目標値を上回っており、平成19、20年度の3市町における事業実施により目標が達成されると推測される。

（事務事業の実施状況）

平成16年度から北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金により、隣接地域の市町が実施する産業振興及び交流推進に資する事業を支援し、事業実施市町については指標の初期値を概ね維持又は上回り、目標の達成が見込まれる。今後の地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

一人当たり主要生産額については、平成19年度の実績値が目標値を上回り、平成20年度についても産業振興事業を実施しており、特段の外部要因等もなかったため、目標達成が見込まれる。そのため、A-2と評価した。

平成21年度以降についても、産業振興事業については引き続き隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（参事官 森田 康志）

業績指標 227

育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合

評価

B-2	目標値：62.9%（平成20年度） 実績値：60.1%（平成20年度） 初期値：61.7%（平成18年度）
-----	---

(指標の定義)

国土の保全や水源かん養機能の発揮が特に期待される水土保持林のうち民有林の育成林において、間伐等（複層林・長伐期林への誘導及び治山事業を含む）の実績等により、その機能が良好に保たれている森林の割合を算出する。

間伐等の面積／水土保持林のうち民有林の育成林の面積

(目標設定の考え方・根拠)

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、森林の適切な整備・保全を図ることが重要である。この成果を把握するため、森林の整備・保全が計画的に実施された場合に、機能が良好に保たれている森林の割合を目標値として設定する。

具体的には、森林整備事業及び治山事業の事業計画である「森林整備保全事業計画」（平成16年6月8日閣議決定、計画期間：平成16年度より5カ年）において、育成途中の水土保持林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を、平成20年度までの5年間に、63%から66%（全国、毎年0.6%の増加）に維持向上させることが設定されているところであり、北海道の育成林においても毎年同程度の水準の森林整備の実施を確保する必要があることから、全国の毎年の上昇率を活用して目標値を設定する。

(外部要因)

木材価格、作業道等路網整備、高性能林業機械の導入状況、森林所有者の不在村化・高齢化等

(他の関係主体)

農林水産省（事業執行）、地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

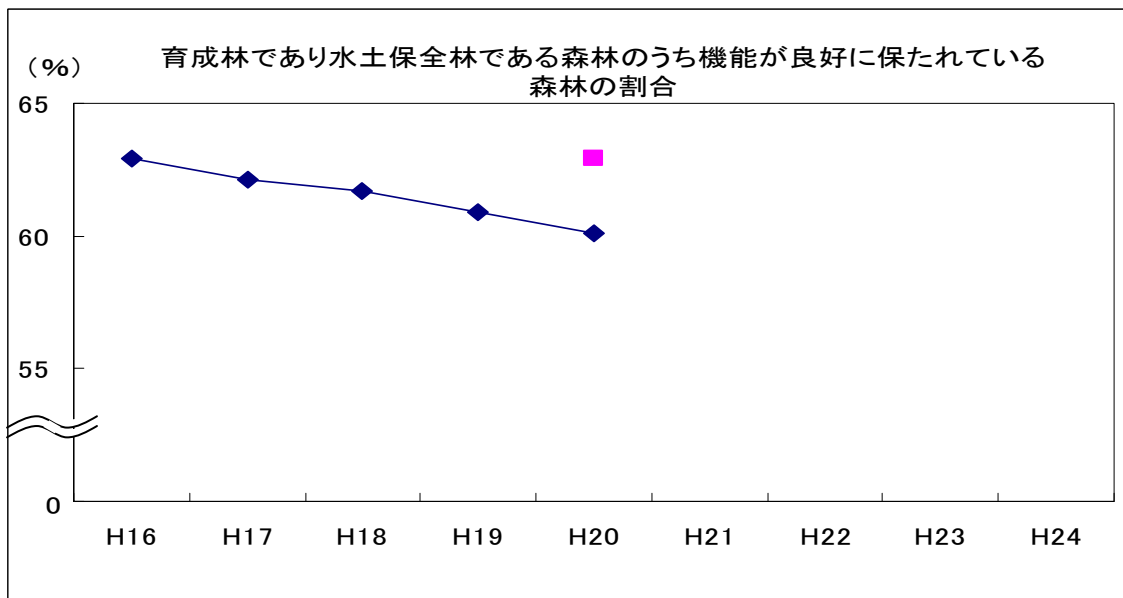
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
62.9%	62.1%	61.7%	60.9%	60.1%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

森林の有する様々な多面的機能を持続的に発揮させるために、間伐、針広混交林化、複層林化、長伐期化等による多様な森林の整備、保安林の整備等を推進する。

予算額：北海道開発事業費 6, 100 億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標の実績値は減少傾向にあり、目標年度である平成20年度には目標を達成できなかった。平成20年度は、国産材需要や木材価格が低迷している中で、森林所有者等の施業意欲の低下等により、間伐等の実施が進まなかったものと思われる。一方、京都議定書目標達成のためのCO2の削減に向けた森林吸収源対策を推進するための間伐等の積極的な実施を図っているところ。

（事務事業の実施状況）

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画に基づいて施策を実施しており、平成20年度においては、森林の有する多様な機能を持続的に発揮させるとともに森林吸収目標の達成に向けて間伐等を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

森林の有する多様な機能の持続的な発揮とともに森林吸収目標の達成に向け、今後も適正な間伐、針広混交林化、複層林化、長伐期化等による多様な森林の整備、保安林の整備等を引き続き推進していく必要があることから、B-2と評価した。

また、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画においても、森林について、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿へ誘導することが必要であるとしている。

なお、今後の目標については、計画期間を平成21年度より5カ年とする「森林整備保全事業計画」が平成21年4月24日に閣議決定されたことから、平成25年度を目標年度とする目標値を設定することとする。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局農林水産課（課長 岩村 和平）

業績指標 228

アイヌの伝統等に関する普及啓発活動（講演会の延べ参加者数）

評価

A-2	目標値：31,000人（平成24年度） 実績値：24,262人（平成20年度） 初期値：22,867人（平成19年度）
-----	---

（指標の定義）

アイヌ文化振興法に基づく普及啓発活動として、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する講演会の延べ参加者数を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

アイヌ文化振興法に基づき、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が平成10年度から実施している、広く国民を対象とした講演会を継続的に行うことが重要であり、アイヌの伝統等の普及啓発を効果的・効率的に図る指標として、講演会の延べ参加者数を設定する。目標値は、過去5年間（平成14～18年度）の講演会参加者数の平均値を算出し設定している。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

文化庁（アイヌ文化振興法を共管）

北海道（アイヌ文化振興法の関係都道府県）

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（事業主体、アイヌ文化振興法の指定法人）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

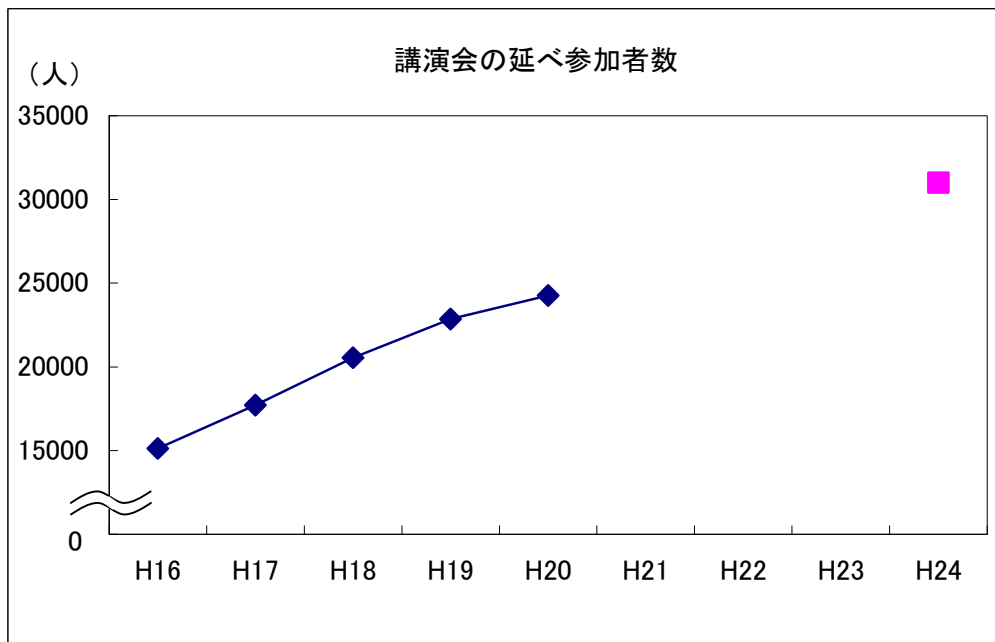
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値										(年度)
H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1,540	3,111	6,056	9,402	11,848	13,565	15,130	17,712	20,539	22,867	24,262

※単位：人



事務事業の概要

主な事務事業の概要

アイヌ文化振興法に基づき、アイヌの伝統等に関する普及啓発を図るため、アイヌの伝統及び文化に関する広報情報の発信、アイヌの伝統等をテーマとした講演会・セミナーの開催等の施策を進める。

予算額：0.6億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるので目標達成に向けた成果を示している。

（事務事業の実施状況）

アイヌの伝統等について広く全国に普及啓発を進める上で必要な施策であることから、国内（室蘭市、和歌山市、東京都千代田区）で講演会を開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については順調に推移している。アイヌの伝統等の普及啓発を図るため、引き続き講演会を開催する必要があることから、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局総務課アイヌ施策室（室長 柘植 紳二郎）

業績指標 229

ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合

評価

A-2	目標値：0.47%以上（平成24年度） 実績値：1.53%（平成20年度） 初期値：0.23%（平成17年度）
-----	---

(指標の定義)

玄関ドアや内部建具の有効幅が十分確保され、座地で使用可能な流し台や洗面台を設置するなどユニバーサルデザインが導入された公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数（約17万戸）に占める割合。

ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数/公営住宅管理戸数

(目標設定の考え方・根拠)

全国平均を上回る高齢化が進んでいる北海道において、高齢者が安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を進める必要がある。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

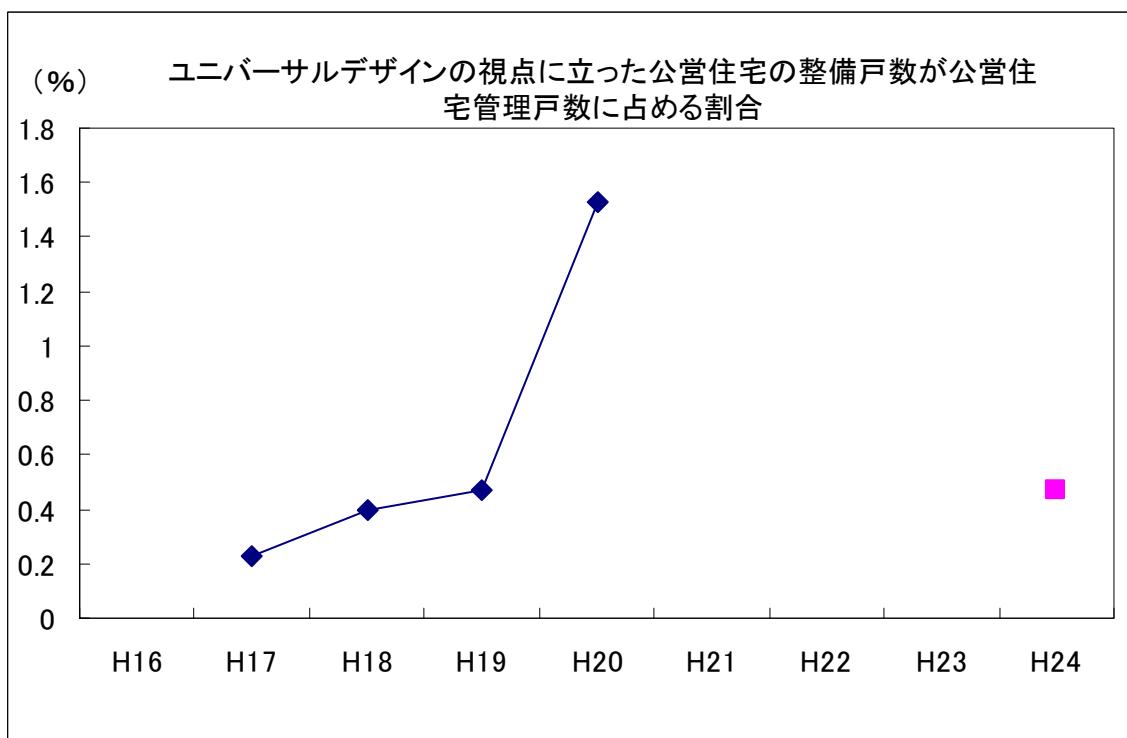
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	
0.23%	0.4%	0.47%	1.53%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

対象となる公営住宅は、地域住宅交付金を活用して整備されることから、当該予算の必要額の確保を通じて、地方公共団体におけるユニバーサルデザイン採用の取り組みを支援する。

(項) 北海道開発事業費 (目) 地域住宅交付金

予算額 168億円 (平成20年度) の内数

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

当初の平成20年度までの目標は達成していることから進捗状況は順調であるものの、ユニバーサルデザインの本格的な採用に取り組み始めて間もないことから、実績の伸びは低調だったといえる。これは地方公共団体における取り組みが始まったばかりであり、関係者にその必要性等が十分に理解されていないためと思われる。

(事務事業の実施状況)

目標達成に必要な関連予算である地域住宅交付金の平成20年度予算計上に際して、必要額を確保してきた。これにより、平成20年度中に改修や建設を終えて管理開始したユニバーサルデザインを採用した公営住宅の戸数は、約1,800戸となった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標を達成しているが、高齢化はさらに進展し、高齢者等のユニバーサルデザインを必要とする者の増加が予想されることから、引き続き当該取り組みを継続していく必要がある。このため、A-2と評価した。

今後もユニバーサルデザイン採用によるコスト上昇の抑制に努めると共に、地方公共団体に対し当該予算を活用したユニバーサルデザインを採用した公営住宅の整備促進を依頼する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：北海道局地政課 (課長 澤田 和宏)

○横断的な政策課題

政策目標 1 1

I C T の利活用及び技術研究開発の推進

施策目標 4 3

技術研究開発を推進する

技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に管理することが重要であり、この観点から業績指標を設定している。

業績指標

230	年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合
-----	------------------------

【評価結果の概要】

（必要性）

天然資源の少ない我が国においては、技術力は国力の源泉であり、グローバルな大競争時代を迎えた世界の中で我が国が重要な地位を占めるためには、今後とも技術研究開発を積極的に推進していく必要がある。

（有効性）

目指すべき社会の実現に向けて、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進するにあたり、平成20年度は、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合が目標値を上回っていることから、有効に施策を実施できたと評価できる。

（効率性）

幅広い分野にわたる技術研究開発を効率的に実施し、成果を社会に還元するために、研究開発の目的・内容・規模等に応じた研究開発体制を構築し、中長期的な研究達成目標などを見据えた年度計画を設定しており、技術研究開発を効果的・効率的に推進できていることから、効率的に施策を実施できたと評価できる。

（総合的評価）

業績指標の実績値は、施策目標の達成に向けて着実な成果を示している。

今後とも、技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、着実な施策の実施が必要である。

（反映の方向性）

国土交通省技術基本計画（平成20年4月策定）に基づき、技術研究開発の特性に応じた施策を展開する。

業績指標 230
 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合

評価

A-2	目標値： 80% (平成19年度以降毎年度) 実績値： 100% (平成20年度) 初期値： -
-----	--

(指標の定義)
 当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合

(目標設定の考え方・根拠)
 技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に管理することが重要である。この観点から、当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成19年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。

実績値の算定にあたっては、個別の研究開発課題ごとに「十分達成した」、「概ね達成した」、「達成しなかった」の3段階で評価し、そのうち「十分達成した」及び「概ね達成した」ものを「年度計画通りに進捗した」ものとする。

(外部要因)

- ・設備の故障等の不可抗力
- ・資機材の入手難等

(他の関係主体)
 なし

(重要政策)

【施政方針】
 なし

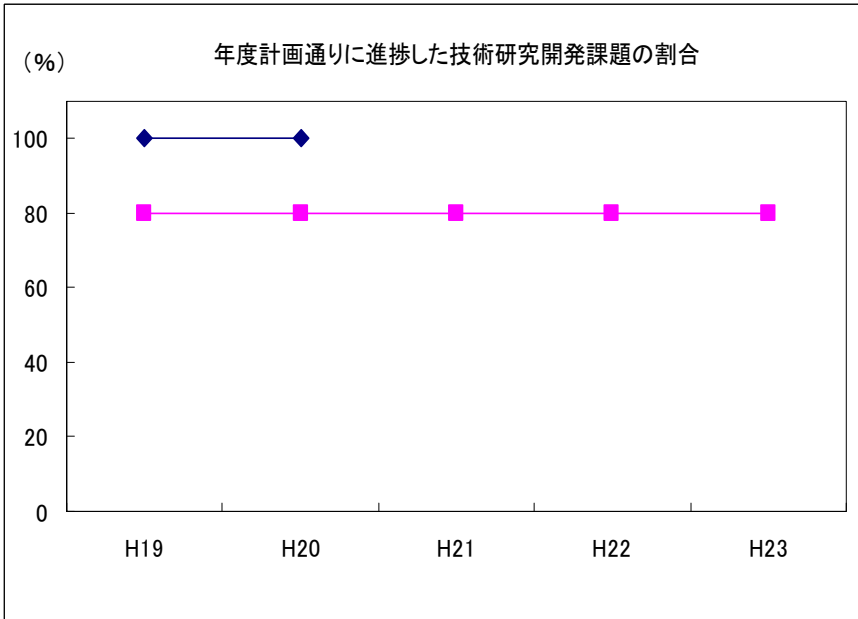
【閣議決定】
 なし

【閣決(重点)】
 なし

【本部決定】
 なし

【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
-	-	-	100%	100%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

技術研究開発の推進に必要な経費 予算額 1, 507百万円 (平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調」

平成20年度については目標値を達成している。

(事務事業の実施状況)

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

平成20年度は、118件の研究開発課題が実施された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、過去の研究開発評価の結果については、

http://www.mlit.go.jp/hyouka/02_kenkyu.html

に掲載している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成20年度の目標値を達成しているため、A-2と評価した。今後とも国土交通省技術基本計画に基づき引き続き技術研究開発を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長 横山 晴生）

総合政策局技術安全課（課長 安藤 昇）

関係課：鉄道局技術企画課技術開発室（室長 潮崎 俊也）

海事局総務課（参事官（技術） 赤星 貞夫）

海事局船舶産業課（課長 今出 秀則）

海事局安全基準課（課長 久保田 秀夫）

国土技術政策総合研究所企画部研究評価・推進課（課長 片山 耕治）

国土地理院企画部（研究企画官 下山 泰志）

○横断的な政策課題

政策目標 1 1

I C T の利活用及び技術研究開発の推進

施策目標 4 4

情報化を推進する

国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす I T 障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つとともに、公共交通分野における情報化を推進することにより、公共交通利用者の利便性向上を図る。

業績指標

2 3 1	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす I T 障害発生件数
2 3 2	公共交通における情報サービスの情報化達成率

【評価結果の概要】

（必要性）

ITの利用は高度化・深度化する傾向にあり、その適用範囲が拡大している状況にあるなか、我が国の国民生活・社会経済活動を安定的に営む上で、国土交通省における行政情報システムを適切に管理・運用するとともに、重要インフラにおけるIT障害に十分な対策を講じることが課題となっている。そのため、国土交通省における行政情報システムの適切な管理・運用と情報セキュリティ強化に係る本施策の必要性は高い。

また、アジア域内におけるIC乗車券等の相互利用化に関する取り組みや災害時の公共交通情報提供システムの運用を通じ、公共交通分野の情報化を推進することは、公共交通利用者の利便性向上と、公共交通サービスの高度化・活性化を図る上で必要性が高い。

（有効性）

行政情報システムの適切な管理・運用、および、情報セキュリティの充実のための取り組みは、我が国の国民生活・社会経済活動の安定的運営に寄与するものである。

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生件数は前年と概ね同程度に抑えられており、公共交通の情報化についても着実に進んでいると考えられることから、本施策は有効に実施されたと評価できる。

（効率性）

情報セキュリティ対策については、官民の連携等により適切な役割分担が図られるとともに、行政情報システムの適切な管理・運用および公共交通の情報化に係る施策については、民間事業者等の協力を得ながら効率的に実施されているところであり、上で述べたような成果を示していることから効率的に実施できたと評価できる。

（総合的評価）

行政および国民生活・社会生活の安定的運営を図るとともに、公共交通利用者の利便性向上を図るため、行政情報システムの管理・運営、情報セキュリティ対策、公共交通の情報化に係る施策を実施した。施策目標の達成に向けて順調な進捗が見られることから、引き続き本施策を継続するとともに、施策内容の充実を図る必要がある。

（反映の方向性）

- ・国土交通省の行政情報システムの適切な管理・運営
- ・更なる情報セキュリティ強化を推進するため、現在実施している事業の深化
- ・公共交通における情報化の推進

業績指標 231

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数

評価

A-2	目標値：限りなくゼロ（平成20年度） 実績値：3件（平成20年度） 初期値：2件（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数。

(目標設定の考え方・根拠)

IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）における目標。

なお、そもそも国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生は頻発するものではないため、当該目標値に向けて施策に取り組み、実績値が過大にならないことで一定の評価ができると考える。

(外部要因)

重要インフラ分野におけるITの利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

(他の関係主体)

内閣官房情報セキュリティセンター及び関係省庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）

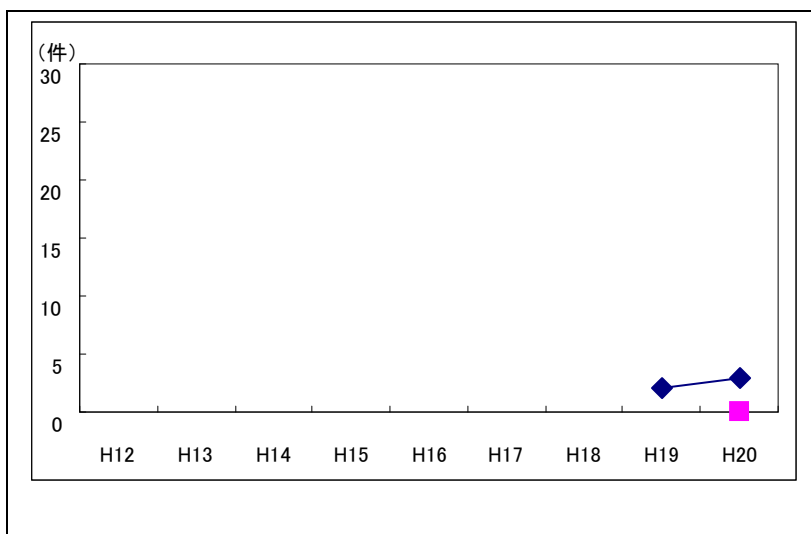
「2008年度までに、重要インフラにおけるIT障害の発生を限りなくゼロにする。」（Ⅱ2.（2）2.）

「国民生活・社会経済活動の基盤である重要インフラの情報セキュリティ対策徹底のため、官民の連携の下、分野横断的な取り組みの確立を含め、重要インフラ防護体制を強化する。」（同上）

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	2件	3件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

重要インフラにおけるIT障害を想定した机上演習

重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上演習を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともにその評価・検証を行った。

予算額10,482千円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度において、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は3件であった。

(事務事業の実施状況)

・重要インフラのIT障害を想定した机上演習の実施、評価

内閣官房、関係部局、民間事業者と連携して、重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上演習を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともに、各プレーヤーの行動の適・不適を事後的に評価の上、成果報告書を取りまとめた。

課題の特定と今後の取組の方向性

平成20年度において国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は3件（鉄道事業者の発券等を行う端末の障害、民間航空会社の国内線における発券・搭乗手続き等を行う端末の障害、鉄道事業者の信号システムにおける障害）であった。重要インフラ分野におけるITの利用は日々高度化・深度化する傾向にあり、その適用範囲も拡大している状況にある。そのような状況下にも関わらず、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生件数が前年と概ね同程度に止まっていることから、業績指標は目標達成に向けた成果を示していると評価できる。今後も、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、国民生活・社会経済活動の基盤である重要インフラの情報セキュリティ対策を徹底する必要があるため、A-2と評価した。

今後も、第2次情報セキュリティ基本計画（H21.2.3）に基づき、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、所掌分野における情報セキュリティ対策を推進していく。また、平成21年度以降についても本指標を平成24年度まで延長し、引き続き当該政策を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

事務事業の実施において、参加事業者等と演習テーマや事業実施時期のニーズ把握を行うなどの事前調整を行ったうえで事業計画を作成することにより予算額の削減合理化を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局行政情報化推進課（課長 長谷川 新）
総合政策局情報安全・調査課情報危機管理室（室長 川村 康二）

業績指標 232

公共交通における情報サービスの情報化達成率

評価

A-2	目標値：約80%（平成23年度） 実績値：86%（平成20年度） 初期値：約60%（平成18年度）
-----	---

（指標の定義）

公共交通における利用者等への情報サービスを実施している事業者の割合
 （517事業者中、448事業者）（情報政策課調べ）

（目標設定の考え方・根拠）

公共交通事業者における、HP等を活用した情報提供や、IC乗車券の導入等による利用者利便の向上等、公共交通サービスの高度化・活性化等を図ることを目的とするため、上記指標とする。平成18年度において情報化達成率は約60%であったことから、公共交通における情報化を一層進めることを施策の目標とし、目標値を約80%に設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・長期戦略指針「イノベーション25（平成19年6月閣議決定）」（東アジアIC乗車券）
 「アジア共通課題を解決する研究・協力ハブ機能の強化、民の力を活用したアジア域内のビジネス環境整備、日本とアジア域内外の壁を感じずにビジネスが可能なシームレスアジアの構築等のため、以下の取組を行う。
 -東アジア域内のIC乗車券の共通化、相互利用の推進。」

【閣決（重点）】

なし

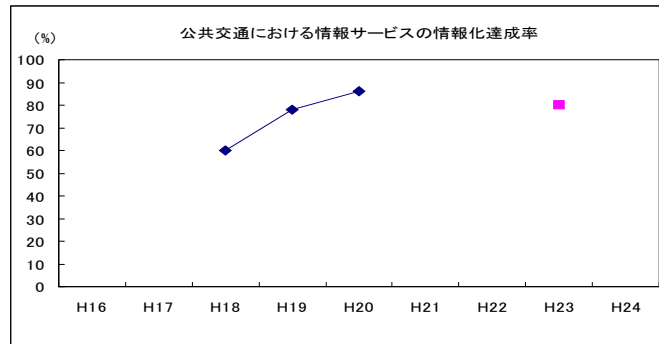
【本部決定】

- ・「ITによる地域活性化等緊急プログラム」（平成20年2月IT戦略本部決定）
 「観光客の誘客による地域の活性化に資するため、旅行者の利便性を高めるIC乗車券等の相互利用推進に関する実証実験を実施」（Ⅲ3.（1）⑤）
- ・「成長力強化への早期実施策」（平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定）
 ◎観光立国の推進
 ○ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・拡充
 アジア地域でのICカードの共通化・相互利用化等による旅行者の利便性の増進等を4月以降早期に進める。
- ・「重点計画-2008」（平成20年8月20日IT戦略本部決定）
 -1. 3 世界に誇れる安全で安心な社会-ITによる防災・治安・食の安全・安心-
 （2） 防災・治安コンテンツの国民への提供の促進と被害軽減技術の実用化（カ） 災害時における公共交通情報の提供
 -3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献-ITによるアジア諸国等への貢献-
 （3） 人・物・金・情報の流通（ア） 交通系IC乗車券等の国際相互利用化等の促進

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				（年度）	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	約60%	78%	86%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- 災害時における公共交通情報の提供
 災害時において一元的・リアルタイムに公共交通情報を収集・提供するためのシステムの構築等について実証実験を実施した。
 予算額 2.9 百万円 (平成 20 年度)
- アジア域内における交通系 IC 乗車券に関する調査・研究
 平成 19 年度 IC 乗車券等国際相互利用促進方策検討委員会最終報告に基づき IC 乗車券の国際相互利用に向けた実証実験を実施するとともに、IC 乗車券の国際相互利用化のための新たな技術方式等について検討を行った。
 予算額 2.9 百万円 (平成 20 年度)

関連する事務事業の概要
 なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
 平成 20 年度の業績指標は 86% であり、公共交通における情報化は着実に進んでいると考えられることから、業績指標は目標値の達成に向けて順調に推移していると評価できる。
- (事務事業の実施状況)
 ①平成 19 年度 IC 乗車券等国際相互利用促進方策検討委員会最終報告に基づき IC 乗車券の国際相互利用に向けた実証実験を実施するとともに、IC 乗車券の国際相互利用化を実現する新たな技術方式等について検討を行った。
 ②「災害時における公共交通情報システムのあり方に関する検討委員会」等において、災害時において一元的・リアルタイムに公共交通情報を収集・提供するためのシステムの構築等を検討し、その検討結果を踏まえつつ、首都圏を中心とした実証実験を行っているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は 86% であり、公共交通における情報化は着実に進んでいると考えられる。総体的には、公共交通における情報化は進展していると評価できるものの、より高度な情報サービスを実施する事業者の広がり、緩やかなものに留まっており、今後は、一層の情報化の推進を図る必要があるため、A-2 と評価した。今後も、先進的な IT 技術を活用した公共交通の利便性向上のため、以下のような取組を引き続き進める必要がある。
 ①平成 20 年度に実施した実証実験の成果等を踏まえ、国際相互利用を実現する新たな技術方式の開発・展開に向け、実証実験等を通じ検討を行う。
 ②引き続き災害時において一元的・リアルタイムに公共交通情報を収集・提供するためのシステムの構築等を促進するとともに、参加する公共交通事業者の拡大を図る。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成 21 年度)
 なし
- (平成 22 年度以降)
 ○災害時における公共交通情報の提供
 一定のシステム構築が図られたため、保守管理経費に限定したことに伴い減額。
 ○アジア域内における交通系 IC 乗車券に関する調査・研究
 アジア域内における IC 乗車券等の国際相互利用化の推進について、一枚の IC カードに通信方式及び OS が異なる複数のアプリケーションを搭載する方法について実運用を踏まえた検証を行い、アジア域内における相互利用化の方向性、課題等が明確になるなど、一定の成果が得られたため、実証実験を終了。

担当課等 (担当課長名等)
 担当課： 総合政策局情報政策課 (課長 内田 傑)

○横断的な政策課題

政策目標 1 2

国際協力、連携等の推進

施策目標 4 5

国際協力、連携等を推進する

我が国企業の国際展開、国際交流の増進を図るとともに、開発途上国における社会基盤の整備・交通政策の展開等による自立的発展を促進するための連携・協力・支援を推進し、もって我が国の国際競争力強化につながる戦略的外交を外務省等関係機関と連携して推進する必要がある。

業績指標

2 3 3	国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数
2 3 4	建設関係職種における受入研修生数に占める技能実習への移行申請者数の割合

【評価結果の概要】

（必要性）

国際関係は長期間にわたる各層での交流等の積み重ねにより形成されるものであり、国際連携・協力の推進に当たっては、長期的観点に立って、多方面かつ継続的な取組を進めることが課題となっている。そのため、我が国企業の国際展開、国際交流の増進を図るとともに、開発途上国における社会基盤の整備・交通政策の展開等による自立的発展を促進するための連携・協力・支援を推進し、もって我が国の国際競争力強化につながる戦略的外交を外務省等関係機関と連携して推進する必要がある。

（有効性）

国際情勢や相手国等のニーズ等の把握を踏まえ、国内外の関係省庁・機関と連携しつつ、国際連携・協力の推進に資する取組を着実に実施した結果、国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数は概ね目標値までのトレンドに沿った推移を示す等、本施策は有効であったと評価できる。

（効率性）

これまで蓄積された知見・ノウハウを活かし、より少ないコストで、重要相手国・分野等に重点を置きつつ施策を実施してきているところであり、上で述べたような成果を示している施策があることから、効率的に展開されていると評価できる。

（総合的評価）

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移しており、今後も相手国のニーズや国際的な諸情勢を踏まえ、我が国の優れた技術・経験を活用した国際協力の取組を積極的に推進し、環境やセキュリティ等の地球規模の課題への対応を行う。

（反映の方向性）

これまで実施している国際交流や調査を効率的に実施するとともに、昨今の大きな課題となっている地球環境問題やセキュリティ等の課題に適切に対応するため、関係機関等との連携・調整等を図りながら被援助国のニーズを的確に把握し、我が国の国際競争力の強化、戦略的な国際協力・連携等の推進を図る。

業績指標 233

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数

評 価

A-2	目標値：121件（平成23年度） 実績値：118件（平成20年度） 初期値：116件（平成18年度）
-----	--

(指標の定義)

国際協力・連携等を推進するために行う国際会議、国際セミナー、研修、調査等の件数

(目標設定の考え方・根拠)

国際会議、国際セミナー、研修、調査等は、我が国の持つ経験・専門性・技術を相手国政府等へ提供し、交流を深めることにより、国際協力・連携等を推進すると考えられるため、目標設定時における当該目標年次の国際会議等の開催見込みに基づき、目標値として設定した。

(外部要因)

国際協力、連携の実施においては、相手国の対応や事情の変化に大きく左右される。

(他の関係主体)

国・国際機関・事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

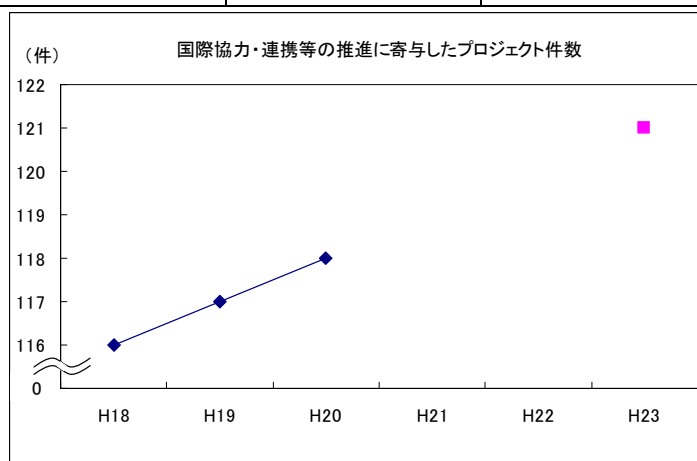
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	116件	117件	118件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○開発途上国等において、社会資本分野のうち本邦技術活用、道路・水環境等の重点分野におけるインフラ整備を促進するため、調査団派遣による政策対話、セミナーの開催等を通じた技術支援等を実施する。

予算額 約3億円（平成20年度）

○交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合：平成21年1月、G8、ASEAN諸国等主要国及び国際機関の参画を得て日本が主催し、交通分野における気候変動・大気汚染対策の具体的な方向性に合意。

○アジア諸国におけるグリーン化推進事業：アジア諸国における交通分野の気候変動・大気汚染対策に対応するため、陸・海・空のモード毎に能力向上支援を行う。

○日ASEAN物流人材育成事業：急増するASEANの物流をスムーズに捌くため、現地物流事業者、物流関係行政官等を対象としてセミナー・ワークショップを実施し、各々の能力を高め、相乗効果によってASEAN物流の質を向上させる。 予算額 約4億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、年々増加しており、平成 23 年度には目標値を達成すると見込まれ順調である。

(事務事業の実施状況)

国際協力・連携の実施に当たり、援助方針策定事業等を通じて相手国のニーズを的確に把握し、我が国の技術・ノウハウ移転を始めとする支援・協力を結びつけるため「都市開発に関する日印交流会議」、「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」などの取組を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、年々増加しており、平成 23 年度には目標値を達成すると見込まれることから、A-2 と評価した。今後も相手国のニーズや国際的な諸情勢を踏まえつつ、目標値（平成 23 年度 121 件）の達成に向けて、我が国の優れた技術・経験を活用した国際協力の取組を積極的に推進し、もって環境やセキュリティ等の地球規模の課題への対応を行う。

平成 21 年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成 21 年度)

地球環境問題に適切に対応するため、平成 21 年 1 月に開催した「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」の成果を踏まえ、平成 21 年度には高級事務レベルのフォローアップ会合を開催し、当該部門における国際協力・連携を更に強化する。

(平成 22 年度以降)

上記大臣会合の枠組みを活用し、先進国・途上国、国際機関等による交通政策責任者会合開催を通じ、途上国支援に向けたネットワークを形成する。

アジア諸国における交通グリーン化事業（以下「グリーン化事業」）では、交通分野における気候変動・大気汚染対策に取り組むことを目的として、陸・海・空のモード毎に能力向上支援を行っている。平成 22 年度以降は気候変動・大気汚染対策への取組をさらに推進するため、グリーン化事業に替えて、各国が自ら必要な環境対策を効率的・効果的に実施するための行動計画について策定から実施まで一貫して支援する事業を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局総務課国際建設推進室（国際建設管理官 名波 義昭）

総合政策局総務課国際業務室（参事官 河野 春彦）

関係課：総合政策局総務課国際企画室（参事官 山口 裕視）

業績指標 234

建設関係職種における受入研修生数に占める技能実習への移行申請者数の割合

評価

A-3	目標値：90%（平成24年） 実績値：112%（平成20年） 初期値：80%（平成18年）
-----	---

（指標の定義）

外国人研修・技能実習制度により入国した者のうち、一年間の研修（建設関係職種）を経て技能実習へ移行申請した者の割合

（分子）＝当該年度に技能実習移行申請した研修生数

（分母）＝当該年の入国申請をした受入研修生数

（目標設定の考え方・根拠）

開発途上国の社会資本等の整備の効率化や質の向上に資するために、建設現場で直接施工に携わる建設技能者に対して、技術・技能の研修を行うとともに、全体の施工管理等を行う職長級クラスの者に対する研修を行い、建設分野全体への技術・技能の効果的な移転を一層図ることとしている。こうした研修については、より高度な技能の取得を目指す者を増加させることを国が支援していく必要がある。

指標を設定した当初、技能実習生への移行割合が80%だったため、外国人研修・技能実習制度の普及・促進の観点から、目標値を90%とした。

（外部要因）

少子高齢化による労働力不足、若年層における建設関係職種への入職者減少等

（他の関係主体）

法務省・外務省・経済産業省・厚生労働省

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

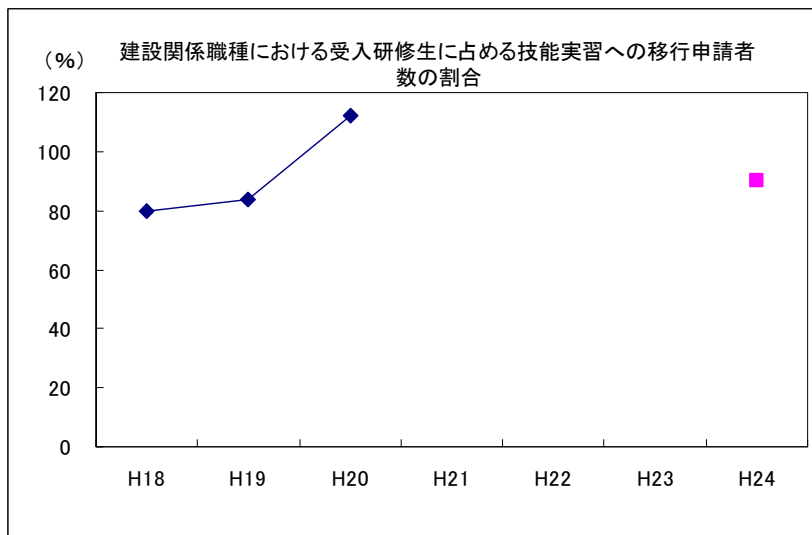
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（暦年）
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	80%	84%	112%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○海外建設研修生受入事業

我が国の建設技能・技術の開発途上国への円滑かつ効率的な移転を図るため、また、適法な形で外国人の受入れを推進するため、開発途上国の公的派遣機関の要請に基づき、補助事業により模範的研修（正規・職長）を行う事業。

予算額 0.4 億円（平成20年度）

○建設研修・実習推進調査等

外国人研修・技能実習の円滑な実施を図るため、研修実習を行う建設現場で発生するトラブル等及び技能移転の状況を調査。

予算額 0.2 億円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成18年から20年まで技能実習への移行申請割合は増加しており、ほぼ目標は達成した。

平成20年において、割合が100%を超えているが、受入研修生の人数は平成20年に入国申請をしたものであり、技能実習生への受入申請者数は1年間の研修を経た者が平成20年度に申請した者の数値であるため、一時的に100%を超える可能性がある。

（事務事業の実施状況）

海外建設研修生受入事業により、開発途上国の公的な送り出し機関と研修生受入のための協定を締結して、研修生を受入れ、基礎的日本語、基礎的な技能・技術等の修得及び建設現場などにおける実地研修、また職長クラスの者を研修生として受入れ、安全管理、工程管理等の知識を付与するための研修を実施するための助成を行った。

建設産業技能等移転促進事業により、建設分野の受入に関する特殊状況及び解決方策、円滑な受入を推進するための方策について検討するとともに、それらの内容をまとめたガイドブックや、職種別の専門用語集、安全衛生ガイドブックを外国人研修生・技能実習生及び受入機関向けに作成した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

技能実習への移行申請割合を増加させていくことが、海外からの建設技能実習生への技能移転の効率化や質の向上につながると考えられる。

今後も、より技能実習への移行申請割合を増加させ、技能移転の効率化や質の向上をはかるための取組みを行っていく必要があるが、当該施策については、当面の目標値を達成したことから、今年度限りで指標を廃止することとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局建設市場整備課（課長 松本 大樹）

○横断的な政策課題

政策目標 1 3

官庁施設の利便性、安全性等の向上

施策目標 4 6

環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する

行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。

業績指標

2 3 5	官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合（①耐震対策、②バリアフリー化、③環境への配慮、④総合）
2 3 6	保全状態の良好な官庁施設の割合等（①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数）

【評価結果の概要】

（必要性）

官庁施設は、国民の生活や経済社会活動を支える行政等のサービス提供の場として重要な役割を担っており、また我が国の建築物の規範としての役割も期待されているところであるが、その機能を発揮するためには、耐震、環境負荷の低減、バリアフリーといった社会的要請に的確に対応しつつ、利便性、安全性を確保するための施設整備を行う必要がある。また、官庁施設が必要な機能を常に発揮していくためには、施設の整備ばかりでなく、適正な保全も必要であり、的確な保全指導を行う必要がある。

（有効性）

耐震化やバリアフリー化の推進、環境負荷低減対策などの取り組みの結果、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設の耐震性を満足する施設の割合や、国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、車いす利用者用駐車場及び多機能便所（オストメイト対応）等の整備が行われている施設の割合、又は太陽光発電の導入若しくは建物の緑化が行われている施設の割合が、全体的に業務目標の達成に向けて順調な推移を示している。

さらに、施設管理者対象の保全指導、官庁営繕関係基準類等の策定などの取り組みの結果、保全状態の良好な施設の割合や官公法に規定する営繕等を実施する上で必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数は業績目標の達成に向けて順調な推移を示している。

これらにより、これまでの、環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進に関する各種取組が有効に機能してきたものと評価できる。

（効率性）

整備の実施にあたっては、既存の建築物の有する位置、規模、構造を踏まえ、効率的整備の観点から、合同・集約化による新築や、庁舎の耐震化、バリアフリー化、環境負荷低減対策等のための改修を適宜選択して実施していることから、効率的な整備を図っていると評価できる。また、官庁施設の保全については、庁舎の詳細な現状を常時把握しつつ実施する必要があるため、各省各庁が各庁舎ごとに保全担当職員を配置する必要があるが、保全担当職員の多くは、当該業務の経験年数が低いなど必要な知見が不足している状況である。このため、必要な知見を国土交通省から各省各庁の保全担当者に適宜提供しつつ、適切な指導・支援を行うことにより、施設の健全化が図られるとともに、施設の長期的耐用性を確保することが可能となることなどから、効率的な取組が行われていると評価できる。

（総合的評価）

官庁施設について、国民に対する行政等のサービスを円滑に提供する場としての役割が

果たされるよう、耐震、環境負荷低減対策及びバリアフリー化等の必要な整備を図っていく必要がある。また、施設の運用段階においても、災害防除等必要な機能を維持・確保するため、保全の適正化のための指導を推進する必要がある。

(反映の方向性)

- ・ 防災拠点となる官庁施設の耐震対策の更なる推進を図る。
- ・ グリーン庁舎の整備等、官庁施設のグリーン化対策の更なる推進を図る。
- ・ 各省各庁の施設管理者を対象に保全に関する会議や説明会を実施するなど、指導・支援の更なる推進を図る。
- ・ 当面実施すべき施策等について、必要となる官庁営繕関係基準類等の策定の更なる推進を図る。

業績指標 235

官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合（①耐震対策、②バリアフリー化、③環境への配慮、④総合）

評価

①	A-2	目標値：85%（平成23年度） 実績値：75%（平成20年度） 初期値：64%（平成17年度）
②	A-2	目標値：41%（平成23年度） 実績値：14%（平成20年度） 初期値：5%（平成18年度）
③	A-2	目標値：35%（平成23年度） 実績値：22%（平成20年度） 初期値：14%（平成18年度）
④	A-2	目標値：28%（平成23年度） 実績値：10%（平成20年度） 初期値：4%（平成18年度）

（指標の定義）

- ①国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。
- ②国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、車いす利用者用駐車施設及び多機能便所（オストメイト対応）等の整備が行われている施設の割合。（施設数）
- ③国の合同庁舎のうち、太陽光発電の導入又は建物の緑化が行われている施設の割合。（施設数）
- ④国の合同庁舎のうち、官庁施設として性能を確保するため、①～③の対策が講じられている施設の割合。（施設数）

（目標設定の考え方・根拠）

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、目標値を設定している。
- ②障害者基本法に基づく「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」において、平成22年度までに、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー改修を実施することとされており、これを踏まえたバリアフリー化については平成19年度末までに9割以上達成される見通し。しかし、平成18年12月に移動円滑化誘導基準が改定され、オストメイトに対応した便房等が新たに求められることとなったことから、オストメイト対応等の有無を指標に含めて現況値を算出するとともに、今後の整備見通しを勘案し、目標値を設定している。
- ③「地球温暖化推進本部幹事会申し合わせ（平成19年5月30日）」において、2012年度までの今後6年間で、延べ床面積1,000㎡以上の国の庁舎については、構造上・立地上の不都合がない限り、太陽光発電の導入または建物の緑化を行うこととされており、国の合同庁舎については、平成24年度までに約120施設整備することを目標としていることを勘案し、目標値を設定している。
- ④①～③の整備推移等を勘案し、目標値を設定している。

（外部要因）

社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

（他の関係主体）

関係省庁

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

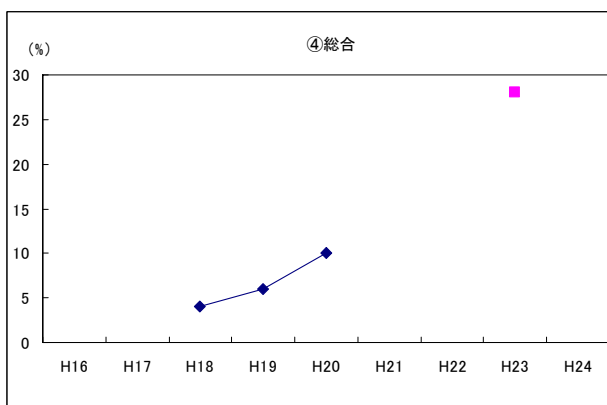
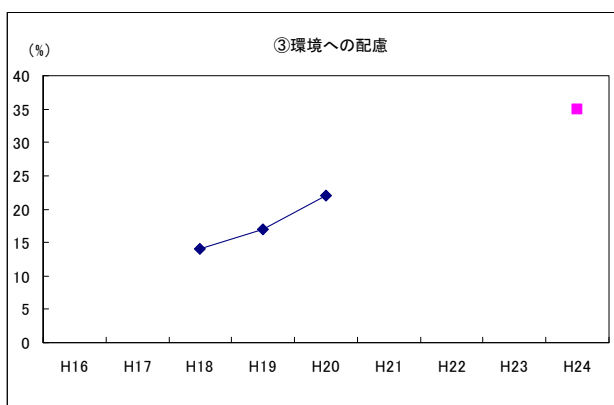
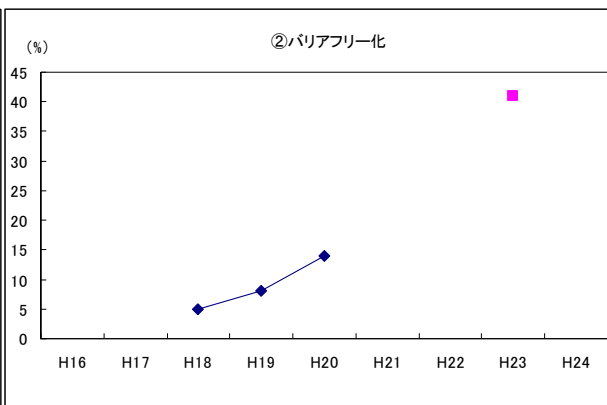
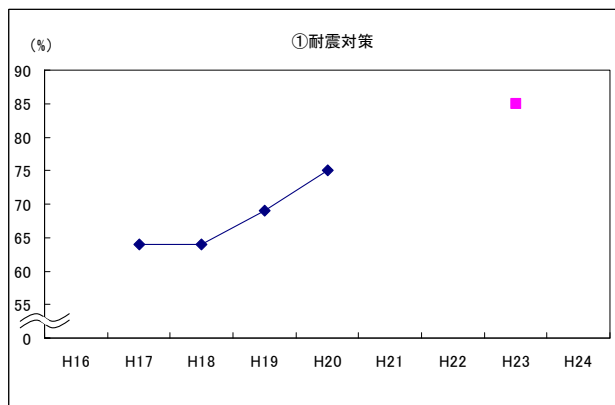
【本部決定】

・障害者施策推進本部（平成19年12月25日）

【政府・与党申し合わせ】

なし

過去の実績値		(年度)			
	H16	H17	H18	H19	H20
①	—	① 64%	① 64%	① 69%	① 75%
②	—	② —	② 5%	② 8%	② 14%
③	—	③ —	③ 14%	③ 17%	③ 22%
④	—	④ —	④ 4%	④ 6%	④ 10%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①防災拠点となる官庁施設の整備の推進 (◎)
災害応急対策活動に必要な官庁施設について、大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう整備を推進する。
官庁営繕費 231 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ②官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)
窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター等の改修を実施する。
官庁営繕費 231 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ③合同庁舎の環境への配慮 (◎)
官庁施設について、グリーン庁舎の整備(※1)、グリーン診断・改修(※2)等を推進する。また太陽光発電の導入や建物緑化等の官庁施設のグリーン化対策を実施する。
官庁営繕費 231 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ④官庁施設として必要な性能を確保するため、①～③の総合的な整備を推進する。
官庁営繕費 231 億円の内数 (平成 20 年度)
- (※1) 計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて、環境負荷の低減化を図る合同庁舎。
(※2) 官庁施設の環境保全性に関する性能を評価すること及び改修計画から改修工事、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷を低減させることを目的とした改修。
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ①平成 20 年度の実績値 (75%) を踏まえると、トレンドとして、災害応急対策活動に必要な官庁施設の耐震性の確保が促進されたものと考えられ、順調である。
- ②平成 20 年度の実績値 (14%) は低いものの、トレンドとして、今後、施設管理官署等との調整が進むことにより、官庁施設のバリアフリー化が促進されるものと考えられ、順調である。

- ③平成20年度の実績値（22％）を踏まえると、トレンドとして、合同庁舎における環境の配慮が促進されたものと考えられ、順調である。
- ④平成20年度の実績値（10％）を踏まえると、トレンドとして、官庁施設として性能を確保するための総合的な整備が促進されたものと考えられ、順調である。

（事務事業の実施状況）

- ①平成20年度予算において災害応急対策活動に必要な官庁施設の耐震化を推進するとともに、補正予算（約170億円の内数）を計上し、官庁施設の耐震対策の事業の円滑な執行を図った。
- ②窓口までの経路、車いす利用者用駐車施設及び多機能便所（オストメイト対応）等の整備を推進し、事業の円滑な執行を図った。
- ③平成20年度予算においてグリーン庁舎の整備、グリーン診断・改修及び太陽光発電の導入や建物緑化等の官庁施設のグリーン化対策を推進するとともに、補正予算（約170億円の内数）を計上し、事業の円滑な執行を図った。
- ④①～③の実施により、事業の円滑な執行を図った。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ①業績指標は、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）であり、平成20年度の実績値（75％）を踏まえると、最終目標の達成に向けて、順調であると考えられるため、A-2と評価した。
今後、耐震対策の更なる推進を図っていくことが重要である。
- ②業績指標は、国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、車いす利用者用駐車施設及び多機能便所（オストメイト対応）等の整備が行われている施設の割合（窓口業務を行う施設数に対する施設数の割合）である。施設管理官署等との調整などに時間を要したことから、平成20年度の実績値は14％であった。平成21年度以降は、施設管理官署等との連携調整を行っているところであり、最終目標を達成できるものと考えられるため、A-2と評価した。
- ③業績指標は、国の合同庁舎のうち、太陽光発電の導入や建物緑化の整備が行われている施設の割合（延べ床面積1,000㎡以上の構造上・立地上の不都合がない施設数に対する割合）である。平成20年度の実績値（22％）を踏まえると、最終目標の達成に向けて、順調であると考えられるため、A-2と評価した。
今後、グリーン庁舎の整備、グリーン診断・改修及び太陽光発電の導入や建物緑化等の官庁施設のグリーン化対策の更なる推進を図っていくことが重要である。
- ④業績指標は①～③の整備を総合的に実施されている施設の割合であり、①～③の実施状況を踏まえると最終目標の達成に向けて、順調であると考えられるため、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 鬼沢 浩志）
 関係課：官庁営繕部整備課（課長 鈴木 千輝）
 官庁営繕部設備・環境課（課長 水落 雅之）
 官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室（室長 永島 潮）

業績指標 236

保全状態の良好な官庁施設の割合等 (①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)

評価

①A-2	目標値：80% (平成23年度) 実績値：79.3% (平成20年度) 初期値：71% (平成18年度)
②A-2	目標値：25事項 (平成23年度) 実績値：16事項 (平成20年度) 初期値：3事項 (平成18年度)

(指標の定義)

- ①国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、官庁施設の保全状況を調査している。この調査は、①保全体制・記録整備、②点検状況 (建築・設備機器)、③点検状況 (衛生・環境)、④施設状況 (建築・設備機器)、⑤施設状況 (衛生・環境)、⑥エネルギー消費量の6項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。これらの評点の平均が60点以上の施設を「保全状態の良好な施設」とし、官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舍を除く約7,000施設) に対するこの保全状態の良好な施設の割合 (施設数) を環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。
- ②官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。

(目標設定の考え方・根拠)

- ①評点の平均点が60点以上の場合とは、概ね良好に保全された状態であり、すべての施設において60点以上を目標とする必要がある。よって、長期的には100%を目指すことを勘案して目標値を設定している。
- ②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会) の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準類等の策定や既存基準類等の改定に際し事項の追加等を行う。当面 (今後5年間)、下記の項目についての基準類等の策定等を目標とする。(□：建議等の施策、☆：策定予定項目)
- ファシリティマネジメントの実施
 - ☆国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準に関する項目
 - ☆群としての施設整備計画の策定に関する項目
 - ☆多様な調達手法の導入に関する項目
 - ☆総合的な施設評価に関する項目
 - ☆保全の適正化手法に関する項目
 - 計画・実施の各段階における社会的な要請への的確な対応
 - ☆環境負荷低減対策の推進・強化に関する項目
 - ☆耐震安全性の向上に関する項目
 - ☆ユニバーサルデザインに関する項目
 - ☆まちづくり、地域との連携に関する項目
 - その他
 - ☆社会経済情勢の変化等への対応に関する項目

(外部要因)

- ①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災
- ②社会経済情勢の変化等

(他の関係主体)

- ①各省各庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

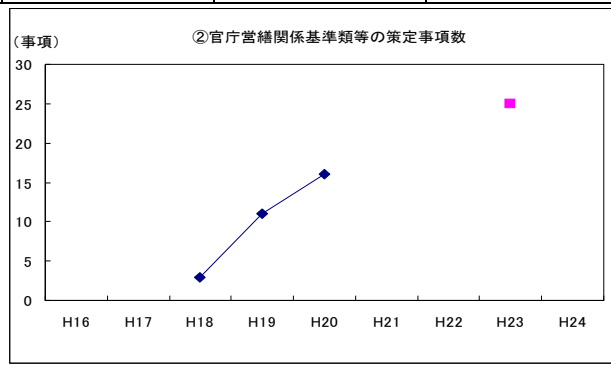
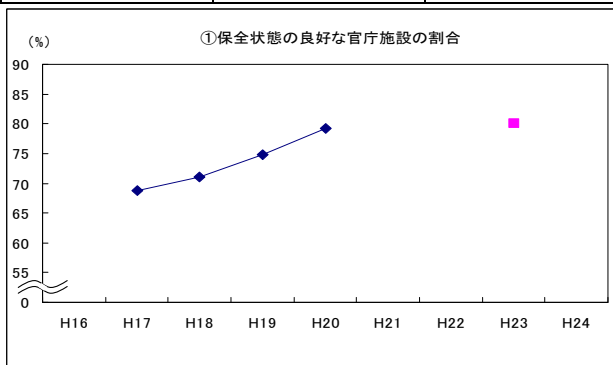
【本部決定】

なし

【政府・与党申し合わせ】

なし

過去の実績値	(年度)				
	H16	H17	H18	H19	H20
①	—	①68.8%	①71.0%	①74.8%	①79.3%
②	—	②	②3事項	②11事項	②16事項



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①全国各地で施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議や「地球温暖化対策政府実行計画」に関する取り組むべき事項及び技術的援助・支援等の説明会を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。
- ②官庁営繕関係基準類等の策定
官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。
官庁施設保全等推進費1.3億円の内数(平成20年度)

関連する事務事業の概要

- ①保全業務を効率的に行えるよう支援するための情報システムとして、保全業務支援システム(BIMMS-N)(※1)の運用を平成17年度より開始している。
(※1)インターネットを通じて、各省各庁の所有する施設の保全に関する情報を蓄積・分析するシステムで、施設の運用にかかる業務を支援するシステム。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
 - ①全ての調査項目において改善傾向が見られ、平成19年度から4.5ポイント上昇し、平成23年度の最終目標値に迫る勢いがあり、順調に推移していると考えられる。
 - ②平成20年度における実績値の上昇を踏まえると、最終目標の達成に向けて、順調であると考えられる。
- (事務事業の実施状況)
 - ①平成20年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で延べ開催数約60を数え、延べ約1,900の機関から、延べ約2,600人の参加を受けている。
 - ②平成20年度においては、官庁施設のストック全体にわたる質の最適化に資する官庁施設の利用価値最大化に向けた施設評価手法の検討などを実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ①業務指標は、「保全状態の良好な施設の割合」であるが、保全状態は改善傾向にあり、目標に向けて順調に改善されていることから、A-2と評価した。
- ②業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、平成20年度における実績値の上昇を踏まえると、最終目標の達成に向けて、順調であると考えられるため、A-2と評価した。
今後、当面実施すべき施策等について、必要となる官庁営繕関係基準類等の策定の更なる推進を図る必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成21年度)
なし
- (平成22年度以降)
なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：官庁営繕部計画課(課長 鬼沢 浩志)
関係課：官庁営繕部計画課保全指導室(室長 増田 浩之)

○成果重視事業

業績指標

I	自動車分野のCO ₂ 排出量評価プログラムの構築（CO ₂ 排出量予測の誤差）
II	自動車事故の情報収集の強化と情報分析システムの構築事業（①自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数の増加、②自動車事故報告書作成時間の短縮）
III	宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業（①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度）

業績指標 I自動車分野のCO₂排出量評価プログラムの構築 (CO₂排出量予測の誤差)**評 価**

A-3	目標値：10%以下 (平成20年度) 実績値：10%以下 (平成20年度) 初期値：－ (平成18年度)
-----	--

(指標の定義)構築するCO₂排出量評価プログラムが予測するCO₂削減効果と実際の効果との誤差を表す指標。**(目標設定の考え方・根拠)**燃料法 (測定対象区間における燃料消費量からCO₂排出量を計算する) における誤差と同等。**(外部要因)**

- ・プログラム開発時に収集するサンプル数
(気象・経済要因等により協力してもらえる運送事業者が減るとサンプルも減る)
- ・CO₂排出量予測に係る技術開発

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

なし

【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	-	10%以下	

事務事業の概要**主な事務事業の概要****①手段と目標の因果関係**

・自動車運送事業における効果的な省エネ対策の実施を支援するため、低公害車の導入、エコドライブの推進、車両の大型化等の様々な省エネ対策によるCO₂削減効果の予測を可能とするCO₂排出量評価プログラムを構築する。本プログラムの構築は、実効性のあるCO₂削減対策を反映させた省エネ計画の策定を支援し、自動車運送事業におけるCO₂排出量を効果的に削減し、地球環境保全への取組みにつながる。このため、プログラムが予測するCO₂削減効果と実際の効果との誤差が小さいことが望ましく、誤差が10%以下となるように改良を行った。

②目標の達成度合いの判定方法・基準

・プログラムの実証運用 (CO₂排出量の予測) を行い、誤差が10%以下であることにより達成と評価する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

「業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している。」

- ・十分な情報に基づき、誤差が10%以下でCO₂排出量を予測できるプログラムを構築できた。

(事務事業の実施状況)**①施策の実施状況**

・既存統計データによる運送事業者現状分析や運輸事業者が保有する運行データの解析、さらに二酸化炭素排出量の測定調査を行い、これらをもとにプログラムを作成し、実証運用を行った。

②予算執行の効率化・弾力化に得られた効果

・本施策については、平成 20 年度予算における成果重視事業として位置づけられ、予算執行の弾力化措置が認められたが、実際の予算執行においては当該措置を利用しなかった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は「自動車分野のCO₂排出量評価プログラムの構築（CO₂排出量予測の誤差）」であり、十分な情報に基づき、CO₂排出量を誤差10%以下で予測するプログラムを構築できたので、A-3と評価した。
- ・平成20年が本事業の最終年度であり、平成21年度については新たな予算要求はしていない。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

- ・平成20年が本事業の最終年度であり、平成21年度については新たな予算要求はしていない。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車交通局技術安全部環境課（課長 小田 曜作）

業績指標Ⅱ

自動車事故の情報収集の強化と情報分析システムの構築事業（①自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数の増加、②自動車事故報告書作成時間の短縮）

評価

①A-3	①目標値：6,000件（平成20年） 実績値：5,280件（平成20年） 初期値：3,680件（平成16年）
②A-3	②目標値：30分（平成20年） 実績値：30分（平成20年） 初期値：60分（平成16年）

（指標の定義）

①自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数の増加、②自動車事故報告書作成時間の短縮

（目標設定の考え方・根拠）

自動車事故報告規則に基づく事故の報告義務を事業者確実に履行させ、そのデータを基に事故分析を行うことで、交通事故の低減を図るために効果的な安全対策を実施することができることから、報告書作成の負担の軽減を図る。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

自動車運送事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

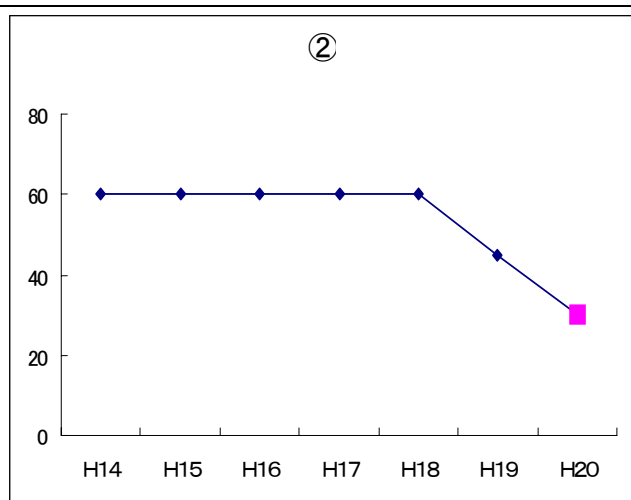
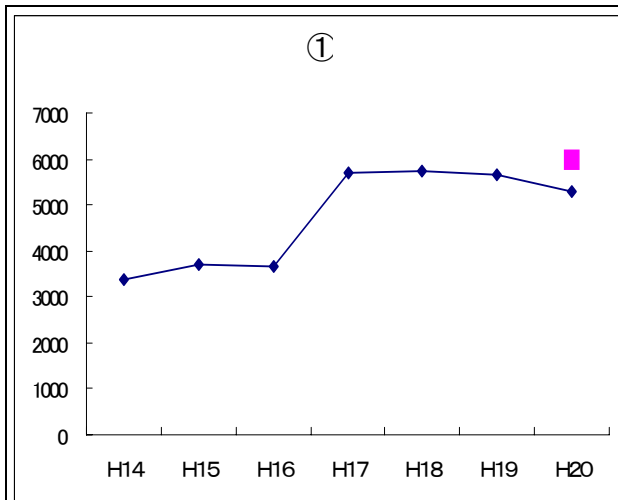
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

（暦年）

H16	H17	H18	H19	H20
3,680件	5,689件	5,735件	5,648件	5,280件
60分	60分	60分	45分	30分



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①手段と目標の因果関係
電子申請化及び事故分析システムの構築により目標達成する。
- ②目標の達成度合いの判定方法・基準
(業績指標：①自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数の増加(平成16年3,680件から平成19年5,648件)しており、②自動車事故報告書作成時間の短縮は電子申請化により達成する。)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

業績指標①：事業用自動車における交通事故件数自体は、平成16年68,034件から平成20年56,295件と大きく減少しているところ、指標「自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数」は、平成16年3,680件から平成20年5,280件となり、1,600件増加しており、自動車事故報告規則に基づく事業者による事故の報告義務の確実な履行促進が図られた。

業績指標②：「自動車事故報告書作成時間」は、電子申請化により時間の短縮が図られた。

(事務事業の実施状況)

①施策の実施状況

平成19年度においては、電子申請化及びシステム製造を実施した。

②予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

予算執行の弾力化措置は利用していないため、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果はない。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標①：事業用自動車における交通事故件数自体は、平成16年68,034件から平成20年56,295件と大きく減少しているところ、指標「自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数」は、平成16年3,680件から平成20年5,280件となり、1,600件増加しており、自動車事故報告規則に基づく事業者による事故の報告義務の確実な履行促進が図られた。また業績指標②：自動車事故報告書作成時間についても、電子申請化により時間の短縮が図られたことから、①自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数の増加及び②自動車事故報告書作成時間の短縮について、A-3と評価した。

平成21年度以降における新規の取組と見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車交通局安全政策課(課長 山崎 篤男)

業績指標Ⅲ

宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業（①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度）

評価

①	C-2	① 目標値：大臣免許業者 30% 知事免許業者 10% (平成21年度) 実績値：大臣免許業者12.6% 知事免許業者2.1% (平成20年度) 初期値：大臣免許業者2.7% 知事免許業者1.3% (平成19年度)
②	A-2	② 目標値：50% (平成21年度) 実績値：85% (平成20年度) 初期値：78% (平成19年度)

(指標の定義)

- ①大臣及び知事免許に係る全免許等申請数における電子申請数を集計した結果から算出した割合
 (分子) = 大臣、知事免許に係る全免許等申請数のうち電子申請数
 (分母) = 大臣、知事免許に係る全免許等申請数
- ②システムにアクセスした利用者に対しシステムの中でアンケートを行い、その結果算出した割合
 (分子) = アンケート回答者のうち、システムを利用して、従来の紙による申請と比較して業務が「大いに効率化できた」もしくは「ある程度効率化できた」と回答した者の数
 (分母) = アンケート回答者数

(目標設定の考え方・根拠)

- ①電子申請率の増加は申請者にとって書類提出や補正の度に窓口に出向く必要がなくなる等の利便性の向上に直接結びつくことから量的な指標となるものとして設定
- ②システム満足度は、利用者の立場から見たシステムの質的な指標となるものとして設定

(外部要因)

- ①申請が想定される者のパソコン保有状況
 ②該当なし

(他の関係主体)

- ①都道府県
 ②都道府県

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

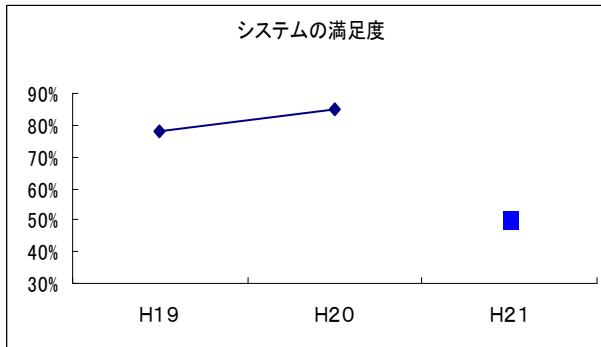
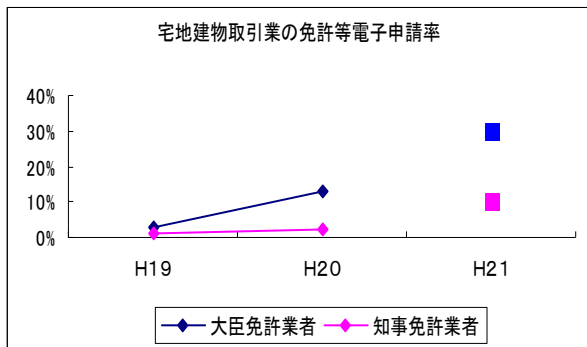
なし

①宅地建物取引業の免許等電子申請率

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	大臣2.1% 知事1.3%	大臣12.6% 知事2.1%	

②システムの満足度

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	78%	85%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ① 手段と目標の因果関係…宅地建物取引業等に係る免許等手続きについて国と都道府県が共に使用できる電子申請システムを構築し、電子申請を利用することで、行政事務の効率化等を目指すとともに、民間事業者の利便を図るもの。
 予算額 98,919千円（平成18年度）
- ② 目標の達成度合いの判定方法・基準…電子申請率については、全免許等申請数における電子申請数を集計し、その比率を算出する。システムの満足度については、電子申請システムのサイトに利用者から意見を求めるページを設け、満足度を調査する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- 平成20年度の電子申請率については大臣免許業者12.6%、知事免許業者2.1%となっている。昨年度の数値と比較して特に大臣免許業者の申請率は大幅な伸びを示しているものの、当該システムの運用は平成19年11月より、現在利用可能な14手続について運用開始されたものであり、年度を通じての運用は平成20年度が初めてであることから、当該年度の申請率が今後継続する数値の傾向を示しているものか判断がつかない。
- システムの満足度については、平成21年度の目標値である50%を上回る85%であったことから、システムの品質面における評価は順調。
- (事務事業の実施状況)
- ① 施策の実施状況…申請・届出等手続きの窓口（大臣免許においては各地方整備局等、知事免許においては各都道府県）における周知や業界団体への通知を行うとともに、宅建業者数が多い大都市圏（横浜、大阪、福岡）での当該システムの利用促進説明会を実施。また、利用者アンケートを実施し、利用者のシステムへの満足度を調査するとともに、利用者のシステムに対する要望等を集計した。
 - ② 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果…該当なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度の電子申請率については、当初の申請率より大幅な伸びを示しているものの、当該システムは平成19年11月より運用開始したものであり、年間を通じての運用は平成20年度が初めてであることから、当該年度の申請率が今後継続する数値の傾向を示しているものか判断がつかないことから、C-2と評価した。さらなる電子申請率の向上を図るために、平成20年度に引き続き、大都市圏でのシステム利用促進説明会を実施するとともに、業者数の多い地方部での説明会の開催を検討。

システムの満足度については、業績指標は平成20年度において平成21年度の目標値である50%を上回る85%あり、A-2と評価した。今後も引き続き利用者アンケートを実施することにより、利用者の要望等を把握し、費用対効果を勘案しながら利用者の利便性の向上に資するシステム改良が可能か検討する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)
 なし

(平成22年度)
 なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局不動産課不動産指導室（室長 藤井 賢一）
 関係課：